令和２年度

外務省政策評価書

令 和 2 年 9 月

外　務　省

目　　次

［概 要］ 1

令和２年度政策評価の概要 3

［施策に係る事後評価］ 43

基本目標Ⅰ　地域別外交 45

施策Ⅰ－１　アジア大洋州地域外交 47

施策Ⅰ－２　北米地域外交 145

施策Ⅰ－３　中南米地域外交 177

施策Ⅰ－４　欧州地域外交 199

施策Ⅰ－５　中東地域外交 269

施策Ⅰ－６　アフリカ地域外交 299

基本目標Ⅳ　領事政策 319

施策Ⅳ－１　領事業務の充実 321

基本目標Ⅴ　外交実施体制の整備･強化 361

施策Ⅴ－１　外交実施体制の整備･強化 363

施策Ⅴ－２　外交情報通信基盤の整備･拡充 377

基本目標Ⅶ　分担金･拠出金 385

施策Ⅶ－１　国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献 387

施策Ⅶ－２　国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献 395

施策Ⅶ－３　国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献 403

（注）基本目標Ⅱ、Ⅲ及びⅥについては、モニタリングを実施しており、別冊の「令和２年度政策評価事前分析表」に掲載。

［概　要］

令和２年度政策評価の概要

１　はじめに

外務省の任務は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ること（外務省設置法第３条）です。令和元年度においても限られた投入資源（予算、定員）を効果的・効率的に活用し、与えられた任務を全うすべく政策を企画・実施しました。本書は、当省が企画・実施した政策の自己評価を取りまとめたものです。

なお、別冊となる令和２年度外務省政策評価事前分析表において、本書の政策評価を踏まえた令和２年度目標等を設定しています。

２　外務省の政策評価

（１）政策評価制度の導入

外務省は、平成 13 年６月制定、平成 14 年４月１日施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、政策評価法）により各府省が自らの行った政策について評価を行うことが義務付けられたことを受け、平成 14 年度実施政策から政策評価を実施しています。

（２）政策評価の実施体制

ア　施策所管部局

外務省が行う政策評価では、個別の施策を所管する各部局が、毎年度の実施計画に基づき、それぞれの部局が担当する施策について自己評価を行います。施策所管部局は、取組の実績やその成果を施策の目標と照らし合わせ、目標に向けた進捗状況を中心に分析、評価します。

イ　評価の総合審査

大臣官房総務課、考査・政策評価室、会計課、総合外交政策局総務課及び政策企画室が、施策所管部局が実施した評価に対する総合的な審査を行います。

ウ　学識経験を有する者の知見の活用

政策評価法では、各府省の自己評価が原則となっていますが、同法第３条第２項で、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、学識経験を有する者の知見を活用することが求められています。外務省では、学識経験を有する者からの意見聴取の仕組みとして、平成 15 年度から政策評価及び外交に関する有識者から成る「外務省政策評価アドバイザリー・グループ（AG）」を設置しています。AG からは、外務省の評価方法の適正性や基本的な方針などの策定・改定及び評価結果について意見を聴取しています。

今回の政策評価書作成に際しても、令和２年１月に AG 会合を開催し、評価書の形式、記述の在り方等について所見を述べていただくとともに、令和２年６月に AG メンバーに対し各施策の評価の妥当性等についての所見の執筆を求め、同所見を評価書に掲載しています（下記６参照）。

AG メンバーは以下のとおりです。

秋月　謙吾	京都大学大学院法学研究科　教授
遠藤　乾	北海道大学大学院公共政策学連携研究部　教授
神保　謙	慶應義塾大学総合政策学部　教授
南島　和久	新潟大学法学部　教授
福田　耕治	早稲田大学政治経済学術院　教授
山田　治徳	早稲田大学政治経済学術院　教授

３　令和２年度政策評価の枠組み及び実施要領

この政策評価は、政策評価法及び関連の閣議決定で作成が定められている「外務省における政策評価の基本計画」（計画期間：平成 30 年度～平成 34 年度、以下「基本計画」）、「令和２年度外務省政策評価実施計画」（計画期間：令和２年４月１日～令和３年３月 31 日、以下「実施計画」）等に基づいて実施されています。

上記基本計画等に基づいて実施する今回の政策評価の実施要領は次のとおりです。

（１）評価の実施サイクル

外務省では、政策評価体系において７つの基本目標の下に 19 の施策を設定し、施策を基本的に２つのグループに分けて評価を実施しています。令和元年度に評価サイクルの見直しを行い、従来２年だった評価周期を試験的に３年に変更し、令和元年度は全施策モニタリングを実施、令和２年度及び令和３年度については、以下ア～ウのサイクルで評価を実施する予定として、令和２年度は 12 施策について評価を実施しました。

ア　２つのグループのうち、平成 29 年度に評価を行った施策（基本目標Ⅶを除く。）については、令和２年度に、過去３年間の実績を基に評価。

イ　もう一方の令和２年度に評価を実施しないグループの施策については、過去１年間の実績を測定（モニタリング）し、令和３年度に３年間分の実績を基に評価。

ウ　基本目標Ⅶの下に掲げる３施策（分担金・拠出金）については、令和２年度に、過去２年間の実績を基に評価（以下（５）参照）。

（２）客観的な評価のための測定指標の設定及び達成状況の判定

評価の客観性を高めるため、定量的な測定指標及び参考指標を可能な限り設けましたが、その多くは多面的な外交政策の一側面を示すにとどまります。このため、定性的な測定指標を中心としつつ、各施策の進捗状況に関するより客観的な評価が可能となるよう、年度ごとに目標を達成できたか否かを判断しやすい具体的な目標の設定に努めました。

また、評価に際しては、国際情勢の変化の影響を受けやすいなどの外交政策の特性も踏まえ、定性的、定量的いずれの指標についても、年度ごとの具体的な目標に照らしてどの程度目標を達成できたかとともに、国際情勢や関係国の動向等も勘案して十分な成果が得られているかも含め、厳しい目で評価を行いました。その根拠となる主な実績や理由等については「施策の進捗状況・実績」や「施策の分析」に具体的に記載するよう努めました。

（３）評価結果の判定方法

ア　施策毎に設定した測定指標について、年度目標の平成 29・30・令和元年度の３年度分の達成状況を次の判定基準に沿って５区分で表示しています。年度目標の３年度の達成状況の判定に当たっては、上記（２）のとおり、国際情勢や関係国の動向等も勘案して厳しい目で評価する観点から、判定の目安として「ｂ」を標準としました。

目標の達成状況	判定基準
s	目標超過達成
a	目標達成
b	相当程度進展あり
c	進展が大きくない
d	目標に向かっていない

イ　各測定指標における平成 29・30・令和元年度目標の達成状況（上記ア）を踏まえ、施策ごとの目標達成度合いを次の基準に沿って５区分で表示しています。

目標の達成度合い	判定基準
目標超過達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められる。
目標達成	全ての測定指標で目標が達成されたと認められる。

相当程度進展あり	一部（又は全部）の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示したと考えられる。
進展が大きくない	一部（又は全部）の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったと考えられる。
目標に向かっていない	主要な測定指標の全部（又は一部）が目標を達成しなかったため、目標の達成に向けて進展していたとは認められない。

（４）政府開発援助（ODA）に関する政策評価

政府開発援助（ODA）に関しては、外務省では政策評価法が施行される前から、国際的に確立した評価の手法も取り入れた評価を行っています。

我が国の ODA に関する評価には、①特定の国・地域に対する開発協力政策、又は、特定の開発分野や個別の援助形態（スキーム）について、複数のプログラムやプロジェクトから成る開発協力政策全般を包括的に評価するいわゆる政策・プログラムレベルの評価、②個々のプロジェクトを対象とした事業評価があり、外務省では主に前者の政策・プログラムレベルの評価を実施しています。

政策評価法に基づく本政策評価では、ODA 政策全体についての評価・モニタリングを行っています（モニタリングについては、別冊の令和２年度外務省政策評価事前分析表の施策Ⅵ－１で公表しています。）。また、政策評価法第７条第２項第２号イ及びロにより事後評価が義務付けられている ODA に係る未着手・未了案件について、当該案件を引き続き実施するか、中止するかを明らかにする形のプロジェクト・レベル評価を行うとともに、政策評価法第９条により実施が義務付けられている個々の政府開発援助に関する事前評価を実施しています（下記外務省ホームページで公表しています。）。

外務省以外にも、ODA の実施機関である JICA（独立行政法人国際協力機構）や ODA 関係省庁が ODA に関する評価をそれぞれ実施しています。

ODA 評価に関する外務省及び JICA のホームページ・アドレスは以下のとおりです。

（外務省）https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index.html
（JICA）　https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html

（５）分担金・拠出金の評価

分担金・拠出金の評価は、外務省が拠出する国際機関への分担金・拠出金を政務及び安全保障分野、経済及び社会分野並びに地球規模の諸問題の３つの分野に分け、分野ごとに施策として評価しており、令和２年度は過去２年分の実績を基に評価を実施しました。なお、施策ごとに主要な分担金・拠出金を毎年度順次取り上げて評価することにより、各施策全体の評価に代えています。

分担金・拠出金については、各国際機関の設置目的や経緯、その規模や活動内容に応じて基本目標Ⅰ～Ⅵに関連する様々な外交上の目的達成を目指していることから、令和３年度からは政策評価上の位置付けを見直し、各分担金・拠出金が直接関連する他の施策（基本目標Ⅰ～Ⅵ）の一環として評価を実施することとして、別冊の令和２年度事前分析表から基本目標Ⅰ～Ⅵの中に組み込んでいます。

（６）政策評価と行政事業レビューとの連携

平成 25 年度から実施されている政策評価と行政事業レビューとの連携強化については、引き続き政策評価対象施策を構成する達成手段と行政事業レビュー対象事業との対応関係を明確化するとともに、行政事業レビューでの指摘等も踏まえた評価に努めました。

４　令和２年度政策評価結果の概要

（１）　本年度評価を実施した 12 施策の目標の達成度合い

本年度評価を実施した12施策の目標の達成度合いは次のとおりです。

基本目標Ⅰ：地域別外交		目標の達成度合い
施策Ⅰ－１	アジア大洋州地域外交	相当程度進展あり
施策Ⅰ－２	北米地域外交	相当程度進展あり
施策Ⅰ－３	中南米地域外交	相当程度進展あり
施策Ⅰ－４	欧州地域外交	相当程度進展あり
施策Ⅰ－５	中東地域外交	相当程度進展あり
施策Ⅰ－６	アフリカ地域外交	相当程度進展あり
基本目標Ⅳ：領事政策		
施策Ⅳ－１	領事業務の充実	相当程度進展あり
基本目標Ⅴ：外交実施体制の整備・強化		
施策Ⅴ－１	外交実施体制の整備・強化	相当程度進展あり
施策Ⅴ－２	外交情報通信基盤の整備・拡充	相当程度進展あり
基本目標Ⅶ：分担金・拠出金		
施策Ⅶ－１	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	相当程度進展あり
施策Ⅶ－２	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	相当程度進展あり
施策Ⅶ－３	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	相当程度進展あり

（２）各施策における測定指標毎の目標達成状況及び主な施策分析

本年度評価を実施した12施策について、測定指標ごとの目標の達成状況及び主な施策分析は次のとおりです。

ア　施策Ⅰ－１　アジア大洋州地域外交

（ア）測定指標の平成29・30・令和元年度目標の達成状況（＊は主要な測定指標）

個別分野１　東アジアにおける地域協力の強化	
＊１－１　日ASEAN協力の進展	b
１－２　ASEAN＋３（日中韓）協力の進展	b
＊１－３　東アジア首脳会議（EAS）協力の進展	b
＊１－４　日中韓三か国協力の進展	b
１－５　地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展	b
１－６　総理大臣及び政務三役の参加した国際会議数	b
個別分野２　朝鮮半島の安定に向けた努力	
＊２－１　北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展	c
＊２－２　拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展	c
２－３　米国及び韓国との間で首脳・外相・次官級（含：六者会合首席代表）で北朝鮮に関し会議・協議を行った回数（電話会談を除く）	b
個別分野３　未来志向の日韓関係の構築	
＊３－１　未来志向の日韓関係の構築	c
３－２　人的交流の拡大	b
＊３－３　経済関係緊密化のための各種協議等の推進	b
３－４　日韓の連携、協力を通じた地域の平和と安定への寄与	b
３－５　日韓首脳・外相会談の開催回数（電話会談を除く）	b
個別分野４　未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル間の互恵関係の強化等	
＊４－１　日中における「戦略的互恵関係」の一層の深化に向けた取組（経済面以外）	b
＊４－２　日中における「戦略的互恵関係」の一層の深化に向けた取組（経済面）	b
４－３　日モンゴル関係の着実な進展（経済面以外）	b
４－４　日モンゴル関係の着実な進展（経済面）	b
４－５　日台実務関係の着実な進展	b
４－６　日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数（電話会談を除く）	b
４－７　中国遺棄化学兵器問題への取組（現地調査箇所数）	b
個別分野５　タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化	
＊５－１　要人往来等を通じた二国間関係の強化	b

５－２　経済協議の実施と貿易投資環境の整備	b
＊５－３　メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進	b
５－４　要人往来数（政務官レベル以上）	b
５－５　日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進	b
個別分野６　インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化	
＊６－１　要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進	b
＊６－２　各国とのEPAの協議・実施等経済分野での関係緊密化	b
６－３　平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力	b
６－４　要人の往来数（日本側は総理大臣及び外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外務大臣）	b
６－５　日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士の受入れの推進	b
個別分野７　南西アジア諸国との友好関係の強化	
＊７－１　インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化	b
＊７－２　要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進（インドを除く）	b
７－３　南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施	b
７－４　要人往来数	b
個別分野８　大洋州地域諸国との友好関係の強化	
＊８－１　豪州及びNZとの関係強化	b
＊８－２　太平洋・島サミット・プロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化	b
８－３　要人の往来数	b

（イ）主な施策分析

ｉ　個別分野１　東アジアにおける地域協力の強化

● 日ASEAN協力に関し、平成29年度から令和元年度についても、首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持しており、平成25年度に表明した５年間で２兆円のODA供与、平成26年度の日ASEAN首脳会議において表明した「日ASEAN健康イニシアティブ」の下でコミットした５年間で8,000人の人材育成、平成27年度に表明した「産業人材育成協力イニシアティブ」の下でコミットした３年間で４万人の産業人材育成について、いずれも前倒しでコミットメントを達成した。これらの支援は、「ASEAN共同体ビジョン2025」に沿った課題に対応するものであり、測定指標１－１の中期目標達成に向け有益であった。ASEAN側からも各種議長声明で日本の支援に対し謝意が表明された。また、格差是正を中心にASEANの統合努力を支援するために設置された日ASEAN統合基金（JAIF）を活用し、様々なプロジェクトが実施され、格差是正を促したことに加え、対日理解促進交流プログラムJENESYSの実施を通じ、人的交流による相互理解を促進した。

さらに、平成29年度には、日ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定について、７年間の交渉を経て第一改正議定書交渉を妥結し、令和元年２月に署名を行った。本改正により、日ASEAN間でのサービスの貿易及び投資のさらなる自由化が期待される。また、平成30年11月の日ASEAN首脳会議において、通常の議長声明とは別途、日ASEAN首脳による日ASEAN友好協力45周年記念共同声明を発出したほか、令和元年度には、ASEANが自らのイニシアティブで採択した「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」への全面的な支持を表明しつつ、日本の「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」構想とのシナジーを追求し、日・ASEAN協力関係を強化していく旨言及したこと、連結性向上に資するべく「対ASEAN海外投融資イニシアティブ」の立ち上げを表明するなど、この３年間で日ASEAN協力は相当程度進展した。

我が国の、首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換の実施の維持、コミットメントの着実な実施、「連結性に関する日・ASEAN 首脳会議共同声明」の採択、AOIP と FOIP のシナジーの追求への言及、日 ASEAN 技術協力協定の締結は、ASEAN 統合への協力の進展を促し、また、日 ASEAN 協力の進展において有効であった。

● EAS に関しては、平成 29 年度から令和元年度は、首脳・外相を始めとする高いレベルにおいて、EAS 内協力及びその将来の方向性に加え、北朝鮮や海洋安全保障、ラカイン州情勢等地域・国際情勢について協議されたことに加え、令和元年には ASEAN 自身により AOIP が採択され、FOIP とのシナジーの実現に向けた協力が進展したことなど、地域の安定と平和のために、域内各国との安全保障等についての協力が促進された。また、３年間で化学兵器、貧困削減、マネーロンダリング対策、テロリズム思想等への対抗、スマートシティ、海洋プラスチックごみ、外国人テロ戦闘員及び帰還戦闘員、核物質等の安全な使用・保管及び輸送、情報通信技術セキュリティ及びデジタル経済、違法薬物、国境を越える犯罪、持続可能性のためのパートナーシップといった広範な分野に関する個別声明が採択された。加えて、EAS 強化の一環として ASEAN 事務局内に設置された EAS ユニットが平成 30 年には本格的に活動を開始する等、EAS の機構強化が相当程度進み、地域のプレミア・フォーラムとしての EAS の価値が高まったことから、EAS 協力は相当程度進展した。

ハイレベルにおいて地域情勢についての協議が行われたこと、「EAS 開発イニシアティブに関するプノンペン宣言の前進のためのマニラ行動計画」が発出されたこと、EAS 大使級会合が定期的に開催されるようになったこと、ASEAN 自身により AOIP が採択され、FOIP とのシナジーの実現に向けた協力が進展したことなど、東アジア首脳会議(EAS)協力の進展において効果があった。

● 日中韓三か国協力については、平成 29 年度から令和元年度は、２回の日中韓サミットと１回の日中韓外相会議、多数の閣僚級会合を含む様々なレベルの政策対話が行われ、日中韓協力 20 周年の節目として成果文書「次の 10 年に向けた３か国協力に関するビジョン」が採択された。また、日中韓ユース・サミットの開催、オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした人的交流、日中韓協力事務局（TCS）による取組など様々な分野での協力が進展したことから、未来志向の日中韓協力の枠組みが推進され、相当程度の進展があった。

平成 30 年に約２年半ぶりに日中韓サミットが開催され、日中韓協力の新たなスタートを切り、翌令和元年８月には約３年ぶりに日中韓外相会議が、12 月には日中韓サミットが再び開催され、３か国協力を推進することで一致し、成果文書「次の 10 年に向けた３か国協力に関するビジョン」が採択されたことは、日中韓３か国協力の進展を図る上で効果的だった。また、様々な分野で閣僚級会合が多数開催され、実務レベルの協力が深化したこと、日中韓ユース・サミットが開催されたことなど、日中韓３三か国協力の進展において一定の効果があった。

ⅱ　個別分野２　朝鮮半島の安定に向けた努力

● 平成 29 年度、日本は、国連安保理理事国として、関係国と緊密に連携しながら、国連安保理の議論を主導した。その結果、北朝鮮による核・ミサイル開発に対しては、４本の国連安保理決議が採択されるとともに、４回の我が国独自の対北朝鮮措置を実施し、北朝鮮に対する最大限の圧力の維持に注力したことで、平成 30 年６月 12 日の史上初となる米朝首脳会談実現に向け、一定の役割を果たした。

平成 30 年４月の日米首脳会談で安倍総理大臣からトランプ大統領に対して米朝首脳同士の合意を署名文書で残すことを提起したことを踏まえ、同年６月の米朝首脳会談では、米朝首脳共同声明が発出され、金正恩委員長がトランプ大統領に対して、朝鮮半島の「完全な非核化」について、自ら署名した文書の形で直接約束した。さらに、平成 31 年２月の米朝首脳会談及び令和元年６月の米朝首脳面会においても、米国は安易な譲歩を行うことなく、我が国の国益と整合的な交渉をした。

また、平成29年度から令和元年度にかけて、米国のみならず、韓国、中国及びロシアとの首脳会談等を通じて、北朝鮮問題について関係国との連携を強化でき、有意義だった。

他方、北朝鮮は、令和元年５月以降、20発を超える頻繁な弾道ミサイル発射を繰り返し、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を依然として行っていないことから、指標全体としては目標達成に向けて進展は大きくなかったと判定した。

● 我が国は、従来からの基本認識に変わりはなく、拉致問題の解決を最重要課題と位置付け、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全の確保と即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを北朝鮮側に対し強く要求している。

安倍総理大臣は、平成30年２月、平昌冬季オリンピック競技大会の開会式の際、金永南（キム・ヨンナム）北朝鮮最高人民会議常任委員長に対して、拉致問題及び核・ミサイル問題を取り上げ、日本側の考えを伝えた。河野外務大臣も、平成29年から平成30年にかけて３回李容浩（リ・ヨンホ）北朝鮮外相と接触し、日本側の基本的な考えを改めて伝えた。

また、各国首脳・外相との会談、Ｇ７サミット、日中韓サミット、日米韓外相会合、ASEAN 関連首脳会議を含む国際会議等の外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を提起し、多くの国からの理解と支持を得ている。特にこれまでの米朝首脳会談において、トランプ大統領が、安倍総理大臣の考えを直接金正恩国務委員長に伝えてきたことは大きな成果である。また、トランプ大統領のみならず、習近平国家主席、文在寅大統領からも、それぞれ金正恩委員長に対し、安倍総理大臣の考えを伝えた。

これらは北朝鮮に対して、拉致問題の解決に向けた我が国及び国際社会の強い意志を示す観点から有効であったと判断できる。また、日本から北朝鮮に直接働きかけたこと、及び、様々なレベルにおいて、あらゆる外交上の機会を捉えて、各国に対して拉致問題への理解と協力を求めることができたことは、北朝鮮に対し、諸懸案の包括的な解決に向けた具体的行動を強く求める環境を作る上で有益であった。

他方、北朝鮮による拉致の発生から長い年月が経過した今も、拉致被害者全員の帰国は実現していないことから、測定指標２－２としては目標達成に向けて進展が大きくなかったと判定した。

ⅲ 個別分野３　未来志向の日韓関係の構築

● 平成29年度は、首脳会談を３回、外相会談を５回実施し、平成30年度は、首脳会談を２回、外相会談を８回、そして、令和元年度は、首脳会談を１回、外相会談を８回実施し、ハイレベル間での意思疎通を図ったことで、新政権との緊密な連携の推進を進めることができた。

（１）平成29年度は、７月に行われた日韓首脳会談において、安倍総理大臣と文在寅韓国大統領はシャトル外交を再開することで合意したほか、平成30年２月には平昌冬季オリンピック競技大会開会式に出席するために安倍総理大臣が訪韓し、文在寅大統領との日韓首脳会談で未来志向の日韓関係を作り上げていくことを確認するなど取組が進展した。一方で、韓国外交部長官直属の「慰安婦合意タスクフォース」の報告書に基づき、平成30年１月に韓国政府が平成27年の慰安婦問題に関する日韓合意についての立場を発表したことは、日韓関係を未来志向への発展とは反する動きであり、日韓関係を未来志向の新時代へと発展させていくために、韓国が「最終的かつ不可逆的」な解決を確認した合意を着実に実施するよう求めていく必要が生じた。

（２）平成30年度は、旧朝鮮半島出身労働者問題に関する韓国大法院判決や、韓国政府による「和解・癒やし財団」の解散への動きなど、韓国側による否定的な動きが相次ぎ、令和元年度においては、旧朝鮮半島出身労働者問題に関して日本政府が韓国

政府に対し協議を要請したり、仲裁付託を通告したりするなどの外交努力を行ったが、その両方につき韓国政府が応じず、協議開催まで至らなかったため、進展は大きくなかった。

（３）令和元年 12 月に行われた日韓首脳会談において、安倍総理大臣と文在寅大統領が１年３か月ぶりに会談し、旧朝鮮半島出身労働者問題について、問題解決に向けた外交当局間の協議を継続していくこと、両国関係が困難な状況にある時だからこそ、様々なレベルでの交流が重要であることについて一致した。日韓間の諸問題に関して韓国側から適切な対応を引き出すために、引き続き外交努力を維持・強化する必要がある。

● 韓国政府による日本産水産物等の輸入規制の問題に関しては、平成 27 年９月に WTO に設置された紛争解決小委員会内での検討の結果、平成 30 年２月に日本の主張を認める内容のパネル報告書が提出された。しかし、平成 31 年４月に上級委員会は、同パネルの法的分析が不十分として、その WTO 協定整合性に関する判断を取り消す内容の報告書を公表するなど、紛争解決に資する判断が行われなかったことは、誠に遺憾だった。他方、上級委員会は、日本の食の安全性に関するパネルの事実認定は確定したことは評価しており、これらパネルの事実認定について説明を行いつつ、引き続き、あらゆる機会を捉えて韓国側に規制の早期撤廃を求める必要がある。

韓国における日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置に関しては、平成 30 年 10 月に日本の要請から WTO 紛争解決小委員会が設置され、手続きを継続しており、韓国による自国造船業に対する支援措置については、平成 30 年 12 月に WTO 協定に基づく二国間協議を実施し、その後、令和２年１月に新たに協議要請を行った上、同年３月にも改めて二国間協議を実施した。さらに、韓国における日本産空気伝送用バルブに対するアンチ・ダンピング措置に対しては、令和元年に紛争解決機関による是正勧告を得た。これらの WTO 紛争解決手続きに基づいた取組は、日韓の経済関係緊密化に向けた動きを推進する上で有益だった。

また、平成29年度から令和元年度までの３年間、継続して日中韓自由貿易協定(FTA)及び東アジア地域包括的経済連携（RCEP）交渉の進展に向けた取組を行っており、日韓の経済関係緊密化については、一定程度の進展はあった。

ⅳ 個別分野４　未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル間の互恵関係の強化等

● 平成 29 年度は、日中国交正常化 45 周年という節目の機会を捉えて首脳・外相を含むハイレベルでの対話が活発に行われ、日中関係改善の気運が大きく高まった一年となった。特に、11 月には、APEC 首脳会議及び ASEAN 関連首脳会議の機会を捉え、習近平国家主席及び李克強国務院総理との間で日中首脳会談が行われ、平成 30 年の日中平和友好条約締結 40 周年という節目を見据えた首脳往来や、国民交流の促進、経済関係の強化等について前向きな形で意見交換を行い、全面的な関係改善に向けた「新たなスタート」とも言うべき会談となった。実際、平成 30 年１月の外務大臣による約１年９か月ぶりの中国への二国間訪問や、各分野での政府間の対話関係につながったように、大いに意義のある取組が行われた一年となった。

平成 30 年度は、日中平和友好条約締結 40 周年という節目の機会を捉えて首脳・外相を含むハイレベルでの対話が活発に行われ、日中関係が正常な軌道に戻り、新たな発展を目指す段階へと入る一年となった。特に安倍総理大臣及び李克強国務院総理の両国首脳間の相互往来が実現したことは大きな成果だと言える。取り分け５月の、李克強国務院総理との日中首脳会談では、李克強国務院総理から安倍総理大臣に対して年内訪中について招請があり、両首脳がその後の習近平国家主席の訪日へと着実にハイレベルの往来を積み重ねることで一致したことは、10 月の安倍総理大臣による中国訪問につながったことを含め、首脳・外相レベルでの意思疎通が増加したのみならず、政府間の実務レベルでの意思疎通の強化にもつながった。こうした日中間の意思疎通

は国際約束・覚書の署名や、政治・安全保障、外交、文化・国民交流などの様々な分野で数多くの成果につながった。

令和元年度は、平成 29 年度、平成 30 年度と首脳・外相を含むハイレベルでの対話が、首脳・外相間の相互往来を含め活発に行われ、完全に正常な軌道に戻った日中関係を新たな段階へ押し上げ、「日中新時代」を切り開く上での重要な一年となった。特に、６月のＧ20 大阪サミットの際には、習近平国家主席が来日、12 月の日中韓サミットの際には安倍総理大臣が訪中するなど、両首脳の相互往来が実現したことや外相間での定期的な意思疎通が行われたことは、二国間及び地域・国際社会の懸案についてしっかりと意思疎通を行うことを通じ、前向きな成果の確保や協力の深化という観点から、有意義であった。

令和元年６月に、習近平国家主席が、Ｇ20 大阪サミットへ出席するため、国家主席としては平成 22 年以来約９年ぶりに訪日した。日中首脳会談では、両首脳は、平成 30 年の首脳相互往来を通じて日中関係が正常な軌道に戻り、新たな発展を得つつあることを確認するとともに、「日中新時代」を切り開いていくとの決意を共有した。そして、両首脳は、永遠の隣国として、恒常的かつ緊密な意思疎通を行うため、首脳を含むハイレベルの相互往来・対話を強化していくこと、そのための次の重要なステップとして、安倍総理大臣は、令和２年春の習近平国家主席の国賓としての訪日を招請し、習近平国家主席はこれを原則として受け入れた。本会談では、習主席の来春の国賓としての訪日実現で一致したことを始め、海洋・安全保障、経済、国民交流・領事、地球規模課題、北朝鮮等、様々な分野において、具体的な協力を確認できたことは大きな成果だと考える。

令和２年３月、習近平国家主席の国賓訪日について、双方は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を最優先する必要があり、また習近平国家主席の国賓訪日を十分成果が上がるものとするため、双方の都合が良い時期に行うということで改めて調整していくこととなったが、こうした重要な判断も、二国間でしっかりと意思疎通を行い認識が一致できたことは、最近の日中関係が新たな発展を得つつあることの現れであるとも考えられる。いずれにせよ、習主席の国賓訪日については、各種懸案事項において具体的な協力を確認し、日中両国が地域・国際社会が直面する課題に、共に責任を果たしていくことを内外に示す機会にしていく。

● 日中関係改善の気運が大きく高まった平成 29 年度には、７月及び 11 月の日中首脳会談を始め活発な首脳・外相レベルの対話を通じ、経済面の協力を更に発展させ、金融、観光、貿易、環境・省エネ等、各分野の協力を一層深化させていくことで一致したほか、11 月には日中経済パートナーシップ協議次官級会合が開催され、「５つの協力分野」を含む日中二国間の課題・協力、多国間の課題・協力等につき幅広い意見交換が行われた。

日中平和友好条約締結 40 周年の節目の年となった平成 30 年度には、第４回日中ハイレベル経済対話の開催や国務院総理の日本への公式訪問が実現（共に平成 22 年以来約８年ぶり）し、新技術や急速な少子高齢化への対応の中での新たな協力分野の開拓、自由経済貿易体制の維持・推進のための、国際ルールに基づく、自由で開かれた、公正な経済秩序の構築、第三国における協力や地球規模課題への対応等について一致した。さらに、同年 10 月の安倍総理大臣訪中の際には（多数国間会議への出席を除き、日本の総理大臣として約７年ぶりの訪中）、第三国民間経済協力、イノベーション及び知的財産に関する新たな日中対話、金融協力の進化等で多くの成果が得られたことを歓迎し、日本産食品の輸入規制解除の早期実現を改めて要請した。

令和元年度には、４月に、次官級の日中経済パートナーシップ協議及び第１回日中イノベーション協力対話を開催した後、閣僚級の第５回日中ハイレベル経済対話が行われ、マクロ経済政策、二国間経済協力及び交流、日中ハイレベル経済対話の下での重要な協力（日中第三国市場協力や日中イノベーション協力対話）、地域・世界経済及び

地球規模課題への対応などについて幅広い議論が行われた。６月には、習近平国家主席が国家主席就任後初訪日し、国際スタンダードの下、第三国市場、イノベーション及び知的財産保護、食品・農産品を含む貿易・投資、金融・証券、医療・介護、省エネ・環境、観光交流など、潜在力のある分野における互恵的な実務協力を強化するとともに、自由で公正な貿易体制を発展させていくことで一致した。さらに、同年 12 月の安倍総理大臣訪中の際にも、経済・実務協力など様々な分野の協力を更に強化していくことで一致した。

上記に代表されるこの３年度を通じた成果は、日中経済関係の強化を通じた我が国の経済的利益の追求の観点から非常に有意義であった。このような成果に加え、首脳会談を始めとする累次の機会を捉え、日中経済関係の更なる深化及び中国経済の持続的発展の観点から、知的財産保護の強化、強制技術移転や市場歪曲的な産業補助金等の是正を始めとする、中国市場の開放や公平、公正なビジネス環境の構築のための実効的措置を要請した。中国による日本産食品の輸入規制問題についても、首脳レベルを含め累次の機会に規制解除を要請し、令和元年には、「動物の衛生及び検疫における協力に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」（日中動物衛生検疫協定）への署名、中国当局による日本産牛肉の輸入解禁令の公布などの一定の進展があった。また、コメの輸出拡大及び牛肉の輸出再開の実現に関しても、首脳・外相会談等の機会に中国側の前向きな対応を強く求めてきている。

特に、令和元年 11 月の日中動物衛生検疫協定の署名は、日本産牛肉の対中輸出再開に向けた重要な最初のステップであり、日本産牛肉などの畜産物の対中輸出再開の早期実現に向け非常に有益であった。

年金保険料の二重払いの問題を解決することを目的として交渉が進められてきた、日・中社会保障協定について、平成 29 年度に実質合意に至り、平成 30 年の李克強国務院総理訪日の際（５月）に安倍総理大臣及び李克強国務院総理の立ち会いの下、署名が行われ、令和元年９月に発効した。この協定の発効により、企業、駐在員等の負担が軽減され、日中両国の経済交流及び人的交流が一層促進されることが期待される。

v　**個別分野５　タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化**

● 二国間関係の強化に関して、過去３年間、全てのメコン地域諸国との間で首脳会談・外相会談を行い、ハイレベルによる各国との二国間関係強化を進展させることができた。

特に、平成 30 年に東京で開催された第 10 回日メコン首脳会議に際しては、メコン各国の首脳が訪日し、同会議で採択された日メコン協力の指針となる「東京戦略 2018」の内容を踏まえた形で各国と首脳会談を行ったことは、二国間関係を多角的に強化する観点から有益であった。また、令和元年は、即位礼正殿の儀においてもメコン各国から要人訪日が多くあり、多くの関係国がメコン地域を支援する中で、日本と各国との伝統的な友好関係や日本の取組を効果的に発信することができた。

● メコン地域に関しては、過去３年間、日メコン首脳会議及び外相会議を毎年開催し、日メコン協力を着実に進展させることができた。

特に、平成 30 年に、第 10 回日メコン首脳会議において、日メコン協力の新たな指針である「東京戦略 2018」及びその別添である「SDGs を推進するための日メコン協力プロジェクト」、「自由で開かれたインド太平洋を実現するための我が国の政策との相乗効果が期待される日メコン協力」及び「ACMECS マスタープランに関連した日本の現在進行中及び可能性のある協力プロジェクト」を採択し、さらに、その翌年の第 11 回日メコン首脳会議では、「東京戦略 2018」の進捗をフォローアップしたほか、「2030 年に向けた SDGs のための日メコン・イニシアティブ」の採択を行った。このように、日メコン協力の指針が策定され、優先分野特定されたことにより、日メコン関係が強化することができた。

ⅵ　個別分野６　インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化

●　平成 29 年度は、11 月の安倍総理大臣による ASEAN 関連首脳会議出席のためのフィリピン訪問、河野外務大臣のフィリピン、シンガポール及びブルネイ訪問、また、インドネシア副大統領及びフィリピン大統領の訪日が、平成 30 年度は、11 月の安倍総理大臣による ASEAN 関連首脳会議出席のためのシンガポール訪問、河野外務大臣のインドネシア、マレーシア、東ティモール及びフィリピン訪問、そして、マレーシア首相の３回の来日が、令和元年度は、11 月の安倍総理大臣による ASEAN 関連首脳会議出席のためのタイ訪問、茂木外務大臣のフィリピン及びインドネシア訪問が実施されるなど、３年間を通じてハイレベルでの要人の往来が活発に行われ、これらの機会を捉えた各国との対話・交流により二国間の戦略的パートナーシップの強化やインフラ整備を始めとする各種経済分野における協力が促進できた。

（１）平成 29 年度は、特に、ASEAN 議長国であったフィリピンからは、ドゥテルテ大統領以外にも、カエタノ外相、日フィリピン経済協力インフラ合同委員会におけるフィリピン側の閣僚９名が来日するなど、二国間関係・経済分野での対話・交流・協力の大きな進展があった。事務レベルによる協議としては、平成 25 年以来４年ぶりにインドネシアとの第３回外務・防衛当局間協議を開催し、安全保障分野での協力を前進させることができた。

　また、外交関係樹立 60 周年の節目を迎えたマレーシアについては、４月に皇太子殿下が御訪問され、マレーシア王室及び政府関係者と交流されたことは、築き上げてきた強固な二国間関係を、今後も経済・文化面で、更に結びつきを強めていく上で効果的だった。また、９月にパンディカー・マレーシア下院議長が訪日、二国間の議会交流が促進されたほか、周年事業として能楽、書道、武道などの日本文化を紹介する約 120 の事業が実施され、60 周年にふさわしい二国間文化交流の進展があった。

（２）平成 30 年度は、特に、首相が３回訪日したマレーシアについて、二国間の緊密な関係の象徴たるマレーシアの「東方政策」のバージョン・アップのため、教育、投資促進、人材育成の分野で協力していくことが確認された。事務レベルによる協議としては、フィリピンとの第４回次官級戦略対話（６月）において二国間から地域・国際社会の重要課題まで、幅広い分野について意見交換し、両国の戦略的パートナーシップの強化を確認し、同国との二国間関係を強化する上で有益だった。

　人的・文化交流については、インドネシア国交樹立 60 周年の節目を捉えた友好親善の促進に努め、政府要人の往来のほか、１年間で日本及びインドネシアにおいて合計 329 件の記念事業の実施したほか、JENESYS2018 による約 850 人の青少年を含む交流を通じて各国との民間レベルでの信頼関係構築に寄与することができた。

（３）令和元年度は、特に、５月の日本経済新聞社主催「アジアの未来」、６月のＧ20 大阪サミット、10 月の即位礼正殿の儀の累次の機会に訪日したこの地域の首脳級の要人との間で首脳・外相会談を実施、多岐にわたる分野での協力の進展が確認できたことは、各国との信頼関係強化に効果的だった。また、令和２年１月には茂木外務大臣とルトノ・インドネシア外相との間で日・インドネシア閣僚級戦略対話が実施され、インフラ整備や人材育成等の分野での協力を強化が確認された。

　また、マレーシアについて、重要閣僚であるアズミン・アリ経済相が閣僚級招へいで訪日、マレーシア・シンガポール間の高速鉄道、マレーシアにおける日本の大学分校の設置及び防衛関係分野での協力について確認したことは、同国との二国間関係を強化する上で有益だった。

●　平成 29 年度から令和元年度においては、シンガポール間の高速鉄道建設や、インドネシアのパティンバン新港、ジャワ島北幹線鉄道高速化、ジャカルタ都市高速鉄道（MRT）等の事業について、首脳級を含む累次の要人往来の機会に働きかけを実施し、日系企

業への側面支援を通じて二国間の経済関係を促進した。このうち、特に、MRT 南北線が平成 31 年３月に開業したことは、平成 29 年１月の日インドネシア会談において確認した、経済インフラ整備を通じたビジネス環境改善に係る協力を強化する方針を具体化するものだった。

二国間経済関係の文脈では、特にフィリピンについて、平成 29 年 10 月の首脳会談の際に、「今後５年間の二国間協力に関する日・フィリピン共同声明」を発表し、マニラ首都圏及び地方部におけるインフラ開発を含む、今後進展させるべき幅広い分野での経済協力について両国首脳間で確認するなど、大きな進展があった。

また、日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れにおいては、平成 29 年度に 649 名、平成 30 年度は 651 名、令和元年度は 882 名を受け入れ、その人数は着実に増加しており、また、日本の国家試験合格者については、平成26年の行政事業レビューの結果を受けて、同試験の模擬試験の実施、当該試験に出題される専門用語の授業を拡充する等日本語研修の拡充、滞在期間の延長等の各種取組を、平成 29 年度、平成 30 年度及び令和元年度も引き続き継続した。結果、平成 29 年度国家試験合格者数は、看護師 60 名、介護福祉士 124 名、平成 30 年度は看護師 46 名、介護福祉士 173 名、令和元年度は看護師 28 名、介護福祉士 199 名と、看護師では減少傾向にあるが、介護福祉士では年々増加しており、看護・介護分野での両国の経済関係の促進に向けた前進があった。

ⅶ　個別分野７　南西アジア諸国との友好関係の強化

● インドについて、平成 29 年度の安倍総理大臣によるインド訪問の際に発出された共同声明において両国間のパートナーシップを新たな次元に引き上げるべく協力することが決定され、翌平成 30 年度のモディ首相による訪日は、安倍総理大臣が自身の別荘に同首相を招いて非公式夕食会を行うなど、特別かつ重層的な日印関係を象徴する訪問となった。こうした首脳往来、また、多国間会合の機会に行われた首脳会談を通じて、伝統的な経済・経済協力に加えて、安全保障の分野でも二国間関係を一層強化することができた。外相間でも、４度の日印外相間戦略対話開催を始めとした数多くの会談を開催し、３年間を通して連携関係を深めることができた。特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化を図る上で、特に有益だったと思われる取組は以下のとおり。

（１）第１回日印外務・防衛閣僚会合（「２＋２」）

外務・防衛閣僚会合（「２＋２」）については、平成 30 年の首脳会談の際に新規立ち上げを表明し、累次にわたる調整の結果、令和元年 11 月に初会合を開催した。その際、日印協力に加え、多数国間協力、地域及び国際情勢（ASEAN、北朝鮮、南シナ海等）につき議論することで、両国の安全保障・防衛協力を推進する上で効果があった。

（２）日印物品役務相互提供協定（ACSA）

日印物品役務相互提供協定（ACSA）は、両国間の安全保障・防衛協力の更なる強化に資するものであり、平成 30 年 10 月の日印首脳会談において、締結に向けた交渉を開始することで一致し、令和元年 11 月の第１回日印外務・防衛閣僚会合（「２＋２」）において交渉の大幅な進展を歓迎した。こうした成果は、今後の交渉進展に向けた機運を一層高める上で効果があった。

（３）高速鉄道

インド高速鉄道については、平成 29 年９月の安倍総理大臣訪印時に本事業にかかる起工式典を開催し、第１期円借款の E/N に署名、さらに、翌平成 30 年 10 月のモディ首相訪日時に第２期円借款の E/N に署名し、着実に事業を踏み出したことで、新幹線システムを活用したインド初の高速鉄道事業を二国間協力の象徴の一つと位置づける上で大きな効果があった。

過去３年間で６回のハイレベル合同委員会を開催し、プロジェクトの円滑な進捗に向け累次の協議を重ねたことは有意義だった。

（４）経済関係及び人的交流

日印間の経済関係及び人的交流については、インドにおける日系企業数の増加（平成 29 年 1,369 社 4,838 拠点、平成 30 年 1,441 社 5,102 拠点）や、ビザ手続きの簡素化等に下支えされた両国間の人の往来の活発化に見られるように、堅調に進展していたものの、令和２年１月以降、新型コロナウイルスの発生・感染拡大に伴い、日印間の経済関係・人的交流は一時的に停滞し、先行きが極めて不透明になり始めた。

● その他の南西アジア諸国については、３年間を通じて、活発な要人往来及び国際会議の場の活用により、時宜を捉えたハイレベルな意見交換が実施され、特に、スリランカにおいては 15 年ぶり、ネパールにおいては７年ぶりに外務大臣がそれぞれを訪問し、モルディブやブータンでは外務大臣による初めての訪問が実現したことは、各国との二国間関係の強化を図る上で大きな意義があった。また、パキスタンにおいては過去３年間毎年、ネパールにおいては４年ぶりに次官級又は局長級政務協議が実施され、要人往来をフォローアップする形で様々な事務レベルでの協議を行うことができた。

（１）パキスタンについては、過去３年間で相互訪問時を含め３回にわたって外相会談を行ったほか、パキスタン大統領の８年ぶりの訪日が実現し、これまでの両国間の友好関係の確認及び今後の協力の可能性等について有意義な議論を行うことができた。また、各分野における協議やそれを総覧する外務次官級政務協議の開催（過去３年計３回）及びハイレベル経済協議の定期開催により、事務レベルでの幅広い分野における意見交換を通じて二国間関係をより強固なものにすることができた。なお、令和２年３月以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、要人往来を始めとする二国間の人的交流の促進が困難な状況となっている。

（２）バングラデシュとの関係では、令和元年５月のハシナ首相訪日時の首脳会談、河野外務大臣による３度の訪問及び６回にわたる外相会談において、「包括的パートナーシップ」の下での二国間関係強化、地域情勢・国際社会での関係強化を確認できた。これらの会談でミャンマー・ラカイン州から流入してきた避難民の問題について緊密な議論を行い、特に、河野外務大臣がミャンマー・ラカイン州からバングラデシュに流入した避難民キャンプを平成 29 年及び令和元年と２度訪問し、現地視察及び関係者との意見交換を行ったことは、避難民やホストコミュニティへの支援及び避難民帰還に向けた取組を後押ししていく上で有意義だった。

（３）スリランカとの関係では、平成 29 年４月のウィクラマシンハ首相訪日、平成 30 年１月の河野外務大臣による日本の外務大臣として 15 年ぶりとなる訪問、平成 30 年３月のシリセーナ・スリランカ大統領訪日など、要人往来が非常に活発であり、その際、各種協力に関する働きかけを行うことができた。令和元年 12 月には、茂木外務大臣が訪問し、新政権との関係構築ができたことは、二国間関係の強化を図る上で有意義だった。また、令和元年には、スリランカにおける連続テロ事件の直後となる６月に阿部外務副大臣、和泉総理大臣補佐官が相次いで訪問し、対テロ対策支援を行うことでスリランカ側と合意したほか、過去３年間、海洋対話、防衛当局間対話、海軍種幕僚級協議等、防衛・安全保障・海上保安分野における種々の対話を実施することができ、様々な分野での協力を進めることができた。

（４）ネパールとの関係では、平成 30 年 11 月にギャワリ外相が訪日した際の外相会談において、日・ネパール直行便就航の実現による人的交流の期待が示された後、平成 31 年１月に河野外務大臣が外務大臣として７年ぶりに訪問し、両大臣間で日・ネパール航空協定の付表の改正に関する交換公文の署名を行ったことは、二国間の人的交流の促進につながる直行便就航に向けた大きな前進となった。その後、令和元

年８月に関西－カトマンズ間、また、令和２年３月に成田－カトマンズ間において直行便就航に至った。令和元年 10 月の即位礼正殿の儀の際にはバンダリ大統領が訪日し、安倍総理大臣と初となる首脳会談を行い、二国間関係強化を確認することができた。令和２年２月、前回から４年ぶりに実施された第３回日本・ネパール外務省間政務協議では、経済協力や人的交流を含めた様々な分野の意見交換が行われた。

（５）モルディブとの関係では、平成 30 年１月に、河野外務大臣が日本の外務大臣として初めてモルディブを訪問したことは、二国間の信頼醸成の観点から効果的だった。特に、同訪問時に局長級政策対話を立ち上げることで一致したことを受け、平成 30 年６月に初めて、令和元年８月には第２回の日・モルディブ政策対話を実施し、政治・安全保障、経済・経済協力、人的交流、地域情勢など幅広い分野について意見交換を実施できた点は有意義だった。また、平成 30 年 11 月のモルディブにおける新政権発足以降、大統領就任式への竹下総理特使の出席や同年 12 月の薗浦総理大臣補佐官によるモルディブ訪問、同月のシャーヒド・モルディブ外相ほか閣僚２名の訪日等、時宜を得た要人往来を実施したことで、伝統的に友好的な二国間関係をより強固なものにすることができ、令和元年 10 月のソーリフ大統領の初訪日及び安倍総理大臣との間での首脳会談を有意義なものにすることができた。

（６）ブータンとの間では、平成 29 年の眞子内親王殿下による御訪問のほか、平成 30 年６月には河野外務大臣が日本の閣僚として初めてブータンを訪問し、外相会談のほか、国王陛下及び首相への表敬を行ったことは、長年にわたる友好的な二国間関係を一層強化する上で有意義だった。また、令和元年 10 月に訪日したワンチュク国王陛下との間で首脳会談が行われ、経済協力や人的交流の促進にかかる意見交換を通じて、両国の友好関係をさらに深めることができた。

ⅷ　個別分野８　大洋州地域諸国との友好関係の強化

●　日豪関係に関し、平成 29 年度は首脳会談を２回、外相会談を３回、平成 30 年度は首脳会談を１回、外相会談を６回、そして、令和元年度は首脳会談を２回、外相会談を３回実施するなど、ハイレベルを含め幅広いレベルで緊密な意見交換を実施し、日豪の「特別な戦略的パートナーシップ」を一層深化させ、日豪関係を強化することができた。

（１）平成 29 年度は、首脳の年次訪問としてのターンブル首相訪日時の、両首脳による自衛隊習志野駐屯地視察、国家安全保障会議（四大臣会合）特別会合への出席、日豪円滑化協定（仮称。以下同じ。）の早期妥結を目指すことで一致するなど、安全保障協力で大きな進展が見られたほか、日豪２＋２の開催、新日豪 ACSA の発効により、日豪安保協力は一段と高まった。平成 29 年１月の安倍総理大臣訪豪に続く年次訪問として、ターンブル首相訪日を実現したことは、両国が日豪関係を更に高めていく必要性で一致したことを示し、また、日豪首脳会談で両国の「特別な戦略的パートナーシップ」を改めて確認できたことは、目標達成を図る上で効果が高かった。

（２）平成 30 年度は、豪州のモリソン新政権が発足して間もなく、安倍総理大臣は９月に電話会談を行い、新政権との関係を速やかに構築し、11 月の首脳年次訪問としての安倍総理大臣訪豪時の日豪首脳会談において、「特別な戦略的パートナーシップ」を一層強化するとのコミットメントを再確認するとともに、両首脳間の個人的関係を深化させることができた。また、安全保障面では日豪２＋２の開催、円滑化協定交渉の大幅な進展、経済面では第３回日豪 EPA 合同委員会開催、TPP11 の発効に向けた協議を行うことで連携・協力関係が強化された。

　また、訪豪に続くパプアニューギニア（PNG）APEC の際、PNG 電化パートナーシップの署名など、太平洋島嶼国における援助・政策連携に向けた日豪の協力を打ち出したことは、目標達成を図る上で効果が高かった。

（３）令和元年度は、モリソン首相が５月の総選挙に勝利して間もなく、安倍総理大臣は電話会談を行い、６月のＧ20 大阪サミットのモリソン首相訪日や８月のＧ７ビア

リッツ・サミットの機会を捉えた日豪首脳会談に加え、計３回の電話会談を行い、両首脳間の個人的信頼関係を更に強めることができた。安全保障面では豪州の「瀬取り」警戒監視活動の参加、日豪共同訓練「武士道ガーディアン 19」及び「日豪トライデント」、経済面では日本商工会議所が経済ミッション派遣等を行うことで連携・協力関係が更に強化された。また、９月以降豪州全土に広がった過去最大規模の森林火災に際し、我が国は自衛隊Ｃ－130 輸送機２機の派遣及び緊急援助物資（防塵マスク）の供与、気象衛星ひまわりによる画像・データの提供を行った。新型コロナウイルスへの対応に関し、令和２年２月に横浜に寄港したダイアモンド・プリンセス号には 223 名の豪州人が乗船していたが、14 日間の検疫期間中の各種健康問題への対応や豪政府チャーター機による帰国支援を、令和２年３月には太平洋島嶼国からの邦人帰国支援を、日豪政府間で緊密な連携の下に実施した。これらは「特別な戦略的パートナー」である豪州との協力関係を更に深化させるものとなった。

なお、令和２年１月に予定されていたモリソン首相訪日（年次相互訪問）は、豪州における森林火災のため延期となり、日程は調整中。日豪２＋２及び日豪 EPA 合同委員会については、引き続き豪側と調整していく。

● 日 NZ 関係に関しては、平成 29 年度から令和元年度の３年間においては、両国の首相、外相始め要人の往来と事務レベルの協議が非常に活発に行われ、両国間の「戦略的協力パートナーシップ」を一層深化させ、両国関係を強化した。特に、平成 29 年 10 月に政権交代して発足したアーデーン政権は、対日外交強化の方針を掲げ、北朝鮮問題等共通の国際問題に対する協力の促進や太平洋島嶼国地域における両国の協力の具体的な連携が進んだ。

（１）平成 29 年度は、５月のイングリッシュ首相訪日に際して、日 NZ 両国首脳による首脳会談を行い、両国首脳間による二国間関係の強化や北朝鮮問題や南シナ海等共通の国際問題に対する協力促進を含む、包括的な共同プレスリリースが発出され、二国間の意思疎通が緊密化された。また、９月の NZ 総選挙を経て 10 月に政権交代した NZ 新政権の下で、11 月にダナン（ベトナム）にて日 NZ 首脳会談と日 NZ 外相会談の双方を実施したことは、アーデーン新政権との関係構築に大変有益であった。また、同会談の機会に TPP11 協定の大筋合意の直後に、同協定の早期発効に向けた両国の連携を確認できたことは、効果が高かった。

（２）平成 30 年度は、６月のピーターズ副首相兼外相の訪日、10 月の日本の外務大臣として５年ぶりの河野外務大臣の訪問という両国外相間の相互訪問が実現したことは、北朝鮮問題等の国際問題や太平洋島嶼国地域での両国の協力を確認し、普遍的価値を共有する両国の「戦略的協力パートナーシップ」を一層強化する上で効果が高かった。さらに、11 月のシンガポールでの日 NZ 首脳会談はアーデーン政権発足後２回目となり、首脳間の関係強化に大きく貢献した。事務レベルでも、約４年ぶりの日 NZ 政務協議と約８年ぶりの日 NZ 経済協議を実施し、国際地域情勢、世界貿易体制等幅広い政策課題につき両国で議論を行い、意思疎通を緊密化したことは、目標達成に向け効果的だった。

（３）令和元年度は、９月にアーデーン首相が訪日した際に、首脳会談を行い、両国の「戦略的協力パートナーシップ」を一層の高みに引き上げ、「自由で開かれたインド太平洋」に向け協力していくことで一致し、両国関係強化や政治・安全保障・経済分野を含む包括的な両国首脳共同声明を発出した。首相訪日後間を空けずに 10 月にピーターズ副首相兼外相が訪日し、茂木外務大臣と外相会談を行い、太平洋島嶼国地域において両国の連携を強化することで一致し、同地域についての意見交換や援助協調等両国の具体的な連携が進捗した。

また、事務レベルでも、平成 30 年度に続き、５月に日 NZ 政務協議を実施し、８月には日 NZ 高級事務レベル協議（双方とも次官級）を開催し、二国間関係、国際地域

情勢、世界貿易体制等について議論を行い、両国の意思疎通を緊密化した点で効果が高かった。

● 太平洋島嶼国との関係については、平成29年度においては第８回太平洋・島サミット（PALM８）に向けた議論を行い、着実に準備を進め、平成30年度のPALM８において、太平洋島嶼国の首脳と一堂に会し、様々な問題について率直な議論を行い、令和元年度には、PALM８のフォローアップを行うとともに、PALM８での成果を踏まえ、第９回太平洋・島サミットに向けて太平洋島嶼国との関係をより強化させるため、関係省庁と連携し、太平洋島嶼国協力推進会議を開催したことは、今後の更なる関係強化に向けて有益だった。

（１）平成29年度は、安倍総理大臣が第４回日本・太平洋島嶼国首脳会合をニューヨークにおいて開催し、太平洋島嶼国首脳等との間でPALM８に向けた議論を行ったほか、PALM８に向けた有識者会合を３回実施して活発な意見交換を実施し、PALM８に向けた準備を着実に進めることができた。また、堀井外務大臣政務官のサモアにおける太平洋諸島フォーラム域外国対話出席、政務レベルでは17年ぶりとなるナウル訪問及びナウル独立50周年記念式典出席並びに経済ミッション団長としてのマーシャル訪問のほか、クリスチャン・ミクロネシア大統領、オイロー・パラオ副大統領の訪日、平成30年１月の在バヌアツ兼勤駐在官事務所の設置は、太平洋島嶼国との二国間関係の強化にとって有益だった。

（２）平成30年度は、第８回太平洋・島サミットを開催、太平洋島嶼国から各国首脳が訪日し、①自由で開かれた持続可能な海洋、②強靭かつ持続可能な発展の基盤強化、③人的交流・往来の活性化、を主な協力・支援策として推進することで一致し、数日にわたるハイレベルの交流を通じて更なる関係強化が達成できた。

また、米豪NZ仏などの同志国との連携強化を図るため、各国と協議を実施するとともに、日PIF（太平洋諸島フォーラム）政策対話を立ち上げ、PIF事務局と２回の対話を実施したほか、太平洋島嶼国地域担当大使を初めて任命したことで、同地域との関係強化を進めることができた。その他、薗浦総理大臣補佐官がパラオ、ミクロネシア及びマーシャルを訪問、堀井外務大臣政務官がナウル、トンガ、クック、フィジー、キリバス及びマーシャルを訪問、11月のパプアニューギニアにおけるAPEC2018では、PNGと首脳会談及び外相会談を実施、パラオで開催された第19回ミクロネシア大統領サミットには鈴木外務大臣政務官が出席、クリスチャン・ミクロネシア大統領（11月）及びレメンゲサウ・パラオ大統領（平成31年３月）が訪日し、それぞれ首脳会談を実施するなど、太平洋島嶼国との二国間関係を強化することができた。

（３）令和元年度は、薗浦総理大臣補佐官及び和泉総理大臣補佐官の下、太平洋島嶼国協力推進会議が開催され、関係省庁が連携しつつ、今後各分野で太平洋島嶼国関係を強化していくための取組を進めていく方針が確認できたこと、さらに、令和２年２月に太平洋島嶼国・地域、豪州からの出席者を得て「太平洋島嶼国地域との協力に係る意見交換」を実施できたことは、令和３年に開催予定の第９回太平洋・島サミットの開催に向け有益だった。また、薗浦総理大臣補佐官がフィジー、サモア及びパラオを訪問、古屋衆議院議員がミクロネシアを訪問、河野外務大臣がフィジー、パラオ、ミクロネシア及びマーシャルを訪問、鈴木外務大臣政務官がツバル及びソロモンを訪問、中山外務大臣政務官がパラオ、バヌアツ、トンガ及びフィジーを訪問し、トゥイラエパ・サモア首相が訪日したほか、即位礼正殿の儀に参列するため、島嶼国国家元首又は首脳等が来日し、二国間関係強化を更に進めることができた。

イ　施策Ｉ－２　北米地域外交

（ア）測定指標の平成29・30・令和元年度目標の達成状況（＊は主要な測定指標）

個別分野１　北米諸国との政治分野での協力推進	
＊１－１　共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展	b

１－２　日米・日加間の相互理解の進展	b
１－３　日米二国間会談数（首脳・外相レベル）（電話会談含む）	b
１－４　日加二国間会談数（首脳・外相レベル）（電話会談含む）	b
１－５　米国における対日世論調査の結果（日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合）	b
個別分野２　北米諸国との経済分野での協力推進	
＊２－１　米国との経済分野での協調の深化	s
２－２　カナダとの経済分野での協調の深化	b
個別分野３　米国との安全保障分野での協力推進	
＊３－１　日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進	b
＊３－２　在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展	b

（イ）主な施策分析

ⅰ　個別分野１　北米諸国との政治分野での協力推進

● 日米政府間の協力関係強化の推進については、いずれの年もハイレベルでの対話が頻繁に行われ、日米同盟強化に効果があったが、特に平成 29 年 11 月及び令和元年５月と二度のトランプ大統領訪日を実施したことは効果があった。大統領訪日に際しては、両首脳が多くの時間を共にし、率直な意見交換を通じて政策をすり合わせるだけではなく、首脳間の親交、信頼関係を深めることができた。また、北朝鮮を始め地域情勢が緊迫化する中で、日米同盟の揺るぎない絆を世界に向けて示す上で効果があった。さらに、二度の訪日に際して、両首脳が、拉致被害者御家族と面会し、拉致問題の早期解決に向け日米が緊密に連携していくことで一致できたことも、日米協力関係の進展には有意義であった。こうした成果を得たことは、当省の取組に加え、拉致被害者御家族等の協力によるところも大きかったと考える。

● 日加間におけるハイレベルの対話の推進については、特に平成 30 年には、河野外務大臣の訪加の際に日・カナダ物品役務相互提供協定（ACSA）への署名が実現し、令和元年７月に ACSA が発効し、日加防衛協力の強化に資する成果を得たことが、安全保障協力を更に強化していくとの目標の達成に向けて効果的であったと考えられる。また、令和元年度に、G20 大阪サミットにトルドー首相とフリーランド外相が、G20 愛知・名古屋外相会合に就任直後のシャンパーニュ新外相が出席し、G20 の成功に向けて日加が着実に協力した。これに加え、平成 31 年４月の安倍総理大臣訪加の際には、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンの下で日加の戦略的パートナーシップを強化していくことで一致したほか、「瀬取り」警戒監視でもトルドー首相から航空機及び艦船派遣の延長を発表し、地域の安全保障を確保する上で日加が積極的に連携した。これらは、二国間関係を更に強化する上で極めて効果的な多くの成果だったと考えられる。

ⅱ　個別分野２　北米諸国との経済分野での協力推進

● 令和２年１月１日に発効した日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定は、日米双方の利益となる形での貿易・投資の更なる拡大及び、自由で公正なルールに基づく世界経済の発展にとって効果があった。

日米貿易協定により、世界の GDP の約３割を占める日米両国の二国間貿易が強力かつ安定的で互恵的な形で拡大するのみならず、既に発効している TPP11、日 EU・EPA を加えれば、世界経済の６割をカバーする自由な経済圏が日本を中心として誕生することとなり、これ自体で大きな成果となった。

本協定に至るまでの日米貿易交渉は、正に国益と国益がぶつかり合う非常に厳しい交渉となった。平成 31 年４月から交渉が本格化し、５か月で８回にわたり閣僚会議を実施し、毎回相当長い時間の協議だったが、８月 21 日から始まった閣僚協議は３日間にわたり、計 11 時間にも及んだ。結果として TPP11、日 EU・EPA が既に発効している中で、他国に劣後しない状況を早期に実現したいという米国の立場と、農林水産品については、過去の経済連携協定の内容が最大限とする日本の立場の中で、最終的な一

致点を見いだすことができ、日米双方にとってウィン・ウィンでバランスの取れた協定となった。日本の農林水産品については、これまでの貿易交渉でも常に焦点となってきたコメは調製品も含め完全除外し、林産品、水産品、さらには TPP ワイド関税割当対象の 33 品目などについては全く譲許しておらず、全て過去の経済連携協定の範囲内に収まっている。また、米国にとっても、TPP11 等が既に発効している中で他国に劣後しない状況を実現するものとなった。工業品についても、日本企業の輸出関心が高く貿易量も多い品目を中心に早期の関税撤廃・削減が実現した。

また、自動車及び自動車部品については、単なる交渉の継続ではなく、更なる交渉による関税撤廃で合意しているほか、自動車への数量制限、輸出自主規制等の措置を排除した点でも大きな意義があり、日米の貿易を安定的に発展させる内容となっている。

さらに、厳しい原産地規則など、グローバル・サプライチェーンを歪めるような措置を幅広く排除し、日本が主張する自由で公正な貿易体制を維持した点でも大きな意義がある。

このように、本協定により、我が国経済の更なる成長に寄与するのみならず、日本が自由貿易の旗手として、自由で、公正なルールに基づく世界経済の発展に向け一層主導的な役割を果たすこととなった。

また、日米デジタル貿易協定については、TPP の規定を強化、又は TPP にはない新たな要素を盛り込むなど、この分野における高い水準のルールを確立し、デジタル貿易のルール作りにおける先進国たる日米両国が引き続き主導的な役割を果たしていく基盤になるものである。本協定を梃子に「大阪トラック」の推進をはじめ、デジタル貿易に関する世界的なルール作りにおいて日本が主導的な役割を果たしてきている。

● 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日米協力については、日米経済対話の３つの柱のうち、「分野別協力」の中に位置づけられ、インフラ、エネルギー、デジタルの各分野において、日米間の様々なレベルで議論が進められてきた。その結果、政府系機関の間の協力覚書の締結（JICA、JBIC、NEXI－DFC 間）、日米豪インフラ協力にかかる合同ミッションのパプアニューギニアへの派遣（令和元年４月）などの具体的な案件が実現に至った。これに加え、日米戦略エネルギーパートナーシップ（JUSEP）会合（平成 30 年９月以来、計６回開催）、日米戦略デジタル・エコノミーパートナーシップ（JUSDEP）作業部会（平成 31 年３月以来、計４回開催）など、日米協力の具体化に向けた対話の枠組みを立ち上げ、日米間で「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた具体的な議論を進展させたことは、大きな成果としてあげられる。さらには、令和元年６月のＧ20 大阪サミットにおいて、「質の高いインフラ投資に関するＧ20 原則」が承認されたことに見られるように、国際会議等の場で、日米が主導して国際社会に力強いメッセージを発信した点も、「自由で開かれたインド太平洋」の維持・推進に大きく貢献するものとなった。

● 平成 29 年に日本企業の雇用創出や日本の文化・伝統に対する理解の裾野を広げ、良き企業市民としての企業活動をさらに支援すべく立ち上げられた、「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース（「各地各様のアプローチ」）」については、同年７月に開催された第３回会合にて取りまとめられた「行動計画」において、各地域の特徴や訴求対象の日本への関心度に応じた「テイラー・メイド」のアプローチの必要性が示され、その後、平成 30 年度及び令和元年度において、草の根レベルにおける重層的な日米経済関係強化において成果をあげたと評価できる。同行動計画に示された、日本企業が進出している地域への「地方キャラバン」の実施のほか、ローカルテレビ局などの地方メディアでの発信強化、地元有力者等を招待した在外公館主催複合的日本紹介イベントなどを通じて、地元の日系企業の地域への貢献や、ビジネス・経済・文化・教育、人材開発など様々な側面からの日本の正しい理解を効果的に発信・促進することができた。

ⅲ　個別分野３　米国との安全保障分野での協力推進

● 平成29年度は、「２＋２」（８月）や日米首脳会談（11月）を通じて日米同盟の抑止力・対処力及び安全保障・防衛協力分野における日米間協力の土台が強化され、さらに、平成30年度の首脳会談（４月、９月及び11月）やマティス国防長官訪日（６月）、令和元年度の「２＋２」（４月）やエスパー米国国防長官訪日（８月）を始めとする機会を通じて、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していく方向性が確認され、安全保障・防衛協力分野における日米間協力の土台がより強化された。「米国における対日世論調査」においても、「日米安保条約を維持すべきか」との設問については、これまで安定して極めて高い評価を得てきており、平成28年度から令和元年度にかけても高い評価を得ることができた。

（１）平成29年８月の「２＋２」において、米国の核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じた、日本の安全に対する同盟のコミットメントを再確認し、あらゆる事態において同盟としての切れ目のない対応を確保するために、役割・任務・能力の見直しを通じたものも含め、日米同盟を更に強化する具体的な方策及び行動を立案するとの共通の意図を確認し、新ガイドラインの実施を加速し、日本の平和安全法制の下での更なる協力の形態を追求するとの指針を事務当局に示したことは、新ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる上で効果的であった。また、情報収集、警戒監視及び偵察、訓練及び演習、研究開発、能力構築並びに施設の共同使用等の様々な分野における新たな、かつ、拡大した行動を追求するとの指針を示したことは、幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる上で効果があった。

（２）平成30年４月の首脳会談において、トランプ大統領が、核及び通常戦力の双方によるあらゆる種類の米国の軍事力を通じた日本の防衛に対する米国の揺るぎないコミットメントを改めて確認し、両首脳が、平和安全法制及びガイドラインの着実な実施を通じた日米安保協力の一層の推進を再確認したことは、新ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる上で効果的であった。また、10月に米空軍宇宙コマンド主催の多国間机上演習「シュリーバー演習」に関係省庁等と共に初参加したこと、11月に行われた初の日米印首脳会合で、３か国の協力がインド太平洋地域の安定と繁栄にとって極めて重要な意義を有することを確認し、海洋安全保障や地域連結性強化の分野において、協力を強化していくことで一致したことは、幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる上で効果があった。

（３）平成31年４月の「２＋２」において、日米同盟がインド太平洋地域の平和、安全及び繁栄の礎であること、日米両国が共に「自由で開かれたインド太平洋」の実現に取り組むこと、また、宇宙、サイバー及び電磁波といった新たな領域における能力向上を含む領域横断（クロス・ドメイン）作戦のための協力を強化していくことで一致したことは日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる上で効果的であった。また、経空・ミサイル脅威に対する日米それぞれの統合防衛の強化、宇宙関連能力に係る協力深化、日米同盟の能力の近代化、情報保全に係る政府全体の取組の強化等、追加的な二国間の協力の分野を詳述するファクトシートを発出することに合意したことは、幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる上で効果があった。

● 平成29年８月の「２＋２」共同発表において、普天間飛行場については、その代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認したことは、早期の辺野古への移設と普天間飛行場の返還を含む在日米軍再編を着実に進める上で意義があった。

平成29年８月には、平成18年５月の「再編実施のための日米のロードマップ」に基づく厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐が開始されたが、この移駐は、

人口密集地に所在している厚木飛行場周辺の住民が長い間負ってきた騒音等の負担軽減に資するものとして期待されており、在日米軍が抱える諸問題の一つに対処したといえる。

また、在日米軍の施設・区域が集中する沖縄の負担軽減を進める重要性については、平成 30 年４月及び平成 31 年４月の日米首脳会談や同年６月の日米外相会談の際を始め、累次の機会に日米間で確認し、平成 29 年７月に普天間飛行場の東側沿いの土地（約４ヘクタール）の返還、平成 30 年３月及び平成 31 年３月の牧港補給地区の一部返還、さらに、令和２年３月のキャンプ瑞慶覧の一部の返還が実現したことは、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業の着実な実施という目標達成にとって大きな前進となった。米軍航空機の事故等が少なからず発生した点については、地元の懸念を踏まえ、平成 30 年６月のマティス国防長官による安倍総理大臣表敬等、累次の機会を捉え、ハイレベルへの働きかけを行い、令和元年７月には在日米軍の施設・区域外での米軍機事故に関するガイドラインを改定した。また、茂木外務大臣からデービッドソン米インド太平洋軍司令官（令和元年 10 月）、ミリー米統合参謀本部議長（同年 11 月）、シュナイダー在日米軍司令官兼第５空軍司令官（令和２年１月）に対し、安全な訓練、事件・事故での円滑な対応のための緊密な協力を求め、先方から一般的な同意が得られた。このような成果は沖縄を含む地元の負担軽減及び日米地位協定の運用改善の取組を促進するという目標達成に向け効果があった。

ウ　施策Ⅰ－３　中南米地域外交

（ア）測定指標の平成 29・30・令和元年度目標の達成状況（＊は主要な測定指標）

個別分野１　中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化	
＊１－１　貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化	b
＊１－２　国際社会の諸課題に関する協力関係の強化	b
１－３　要人往来及び様々なレベルでの交渉及び対外発信の強化	b
＊１－４　多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化	b
１－５　中米カリブ諸国との政務レベル以上の会談の実施数	b
個別分野２　南米諸国との協力及び交流強化	
＊２－１　南米諸国との経済関係強化の進展	b
＊２－２　南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化	b
＊２－３　南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組の進展	b
２－４　南米諸国との政務レベル同士の会談実施数	b

（イ）主な施策分析

ｉ　個別分野１　中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化

● 中米・カリブ諸国との貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化推進に当たっては、特に、租税関連情報の交換体制強化等に取り組んだことで、関係国との租税条約締結に向けた交渉を前進させることとなり、令和元年度の日ジャマイカ租税条約の署名へとつながった。また、中米・カリブ諸国との経済関係の中でも特に、中南米地域の重点国であるメキシコとの連携強化を重視しており、TPP11 協定の早期署名、発効に向けた連携を累次にわたり確認し、平成 29 年度末の署名、平成 30 年度内の発効につなげた。さらに、日墨 EPA ビジネス環境整備委員会及び合同委員会における議論は、令和元年６月に実施された日墨外相会談や９月の日墨政策協議においても評価されている。

一方で、キューバの債務問題については累次にわたり申入れを行っているものの、いまだ返済のめどが立っておらず、米国による経済制裁による同国の経済情勢等、外的要因による部分があるものの、引き続き様々なレベルから働きかけを行っていくことが課題である。

● 中米・カリブ諸国との国際社会の諸課題に関する協力関係の強化推進については、多国間会合等の場において、ハイレベルでの協力関係の深化を累次にわたり確認し、

国際社会における連携を効果的に強化することができた。その結果として、平成29年度には中米カリブ諸国の中から北朝鮮の核・ミサイル開発に対する非難声明を発出する国が出るなどの成果が見られた。こうした協力関係の確認や実績が積み重なり、平成30年末には、日・中南米関係を次の段階に引き上げるための新たな政策として、日・中南米「連結性強化構想」の発表に至った。その後、様々な機会で同構想を活用し、日・中南米の協力関係を推進している。

今後は、ハイレベルで確認された協力関係の強化が具体的な形につながる例を増やしていくことが課題である。

● 多国間フォーラムを活用した中米・カリブ諸国との関係強化については、特に平成29年度に日・ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体（CELAC）拡大トロイカ外相会合、平成30年度に日・カリコム外相会合及び日・太平洋同盟閣僚級会合を実施し、河野外務大臣から各国の外相級に対して、我が国の中南米外交政策を含む重要政策をインプットしつつ、中南米地域との関係強化を引き続き推進していくことを確認した。また、２年に１度のペースで開催されているアジア・中南米協力フォーラム（FEALAC）外相会合には、平成29年度には中根外務副大臣、令和元年度には鈴木外務副大臣が出席し、同フォーラムに対する日本のコミットメントと協力を表明している。基本的に多国間フォーラムで開催される閣僚級以上の会合に関しては、可能な限り日本から政務以上の出席を追求して関係強化を実施してきたところ、引き続き多国間フォーラムにおけるプレゼンス強化に努める。

ii 個別分野２　南米諸国との協力及び交流強化

● 平成29年度から令和元年度にかけて、鋭意交渉を行った結果、アルゼンチン、エクアドル、コロンビア、ペルー及びウルグアイとの租税条約交渉及びアルゼンチンとの投資協定交渉が終了した。また、メルコスール、太平洋同盟加盟国との間では、活発な政府要人の往来等の効果もあり、経済関係が深化したことにより、進出日系企業数の増加につながった（アルゼンチン100社→102社、ウルグアイ22社→22社、コロンビア90社→100社、チリ100社→105社、パラグアイ233社→279社、ブラジル707社→699社、ペルー72社→75社）。

日コロンビア EPA 交渉に関しては、コロンビア政府の自由貿易協定に対する姿勢が明確になるまで交渉が停滞した時期もあったものの、平成30年８月にドゥケ大統領が就任して、日コロンビアEPA交渉の継続に係る意思が確認され、特に令和元年度後半より様々なやり取りを行っている。コロンビアへの進出日系企業数は100社を数え、日コロンビアEPAの重要性が増す中、交渉を進展させることは引き続き重要である。

● 南米各国との間では、鋭意、政府要人の往来を実施したことにより、二国間関係を強化するとともに、環境・気候変動、北朝鮮問題、国連安保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題及び我が国を取り巻く東アジア地域の安全保障環境等について、我が国の立場に対する支持獲得、国際社会での協力関係構築につながった。

また、招へい事業等を通じ、南米各国の日系人との連携を強化したことにより、パンアメリカン大会（COPANI）や日系国際スポーツ親善大会（CONFRA）が日系人主体で実施されることにつながり、日系ネットワーク構築にも貢献した。

南米地域は日本から距離的に離れているため、政府要人の訪日機会も限られていることから、招へいスキーム等を利用していく必要があり、南米地域での国際会議開催等がない年であっても、我が国政府要人の継続的な南米訪問を実現するため、機会の創出を積極的に行う必要がある。また、南米各国の日系人との連携強化に当たっては、招へい事業等を通じ着実に成果をあげている一方、日系社会での取組の経験や成功例の共有という観点から、国や地域の枠を超えた日系ネットワークの形成をより促進することが重要である。さらに、現地日系ネットワーク形成支援事業による国際的な日系ネットワークの形成支援や、招へい事業で北米日系人との交流機会を設けるなど、更なる交流機会の創出による一層の取組強化が必要と考えられる。

● 日・ブラジル受刑者移送条約発効後、４年が経過し、法務省及びブラジル司法当局等と緊密な連携を行ってきたことにより、よりスムーズで精確な受刑者移送手続が行われている。受刑者移送は膨大な資料のやり取りが数次にわたり行われるため、このような経験の蓄積は重要である。

国外犯処罰案件についても、関係在外公館を通じ、現地警察、検察等との円滑な関係の維持、迅速な情報収集体制の維持・強化を粘り強く行ったことにより、スムーズな国外犯処罰のための環境が醸成された。

エ　施策Ⅰ－４　欧州地域外交

（ア）測定指標の平成 29・30・令和元年度目標の達成状況（＊は主要な測定指標）

個別分野１　欧州地域との総合的な関係強化	
＊１－１　欧州地域との政治的な対話・協力の進展	a
１－２　安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化	b
＊１－３　欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展	b
１－４　欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進	b
１－５　欧州地域との協議、対話等の進展	b
個別分野２　西欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進	
＊２－１　政府間対話の進展	b
＊２－２　二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展	b
２－３　民間の人的・知的交流の進展	b
２－４　西欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）	b
個別分野３　中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進	
＊３－１　政府間対話の進展	b
＊３－２　二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展	b
３－３　民間の人的・知的交流の進展	b
３－４　中・東欧諸国の要人往来数(首脳・外相・外務省政務レベル以上)	b
個別分野４　ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展	
＊４－１　政治対話の深化	b
＊４－２　平和条約交渉	b
＊４－３　貿易経済分野における協力	b
４－４　国際社会における協力	b
４－５　防衛・治安分野における関係の発展	b
＊４－６　文化・国民間交流の進展	b
個別分野５　中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化	
＊５－１　各国との対話・交流等の進展	b
＊５－２　「中央アジア＋日本」対話の進展	b
５－３　中央アジア・コーカサス諸国との間でのハイレベル協議数（政務レベル以上）	a

（イ）主な施策分析

ｉ　個別分野１　欧州地域との総合的な関係強化

● EU は我が国と基本的価値・原則を共有し、我が国が地球規模の諸課題に取り組む上で緊密かつ良好な関係を維持、発展させることが必須な外交上の重要なパートナーであり、３回にわたる首脳会談、３回の外相会談、事務レベルを含む政治対話の実施、ASEM での積極的な関与を通じた欧州・アジア間の協力促進を含む日欧間の協力関係促進に貢献できた。特に、平成 31 年２月に日 EU・EPA が発効したのに加え、同時期に暫定的適用が始まった外交・安全保障分野を含む幅広い分野の協力関係強化の法的枠組みである戦略的パートナーシップ協定（SPA）を基礎とした様々な協力も進み、日 EU 関係の一層の深化が進んだ。

● 日 NATO 関係について、ストルテンベルグ NATO 事務総長訪日時の安倍総理大臣及び河野外務大臣との対話、中谷外務大臣政務官とジョアナ NATO 事務次長との会談等、双方の安全保障環境について意見交換を実施したことは、厳しいアジア太平洋の安全保障環境に対する NATO の関与を高める観点から大きな意義があった。NATO 本部への３代目女性自衛官の派遣、NATO サイバー防衛協力センター（CCDCOE）への防衛省職員派遣、及び NATO 海上司令部（MARCOM）への連絡官派遣を通じて日 NATO 協力を推進し、日 NATO 関係の更なる強化を図った。

日 OSCE 関係について、OSCE 選挙監視団への要員派遣、外相理事会への出席、東京での OSCE アジア共催会議の開催を通じて、日 OSCE 関係の推進及び OSCE を通した欧州等における我が国のプレゼンス向上に寄与した。

● EU 及び欧州各国との間で社会保障協定、租税条約及び航空協定等の国際約束を締結・改正し、法的枠組みの整備が着実に進展し、欧州地域との人的・経済的交流の促進を含む関係強化が進展した。

● 派遣事業や招へい事業とともに、セミナーなどの開催を通して、欧州の政策コミュニティとの人脈を構築・強化し、国際秩序、法の支配やアベノミクスなどに関する日本の立場や考え方、緊迫度を増すアジア情勢、さらには日欧連携の重要性についての理解を促すことができた。

ⅱ 個別分野２　西欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

● 各国首脳・外相や皇室・王室との対話等の進展を通じ、ハイレベルでの信頼関係が構築され、様々な課題についての緊密な連携が実現し、首脳文書の発出等具体的な成果にも結実している。

● フランスとは、マクロン大統領就任直後の首脳電話会談を皮切りに、首脳間の信頼関係と密接な協力関係を構築している。令和元年６月、G20 大阪サミット直前に公式実務訪問賓客として同大統領が訪日した際に実施された日仏首脳会談の後に「『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ（2019～2023 年）」を発出し、「海洋国家」かつ「太平洋国家」である両国がインド太平洋地域での具体的な協力の推進等を確認するなど、重要な成果を達成。また、外相間の関係も会談等を通じて強化しており、平成 30 年７月の河野外務大臣の訪仏時に、日・仏物品役務相互提供協定（日仏 ACSA）に署名するなど、着実な成果に結び付けてきている。また、平成 30 年９月に皇太子殿下がフランスを公式に御訪問され、「ジャポニスム 2018」視察を含む幅広い行事に参加されたことは、両国国民の間で幅広い分野における交流促進の推進力となった。

英国とは、平成 29 年８月のメイ首相訪日を契機として関係が緊密化。首脳間の緊密な関係の下、英国の EU 離脱を踏まえた日系企業の経済活動確保に向けた働きかけも実施し、平成 30 年２月にはメイ首相によるビジネスラウンドテーブルも開催。こうした関係を背景として、平成 31 年１月の安倍総理大臣訪英時の首脳会談では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、海洋安全保障等の分野で協力を進めていくことについて首脳レベルで英国のコミットメントを確保。令和元年７月に首相に就任したジョンソン首相との間でも、頻繁な会談の実施等を通じ、協力関係を維持・強化してきている。

イタリアとは、平成 31 年４月の安倍総理大臣訪伊時の首脳会談において「自由で開かれたインド太平洋」についてコンテ首相からコミットメントを引き出し、具体的協力に向けて連携することで一致した。外相間でも、平成 29 年５月に日伊防衛装備品・技術移転協定に署名（平成 31 年４月に発効）したほか、平成 30 年 11 月にはイタリア外務・国際協力省等が主催する地中海対話に河野外務大臣が日本の外務大臣として初めて出席し、二国間やＧ７、G20 にとどまらない協力関係の進展も得られた。

その他西欧諸国との間では、平成 30 年 10 月の安倍総理大臣のスペイン訪問時、フェリペ６世国王陛下謁見及びサンチェス首相との会談を実施し、両国関係を「戦略的パ

ートナーシップ」に格上げしたほか、我が国総理大臣として初めての現地訪問として、安倍総理大臣によるマルタ訪問（平成 29 年５月）及びバルト三国訪問（平成 30 年１月）を実現。そのほか、ローマ教皇フランシスコ台下のローマ教皇として史上２人目、38 年ぶりの訪日（令和元年 10 月）等、幅広い国との関係強化につながった。

● 首脳・外相レベルでの政府間対話の進捗を踏まえ、各国との間で、政務局長協議、外務・防衛当局協議（PM 協議）等を実施し、二国間及び国際社会共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させ、首脳・外相レベルでのコミットメントの具体化を進めることができた。

● 日英 21 世紀委員会、日スペイン・シンポジウム等を始めとするシンポジウム等を通じ、民間の人的・知的交流及び地域間の課題等に対する知見の共有を図ることができた。また、各国との周年事業に際して、王族や我が国皇族の往来や関連行事の実施等が行われ、関係強化につながった。

ⅲ 個別分野３ 中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

● 直近３年度でドイツ、ウクライナ、西バルカン諸国、Ｖ４諸国と活発な要人往来を実現し、ハイレベルの政府間対話により各国との信頼感関係を高め、国際社会における連携を緊密化できた。

● ドイツについて、直近３年度で９回の首脳会談、13 回の外相会談を通じて強固な二国間関係を築き、東アジア等の地域情勢、国連安保理改革等の国際社会における協力の強化について共通認識を醸成し、協力の裾野を自動運転、AI 等の先端技術分野へ拡大することで一致し、日独協力の地平を広げた。

ウクライナについて、外交関係樹立 25 周年の平成 29 年を「ウクライナにおける日本年」とし、文化行事等を数多く開催することで、二国間関係を強化させた。ゼレンスキー大統領、プリスタイコ外相の訪日等、ハイレベルな往来も継続した。また、直近３年度を通じて継続的にウクライナ安定化を支援する姿勢を示した。

西バルカン諸国について、西バルカン諸国の経済社会改革の支援を目的とする「西バルカン協力イニシアティブ」の下で、従来見られなかったハイレベルな要人往来を通じ、経済分野等での関係を強化した。ボスニア・ヘルツェゴビナへの外交・公用旅券所持者への査証免除決定、アルバニア、北マケドニア、コソボの日本大使館・兼勤駐在官事務所の開設等、関係諸国との政府間協力が進展した。

Ｖ４諸国について、日・ポーランド国交樹立 100 周年、日・ハンガリー外交関係開設 150 周年にあたる令和元年度に、モラヴィエツキ・ポーランド首相、オルバーン・ハンガリー首相がそれぞれ訪日し、従来見られなかったハイレベルの往来が実現した。また、直近３年度で２回の「Ｖ４＋日本」首脳会合が開催され、普遍的価値を共有するパートナーとして、経済・科学分野協力や西バルカン支援も継続的に取り組む認識を共有した。

また、直近３年度で２回の「GUAM＋日本」外相級会合が開催された。

● 直近３年度でドイツ、ウクライナ、Ｖ４諸国、GUAM、西バルカン諸国等との間で各種協議等を通じて、経済や安保・防衛協力分野を始めとする具体的な協力が進展したことから、おおむね目標を達成することができた。

● 直近３年度で、「日独フォーラム」及び「日独 1.5 トラック安全保障対話」を各３回ずつ継続的に開催するなど、民間レベルでの協力が更に深まることとなった。

将来の課題のための日・オーストリア委員会についても直近３年度で継続的に開催した。

ⅳ 個別分野４ ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展

● 首脳・外相会談を始めハイレベルの政治対話として、過去３年間で首脳会談 11 回、外相会談 17 回実施し、幅広い分野において活発な議論を行った。

平和条約締結問題について議論を重ねる中で、３年連続で航空機による元島民の墓参が実現し、また、北方四島における共同経済活動も、観光パイロットツアー等のパイロット・プロジェクトの実施など、平成 28 年 12 月の首脳間の合意が着実に進展している。さらに、平成 30 年 11 月の日露首脳会談では、1956 年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させることで一致した。

議会・議員間対話では、特にトゥルチャク「統一ロシア」総評議会書記（連邦院副議長）の訪日時に、安倍総理大臣、二階自民党幹事長、大島衆議院議長、伊達参議院議長、逢沢日ロ友好議連会長、岸田自民党政調会長を始め、多くの政府・議会要人との会談が実現し、両国の議員間交流の深化に貢献した。

● 期間を通して、首脳・外相会談や、貿易経済に関する日露政府間委員会を実施し、民間企業関係者も交え、日露経済の幅広い分野に関して協力の現状や課題、展望についての議論を行った。日露ビジネス対話も各年に複数回実施され、日露ビジネスの拡大に向けた民間企業関係者間の交流が活発に行われた。在ロシア日本センター事業を通じて日露経済関係の強化に貢献することができた。

● 日露間では様々なレベルで協議を実施し、その都度、北朝鮮、シリア、ウクライナ等の国際社会が直面する諸問題等について、日本の考え方を伝え、ロシアの建設的な関与を働きかけた。

● 期間を通して、日露双方の防衛当局・治安当局ハイレベルの往来、安全保障協議の開催が切れ目なく行われ、日露外務・防衛閣僚協議（「２＋２」）の実施を通じたハイレベル対話も継続された。

● 文化・国民間交流の進展については、各種スキームにより、４名の招へいを実施し、日露関係等について有益な意見交換を行った。

「ロシアにおける日本年」及び「日本におけるロシア年」が実施され、ロシアにおいて 600 件以上の日本関連行事が開催され、延べ 160 万人以上が行事に参加するなど、文化・人的交流が活発に行われた。同交流年のダイナミズムを維持・発展させ、地方まで交流の裾野を広げるため、令和２年及び３年を「日露地域交流年」とすることで、引き続き文化・人的交流等を行い、中期目標である日露間の相互理解を促進していくことになった。

v 個別分野５　中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

● 政治対話の継続については、首脳・外務大臣による活発な往来を展開したことで、条約の締結や経済協力案件などに多くの進展が見られ、二国間関係が大きく進展した。特に、河野外務大臣によるコーカサス３か国訪問は、アルメニア、ジョージアは日本の外務大臣として初、アゼルバイジャンは 19 年ぶりとなる歴史的な訪問となった。この機会を利用して、日本の対コーカサス地域外交の考え方と具体的協力案件をまとめた「コーカサス・イニシアティブ」を発表し、日本の対コーカサス外交に新たな地平を開いた。また、平成 30 年 10 月のラフモン・タジキスタン大統領、令和元年 12 月のミルジヨーエフ・ウズベキスタン大統領の訪日では、二国間関係を飛躍的に発展させることができた。

議会間交流、高級事務レベル協議、各種招へい等の事業を活用して、平成 27 年の安倍総理大臣による中央アジア歴訪のフォローアップとして、経済協力の更なる深化、非エネルギー分野での協力の可能性、人的交流の活発化等につき議論し、豊富な地下資源を有し、地政学的にも重要なこの地域における我が国の存在感を高めた。投資協定も、各国と交渉を開始し、特に、アルメニアとの協定発効、ジョージアとの実質合意等の成果をあげた。

● 「中央アジア＋日本」対話・外相会合について、期間中、第６回会合、第７回会合を開催した。いずれの会合でも「共同声明」を発出し、中央アジア各国が、日本の対中央アジア外交の基本方針である、中央アジアの、「開かれ、安定し、自立的な」発展を支え、地域協力の発展のための「触媒」として地域・国際の平和と安定に寄与する

日本の立場を歓迎し、日本の支援に対する謝意が表明された。第６回外相会合で、「運輸・物流地域協力ロードマップ」及び「運輸・物流協力イニシアティブ」を発表するとともに 240 億円規模の ODA 実施を表明し、第７回外相会合では、「実践的協力のための優先分野における地域協力行動計画（観光、運輸・物流、農業）」が発表され、地域協力の促進、地域の安定に貢献した。その成果として、中央アジア諸国による首脳協議会合の実現等、各国間の往来や協力が活性化し、複数国間の協力案件の実施に向けた動きが出てきている。

● この３年で専門家会合を２回、ビジネス対話を１回実施した。中央アジア地域における観光促進に焦点を当て、課題や改善策について、各国観光関係者と日本企業関係者との間で有意義な意見交換が行われ、両者間の関係構築に貢献し、今後の観光分野での発展に道筋をつけることができた。

● 知的対話（東京対話）に関しては、漫画家・森薫氏の協力を得て、漫画や料理を通じて親しみやすい中央アジアを日本国内に紹介し、「中央アジアの地域協力と地域安全保障の戦略的展望」をテーマに、中央アジア各国の参加者を交え、地域協力の現状や今後の課題、アフガニスタン情勢や中東情勢が中央アジア地域に及ぼしうる影響等について活発な議論を行い、当該地域・諸国の認知度・魅力度向上に成果を挙げた。また、森薫氏の書き下ろし漫画の配信を通じて大きな広報効果をあげた。

● 政務以上の中央アジア・コーカサス諸国との間でのハイレベル協議数について、平成 29 年度は「中央アジア＋日本」対話・第６回外相会合が実現し、年度目標値「10」に対して「32」の実績（うち外相会談９回）を上げ、経済協力関係の強化への合意、二国間投資協定の正式交渉開始の発表や外交関係樹立 25 周年という節目に、これまでの日本の取組に対する評価等が示された。平成 30 年度は「34」（うち首脳会談１回、外相会談５回）、令和元年度「42」（うち首脳級会談６回、外相会談４回）と回数を伸ばした。合計 106 回の協議のなかで、各国に対し、北朝鮮、国連安保理改革及び法の支配等基本的価値観に関する日本の立場を説明し、日本の外交政策に対する理解を促した。

オ　施策Ｉ－５　中東地域外交

（ア）測定指標の平成 29・30・令和元年度目標の達成状況（＊は主要な測定指標）

個別分野１　中東地域安定化に向けた働きかけ	
＊１－１　中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果	a
＊１－２　イラク・アフガニスタンの復興の進展	b
＊１－３　イランの核合意を受けた二国間関係の強化、及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し	b
＊１－４　中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援	b
１－５　中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数	b
１－６　対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び我が国を含む関係国との会議数(回廊、東アジア協力、ハイレベル会合等)	b
個別分野２　中東諸国との関係の強化	
＊２－１　中東・北アフリカ諸国との交流・対話の深化	b
＊２－２　自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化	b
２－３　中東地域産油国(特に GCC 諸国)との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施	b
２－４　中東諸国との関係強化に係る事業実施数(イスラエル・パレスチナ合同青年招へい等)	b
２－５　中東諸国との関係強化に係る要人往来数	b
２－６　経済条約の締結数	b

（イ）主な施策分析

ⅰ　個別分野１　中東地域安定化に向けた働きかけ

●　評価対象期間を通じて、安倍総理大臣及び河野外務大臣によるイスラエル・パレスチナ訪問を始め、即位の礼の際にアッバース・パレスチナ大統領が訪日する等、首脳レベル等の往来を通じた議論が活発に行われた。「平和と繁栄の回廊」構想や CEAPAD といった我が国独自のイニシアティブも確かな前進を見た。

　現時点で当事者間の交渉再開には至っていないが、継続的な我が国からの働きかけ等、信頼醸成につながる将来の交渉再開の土台づくりに貢献している。

●　イラクの国作り支援、復興支援については、３年間で、毎年１件以上、合計６件の円借款事業の交換公文の署名が行われた。

　イラクの一体性や国民融和の重要性の呼び掛けについては、両国の要人会談の機会を捉え、様々なレベルで日本側からイラク側に伝えてきた。イラク側からは、日本の立場に対する謝意や日本からの支援への期待が述べられた。

　令和元年度は、日・イラク外交関係樹立 80 周年の年でもあり、イラクからのハイレベルの要人往来が複数件予定されていたが、10 月以降のイラク国内情勢の変動、米国によるイラク国内でのソレイマニ・イラン革命ガード司令官及等殺害、それに続くイラン革命ガードによるイラク国内の米軍駐留基地へのミサイル攻撃等が続き、イラク情勢が一層不安定化したため、実施することができなかった。

●　アフガニスタンについては、平成 29 年５月のカブールにおける大規模テロ事案を受けた現地の治安情勢を踏まえつつ、平成 28 年 10 月の「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」で表明した対アフガニスタン支援方針に沿って、国際社会と連携しながら、同国の平和と安定に向けて可能な限りの支援を実施してきた。評価対象期間中、継続して国際機関等を通じた治安維持能力、農村開発、保健、教育、インフラ整備、人づくり等の分野における支援や緊急支援等、同国の自立と安定に向けた支援を実施し、アフガニスタン国民の生活環境向上に貢献した。

　こうした中で、令和元年 12 月に、長年アフガニスタンの復興に尽力されてきた中村哲氏を非道なテロで失ったことは日本政府としても痛恨の極みであった。

　日本の支援策立案にあたっては、関係国との意見交換の成果及び髙橋博史参与（対アフガニスタン外交・支援担当）からの助言も大変有益であった。令和元年度に７年ぶりに実現した二国間首脳会談及び外相会談において、アフガニスタン大統領及び外相のそれぞれから、日本の長年にわたる支援に対する深甚なる謝意が表明され、過去３年度における我が国の支援が高く評価されていることが証明された。

●　平成 30 年の米国によるイラン核合意離脱以降、イランを取り巻く環境は大きく変わったが、我が国として、イランに対し国際社会と協調し、核合意を遵守し、核合意上のコミットメントに即座に戻るとともに、核合意を損なう更なる措置を控えるよう、累次にわたり求めている。また米国とも核合意を支持しているとの我が国の立場を踏まえた意見交換を行っている。

　令和元年は、日イラン外交関係樹立 90 周年にふさわしく、両国間で活発な要人往来が行われたほか、事務レベルでも、人権、領事、軍縮・不拡散、国際法等の多岐にわたる分野に関する協議が実施された。これらの結果、イランを取り巻く環境の大きな変化もかかわらず、首脳同士の信頼関係構築含め重層的な二国間関係を強化することができ、歴史的な日イラン間の友好関係深化に大きな効果があった。

　イランの地域・国際社会との信頼構築支援について、我が国は米国と同盟関係にあり、同時にイランとの長年の良好な関係を維持し、中東の安定に関係する各国と良好な関係を築いている。これをいかし、中東の緊張の緩和と情勢の安定化に向け、関係国に様々なレベルでの働きかけを行い、緊張が高まった時期においても事態のエスカレーションが避けられた。

●　シリア危機が長期化する中、シリア及び難民の受け入れ先となっている周辺国に対する人道支援を継続して実施することは国際社会の一員としての責務であり、国際社

会と緊密に連携し、人道支援の着実な実施により周辺国の負担緩和につながり、関係国からも高い評価を得た。

ⅱ　個別分野２　中東諸国との関係の強化

● 平成29年９月にカイロで開催された日アラブ政治対話は、日本とアラブ諸国との政治対話枠組みとして中東・北アフリカ諸国との交流・対話のレベルを政治分野でも深化させる歴史的な一歩となった。このほか、マナーマ対話やドーハ・フォーラム等の中東情勢等、多国間会議にも河野外務大臣が出席し、中東・北アフリカ諸国との交流・対話の深化に大いに寄与した。

「暴力的過激主義対策に関する対話」については、中東地域のみならず東南アジアも含めた幅広い地域の専門家のバックグラウンドをいかした意義の深い意見交換が行われた。

● 中東・北アフリカ諸国との自由貿易協定、投資協定等の交渉が着実に進み、従来のエネルギー分野に加え物品・サービス貿易や投資分野についても経済関係が強化されている。

● GCC 諸国との間では、さまざまな協議の実施を通じて、エネルギーを超えた多岐にわたる経済分野の関係を着実に発展させた。サウジとは、「日・サウジ・ビジョン2030」に基づく協力として、２回の閣僚会合を実施し、幅広い分野での協力が進展した。UAEとは、包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアチブ（CSPI）に基づき、宇宙を含む幅広い分野での協力が進展した。カタールとは、戦略対話の枠組みを立ち上げ、投資を含む幅広い分野での協力に向け協議が進展した。その他の GCC 諸国についても、政策対話の枠組みを通じ、幅広い分野での協力に向け協議が進展した。

カ　施策Ⅰ－６　アフリカ地域外交

（ア）測定指標の平成29・30・令和元年度目標の達成状況（＊は主要な測定指標）

個別分野１　TICAD プロセス、多国間枠組み等を通じたアフリカ開発の推進	
＊１－１　TICAD プロセスの推進	a
＊１－２　対アフリカ協力における関連諸国との協調の推進	b
＊１－３　アフリカの緊急ニーズへの対応	b
個別分野２　アフリカとの対話・交流及び我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解の促進	
＊２－１　アフリカとの対話・交流の推進	b
２－２　我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解の促進	b

（イ）主な施策分析

ⅰ　個別分野１　TICAD プロセス、多国間枠組み等を通じたアフリカ開発の推進

● TICAD７では、アフリカ各国より多数の首脳級の参加を得るとともに、開発パートナー諸国や国際機関等からも数多くの参加者を集め、成果文書として「横浜宣言 2019」を採択するなど、成功裏に開催することができた。右によって、我が国とアフリカ各国との協力関係が一層強化された。また、横浜宣言 2019 では、TICAD で採択された文書として初めて「自由で開かれたインド太平洋」のイニシアティブに言及するなど、国際社会での我が国のリーダーシップも強化された。

これは、平成29年の TICAD 閣僚会合（於：モザンビーク）、平成30年の TICAD 閣僚会合（於：東京）、令和元年６月の第７回アフリカ開発会議高級実務者会合や TICAD 共催者間での意思疎通を密にした全体の TICAD プロセスを通じて、着実にアフリカ諸国や共催者、開発パートナー諸国、国際機関及び NGO 等を巻き込んだ成果であったと考えられる。

また、TICAD７において、ビジネスの推進等、アフリカ諸国のニーズに合った議題設定を行ったことも、各国・機関等の同会議への関心・関与を高めた一因になったと考える。

● 関係諸国との対アフリカ協力の重要性は年々高まっており、特に、令和元年８月のTICAD７は、こうした協力を推進する絶好の機会となった。

例えば、Ｇ７諸国との間では、TICAD７直前に開催されたＧ７ビアリッツ・サミットとTICAD７との連携を重視した上で準備を進めた結果、Ｇ７諸国との協調を深めることができた。また、TICAD７の機会にＧ７議長国である仏が重視するサヘル地域の平和と安定に関し、Ｇ５サヘル諸国（ブルキナファソ、チャド、マリ、モーリタニア及びニジェール）及びＧ７各国等を招待し、「サヘル地域の平和と安定に関する特別会合」を開催したことにより、Ｇ７及びサヘル諸国との連携強化を推進した。

さらに、二国間の連携強化に関し、例えば、米国との間で、サブサハラ・アフリカでのエネルギー分野における日米協力の覚書を更新し、アフリカでの日米エネルギー協力の推進に更なる勢いを与えた。

● アフリカの緊急ニーズへの対応に関し、アフリカの自然災害やテロ・紛争の動向について常に情報収集した結果、令和元年８月のTICAD７において、優先分野として掲げた暴力的過激主義や保健システムの脆弱性への対応等の重要性を踏まえつつ、アフリカにおける喫緊の課題に対応することを優先分野として取り組み、アフリカにおける人道危機の軽減や不安定要素の削減に貢献した。

ⅱ 個別分野２ アフリカとの対話・交流及び我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解の促進

● アフリカ諸国の元首を始めとするハイレベルとの会談については、特に令和元年６月のＧ20、８月のTICAD７、10月の即位礼正殿の儀、11月のＧ20愛知・名古屋外務大臣会合等を開催したことで、数多くの二国間会談を実現することとなり、アフリカ諸国との二国間関係の強化につながった。

各会談では、国連改革や北朝鮮情勢に関する我が国の取組に対して理解と支持を求め、先方からも経済・社会・平和と安定分野への支援など、多岐にわたる要望がなされた。令和２年度以降も引き続き各種会談の機会に我が国から関係国等への効果的な働きかけを行うとともに、先方からの要望をフォローアップしていくことが課題である。

多国間会合や大統領就任式等の行事等の機会を捉えた政務レベルの積極的なアフリカ訪問については、総理特使の派遣や各種会議への政務レベルの参加を複数回実現し、大統領を始めとする政府ハイレベルとの会談が実現したことで、二国間関係の強化や具体的な協力案件の進展を図る上で効果が高かった。

TICAD７では、躍進するアフリカを共に成長するパートナーと捉え、日本の民間セクター及びアフリカ側の要望を踏まえ、ビジネスを議論の中心に据えた。特に、全体会合３「官民ビジネス対話」は、TICADの歴史上初めて、日本とアフリカの民間セクターが正式なパートナーとして参加した画期的なものとなった。TICAD７前に、日本企業・国内関係省庁・政府関係機関が恒常的にアフリカビジネスに関して情報共有・意見交換を行う常設のプラットフォームとして創設された「アフリカビジネス協議会」もこの対話に積極的に参加し、同協議会の下に設置されている分野別ワーキンググループ（インフラ、ヘルスケア、農業、中小・スタートアップ企業支援）から、各分野の具体的な取組やアフリカ側への提案を発表した。これに対してアフリカ側出席者から、日本側の民間企業とのパートナーシップへの強い期待が表明された。今後は、TICAD７の機会に盛り上がったビジネスの機運を一過性にするのではなく、実際に日本企業のアフリカ進出につなげていくことが重要である。

また、TICAD７の機会に、アフリカで事業活動を行う民間企業が直面する様々な課題を解決すべく、日本とアフリカ諸国の官民が継続的に議論し、具体的解決策を検討する場として、「ビジネス環境改善委員会」を、アフリカ７か国（エジプト、ガーナ、ケニア、コートジボワール、セネガル、ナイジェリア及び南アフリカ）で立ち上げた。これを受けて、アフリカビジネス協議会側でも、「ビジネス環境改善ワーキンググループ」

を設置し、上記７か国を含むアフリカ諸国のビジネス環境を取り巻く状況をフォローアップしている。今後は、実施状況をモニタリングするとともに、一つずつ着実に改善しつつ、対象国の拡大を検討する予定である。

アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッションについては、各省庁、特に経済産業省、農林水産省及び国土交通省が分野別に絞った同様の官民合同ミッションをアフリカ諸国へ派遣している中、それらの省庁が実施している官民合同ミッションとの差別化を図り、外務省ならではの官民合同ミッションを派遣することで、実際の民間企業のビジネスにつなげていくことが課題である。そのためには、日本企業支援のための在外公館の情報収集を強化し、現地政府が求めている日本企業の誘致と、日本企業側の希望をマッチングさせていく必要がある。

キ　施策Ⅳ－１　領事業務の充実

（ア）測定指標の平成 29・30・令和元年度目標の達成状況（＊は主要な測定指標）

個別分野１　領事サービスの充実	
＊１－１　利用者の評価等サービスの向上	b
＊１－２　領事研修の実施	b
＊１－３　日本人学校・補習授業校への援助	b
＊１－４　IC 旅券の発給及び不正取得等の防止	a
１－５　在外選挙人登録手続き及び制度の周知並びに登録申請の適正な処理	c
１－６　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施	b
１－７　在留届の電子届出率（利用率）及び外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者数（注）	b
１－８　領事業務の業務・システムの最適化の事業の進展	b
個別分野２　在外邦人の安全確保に向けた取組	
２－１　在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備	b
＊２－２　在外邦人保護のための緊急事態対応	b
＊２－３　在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携	b
２－４　困窮邦人等の援護（注）	b
個別分野３　外国人問題への取組	
＊３－１　出入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和	b
＊３－２　在日外国人問題への取組	b

（注）本指標は、平成 29 年度をもって設定を終了したため、右欄の達成状況は平成 29 年度のみを対象としたもの。

（イ）主な施策分析

ｉ　個別分野１　領事サービスの充実

●　平成 29 年度及び平成 30 年度のアンケート調査では目標（「丁寧な対応」の回答割合が 80%）達成に至らなかったこと等を踏まえ、否定的評価が特に高かった一部の在外公館に対して、具体的な改善措置の策定と着実な実施を公館幹部が率先して行うよう指示するなど、業務改善を通じたサービス向上・改善を図った。この結果、令和元年度のアンケート調査において、領事サービスに関しての満足度として、回答者の 83%の人が「満足」又は「やや満足」と肯定的な評価を受け目標を達成した。

また、在外公館の領事サービスを利用することで、回答者の 96%が問題（申請、届出、各種相談等）を解決できたと回答しており、非常に高い割合で利用者の目的が達成できていると判断でき、それも高く評価されたものと考えられる。

さらに、アンケート調査の内容の質的改善を図るため、民間の知見を活用し、設問の構成等の改善を図った結果、回答数が大幅に増加するとともに、国民目線における領事サービスの問題点（インフラ等の制度的問題、マナーや言動等の接客対応における問題

等）を切り分け、対象公館の領事業務実施体制（領事担当職員一人当たりの平均対応人数等）を考慮した、より実態に即した効果的な調査が行えた。

● 領事研修の実施について、研修の成果は、在外公館が提供するサービスに対する在外邦人による評価に表れるとの認識に基づき、在外邦人との接点となる領事担当官が在外邦人の多様なニーズを把握し、それに応える上で必要となる領事事務各分野の専門知識及びコミュニケーション能力向上のため、本省で適切な研修計画を立案し、実施することが求められるとされている。

この観点から、実施可能な研修を行ったところ、領事担当官及び在外邦人からの評価は次のとおりであった。

研修を受講した領事担当官へのアンケートにおいては、９割以上の受講者が有意義であったと回答している。

また、上記のとおり、令和元年度実施の在外邦人への「領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査」においては、領事サービスに関しての満足度として、回答者の83%の人が「満足」又は「やや満足」と肯定的な評価をしていることからも、おおむね研修の成果が表れていると考える。

領事初任者研修、領事中堅研修においては、以下の点において研修受講者の評価を得られたものと考える。

まず、領事初任者研修においては、実際の事例を参考に初動対応の重要性を習得できる参加型の演習（机上演習）が好評であった。また、訪日外国人の増加に伴い、訪日外国人の処遇等の現状を把握するための東京出入国在留管理局の施策に係る講義を新たに実施したところ、有意義であったとの評価を得た。さらに、領事中堅研修においては、中堅領事としての専門的な知識の習得に努める一方、緊急事態対応の一環として、外部講師によるPFA「サイコロジカル・ファーストエイド」研修、緊急事態時におけるプレス対応の留意点についての講義、外国人受刑者の処遇及び領事面会の現状を把握するための刑務所見学等を継続して実施したところ、研修受講者からは有意義であったとの評価を得た。

平成29、30年度と未実施となっていた在外領事中間研修については、令和元年度に在メキシコ大使館において、中米・カリブ地域の在外公館の領事担当官を対象として、在外公館投票実施も含む領事業務全般についての研修を実施することができた。

今後は、領事業務をめぐる状況、地域的な特性を踏まえて、計画的に在外領事中間研修を実施していく。

● 平成29年度に216校だった政府援助の基準を満たしている補習授業校が令和元年度には228校となった（１校は休止）。そのうち、要望のあった222校に対し、政府援助を実施した。

また、警備員雇用費及び警備機器維持管理費に加え、テロ攻撃のリスクが高まると見られる期間前後の警備員雇用経費の援助を実施した。

これらの取組により、海外に住む義務教育相当年齢の子女が日本と同程度の教育を可能な限り負担の少ない形で、かつ安心・安全な環境で受けることができるようになった。

● 日本国旅券の発行数は、平成27年以降増加傾向が続いており、令和元年は約450万冊に上り、平成29年から令和元年にかけて約40万冊増加している。さらに、令和２年３月に控えていた次期旅券（2020年旅券）の導入についても、発給数量の増から発給開始時期を令和２年２月へと前倒しで対応することとなった。このような中、当省の取組に加え、旅券申請、交付業務を行う都道府県並びに市町村関係者に対して実施した研修や会議等を通じた緊密な連携により、円滑な旅券発給事務を実現し、次期旅券についても全ての発給拠点において問題なく発給が開始された。

旅券の不正取得防止のため、毎年「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」を年２回実施し、本人確認の審査の厳重化と、警察等関係機関との連携を

密にした取組を進めることで、不正取得事案も減少傾向を維持している。また、不正使用及び偽変造防止のため、査証欄を頁ごとに全て異なるデザインに一新し、IC 機能を強化するなど、新たな偽変造防止対策を備えた次期旅券を導入しつつ、更に高度な偽変造対策技術による、世界最高レベルのセキュリティを有する次世代旅券の導入に向けて各種要素の検討と旅券発給管理システムの開発を進めた。

● 令和元年夏の参議院議員通常選挙の実施に向け、在外選挙制度周知に加え、参議院議員通常選挙実施の周知も兼ねた広報・啓発を重層的に実施し、この通常選挙における在外投票者数は約 21,000 名、投票率は約 21%となり、多くの在外邦人の選挙権行使の機会を確保することができたと評価できる。他方、在ロサンゼルス総領事館及び在デュッセルドルフ総領事館において選挙設備の不備・手続き遅延事案が発生し、在外邦人の選挙権行使の機会を奪う結果となった。

これを踏まえ、今後、在外公館の登録申請手続きが遅延することなく、個別の案件の進捗状況が容易かつ正確に把握できるようシステムを改修し、迅速かつ適正な処理及び申請者の選挙権行使の機会を確保していく必要がある。

ⅱ 個別分野２　在外邦人の安全確保に向けた取組

● 邦人短期渡航者用の緊急備蓄品を、大規模自然災害発生等の蓋然性の高い国・地域を中心とする在外公館に必要数を購送し、安定的な配備に努めたことにより、大規模緊急事態において在外公館が迅速に対応するための体制が強化された。

平成 29 年度にカンボジアで、令和元年度にマカオでそれぞれショートメッセージサービス（SMS）システムの運用を開始し対象国を拡大したこと、SMS 到達率向上のためのシステム改修や運用安定化のための各種施策を実施したことにより、邦人安否確認の実効性が高まった。

海外緊急展開チーム（ERT）の一部を誘拐・被害者家族支援研修、官民合同テロ・誘拐対策実地訓練及び国内外で実施される防衛省・自衛隊による在外邦人等保護措置訓練へ参加させたことにより、海外の緊急事態発生時における対応能力が強化された。

官民合同テロ・誘拐対策実地訓練への企業関係者の参加者数を増やしたほか、外務省の参加者層を ERT 以外の危機管理担当者や領事担当者に広げたことにより、安全対策における官民連携の強化及び当省の体制強化に寄与した。

令和２年の新型コロナウイルス感染症の発生及び世界的な流行に際し、感染症危険情報の発出・更新、領事メール等による在留邦人や邦人渡航者への注意喚起、渡航中止の呼び掛けを行ったことにより、国際的に猛威を振るう新型コロナウイルスの邦人への感染を未然に防ぐとともに、感染症対策に係る当省取組の推進・拡充に寄与した。

令和２年の新型コロナウイルス感染症の発生に際し、中国・武漢にチャーター機計５便を派遣したことにより、湖北省に在留し帰国を希望する全ての在外邦人の帰国が実現するとともに、このオペレーションを通じて緊急事態における大規模な邦人退避についての大変有益な知見や経験を得ることができた。

● 海外の危険地域に係る有益な情報を入手・報告し得る情報提供者の新規開拓に努めたほか、得られた情報を海外安全ホームページ、領事メール、在外公館の安全対策連絡協議会等で発信したことにより、危険地域における在外邦人の安全対策が向上したほか、邦人の危機管理意識向上につながった。

安全対策に関する各種会議等の開催及び広報を充実させたことにより、官民間の危機管理意識の共有及び連携の強化、海外安全対策に関する民間企業の意識向上、企業間の知見の共有等、多くの成果が得られた。

主要海外通信社（AP、ロイター等）の外電（ラマダン期間中はアラビア語のニュースソース）や、欧米主要国の渡航情報を 24 時間 365 日体制でモニターし、関係要所へ速やかに伝達する等の対応をしたことにより、緊急事態発生時における初動体制の構築や、在留邦人等への注意喚起を迅速に行うことが可能となった。

「国内安全対策セミナー」の開催場所を地方の中核都市にも拡大し、事前広報を海

外安全ホームページや SNS、関係機関のネットワークを通じて行うなど、集客向上と参加者の裾野拡大に努めた。また、講演内容は、最新のテロ情勢、危機管理、安全対策等の情報提供としたほか、受講者から要望のあったテーマを扱う専門家を講師に迎え、企業の幅広いニーズに合うものとした。

留学生及び学校関係者に対する安全対策講演会の際に、講義に加え、危機管理シミュレーション及び意見交換を行ったことにより、学生及び学校関係者の安全意識の更なる向上が図られた。

「在外安全対策セミナー」の実施に際しては、ニーズの高い都市を選定し、専門家を講師に迎えるなど、より効果的な方法で在外邦人の危機管理意識を向上させるよう努めた。

ⅲ　個別分野３　外国人問題への取組

● 各年度において実施したビザ緩和の結果、令和元年の訪日外国人旅行者数は、過去最高の 3,188 万人を記録し、ビザ発給件数は、約 827 万件（暫定値）となった。政府目標である令和２（2020）年の訪日外国人旅行者数 4,000 万人の達成に資するよう、今後も重点５か国（中国、フィリピン、ベトナム、インド及びロシア）を中心にビザ緩和を実施していく必要がある。

● 在日外国人問題への取組については、多数の在京外交団、地方自治体職員及び一般の参加の下「外国人の受入れと社会統合のための国際フォーラム」を開催し、外国人住民との共生に係る諸問題及び好事例を共有することができた。また、防災説明会においても、過去最高の出席者数の下、開催することができ、改めて、在京外交団等とのネットワークの確認ができたことから、これらの取組については一定の効果があったものと考えられる。

ク　施策Ｖ－１　外交実施体制の整備・強化

（ア）測定指標の平成 29・30・令和元年度目標の達成状況（＊は主要な測定指標）

＊１　外務省の人員、機構の更なる整備	b
＊２　在外公館の警備体制の強化	b
＊３　外交を支える情報防護体制の強化	b
＊４　地方連携の推進	a

（イ）主な施策分析

● 定員は、政府全体で国家公務員総人件費削減の方針がある中、平成 29・30・令和元年度合わせて 256 名純増（障害者定員を除く。）を実現した。また、在外公館新設数は、平成 29・30・令和元年度合わせて７公館であり、適切かつ持続可能なペースで在外公館の新設を行うとの目標を踏まえ、過去と比して緩やかな増となった一方（平成 27 年度は８公館、平成 28 年度は５公館を新設。）、厳しい財政状況の中、適切かつ持続可能なペースで在外公館の新設をしつつ、外交活動の質の強化を進めるため、在外公館及び本省の人員増強に取り組んだことにより、外交実施体制の拡充の上で効果が見られた。

一方、依然として他の主要国と比較して人員・在外公館数は十分とは言えず、引き続き日本の国力・外交方針に合致した体制の構築を目指すための取組を実施していく必要がある。

● テロ等の脅威の高い在外公館を中心に警備強化を実施した。また、テロ、大規模な暴動や抗議デモ等により治安が悪化した在外公館に対し、状況に応じて、警備員の増員配置、施設及び警備機器の強化を実施し、警備強化を図った。外務省職員及び警備対策官への研修においては、具体的な事案を想定した研修を実施したことから、警備に係る知見及び意識の向上につながった。また、その成果を在外邦人への安全対策指導にも活用することにより、在外邦人の安全対策の向上に寄与する効果があった。さらに、脅威に応じた実践的な警備訓練を実施したことにより、館員及び現地職員の緊急事態

発生時における対応要領の確認や、警備意識の向上につながった。

一方で、治安状況や警備状況等を総合的に判断し、在外公館の警備強化や研修を図ったが、予算制約等により、十分な研修や警備強化を行うことができなかった在外公館もあることから、引き続き、在外公館の警備体制の強化を進めていく必要がある。

● 省内の文書管理や秘密保全の関係部署とも連携の上、職員に対する情報防護に関する意識啓発や注意喚起を集中的に実施する取組を平成 29・30・令和元年度にかけて実施した。また、省内研修については、情報防護関連の情報収集及び分析の結果を反映することにより、研修内容を充実させるとともに、研修機会を拡充したことで研修受講者総数を平成 29・30・令和元年度と年々増加してきている。これらの施策は、省内全体の情報防護体制の強化及び意識向上に向けて一定の効果を上げたと考える。しかしながら、国際情勢の複雑化及び情報通信ネットワークの高度化に伴い、情報の重要性及び情報防護上の脅威が増大している現状を踏まえれば、情報防護体制強化のための取組を引き続き推進していく必要がある。

● 地域の魅力発信セミナー（以下、「セミナー」という。）及び駐日外交団の地方視察ツアー（以下、「ツアー」という。）については、新潟県燕三条地域が平成 29 年６月のセミナーに出展し、駐日外交団や外国商工会議所を始めとする参加者の関心を高めた後に、翌年度の平成 30 年５月に同地域（新潟県三条市）へのツアーを実施することで、地方の魅力の効果的な PR や地方自治体と駐日外交団等との関係構築につなげることができた。具体的な成果の一例としては、ツアーに参加した駐日コソボ大使が三条市長との面会を経て、同市が 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のコソボのホストタウンに登録されたことが挙げられる。

また、平成 29 年６月のセミナーに参加した外国人ユーチューバーが同セミナーに出展した三重県伊勢志摩地域の PR 動画を２本制作し、それぞれ４～６万回の再生を記録したこと、平成 29 年５月に実施した秋田県へのツアーをきっかけにシンガポールとの結びつきが生まれ、シンガポール TV 番組のロケ地に選定されたこと、令和元年のセミナーでは来場した企業関係者から出展した地方自治体に対し、旅行ツアーや食の魅力発信に係る取組、海外展出展時の現地事業者紹介の提案がされるなど具体的成果を確認できた。

さらに、在外公館長の一時帰国時の地方訪問を通じて、地方自治体と諸外国とのつなぎの役割を果たし、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン登録・交流の推進につながる事例も確認できた。

こうした成果を得ることで、総合的な日本の魅力発信、ホストタウン提携や交流を推進することができた。

地域の魅力海外発信支援事業については、本件事業を開催した期間の開催国における東日本大震災後の日本産食品等に対する輸入の規制撤廃･緩和の動きとして、平成 30 年３月及び 11 月に７県（岩手、宮城、山形、福島、茨城、千葉及び新潟）の産品についてロシアへの輸入停止措置が解除されたほか、11 月には新潟県産米の中国への輸入停止措置が解除されるなど具体的成果を確認できた。

地方創生支援、飯倉公館活用対外発信事業については、事業実施後に複数の駐日大使が共催県を訪問し、知事との意見交換や県主催夕食会の実現につながったこと、令和元年度に開催されたラグビーワールドカップの事前合宿に７か国のチームを県内３市町村に誘致することができたことなど具体的な成果を確認できた。

上記のとおり、国際的取組を進める地方自治体との連携強化については、全ての事業で目標が達成されたと認められ、地方の魅力発信や東京大会を契機としたホストタウン交流の推進する成果を確認できたと考えている。

ケ　施策Ｖ－２　外交情報通信基盤の整備・強化

（ア）測定指標の平成 29・30・令和元年度目標の達成状況（＊は主要な測定指標）

＊１　ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画の目標達成に向けた取組（注１）	b
＊２　サイバーセキュリティ強化	b
＊３　働き方改革及び業務合理化に向けたモバイルワーク環境等の整備・導入（注２）	b

（注１）本指標は、平成 29 年度をもって設定を終了したため、右欄の達成状況は平成 29 年度のみを対象としたもの。

（注２）本指標は、令和元年度から設定したため、右欄の達成状況は令和元年度のみを対象としたもの。

（イ）主な施策分析

● 人給共通システムを導入することで、業務処理時間 1,500 時間削減を中期目標にしていたが、人事院及び内閣官房 IT 総合戦略室と導入検討を続けた結果、当省が既存システムから人給共通システムに移行するために要する改修一時経費が多額になることにより、費用対効果が低いことが判明した。

また、特別法（在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律）の適用を受ける在外公館勤務職員が本省職員より多く、さらに、本省と在外公館の間で人事異動が年間を通じて不定期にあることから、既存システムと人給共通システム間のデータ交換・登録が煩雑になり、かえって同業務処理時間が増加することが判明した。

これらの理由により、平成 29 年度末において、政府 CIO（内閣情報通信政策監）の承認の下、人給共通システムの機能等のうち、共通化できるものを利用することに加え、人給共通システムが実装している電子交付等機能を当省の既存システムに実装することで、人事院及び内閣官房 IT 総合戦略室と連携して、引き続き更なる業務効率化を目指して取り組んでいくこととした。

● 標的型メール攻撃への対処訓練（計２回）については、実施方法について、従来のテスト形式ではなく、報告することの意義を理解させるよう訓練メールの内容を改善し実施した結果、訓練メールの報告率が、２回目は１回目に対し 10%以上増加し、一定の効果がみられたと思われる。その一方で、情報セキュリティ対策の自己点検は、スケジュール調整に苦慮したため、令和元年度内は一部の実施にとどまり、令和２年度に継続して実施することとなったことから、今後は、早い段階から計画的に実施する必要がある。

令和元年度においては、G20 大阪サミット、第７回アフリカ開発会議、即位礼正殿の儀といった諸外国の要人が多数参加する大規模行事が行われたが、各行事において重大な情報セキュリティ・インシデントの発生は確認されなかった。これは関係省庁との連携の下、これまで継続的に取り組んできた各種対策が奏功したものと思われる。

● 公用モバイルパソコンを利用したモバイルワーク環境の整備により、職員の育児休暇などテレワーク勤務を必要とする者にパソコンを貸与することで、必要な者が必要な時にテレワーク勤務を行うことができ、一定の効果があった。また、令和２年２月末より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る対策として、時差出勤・テレワークの積極的な活用が勧奨され、職員のより一層のテレワーク活用の必要性が急速に高まったため、テレワーク用モバイルパソコン（25 台）及び大型ロジ用のモバイルパソコン（850 台）をフル活用し、より高い効果を得ることができた。

コ　施策Ⅶ－１　国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献

今次は、親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金の評価を実施した。

（ア）測定指標の平成 30・令和元年度目標の達成状況（＊は主要な測定指標）

＊１　招へい・派遣事業を通じた対外発信の実施促進	b
＊２　招へい・派遣事業の参加者による帰国後の活動（「アクション・プラン」）の実施促進	b

（イ）主な施策分析

● 招へい・派遣事業を通じた対外発信の実施促進については、当省から、事業実施団体に対し、参加者が自身の経験を振り返り対日理解を深めるとともに、関係国・地域におけるアウトリーチ効果の高い広報活動を強化するため、フェイスブック等の SNS やブログ等のツールを活用した参加者の積極的な対外発信が重要であることを説明し、報告会など参加者が発信活動を行う環境整備を依頼したことで、下記の実績につながる一定の効果があったと考えられる。

平成 30 年度の実績値は、54,779 件となり目標値の 18,681 件を上回り、前年度（平成 29 年度）の実績値(52,503 件)を上回った。一人当たりの対外発信件数の平均も 8.8 件と目標を大きく上回った。また、全事業について、それぞれ１件以上の報道が行われた。

令和元年度の実績値は、45,135 件、一人当たり平均数は 11 件以上となり、いずれも目標値を大きく上回った。また、１事業当たりおおむね３件の報道が行われた。令和元年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、第４四半期の事業実施が困難となったことから、発信の絶対数は、平成 30 年度に比し減少してはいるが、一人当たりの発信数及び１事業当たりの報道数は共に増加している。これは、令和元年度に、即位の礼、G20 大阪会合等世界的に注目を集めた大型事案が続いたことに加え、東京オリンピック・パラリンピックに向けた日本に対する関心の高まりを受けての参加者の発信が、より大きな訴求力を持ったためと考えられる。

このような状況を背景に、被招へい者・被派遣者の積極的な対外発信は、より対日理解の促進に大きく貢献するとともに、関係国・地域に対する高いアウトリーチ効果をもたらす広報活動となった。これらは、我が国の対外発信の強化及び我が国の外交基盤拡充の観点から極めて意義が大きい。実際、本事業では、参加者は、出身国と日本との関係の概要や日本の外交政策（例えば自由で開かれたインド太平洋に向けた取組、開発協力への取組、気候変動問題への取組、女性が輝く世界への取組等）の説明を受け、更にこれらを題材にしてディスカッションを行うなどの経験を得る。これらを通じ、参加者は対日理解を深め、中身のある膨大な量の我が国に係る情報発信が行われてきた。

外交関係は、人的関係に拠るところも大きく、日本外交の中長期的な将来を見据えつつ、本事業を通じてなされる親日派・知日派の発掘・育成が、国際社会における日本支持の基盤を拡充し、日本と各国との関係強化、我が国の安全保障の強化に資することが期待される。

● 招へい・派遣事業の参加者に、帰国前の報告会で、グループごとに「アクション・プラン」（本事業への参加経験を踏まえた帰国後の活動計画）を表明する機会を設け、帰国後、「アクション・プラン」をスムーズに実行するよう、関係国・地域の将来を担う人材による親日派・知日派としての活動を後押しした。その結果、帰国後、参加者は、各々の所属機関や学校,地域等において、訪日経験や多様な分野での日本に関する情報について共有する報告会、ワークショップ、展示会等の実施、地元テレビや月刊誌、新聞等に経験や日本に関する情報を寄稿、日本を紹介するプロモーションビデオを作成・配信する等、アクション・プランをより効果的に実施することができ、対日理解の促進に資する効果的な取組につながった。また、現地での日本に関する情報発信を積極的に行うことだけではなく、参加者が日本との継続的な関係を構築する事例も多数確認されており、一例として、JENESYS 2018 日 ASEAN 学生会議のエネルギー分科会のマレーシア参加者から、帰国後、会議で話し合ったアイデアを実行に移したいという提案があり、受入協力団体となった NPO 法人 MIS、現地大学、NGO と連携しながら、日本の財団への申請を行った結果、助成金を得ることができたといった報告が上げられている。これらの取組は、対日理解の促進を図るとともに、本事業参加者に限らず多く全世界における親日派・知日派の形成、ひいては我が国外交政策に対する多くの賛同者を得るという観点からも有益だった。

サ　施策Ⅶ－２　国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献

今次は、経済協力開発機構（OECD）分担金及び日・OECD 協力拠出金の評価を実施した。

（ア）測定指標の平成 30・令和元年度目標の達成状況（＊は主要な測定指標）

＊１　OECD を通じた経済外交の推進	b
＊２　OECD と東南アジアとの関係強化	b
３　日本人職員増強（専門職以上における日本人職員の割合）	b

（イ）主な施策分析

● OECD の各分野の委員会での議論や事業に積極的に参加するとともに、OECD の重要課題・政策について議論する OECD の最重要会議である OECD 閣僚理事会において、我が国として重視する貿易・投資、公平な競争条件の確保、質の高いインフラ等について我が国の考えを発信し、会議の成果物にしっかりと反映させることができた。なお、OECD は教育、雇用、環境等、幅広い経済・社会的課題を扱っているため、こうした成果を得たことは、日頃からの関係府省庁との密接なコミュニケーション・連携によるところが大きかったと考える。

また、世界経済の成長センターとしての東南アジアの重要性の高まりを受け、加盟国 37 か国のうち 26 か国が欧州という欧州中心の性格が強い OECD において、東南アジアとの関係強化や東南アジアの将来的な OECD 加盟の重要性を継続的に主張し、責任ある加盟国としてリーダーシップを発揮したことは、東南アジアを始めとする非加盟国との関係強化だけでなく、OECD における我が国のプレゼンス強化の面でも効果があった。

さらに、近年 OECD はＧ20 との連携を強化しているが、特に令和元年は、日本が議長国を務めたＧ20 大阪サミットに向けて OECD との協力が強化され、日本が重視するデータ流通を含むデジタル経済、質の高いインフラ投資、自由で開かれた貿易等の分野で、OECD から有意義なインプットが得られたことは、OECD を通じた経済外交推進の観点から大きな意義があった。

● 平成 26 年に日本が主導する形で設立された OECD 東南アジア地域プログラム（SEARP）に、初代共同議長国及びビューローのメンバーとして継続的にコミットし、関連会合への参加や財政面の支援等を通じて OECD と東南アジアとの関係強化に貢献した。タイの国別プログラム開始、ベトナムの次期国別プログラム候補国の決定、東南アジアが加入する OECD 法的文書の増加等に見られるように、東南アジアの将来的な OECD 加盟を見据えたアウトリーチが着実に強化され、右を通じて同地域の経済統合や国内改革を後押ししたことは、OECD の活動目的の達成への寄与や、望ましい国際経済秩序形成の観点から有意義であった。

シ　施策Ⅶ－３　国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

今次は、国際移住機関（IOM）分担金、IOM 拠出金及び IOM 拠出金（人身取引被害者の帰国支援事業）の評価を実施した。

（ア）測定指標の平成 30・令和元年度目標の達成状況（＊は主要な測定指標）

＊１　IOM への拠出を通じた人の移動の問題改善の促進	b
＊２　日・IOM 間のパートナーシップ強化	b
＊３　人身取引の撲滅に向けた国際協力の推進	b
４　日本人職員増強（専門職以上における日本人職員の割合及び日本人職員数）	b

（イ）主な施策分析

● 我が国拠出により、アジア、アフリカ及び中東地域において、平成 30 年及び令和元年で 120 万人以上の国内避難民・難民・移民に対して、13 か国で、水・衛生支援、仮設住宅や非食料品の提供及び緊急医療支援を実施し、国内避難民・難民・移民等、自らの意志に反して移住を余儀なくされた脆弱な人々の置かれている状況改善を促進す

る成果が得られたと考えられる。

また我が国拠出により、難民や移民の入国に対応する国々の入国管理及び検疫分野での入国管理支援、人身取引や性的暴力の被害者に対する支援、避難民とホストコミュニティとの関係構築支援等を実施し、29 か国の国や社会の安定化に貢献した。これらの多分野にわたる人の移動の問題改善への取組は、我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標（SDGs）の達成、人道と開発と平和の連携を促進するとの目標を達成する上で効果があった。

IOM が発表したグローバル・サプライ・チェーンにおける人身取引と児童労働についての報告書は、SDGs の目標 8.7（強制労働の根絶、人身取引及び児童労働の撲滅）の実現に向けて、国連児童基金（UNICEF）及び国際労働機関（ILO）と共に立ち上げた Alliance8.7 のこれまでの活動の集大成となっており、この取組も、我が国が重要外交指針としている持続可能な開発目標（SDGs）を達成する上で効果があった。

● ヴィトリーノ事務局長の訪日を始めとするハイレベルでの要人往来は、日本と IOM の間で人道支援、SDGs の達成に向けた取組、女性支援等の重点課題についての意思疎通を向上させ、IOM を通じた日本の施策のより効果的な実施につながった。また、TICAD７への参加は、日本の民間企業等日本の政府以外のパートナーとの新たな連携の促進という観点から成果があり、日・IOM 間のパートナーシップ強化は相当程度の進展と判定した。

ヴィトリーノ事務局長訪日時の河野外務大臣との意見交換など、ハイレベルの要人往来の際に、日本が重視する難民・国内避難民支援や人道と開発の連携、IOM と我が国との連携強化、日本の民間企業との連携等について協議を行ったことは、具体的な事業の計画・実施への我が国外交政策の繁栄を促進する上で効果があった。

我が国が IOM との共催で「外国人の受入れと社会統合のための国際フォーラム」（10 月）を開催したこと、IOM との間で入国前結核スクリーニングについての意見交換を行ったことにより、我が国の外国人受入れにおいても IOM との間のパートナーシップを強化することができた。

IOM と日系企業や NGO との協力も積極的に進められており、人の移動に係る IOM の他分野での支援活動を踏まえ、教育、医療、エネルギー、通信及び農業と幅広い分野で日系企業との連携が進められた。日系企業は、グローバルなネットワークの下で活動を行う IOM との協力を進めることで、更に多くの国とのネットワークを構築することができるため、日系企業と IOM との連携が進められることにより、今後更に多くの国での日系企業が活動するための足掛かりが構築された意義は大きい。

● 我が国による拠出事業「人身取引被害者のための帰国・社会復帰支援プログラム」における平成 30 年度及び令和元年度の支援内容は、次のとおりである。平成 30 年度中、IOM を通じた支援により母国への帰国を望む５人（タイ国籍１人及びフィリピン国籍４人）が無事に帰国し、このうち２人に対し一時避難場所、１人に対し医療支援、１人に対し法的支援、５人に対し帰国後の社会復帰支援（例：家族統合、小売業経営、美容院経営等の初期投資及びノウハウの供与）が、それぞれ提供された。令和元年度中には、かかる IOM を通じた支援によって、母国への帰国を望む 14 人（全員フィリピン国籍）が無事に帰国し、このうち８人に対し一時避難場所、11 人に対し帰国後の社会復帰支援（例：家族統合のほか、ビジネス支援として、畜産業経営、小売業経営、運送業経営等の初期投資及びノウハウの供与）の提供が行われた。

IOM 駐日事務所は、平成 30 年３月に我が国政府と連携して実施している「人身取引被害者のための帰国・社会復帰支援プログラム」（平成 17 年から継続的に実施）において、駐日事務所が実施する支援の効果を測定し、課題を明らかにすることを目的として、帰国した支援対象者の心理社会的、社会的、及び経済的な観点から実施した追跡調査の結果等をまとめた報告書「人身取引被害を受けたフィリピン人被害者の出身国における社会復帰状況に関する追跡調査」を二言語（日英）で公表した。同調査は、

平成29年から平成30年にかけて、本事業の裨益者（調査時点で合計307人）のうち約 44%を占めるフィリピン人裨益者に質問票を送付して得られた回答（有効回答率88%）に加え、さらに回答者の中から抽出した６人に面接調査を実施して聴取した内容に基づき作成された。その結果、社会復帰支援については、同支援期間（１年間）終了後のサービスや他団体への支援委託、本人以外の家族に対するサポートを求める声もあったが、帰国支援については90%以上の回答者によって有益であったとの評価を得た。この結果は、我が国とIOM駐日事務所等による支援事業が円滑かつ質の高い内容で実施されていることを裏付けるものであると言える。我が国及びIOMは、本報告書を通じて国内外の関係者に我が国の取組を広く周知した。こうした取組により、我が国が人身取引被害者の適切な保護及び社会復帰支援を行い、また、人身取引問題に対する啓発を図り、我が国及び周辺国における再被害を防止することにも貢献している。このように、現下の人身取引被害者の適切な保護・ケアを実施するに当たり、我が国として、専門性を有するIOMの取組を積極的に支援・連携したことは、非常に効果的かつ有益であった。

バリ・プロセス（IOM が事務局）のウェブサイトの管理運営に対する支援については、平成30年８月に開催された第７回地域閣僚級会議（我が国政府代表も出席）及び同会議にて決定された官民それぞれの行動計画や議長声明等が迅速に同ウェブサイトに掲載されたほか、そのフォローアップとしての取組として各メンバー国・機関・企業等が実施しているワークショップやその他活動成果等についても掲載され、密入国・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に関するアジア太平洋地域の関係国の実務家への迅速な情報共有が行われた。バリ・プロセスは、世界で人身取引事案件数が最も多いアジア地域において人身取引対策に特化した最大の国際枠組みであり、我が国の支援は、関連する実務家の能力向上やネットワーキング強化に資するものであり、人身取引に関連する国際的な協力枠組みを維持・強化する上で効果があった。

5　今後に向けた取組

外交政策を効果的かつ効率的に推進するとともに、同政策を国民の皆様により分かりやすく説明するため、引き続き具体的かつ適切な水準の目標の設定、各施策の評価結果を踏まえた今後の施策への反映の方向性のより明確な記述等に努めていきたいと考えています。

6　評価対象施策に関連する学識経験を有する者（AGメンバー）の所見

AGメンバーによる所見のうち、複数の評価対象施策に関連する所見は以下のとおりです。なお、個々の施策別評価に関するAGメンバーの所見は、各施策の「学識経験を有する者の知見の活用」欄を参照願います。

- 総評としては、明確な意図のもとに着実な取組みが行われており、これらに対する評価も客観的に行われ、記述や説明も丁寧に行われているものと思う（評価の内容は以前に比べると遥かによくなっていると思う）。ただ、施策Ｉ－３（中南米地域外交）の測定指標２－１（南米諸国との経済関係強化の進展）の評価において行われているように、施策がわが国経済社会にもたらす効果を国民に対し明確に示す指標を用いることは、国民生活が地道な外交努力の積み重ねによって成り立っていることを、国民の目に見える形で示すものであり、他の評価においてもより積極的に活用されることを期待したい。
- 「a」評価については、とくに「なぜ、aとしたのか」を分析に丁寧に書くようにしていただくとよいのではないか。
- 「c」評価については、とくに「次期目標等への反映の方向性」において改善方策をなるべく記述するようにしていただくとよいのではないか。その際、制御不可能な要因や不確実性を伴う要因については外部要因として整理していただくとなおよいのではないか。

- 複数の施策において、要人往来が指標として掲げられている。この点について、外務省としてのスタンスは理解できるものの、政務の動向を外務省という行政機関が評価しているように見えることについては違和感がぬぐえない。この点について、どのような工夫がありうるのかについてのよいアイデアはないが、ひとまず課題として指摘しておきたい。
- 地域課の新規評価軸の打ち出しの多くで、ハイレベルの往来と要人往来の２つの指標が重複している。ストリームラインすべき（中国の場合だと測定指標４－１と４－６、東南アジアだと例えば、測定指標５－１と５－４、６－１と６－４）。
- 外交に SNS や漫画等を活用するという観点はこれまでの経験からも効果が高いようである。対外広報という観点から、この点について省内や在外公館の若手の意見をまとめてみるということがあってもよいかもしれない。
- 新型コロナウイルス感染症については外交上の課題が数多く出ていると思われる。まず、今回、どのような取組を講じているのかを記録し、今後に生かすことができるように整理しておくことが重要であると思われる。全省的にアンケートをとるなどして、課題の洗い出しをしておくことが重要ではないだろうか。

［施策に係る事後評価］

基本目標Ⅰ　地域別外交

施策Ⅰ－１　アジア大洋州地域外交

令和２年度政策評価書

（外務省１－Ⅰ－１）

施策名（※）	アジア大洋州地域外交
施策目標	アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとともに、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築するため、以下を推進する。 １　東アジア地域の地域協力を通じて地域の安定と繁栄を確保するとともに、域内各国との連携を強化する。 ２　北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。 ３　大局的観点から重層的で未来志向の日韓関係を構築し、これを通じての地域の平和と繁栄に寄与する。 ４　「戦略的互恵関係」に基づいた日中関係の更なる推進を通じて、国際社会の期待に応えていく。また、日モンゴル互恵関係を一層深化させる。 ５　我が国とメコン川流域５か国(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマー)との間において、お互いの政府要人往来を始めとする二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進するとともに、各種経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図る。 ６　インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開する。 ７　南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与する。また、インドと緊密に連携し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を具体化していく。 ８　豪州及びニュージーランド(NZ)との二国間関係及び日豪においては日豪を含む多国間協力を更に強化するとともに、太平洋島嶼国との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保する。

施策の予算額・執行額等	区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	2,594	2,777	2,771	3,429
		補正予算(b)	371	833	1,519	
		繰越し等(c)	178	△210	△943	
		合計(a＋b＋c)	3,143	3,399	3,347	
	執行額(百万円)		2,806	3,130	3,160	

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」（「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」）及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果（注１）			
	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 相当程度進展あり（Ｂ）	（判断根拠） 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。
	測定指標の平成29・30・令和元年度目標の達成状況（注２）	個別分野１　東アジアにおける地域協力の強化	
		＊１－１　日ASEAN協力の進展	b
		１－２　ASEAN＋３（日中韓）協力の進展	b
		＊１－３　東アジア首脳会議(EAS)協力の進展	b
		＊１－４　日中韓三か国協力の進展	b
		１－５　地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展	b
		１－６　総理大臣及び政務三役の参加した国際会議数	b
		個別分野２　朝鮮半島の安定に向けた努力	
		＊２－１　北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展	c
		＊２－２　拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展	c
		２－３　米国及び韓国との間で首脳・外相・次官級（含：六者会合首席代表）で北朝鮮に関し会議・協議を行った回数(電話会談を除く)	b
		個別分野３　未来志向の日韓関係の構築	

		＊３－１　未来志向の日韓関係の構築	c
		３－２　人的交流の拡大	b
		＊３－３　経済関係緊密化のための各種協議等の推進	b
		３－４　日韓の連携、協力を通じた地域の平和と安定への寄与	b
		３－５　日韓首脳・外相会談の開催回数(電話会談を除く)	b
		個別分野４　未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル間の互恵関係の強化等	
		＊４－１　日中における「戦略的互恵関係」の一層の深化に向けた取組(経済面以外)	b
		＊４－２　日中における「戦略的互恵関係」の一層の深化に向けた取組(経済面)	b
		４－３　日モンゴル関係の着実な進展(経済面以外)	b
		４－４　日モンゴル関係の着実な進展(経済面)	b
		４－５　日台実務関係の着実な進展	b
		４－６　日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数(電話会談を除く)	b
		４－７　中国遺棄化学兵器問題への取組（現地調査箇所数）	b
		個別分野５　タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化	
		＊５－１　要人往来等を通じた二国間関係の強化	b
		５－２　経済協議の実施と貿易投資環境の整備	b
		＊５－３　メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進	b
		５－４　要人往来数(政務官レベル以上)	b
		５－５　日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進	b
		個別分野６　インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化	
		＊６－１　要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進	b
		＊６－２　各国とのEPAの協議・実施等経済分野での関係緊密化	b
		６－３　平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力	b
		６－４　要人の往来数（日本側は総理大臣及び外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外務大臣）	b
		６－５　日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士の受入れの推進	b
		個別分野７　南西アジア諸国との友好関係の強化	
		＊７－１　インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化	b
		＊７－２　要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進(インドを除く)	b
		７－３　南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施	b
		７－４　要人往来数	b
		個別分野８　大洋州地域諸国との友好関係の強化	
		＊８－１　豪州及びNZとの関係強化	b
		＊８－２　太平洋・島サミット・プロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化	b
		８－３　要人の往来数	b

(注１)評価結果については、各個別分野の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注２)「測定指標の平成29･30･令和元年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び平成29･30･令和元年度目標の達成状況を列挙した。「＊」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の	(外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見) ・ASEANは「インド太平洋に関するASEANアウトルック」(AOIP)を採択したが、日本政府

知見の活用	が ASEAN の立場を踏まえながら歓迎・支持し、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）との連携を推進したことは高く評価できる。 ・ASEAN との関係で出てくる「アジア健康構想」、「日 ASEAN 健康イニシアティブ」、またやや畑が異なるが「イノベーティブ・アジア」といった動きは、日本の強みとの関連で実際に外交現場で進めていることをコンセプト包括的に打ち出す試みとして評価されるべきと考える。 ・北朝鮮の核・ミサイル問題、拉致問題・日朝国交正常化に向けた施策がｃ評価だったことは妥当だが、米朝・南北首脳会談を側面支援しつつ、朝鮮半島の非核化に対する慎重な姿勢を示したことは評価できる。 ・「未来志向の日韓関係の構築」に韓国側の姿勢からブレーキがかかったことは止むを得ない。韓国に対する半導体素材の輸出規制強化等の施策（経経済産業省）がどのような政策効果があったのか、エコノミック・ステイトクラフトの観点から今後は外務省としても評価が必要となるだろう。 ・「測定指標３－５」の取り下げと参考指標化、「測定指標３－１」への統合といった一連の変更は合理的であると思われる。 ・日中政府間関係は、平成 22 年、24 年の後の落ち込みからすると回復基調している（「日中新時代を切り開いていく」ことは慶賀すべきだろうし、令和元年末の邦人解放についての尽力は特筆すべきだ）が、近年の人権抑圧や海洋進出・領海侵犯の深まりに鑑みて、関係の「改善」の目的それ自体（やそれに合わせた自己評価）を手放しで肯定的に評価すべきか疑問が残る。関係の「管理」のほうが評価軸として正しいのではなかろうか。 ・米中対立が深刻さを増す中でも、日中の「戦略的互恵関係」の推進が目指され、政治・経済双方から協力が強化されたことは評価できる。特に東シナ海等での中国の海洋進出に妥協せず、海空連絡メカニズムの活用を進展させたことも評価できる。他方で、日中首脳会談で合意された「日中第三国市場協力」のフォローアップ評価を外務省としても実施すべきである。 ・日台関係については、例年通り「実務関係の着実な発展」が目標とされているが、実際には、政治・経済関係の二面――新たに広報文化部長職を台北に新設したように文化面加えると三面――があり、それぞれの重要性も増していることから、二ないし三面に分別して点検評価するのがベター。 ・カンボジアについて、令和元年度では「「戦略的パートナーシップ」の下、・・・両国の様々な分野・層における友好協力関係が促進」との記述がみられるが、相変わらず中国べったりで、ASEAN の内部文書も事前に北京に流出していると伝え聞く。具体的に二国間関係がどう促進されたのか、記述を盛り上げるのなら、例年の要人会合の類以上の進展（事例）に可能な範囲で触れるべき。 ・測定指標６－２について、行政事業レビューのフォローアップが記載されている点は評価できる。 ・フィリピンへの TC－90・巡視艇、マレーシアへの巡視艇供与など、能力構築支援への言及があり、それ自体高く評価され、引き続き地域面全体における着実な整備につなげるべき。 ・測定指標６－５について、効果的な日本語研修について取組を行った結果として「平成 30 年度の実施状況を踏まえた研修委託事業者との緊密な意見交換による研修内容の改善が、達成率の上昇につながった。」とあるが、この点は評価できる。 ・モルディブへの外相訪問など、こまめに小国に足を運ぶ努力は、きちんと評価すべき。 ・日豪関係の進展はａに値するのではなかろうか。

担当部局名	アジア大洋州局	政策評価実施時期	令和２年９月

個別分野１　東アジアにおける地域協力の強化

施策の概要

日本の平和、安全、繁栄にとって不可欠である、豊かで安定し自由で開かれた東アジアの実現のため、日米同盟を基軸としながら、二国間関係に加え、日 ASEAN、東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN＋３、日中韓などの多国間の様々な地域協力枠組みを活用して連携を強化するとともに、地域共通の課題に取り組んでいく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会施政方針演説(平成 31 年１月 28 日)
　五　戦後日本外交の総決算　（地球儀俯瞰（ふかん）外交の総仕上げ）
・第 198 回国会外交演説(平成 31 年１月 28 日)
　同盟国・友好国のネットワーク化の推進
　近隣諸国等との関係の強化

測定指標１－１　日 ASEAN 協力の進展　＊

中期目標（--年度）

ASEAN 共同体強化のため、その中心性・一体性を支持しつつ、経済統合、連結性強化と格差是正を全面的に支援する。ASEAN 共同体ビジョン 2025 に沿った課題に関連する施策を実施していく。

平成 29 年度目標

平成 28 年度に引き続き、日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメントとその実施計画を含め、以下の項目を推進していく。また、平成 25 年に開催された日 ASEAN 特別首脳会議で表明した５年間で２兆円の ASEAN への ODA 供与を着実に実施する。

１　首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、政治・安全保障、経済等様々な分野における日 ASEAN 協力を深める。
２　連結性強化と格差是正等 ASEAN 共同体の更なる統合の深化への支援を推進する。
３　日 ASEAN 間での人的交流を拡大する。

施策の進捗状況・実績

１　平成 28 年度に引き続き、日 ASEAN 外相会議（８月）及び日 ASEAN 首脳会議（11 月）において、南シナ海や北朝鮮等地域の平和、安全及び安定に関わる安全保障分野や ASEAN の更なる統合の深化等の経済分野を中心に、そのほか保健、防災や人的交流等を含む広範な分野において日 ASEAN 間協力について緊密な意見交換を行い、協力関係を強化した。８月の日 ASEAN 外相会議において、日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメント実施計画改訂版が採択された。
２　平成 25 年度に表明した ASEAN 加盟国に対する５年間で２兆円の ODA 供与は２兆３千億円分以上を実施し、コミットメントを達成した。平成 26 年度の日 ASEAN 首脳会議において表明した「日 ASEAN 健康イニシアティブ」の下コミットした５年間で 8,000 人の人材育成については 9,620 人、また、平成 27 年度の日 ASEAN 首脳会議において表明した「産業人材育成協力イニシアティブ」の下コミットした３年間で４万人の産業人材育成については４万９千人以上を育成する等、コミットメントを着実に達成した（平成 29 年７月時点）。平成 29 年の日 ASEAN 首脳会議（11 月）においては、新たな支援策として、「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下、海上法執行能力の強化のため、今後３年間で 550 億円規模の協力の実施を表明し、ASEAN 側の高い評価を得た。また、日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定について、７年間の交渉を経て、改正議定書交渉を妥結した。
３　人的交流による相互理解を促進すべく、平成 29 年度は、JENESYS2017 を通じて約 1,600 人の交流を実施し、「文化の WA」プロジェクトとして、双方向の芸術・文化交流事業では 1,059 件（平成 29 年７月時点）の事業を実施した。10 月には日 ASEAN スポーツ大臣会合を初めて開催した。また、日 ASEAN 首脳会議（11 月）において、日本からは、「アジア健康構想」を通じた「健康で」長生きできる社会のアジアでの実現、「日 ASEAN 環境協力イニシアティブ」による循環型社会構築のための協力の推進等を表明した。ASEAN 側からは、これまでの日本の協力への評価に加え、日本とのパートナーシップを更に強化したい旨の発言があった。

平成 30 年度目標

平成 29 年度に引き続き、日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメントとその実施計画を含め、以下の項目を推進していく。

1　首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、政治・安全保障、経済等様々な分野における日 ASEAN 協力を深める。
2　連結性強化と格差是正等 ASEAN 共同体の更なる統合の深化への支援を推進する。
3　日 ASEAN 間での人的交流を拡大する。

施策の進捗状況・実績

1　平成 29 年度に引き続き、日 ASEAN 外相会議（８月）及び日 ASEAN 首脳会議（11 月）において、南シナ海や北朝鮮等地域の平和、安全及び安定に関わる安全保障分野や ASEAN の更なる統合の深化等の経済分野を中心に、そのほか保健、防災や人的交流等を含む広範な分野において日 ASEAN 間協力について緊密な意見交換を行い、協力関係を強化した。11 月の日 ASEAN 首脳会議において、通常の議長声明とは別途、日 ASEAN 首脳による日 ASEAN 友好協力 45 周年記念共同声明を発出した。
2　平成 25 年度に表明した ASEAN 加盟国に対する５年間で２兆円の ODA 供与（平成 29 年度にコミットメント達成）については、平成 30 年度には、３兆２千億円分以上に達した。平成 27 年度に表明した「産業人材育成協力イニシアティブ」の下コミットした３年間で４万人の産業人材育成については８万１千人以上を育成する等、約束を上回る支援を実施した（平成 31 年３月時点）。11 月の日 ASEAN 首脳会議において、（１）産業人材育成協力イニシアティブ 2.0、（２）日 ASEAN 第４次産業革命イニシアティブ、（３）WTO 改革等を通じた自由貿易の推進、（４）ASEAN スマートシティネットワーク（ASCN）と連携したスマートシティネットワークに関する協力、（５）日 ASEAN 統合基金（JAIF）を活用した ASEAN 防災人道支援調整センター（AHA センター）を通じた「日 ASEAN 防災協力パッケージ」等を含む防災協力、（６）「日 ASEAN 環境協力イニシアティブ」や海洋プラスチックゴミ対策等の環境協力等の取組を協力していく旨を表明した。これに対し、ASEAN の多くの国が、防災や連結性強化を始めとする様々な分野における日本の協力を高く評価した。また、格差是正の面でも、格差是正を中心に ASEAN の統合努力を支援するために設置された JAIF を活用し、様々なプロジェクトが実施された。
3　人的交流による相互理解を促進すべく、平成 30 年度は、JENESYS2018 を通じて約 1,700 人の交流を実施し、「文化の WA」プロジェクトとして、双方向の芸術・文化交流事業では 417 件（平成 31 年３月 31 日時点）の事業を実施した。また、日 ASEAN 首脳会議（11 月）において、（１）アジア健康構想、（２）「文化の WA プロジェクト」等の教育・文化等の分野における協力、（３）日本アセアンセンターの改革のような取組を協力して推進していく旨発言した。ASEAN 側からは、これまでの日本の協力への評価に加え、日本とのパートナーシップを更に強化したい旨の発言があった。

令和元年度目標

平成 30 年度に引き続き、日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメントとその実施計画を含め、以下の項目を推進していく。

1　首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、政治・安全保障、経済等様々な分野における日 ASEAN 協力を深める。
2　連結性強化と格差是正等 ASEAN 共同体の更なる統合の深化への支援を推進する。
3　日 ASEAN 間での人的交流を拡大する。
4　「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、ASEAN との連携を強化する。

施策の進捗状況・実績

1　平成 30 年度に引き続き、日 ASEAN 外相会議（８月）及び日 ASEAN 首脳会議（11 月）において、南シナ海や北朝鮮等地域の平和、安全及び安定に関わる安全保障分野を始めとして、貿易・経済分野、人的交流や文化交流等を含む広範な分野において日 ASEAN 間協力について緊密な議論を行い、協力関係を強化した。
2　11 月の日・ASEAN 首脳会議で安倍総理大臣は、６月に ASEAN が自らのイニシアティブで採択した「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック（AOIP）」（６月、ASEAN 首脳会議において採択。インド太平洋地域における ASEAN 中心性の強化に加え、開放性、透明性、包摂性、ルールに基づく枠組み、グッドガバナンス、主権の尊重、不干渉、既存の協力枠組みとの補完性、平等、相互尊重、相互信頼、互恵、国連憲章及び国連海洋法条約その他の関連する国連条約を含む国際法の尊重といった原則を基礎として、海洋協力、連結性、SDGs 及び経済などの分野での協力の推進を掲げている。）への全面的な支持を表明しつつ、日本の「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」構想とのシナジー（相乗効果）を追求し、日・ASEAN 協力関係を強化していくと言及した。また、同首脳会議では、議長声明に加えて、全ての参加国の賛同を得て、「連結性に関する日・ASEAN 首脳会議共同声明」が発出され、FOIP の

実現に向け、ASEAN と協力していくことを確認した。また、その共同声明を資金面からも支えるべく、安倍総理大臣は、「対 ASEAN 海外投融資イニシアティブ」の立ち上げを表明し、ASEAN 地域を中心に、質の高いインフラ、金融アクセス・女性等支援、グリーン投資の分野について、民間を含む資金の動員を目指し、今後 JICA の出資・融資を倍増させていく用意があると表明した。さらに、ASEAN の一体性・中心性の強化に貢献し、ASEAN 共同体の発展を支えるとともに、連結性の強化を通じた自由で開かれたインド太平洋の実現にも資するべく締結された日・ASEAN 技術協力協定について言及した（同協定の第１号案件として、令和２年１月に日本でサイバーセキュリティの研修が実施された。）。これに対し、ASEAN 側からは、今回の日本の新たなイニシアティブである、対 ASEAN 海外投融資イニシアティブ及び日・ASEAN 技術協力協定に基づく第１号案件であるサイバーセキュリティに関する研修に対する謝意と支持の表明があった。さらに、国際交流基金アジアセンターへの評価及び今後の活動への期待が表明されたほか、10 月に横浜で開催されたスマートシティハイレベル会合、第四次産業革命ダイアログ、ASEAN－Japan Day の開催（ハノイ（ベトナム））、JENESYS など、日本の対 ASEAN 協力について謝意が表明された。

３　人的交流による相互理解を促進すべく、平成 31・令和元年度は、JENESYS2019 を通じて約 1,100 人の交流を実施し、９月には、アジアで初めて開催されたラグビーワールドカップの開催にあわせ JENESYS 青少年スポーツ交流を実施。ASEAN 諸国の訪日団約 150 名が日本人との交流、開幕戦観戦、中谷政務官表敬等を行い、参加者は SNS 等を通じてワールドカップの感動、日本の魅力等の対日理解に関する対外発信を行った。令和元年度事業参加者による対外発信は 6,400 件以上、国内外の新聞等に本事業が 140 件以上報道される等、対日理解の促進、親日派・知日派の発掘につながった。

４　「自由で開かれたインド太平洋」の実現については、６月に ASEAN 自身が、インド太平洋の連結性強化に向けて AOIP を発表した。11 月の日 ASEAN 首脳会議において、日本は AOIP への全面的な支持を表明し、同会議の議長声明では、ASEAN 首脳が「ルールに基づく自由で開かれたインド太平洋地域を推進するとの見解を共有。日本の AOIP への明確な支持を歓迎し、AOIP の重要分野における日 ASEAN 協力を奨励。」と言及された。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標１－２　ASEAN＋３（日中韓）協力の進展

中期目標（--年度）

「ASEAN＋３協力作業計画 2018－2022」に基づき、食料安全保障、金融、教育、健康、環境等、広範な分野の協力を推進する。

平成 29 年度目標

１　首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、様々な分野で実務協力を進展させる。

２　「ASEAN＋３協力作業計画(2013－2017)」を着実に実施するとともに、2018 年以降が対象となる新しい「ASEAN＋３協力作業計画」の年内策定を目指す。また、「EAVGⅡフォローアップに関する最終報告書」に基づく活動計画を着実に実施していく。

施策の進捗状況・実績

１　第 18 回 ASEAN＋３外相会議（８月）及び第 20 回 ASEAN＋３首脳会議（11 月）等において、日本が調整国として ASEAN＋３各種会議を円滑に実施し、経済、食料安全保障や、人と人との連結性などの実務協力について意見交換を行った。11 月の首脳会議では「ASEAN＋３協力 20 周年に係るマニラ宣言」を発出した。

　また、「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下、インド太平洋地域の連結性向上への貢献を果たし、平成 28 年に日本が発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」の下、インフラの開放性、透明性、経済性、対象国の財務健全性確保といった国際スタンダードにのっとった「質の高い」インフラ整備を促進することを表明した。さらに、アジアにおける天然ガスの利用促進のための人材育成及びファイナンス支援（官民で 100 億ドル規模）や「東南アジア災害リスク保健ファシリティ」による防災分野での貢献などを発表した。ASEAN 側から ASEAN＋３の過去 20 年間にわたる実務協力を歓迎する旨発言があり、今後も協力を深化させることで一致した。

２　８月の外相会議において、「ASEAN＋３協力作業計画(2018－2022)」を採択した。また、「EAVGⅡフォローアップに関する最終報告書」で日本が主導する公衆衛生分野において、東アジア・シンクタンク・ネットワーク（NEAT（ASEAN＋３の 13 か国政府公認のシンクタンク・ネットワーク））による作

業部会の開催を支援し、11 月の首脳会議での提言の提出を得た。

平成 30 年度目標

１　首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、「ASEAN＋３協力作業計画 2018－2022」に基づく、様々な分野で実務協力を進展させる。

２　また、トラック２の枠組みである東アジア・シンクタンク・ネットワーク（NEAT）の作業部会を活用し、ASEAN＋３緊急米備蓄（APTERR）協定が更に有益なものになるような提言が、11 月の ASEAN＋３首脳会議に提出されるよう連携を図る。

施策の進捗状況・実績

１　８月に開催された第 19 回 ASEAN＋３外相会議（シンガポール）において、河野外務大臣から、過去 21 年間の ASEAN＋３の実務的協力の推進を評価しつつ、日本の取組を中心に ASEAN＋３協力のレビューと将来の方向性について説明した。平成 30 年度は、同会議において言及のあった、「イノベーティブ・アジア」や「アセアン工学系高等教育ネットワーク（AUN／SEED－NET)」を通じた人材育成の協力が進展し、また、保健分野でも「アジア健康構想」の下、平成 31 年２月にフィリピンとの協力覚書が締結されるなど協力が進展した。11 月には ASEAN＋３首脳会議が開催され、環境分野において、「海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」を提唱し、各国から歓迎を受けた。また、両会議では、北朝鮮問題や拉致問題など地域・国際情勢についても意見交換をし、日本の立場をしっかりと主張し、事後発出された議長声明にも我が国の立場が多く盛り込まれた。

２　11 月の ASEAN＋３首脳会議において、トラック２の枠組みである東アジア・シンクタンク・ネットワーク（NEAT）の作業部会で取りまとめた ASEAN＋３緊急米備蓄（APTERR）協定の活用に関する提言が提出された。10 月には、フィリピンとの間では、APTERR 協定の下、災害が発生した際に、１万トン規模のコメの供給を可能とする覚書に署名した。また、10 月には APTERR の安定的な運営継続のため、APTERR 協定改正の議定書が署名され、各国から高い評価が示された。議長声明においても、地域の食料安全保障強化のメカニズムとしての APTERR 協定の重要性が強調されるなど、ASEAN 側の本協定に対する高い期待が示された。

令和元年度目標

１　首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、「ASEAN＋３協力作業計画 2018－2022」に基づく、様々な分野で実務協力を引き続き進展させる。

２　また、令和元年に日本がホスト国となるトラック 1.5 の枠組みである東アジア・フォーラム（EAF）及びトラック２の枠組みである東アジア・シンクタンク・ネットワーク（NEAT）を活用し、ASEAN＋３の実務協力を更に推進するための提言が、11 月の ASEAN＋３首脳会議に提出されるよう連携を図る。

施策の進捗状況・実績

１　８月に開催された第 20 回 ASEAN＋３外相会議（タイ）において、河野外務大臣から、食料安全保障、金融・経済、教育、文化等における幅広い実務協力の進展を確認し、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP)」の推進に向け、ASEAN を中心とするインド太平洋地域の連結性向上に貢献していくことに言及した。また、海洋プラスチックごみ問題を始めとする、ASEAN＋３協力（APT 協力）における日本の取組を説明した。

　11 月に開催された第 22 回 ASEAN＋３首脳会議（タイ）では、安倍総理大臣から、「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック（AOIP)」を歓迎し、日本が掲げる FOIP と AOIP とのシナジーを追求し、FOIP の実現に向けて、連結性の向上に貢献したいと言及した。また、質の高いインフラ投資は、地域の連結性を強化し、持続可能な経済成長をもたらすことから、各国による ASEAN 連結性に関連するプロジェクトの推進は、G20 大阪サミットにおいて承認された「質の高いインフラ投資に関するG20 原則」にのっとったものであるべきと発言した。これらに加え、日本として、ASEAN＋３協力において、海洋プラスチックごみ対策や貿易分野を推進していくことに言及した。また、両会議では、北朝鮮問題や拉致問題など地域・国際情勢についても意見交換をし、日本の立場をしっかりと主張し、事後発出された議長声明にも我が国の立場が多く盛り込まれた。

２　７月に小田原において開催された第 17 回東アジア・フォーラム（EAF）については、鈴木外務大臣政務官が歓迎レセプション及び開会式に出席し、EAF の全体テーマである「自由で開かれた東アジア経済の強化」や連結性の強化、ASEAN の様々な対話国との協力等について述べた。東アジア・シンクタンク・ネットワーク(NEAT)についても、５月に第 30 回 NEAT 国別調整国会合(CCM)、８月に第 31 回 CCM 及び NEAT 年次会合が開催された。これらを踏まえ、11 月の ASEAN＋３首脳会議の議長声明にお

いては、EAF が、「引き続き、東アジアにおける協力を更に拡大するための、政府、企業、学術機関及びシンクタンクのための重要なトラック 1.5 レベルのプラットフォーム」として認識され、また、7 月に日本が小田原で主催した第 17 回 EAF の成果が留意された。さらに APT 協力に向けた NEAT の重要性、5 月の第 30 回 CCM、8 月の第 31 回 CCM 及び NEAT 年次会合の成果を歓迎し、NEAT 覚書第 16 号の勧告に留意する旨の文言が同議長声明に盛り込まれた。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：b

測定指標１－３　東アジア首脳会議(EAS)協力の進展　＊

中期目標（--年度）

地域の安定と繁栄のため、EAS を強化するとともに、域内各国とともに安全保障等についての協力の促進を目指す。

平成 29 年度目標

引き続き EAS を地域のプレミア・フォーラムとして強化し、政治・安全保障の扱いを拡大し、機構を一層強化していくため、次の取組を実施する。

1 首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、特に政治・安全保障分野における EAS での活発な議論に一層貢献する。

2 「EAS10 周年記念クアラルンプール宣言」に盛り込まれた EAS 強化に向けた事項（EAS 参加国大使会合の定期開催、EAS ユニットの本格的活動）が引き続き着実に実施されるよう働きかける。

施策の進捗状況・実績

1 EAS 参加国外相会議（8 月）及び東アジア首脳会議（11 月）にそれぞれ河野外務大臣及び安倍総理大臣が出席し、EAS 内協力及びその将来の方向性に加え、地域・国際情勢について協議した。首脳会議で我が国は、「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下、「テロに屈しない強靭なアジア」に向けて、フィリピン南部及びスールー･セレベス海の治安改善のため､包括的アプローチによって 2 年間で 150 億円規模の支援を実施することを表明した。また、エネルギー安全保障の観点から、東アジアにおける天然ガスの利用促進のため、米国と協力し、LNG に係る制度整備支援や人材育成、官民で 100 億ドル規模のファイナンス支援を実施していくことを発表した。「EAS 開発イニシアティブに関するプノンペン宣言の前進のためのマニラ行動計画」に加えて、化学兵器、貧困削減、マネーロンダリング対策、テロリズム思想等への対抗といった分野に関する個別声明が採択され、地域のプレミア・フォーラムとしての EAS の価値が高まった。

2 平成 27 年度に設置された EAS 大使級会合は、4、6、10 月及び平成 30 年 2 月に開かれるなど、定期的に開催され、また、ASEAN 事務局の EAS ユニットは、EAS の決定事項、提案事項のフォローアップ等、本格的に活動を実施している。

さらに、首脳、外相を含む様々なレベルにおいて、機会を捉え、首脳主導で政治・安全保障を議論する地域のプレミア・フォーラムとして、EAS の機能の強化に向けた提案等を行ってきている。

平成 30 年度目標

引き続き EAS を地域のプレミア・フォーラムとして強化し、政治・安全保障の扱いを拡大し、機構を一層強化していくため、次の取組を実施する。

1 首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、特に政治・安全保障分野における EAS での活発な議論に一層貢献する。

2 「EAS10 周年記念クアラルンプール宣言」に盛り込まれた EAS 強化に向けた事項（EAS 参加国大使会合の定期開催、EAS ユニットの本格的活動）が引き続き着実に実施されるよう働きかける。

施策の進捗状況・実績

1 EAS 参加国外相会議（8 月）及び東アジア首脳会議（11 月）にそれぞれ河野外務大臣及び安倍総理大臣が出席し、EAS 内協力及びその将来の方向性に加え、北朝鮮や海洋安全保障、ラカイン州情勢等地域・国際情勢について協議し、日本の立場をしっかりと主張し、事後発出された議長声明にも我が国の立場が多く反映された。首脳会議で安倍総理大臣は、10 月の中国への公式訪問の際に日中両国が国際社会の平和と繁栄に建設的な役割を果たしていくことで一致できた旨に言及しつつ、EAS においても同様の精神で議論したいとした上で、インド太平洋地域の平和と繁栄の礎である「自由で開かれたインド太平洋」を実現していくとの決意を表明した。また、日本による具体的協力として、「質

の高いインフラ」を推進してきた事例を紹介しつつ、開放性、透明性、経済性、被援助国の財政健全性の確保といった国際スタンダードの必要性を強調した。これらに対して、多くの参加国から、それぞれのインド太平洋に関する考えや構想についての発言があり、それらの共通点が確認されるとともに、互いに連携・補完させていくために引き続き議論していくべきとの意見が述べられ、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力について進展があった。さらに、スマートシティ、海洋プラスチックごみ、外国人テロ戦闘員及び帰還戦闘員、核物質等の安全な使用・保管及び輸送、情報通信技術セキュリティ及びデジタル経済といった分野に関する個別声明が採択され、地域のプレミア・フォーラムとしてのEASの価値が高まった。

２　EAS大使級会合は、４月、５月、10月及び平成31年２月に開かれるなど、定期的に開催され、また、ASEAN事務局のEASユニットは、EASの決定事項、提案事項のフォローアップ等、本格的に活動を開始した。

　さらに、首脳、外相を含む様々なレベルにおいて、機会を捉え、首脳主導で政治・安全保障を議論する地域のプレミア・フォーラムとして、EASの機能の強化に向けた提案等を行った。

令和元年度目標

　引き続きEASを地域のプレミア・フォーラムとして強化し、政治・安全保障の扱いを拡大し、機構を一層強化していくため、次の取組を実施する。

１　首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、特に政治・安全保障分野におけるEASでの活発な議論に一層貢献する。

２　「EAS10周年記念クアラルンプール宣言」に盛り込まれたEAS強化に向けた事項（EAS参加国大使会合の定期開催、EASユニットの本格的活動）が引き続き着実に実施されるよう働きかける。

施策の進捗状況・実績

１　EAS参加国外相会議（８月）及び東アジア首脳会議（11月）にそれぞれ河野外務大臣及び安倍総理大臣が出席し、EAS内協力及びその将来の方向性に加え、北朝鮮や東シナ海や南シナ海問題を含む海洋安全保障、ラカイン州情勢等地域・国際情勢について協議し、日本の立場をしっかりと主張し、事後発出された議長声明にもインド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）への支持等、我が国の立場が多く反映された。

　８月に開催された第９回EAS参加国外相会議（タイ）では、河野外務大臣から、AOIPの採択を歓迎し、「自由で開かれたインド太平洋」を実現すべく、質の高いインフラ投資に関するＧ20原則で確認された国際的なスタンダードに従い、協力していくと述べた。また、北朝鮮情勢について、完全な非核化及び対話を通じた平和的解決の重要性について言及し、南シナ海問題については航行及び上空飛行の自由、国際法の遵守、紛争の平和的解決の重要性を訴えるなど地域情勢について日本の立場を述べた。

　11月に開催された第14回EAS（タイ）ではインド太平洋の在り方及び政治・安全保障について議論が行われた。安倍総理大臣は、地域の平和と繁栄の礎は、法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋であり、ASEAN自身によるAOIPの発出を歓迎し、全面的に支持すると表明した。また、FOIP構想とのシナジーを実現し、AOIPの具体化に向け協力していきたいと表明した。さらに、国際ルールに基づく開かれた公正な経済秩序こそが、地域の平和と繁栄のもう一つの礎であり、G20大阪サミットで確認した基本的原則と「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の重要性に言及した。これらに対して、多くの参加国から、ASEANが本年発表したAOIPを前向きに評価する発言があった。日本はAOIPをFOIPと基本原則が一致するものとして評価しており、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力について進展があった。また、自由貿易体制の重要性等についても多くの国から言及があった。さらに、違法薬物、国境を越える犯罪、続可能性のためのパートナーシップといった分野に関する個別声明が採択され、地域のプレミア・フォーラムとしてのEASの価値が高まった。

２　EAS大使級会合は、５月、10月及び令和２年２月に開かれるなど、定期的に開催された。

　また、首脳、外相を含む様々なレベルにおいて、機会を捉え、首脳主導で政治・安全保障を議論する地域のプレミア・フォーラムとして、EASの機能の強化に向けた提案等を行った。EAS外相会議の際には河野外務大臣から、率直な対話を促進する取組を一層強化する必要があるとし、EAS大使級会合（EAMJ）をより活用していくべきである旨発言した。

平成29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標１－４　日中韓三か国協力の進展　＊

中期目標（--年度）

閣僚級を含む様々なレベルの政策対話、協力イニシアティブ等を通じて、未来志向の日中韓協力の枠組みを推進し、北東アジアの安定と繁栄に貢献する。

平成29年度目標

1 平成27年に開催された日中韓サミット、平成28年に開催された日中韓外相会談で一致したとおり、議長国として日中韓サミットを開催し、諸課題に対する日中韓の緊密な連携を確認する。
2 様々な政策課題に対して、閣僚級を含む高いレベルでの緊密な意見交換を維持する。
3 環境、文化、経済等既存の協力分野を更に発展させるとともに、新しい協力分野を発掘し、協力の深化及び拡大に努める。

施策の進捗状況・実績

1 日中韓サミットについては諸般の事情により平成29年度に開催することができなかったが、できるだけ早い時期に開催すべく、中国及び韓国と調整を行った。
2 日中韓３か国の閣僚級会合としては、財務大臣・中央銀行総裁会議（５月５日、横浜）、環境大臣会合（８月24日～25日、水原（韓国））、文化大臣会合（８月25日～26日、済州（韓国））及び防災担当閣僚級会合（９月７日、唐山（中国））が開催され、各分野の日中韓協力の更なる促進が確認された。また、青少年交流については中国において日中韓ユース・サミットが開催されるなど日中韓協力が強化された。
3 経済分野では、日中韓FTA及び東アジア地域包括的経済連携（RCEP）について協定の妥結に向け交渉を進めた。日中韓FTAについては、４月に東京、平成30年３月に韓国において交渉会合を開催し、RCEPについては、11月にマニラにおいて初の首脳会合を実施するなど、精力的に交渉を進めた。

平成30年度目標

1 平成27年に開催された日中韓サミット及び平成28年に開催された日中韓外相会談で一致したとおり、議長国として日中韓サミットを開催し、諸課題に対する日中韓の緊密な連携を確認する。
2 様々な政策課題に対して、閣僚級を含む高いレベルでの緊密な意見交換を維持する。
3 環境、文化・人的交流、経済等既存の協力分野を更に発展させるとともに、新しい協力分野を発掘し、協力の深化及び拡大に努める。

施策の進捗状況・実績

1 ５月には、日本が議長となり、東京で第７回日中韓サミットを開催した。日中韓の３首脳は、約２年半ぶりの日中韓サミットで日中韓協力の現状・将来について議論し、日中韓協力の新たなスタートを切り、同サミットを定期開催していくことを再確認した。日中韓協力について、３首脳は、幅広い分野における３か国協力の着実な進展を歓迎し、そのための日中韓協力事務局（TCS）による取組を評価した。また、個別の協力案件の現状や将来の方向性について議論を行い、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした人的交流を始め、金融、エネルギー、環境、防災、情報通信等における協力を推進することについて一致し、共同宣言を発出した。また、その中で、「未来志向で包括的な協力を探求することを決意した」ことが示された。
2 日中韓３か国の閣僚級会合としては、財務大臣・中央銀行総裁会議（５月、マニラ）、環境大臣会合（６月、蘇州）、文化大臣会合（８月、ハルビン）、農業大臣会合（11月、北京）、保健大臣会合（11月、熊本）が開催され、各分野の日中韓協力の更なる促進が確認された。
3 経済分野では、日中韓FTA及びRCEPについて協定の妥結に向け交渉を進めた。日中韓FTAについては、12月に中国において交渉会合を開催し、RCEPについては、首脳会合を１回、閣僚会合を５回、交渉会合を５回実施するなど、精力的に交渉を進めた。また、文化・人的交流の文脈で、日中韓政府職員交流プログラム（於：日本）や、日中韓ユース・サミット（於：韓国）を開催するなど日中韓協力が強化された。

令和元年度目標

1 平成30年５月に開催された第７回日中韓サミットの首脳宣言等の成果を踏まえ、「未来志向の実務協力」を進め、諸課題に対する日中韓の緊密な連携を確認する。
2 様々な政策課題に対して、閣僚級を含む高いレベル及び実務レベルでの緊密な意見交換を維持する。
3 文化・人的交流等既存の協力分野を更に発展させる。

施策の進捗状況・実績

1　８月には、中国の議長の下、北京郊外の古北水鎮において第９回日中韓外相会議が開催された。日中韓の３外相は、日中韓協力が始まってから 20 周年となる節目の年に、日中韓外相会議が開催されたことを評価した。また、約３年ぶりの日中韓外相会議で幅広い分野における３か国協力の着実な進展を確認し、具体的な協力の現状や将来の方向性について議論を行った。河野外務大臣からは、「質の高いインフラ投資に関するＧ20 原則」を遵守・推進することの必要性及び人的交流の重要性を強調し、取り分け３か国のリレー開催となるオリンピック・パラリンピック競技大会を契機とする人的交流の拡大を訴えるとともに、「キャンパス・アジア」（日中韓大学間交流強化構想）などの学術交流の進展を歓迎した。

12 月には、中国の成都において第８回日中韓サミットが開催された。３首脳は、日中韓協力 20 周年の節目に、これまでの３か国協力を総括した上で、今後 10 年の協力の方向性を議論し、成果文書「次の 10 年に向けた３か国協力に関するビジョン」を発出した。特に、環境、高齢社会及び人的交流の３分野における協力を中心に３か国協力を推進していくことで一致した。また、北朝鮮情勢を始めとする地域情勢、国際情勢について議論したほか、 安倍総理大臣から、Ｇ20 大阪サミットで採択した貿易・投資・質の高いインフラ投資・海洋プラスチックごみなどの分野での合意を含む大阪首脳宣言を踏まえて、アジアを代表する３か国が一致してこれらの合意内容を実施し、アジアを含む世界に対して発信していきたいと述べた。

2　日中韓３か国の閣僚級会合として、財務大臣・中央銀行総裁会議（５月２日、ナンディ（フィジー））、外相会議（８月 21 日、古北水鎮（中国））、文化大臣会合（８月 29～30 日、仁川（韓国））、観光大臣会合（８月 30～31 日、仁川（韓国））、会計検査院代表者協議（9 月 26 日、モスクワ（ロシア））、環境大臣会合（11 月 23 日～24 日、北九州）、防災関係閣僚級会合（12 月４日～５日、ソウル（韓国））、保健大臣会合（12 月 14 日～15 日、ソウル（韓国））、日中韓経済貿易大臣会合（12 月 22 日、北京（中国））及び科学技術協力担当大臣会合（12 月 26 日、ソウル（韓国））が開催され、令和２年にも日中韓教育大臣会合（１月 10 日、北京（中国））が開催されるなど、各分野の日中韓協力の更なる促進が確認された。

3　経済分野では、日中韓 FTA 及び RCEP について協定の妥結に向け交渉を進めた。日中韓 FTA については、４月に東京、11 月にソウルにおいて交渉会合を開催し、RCEP については、首脳会合を１回、閣僚会合を４回、交渉会合を４回実施するなど、精力的に交渉を進めた。また、文化・人的交流の文脈で、日中韓政府職員交流プログラム（於：日本）や、日中韓ユース・サミット（於：日本）を開催するなど日中韓協力が強化された。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標１－５　地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展

中期目標（--年度）

地域協力枠組みにおける協力を強化し、アジア大洋州地域諸国との間で緊密な意見交換・交流を実施する。

平成 29 年度目標

1 アジア協力対話(ACD)等、上記測定指標にあるもの以外の枠組みで、閣僚級を含む高いレベルによる関係国との緊密な意見交換・交流を実施する。

2 アジア大洋州地域との人的交流である JENESYS プログラムを拡大する。同事業により、対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し、対日理解の促進を図るとともに親日派・知日派を発掘する。

施策の進捗状況・実績

1　第２回 ACD 首脳会合（平成 28 年 10 月）で採択された「バンコク宣言」、「アジア協力のためのアジア協力対話ビジョン 2030」及び「連結性パートナーシップを通じた成長強化に関するアジア協力対話声明」の下、９月の ACD 外相会合等、様々な会合に参加し関係国と ACD における各種協力に関する議論を交わした。また、アジア・太平洋国会議員連合（APPU）第 47 回総会に際し、堀井巌外務大臣政務官主催レセプションを開催し、同総会に出席した各国・地域議員などの参加者と意見交換を行った。

2　JENESYS2017 の下、アジア大洋州地域との間で高校生、大学生、社会人等約 4,700 人を招へい・派遣した。被招へい者の多くは、「日本の政治、経済、社会、文化、歴史等についての理解が深まった」、「日本についての誤解や偏見に気づいた」等の感想を持ち、ソーシャルメディア等を通じて日本の魅

力や日本事情等の対日理解に関する対外発信を35,100件以上行い、国内外の新聞等には本事業が260件以上報道される等、対日理解の促進、親日派・知日派の発掘につながった。また、参加者は帰国後の活動として、日本の文化の紹介、友好親善のための行事開催等、プログラム経験をいかした日本との関係の向上に資する活動を企画していることをプログラム中の報告会で表明した。

平成30年度目標

1　アジア協力対話(ACD)等、上記測定指標にあるもの以外の枠組みで、閣僚級を含む高いレベルによる関係国との緊密な意見交換・交流を実施する。

2　アジア大洋州地域との人的交流であるJENESYSプログラムを継続する。同事業により、対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し、対日理解の促進を図るとともに親日派・知日派を発掘する。

施策の進捗状況・実績

1　第２回ACD首脳会合（平成28年10月）で採択された「バンコク宣言」、「アジア協力のためのアジア協力対話ビジョン 2030」及び「連結性パートナーシップを通じた成長強化に関するアジア協力対話声明」の下、９月のACD外相会合（於：ニューヨーク）等、様々な会合に参加し関係国とACDにおける各種協力に関する議論を交わした。また、アジア・太平洋国会議員連合（APPU）第48回総会の際の日本側議員団のカントリーレポート作成支援、第27回アジア・太平洋議員フォーラム（APPF）総会における日本側議員団提出決議案の作成支援等、議員外交の支援を積極的に行った。

2　JENESYS2018の下、アジア大洋州地域との間で高校生、大学生、社会人等約4,500人を招へい・派遣した。参加者は、日本の政治、経済、社会、文化、歴史等についての理解が深まった等の感想を持ち、プログラム中にSNS等を通じて日本の魅力や日本事情等の対日理解に関する対外発信を41,000件以上行い、国内外の新聞等に本事業が330件以上報道される等、対日理解の促進、親日派・知日派の発掘につながった。参加者は、プログラム中の報告会で、帰国後に事業参加経験をいかし日本と母国の関係強化に資するアクションプラン（訪日体験の報告会、セミナー開催、広報誌への寄稿等）を表明した。これに基づき、参加者の帰国後、日本の文化・芸術を伝える展示会の開催、ラジオ番組での訪日経験の紹介、日本に関するショートムービーの作成及びSNSでの発信等の活動が実行された。

令和元年度目標

1　アジア協力対話(ACD)等、上記測定指標にあるもの以外の枠組みで、閣僚級を含む高いレベルによる関係国との緊密な意見交換・交流を実施する。

2　アジア大洋州地域との人的交流であるJENESYSプログラムを継続する。同事業により、対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し、対日理解の促進を図るとともに親日派・知日派を発掘する。

施策の進捗状況・実績

1　ARF閣僚会合を始めとするARF関連会合等に積極的に参加し、地域の信頼醸成及び各国間の理解・協力の促進に貢献すべくイニシアティブを発揮した。第２回ACD首脳会合（平成28年10月）で採択された「バンコク宣言」、「アジア協力のためのアジア協力対話ビジョン2030」及び「連結性パートナーシップを通じた成長強化に関するアジア協力対話声明」の下、５月の閣僚級会合（於：ドーハ）及び９月のACD外相会合（於：ニューヨーク）等、様々な会合に参加し関係国とACDにおける各種協力に関する議論を交わした。また、アジア・太平洋国会議員連合（APPU）第49回総会の際の日本側議員団のカントリーレポート作成支援、第28回アジア・太平洋議員フォーラム（APPF）総会における日本側議員団提出決議案の作成支援等、議員外交の支援を積極的に行った。

2　JENESYS2019の下、アジア大洋州地域との間で高校生、大学生、社会人等約2,700人を招へい・派遣した。９月には、アジアで初めて開催されたラグビーワールドカップの開催にあわせJENESYS青少年スポーツ交流を実施。ASEAN諸国の訪日団約150名が日本人との交流、開幕戦観戦、中谷外務大臣政務官表敬等を行い、参加者はSNS等を通じてワールドカップの感動、日本の魅力等の対日理解に関する対外発信を行った。令和元年度事業参加者による対外発信は20,400件以上、国内外の新聞等に本事業が330件以上報道される等、対日理解の促進、親日派・知日派の発掘につながった。参加者は、プログラム中の報告会で、帰国後に事業参加経験をいかし日本と母国の関係強化に資するアクションプラン（訪日体験の報告会開催、広報誌への寄稿等）を表明した。これに基づき、帰国後、日本文化の紹介と理解を深める授業を実施、東日本大震災の被害や復興状況を冊子にまとめて配布、訪日時のドキュメンタリー動画を作成しSNSで発信する等の活動が実行された。

平成29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標１－６　総理大臣及び政務三役の参加した国際会議数								
	中期目標値	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		平成29･30･令和元年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	－	9	6	9	7	9	9	b

参考指標：日 ASEAN の貿易量(総額)(単位：億円)				
（出典：財務省貿易統計）	実績値			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	204,252	234,171	250,336	231,665

評価結果（個別分野１）

施策の分析

【測定指標１－１　日 ASEAN 協力の進展　＊】

1　平成 29 年度から令和元年度は、首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持しており、平成 25 年度に表明した５年間で２兆円の ODA 供与、平成 26 年度の日 ASEAN 首脳会議において表明した「日 ASEAN 健康イニシアティブ」の下でコミットした５年間で 8,000 人の人材育成、平成 27 年度に表明した「産業人材育成協力イニシアティブ」の下でコミットした３年間で４万人の産業人材育成について、いずれも前倒しでコミットメントを達成した。これらの支援は、「ASEAN 共同体ビジョン 2025」に沿った課題に対応するものであり、本測定指標の中期目標達成に向け有益であった。ASEAN 側からも各種議長声明で日本の支援に対し謝意が表明された。また、格差是正を中心に ASEAN の統合努力を支援するために設置された JAIF を活用し、様々なプロジェクトが実施され、格差是正を促したことに加え、JENESYS2018、JENESYS2019 等の実施を通じ、人的交流による相互理解を促進した。

　さらに、平成 29 年度には、日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定について、７年間の交渉を経て第一改正議定書交渉を妥結し、令和元年２月に署名を行った。本改正により、日 ASEAN 間でのサービスの貿易及び投資のさらなる自由化が期待される。また、平成 30 年 11 月の日 ASEAN 首脳会議においては、通常の議長声明とは別途、日 ASEAN 首脳による日 ASEAN 友好協力 45 周年記念共同声明を発出したほか、令和元年度には、ASEAN が自らのイニシアティブで採択した「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック（AOIP）」への全面的な支持を表明しつつ、日本の「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」構想とのシナジーを追求し、日・ASEAN 協力関係を強化していくと言及したこと、連結性向上に資するべく「対 ASEAN 海外投融資イニシアティブ」の立ち上げを表明したことから、この３年間で日 ASEAN 協力は相当程度進展した。

2　我が国の、首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換の実施の維持、コミットメントの着実な実施、「連結性に関する日・ASEAN 首脳会議共同声明」の採択、AOIP と FOIP のシナジーの追求への言及、日 ASEAN 技術協力協定の締結は、ASEAN 統合への協力の進展を促し、また、日 ASEAN 協力の進展において有効であった。（平成 29・30・令和元年度：東アジアにおける地域協力の強化（達成手段①））

【測定指標１－２　ASEAN＋３（日中韓）協力の進展】

1　平成 29 年度から令和元年度は、首脳・外相を始めとする高いレベルにおいて、食料安全保障、金融、教育、健康、環境等、広範な分野での協力について緊密な意見交換の実施を維持しており、平成 29 年 11 月の首脳会議では「ASEAN＋３協力 20 周年に係るマニラ宣言」が発出され。さらにアジアにおける天然ガスの利用促進のための人材育成及びファイナンス支援を始め、インフラや公衆衛生、防災分野などで実績を残した。平成 30 年には APTERR 協定改正の議定書が署名され、令和元年には ASEAN＋３協力において、海洋プラスチックごみ対策や貿易分野を推進していくことに言及するなど APT 協力は相当程度進展した。

2　「ASEAN＋３協力作業計画(2018－2022)」の採択、アジアにおける天然ガスの利用促進のための人材育成及びファイナンス支援、「EAVGⅡフォローアップに関する最終報告書」で日本が主導する公衆衛生分野における東アジア・シンクタンク・ネットワークによる平成 29 年 11 月の首脳会議での提言の提出、調整国としての ASEAN＋３各種会議の円滑な実施、APTERR 協定改正の議定書の署名、また、

海洋プラスチックごみ対策や貿易分野の推進への言及は、ASEAN＋３協力の進展において有効であった。（平成 29・30・令和元年度：東アジアにおける地域協力の強化（達成手段①））

【測定指標１－３　東アジア首脳会議(EAS)協力の進展　＊】

1　平成 29 年度から令和元年度は、首脳・外相を始めとする高いレベルにおいて、EAS 内協力及びその将来の方向性に加え、北朝鮮や海洋安全保障、ラカイン州情勢等地域・国際情勢について協議されたことに加え、令和元年には ASEAN 自身により「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック（AOIP)」が採択され、「自由で開かれたインド太平洋」とのシナジーの実現に向けた協力が進展したことなど、地域の安定と平和のために、域内各国との安全保障等についての協力が促進された。また、３年間で化学兵器、貧困削減、マネーロンダリング対策、テロリズム思想等への対抗、スマートシティ、海洋プラスチックごみ、外国人テロ戦闘員及び帰還戦闘員、核物質等の安全な使用・保管及び輸送、情報通信技術セキュリティ及びデジタル経済、違法薬物、国境を越える犯罪、持続可能性のためのパートナーシップといった広範な分野に関する個別声明が採択された。加えて、EAS 強化の一環として ASEAN 事務局内に設置された EAS ユニットが平成 30 年には本格的に活動を開始する等、EAS の機構強化が相当程度進み、地域のプレミア・フォーラムとしての EAS の価値が高まったことから、EAS 協力は相当程度進展した。

2　ハイレベルにおいて、地域情勢についての協議が行われたこと、「EAS 開発イニシアティブに関するプノンペン宣言の前進のためのマニラ行動計画」が発出されたこと、 EAS 大使級会合が定期的に開催されたこと、ASEAN 自身により「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック（AOIP)」が採択され、「自由で開かれたインド太平洋」とのシナジーの実現に向けた協力が進展したことなどは、東アジア首脳会議(EAS)協力の進展において効果があった。（平成 29・30・令和元年度：東アジアにおける地域協力の強化（達成手段①））

【測定指標１－４　日中韓三か国協力の進展　＊】

1　平成 29 年度から令和元年度は、２回の日中韓サミットと１回の日中韓外相会議、多数の閣僚級会合を含む様々なレベルの政策対話が行われ、日中韓協力 20 周年の節目として成果文書「次の 10 年に向けた３か国協力に関するビジョン」が採択された。また、日中韓ユース・サミットの開催、オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした人的交流、日中韓協力事務局（TCS）による取組など様々な分野での協力が進展したことから、未来志向の日中韓協力の枠組みが推進され、相当程度の進展があった。

2　平成 30 年に約２年半ぶりに日中韓サミットが開催され、日中韓協力の新たなスタートを切り、翌令和元年８月には約３年ぶりに日中韓外相会議が、12 月には日中韓サミットが再び開催され、３か国協力を推進することで一致し、成果文書「次の 10 年に向けた３か国協力に関するビジョン」が採択されたことは、日中韓３か国協力の進展を図る上で効果的だった。また、様々な分野で閣僚級会合が多数開催され、実務レベルの協力が深化したこと、日中韓ユース・サミットが開催されたことなど、日中韓３三か国協力の進展において一定の効果があった。（平成 29・30・令和元年度：東アジアにおける地域協力の強化（達成手段①））

【測定指標１－５　地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展】

1　平成 29 年度から令和元年度は、毎年 ACD 外相会合を始めとする ACD 関連会合や ARF 外相会議に参加するなど、様々な地域協力枠組みにおける協力を強化するべくイニシアティブを発揮した。また、APPF、APPU 等への支援を積極的に行うとともに、JENESYS を通じてアジア大洋州地域諸国との間で緊密な意見交換・交流を実施したことから、地域協力枠組みにおける協力を相当程度進めることができた。

2　ARF 外相会合や ACD 外相会合を含めた様々な枠組みの会議への参加のほか、APPU については、平成 29 年に外務大臣政務官主催レセプションを開催し、参加者との積極的な意見交換を行い、議員団のカントリーレポート作成を支援し、APPF についても議員団提出決議案の作成支援を行うなど議員外交への積極的な支援を実施したこと、また、JENESYS を通じた対日理解の促進及び等によって、地域及び国際社会の平和と安定のための基盤となる関係各国との信頼醸成を促進し、協力関係を強化したことは、これらの地域枠組みにおける協力の進展につき、有効であった。（平成 29・30・令和元年度：東アジアにおける地域協力の強化（達成手段①））

【測定指標１－６　総理大臣及び政務三役の参加した国際会議数】

１　総理大臣及び政務三役の参加した国際会議数に関して、平成 29 年度においては実績値が６、平成 30 年度においては実績値が７、令和元年度は実績値が９であり、東アジア地域域内の連携強化を進めることができた。
２　高いレベルで様々な政策課題に関する緊密な意見交換を維持することは、北朝鮮や南シナ海をめぐる問題等、安全保障上の不安定要因に対して、我が国が、この地域のリスクを最小化し、成長の機会を最大化していくという点に対して有効であった。（平成 29・30・令和元年度：東アジアにおける地域協力の強化（達成手段①））

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**
１　アジア太平洋地域は、近年世界的に最も成長著しい地域である一方、北朝鮮や南シナ海をめぐる問題等、安全保障上の不安定要因を抱えており、我が国が、この地域のリスクを最小化し、成長の機会を最大化していくことは重要である。
２　東アジアにおいて、経済のみならず、安全保障や文化・人的交流など様々な分野で我が国が先導役として貢献するために、日・ASEAN、ASEAN＋３、ASEAN 地域フォーラム（ARF）、東アジア首脳会議(EAS)、日中韓などの多国間の様々な地域協力枠組みを活用して連携を強化するとともに、地域共通の課題に取り組んでいくことについての必要性は高い。
３　平成 28 年 12 月の ASEAN 共同体設立を踏まえて、成長センターとして発展を続ける ASEAN 諸国との関係を強化していくことは、地域の平和と繁栄にとって不可欠であり、日本の国益にもかなう。
　以上のとおり、アジア大洋州地域の安定と繁栄を確保し、域内諸国・地域間における友好関係を構築するための施策の一層の推進が望まれている。現在の施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。これまで ARF については独立の測定指標を設定していなかったが、ARF の地域における信頼醸成及び各国間の理解・協力の促進に果たす役割の重要性に鑑み、令和２年度から新たに測定指標を設ける（以下の測定指標１－３）。

【測定指標】
１－１　日 ASEAN 協力の進展　＊
「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック」や「連結性に関する日・ASEAN 首脳会議共同声明」が発出されるなど、ASEAN との協力が地域の安定と繁栄にとり極めて重要であることから、ASEAN 共同体強化のため、その中心性・一体性を支持しつつ、経済統合、連結性強化と格差是正を全面的に支援し、ASEAN 共同体ビジョン 2025 に沿った課題に関連する施策を実施していくという中期目標は適切であった。引き続き日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメントとその実施計画の下、日・ASEAN 統合基金拠出金（JAIF）等も活用しつつ、日 ASEAN 協力に資する取り組みを継続していく。また、ASEAN の提唱した「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック」に関する日 ASEAN 協力を具体化していく。

１－２　ASEAN＋３（日中韓）協力の進展
「ASEAN＋３協力作業計画 2018－2022」に基づき、食料安全保障、金融、教育、健康、環境等、広範な分野の協力を推進するとの中期目標は、協力の深化の観点から適切であり、引き続きこれらの分野における取組を通じて ASEAN＋３協力の一層の発展に貢献する。

１－３　ASEAN 地域フォーラム(ARF)協力の進展
平成６年に設立されたアジア太平洋地域における唯一の常設多国間安全保障協力制度である ARF は、非伝統的安全保障分野を中心として、域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向け、適切な役割を果たしていることから、毎年定例の閣僚会合及び、その準備等のために開催される局長級会合、課長級会合などの機会も活用しつつ、引き続き地域の安全保障協力の深化や域内の秩序維持に貢献していく。

１－４　東アジア首脳会議(EAS)協力の進展　＊
EAS は地域のプレミアムフォーラムとして、米中も含めた首脳間で地域及び国際社会の重要な問題について活発な議論が交わされていることから、地域の安定と繁栄のため、EAS を強化するとともに、域内各国とともに安全保障等についての協力の促進を目指すとの中期目標は適切であった。今後も、引き続き、EAS の政治・安全保障の扱いの拡大等の実現を目指しつつ、海上安全保障等の分野で具体的な協力を推進し、EAS を首脳のプレミア・フォーラムとしてさらに発展させていく。

１－５　日中韓三か国協力の進展　＊

日中韓サミットが２年連続で開催され、令和元年 12 月に「次の 10 年に向けた３か国協力に関するビジョン」が発出されるなど、閣僚級を含む様々なレベルの政策対話、協力イニシアティブ等を通じて、未来志向の日中韓協力の枠組みを推進し、北東アジアの安定と繁栄に貢献するとの中期目標は適切であった。令和２年度も引き続き日中韓サミットや外相会議を通じて、既存の協力分野をさらに発展させるとともに、新しい協力分野を発掘し、協力を深化及び拡大させていけるよう努める。

１－６　地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展

様々な枠組みにおける会議への積極的な参加や JENESYS 等を通じた対日理解の促進を通じて、各国との協力が進展しており、地域協力枠組みにおける協力を強化し、アジア大洋州地域諸国との間で緊密な意見交換・交流を実施するという中期目標は適切であった。引き続き、アドホックな地域協力枠組みとの会議や協力案件、JENESYS プログラムを含め、様々な形で地域の安定と繁栄に資する協力や人的交流の取組を探求、実施していく。

１－７　総理大臣及び政務三役の参加した国際会議数

高いレベルで様々な政策課題に関する緊密な意見交換を維持することは重要であり、平成 29・30・令和元年度ともに、ASEAN 関連の国際会議へのハイレベルの出席、日中韓サミット・外相会議の開催を行ったことから、これらの過去の実績を踏まえつつ目標を設定し、今後も引き続き積極的な出席に努める。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
日・ASEAN 協力
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/j_asean/index.html）
日・ASEAN 統合基金
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/j_asean/jaif.html）
ASEAN＋３（日中韓）協力
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/asean+3/index.html）
ASEAN 地域フォーラム（ARF）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/arf/index.html）
東アジア首脳会議(EAS)
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eas/index.html）
日中韓三国間協力
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/jck/index.html)
アジア協力対話(ACD)
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/acd/index.html）
日中韓協力事務局（Trilateral Cooperation Secretariat: TCS）の概要
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000523771.pdf）
・令和元年版外交青書（外交青書 2019）
第２章　第１節　アジア・大洋州

個別分野２　朝鮮半島の安定に向けた努力

施策の概要

拉致、核、ミサイルといった北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）
　五　戦後日本外交の総決算　（地球儀俯瞰（ふかん）外交の総仕上げ）
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）
・第 73 回国連総会一般討論演説（平成 30 年９月 25 日）

測定指標２－１　北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展　＊

中期目標（--年度）

国際社会と連携しつつ核・ミサイルといった諸懸案の解決に向けた動きを前進させる。

平成 29 年度目標

「対話と圧力」、「行動対行動」の原則の下、国連の場を含め、米国、韓国、中国、ロシアを始めとする関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮の核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

平成 29 年度、北朝鮮は６回目の核実験（９月）を強行するとともに、日本上空を通過した２発を含め 11 発もの弾道ミサイルを発射し、その核・ミサイル能力の増強は、日本及び国際社会の平和と安定に対するこれまでにない、重大かつ差し迫った脅威となっている。日本は、安保理理事国として、関係国と緊密に連携しながら、国連安保理の議論を主導した。その結果、北朝鮮による核・ミサイル開発に対しては、４本の国連安保理決議が採択された（決議第 2356 号（６月）、決議第 2371 号（８月）、決議第 2375 号（９月）及び決議第 2397 号（12 月））。また、４回の我が国独自の対北朝鮮措置の実施により、日本において、合計で 104 団体・110 個人を資産凍結等の措置の対象に指定した。日本は、北朝鮮に政策を変えさせるため、日米、日米韓三か国の間で協力し、中国、ロシアを含む関係国とも緊密に連携しながら、北朝鮮に対する最大限の圧力の維持に注力した。平成 30 年３月、韓国の特別使節団による訪朝を受け、南北首脳会談の開催が決まり、その後、さらに、トランプ大統領は米朝首脳会談を行う意向を表明した。

平成 30 年度目標

「対話と圧力」、「行動対行動」の原則の下、国連の場を含め、米国、韓国、中国、ロシアを始めとする関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮の核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

平成 30 年６月 12 日の史上初となる米朝首脳会談では、米朝首脳共同声明が発出され、金正恩委員長がトランプ大統領に対して、朝鮮半島の「完全な非核化」について、自ら署名した文書の形で直接約束した。これは、同年４月の日米首脳会談で安倍総理大臣からトランプ大統領に対して、米朝首脳同士の合意を署名文書で残すことを提起したことを踏まえたものであった。また、平成 31 年２月の第２回米朝首脳会談に際しては、安倍総理大臣とトランプ大統領を始めとして、あらゆるレベルで緊密に意思疎通を行い、方針をすり合わせた。その結果、米国は安易な譲歩を行うことなく、我が国の国益を踏まえて交渉した。

このほか、平成 30 年度中には、日中韓首脳会談（５月）、２回の日韓首脳会談（５月及び９月）、２回の日中首脳会談（９月及び 11 月）、及び４回の日露首脳会談（５月、９月、11 月及び平成 31 年１月）等を通じて、北朝鮮問題について関係国との緊密な連携を図った。

他方、北朝鮮は、核実験場の爆破を公開する等の動きは見せたものの、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な方法での廃棄は行っておらず、北朝鮮の核・ミサイル能力に本質的な変化は見られない。

令和元年度目標

第２回米朝首脳会談の結果を踏まえつつ、米国、韓国、中国、ロシアを始めとする関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮の核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

６月 30 日、板門店において、トランプ大統領と金正恩国務委員長が面会し、10 月５日には、ストックホルム（スウェーデン）において、米朝実務者協議が行われた。日本は、６月 28 日及び９月 25 日にそれぞれ事前に日米首脳会談を行い、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を含む北朝鮮情勢についても意見交換し、引き続き緊密に連携していくことを確認した。

また、５回の日米首脳会談、３回の日中首脳会談、２回の日露首脳会談、１回の日韓首脳会談、日中韓サミット、及び、３回の日米韓外相会合等を通じて、北朝鮮問題について関係国との緊密な連携を図った。さらに、六者会合首席代表者間でも、日米、日韓、日米韓三か国で緊密に連携していくことを繰り返し確認した。

他方、北朝鮮は、５月以降、20 発を超える頻繁な弾道ミサイル発射を繰り返し、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄は依然として行っていない。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｃ

測定指標２－２　拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展　＊

中期目標（--年度）

国際社会と連携しつつ拉致問題を完全解決し、日朝国交正常化に向けた動きを前進させる。

平成 29 年度目標

拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針の下、引き続き、国際社会と緊密に連携しながら、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

８月、フィリピンにおける ASEAN 関連外相会議の機会に、河野外務大臣は李容浩（リ・ヨンホ）北朝鮮外相と接触し、拉致問題及び核・ミサイル開発等の安全保障に関する問題を取り上げ、日本側の基本的な考えを改めて伝えた。また、平成 30 年２月、平昌冬季オリンピック競技大会の開会式の際の文在寅（ムン・ジェイン）韓国大統領主催レセプション会場にて、安倍総理大臣から金永南（キム・ヨンナム）北朝鮮最高人民会議常任委員長に対して、拉致問題及び核・ミサイル問題を取り上げ、日本側の考えを伝えた。特に、全ての拉致被害者の帰国を含め、拉致問題の解決を強く申し入れた。このほか、様々な機会を捉えて、北朝鮮に直接働きかけた。

日本は、各国首脳・外相との会談、Ｇ７タオルミーナ・サミット、日米韓首脳会談及び外相会合を含む少数国間の会合、ASEAN 関連首脳会議、国連安保理閣僚級会合を含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を含む北朝鮮問題を提起し、多くの国からの理解と支持を得た。

さらに、米国においては、トランプ大統領が、９月の国連総会の一般討論演説で、拉致被害者の横田めぐみさんに言及したほか、11 月の訪日の際、拉致被害者御家族と面会し、拉致問題の解決に向けて協力していく旨述べた。平成 30 年３月には河野外務大臣が訪米し、核、ミサイルそして拉致問題を包括的に解決すべきことを述べ、引き続き日米で密接に連携していくことで一致した。

平成 30 年度目標

拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針の下、引き続き、国際社会と緊密に連携しながら、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

日本は、各国首脳・外相との会談、Ｇ７シャルルボワ・サミット（カナダ）、日中韓サミット、日米韓外相会合、ASEAN 関連首脳会議を含む国際会議等の外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を提起し、多くの国からの理解と支持を得た。

米国については、トランプ大統領が、安倍総理大臣からの要請を受け、６月の米朝首脳会談において金正恩委員長に対して拉致問題を取り上げたほか、ポンペオ国務長官の訪朝などの機会に北朝鮮に対して拉致問題を提起した。また、平成 31 年２月の第２回米朝首脳会談では、トランプ大統領から金正恩委員長に対して初日の最初に行った一対一の会談の場で拉致問題を提起し、拉致問題についての安倍総理大臣の考え方を明確に伝え、また、その後の少人数夕食会で、拉致問題を提起し、首脳間での真剣な議論が行われた。

韓国については、４月の南北首脳会談を始めとする累次の機会において、北朝鮮に対して拉致問題を提起した。また、５月の日中韓サミットにおいては、拉致問題の早期解決に向け、安倍総理大臣から文在寅韓国大統領と李克強国務院総理に支持と協力を呼びかけ、両首脳の理解を得た結果、その成果文書である共同宣言に拉致問題が初めて言及された。

さらに、９月の日露首脳会談においても、安倍総理大臣から拉致問題の解決に向けてロシアの協力を呼びかけ、プーチン大統領の理解を得たほか、10 月の日中首脳会談においても、安倍総理大臣から拉致問題に関する日本の立場を改めて説明し、習近平中国国家主席から理解と支持を得た。

令和元年度目標

拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針の下、引き続き、国際社会と緊密に連携しながら、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

日本は、各国首脳・外相との会談、Ｇ７ビアリッツ・サミット（フランス）、日中韓サミット、日米韓外相会合、ASEAN 関連首脳会議を含む国際会議等の外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を提起し、多くの国からの理解と支持を得た。

米国については、拉致問題の解決に向けて協力していくことをこれまでも累次の機会に確認してきた。トランプ大統領は、５月の訪日の際に、平成 29 年 11 月に引き続き拉致被害者の御家族と再び面会し、御家族の皆様の話にじっくりと耳を傾けるとともに、拉致被害者の御家族から手紙を受け取り、それに対し、後日、トランプ大統領から、御家族を勇気付ける直筆の返事が送られた。

中国については、Ｇ20 大阪サミット出席のため訪日した習主席から、６月の中朝首脳会談において日朝関係に関する日本の立場、安倍総理大臣の考えを金正恩委員長に伝えたとの発言があり、その上で、習主席から、拉致問題を含め、日朝関係改善への強い支持を得た。

韓国については、12 月の日韓首脳会談において、文在寅大統領から、拉致問題の重要性についての日本側の立場に理解を示した上で、韓国として北朝鮮に対し拉致問題を繰り返し取り上げている旨の発言があった。

さらに、12 月の日中韓サミットにおいても、拉致問題の早期解決に向けて、安倍総理大臣から韓国の文在寅大統領と中国の李克強国務院総理の支援と協力を求め、成果文書「次の 10 年に向けた３か国協力に関するビジョン」に、中韓が拉致問題の早期解決を希望する旨記載された。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｃ

測定指標２－３　米国及び韓国との間で首脳・外相・次官級（含：六者会合首席代表）で北朝鮮に関し会議・協議を行った回数(電話会談を除く)

（注：令和元年度から、日米韓に加え、米国及び韓国との二国間も含む）	中期目標値	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		平成29･30･令和元年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	－	6	6	6	2	34	34	b

評価結果（個別分野２）

施策の分析

【測定指標２－１　北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展　＊】

平成 29 年度、日本は、国連安保理理事国として、関係国と緊密に連携しながら、国連安保理の議論を主導した。その結果、北朝鮮による核・ミサイル開発に対しては、４本の国連安保理決議が採択されるとともに、４回の我が国独自の対北朝鮮措置を実施し、北朝鮮に対する最大限の圧力の維持に注力し

たことで、平成30年６月12日の史上初となる米朝首脳会談実現に向け、一定の役割を果たした。
平成30年４月の日米首脳会談で安倍総理大臣からトランプ大統領に対して米朝首脳同士の合意を署名文書で残すことを提起したことを踏まえ、同年６月の米朝首脳会談では、米朝首脳共同声明が発出され、金正恩委員長がトランプ大統領に対して、朝鮮半島の「完全な非核化」について、自ら署名した文書の形で直接約束した。さらに、平成31年２月の米朝首脳会談及び令和元年６月の米朝首脳面会においても、米国は安易な譲歩を行うことなく、我が国の国益と整合的な交渉をした。
また、平成29年度から令和元年度にかけて、米国のみならず、韓国、中国及びロシアとの首脳会談等を通じて、北朝鮮問題について関係国との連携を強化でき、有意義だった。（平成29・30・令和元年度：日朝関連（達成手段①））
他方、北朝鮮は、令和元年５月以降、20発を超える頻繁な弾道ミサイル発射を繰り返し、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を依然として行っていないことから、指標全体としては目標達成に向けて進展は大きくなかったと判定した。

【測定指標２－２　拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展　＊】
我が国は、従来からの基本認識に変わりはなく、拉致問題の解決を最重要課題と位置付け、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全の確保と即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを北朝鮮側に対し強く要求している。
安倍総理大臣は、平成30年２月、平昌冬季オリンピック競技大会の開会式の際、金永南（キム・ヨンナム）北朝鮮最高人民会議常任委員長に対して、拉致問題及び核・ミサイル問題を取り上げ、日本側の考えを伝えた。河野外務大臣も、平成29年から平成30年にかけて３回李容浩（リ・ヨンホ）北朝鮮外相と接触し、日本側の基本的な考えを改めて伝えた。
また、各国首脳・外相との会談、Ｇ７サミット、日中韓サミット、日米韓外相会合、ASEAN関連首脳会議を含む国際会議等の外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を提起し、多くの国からの理解と支持を得ている。特にこれまでの米朝首脳会談において、トランプ大統領が、安倍総理大臣の考えを直接金正恩国務委員長に伝えてきたことは大きな成果である。また、トランプ大統領のみならず、習近平国家主席、文在寅大統領からも、それぞれ金正恩委員長に対し、安倍総理大臣の考えを伝えた。
これらは北朝鮮に対して、拉致問題の解決に向けた我が国及び国際社会の強い意志を示す観点から有効であったと判断できる。また、日本から北朝鮮に直接働きかけたこと、及び、様々なレベルにおいて、あらゆる外交上の機会を捉えて、各国に対して拉致問題への理解と協力を求めることができたことは、北朝鮮に対し、諸懸案の包括的な解決に向けた具体的行動を強く求める環境を作る上で有益であった。（平成29・30・令和元年度：日朝関連（達成手段①））
他方、北朝鮮による拉致の発生から長い年月が経過した今も、拉致被害者全員の帰国は実現していないことから、指標全体としては目標達成に向けて進展が大きくなかったと判定した。

【測定指標２－３　米国及び韓国との間で首脳・外相・次官級（含：六者会合首席代表）で北朝鮮に関し会議・協議を行った回数(電話会談を除く)】
北朝鮮の核・ミサイル能力に本質的な変化が見られない中、北朝鮮問題への対処に当たっては日米韓の緊密な連携の重要性がより一層高くなってきていることを踏まえ、朝鮮半島情勢に関する認識を共有し、対北朝鮮政策をすり合わせるべく、日米韓の枠組みの下で会合が開催された。また、これら一連の会合や日米、日韓それぞれの会合を通じ、北朝鮮に対して、安全保障面や国連安保理での対応を含め、日米、日韓、そして日米韓３か国の緊密な連携を確認することができ、有益であった。（平成29・30・令和元年度：日朝関連（達成手段①））
一方で、日米韓で首脳・外相・次官級（含：六者会合首席代表）で北朝鮮に関し会議・協議を行った回数(電話会談を除く)については、平成30年度において、年度目標値には及ばなかった。

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

北朝鮮の核・ミサイル問題は、日本のみならず国際社会全体にとって深刻な挑戦である。日本は、引き続き、米国、韓国、中国、ロシアを始めとする関係国と緊密に連携しつつ、北朝鮮に対し、いかなる挑発行動も行わず、六者会合共同声明や累次の国連安保理決議に従って、非核化などに向けた具体的行動をとるよう強く求め続けていく必要がある。

北朝鮮による拉致問題は、日本の主権や国民の生命と安全に関わる重大な問題であると同時に、基本的人権の侵害という国際社会全体の普遍的問題である。日本としては、従来からの基本認識に変わりはなく、拉致問題の解決を最重要課題と位置付け、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全の確保と即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを、北朝鮮側に対して、引き続き強く要求していく必要がある。

以上を踏まえ、現在の施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

２－１　北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展　＊

北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けて、「米国、韓国、中国、ロシアを始めとする関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮の核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた動きを前進させる。」との年度目標は上記施策の分析のとおり適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、取組を引き続き継続していく。

２－２　拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展　＊

拉致問題解決や日朝国交正常化に向けて、「拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針の下、引き続き、国際社会と緊密に連携しながら、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。」との年度目標は上記施策の分析のとおり適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、引き続き米国や韓国を始めとする関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮に対して、諸懸案の包括的な解決に向けた具体的な行動をとるよう強く求め、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、あらゆる努力を傾注していく。

２－３　米国及び韓国との間で首脳・外相・次官級（含：六者会合首席代表）で北朝鮮に関し会議・協議を行った回数(電話会談を除く)

首脳・外相・次官級（含：六者会合首席代表）が協議することは、連携を改めて確認・強化する上で重要である。上記施策の分析のとおり、今後とも北朝鮮に対して、安全保障面や国連安保理での対応を含め、日米、日韓、そして日米韓３か国の緊密な連携を図るべく取組を継続していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
　北朝鮮問題に関する日米韓協力
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/juk.html）
　大韓民国　「要人往来・会談」
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/index.html）
　アメリカ合衆国　「要人往来・会談等」
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/index.html）
　中華人民共和国　「要人往来・会談」
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/index.html）
・官邸ホームページ
　「全拉致被害者の即時一括帰国を実現せよ！国民大集会」等（令和元年９月 16 日）
　（https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/201909/16rachi.html）
・令和２年版外交青書（外交青書 2020）
　第２章　第１節　アジア・大洋州
・平成 31 年版外交青書（外交青書 2019）
　第２章　第１節　アジア・大洋州

個別分野３　未来志向の日韓関係の構築

施策の概要

大局的観点から未来志向の日韓関係を構築し、これを通じての地域の平和と繁栄に寄与する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）
　五　戦後日本外交の総決算　（地球儀俯瞰（ふかん）外交の総仕上げ）
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）

測定指標３－１　未来志向の日韓関係の構築　＊

中期目標（--年度）

首脳・外相会談等の実施を通じた、あらゆる分野における日韓関係の更なる深化。

平成 29 年度目標

首脳・外相会談等の実施を通じ、様々なレベルで意思疎通を図り、政治・経済・文化等、幅広い分野において、日韓関係を未来志向の新時代へと発展させていく。文大統領の下、韓国の新政権との間で緊密な連携を図っていく。

施策の進捗状況・実績

平成 29 年度には、首脳会談が３回（７月、９月及び平成 30 年２月）、外相会談が５回（８月、９月に２回、12 月及び平成 30 年３月）行われるなど、５月に発足した文在寅政権との間でも、ハイレベルでの意思疎通が頻繁に行われた。北朝鮮による核・ミサイル能力の増強が、日本及び国際社会に対するこれまでにない、重大かつ差し迫った脅威となる中、核実験や度重なるミサイル発射を受けて、首脳・外相間で速やかに電話会談を実施し、日韓・日米韓の緊密な連携を確認した。

その一方で、12 月には、韓国外交部長官直属の「慰安婦合意検討タスクフォース」が平成 27 年の慰安婦問題に関する日韓合意について検討結果を記載した報告書を発表し、平成 30 年１月には韓国政府が日韓合意についての立場を発表した。韓国側が、日本側に更なる措置を求めるというようなことは日本として全く受け入れられるものではなく、平成 30 年２月の首脳会談において、安倍総理大臣から文在寅大統領に対し、日韓合意は最終的かつ不可逆的な解決を確認したものであり、国と国との約束は二国間関係の基盤であるとの日本の立場を明確かつ詳細に伝え、また、未来志向の日韓関係を作り上げていかなければならないとの認識を共有した。日本政府は、韓国が、「最終的かつ不可逆的」な解決を確認した合意を着実に実施するよう引き続き強く求めていく考えである。

平成 30 年度目標

首脳・外相会談等の実施を通じ、様々なレベルで意思疎通を図り、政治・経済・文化等、幅広い分野において、日韓関係を未来志向の新時代へと発展させていく。そのため、文在寅政権との間で緊密な連携を図っていく。

施策の進捗状況・実績

平成 30 年度は、旧朝鮮半島出身労働者問題に関する韓国大法院判決、韓国政府による「和解・癒やし財団」の解散への動きなど、韓国側による否定的な動きが相次ぎ、日韓関係は非常に厳しい状況に直面した。

旧朝鮮半島出身労働者問題については、10 月 30 日及び 11 月 29 日に、韓国大法院が日本企業に対し、損害賠償の支払を命じる判決を出した。これらの大法院判決は、日韓請求権・経済協力協定第２条に明らかに反し、日本企業に対し不当な不利益を負わせるものであるばかりか、昭和 40 年の国交正常化以来築いてきた日韓の友好協力関係の法的基盤を根本から覆すものであって、極めて遺憾であり、断じて受け入れられない。したがって、日本としては、韓国が国際法違反の状態を是正することを含め適切な措置を講ずることを強く求めてきているが、韓国政府は具体的な措置をとっていない。また、日本企業資産差押えの動きが進んでいることは極めて深刻。

本件について日韓両国間に、日韓請求権・経済協力協定の解釈及び実施に関する紛争が存在することが明らかであることから、平成 31 年１月９日、日本政府は、韓国政府に対し、同協定第３条１に基づく協議を要請した。また、日本政府としては、日本企業の正当な経済活動の保護の観点から、関係企業

との間で、日本政府の一貫した立場や関連訴訟をめぐる韓国内の状況等について説明及び意見交換を行い、緊密に連絡を取るなど、日本政府としての一貫した立場に基づき、適切に対応した。
慰安婦問題については、11 月、韓国政府が「和解・癒やし財団」の解散を推進すると発表した。財団の解散に係る発表は、日韓合意に照らし問題であり、日本として到底受け入れられるものではない。韓国政府は、文在寅大統領を含め、「合意を破棄しない」、「日本側に再交渉を要求しない」ことを対外的に繰り返し明らかにしてきている。日本は、日韓合意の下で約束した措置を全て実施してきており、国際社会が韓国側による合意の実施を注視している状況である。日本政府としては、引き続き韓国側に日韓合意の着実な実施を求めていく考えである。
また、首脳会談を２回（５月及び９月）、外相会談を８回（４月、６月、７月、８月、９月に２回、平成 31 年１月及び２月）実施するなど、日韓間の困難な問題について日本の一貫した立場に基づき、韓国側に適切な対応を求めている。また、北朝鮮問題について、日韓、日韓米で緊密に連携していくことを確認している。

令和元年度目標
旧朝鮮半島出身労働者問題等日韓間の困難な問題について、韓国側から適切な対応を引き出すべく、引き続き外交努力を維持・強化していく。

施策の進捗状況・実績
令和元年度は、平成 30 年度に続き旧朝鮮半島出身労働者問題に関し韓国が依然として国際法違反の状態を是正していないことを始め、日韓秘密軍事情報保護協定（GSOMIA）の終了通告（８月。ただし、11 月に終了通告の効力を停止）、慰安婦問題に関する日韓合意に依る「和解・癒やし財団」の解散に向けた動きなど、韓国側による否定的な動きは止まらず、日韓関係は厳しい状態が続いた。
旧朝鮮半島出身労働者問題について、日本政府は、平成 31 年１月に日韓請求権・経済協力協定第３条１に基づく協議を要請したが、韓国政府はこれに応じなかった。このため、５月に同協定第３条２に基づく仲裁付託を通告し、仲裁の手続きを進めてきた。しかし、韓国政府は仲裁委員を任命する義務に加えて、締約国に代わって仲裁委員を指名する第三国を選定する義務についても、同協定に規定された期間内に履行しなかったことから、同月に付託した仲裁委員会は設置できなかった。
慰安婦問題に関して、日本政府は、５月、元慰安婦などが平成 28 年に日本政府に対して提起した韓国ソウル地方裁判所における訴訟について、国際法上の主権免除の原則から、日本政府が韓国の裁判権に服することは認められず、本件訴訟は却下されなければならないと韓国政府に伝達した。日本政府としては、引き続き、韓国側に日韓合意の着実な実施を強く求めていく方針に変わりはない。
また、12 月には、１年３か月ぶりとなる日韓首脳会談を、中国における日中韓サミットの際に実施し、北朝鮮問題を始めとする安全保障に関わる問題について、日韓、日韓米の連携の重要性を改めて確認したほか、安倍総理大臣から文在寅大統領に対し、目下の日韓関係の最大の課題である旧朝鮮半島出身労働者問題について、韓国側の責任で解決策を示すよう直接求めた。その上で、両首脳は、問題解決に向けた外交当局間の協議を継続していくことで一致した。こうした考えの一環として、合計８回の日韓外相会談、累次の機会における日韓局長級協議を始め、頻繁に外交当局間の協議を行った。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｃ

測定指標３－２　人的交流の拡大

中期目標（--年度）
日韓間の人的往来を一層拡大する。

平成 29 年度目標
外務省及び在韓国大使館が広報を含む後援を行ってきている「日韓交流おまつり」の開催や「対日理解促進交流プログラム」（JENESYS2017）の実施といった、各種交流事業実施を通じ、日韓間の人的往来のより一層の拡大を図る。

施策の進捗状況・実績
両国間の人の往来は、平成 29 年には、過去最多であった平成 28 年の約 739 万人を大きく上回る約 945 万人に達した。日韓両国で毎年開催されている文化交流事業「日韓交流おまつり」は、９月 23 日及び 24 日に東京で外務省後援の下、９月 24 日にソウルで在韓国大使館後援の下、それぞれ開催された。
また、日韓間の若者等の人的交流については、「対日理解促進交流プログラム」（JENESYS2017）を実

施し、日韓合わせて約 1,600 人が参加するなど、相互理解の促進、未来に向けた友好・協力関係の構築に努めた。

平成 30 年度目標

外務省及び在韓国大使館が広報を含む後援を行ってきている「日韓交流おまつり」の開催や「対日理解促進交流プログラム」(JENESYS2018) の実施といった、各種事業の実施を通じ、日韓間の人的往来のより一層の拡大を図る。

施策の進捗状況・実績

両国間の人の往来は、過去最多であった平成 29 年の約 945 万人を上回り、初めて 1,000 万人を超え、約 1,049 万人に達した。

また、日韓間の若者等の人的交流については、「対日理解促進交流プログラム」(JENESYS2018) を実施し、日韓合わせて約 1,200 人が参加するなど、相互理解の促進、未来に向けた友好・協力関係の構築に努めた。日韓両国で毎年開催されている文化交流事業「日韓交流おまつり」は、９月９日にソウルで在韓国大使館後援の下、９月 22 日及び 23 日に東京で外務省後援の下、それぞれ開催された。

加えて、平成 30 年は、平成 10 年の小渕総理大臣と金大中大統領による「日韓パートナーシップ宣言」発出から 20 周年に当たることから、７月に河野外務大臣主宰により「日韓文化・人的交流推進に向けた有識者会合」を設置し、３回の会合を経て、10 月に有識者から河野外務大臣に提言が提出される等、人的交流分野では様々な進展が見られた。

令和元年度目標

外務省及び在韓国大使館が広報を含む後援を行ってきている「日韓交流おまつり」の開催や「対日理解促進交流プログラム」(JENESYS2019) の実施といった、各種事業の実施を通じ、日韓間の人的往来の拡大を図る。

施策の進捗状況・実績

両国間の人の往来は、日本を訪問する韓国人数の大幅減少により、約 885 万人にとどまったが（ただし、訪韓日本人数は前年比 11％増の 327 万人)、その一方で、日韓両政府は、12 月の首脳会談や令和２年２月の外相会談など累次の機会に、日韓関係が困難な状況にあっても、国民間の交流、経済交流や地方交流など様々なレベルの交流を継続していくべきであるとの点で一致した。

日韓関係が厳しい状況にある中でも、日韓両国で毎年開催されている「日韓交流おまつり」は、９月１日にソウルで在韓国大使館後援の下、９月 28 日及び 29 日に東京で外務省後援の下、それぞれ開催された。

また、日韓間の若者などの人的交流については「対日理解促進交流プログラム」(JENESYS2019) を実施し、日韓合わせて約 620 人が参加するなど、相互理解の促進、未来に向けた友好・協力関係の構築に努めた。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標３－３　経済関係緊密化のための各種協議等の推進　＊

中期目標（--年度）

幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。

平成 29 年度目標

日中韓自由貿易協定（FTA）及び東アジア地域包括的経済連携（RCEP）交渉の進展に向けた取組や、韓国政府による日本産水産物等の輸入規制の問題に関する、平成 27 年９月に WTO に設置された紛争解決小委員会内での引き続きの検討、(一財) 日韓産業技術協力財団等を通じて、幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。

施策の進捗状況・実績

日韓両国の更なる経済連携が重要であるとの考えの下、日中韓自由貿易協定（FTA）及び東アジア地域包括的経済連携（RCEP）交渉などに取り組むほか、(一財) 日韓産業協力財団による日韓経済連携を促進させる事業などを通じて、引き続き経済関係の強化に向けた努力を続けた。韓国政府による日本産水産物等の輸入規制の問題に関しては、日本の要請により、平成 27 年９月、世界貿易機関（WTO）に紛

争解決小委員会が設置され、約２年半にわたる検討を経て、平成 30 年２月に日本の主張を認める内容のパネル報告書が提出された。日本は、WTO における対応と共に、様々な機会を捉えて、韓国側に規制を早期に撤廃するよう求めた。

平成 30 年度目標

日中韓自由貿易協定（FTA）及び東アジア地域包括的経済連携（RCEP）交渉の進展に向けた取組や、韓国政府による日本産水産物等の輸入規制の問題に関する、WTO に設置された紛争解決小委員会による平成 30 年２月の報告書発表の検討結果を受けてのフォローアップや韓国側への働きかけ、(一財) 日韓産業技術協力財団等を通じて、幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。

施策の進捗状況・実績

日韓両国の経済連携の重要性に鑑み、日中韓 FTA 及び RCEP 交渉などに取り組んだほか、(一財) 日韓産業協力財団による日韓経済の連携促進を目的とする各種事業などを通じて、引き続き経済関係の強化に向けた努力を続けた。韓国政府による日本産水産物等の輸入規制に関しては、平成 30 年２月に WTO 紛争解決小委員会（パネル）が韓国側の輸入規制措置が WTO 協定に非整合的であると判断したこと等も踏まえ、様々な機会において早期の措置撤廃・緩和のための働きかけを行っている。また、10 月、韓国における日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置に関し、日本の要請を受け、WTO 紛争解決小委員会が設置されたほか、韓国による自国造船業に対する支援措置についても、12 月に WTO 協定に基づく二国間協議を実施した。

令和元年度目標

日中韓 FTA 及び RCEP 交渉の進展に向けた取組や、韓国政府による日本産水産物等の輸入規制の問題に関するフォローアップや韓国側への働きかけ、韓国に日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置に関する WTO 紛争解決小委員会のフォローアップや韓国側への働きかけ、(一財) 日韓産業技術協力財団の活動支援等を通じた幅広い分野における日韓経済関係の強化等に向けて取り組む。

施策の進捗状況・実績

日韓両国の経済連携の重要性に鑑み、11 月の日中韓 FTA 交渉会合の開催を始め、日中韓 FTA 及び RCEP 交渉などに取り組んだほか、(一財) 日韓産業技術協力財団による日韓経済の連携促進を目的とする各種事業などを通じて、引き続き経済関係の発展に向けた努力を続けた。韓国政府による日本産水産物等の輸入規制に関しては、４月、最終審に当たる WTO 上級委員会が、パネルの法的分析が不十分（本来考慮すべき全ての事項を十分に考慮していない）として、その WTO 協定整合性に関する判断を取り消す内容の報告書を公表した。本件報告書は韓国の措置の WTO 協定整合性自体を明示的に判断しなかった一方、日本の食の安全性に関するパネルの事実認定は争いなく確定した。以上のことを踏まえ、外相会談を含む様々な機会において早期の措置撤廃・緩和のための働きかけを行った。韓国における日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置については、パネル手続を継続して実施中であり、また、既に平成 30 年に韓国に対して協議要請を行っていた「韓国による自国造船業に対する支援措置」について、新たに協議要請を行った上、令和２年３月に改めて二国間協議を実施した。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標３－４　日韓の連携、協力を通じた地域の平和と安定への寄与

中期目標（--年度）

国際社会の安定に向け二国間で連携・協力する。

平成 29 年度目標

首脳･外相会談や実務者間の協議等の実施を通じ、安全保障を含む幅広い分野において二国間の連携･協力を推進する。文大統領の下、韓国の新政権との間で緊密な連携・協力を図っていく。

施策の進捗状況・実績

日本と韓国の間には、国際社会に共に貢献する協力関係が構築されてきている。

環境分野については、６月に第 19 回日韓環境保護協力合同委員会を開催し、日韓間の環境協力、気候変動等のグローバルな環境問題に関する協力等について意見交換を行い、これらの分野で日韓両国が緊密に連携していくことを確認した。

安全保障分野については、平成30年３月に、東京において、第11回日韓安全保障対話を開催し、日韓両国を取り巻く安全保障情勢や、それぞれの安全保障・防衛政策、また両国間の安全保障分野での協力、防衛交流等について意見交換を行った。

平成30年度目標

首脳･外相会談や実務者間の協議等の実施を通じ､安全保障を含む幅広い分野において二国間の連携･協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

日本と韓国の間には、様々な分野で対話が実施されてきている。

環境分野については、７月に第20回日韓環境保護協力合同委員会を開催し、日韓間の環境協力、海洋ごみ対策、気候変動等のグローバルな環境問題に関する協力等の課題について意見交換を行い、これらの分野で日韓両国が緊密に連携していくことを確認した。

令和元年度目標

首脳・外相会談や実務者間の協議等の実施を通じ、幅広い分野において対話を実施する。

施策の進捗状況・実績

12 月に、１年３か月ぶりとなる首脳会談を実施し、外相会談を８回（５月、８月に２回、９月、11月、12月、令和２年１月及び２月）、累次の機会における日韓局長協議など、北朝鮮をめぐる情勢や新型コロナウイルス感染拡大などについてハイレベルでの意思疎通を継続的に行った。

環境分野については、７月に第21回日韓環境保護協力合同委員会を開催し、日韓間の環境協力、海洋ごみ対策、気候変動等のグローバルな環境問題に関する協力等の課題について意見交換を行い、これらの分野で日韓両国が緊密に連携していくことを確認した。

平成29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標３－５　日韓首脳・外相会談の開催回数(電話会談を除く)

	中期目標値	平成29年度		平成30年度		令和元年度		平成29･30･令和元年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	－	5	8	5	10	5	9	b

参考指標：内閣府実施「外交に関する世論調査」の「韓国に対する親近感」における「親しみを感じる」との回答割合(%)

	実績値			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	38.1	37.5	39.4	26.7

評価結果(個別分野３)

施策の分析

【測定指標３－１　未来志向の日韓関係の構築　＊】

平成29年度は、首脳会談を３回（平成29年７月、９月及び平成30年２月）、外相会談を５回（８月、９月に２回、12月及び平成30年３月）実施し、平成30年度は、首脳会談を２回（平成30年５月及び９月）、外相会談を８回（平成30年４月、６月、７月、８月、９月に２回、平成31年１月及び２月）、そして、令和元年度は、首脳会談を１回（令和元年12月）、外相会談を８回（５月、８月に２回、９月、11月、12月、令和２年１月及び２月）実施し、ハイレベル間での意思疎通を図ったことで、新政権との緊密な連携の推進を進めることができた。（平成29・30・令和元年度：未来志向の日韓関係推進経費（達成手段①））

１　平成29年度は、７月に行われた日韓首脳会談において、安倍総理大臣と文在寅韓国大統領はシャトル外交を再開することで合意したほか、平成30年２月には平昌冬季オリンピック競技大会開会式に出席するために安倍総理大臣が訪韓し、文在寅大統領との日韓首脳会談で未来志向の日韓関係を作

り上げていくことを確認するなど取組が進展した。一方で、韓国外交部長官直属の「慰安婦合意タスクフォース」の報告書に基づき、平成30年1月に韓国政府が平成27年の慰安婦問題に関する日韓合意についての立場を発表したことは、日韓関係を未来志向への発展とは反する動きであり、日韓関係を未来志向の新時代へと発展させていくために、韓国が「最終的かつ不可逆的」な解決を確認した合意を着実に実施するよう求めていく必要が生じた。（平成29年度：未来志向の日韓関係推進経費（達成手段①））

２　平成30年度は、旧朝鮮半島出身労働者問題に関する韓国大法院判決や、韓国政府による「和解・癒やし財団」の解散への動きなど、韓国側による否定的な動きが相次ぎ、令和元年度においては、旧朝鮮半島出身労働者問題に関して日本政府が韓国政府に対し協議を要請したり、仲裁付託を通告したりするなどの外交努力を行ったが、その両方につき韓国政府が応じず、協議開催まで至らなかったため、進展は大きくなかった。（平成30・令和元年度：未来志向の日韓関係推進経費（達成手段①））

３　令和元年12月に行われた日韓首脳会談において、安倍総理大臣と文在寅韓国大統領が１年３か月ぶりに会談し、旧朝鮮半島出身労働者問題について、問題解決に向けた外交当局間の協議を継続していくこと、両国関係が困難な状況にある時だからこそ、様々なレベルでの交流が重要であることについて一致した。日韓間の諸問題に関して韓国側から適切な対応を引き出すために、引き続き外交努力を維持・強化する必要がある。（令和元年度：未来志向の日韓関係推進経費（達成手段①））

【測定指標３－２　人的交流の拡大】

平成29年度、平成30年度及び令和元年度の３年間、「対日理解促進プログラム」（JENESYS2017、2018、2019）を通じて人的往来の拡大を図ることができ、日韓両国で開催される文化交流事業「日韓交流おまつり」の実施などにより、相互理解や未来に向けた友好・協力関係の構築が一定程度促進された。（平成29・30・令和元年度：未来志向の日韓関係推進経費（達成手段①））

平成29年の日韓間の人的往来は、過去最多であった平成28年の約739万人を大きく上回る約945万人に達し、平成30年は、初めて1,000万人を超え、約1,049万人に達した。これらを踏まえると、平成29年度及び平成30年度の取組は日韓間の人的交流にとって、有益であった。（平成29・30年度：未来志向の日韓関係推進経費（達成手段①））

令和元年の日韓間の人的往来は、日本を訪問する韓国人数の大幅減少により、約885万人にとどまったが（ただし、訪韓日本人数は前年比11％増の327万人）、日韓両政府は様々なレベルでの交流を継続していくべきとの点で一致したことは、人的往来の拡大を図る上で有益であった。（令和元年度：未来志向の日韓関係推進経費（達成手段①））

【測定指標３－３　経済関係緊密化のための各種協議等の推進　＊】

韓国政府による日本産水産物等の輸入規制の問題に関しては、平成27年９月にWTOに設置された紛争解決小委員会内での検討の結果、平成30年２月に日本の主張を認める内容のパネル報告書が提出された。しかし、平成31年４月に上級委員会は、同パネルの法的分析が不十分として、そのWTO協定整合性に関する判断を取り消す内容の報告書を公表するなど、紛争解決に資する判断が行われなかったことは、誠に遺憾だった。他方、上級委員会は、日本の食の安全性に関するパネルの事実認定は確定したことは評価しており、これらパネルの事実認定について説明を行いつつ、引き続き、あらゆる機会を捉えて韓国側に規制の早期撤廃を求める必要がある（平成29年度、平成30年度及び令和元年度：未来志向の日韓関係推進経費（達成手段①））。

韓国における日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置に関しては、平成30年10月に日本の要請からWTO紛争解決小委員会が設置され、手続きを継続しており、韓国による自国造船業に対する支援措置については、平成30年12月にWTO協定に基づく二国間協議を実施し、その後、令和２年１月に新たに協議要請を行った上、同年３月にも改めて二国間協議を実施した。さらに、韓国における日本産空気伝送用バルブに対するアンチ・ダンピング措置に対しては、令和元年に紛争解決機関による是正勧告を得た。これらのWTO紛争解決手続きに基づいた取組は、日韓の経済関係緊密化に向けた動きを推進する上で有益だった。（平成30年度：未来志向の日韓関係推進経費（達成手段①））

また、平成29年度から令和元年度までの３年間、継続して日中韓自由貿易協定（FTA）及び東アジア地域包括的経済連携（RCEP）交渉の進展に向けた取組を行っており、日韓の経済関係緊密化については、一定程度の進展はあった。（平成29年度、平成30年度及び令和元年度：未来志向の日韓関係推進経費（達成手段①））

【測定指標３－４　日韓の連携、協力を通じた地域の平和と安定への寄与】

様々なレベルや様々な枠組みで日韓の連携を確認し、地域の平和と安定に一定程度寄与した。

平成29年、30年、令和元年と毎年、地球環境分野での協力について議論する日韓環境保護協力合同委員会を開催し、同委員会において気候変動、環境協力、海洋環境問題等の課題について意見交換を行い、気候変動等の分野で日韓両国が緊密に連携していくことを確認したこと、また、平成30年３月に、日韓安保対話を東京において開催し、日韓両国を取り巻く安全保障情勢や、それぞれの安全保障・防衛政策、防衛協力等について意見交換を行い、日韓両国の安全保障分野における協力を深めたことは有益だった。（平成29・30・令和元年度：安全保障分野における協力の推進（達成手段②））

【測定指標３－５　日韓首脳・外相会談の開催回数(電話会談を除く)】

平成29年度は、首脳会談３回、外相会談５回、平成30年度は首脳会談２回、外相会談８回、令和元年度は首脳会談１回、外相会談８回を実施し、ハイレベルでの意思疎通を頻繁に行うことができた。

１　平成29年度は、５月に発足した文在寅政権との間でも、ハイレベルでの意思疎通を頻繁に行い、一連の会合を通じ、未来志向の日韓関係へ前進させるとともに、特に北朝鮮問題への対応に際しての緊密な連携を確認することができ、有意義であった。（平成29年度：未来志向の日韓関係推進経費（達成手段①））

２　平成30年度は、一連の会合において、日韓間の困難な問題について日本の一貫した立場に基づき、韓国側に適切な対応を求め、北朝鮮問題について、日韓、日韓米で緊密に連携していくことを確認することができ、有意義であった。（平成30年度：未来志向の日韓関係推進経費（達成手段①））

３　令和元年度は、１年３か月ぶりの開催となった首脳会談において、旧朝鮮半島出身労働者問題について日本の一貫した立場を伝え、両首脳は、問題解決に向けた外交当局間の協議を継続していくことで一致したほか、北朝鮮問題について、日韓、日韓米で緊密に連携していくことを確認した。合計８回の外相会談や累次の機会における日韓局長協議が開催され、有意義であった。（令和元年度：未来志向の日韓関係推進経費（達成手段①））

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**

韓国は重要な隣国だが、平成30年の韓国大法院判決以来、旧朝鮮半島出身労働者問題に関し韓国が依然として国際法違反の状態を是正してないことや慰安婦合意に基づく「和解・癒やし財団」の解散に向けた動きなど、韓国側による否定的な動きが止まらず、日韓関係は依然として厳しい状況に直面している。

このため、未来志向の日韓関係を構築していくためには、韓国が日韓関係改善のきっかけを作ることが不可欠な状況であるといえ、施策目標を、外交当局間等の活発な意思疎通・協議を通じた日韓関係改善に向けた努力とすることが適切。

【測定指標】

３－１　日韓関係の改善　＊

首脳・外相会談や局長級協議等の実施を通じ、旧朝鮮半島出身労働者問題等の日韓間の困難な問題の解決に向けて、引き続き外交努力を維持・強化していく。

３－２　人的交流の拡大

人的交流の拡大に向けて、各種交流事業の実施を通じ、日韓間の人的往来のより一層の拡大を図るとの年度目標は適切な目標であったと考える。令和元年度に人的往来数が減少したものの、今後とも、その維持・強化に向け、取組を引き続き継続していく。

３－３　経済関係緊密化のための各種協議等の推進　＊

経済関係緊密化のための各種協議等の推進に向けて「幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。」との中期目標は適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、日中韓FTAやRCEP交渉の進展に向けた取組やWTO紛争解決手続きを踏まえた取組等を引き続き継続していく。

３－４　日韓の連携、協力を通じた地域及び国際社会の課題への寄与

日韓の連携、協力を通じた地域の平和と安定への寄与に向けて、首脳・外相会談や実務者間の協議等の実施を通じ、幅広い分野における二国間の連携・協力を推進することは重要であるが、韓国側の否定的な動きを受けた厳しい日韓関係を踏まえ、取組を見直し、地域及び国際社会が直面する課題に向けた二国間の連携を確認していくこととする。

３－５　日韓首脳・外相会談の開催回数(電話会談を除く)

我が国の一貫した立場に基づく対応を韓国側に求める上でも首脳・外相レベルでの意思疎通が重要であるが、両国関係の緊密性を測る上では、本測定指標よりも測定指標３－１においてその取組実績とともに測定を行うことが適当であり、設定を終了し、参考指標とすることとする。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・令和２年版外交青書（外交青書 2020）
　第２章　第１節　２（２）韓国
・外務省ホームページ
　大韓民国
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/index.html）

個別分野４　未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル間の互恵関係の強化等

施策の概要

１　東シナ海を隔てた隣国である日本と中国は緊密な経済関係や人的・文化的交流を有しており、日中関係は重要な二国間関係の一つである。日中両国は、地域と国際社会の平和と安定のために大きな責任を共有しており、「戦略的互恵関係」に基づいた日中関係の更なる推進を通じて、国際社会の期待に応えていく。

２　モンゴルは、日本と基本的価値を共有する地域の重要なパートナーであり、引き続き「戦略的パートナーシップ」として位置づけた友好的な関係を真に互恵的なものへと発展させるため、ハイレベルの対話を始めとして、両国間で多層的な対話を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）

測定指標４－１　日中における「戦略的互恵関係」の一層の深化に向けた取組(経済面以外)　＊

中期目標（--年度）

「戦略的互恵関係」に基づいた二国間関係の更なる推進に向け、様々な分野・レベルでの協力・対話を強化していく。

平成 29 年度目標

日中国交正常化 45 周年という節目を捉え、「戦略的互恵関係」の考え方の下、大局的な観点から、関係改善を進めていく。

こうした観点から、中国とのあらゆる分野における協力関係を可能な限り深化させていくことが重要であり、日中間で進めるべき協力としては、以下を実施する。

・活発な要人往来により、政治的相互信頼を増進する。
・東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするための協力を推進する。
・既存の交流事業の着実な実施により、両国国民間の相互理解を増進する。
・各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。
・地域･グローバルな課題に関する対話･協力を強化する。

施策の進捗状況・実績

平成 29 年度は、首脳・外相を含むハイレベルでの対話が活発に行われ、日中関係改善の気運が大きく高まった一年となった。４月（国連安保理会合）には日中外相会談が行われ、また、５月には楊潔篪国務委員が訪日した。７月のＧ20 ハンブルク・サミットの際には、習近平国家主席との間で首脳会談が行われ、国民交流及び経済各分野の協力を一層深化させ、関係改善に向けて共に努力していくことが再確認された。また、河野外務大臣就任直後も、８月（ASEAN 関連外相会議）、９月（国連総会）に日中外相会談が行われ、日中関係改善に向けた取り進め方や、北朝鮮問題等について意見交換が行われた。このように活発な対話を通して首脳・外相間の信頼関係が深まる中、９月 28 日に都内で開催された中国大使館主催の国交正常化 45 周年祝賀レセプションにおいて、安倍総理大臣は、日中韓サミットの開催に伴う李克強国務院総理の訪日、その後の自身の訪中、そして、習近平国家主席の訪日という形で首脳往来を実現すべき旨述べ、日中関係の更なる発展に向けた道筋を示した。国交正常化 45 周年記念日である９月 29 日には、安倍総理大臣と李克強国務院総理、河野外務大臣と王毅外交部長との間で祝電の交換が行われた。11 月には、APEC 首脳会議及び ASEAN 関連首脳会議の機会を捉え、習近平国家主席及び李克強国務院総理との間で日中首脳会談が行われ、平成 30 年の日中平和友好条約締結 40 周年という節目を見据えた首脳往来や、国民交流の促進、経済関係の強化等について前向きな形で意見交換を行い、全面的な関係改善に向けた「新たなスタート」とも言うべき会談となった。平成 30 年１月には、河野外務大臣が約１年９か月ぶりに中国への二国間訪問を行い、王毅外交部長、楊潔篪国務委員及び李克強国務院総理と全面的な関係改善に向けた建設的な対話を実施した。このようにハイレベルの対話が頻繁に行われる中、政府間では、４月の日中外交当局間協議、 ６月及び 12 月の日中高級事務レベル海洋協議、10 月の日中安保対話等、各分野における日中間の実務的な対話と信頼醸成が着実に進んだ。

東シナ海では、尖閣諸島周辺海域における中国公船による領海侵入が継続しており、このような中国による一方的な現状変更の試みに対しては、日本の領土・領海・領空は断固として守り抜くとの決意で毅然かつ冷静に対応している。また、中国軍もその海空域における活動を質・量とも急速に拡大・活発

化させている。さらに、日中間の境界未画定海域における中国による一方的な資源開発も継続しているほか、日本の同意を得ない海洋調査も繰り返されている。そのような中、日中両国は、これらの懸案を適切に処理すべく、関係部局間で対話・交流の取組を促進している。６月及び 12 月には、それぞれ福岡及び上海において日中高級事務レベル海洋協議を開催し、12 月の協議では、「2008 年６月合意」に関する意思疎通を強化していくことで一致したのに加え、不測の事態を回避するための日中防衛当局間の「海空連絡メカニズム」の構築及び運用開始について前向きな進展が得られた。また、10 月には東京で日中安保対話を開催し、安全保障分野における協力・交流等についても意見交換を実施した。

交流事業については、平成 29 年には「JENESYS2.0」「JENESYS2017」により、中国から高校生や若手社会人など約 1,600 人を日本に招へいした。訪日した中国の若者は、学校交流や企業視察などを通じ、日本の様々な文化や生活、魅力に触れるとともに、日本の青少年との間で相互理解を深め、今後の日中関係の在り方などについて活発な意見交換を行った。また、「日中植林・植樹国際連帯事業」により、「３つの架け橋」プロジェクト（①地方間交流、②青少年交流、③文化・スポーツ交流）を対日理解促進のテーマとした約 1,000 人規模の交流（招へい）を中国との間で実施した。

各種条約・協定の締結に向けた協議を実施することについては、10 月の東京国際映画祭で日中映画共同製作協定の大筋合意が発表された。日中社会保障協定については、平成 29 年４月と 10 月の政府間交渉を経た後実質合意に至り、平成 30 年１月末に実施された日中外相会談でこれを歓迎した。また、12 月及び平成 30 年３月には、日中犯罪人引渡条約締結交渉第４回会合及び第５回会合を実施した。

地域・グローバルな課題に関しては、８月の日中外相会談において、世界やアジアの平和、安定、繁栄のために肩を並べて共に取り組む日中関係を構築していくことが重要であることを確認した。特に、喫緊の課題である北朝鮮問題に関しては、首脳・外相を含む累次のハイレベルの対話において、朝鮮半島の非核化が日中両国の共通の目標であり、地域の平和と安定のため日中で密接に連携していくことを確認してきている。

平成 30 年度目標

日中平和友好条約締結 40 周年という節目を捉え、「戦略的互恵関係」の考え方の下、大局的な観点から、全面的な関係改善を進めていく。

こうした観点から、中国とのあらゆる分野における協力関係を可能な限り深化させていくことが重要であり、日中間で進めるべき協力としては、以下を実施する。

１　活発な要人往来により、政治的相互信頼を増進する。
２　東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするための協力を推進する。
３　既存の交流事業の着実な実施により、両国国民間の相互理解を増進する。
４　各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。
５　地域･グローバルな課題に関する対話･協力を強化する。

施策の進捗状況・実績

１　日中平和友好条約締結 40 周年という節目の機会を捉えて首脳・外相を含むハイレベルでの対話が活発に行われ、日中関係が正常な軌道に戻り、新たな発展を目指す段階へと入る１年となった。５月には、李克強国務院総理が、国務院総理としては平成 22 年以来８年ぶりに日本を公式訪問した。日中首脳会談では、李克強国務院総理から安倍総理大臣へ年内訪中について招請があり、両首脳はその後の習近平国家主席の訪日へと着実にハイレベル往来を積み重ねることで一致した。また、李克強国務院総理は、今回の訪日で日中関係が正常な軌道に戻り、長期的・安定的な発展を維持していきたいと述べ、安倍総理大臣からは、日中関係が競争から協調へ移り、日中関係の発展により、地域・世界の様々な課題に共に大きな責任を果たしていきたいと述べた。10 月には、安倍総理大臣が、多数国間会議への出席を除き日本の総理大臣として約７年ぶりに中国を訪問した。習主席、李克強国務院総理それぞれと首脳会談を実施し、二国間関係のみならず、地域・国際社会の諸問題について率直な議論を行った。安倍総理大臣の中国滞在中には、日中平和友好条約締結 40 周年レセプションや第三国市場協力フォーラムへの日中両首脳の出席、安倍総理大臣と北京大学学生との交流など多くの行事が行われた。このほかにも、５月には、安倍総理大臣と習主席との間で、国家主席との間では初となる日中首脳電話会談が実施され、９月（東方経済フォーラム）及び 11 月（G20 ブエノスアイレスサミット）にも習主席との間で日中首脳会談が実施された。

外相間の相互往来も活発に行われた。平成 30 年１月の河野外務大臣の中国訪問に続き、４月、王毅国務委員兼外交部長が訪日し、日中外相会談のほか、約８年ぶりとなる日中ハイレベル経済対話を実施した。このほかにも、８月（ASEAN 関連外相会談）、９月（国連総会）、10 月（安倍総理大臣訪中）と様々な機会を捉えて、間断なく日中外相間で対話が行われた。

日中平和友好条約署名から 40 年を迎えた８月 12 日には、安倍総理大臣と李克強国務院総理、河野

外務大臣と王毅外交部長との間で祝電が交換された。そのほかにも、９月に谷内国家安全保障局長が訪中し、楊潔篪政治局委員と会談したほか、８月には秋葉外務事務次官も訪中し、楽玉成（らくぎょくせい）外交部副部長らと意見交換を行った。また、安倍総理大臣訪中時に日本国外務省と中華人民共和国外交部との間の交流･協力の年間計画の作成に関する覚書が署名され、日中国際法局長協議（９月）、日中テロ対策協議（９月）、日本外務省研修所と中国外交部養成学院との交流（９月）、中堅幹部代表団の相互訪問（12 月）、日中報道官協議（12 月）、日中外交当局間協議（平成 31 年２月）等、各分野における日中間の実務的な対話と信頼醸成が着実に進められた。

２　東シナ海では、尖閣諸島周辺海域における中国公船及び漁船の動向については、依然として公船による領海侵入が継続しており、このような中国による一方的な現状変更の試みに対しては、外交ルートを通じ、厳重な抗議と退去要求を繰り返し実施してきており、平成 30 年度も日本の領土・領海・領空は断固として守り抜くとの決意の下、毅然かつ冷静に対応した。さらに、日中間の境界未画定海域での中国による一方的な資源開発も継続しているほか、日本の同意を得ない海洋調査も繰り返されており、加えて、中国軍もその海空域での活動を質・量とも急速に拡大・活発化させている。そのような中で日中両国は、これらの懸案を適切に処理すべく、関係部局間の対話・交流の取組を進めた。５月の李克強国務院総理訪日時には、日中防衛当局間の「海空連絡メカニズム」が 10 年に及ぶ協議を経て妥結し、６月にその運用が開始された。12 月にはこの海空連絡メカニズムの初の年次会合及び専門職会合が開催された。４月及び 12 月には、それぞれ仙台及び浙江省嘉興市烏鎮において日中高級事務レベル海洋協議を開催した。さらに、平成 31 年２月には北京で日中安保対話が開催され、安全保障分野における協力・交流等について意見交換を行った。

３　交流事業については、10 月の安倍総理大臣訪中時に、「日本国政府と中華人民共和国政府との間の青少年交流の強化に関する覚書」に両外相の間で署名し、令和元年を「日中青少年交流推進年」と銘打って、今後５年間で３万人規模の青少年交流を実施していくことで一致した。平成 30 年には「JENESYS2018」により、中国から高校生や若手社会人など約 840 人を日本に招へいした。訪日した中国の若者は、学校交流や企業視察などを通じ、日本の様々な文化、生活や魅力に触れるとともに、日本の青少年との間で相互理解を深め、今後の日中関係の在り方などについて活発な意見交換を行った。また、「日中植林・植樹国際連帯事業」で、「３つの架け橋」プロジェクト（①大学交流、②オリンピック・パラリンピック交流及び③サッカー交流）を対日理解促進のテーマとした約 1,000 人規模の交流（招へい）を実施した。さらに日中平和友好条約締結 40 周年に当たり、年間で 440 件を超える認定行事が行われるなど、様々な文化交流事業が展開され、友好協力関係を推進した。

４　各種条約・協定の締結については、５月の李克強国務院総理が訪日した際に日中映画共同製作協定及び日中社会保障協定に署名した。また、10 月の安倍総理大臣訪中時には、日中海上捜索・救助（SAR）協定に署名した。さらに、４月及び 11 月には日中受刑者移送条約締結交渉を行った。

５　地域･グローバルな課題に関しては、５月の習主席との日中首脳電話会談において、日中両国が地域・国際社会に対する責任を果たすために一層協力していくことの重要性を確認した。特に、喫緊の課題である北朝鮮問題については、10 月の安倍総理大臣訪中時の習主席及び李克強国務院総理との首脳会談で日中両国の共通の目標である朝鮮半島の非核化に向けて、関連安保理決議の完全な履行の重要性を確認するとともに、拉致問題について中国側から、理解し、支持するとの反応があった。

令和元年度目標

「戦略的互恵関係」の考え方の下、大局的観点から、引き続きハイレベルの頻繁な往来を実現し、あらゆる分野の交流・協力を推し進め、正常な軌道に戻った日中関係を新たな段階に押し上げていく。

こうした観点から、中国とのあらゆる分野における協力関係を可能な限り深化させていくことが重要であり、日中間で進めるべき協力としては、以下を実施する。

１　活発な要人往来により、政治的相互信頼を増進する。
２　東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするための協力を推進する。
３　既存の交流事業の着実な実施により、両国国民間の相互理解を増進する。
４　各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。
５　地域･グローバルな課題に関する対話･協力を強化する。

施策の進捗状況・実績

１　令和元年度は、平成 30 年度に引き続き、首脳・外相を含むハイレベルでの対話が活発に行われ、６月の首脳会談で確認したとおり、完全に正常な軌道に戻った日中関係を新たな段階へ押し上げ、「日中新時代」を切り開いていく一年となった。

６月に、習近平国家主席がＧ20 大阪サミットへ出席するため、国家主席としては平成 22 年以来約９年ぶりに訪日し、安倍総理大臣と日中首脳会談を行った。首脳会談において両首脳は、平成 30 年

の首脳相互往来を通じて日中関係が正常な軌道に戻り、新たな発展を得つつあることを確認するとともに、「日中新時代」を切り開いていくとの決意を共有し、また、永遠の隣国として、恒常的かつ緊密な意思疎通を行うため、首脳を含むハイレベルの相互往来・対話を強化していくことを確認した。

10 月には即位礼正殿の儀に参列するため、習近平国家主席の特使として訪日した王岐山国家副主席が安倍総理大臣を表敬した。11 月にも、ASEAN 関連首脳会議の際に李克強国務院総理と日中首脳会談が実施され、さらに、12 月には、安倍総理大臣が第８回日中韓サミットに出席するため中国を訪問し、習近平国家主席及び李克強国務院総理との間で日中首脳会談等をそれぞれ実施した。習近平国家主席との会談において、同国家主席からは、意思疎通を通じ政治的牽引力を強化し、日中が新しい未来を切り開くことを望む旨発言があり、安倍総理大臣からは、現在の日中関係の改善・発展の流れを一過性のものとせず、ハイレベルの相互往来・対話の強化と定着が必要との観点から、「弛まぬ交流」を継続する決意を示したい旨伝えた。また、李克強国務院総理との会談では、双方は、日中関係が「正常な軌道」に戻ったことを改めて振り返りつつ、「日中新時代」を切り開いていく決意を共有した。

また、外相レベルでも、４月に河野外務大臣が中国を訪問し、王毅国務委員兼外交部長と日中外相会談を実施し、８月に、ASEAN 関連外相会議及び第９回日中韓外相会議のそれぞれの際に日中外相会談を実施した。９月の国連総会の際には、茂木外務大臣になってから初めて王毅国務委員兼外交部長と日中外相会談を実施したほか、11 月、王毅国務委員兼外交部長がＧ20 愛知・名古屋外務大臣会合出席のため訪日した際には、東京で日中外相会談・昼食会を実施した。12 月の第８回日中韓サミットに茂木外務大臣が同行した際にも、王毅国務委員兼外交部長との間で日中外相会談を実施した。令和２年２月にも、ミュンヘン安全保障会議の際に茂木外務大臣と王毅国務委員兼外交部長との日中外相会談を実施し、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け緊密に連携していくことで一致したほか、二国間関係について意見交換を行った。

邦人拘束事案については、これまで首脳会談等、日中間の様々な機会に早期解放に向けて働きかけを行ってきている。９月に拘束された邦人１名は 11 月に解放された。その後も、12 月の安倍総理大臣と習近平国家主席との会談を始め、あらゆるレベル・機会を通じて法施行及び司法プロセスにおける透明性、邦人の権利の適切な保護、公正公平の確保並びに人道的取扱いを引き続き中国政府に対して強く求めてきている。

香港情勢については、平成 31 年３月に香港政府が「逃亡犯罪人条例」の適用地域を中国本土を含めた国・地域に拡大すること等を盛り込んだ改正案を立法会に提出したことを発端に大規模デモが発生する中、６月及び 12 月の安倍総理大臣と習近平国家主席との首脳会談や外相会談を始め、あらゆるレベルで累次の機会に、全ての関係者による自制した対応と事態の早期収拾を求めるとともに、引き続き「一国二制度」の下、自由で開かれた香港が繁栄していくことが重要である旨を伝達した。

２　東シナ海では、尖閣諸島周辺海域における中国公船による領海侵入が継続しており、また、中国軍もその海空域での活動を質・量とも急速に拡大・活発化させており、さらに、日中間の境界未画定海域での中国による一方的な資源開発も継続しているほか、日本の同意を得ない海洋調査も繰り返されている。そのような中で日中両国は、これらの懸案を適切に処理すべく、対話・交流の取組を進めた。５月には、北海道小樽市において日中高級事務レベル海洋協議を開催し、東シナ海を含めた海洋・安保分野について幅広く意見交換を実施。また、６月の安倍総理大臣と習近平国家主席との会談・夕食会において、「互いを協力のパートナーとし、互いに脅威とならない」、「東シナ海の安定なくして、真の日中関係の改善なし」との認識に基づき、海洋・安全保障分野における建設的な関係の構築を目指すことを確認し、特に、資源開発に関する「2008 年合意」を推進・実施し、東シナ海を「平和・協力・友好」の海とするとの目標を実現すること、また、外交・安全保障分野の対話を更に強化していくことで一致した。令和２年１月には、防衛当局間の海空連絡メカニズムに関する第２回年次会合及び専門会合を開催し、ホットラインの早期開設に向け調整を加速していくことで一致した。

３　令和元年を通し、「日中青少年交流推進年」の一環として、青少年を含む人的交流事業である「JENESYS2019」により、約 460 人を、「日中植林・植樹国際連帯事業」により、約 1,600 人の高校生や若手社会人などを中国から日本に招へいした。

６月のＧ20 大阪サミットの際の習近平国家主席との日中首脳会談において、両首脳は、人的・文化交流に関するハイレベルの対話枠組みを年内に立ち上げることで一致した。本合意を踏まえ、11 月、茂木外務大臣を日本側議長、王毅国務委員兼外交部長を中国側議長とする「第１回日中ハイレベル人的・文化交流対話」を東京にて開催した。その際、双方は、令和２年は東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催の年であることから、同年を「日中文化・スポーツ交流推進年」として、スポーツを含む人的・文化交流を一層推進していくことで一致した。

４　各種条約・協定の締結については、９月に、「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定（日・中社会保障協定）」が発効した。協定の発効により、派遣期間が５年以内の一時派遣被用者は、原則として、派遣元国の年金制度にのみ加入することとなった。

11 月に、王毅国務委員兼外交部長がG20 愛知・名古屋外務大臣会合出席のため訪日し、茂木外務大臣との日中外相会談を実施した際、「動物の衛生及び検疫における協力に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」（日中動物衛生検疫協定）の署名が実現し、日本産牛肉の対中輸出再開に向けた重要な最初のステップとなった。

また、国民交流の基礎となる法的枠組みとしては、日中受刑者移送条約及び日中犯罪人引渡条約の早期の妥結について、６月のG20 大阪サミットの際の日中首脳会談の際に両首脳間で確認した。

5　地域･グローバルな課題に関しては、６月に、G20 大阪サミットに出席するため訪日した習近平国家主席との間で日中首脳会談を行い、日中双方が、アジア及び世界の平和と安定に責任を負う主要な大国として、経済・貿易、開発援助、環境、気候変動、保健・衛生、軍縮・軍備管理等、地域・国際社会の幅広い課題に対して肩を並べて積極的な貢献を行っていくことで一致した。

11 月には、ASEAN 関連首脳会議の際に李克強国務院総理との間で、日中首脳会談を行い、安倍総理大臣から、アジア・世界の平和と繁栄に大きな責任を有する両国として、地域・国際社会の課題に取り組んでいきたい旨述べた。また、12 月に、安倍総理大臣が、第８回日中韓サミットに出席するため中国を訪問した際の習近平国家主席との日中首脳会談では、安倍総理大臣から、日中両国は、地域や世界の平和、安定、繁栄に共に大きな責任を有しており、この責任を果たすとの意思を内外に明確に示したいと伝えた。

年末以降、中国で発生した新型コロナウイルス感染症については、令和２年１月及び２月に日中外相電話会談、同年２月のミュンヘン安全保障会議の際に日中外相会談を実施したほか、同月に楊潔篪中国共産党中央政治局委員が訪日した際にも、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた協力を確認するなど、中国国内における感染拡大の防止や邦人保護の観点から緊密に連携した。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標４－２　日中における「戦略的互恵」の一層の深化に向けた取組（経済面）　＊

中期目標（--年度）

日中「戦略的互恵関係」を進めるため、様々なレベルで対話と協力を積み重ねていく。

平成 29 年度目標

経済分野における日中間の各種対話、交流が活発に行われた平成 28 年の流れを受け、中国との間では、「戦略的互恵関係」を経済面においても一層具体化させるため、様々な分野にわたる協力案件を引き続き実施していく。その中でも取り分け重要な事項は以下のとおり。

1　日中間の幅広い分野における経済対話を実施し、両国経済、地域・グローバルな経済における課題に関する協力を強化する。

2　平成 28 年４月の外相会談で提起された「５つの協力分野」（①マクロ経済・財務・金融、②省エネ・環境、③少子高齢化、④観光、⑤防災）を含む幅広い分野における協力を引き続き推進・具体化していく。

3　東日本大震災後に残された課題（中国による日本産品に対する輸入規制等）の克服に向け、中国側に粘り強く働きかけていくとともに、日本の魅力を積極的かつ適切に発信していく。

施策の進捗状況・実績

1　経済分野の各種対話と交流が活発に行われた。５月には、日中財務対話を行うため肖捷財政部長が訪日したほか、７月には、万鋼科学技術部長が訪日し、鶴保内閣府科学技術政策担当大臣及び松野文部科学大臣と会談を行った。また、同月、山本農林水産大臣が訪中し、支樹平中国質検総局長及び余欣栄農業部副部長との会談を行い、８月には、齋藤農林水産大臣が香港フードエキスポに参加するため香港を訪問した。11 月には、両国の関係省庁が一同に会する日中経済パートナーシップ協議次官級会合が開催され、日中二国間の課題及び協力並びに地域・多国間の課題及び協力につき幅広く意見交換を行った。民間レベルの経済交流も活発に行われ、11 月に日中経済協会、日本経済団体連合会（経団連）及び日本商工会議所の合同訪中団が訪中し、李克強国務院総理ら中国政府要人と会談した。12 月には、日中 CEO 等サミットが日本で開催され、日中の主要企業の経営者らの間で意見交換が行われ、レセプションには安倍総理大臣や河野外務大臣も参加した。

2　平成 28 年４月の外相会談で提起された「５つの協力分野」（①マクロ経済・財務・金融、②省エネ・環境、③少子高齢化、④観光、⑤防災）を含む幅広い分野における協力の推進・具体化について、７月のG20 ハンブルク・サミットの際の日中首脳会談では、経済面の協力を更に発展させ、金融、観光、貿易、環境・省エネ等、各分野の協力を一層深化させていくことで一致するとともに、中国が提

唱する「一帯一路」構想を含め、日中両国が地域や世界の安定と繁栄にどのように貢献していくかについて議論していくことでも一致した。11 月の APEC 首脳会議及び ASEAN 関連首脳会議の際にそれぞれ行われた日中首脳会談では、上記に加え、民間企業間のビジネスを促進し、第三国へも日中のビジネスを展開していくことが、両国のみならず対象国の発展にとっても有益であるとの点で一致した。同月の日中経済パートナーシップ協議では、日中二国間の課題及び協力並びに地域・多国間の課題及び協力につき幅広く意見交換を行った。また、平成 30 年１月の日中外相会談では、日中両国間のビジネス環境整備や第三国ビジネス展開等について議論したほか、日中社会保障協定が２回の政府間交渉（４月、於：北京及び 10 月、於：東京）及びその後の調整を経て実質合意に至ったことを共に歓迎し、早期署名に向け努力していくことで一致した。さらに、自由で開かれた貿易体制の重要性を踏まえ、東アジア地域包括的連携協定（RCEP）や日中韓 FTA の推進に向け、共に努力していくことを確認した。

３　東日本大震災後に残された課題の克服については、首脳会談を含む二国間会談の機会や大使館等を通じる様々な機会を捉え、中国側に一層の働きかけを実施した。規制の緩和・撤廃を求めながら、一方で日本の魅力を多くの中国人に知ってもらうことを目的として、平成 30 年１月 24 日から２月 11 日までの期間、外務省主催の「地域の魅力海外発信支援事業」を北京及び上海にて開催し、中国国内の大型電子商取引（EC）企業や地方自治体とも連携し、また、同期間中、SNS やキーオピニオンリーダー、メディアを通じた発信も行い、日本産米を中心とした日本産食品を積極的に PR し、同産品の販売促進に努めた。

平成 30 年度目標

経済分野における日中間の各種対話、交流が活発に行われた平成 29 年の流れを受け、中国との間では、「戦略的互恵関係」を経済面においても一層具体化させるため、様々な分野にわたる協力案件を引き続き実施していく。その中でも取り分け重要な事項は以下のとおり。

１　日中間の幅広い分野における経済対話を実施し、両国経済、地域・グローバルな経済における課題に関する協力を強化する。

２　経済面の協力の更なる発展と各分野（金融、観光、貿易、環境・省エネ等）の協力の深化、民間企業間のビジネス促進や、第三国への日中のビジネス展開等、幅広い分野における協力を推進・具体化していく。

３　東日本大震災後に残された課題(中国による日本産品に対する輸入規制等)の克服に向け、中国側に粘り強く働きかけていくとともに、日本の魅力を積極的かつ適切に発信していく。

施策の進捗状況・実績

１　経済分野の各種対話と交流が活発に行われた。４月には、約８年ぶりに第４回日中ハイレベル経済対話が開催され、マクロ経済政策、日中間の経済分野における協力と交流、第三国における日中協力、東アジアにおける経済連携及び地球規模課題への対応等について議論した。５月の李克強国務院総理訪日の際には、金融・食品・第三国における日中民間経済協力等について一致したほか、安倍総理大臣及び李克強国務院総理の立ち会いの下、「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」（日中社会保障協定）の署名が行われ、日本側では 11 月の臨時国会において全会一致で承認された。10 月の安倍総理大臣訪中の際には、金融協力が進展（人民元クリアリング銀行の指定、通貨スワップ協定の締結・発効、日中証券市場協力の強化）し、イノベーション及び知的財産分野の協力のための日中イノベーション協力対話の創設等で一致した。特に、知的財産を含む問題について、安倍総理大臣から習近平国家主席に対して、中国側が更なる改善を図っていくことが重要であると指摘した。また、日中の財界トップを含め約 1,500 名の参加を得て日中第三国市場協力フォーラムが開催され、インフラ・物流・IT 等に関する 52 件の協力覚書が署名・交換された。このほか、８月には、麻生副総理兼財務大臣が訪中し、劉昆財政部長と日中財務対話を開催した。また、同月、王志剛科学技術部長が訪日し、日中科学技術協力委員会に出席したほか、林文部科学大臣との会談を行う等、幅広い分野における交流が実現した。

２　４月の日中ハイレベル経済対話では、日中両国は互いにとって経済分野での重要な協力のパートナーであり、互いの経済発展はチャンスであり、また、平等互恵の経済関係の発展は両国の利益に合致するとの認識の下、様々なレベルで協力と交流を拡充していくことで一致した。また、世界第二、第三の経済大国として、日中両国が、貿易と投資の自由化・円滑化を推進し、多国間貿易体制を守り、経済のグローバリゼーション・プロセスを推進し、地域及び世界経済の発展やグローバルな課題の解決に責任ある役割を果たすことで一致した。

５月の李克強国務院総理との首脳会談では、上記日中ハイレベル経済対話の議論も踏まえ、新技術や急速な少子高齢化への対応の中での新たな協力分野の開拓や、自由経済貿易体制の維持・推進のた

めの、国際ルールに基づく、自由で開かれた、公正な経済秩序の構築、第三国における協力や地球規模課題への対応などで一致した。

９月に東方経済フォーラムの場で安倍総理大臣と習近平国家主席との間で行われた首脳会談では、上記の５月の李克強国務院総理訪日の際のやり取りを踏まえ第三国協力を推進することや、イノベーション及び知的財産に関する対話を深めていくこと等で一致した。

10 月の安倍総理大臣訪中の際の李克強国務院総理との首脳会談では、イノベーション及び知的財産分野の協力を議論するため、日中イノベーション協力対話を新たに創設することで一致した。また、両首脳は、令和元年の大阪Ｇ20 サミットの機会も捉え、SDGs、気候変動、保健、海洋プラスチックごみ等、地球規模課題に関する協力も深めていくことで一致した。さらに両首脳は、平成 30 年５月の李克強国務院総理訪日の際の合意に基づき、９月の民間ビジネスの第三国展開推進に関する委員会及び第三国市場協力フォーラムが開催され、52 本の協力覚書が交換されたこと、金融分野で、（ア）人民元クリアリング銀行の指定、（イ）通貨スワップ協定（注：互いの通貨が不足した日中の金融機関に対して、同通貨を供給するためのもの）の締結・発効、（ウ）日中証券市場協力の強化等の成果があったことを歓迎した。習近平国家主席との間で行われた会談においても両首脳は、第三国民間経済協力、イノベーション及び知的財産に関する新たな日中対話、金融協力の深化等について多くの成果が得られたことを歓迎した。

３　東日本大震災後に残された課題の克服については、10 月の安倍総理大臣訪中の際に李克強国務院総理との間で行った首脳会談を含む二国間会談の機会や大使館等を通じる様々な機会を捉え、中国側に一層の働きかけを実施した。規制の緩和・撤廃を求めながら、一方で日本の魅力を多くの中国人に知ってもらうことを目的として、平成 31 年１月 17 日から同月 31 日までの期間、外務省主催の「地域の魅力海外発信支援事業」を北京及び上海にて開催し、北京市内（８店舗）と上海市内（８店舗）の日本料理店（計 16 店舗）において、日本産米を使用した日本料理フェアを開催し、日本産米のプロモーションを実施した。また、同期間中、SNS やキーオピニオンリーダー、メディアを通じた発信も行い、日本産米を中心とした日本産食品を積極的に PR し、同産品の販売促進を後押しした。

令和元年度目標

経済分野における日中間の各種対話、交流が活発に行われた平成 30 年度の流れを受け、「戦略的互恵関係」を経済面においても一層具体化させるため、様々な分野にわたる協力案件を引き続き実施していく。その中でも取り分け重要な事項は以下のとおり。

１　日中ハイレベル経済対話や、ハイレベルを含む各種要人往来の機会を捉え、日中間における経済分野の様々な課題に関する意見交換を行う。

２　経済面の協力の更なる発展と各分野（貿易投資、金融、観光、環境・省エネ等）の協力の深化、民間企業間のビジネス促進や、第三国への日中のビジネス展開等、幅広い分野における協力を推進・具体化していく。

３　東日本大震災後に残された課題（中国による日本産品に対する輸入規制等）の克服に向け、中国側に粘り強く働きかけていくとともに、日本の魅力を積極的かつ適切に発信していく。

施策の進捗状況・実績

１　経済分野の各種対話と交流が活発に行われた。４月には、日中経済パートナーシップ協議（次官級）が北京において開催され、日本側からは、国際ルール・慣行にのっとった貿易・投資の推進や中国におけるビジネス環境の改善、日本産食品の輸出拡大、知的財産の保護強化、模倣品対策・海賊版対策の強化などにつき中国側に提起し、幅広い分野について意見交換を行った。さらに同月に行われた第５回日中ハイレベル経済対話（閣僚級）では、マクロ経済政策など、二国間経済協力及び交流、日中ハイレベル経済対話の下での重要な協力（日中第三国市場協力や日中イノベーション協力対話）、地域・世界経済及び地球規模課題への対応などについて幅広く議論を行った。６月のＧ20 大阪サミットの際の習近平国家主席との日中首脳会談では、国際スタンダードの下、第三国市場、イノベーション及び知的財産保護、食品・農産品を含む貿易・投資、金融・証券、医療・介護、省エネ・環境、観光交流など、潜在力のある分野における互恵的な実務協力を強化するとともに、自由で公正な貿易体制を発展させていくことで一致した。12 月には、日中韓サミットにおいて、習近平国家主席、李克強国務院総理それぞれと日中首脳会談を実施し、経済・実務協力など様々な分野の協力を更に強化していくことで一致したほか、安倍総理大臣から、習近平国家主席に対し、公平な競争環境の実現とともに、自由で公正な貿易体制の発展に共に努力していきたいと伝え、また、李克強国務院総理に対し、法制度の運用改善、更なる市場開放、日中金融協力の強化などを通じ、ビジネス環境の改善に力強く取り組むことを期待すると述べた。

２　４月に開催された第１回日中イノベーション協力対話（次官級）では、日中双方で、イノベーショ

ン政策を紹介し、各種交流・協力に関して意見交換を行うとともに、イノベーション協力の環境整備として知的財産分野における取組が重要であるとの認識を共有した上で、両国の知的財産分野の政策を紹介し、営業秘密の保護、強制技術移転の懸念排除（中国技術輸出入条例（TIER）や外商投資法をめぐる最近の動向など）、海賊版対策などの課題について意見交換を行った。９月には、「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定（日・中社会保障協定）」が発効した。これまで、日中両国の企業などからそれぞれ相手国に一時的に派遣される企業駐在員を始めとする被用者などには、日中両国で年金制度への加入が義務付けられ、年金保険料の二重払いの問題が生じていたが、この協定の発効により、派遣期間が５年以内の一時派遣被用者は、原則として、派遣元国の年金制度にのみ加入することとなった。

金融・証券については、６月 27 日に三菱 UFJ 銀行が邦銀初の人民元クリアリング銀行に指定され、９月には、三菱 UFJ 銀行とみずほ銀行が邦銀初の事業債幹事のライセンスを取得した。第三国市場に関しては、12 月の李克強国務院総理との日中首脳会談において、双方は引き続き具体的な案件の形成につき議論していくことを確認し、安倍総理大臣からは、国際スタンダードに合致することの重要性を強調した。開発の分野では、５月北京において日中開発協力政策局長級協議を実施した。

３　中国による日本産食品の輸入規制撤廃に向けては、６月の習近平国家主席との日中首脳会談を始め、８月の河野外務大臣と王毅国務委員兼外交部長との日中外相会談、９月の茂木外務大臣と王毅国務委員兼外交部長との日中外相会談、10 月の王岐山国家副主席による安倍総理大臣表敬、11 月の日中外相会談や 12 月の安倍総理大臣と習近平国家主席及び李克強国務院総理との日中首脳会談など、あらゆる機会を通じて、粘り強く働きかけを行った。また、首脳会談を含め、あらゆるレベルで日本産牛肉輸出再開、日本産精米の輸出拡大の実現にかかる中国側の前向きな対応を強く求めた。日本産牛肉に関しては、11 月には、「動物の衛生及び検疫における協力に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」（日中動物衛生検疫協定）の署名が実現し、日本産牛肉の対中輸出再開に向けた重要な最初のステップとなった。さらに 12 月には、中国側から輸入解禁令の公告が発出され、日本側としてこれを前向きな措置として評価しつつ、調整をさらに加速させていくことを求めた。同時に日本各地の食に係る魅力のある産品をより多くの中国人にアピールすることを目的に、11 月１日から 12 月 27 日にかけて、中国各所において「地域の魅力海外発信支援事業」を実施した。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標４－３　日モンゴル関係の着実な進展（経済面以外）

中期目標（--年度）

「戦略的パートナーシップ」の更なる発展に向け、幅広い分野における協力を強化していく。

平成 29 年度目標

１　平成 29 年度は、平成 29 年３月に両国外相間で署名した「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」の初年度に当たることを踏まえ、本行動計画の趣旨である互恵的な協力関係を築くとともに、IMF の支援プログラムを受け入れて経済・財政の立て直しを目指すモンゴルにできる限りの協力を行い、両国間の互恵関係の深化につなげていくという観点から、日モンゴル外交防衛安全保障協議の開催、議員連盟間の交流支援、官民合同協議会の開催、モンゴル国軍への能力構築支援に関する協力等の取組を行っていく。

２　文化・人的交流を推進する。

施策の進捗状況・実績

１　日本・モンゴル外交関係樹立 45 周年（樹立日は２月 24 日）に当たる平成 29 年度も、両国関係発展のため、活発な取組が行われた。

（１）６月から７月にかけて、モンゴルでは４年に１度の大統領選挙が行われ、史上初の決選投票の結果、野党・民主党推薦のバトトルガ候補が当選した。日本は林幹雄衆議院議員（衆議院日本・モンゴル友好議員連盟会長）を総理特使として大統領就任式へ派遣した。７月７日の決選投票の後、10 日に大統領就任式を行うこととなったため、多くの国はモンゴル駐箚外交団長が式典に参列する中、大統領特使を派遣したロシアと並び、総理特使を派遣した日本の姿勢は、モンゴル各界の要人から高く評価された。

９月、ウラジオストク（ロシア）において開催された東方経済フォーラムに出席した安倍総理大臣は、同じく出席したバトトルガ大統領との間で初めての首脳会談に臨み、両首脳は両国間の戦略的パートナーシップを真に互恵的なものとしていくことで一致した。

（２）平成 30 年２月、河野外務大臣は、就任後初めて訪日したツォグトバータル外相との間で外相会談及びワーキング・ディナーを実施した際も、両外相は、基本的価値を共有する重要なパートナーであるという認識で一致し、平成 29 年３月に策定した中期行動計画の下、真に互恵的な「戦略的パートナーシップ」の発展のため、双方が努力を継続していくことで一致した。
（３）外交防衛安全保障当局間協議については、８月、金杉外務省アジア大洋州局長がモンゴルを訪問し、第４回外交・防衛・安全保障当局間協議に臨み、二国間の安全保障政策や安全保障分野での協力可能性について率直な意見交換を行った。また、この機会に第２回日本・米国・モンゴル外交当局間協議も開催し、地域及び多国間協力、経済協力について意見交換を行った。さらに、防衛分野での協力として、８月、モンゴル国軍の工兵部隊の国連 PKO 派遣に必要な道路構築分野における人材育成のための支援が成功裏に行われた。
（４）議会間交流では、７月、大島理森衆議院議長は、M. エンフボルド国家大会議議長の招待に応じ、現職衆議院議長として史上初めてモンゴルを訪問した。大島議長はバトトルガ新大統領、エルデネバト首相、M. エンフボルド国家大会議議長等と面会し、両国関係について幅広く意見交換を行った。また９月、林幹雄衆議院日本モンゴル友好議連会長がモンゴルを訪問し、バトトルガ大統領らと会談を実施するなど、議会間の交流も一層深化した。
（５）経済分野では、７月、ウランバートルにて第８回日本モンゴル官民合同協議会が開催され、当省及び経済産業省が共同議長として参加し、日・モンゴル両国の官民関係者とともに、経済関係強化に向けた意見交換を実施した。両国の経済関係の強化のためには、モンゴルの貿易・投資環境の整備を含む様々な課題の解決が必要であることが関係者に広く認識された点において有意義であった。
２　青年交流事業「JENESYS2017」の枠組みを通じ、モンゴルの青少年 93 名を招待し、親日派・知日派の育成を行った。また、「日中植林・植樹国際連帯事業」の枠組みを通じ、ゴビスンベル県スンベル郡青年植林協力隊（10 名）を招待し、環境及び防災意識の啓発と対日理解の一層の促進を図った。

平成 30 年度目標

平成 29 年３月に両国外相間で署名した「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」の２年目に当たり、本行動計画の趣旨である互恵的な協力関係を構築するための施策を実施する。特に重要な施策は以下のとおり。
１　ハイレベル交流の維持・強化、既存の各種政府間対話の開催を通じた戦略的関係の強化
２　IMF の支援プログラムを通じたモンゴル財政の立て直しに向けた支援
３　文化・人的交流の推進

施策の進捗状況・実績

１　ハイレベル交流及び政府間対話として、以下を実施し、戦略的関係の強化を図った。
（１）９月にウラジオストク（ロシア）で開催された東方経済フォーラムの機会に、安倍総理大臣とバトトルガ大統領との間で２度目の首脳会談を実施し、経済、安保・防衛、観光・国民交流等、両国間の「戦略的パートナーシップ」に基づく様々な協力を一層深めていくことで一致した。
（２）12 月にはフレルスフ首相が、首相として初訪日した。日モンゴル首脳会談の後、両首脳は共同声明を発表するとともに、平成 29 年３月に両国外相間で署名した「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画（2017－2021 年）」の進捗状況を確認したファクトシートを発出した。外相間においても、12 月のフレルスフ首相訪日時に日モンゴル外相会談を併せて実施した。両外相は、二国間関係及び地域情勢についての協力を一層深めていくことで一致した。
（３）８月には薗浦総理大臣補佐官がモンゴルを訪問し、防衛省が実施した能力構築支援の修了式に出席するとともに、フレルスフ首相及びツォグトバータル外相と会談を実施した。
（４）政府間対話として、４月に第３回日本・モンゴル戦略対話及び第３回日米モンゴル協議をそれぞれ東京で開催した。同戦略対話では、北朝鮮問題を始めとする地域情勢について幅広く議論し、地域・国際情勢に関する意思疎通を今後一層強化していくことで一致した。また、日米モンゴル協議では、基本的価値を共有する３か国が強固な信頼関係に基づき、北東アジア地域の平和と安定に寄与していくことの重要性で一致するとともに、共同ステートメントを発出した。
（５）議会間では、６月にエンフアムガラン国家大会議副議長が訪日した後、10 月に郡司参議院副議長がモンゴルを訪問した。平成 29 年のエンフボルド国家大会議議長と大島衆議院議長の相互訪問に引き続き、副議長間の相互訪問が実現し、両国議会間交流は一層強化された。
２　IMF の支援プログラムについては、12 月の日モンゴル首脳会談を始めとする様々な機会を通じ、財政再建に向けたモンゴル側の取組を粘り強く促すとともに、IMF や世銀等、他のドナーとも累次にわたる調整を実施した。
３　青少年交流事業「JENESYS2018」の枠組みを通じ、モンゴルの青少年 101 名を招へいし、企業訪問

や史跡視察、被爆地訪問、防災に関する取組の紹介等を行い、親日派・知日派の育成を図った。また、「日中植林・植樹国際連帯事業」の枠組みを通じ、フブスグル県ダルハデン地域エコクラブ関係者（11名）を招へいし、環境及び防災意識の啓発と対日理解の一層の促進を図った。

令和元年度目標

令和元年度においても、自由・民主主義・基本的人権・法の支配等の普遍的価値を共有するモンゴルとの関係を強化すべく、互恵的な協力関係を構築するための以下の取組を実施する。

1　ハイレベル交流の維持・強化、既存の各種政府間対話の開催を通じた戦略的関係の強化
2　IMF の支援プログラムを通じたモンゴル財政の立て直しに向けた支援
3　文化・人的交流の推進

施策の進捗状況・実績

1　ハイレベル交流及び政府間対話として、以下を実施し、戦略的関係の強化を図った。

６月、河野外務大臣は日本の外務大臣として約９年ぶりにモンゴルを訪問し、バトトルガ大統領及びフレルスフ首相を表敬するとともに、ツォグトバータル外相との間で外相会談を行った。会談では、普遍的価値を共有する日本とモンゴルは共に、「戦略的パートナーシップ」を一層強化し、引き続き様々な分野で両国関係を発展させる考えで一致した。

８月、ASEAN 関連外相会合に出席するためタイを訪問中の河野外務大臣はツォグトバータル外相と会談し、「戦略的パートナー」として普遍的価値を共有するモンゴルとの間で、引き続き様々な分野で両国関係を発展させる考えで一致した。

９月、東方経済フォーラムに出席するためウラジオストクを訪問した安倍総理大臣はバトトルガ大統領と会談し、普遍的価値を共有するモンゴルとの間での「戦略的パートナーシップ」を一層深める考えで一致した。また、10 月には、即位礼正殿の儀に参列するため訪日したフレルスフ首相と安倍総理大臣が会談し、「戦略的パートナーシップ」の下での連携を一層深める考えで一致した。

12 月には、令和元年度外務省閣僚級招へい事業の枠組みでエンフボルド国防相が来日し、河野防衛大臣との間で防衛大臣会談を行うとともに、茂木外務大臣との間で会談を行った。一連の会談では、二国間の安全保障・防衛分野での協力の深化を確認するとともに、引き続き、この分野での二国間及び多国間の協力を推進していくことで一致した。

令和２年１月、ワシントン D.C.において第４回日米モンゴル協議を開催した。協議では、普遍的価値を共有する３か国が強固な信頼・協力関係に基づき、地域の平和と安定に寄与していくことが重要との認識で一致するとともに、共同ステートメントを発出した。

2　IMF の支援プログラムについては、10 月の日モンゴル首脳会談を始めとする様々な機会を通じ、財政再建に向けたモンゴル側の取組を粘り強く促すとともに、IMF や世銀等、他のドナーとも累次にわたる調整を実施した。しかし、IMF の支援プログラムは、IMF によるプログラムのレビュー・プロセスが第６次レビュー以降延期されたまま、令和２年５月に３年間のプログラム実施期間を満了し終了する見込みである。

3　青少年交流事業「JENESYS2019」の枠組みを通じ、12 月、「映画・芸術交流」をテーマにモンゴルの青少年 10 名を招へいし、企業訪問や史跡視察、加えて防災・減災に関する取組の紹介等を行い、親日派・知日派の育成を図った。当初は計 74 名を招へい予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響によりモンゴル政府が日モンゴル間の航空便を停止したことから事業を中止することになり、実績は 10 名にとどまった。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標４－４　日モンゴル関係の着実な進展（経済面）

中期目標（令和３年度）

「戦略的パートナーシップ」の強化を通じ、日モンゴル経済関係を一層深化させる。

平成 29 年度目標

1　日モンゴル経済連携協定の着実な実施を推進する。
2　首脳会談等での成果の着実な実施・フォローアップを通じて、両国経済関係を拡大・深化させる。具体的には、国際通貨基金(IMF)の下で策定された国際的な支援パッケージの一環としてのモンゴル経済再生のための協力、貿易・投資のための官民合同協議会の開催等により、日本企業のモンゴル投資を側面支援すること、モンゴルの工学系高等教育機関の機能強化、日本への留学及び「モンゴル・

日本人材開発センター」を通じた産業人材の育成を支援すること等を通じて協力していく。
３　モンゴルの厳しい経済・財政状況を踏まえ、モンゴルの自立的発展のためにできる限りの支援を検討し、両国の互恵関係の深化に繋げていく。

施策の進捗状況・実績

１　日モンゴル経済連携協定で定められた措置については、関係省庁と連携の上、関税割当等を含む具体的な措置を着実に実施しており、平成 30 年２月に行われた日モンゴル外相会談においても、同協定の着実な実施を通じ、モンゴルの投資環境の改善を含め、両国経済関係の強化に向け努力していくことを確認した。

２及び３　５月、国際通貨基金（IMF）が理事会で、対モンゴル支援プログラムの実施を正式承認したことを受け、日本は IMF が策定した国際支援パッケージの一環として、３年間で最大 8.5 億米ドルの支援を行う構想に基づき、12 月、第１回目の 320 億円（円借款）をモンゴル政府に拠出した。

７月、第８回日本・モンゴル官民合同協議会及び日本・モンゴル EPA 発効１周年記念セミナー・ネットワーク交流会がモンゴルにおいて行われ、日本から松村経済産業副大臣が出席し、両国の官民の代表者が経済関係強化に向けて様々な意見交換を行うとともに、ビジネス交流の活性化に向けた施策の紹介やモンゴル企業による製品紹介等を通じ、ビジネス分野における交流促進が図られた。

９月、林幹雄衆議院議員は、衆議院日本・モンゴル友好議員連盟会長として同会所属議員４名を帯同し、衆議院モンゴル訪問議員団（公式派遣）としてモンゴルを訪問した。同議員団はモンゴル要人等との間で率直な意見交換を行ったほか、同議員団に日本から同行した民間企業関係者も参加する形で、モンゴル・日本商工会議所との意見交換や日本産品の試食会を開催する等、両国関係の強化・深化に大きく貢献した。

工学系高等教育機関の機能強化に関し、平成 29 年は、学生 95 名、教員 23 名の計 118 名が日本の大学・高専等へ留学し、工学系高等教育の機能強化につながることが期待される。また、12 月、チンゾリグ労働・社会保障相が訪日し、加藤厚生労働大臣との間で、技能実習生の送り出しや受入れに関する約束を定めることにより、技能実習制度を通じて日本からモンゴルへの技能等の移転を適正かつ円滑に行い、国際協力を推進する目的で、技能実習に関する協力覚書に署名を行った。

平成 30 年２月、ツォグトバータル外相の訪日に合わせ、ジェトロにおいてモンゴルビジネスフォーラムが行われ、モンゴル経済の現状や投資環境について、同相の基調講演やモンゴル企業によるプレゼンテーションを通じて紹介された。

４　10 月、モンゴルで実施されている二国間クレジット制度（JCM）プロジェクトにつき、日本政府は２回目の JCM クレジット（注）を発行した。

（注）二国間クレジット制度（JCM）は、途上国への優れた低炭素技術等の普及を通じ、日本からの温室効果ガス排出削減等への貢献を適切に評価し、日本の削減目標の達成に寄与する仕組みであり、同制度のもとで達成された温室効果ガス排出削減量が JCM クレジットに当たる。

平成 30 年度目標

１　日モンゴル経済連携協定の着実な実施を推進する。

２　「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」の実施を通じて、両国経済関係を拡大・深化させる。具体的には、貿易・投資のための官民合同協議会の開催等により、日本企業のモンゴル投資を側面支援すること、モンゴルの工学系高等教育機関の機能強化、日本への留学及び「モンゴル・日本人材開発センター」を通じた産業人材の育成を支援すること等を通じて協力していく。

施策の進捗状況・実績

二国間経済関係の強化に向けた以下の施策を実施した。

１　日モンゴル経済連携協定の着実な実施

９月にウラジオストク（ロシア）において行われた日モンゴル首脳会談において、安倍総理大臣から、日モンゴル経済連携協定の着実な実施の重要性を指摘した。

12 月、フレルスフ首相訪日を前に、日モンゴル経済連携協定に基づき設置された協力に関する小委員会第１回会合をウランバートルにて開催し、二国間の貿易を一層促進するため、両国がそれぞれ推進してきた取組や、今後の課題等について議論した。

12 月のフレルスフ首相訪日の際は、日モンゴル経済連携フォーラムが開催され、中小企業を含めたモンゴルに関心のある多数の日本企業に対して、両国の講演者から最新のモンゴル投資環境の状況やモンゴルにおけるビジネスの具体的な成功事例を紹介した。

２　「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」の実施を通じた両国経済関係の拡大・深化

12 月、フレルスフ首相訪日の機会に行われた日モンゴル首脳会談において、同中期行動計画の実施状況に係るレビューを実施し、産業多角化のための人材育成や活力ある経済関係の構築に向けた両国の取組に係る進捗状況を対外公表した。

また、同首相訪日の機会を活用し、東京において、第９回日本・モンゴル官民合同協議会を実施し、当省から辻外務大臣政務官等が出席した。両国の経済関係の深化を図るべく、カシミヤ産業等での協力事例紹介や、モンゴルでのビジネス展開における改善点や課題等につき積極的な意見交換を実施した。

工学系高等教育機関の機能強化に関し、平成 30 年は、学生 84 名、教員 17 名の計 101 名が日本の大学・高専等へ留学した。また、モンゴル・日本人材開発センターを通じた産業人材育成に関し、ビジネスコースに計 369 企業、延べ 969 名が参加した。

令和元年度目標

1　日モンゴル経済連携協定の着実な実施を推進する。

2　「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」の実施を通じた両国経済関係を拡大・深化させる。具体的には、第 10 回となる日本・モンゴル官民合同協議会の実施等を通じ、モンゴルにおける日本企業の活動を側面的に支援する。また、モンゴルの工学系高等教育機関の機能強化、日本への留学及び「モンゴル・日本人材開発センター」を通じた産業人材の育成を支援していく。

施策の進捗状況・実績

二国間経済関係の強化に向けた以下の施策を実施した。

1　日モンゴル経済連携協定の着実な実施

９月にモンゴル鉱山投資フォーラム（於：東京）、12 月に日本モンゴル・ビジネスフォーラム（於：東京）が開催され、日モンゴル経済連携協定の着実な実施、モンゴル進出日系企業の実例を踏まえた改善点、モンゴルの経済状況等について両国の官民関係者による活発な議論が行われた。経済産業省から関芳弘副大臣、外務省から辻清人外務大臣政務官、民間から小林洋一日本モンゴル経済委員会会長ほか、モンゴル外務省からツォグトバータル外相ほか及び多くのモンゴル政府・企業関係者が出席し、閉会時には、公式訪問中のフレルスフ首相が挨拶を行った。

2　「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」の実施を通じた両国経済関係の拡大・深化

６月、河野外務大臣は日本の外務大臣として約９年ぶりにモンゴルを訪問し、バトトルガ大統領及びフレルスフ首相へ表敬するとともに、ツォグトバータル外相との間で外相会談を行い、日本の円借款で建設された新ウランバートル国際空港について、日本とモンゴルの新しい協力のシンボルとなる案件であり、早期開港に向けて両国の官民が連携していくことを確認した。また、８月、ASEAN 関連外相会合に出席するためタイを訪問した河野外務大臣はツォグトバータル外相と会談し、日本企業連合が新ウランバートル国際空港の運営事業権を獲得した旨７月に発表したことを歓迎し、円滑な開港に向けて両国の官民が連携していくことを確認した。

９月、東方経済フォーラムに出席するためウラジオストクを訪問した安倍総理大臣は、バトトルガ大統領と会談し、新ウランバートル国際空港の円滑な開港に向けて両国の官民が連携していくことを確認した。10 月、安倍総理大臣は、即位礼正殿の儀に参列するため訪日したフレルスフ首相と会談し、新ウランバートル国際空港の円滑な開港に向けて両国の官民が連携していくことを確認した。

第 10 回日本・モンゴル官民合同協議会は、双方にとって都合の良い時期を調整した結果、令和２年度に開催することとなった。

工学系高等教育機関の機能強化に関し、令和元年度は、学生 83 名及び教員 21 名の計 104 名が日本の大学・高専等へ留学した。また、モンゴル・日本人材開発センターを通じた産業人材育成に関し、ビジネスコースに計 556 企業、延べ 927 名が参加した。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標４－５　日台実務関係の着実な進展

中期目標（--年度）

良好な日台関係を維持・発展させていく。

平成 29 年度目標

台湾は、民主、平和、法の支配といった基本的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する

我が国の重要なパートナーである。特に以下の取組を実施する。
１　経済分野での更なる協力の深化
２　文化交流等を通じた相互理解の深化

施策の進捗状況・実績
１　経済分野での更なる協力の深化については、公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会（注：５月から「亜東関係協会」は「台湾日本関係協会」に名称を変更した。）の間で、42 回目となる日台貿易経済会議を開催し、日台の経済貿易全般に関する幅広い分野について議論した。また、９月には、台湾が日本産牛肉の輸入を 16 年ぶりに解禁した。さらに、台湾における日本産食品への輸入規制緩和・廃止に向け、日本台湾交流協会を通じて、科学的根拠に基づかない輸入規制の撤廃・緩和を行うよう引き続き台湾側に対し繰り返し申し入れた。
２　文化関係では、公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間で、日台間の相互理解と友好親善を深めることを目的とした「文化交流の協力に関する覚書」が署名され、文化事業に関する相互協力がより一層強化されることとなった。

平成 30 年度目標
台湾は、民主、平和、法の支配といった基本的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の重要なパートナーである。特に以下の取組を実施する。
１　経済分野での更なる協力の深化
２　文化交流等を通じた相互理解の深化

施策の進捗状況・実績
１　経済分野での更なる協力の深化については、公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会の間で、11 月、43 回目となる日台貿易経済会議を開催し、日台の経済貿易全般に関する幅広い分野について議論し、「AEO 相互承認に係る日台民間取決め」を始めとした５本の取決め・覚書に署名した。また、第２回日台第三国市場協力委員会が実施され、日台企業による第三国協力の可能性がある市場及び産業分野について議論・意見交換が行われた。さらに、台湾における日本産食品への輸入規制緩和・廃止に向け、日本台湾交流協会を通じて、科学的根拠に基づかない輸入規制の撤廃・緩和を行うよう引き続き台湾側に対し繰り返し申し入れた。
２　公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間で、11 月、日台間の相互理解と知的交流を深めることを目的とした「日台若手研究者共同研究事業に関する協力覚書」が署名され、国際法、福祉、環境・エネルギー分野等における共同研究を実施することとなった。

令和元年度目標
台湾は、民主、平和、法の支配といった基本的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の重要なパートナーである。特に以下の取組を実施する。
１　経済分野での更なる協力の深化
２　文化交流等を通じた相互理解の深化

施策の進捗状況・実績
１　経済・文化分野での更なる協力の深化について、４月から日台ワーキングホリデー制度の査証発給枠を 5,000 件から１万件に拡大したほか、10 月、公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会の間で、44 回目となる日台貿易経済会議を開催した。同会議において、日台の経済貿易全般に関する幅広い分野について議論し、「有機食品の輸出入に関する協力の促進に関する覚書」を始めとした４本の取決め・覚書に署名した。
　第３回日台第三国市場協力委員会が実施され、日台企業による第三国協力の可能性がある市場及び産業分野について議論・意見交換が行われた。さらに、台湾における日本産食品への輸入規制緩和・廃止に向け、日本台湾交流協会を通じて、科学的根拠に基づかない輸入規制の撤廃・緩和を行うよう引き続き台湾側に対し繰り返し申し入れた。
２　日台若手研究者共同研究事業について、覚書に沿って、日台双方の研究者・専門家が①国際法、②福祉（少子・高齢化等）、③環境・エネルギー等に関する共同研究及び関連会合を実施した。また、日本と台湾の架け橋となる台湾高校生の知日派人材の育成及び日本に対する理解深化を目的とする台湾高校生日本留学事業については、23 名の台湾の高校生男女が第３期として８月より 11 か月間、訪日して日本の高校生の生活を体験している。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：b

測定指標４－６　日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数（電話会談を除く）								
	中期目標値	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		平成29･30･令和元年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
①日中 ②日モンゴル	－	①４ ②３	①７ ②２	①６ ②３	①10 ②３	①７ ②３	①11 ②４	b

測定指標４－７　中国遺棄化学兵器問題への取組（現地調査箇所数）								
	中期目標値	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		平成29･30･令和元年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	－	5	6	4	4	4	4	b

評価結果（個別分野４）

施策の分析

【測定指標４－１　日中における「戦略的互恵関係」の一層の深化に向けた取組（経済面以外）　＊】

1　平成 29 年度は、日中国交正常化 45 周年という節目の機会を捉えて首脳・外相を含むハイレベルでの対話が活発に行われ、日中関係改善の気運が大きく高まった一年となった。特に、11 月には、APEC 首脳会議（ダナン（ベトナム））及び ASEAN 関連首脳会議（マニラ（フィリピン））の機会を捉え、習近平国家主席及び李克強国務院総理との間で日中首脳会談が行われ、平成 30 年の日中平和友好条約締結 40 周年という節目を見据えた首脳往来や、国民交流の促進、経済関係の強化等について前向きな形で意見交換を行い、全面的な関係改善に向けた「新たなスタート」とも言うべき会談となった。実際、平成 30 年１月の外務大臣による約１年９か月ぶりの中国への二国間訪問や、各分野での政府間の対話関係につながったように、大いに意義のある取組が行われた一年となった。（平成 29 年度：日中・日モンゴル関係の推進（達成手段①））

2　平成 30 年度は、日中平和友好条約締結 40 周年という節目の機会を捉えて首脳・外相を含むハイレベルでの対話が活発に行われ、日中関係が正常な軌道に戻り、新たな発展を目指す段階へと入る一年となった。特に安倍総理大臣及び李克強国務院総理の両国首脳間の相互往来が実現したことは大きな成果だと言える。取り分け５月の、李克強国務院総理との日中首脳会談では、李克強国務院総理から安倍総理大臣に対して年内訪中について招請があり、両首脳がその後の習近平国家主席の訪日へと着実にハイレベルの往来を積み重ねることで一致したことは、10 月の安倍総理大臣による中国訪問につながったことを含め、首脳・外相レベルでの意思疎通が増加したのみならず、政府間の実務レベルでの意思疎通の強化にもつながった。こうした日中間の意思疎通は国際約束・覚書の署名や、政治・安全保障、外交、文化・国民交流などの様々な分野で数多くの成果につながった。（平成 30 年度：日中・日モンゴル関係の推進（達成手段①））

3　令和元年度は、平成 29 年度、平成 30 年度と首脳・外相を含むハイレベルでの対話が、首脳・外相間の相互往来を含め活発に行われ、完全に正常な軌道に戻った日中関係を新たな段階へ押し上げ、「日中新時代」を切り開く上での重要な一年となった。特に、６月のＧ20 大阪サミットの際には、習近平国家主席が来日、12 月の日中韓サミットの際には安倍総理大臣が訪中するなど、両首脳の相互往来が実現したことや外相間での定期的な意思疎通が行われたことは、二国間及び地域・国際社会の懸案についてしっかりと意思疎通を行うことを通じ、前向きな成果の確保や協力の深化という観点から、有意義であった（令和元年度：日中・日モンゴル関係の推進（達成手段①））。

　令和元年６月に、習近平国家主席が、Ｇ20 大阪サミットへ出席するため、国家主席としては平成 22 年以来約９年ぶりに訪日した。日中首脳会談では、両首脳は、平成 30 年の首脳相互往来を通じて日中関係が正常な軌道に戻り、新たな発展を得つつあることを確認するとともに、「日中新時代」を切り開いていくとの決意を共有した。そして、両首脳は、永遠の隣国として、恒常的かつ緊密な意思疎通を行うため、首脳を含むハイレベルの相互往来・対話を強化していくこと、そのための次の重要なステップとして、安倍総理大臣は、令和２年春の習近平国家主席の国賓としての訪日を招請し、習近平国家主席はこれを原則として受け入れた。本会談では、習主席の来春の国賓としての訪日実現で一致したことを始め、海洋・安全保障、経済、国民交流・領事、地球規模課題、北朝鮮等、様々な分野

において、具体的な協力を確認できたことは大きな成果だと考える。
令和２年３月、習近平国家主席の国賓訪日について、双方は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を最優先する必要があり、また習近平国家主席の国賓訪日を十分成果が上がるものとするため、双方の都合が良い時期に行うということで改めて調整していくこととなったが、こうした重要な判断も、二国間でしっかりと意思疎通を行い認識が一致できたことは、最近の日中関係が新たな発展を得つつあることの現れであるとも考えられる。いずれにせよ、習主席の国賓訪日については、各種懸案事項において具体的な協力を確認し、日中両国が地域・国際社会が直面する課題に、共に責任を果たしていくことを内外に示す機会にしていく。（令和元年度：日中・日モンゴル関係の推進（達成手段①）

【測定指標４－２　日中における「戦略的互恵関係」の一層の深化に向けた取組（経済面）　＊】

日中関係改善の気運が大きく高まった平成 29 年度には、7 月及び 11 月の日中首脳会談を始め活発な首脳・外相レベルの対話を通じ、経済面の協力を更に発展させ、金融、観光、貿易、環境・省エネ等、各分野の協力を一層深化させていくことで一致したほか、11 月には日中経済パートナーシップ協議次官級会合が開催（於：北京）され、「５つの協力分野」を含む日中二国間の課題・協力、多国間の課題・協力等につき幅広い意見交換が行われた。

日中平和友好条約締結 40 周年の節目の年となった平成 30 年度には、第４回日中ハイレベル経済対話の開催（４月）や国務院総理の日本への公式訪問（５月）が実現（共に平成 22 年以来約８年ぶり）し、新技術や急速な少子高齢化への対応の中での新たな協力分野の開拓、自由経済貿易体制の維持・推進のための、国際ルールに基づく、自由で開かれた、公正な経済秩序の構築、第三国における協力や地球規模課題への対応等について一致した。さらに、同年 10 月の安倍総理大臣訪中の際には（多数国間会議への出席を除き、日本の総理大臣として約７年ぶりの訪中）、第三国民間経済協力、イノベーション及び知的財産に関する新たな日中対話、金融協力の進化等で多くの成果が得られたことを歓迎し、日本産食品の輸入規制解除の早期実現を改めて要請した。

令和元年度には、４月に、次官級の日中経済パートナーシップ協議及び第１回日中イノベーション協力対話を開催した後、閣僚級の第５回日中ハイレベル経済対話が行われ、マクロ経済政策、二国間経済協力及び交流、日中ハイレベル経済対話の下での重要な協力（日中第三国市場協力や日中イノベーション協力対話）、地域・世界経済及び地球規模課題への対応などについて幅広い議論が行われた。６月には、習近平国家主席が国家主席就任後初訪日（G20 大阪サミット）し、国際スタンダードの下、第三国市場、イノベーション及び知的財産保護、食品・農産品を含む貿易・投資、金融・証券、医療・介護、省エネ・環境、観光交流など、潜在力のある分野における互恵的な実務協力を強化するとともに、自由で公正な貿易体制を発展させていくことで一致した。さらに、同年 12 月の安倍総理大臣訪中（日中韓サミット）の際にも、経済・実務協力など様々な分野の協力を更に強化していくことで一致した。

上記に代表されるこの３年度を通じた成果は、日中経済関係の強化を通じた我が国の経済的利益の追求の観点から非常に有意義であった。このような成果に加え、首脳会談を始めとする累次の機会を捉え、日中経済関係の更なる深化及び中国経済の持続的発展の観点から、知的財産保護の強化、強制技術移転や市場歪曲的な産業補助金等の是正を始めとする、中国市場の開放や公平、公正なビジネス環境の構築のための実効的措置を要請した。中国による日本産食品の輸入規制問題についても、首脳レベルを含め累次の機会に規制解除を要請し、令和元年には、「動物の衛生及び検疫における協力に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」（日中動物衛生検疫協定）への署名（11 月）、中国当局による日本産牛肉の輸入解禁令の公布（12 月）などの一定の進展があった。また、コメの輸出拡大及び牛肉の輸出再開の実現に関しても、首脳・外相会談等の機会に中国側の前向きな対応を強く求めてきている。

特に、令和元年 11 月の日中動物衛生検疫協定の署名は、日本産牛肉の対中輸出再開に向けた重要な最初のステップであり、日本産牛肉などの畜産物の対中輸出再開の早期実現に向け非常に有益であった。

年金保険料の二重払いの問題を解決することを目的として交渉が進められてきた、日・中社会保障協定について、平成 29 年度に実質合意に至り、平成 30 年の李克強国務院総理訪日の際（５月）に安倍総理大臣及び李克強国務院総理の立ち会いの下、署名が行われ、令和元年９月に発効した。この協定の発効により、企業、駐在員等の負担が軽減され、日中両国の経済交流及び人的交流が一層促進されることが期待される。（平成 29・30・令和元年度：日中・日モンゴル関係の推進（達成手段①））

【測定指標４－３　日モンゴル関係の着実な進展（経済面以外）】

平成 29 年３月に両国外相間で署名した「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」に沿って、平成 29 年度、平成 30 年度及び令和元年度の３年間にわたり、自由・民主主義・基本的人権・法の支配等の普遍的価値を共有するモンゴルとの間で、様々な分野の協力を推進してき

た。特に、平成30年12月のフレルスフ首相訪日に際して行われた日モンゴル首脳会談において、両首脳は共同声明を発表するとともに、平成29年３月に両国外相間で署名した「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画（2017－2021年）」の進捗状況を確認したファクトシートを発出したことは、今後も両国の「戦略的パートナーシップ」を強化していくモメンタムを維持していく上で有益だった。（平成30年度：日中・日モンゴル関係の推進（達成手段①））

また、多国間の取組として、平成29年度、平成30年度及び令和元年度の３年間、第２回～第４回の日米モンゴル協議を実施したことは、日米両国が基本的価値及び戦略的利益を共有する同盟国であること、米国とモンゴルが「戦略的パートナーシップ」関係にあること、そして日本とモンゴルもまた「戦略的パートナーシップ」にあることを改めて確認し、３か国がアジア太平洋地域の平和と繁栄の確保のため協力していくことを確認する上で効果があった。（平成29・30・令和元年度：日中・日モンゴル関係の推進（達成手段①））

【測定指標４－４　日モンゴル関係の着実な進展(経済面)】

平成29年３月に日モンゴル政府間で策定した「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」の下、同年12月に総額320億円を限度とする円借款「財政・社会・経済改革開発政策借款」に関する交換公文の署名及び書簡の交換を行ったことは、自由・民主主義・基本的人権・法の支配等の普遍的価値を共有する両国が、「戦略的パートナーシップ」を更に発展・強化させていく上で非常に有益だった。

また、平成30年12月にフレルスフ首相が来日した際に行われた日モンゴル首脳会談において、同中期行動計画の実施状況に係るレビューを実施し、産業多角化のための人材育成や活力ある経済関係の構築に向けた両国の取組に係る進捗状況を対外公表したことは、同中期行動計画に沿った二国間関係発展のモメンタムを維持する効果があった。

令和元年７月には、日本企業連合が新ウランバートル国際空港の運営事業権を獲得した旨発表し、円滑な開港に向けて両国の官民が連携していくことを確認することで、二国間関係発展に向けて気運を更に盛り上げていく効果を果たした。（平成29・30・令和元年度：日中・日モンゴル関係の推進（達成手段①））

【測定指標４－５　日台実務関係の着実な進展】

日本台湾交流協会の各種施策効果等により、我が国の東北地区を訪問する台湾住民の数が平成27年から平成30年までの間に約３倍となるなど、台湾からの訪日観光客数が着実に増加しているほか、令和元年の日台貿易額も平成27年との比較で15％（約90億ドル）増となり、経済関係も良好な発展を遂げている。また、日本台湾交流協会が平成31年２月に行った世論調査において、日本に親しみを感じると答えた台湾住民が70％に達するなど、台湾社会における対日感情は引き続き良好である。

平成29年度は、５月、台湾側の窓口機関の亜東関係協会が「台湾日本関係協会」に名称を変更したほか、BSE問題で平成13年から禁輸されていた日本産牛肉の輸入を台湾が16年ぶりに解禁し、順調に輸入量が増加するなど、双方の実務・経済関係が更に強化された。また、平成30年１月に日本台湾交流協会台北事務所に広報文化部を新設し、インターネット等を通じた台湾向け政策広報が全面的に強化された。

平成30年度は、11月、「日台若手研究者共同研究事業に関する協力覚書」が署名され、国際法、福祉、環境・エネルギー分野等における共同研究を実施することとなり、日台間の相互理解と知的交流が一層促進されたほか、台湾の介護士・ケアワーカー等に日本で研修させる「日台介護・福祉関係者交流事業」が開始され、日台共通課題における相互理解の促進と日本のヘルスケア産業の台湾進出を後押しした。

令和元年度は、４月から日台ワーキングホリデー制度の査証発給枠を5,000件から１万件に拡大したことで日台民間交流の裾野が拡大する上で一定の効果があった。10月、公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会の間で開催された日台貿易経済会議において、「有機食品の輸出入に関する協力の促進に関する覚書」を始めとした４本の取決め・覚書に署名したことで今後有機食品の輸出加速が見込まれ、経済分野での協力を更に深化させる観点から有意義であった。

また、第３回日台第三国市場協力委員会が実施されたことにより、更なる実務協力の推進が期待されることとなった。（平成29・30・令和元年度：アジア友好促進補助金（達成手段②））

他方、日本台湾交流協会を通じて、台湾における日本産食品への輸入規制緩和・廃止に向け、科学的根拠に基づかない輸入規制の撤廃・緩和を行うよう引き続き台湾側に対し繰り返し申し入れたが解決には至っていない。

【測定指標４－６　日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数(電話会談を除く)】

中国との首脳、外相会談の実施回数については、日中関係改善の流れの中で、平成 29 年度７回、平成 30 年度 10 回、令和元年度 11 回と着実に増加し、いずれの年度も目標値を上回った。背景としては、両国において、会談のニーズがあったことに加えて、平成 29 年が日中国交正常化 45 周年、平成 30 年が日中平和友好条約締結 40 周年という節目の機会という節目の機会であったことも首脳・外相を含むハイレベルでの対話が活発に行われ、日中関係改善の気運が大きく高まった一年になった要因だと考えられる。モンゴルについては、平成 29 年度は、目標値の３回を下回る結果となったが、平成 30 年度及び令和元年度は目標値を達成した。

平成 29 年度は、特に、11 月の二度の日中首脳会談に続き、日中平和友好条約締結 40 周年がスタートするタイミングで河野外務大臣の訪中が実現したことは有意義であり、その後の日中関係の発展や首脳往来の実現に向けて大きな弾みとなる訪問になった。（平成 29 年度：日中・日モンゴル関係の推進（達成手段①））

平成 30 年度は、日中平和友好条約締結 40 周年という節目の機会を捉えたハイレベルでの対話が活発に行われ、特に、李克強国務院総理が、国務院総理として８年ぶりに日本を公式訪問し、日中関係が正常な軌道に戻り、新たな発展を目指す段階へと入ったことを示す１年となった。（平成 30 年度：日中・日モンゴル関係の推進（達成手段①））

令和元年度は、平成 30 年度に引き続き、首脳・外相を含むハイレベルでの対話が活発に行われ、特に、安倍総理大臣及び習近平国家主席の両国首脳間の相互往来が実現したこともあり、完全に正常な軌道に戻った日中関係を新たな段階へ押し上げ、「日中新時代」を切り開いていく一年となった。（令和元年度：日中・日モンゴル関係の推進（達成手段①））

また、モンゴルについては、両国間の往来だけでなく、８月にタイで開催された ASEAN 関連外相会合の際に両国外相の日程調整が一致した結果、目標実施回数を超える計４回の首脳・外相会談を実施することができ、「戦略的パートナーシップ」の更なる発展に資する首脳・外相間の意思疎通を重ねることとなり、有意義だった。（令和元年度：日中・日モンゴル関係の推進（達成手段①））

【測定指標４－７　中国遺棄化学兵器問題への取組（現地調査箇所数）】

現地調査では、通報を受けて直ちに計画にない緊急調査を実施することもあり、また、化学兵器の埋設量が想定以上に多く、かつ、埋設状況が複雑であったりするなど想定し得ない事態が発生することもあるが、相手国や関係府庁との丁寧かつ緊密な調整・連携等により、平成 29 年度、平成 30 年度、令和元年度と、調査箇所数の目標値を達成することができた。中国における遺棄化学兵器の早期廃棄義務を誠実に履行する上で目標値の達成は極めて重要であり、また、現地調査の実施に不可欠である中国側の積極的な協力を今後も得つつ着実に事業に取り組んでいく上で極めて有意義だった。（平成 29・30・令和元年度：中国遺棄化学兵器問題への取組（達成手段③））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）**】**

１　東シナ海を隔てた隣国である中国との関係は、日本にとって最も重要な二国間関係の一つであり、両国は緊密な経済関係や人的・文化的交流を有している。令和元年度は、平成 30 年度に引き続き、首脳・外相を含むハイレベルでの対話が活発に行われ、完全に正常な軌道に戻った日中関係を新たな段階へ押し上げ、「日中新時代」を切り開いていく一年となった。日中両国は、地域と世界の平和と繁栄に、共に大きな責任を有している。その責任をしっかりと果たしていくことが、現在の地域の状況において、国際社会から強く求められている。これらを踏まえて施策目標を修正し、首脳間の往来に加え、あらゆる分野での交流を深め、広げることで日中新時代の成熟した二国間関係を構築していく。

２　モンゴルは、日本と普遍的価値を共有する地域の重要なパートナーであり、引き続き「戦略的パートナーシップ」として位置付けた友好的な両国関係を、真に互恵的なものとするべく一層強化していく。今後も引き続き、平成 29 年３月に外相間で署名した「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画（2017－2021 年）」に沿って着実に二国間関係を強化し、両国の「戦略的パートナーシップ」を発展させるべく取り組んでいく。

【測定指標】

４－１　「日中新時代」に向けた取組（経済面以外）　＊

１　令和元年６月の日中首脳会談を踏まえ、測定指標名、及び、中期目標を変更し、首脳・外相を含むハイレベルでの往来を積み重ね、懸案を適切に処理しながら、協力を一層発展させ、日中関係を新たな段階へ押し上げ、「日中新時代」を切り開いていくことを目標とする。６月のＧ20 大阪サミットの際の日中首脳会談で安倍総理大臣が令和２年春の習近平国家主席の国賓としての訪日を招請し、習近

平国家主席はこれを原則として受け入れたが、令和２年３月には、習近平国家主席の国賓訪日について、双方は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を最優先する必要があり、また習近平国家主席の国賓訪日を十分成果が上がるものとするため、双方の都合が良い時期に行うということで改めて調整していくこととなった。中国国家主席の訪日は十年に一度のことで、十分な成果を上げるものとする必要があり、この観点から、日中間で引き続き関連の状況全体を見ながら、外交当局間で緊密に意思疎通していく必要がある。

２　６月のＧ20 大阪サミットの際の習近平国家主席との日中首脳会談において、両首脳は、人的・文化交流に関するハイレベルの対話枠組みを年内に立ち上げることで一致した。本合意を踏まえ、11 月、茂木外務大臣を日本側議長、王毅国務委員兼外交部長を中国側議長とする「第１回日中ハイレベル人的・文化交流対話」が東京にて開催された。次回開催に向けて引き続き、日中間で緊密に意思疎通していく。

４－２　「日中新時代」に向けた取組（経済面）　＊

平成 30 年の首脳相互往来を通じて日中関係が正常な軌道に戻り、新たな発展を得つつあることを確認するとともに、「日中新時代」を切り開いていくとの決意を両首脳で共有して以来、最近の首脳及び外相会談で「「日中新時代」を切り開く」と強調されていることから、測定指標名とともに、令和２年度からの中期目標を「「日中新時代」を切り開いていくため、日中両国間の経済・実務協力等様々な分野の協力を更に強化していく。」に変更する。

令和元年には日中ハイレベル経済対話や日中パートナーシップ協議などの各種経済対話が開催されたことを踏まえ、それらの対話で議論された各分野（貿易投資、金融、観光、環境・省エネ、に加え、医療・介護、イノベーション、知的財産等）における双方に利益となる実務協力を引き続き力強く推進していく。

４－３　日モンゴル関係の着実な進展（経済面以外）

「戦略的パートナーシップ」の更なる発展に向け、幅広い分野における協力を強化していくとの中期目標達成に向け、引き続き、「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画（2017－2021 年）」に沿って着実に二国間関係を強化し、両国の「戦略的パートナーシップ」を発展させるべく取り組んでいく。

ハイレベル交流の維持・強化、既存の各種政府間対話の開催を通じた戦略的関係の強化、文化・人的交流の推進を継続していく。

IMF の対モンゴル支援プログラムは令和２年５月に予定どおり終了することが見込まれている一方、モンゴル政府は新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため厳しい防疫措置を採っており、経済活動に甚大な影響を及ぼしている。モンゴル政府から支援を求める声が寄せられる場合には、日本政府として適切に対応していく。

４－４　日モンゴル関係の着実な進展（経済面）

「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」 は、経済面においては、「日・モンゴル EPA の着実な運用等によるモンゴル国の投資・ビジネス環境の整備」、「モンゴル国の経済の多角化に対する協力」、「より活力ある両国経済関係構築に向けた協力」を柱に経済関係の一層の強化を図ることを目標としているため、引き続き、日・モンゴル EPA の着実な実施、同行動計画の実施を通じた両国経済関係の拡大・深化を図る。また、新ウランバートル国際空港は、令和２年夏の開港を目指してモンゴル政府及び日本企業連合が準備を進めており、引き続き両国の官民による緊密な連携を維持し、円滑な開港の実現を目指す。

４－５　日台実務関係の着実な進展

今後とも、良好な日台関係を維持・発展させていくとの中期目標達成に向け、経済分野での更なる協力の深化や文化交流を通じた相互理解の進展の深化等の取組を進める。特に、日台貿易経済会議や日台第三国市場協力委員会を通じた交流促進を図るほか、オリンピック、パラリンピックのホストタウンを通じた日台地方間の交流を深める。更に、台湾における日本産食品への輸入規制緩和・廃止に向け、台湾側に対し繰り返し申し入れたが、問題解決には至っていないところ、平成 30 年 11 月実施の公民投票の法的効果が切れる令和２年 11 月末以降の早期解決に向けて、台湾側各界への働きかけを強化する。

４－６　日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数（電話会談を除く）

ハイレベルの会談数は、中国及びモンゴルとの関係強化という施策の進捗を把握する上で有益であり、引き続き取り組んでいく。

中国との首脳、外相会談の実施回数については、令和２年度も引き続き首脳・外相を含むハイレベルでの対話を活発に行い、完全に正常な軌道に戻った日中関係を新たな段階へ押し上げ、「日中新時代」を切り開いていくため、過去の目標値や実績値、両国間の外交日程等を踏まえ目標値を設定する。

また、モンゴルについては、引き続き平成 29 年３月に外相間で署名した「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画（2017－2021 年）」に沿って着実に二国間関係を強化し、両国の「戦略的パートナーシップ」を発展させるべく取り組んでいくため、過去の目標値や実績値、両国間の外交日程等を踏まえ目標値を設定する。

４－７　中国遺棄化学兵器問題への取組（現地調査箇所数）

中国政府から通報があったにもかかわらず現地調査ができていない化学兵器（吉林省、黒竜江省等）を極力減少させ、また、至急対応する必要がある緊急案件に迅速に対応することが、遺棄化学兵器の廃棄完了達成に資するものであるところ、引き続き現地調査を実施する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
　中国
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/index.html）
　モンゴル
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mongolia/index.html）
・令和２年版外交青書（外交青書 2020）
　第２章　第１節　アジア・太平洋　３　中国・モンゴルなど

個別分野５　タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化

施策の概要

１　我が国とメコン河流域５か国(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマー)との間において、政府間の要人往来を始め、政治・経済・文化等多岐にわたる二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進する。

２　各種の経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、地域全体の安定と発展を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会施政方針演説(平成 31 年１月 28 日)
　五　戦後日本外交の総決算
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）
・「日メコン協力のための東京戦略 2018」及びその別添（「SDGs を推進するための日メコン協力プロジェクト」、「自由で開かれたインド太平洋を実現するための我が国の政策との相乗効果が期待される日メコン協力」及び「ACMECS マスタープランに関連した日本の現在進行中及び可能性のある協力プロジェクト」）（平成 30 年 10 月９日に開催された第 10 回日本・メコン地域諸国首脳会議にて採択）

測定指標５－１　要人往来等を通じた二国間関係の強化　＊

中期目標（--年度）

様々なスキームを通じての各種会談・協議等を実施し、各国との二国間関係を強化する。

平成 29 年度目標

１　首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する。(毎年全てのメコン各国と、首脳・外相会談を実施)

２　第９回日メコン首脳会議及び第 10 回日メコン外相会議を開催し、「新東京戦略 2015」及び「行動計画」のフォローアップ、「日・メコン連結性イニシアティブ」の推進を行う。

３　議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。

４　日メコン官民協力・連携促進フォーラムの開催を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

施策の進捗状況・実績

１　首脳・外相を始めとする高いレベルでの意見交換

（１）カンボジア

８月、フン・セン首相訪日の機会に首脳会談が行われ、二国間関係を様々な分野で強化することで一致するとともに、地域・国際社会における喫緊の課題につき意見交換を行ったほか、５月に岸外務副大臣、10 月に堀井巌外務大臣政務官、平成 30 年１月に中根外務副大臣、３月に薗浦総理大臣補佐官がプノンペンを訪問し、それぞれ政府要人と高いレベルでの意見交換を行った。

（２）ラオス

安倍総理大臣は、６月、国際会議に出席するため訪日したトンルン首相との間で首脳会談を行い、ラオスに対する人材育成・財政安定化支援や、「日ラオス開発協力共同計画」の着実な実施などについて確認した。また、岸田外務大臣は、トンルン首相の訪日に随行したサルムサイ外相との間で３度目となる外相会談を行ったほか（過去の２回は平成 28 年５月及び７月)、河野外務大臣も、平成 30 年３月、就任後、初となる外相会談を、訪日したサルムサイ外相との間で実施した。また小田原外務大臣政務官（７月)、堀井巌同政務官（９月)、薗浦総理大臣補佐官（平成 30 年２月）が相次いでラオスを訪問し、首相表敬を含む政府要人と高いレベルでの意見交換を行った。

（３）ミャンマー

８月に岸外務副大臣、９月に堀井巌外務大臣政務官、11 月に中根外務副大臣、平成 30 年１月に河野外務大臣、２月に薗浦総理大臣補佐官、３月に堀井巌外務大臣政務官がミャンマーを訪問し、政府要人との意見交換を行った。12 月、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）フォーラム出席のため訪日したティン・チョウ大統領との間で首脳会談を行い、ミャンマーの民主的国造りのための支援やラカイン州情勢などについて協議した。

（４）タイ

平成 29 年は日タイ修好 130 周年を迎え、両国の緊密な友好関係と更なる協力促進の重要性が周年事業の実施やハイレベル交流を通じて再確認される年となった。

具体的には、訪日したソムキット副首相及びドーン外相による安倍総理大臣表敬がそれぞれ行われ、国内外において日タイ外相会談が３回実施されたほか、６月には、東京で第３回ハイレベル合同委員会が実施され、ソムキット副首相等を始めとする多数の閣僚が訪日した。

主な成果としては、外相会談において、北朝鮮に対する圧力強化の重要性に関し一致したほか、第３回ハイレベル合同委員会においてタイの東部経済回廊（EEC）の開発、インフラ輸出等に関する協力を含む７つの協力覚書が交換された。

（５）ベトナム

４月のズン計画投資相の訪日、５月のミン副首相兼外相の訪日、６月の公式実務訪問賓客としてのフック首相の訪日、11 月ベトナム APEC 開催時に安倍総理大臣、河野外務大臣の訪問、平成 30 年１月の中根外務副大臣の訪問等、ハイレベルでの緊密な意見交換が行われた。６月のフック首相訪日の際には、二国間関係や地域・国際社会における協力（ASEAN、APEC、TPP、北朝鮮問題等）に関する「日本とベトナムの広範な戦略的パートナーシップの深化に関する共同声明」を発出した。

２　「新東京戦略 2015」及び「行動計画」のフォローアップ、「日・メコン連結性イニシアティブ」の推進

８月、マニラ（フィリピン）において、第 10 回日メコン外相会議が開催され、河野外務大臣が出席し、議長を務めた。会議終了後に発出された共同声明では、「新東京戦略 2015」の第一の柱である産業基盤インフラの整備及び「ハード連結性」の強化に関し、日メコン連結性イニシアティブの下で、日本がアジア開発銀行等の機関と連携して、「質の高いインフラパートナーシップ」及び「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を着実に実施していることが評価された。それに加えて、同戦略の第二の柱である通関の円滑化や産業人材育成といった「ソフト連結性」の強化のための取組についても、日本とタイによるメコン地域における産業人材育成に関する協力覚書への署名に代表されるように、着実に実施されていることが歓迎された。

また、11 月、マニラにおいて、第９回日本・メコン地域諸国首脳会議が開催され、安倍総理大臣が出席し、議長を務めた。会議終了後に発出された共同声明では、「「新東京戦略 2015」の実現のための日・メコン行動計画」、「日・メコン連結性イニシアティブ」及び「メコン産業開発ビジョン（MIDV)」とその行動計画といった具体的な計画によって支えられる「新東京戦略 2015」の実施が進捗していることが高く評価された。

３　議会間、議員間交流

カンボジアとは、８月、フン・セン首相訪日の機会に、日メコン友好議員連盟の塩谷立会長ほかが表敬訪問を行い、また、日カンボジア友好議員連盟の今村雅弘幹事長、小渕優子事務局長ほかとの昼食会も行われた。ラオスとは、５月、日ラオス友好議員連盟の土屋品子幹事長及び小渕優子事務局長が共に訪問し、トンルン首相表敬などを実施し、またトンルン首相の訪日時（６月）やラオス政府の副大臣、副知事級 20 名が JICA 研修で訪日した際（12 月)、議員連盟主催の歓迎会が開催された。ミャンマーとは、５月、自民党司法制度調査会及び山本幸三日ミャンマー友好議員連盟幹事長等が訪問した。タイとは、12 月、超党派９名から成る国会議員団がタイを訪問し、ソムキット副首相及びドーン外相との会談、スラチャイ国家立法議会副議長及びタイ側友好議員団との交流を実施した。同月には、山本一太参議院議員もタイを訪問した機会を捉えてタイ側友好議員団と交流した。ベトナムとは、衆議院議長として 15 年ぶりの訪問となる、５月の大島衆議院議長の訪問、８月の自民党青年局の訪問、同月のチン・越日友好議員連盟会長の訪日等を実施した。以上の取組により、議会間、議員間交流の深化が図られた。

４　日メコン官民協力・連携促進フォーラムの開催を通じた民間の人的・知的交流の推進

平成 22 年から毎年開催していた本フォーラムではあるが、平成 29 年はメコン地域諸国との日程の調整がつかず、開催することができなかった。しかしながら、JENESYS を通じたメコン諸国との人的・知的交流や、日タイ外交関係 130 周年の機を捉え、日タイ修好 130 周年記念コンサートなどの交流を実施した。

平成 30 年度目標

１　首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する（毎年、全てのメコン各国と、首脳・外相会談を実施)。

２　第 10 回日メコン首脳会議及び第 11 回日メコン外相会議を開催し、「新東京戦略 2015」及び「行動計画」のフォローアップ、「日・メコン連結性イニシアティブ」の推進を行う。

３　議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。

４　日メコン官民協力・連携促進フォーラムの開催を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

施策の進捗状況・実績

1　首脳・外相を始めとする高いレベルでの意見交換

（1）カンボジア

平成 30 年は外交関係樹立 65 周年の年であり、ハイレベルでの活発な交流・意見交換や、「絆フェスティバル 2018」等の周年行事の実施等を通じ、両国のあらゆる分野における友好協力関係の促進の重要性を再確認した。具体的には、10 月、フン・セン首相訪日の機会に首脳会談が行われたほか、４月には河野外務大臣がプノンペンを訪問、９月にはプラック・ソコン副首相兼外務国際協力相が訪日したことで、外相相互訪問が実現した。このほか、第三国でのハイレベル間の交流も活発に行われた（ASEAN 関連外相会議（８月）での外相会談、世界経済フォーラム ASEAN 会合（９月）での河野外務大臣によるフン・セン首相表敬、辻外務大臣政務官によるプラック・ソコン副首相兼外務国際協力相表敬（平成 31 年２月）ほか)。

（2）ラオス

安倍総理大臣は、６月及び 10 月、訪日したトンルン首相と首脳会談を行い、ラオスに対する人材育成、不発弾除去、財政安定化に係る支援や、「日ラオス開発協力共同計画」の着実な実施について確認した。また、河野外務大臣は、４月、就任後初めてラオスを訪問し、サルムサイ外相と外相会談を行ったほか、６月には訪日した同外相と再度外相会談を実施した。８月には中根外務副大臣がラオスを訪問し、副首相表敬を含む政府要人と高いレベルでの意見交換を行った。

（3）ミャンマー

６月にチョウ・ティン・スエ国家最高顧問府大臣が訪日したほか、７月に河野外務大臣が、平成 31 年１月に阿部外務副大臣がミャンマーを訪問し、二国間関係のほか、ラカイン州情勢や少数民族和平等に関する意見交換を行った。また、10 月、日メコン首脳会議への出席のため、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問が訪日し、安倍総理大臣との間で、ミャンマーの民主的国造りのための支援やラカイン州情勢などの諸課題につき、意見交換を行った。

（4）タイ

10 月の日メコン首脳会議開催の際には、プラユット首相就任後、４度目となる訪日が実現し、日タイ首脳会談において、タイの政治情勢、メコン地域協力、地域情勢等について議論した。７月にはソムキット副首相等を始めとする多数の閣僚が訪日し、安倍総理大臣表敬を行ったほか、第４回日タイ・ハイレベル合同委員会を開催し、菅官房長官を始めとする関係閣僚と、環太平洋パートナーシップ協定（TPP11)、日タイ経済連携協定（JTEPA)、東アジア地域包括的経済連携（RCEP)、タイランド 4.0 のための産業連携とタイ東部経済回廊（EEC)、鉄道協力、日タイの地域と地域の協力等につき意見交換を実施し、共同プレス声明を発表した。

また、日本側からも、６月、河野外務大臣がタイを訪問し、プラユット首相表敬及び日タイ外相会談を実施し、タイの政治情勢、日メコン協力、地域情勢等について意見交換を行ったほか、ドーン外相と共にバンコクにおいて第３回パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合(CEAPAD)閣僚級会合を開催した。また、５月に中根外務副大臣が、６月に宮越総理大臣補佐官がタイを訪問し、政府の要人との高いレベルでの意見交換を行った。平成 31 年２月には薗浦総理大臣補佐官がタイを訪問し、我が国自衛隊が参加する多国間共同訓練「コブラゴールド」を視察し、邦人保護措置訓練の視察を行った。

（5）ベトナム

外交関係樹立 45 周年であり、５月のチャン・ダイ・クアン国家主席（９月に現職のまま逝去）の国賓訪日は、滞在中の安倍総理大臣との首脳会談において「広範な戦略的パートナーシップ」を更に促進するための共同声明を発表する等、両国関係の強化を象徴する訪日となった。８月には中根外務副大臣がベトナムを訪問し、ハノイでミン副首相兼外相ほかと会談を行ったほか、ホーチミンでも政府要人との会談を実施した。９月には河野外務大臣がベトナムを訪問し、日越協力委員会第 10 回会合を開催した。10 月には日メコン首脳会議開催の際にフック首相が訪日し、首脳会談を実施し、二国間関係のほか、北朝鮮や南シナ海を始めとする地域・国際情勢等について議論した。

2　「新東京戦略 2015」及び「行動計画」のフォローアップ、「日・メコン連結性イニシアティブ」の推進

４月に「日・メコン連結性イニシアティブ」の第３回シニア・レベル・ワーキング・グループ（SLWG)を開催し、連結性強化を始めとする「新東京戦略 2015」の下での日メコン協力をレビューした。８月にシンガポールにおいて第 11 回日メコン外相会議を、10 月に東京において第 10 回日メコン首脳会議を開催した（注：「新東京戦略 2015」及び「行動計画」のフォローアップ等については、測定指標５－３参照)。

3　議会間、議員間交流

メコン各国への訪問については、７月に日メコン友好議連の塩谷立会長ほかがミャンマー及びベトナムを、日ミャンマー友好議連の逢沢一郎会長ほかがミャンマーを訪問した。９月には日ベトナム友

好議連会長の二階俊博会長が総理特使として故クアン・ベトナム前国家主席の国葬に出席、12 月には塩崎恭久日タイ友好議連会長がタイを、日ラオス友好議連の河村建夫会長ほかがラオス及びカンボジアを訪問した。このほか、衆議院予算委員会公式派遣（８月、ラオス、ベトナム等）、参議院重要事項調査班（12 月、ベトナム及びタイ）、参議院 ODA 調査団（平成 31 年１月、ベトナム及びラオス）などもメコン各国を訪れた。

日本においては、プラック・ソコン副首相兼外務国際協力相訪日（９月）の際に日カンボジア友好議連の今村雅弘会長ほかが表敬を行ったほか、10 月には第 10 回日メコン首脳会議で各国首脳が訪日した機会を捉え、日メコン友好議連主催の朝食会が実施され、各国友好議連も食事会や表敬をそれぞれ実施した。

４　日メコン官民協力・連携促進フォーラムの開催を通じた民間の人的・知的交流の推進

JENESYS を通じたメコン諸国との人的・知的交流や、日本カンボジア外交関係樹立 65 周年や日本ベトナム外交関係樹立 45 周年の機を捉え、カンボジアに関しては両国首脳・外相間の祝辞交換や計 77 件の記念交流行事、ベトナムに関しては第５回ジャパン・ベトナム・フェスティバルや日越友好音楽祭等の官民レベルでの様々な交流を実施した。他方、日メコン官民協力・連携促進フォーラムについてはメコン地域諸国との日程の調整がつかず、開催できなかった。

令和元年度目標

１　首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する（毎年、全てのメコン各国と、首脳・外相会談を実施）。

２　議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。

施策の進捗状況・実績

１　首脳・外相を始めとする高いレベルでの意見交換

（１）カンボジア

引き続き「戦略的パートナーシップ」の下、ハイレベルでの活発な交流・意見交換や、「絆フェスティバル 2020」（令和２年２月、プノンペン）、「カンボジアフェスティバル 2019」（５月、東京）等の文化行事等を通じ、両国の様々な分野・層における友好協力関係が促進された。高いレベルでの意見交換について、具体的には、５月にフン・セン首相訪日の機会に首脳会談が行われたほか、10 月にノロドム・シハモニ国王が即位礼正殿の儀への参列のため訪日し、安倍総理大臣と会談した。また、８月に鈴木外務大臣政務官がカンボジアを訪問し、フン・セン首相及びプラック・ソコン副首相兼外務国際協力相等を表敬した。外相会談については、８月（ASEAN 関連外相会議）及び 12 月（ASEM 外相会合）の二度にわたって実施し、二国間・多国間両面における両国関係の更なる強化を確認した。

（２）ラオス

５月にはトンルン首相及びサルムサイ外相がそろって訪日し、首脳会談と外相会談を行ったほか、パンカム国家副主席が 10 月の即位礼正殿の儀参列と 11 月の大綬章等勲章親授式（旭日大綬章）への出席のため２度訪日した。また、日本からも６月に阿部外務副大臣が、10 月に若宮外務副大臣がそれぞれラオスを訪問するなど、「戦略的パートナーシップ」の下、近年の緊密かつハイレベルな交流のモメンタムが維持された。

（３）ミャンマー

５月にチョウ・ティン・スエ国家最高顧問府大臣が、７月にミン・トゥ連邦政府大臣が訪日したほか、７月に河野外務大臣がミャンマーを訪問し、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問との間で、二国間関係のほか、ラカイン州情勢等に関する意見交換を行った。また、10 月に即位礼正殿の儀参列のため、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問が訪日し、安倍総理大臣との間で、ミャンマーの民主的国造りのための協力、ラカイン州情勢などの諸課題につき、意見交換を行った。

（４）タイ

「戦略的パートナーシップ」関係である日・タイ関係では、政治面・経済面を含め様々なレベルで活発な交流が継続した。５月にはタイ・フェスティバルに出席するため、ドーン外相が訪日し、６月にはＧ20 大阪サミット出席のためプラユット首相が訪日した。また、７月には ASEAN 関連外相会議出席のため河野外務大臣が ASEAN 議長国である同国を訪問し、10 月には即位礼正殿の儀に参列するためプラユット首相が訪日した。さらに 11 月には ASEAN 関連首脳会議への出席のため安倍総理大臣が訪問したほか、令和２年１月には、茂木外務大臣が訪問した。

（５）ベトナム

５月にはミン副首相兼外相が国際交流会議「アジアの未来」（日本経済新聞社主催）に出席するため訪日し、日・ベトナム協力委員会第 11 回会合及び外相会談を実施した。６月にはフック首相がＧ20 大阪サミットへ参加するため訪日し、安倍総理大臣との首脳会談を行った。10 月にはフック首相

が即位礼正殿の儀に参列するため再び訪日した。さらに、令和２年１月には、茂木外務大臣がベトナムを訪問した。

２　議会間、議員間交流

（１）カンボジア

令和２年１月、日カンボジア友好議連（今村雅弘会長、小渕優子幹事長）がカンボジア日友好議連の招待を受けてカンボジアを訪問し、フン・セン首相等への表敬のほか、両国の友好議連間で連携を確認した。このほか、同月に、山本幸三衆議院議員及び中根一幸衆議院議員がそれぞれ訪問し、首相ないし大臣級との面会を実施した。

（２）ラオス

12 月に、小川参議院副議長一行が訪問し、トンルン首相及びパーニー国民議会議長と面会した。また、５月のトンルン首相の訪日、11 月のパンカム国家副主席の訪日の際には、議員連盟主催の歓迎食事会が開催された。

（３）ミャンマー

令和２年１月、山本幸三・自民党日本ミャンマー友好議連幹事長が訪問し、チョウ・トゥエ上院ミャンマー日本友好議連会長ほかと会談した。同月、逢沢一郎・自民党日本ミャンマー友好議連会長が訪問した。

（４）タイ

令和２年１月、塩崎日タイ友好議連会長が訪問し、プラモン・タイ日友好議連会長ほかと会談した。

（５）ベトナム

12 月に小川参議院副議長が訪問し、また、令和２年１月に日ベトナム友好議連会長の二階俊博会長率いる日本ベトナム文化経済観光交流団がダナンを訪問し、フック首相等と会談した。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標５－２　経済協議の実施と貿易投資環境の整備

中期目標（--年度）

各種投資委員会、フォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境を整備し、経済関係の緊密化に取り組む。

平成 29 年度目標

「新東京戦略 2015」及び「行動計画」に基づき、「日・メコン連結性イニシアティブ」の下、引き続き中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより進展させる。以下の取組により、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、貿易投資環境を整備する。

１　各国との経済協議の枠組み、日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する。

２　メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。各種投資委員会、フォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境を整備し、経済関係の緊密化に取り組むほか、民間企業の大型投資案件等に現地公館を通じ支援を行うことで、日本の強みを生かし、経済分野の関係を強化する。

施策の進捗状況・実績

１　各国との経済協議の枠組み、日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等の開催

（１）カンボジア

６月に第 15 回、平成 30 年２月に第 16 回の日カンボジア官民合同会議を開催し、駐カンボジア大使とソック・チェンダ・カンボジア開発評議会事務局長が共同議長を務め、税優遇制度、投資関連法制、環境規制など、カンボジアにおける投資環境改善に向け協議を行った。

（２）ラオス

12 月、第 11 回日ラオス官民合同対話を開催し、駐ラオス大使とスパン計画投資相の共同議長の下、３つの業種別ワーキング・グループ（駐在員事務所設立に係る管理、製造業及び農業）において、法律・政策の透明性や税制等に係る協議を行った。

（３）ミャンマー

８月、日ミャンマー共同イニシアティブ（フェーズ２）の第４回全体会合を開催した。駐ミャンマー大使及びチョウ・ウィン計画財務相等との間で、５つの作業部会（産業政策、輸出入、金融・保険、税務及び投資促進）における議論を基に、税関手続に関する相互理解の促進、自動車政策に関する工業省と民間の議論開始、ヤンゴン証券取引所の上場企業への税制インセンティブ等、投資促進に向け

た前向きな取組を確認した。
（４）タイ
日・タイ経済連携協定（JTEPA）を締結してから10年目にあたり、８月、バンコクにて、第４回合同委員会（中根外務副大臣及びウィラサック外務副大臣が共同議長）を開催し、一般的見直しの議論を開始することに合意した。
12月、東京において第１回見直し小委員会が開催され、JTEPAの見直しに関し、現状・基本的考え方の確認を行った。
また、６月に実施した第３回日タイ・ハイレベル合同委員会において、両国の経済関係を一層促進するため７件の個別経済分野に関する協力覚書（東部経済回廊（EEC）及び産業構造高度化、鉄道、電子基準点、中小企業及び産業人材育成、情報通信・デジタル経済、タイ工業省産業振興局と日本貿易振興機構との連携、経済地理シュミレーションモデル（GMS）を用いたEEC開発の分析及び視覚化に関する意図表明）を締結した。
（５）ベトナム
12月、日越共同イニシアティブ第６フェーズ最終評価会合を開催し、労働、賃金、運輸・ロジスティクス、サービス業、中小企業支援、投資法・企業、医薬品輸入業につきワーキング・グループに分かれ協議を終えた。同イニシアティブは、日ベトナム間の投資・貿易等に係わる官民を交えた政策対話メカニズムとして機能しており、これとの重複を避ける観点から、日越経済連携協定下での小委員会は開催されなかった。
２　メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論
８月、第10回日メコン外相会議において河野外務大臣から、この10年で日本とメコン地域の経済交流が活発化しており、メコン地域への日本企業の関心は顕著に高いこと、今後とも官民挙げて地域の発展を後押ししていく旨述べた。また、「日メコン連結性イニシアティブ」実現のため立ち上げた、日本及びメコン地域諸国で構成するシニアレベル・ワーキング・グループにおいて、日本が優先的に実施すべきODAプロジェクトを特定した旨、また「生きた連結性」を実現していくにはシングルウィンドウの実現を含む通関の円滑・効率化やインフラの維持や管理に携わる人材育成等、ソフト面の課題への対処が必要である旨述べ、各国の通関制度の互換性や相互理解を深めるため、平成30年９月にメコン５か国の専門家を招いたワークショップを開催することを提案した。
11月、日メコン首脳会議において安倍総理大臣より、域内の物流コスト削減や貿易円滑化等のためにはソフト面での連結性強化が鍵であり、制度整備、人材育成、地域開発の三点に一層重点を置き、「生きた連結性」を実現したい旨発言し、近く日本へ各国の専門家を招待し知見を深めてもらう機会を提案した。メコン地域諸国からは、提案を歓迎するとともに、日本の協力は、域内の産業バリューチェーンにメコン地域を組み込むことに貢献しており、今後、産業の高度化を図るためにも協力したい旨発言があった。また、日本を含む諸外国からの直接投資の増加のために投資環境も整備したいという発言があった。

平成30年度目標
「新東京戦略2015」及び「行動計画」に基づき、「日・メコン連結性イニシアティブ」の下、引き続き中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより進展させる。以下の取組により、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、貿易投資環境の整備を進める。
１　各国との経済協議の枠組み、日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する。
２　メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。各種投資委員会、フォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境の整備を進め、経済関係の緊密化に取り組むほか、民間企業の大型投資案件等について現地公館を通じ支援を行うことで、日本の強みをいかしつつ、経済分野の関係を強化する。

施策の進捗状況・実績
１　各国との経済協議の枠組み、日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等の開催
（１）カンボジア
平成31年２月に第17回の日カンボジア官民合同会議を開催し、駐カンボジア大使とソック・チェンダ・カンボジア開発評議会事務局長が共同議長を務め、カンボジアにおける投資環境改善に向け協議を行った。
（２）ラオス
12月、第12回日ラオス官民合同対話を開催し、駐ラオス大使とスパン計画投資相が共同議長を務め、３つの業種別WG（駐在員事務所の設置期限延長、製造業及び貿易・運輸業）において、法律・政

策の透明性や税制等に係る協議を行った。
（３）ミャンマー
11 月、日ミャンマー共同イニシアティブ（フェーズ２）第６回全体会合を開催し、ミャンマー側からは、ソー・ウィン計画財務相及びタウン・トゥン投資・対外経済関係相が出席した。小売・卸売業の外資開放、為替バンド規制の廃止、外国銀行により提供可能な金融サービスの範囲の拡大、法人税に係る申告納税制度の着実な移行、ミャンマー投資促進計画（MIPP）の公表等が確認された。
（４）タイ
日・タイ経済連携協定（JTEPA）の一般見直しに関し、４月、バンコクにて、第２回見直し小委員会を開催し、各分野の双方の立場を表明し、今後の進め方について議論を行った。また、平成 31 年１月、東京にて、第３回見直し小委員会を開催し、これまでの小委員会での議論をまとめた報告書を作成した。加えて、JTEPA の下で、７月、東京にて農業、林業及び漁業に関する特別小委員会、食品安全に関する特別小委員会、地域間連携に関する特別小委員会が開催され、両国間のそれぞれの分野に関する協力案件について議論した。
また、７月に実施した第４回日タイ・ハイレベル合同委員会において、東部経済回廊（EEC）を中心としたタイ産業の高度化に向け、日本産業界の声を伝えるための日タイ対話の実施、インフラを含めた EEC に係る情報共有等の協力を表明するための、コネクティッド・インダストリーズに関する経済産業省とタイ工業省の枠組文書を交換した。
（５）ベトナム
８月、日越共同イニシアティブ第７フェーズ会合を開催し、投資法・企業法、司法制度改善、土地法改正、国営企業改革・株式市場改革、裾野産業振興策、労働・賃金、PPP 改正法案、LNG 活用インフラ整備、サービス産業等に関するワーキングチームを立ち上げた。同イニシアティブは、日ベトナム間の投資・貿易等に係わる官民を交えた政策対話メカニズムとして機能しており、これとの重複を避ける観点から、日越経済連携協定下での小委員会は開催されなかった。
２　メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論
第 10 回日メコン首脳会議の場で、安倍総理大臣から、日本企業によるメコン地域への投資が過去３年間で２兆円を超え、メコン地域の発展に重要な役割を果たしていることを強調しつつ、こうした実績を踏まえ、ODA を始めとした公的資金を活用し、これまで以上の民間投資の実現を後押ししたいとの決意を表明した上で、各国首脳に対し、日本企業の声に耳を傾け、投資環境の整備を着実に進めるよう要請した。また、同首脳会議の機会を捉え、メコン各国首脳の出席を得て、東京で日メコンビジネスフォーラム（ジェトロ主催）が開催され、500 名を超える企業関係者にメコン各国への投資の魅力等について発信したほか、メコン各国から企業を招いて日本企業との商談会も併催した。

令和元年度目標
「東京戦略 2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクトに基づき、引き続き中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより進展させる。以下の取組により、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、貿易投資環境の整備を進める。
１　各国との経済協議の枠組み、日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する。
２　メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。各種投資委員会、日メコン官民協力・連携促進フォーラム等のフォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境の整備を進め、経済関係の緊密化に取り組むほか、民間企業の大型投資案件等について現地公館を通じ支援を行うことで、日本の強みをいかしつつ、経済分野の関係を強化する。

施策の進捗状況・実績
１　各国との経済協議の枠組み、日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等の開催
（１）カンボジア
11 月に第 18 回、令和２年２月に第 19 回日カンボジア官民合同会議を開催し、駐カンボジア大使とソック・チェンダ・カンボジア開発評議会事務局長が共同議長を務め、カンボジアにおける投資環境改善に向け協議を行った。第 19 回会議においては、通関や電力制度の改善を含む、日本企業がカンボジアで抱える投資環境改善のための課題を 21 項目に取りまとめた政策提言をカンボジア側に提出した。
（２）ラオス
12 月、第 13 回日ラオス官民合同対話を開催し、駐ラオス大使とソーンサイ副首相兼計画投資相が共同議長を務め、ラオスのビジネス環境の更なる改善に向けて、３つの業種別 WG（貿易・運輸業、農業、商用ビザの有効期間延長）において、法律・政策の透明性や税制等に係る協議を行った。

（３）ミャンマー

日本からは、笹川陽平ミャンマー国民和解担当日本政府代表が、和平の当事者間の対話を促進しているほか、停戦が実現した地域の住民の生活向上のため、カレン州、モン州を始めとするミャンマー南東部において、日本のNGOと連携し、住居、学校、医療施設等のインフラ整備、農業技術指導、ソーラーパネルによる住居電化を含む復興開発支援を実施した。

（４）タイ

日タイ経済連携協定の枠組みで、７月に、農業、林業及び漁業に関する小委員会、地域間連携に関する特別小委員会、食品安全に関する特別小委員会を、令和２年２月には、ビジネスの環境の向上に関する小委員会を、それぞれバンコクで実施し、幅広い分野でタイ政府との意見交換を行った。

令和２年２月、木山内閣官房参与がタイを訪問してソムキット副首相やカニット東部経済回廊（EEC）事務局長らと会談し、日タイ間の幅広い経済協力関係について意見交換を行った。

（５）ベトナム

５月、日越協力委員会第11回会合を開催し、経済分野では、日本のODAや政策対話を通じた協力や、民間企業の投資を促すためのベトナムの投資環境の整備の必要性について意見を交換したほか、TPP11協定の着実な実施及びRCEP協定の交渉において連携していくことで一致した。

12月、日越共同イニシアティブ第７フェーズ最終評価会合が開催された。同会合では、９つのワーキングチームが策定した、合計52の行動計画について最終評価が取りまとめられた。

２　メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論

第11回日メコン首脳会議において、「東京戦略2018」の下での日メコン協力のレビューを行った。具体的には、日本及びメコン各国首脳は、カンボジアのシハヌークビル港開発、ラオスの国道９号線橋梁改修、ミャンマーのディラワ港拡張など、地域の連結性向上に貢献するプロジェクトを着実に実施してきたことを評価した。日メコン官民協力・連携促進フォーラムは、新型コロナウイルス感染拡大の影響から実施されなかった。

平成29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標５－３　メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進　＊

中期目標（--年度）

首脳、外相会議を通じ、日メコン協力を強化する。メコン地域の発展を支援することを通じて、地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。

平成29年度目標

１　中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進させるべく、第７回日メコン首脳会議及び第８回日メコン外相会議で策定した「新東京戦略2015」及び「行動計画」をフォローアップする。

２　環境分野に焦点をあてたグリーン・メコン・フォーラムを開催し、質の高いインフラ等について議論する。

施策の進捗状況・実績

１　「新東京戦略2015」及び「行動計画」のフォローアップ

８月の第10回日メコン外相会議では、河野外務大臣から、この１年間で、南部経済回廊を構成するカンボジア国道５号線の改修事業やベトナムの南北高速道路建設事業を実施し、また、タイとの間で「産業人材育成に関する覚書」を署名するなど、２年目を迎えた「新東京戦略2015」の下で、多くのプロジェクトが順調に実施されているとの評価を示した。また、「生きた連結性」実現のためには、ソフト面の課題への対処が必要であるとして、各国の通関制度の互換性や相互理解を深めるため、平成30年９月にメコン５か国の専門家を招いたワークショップ開催を提案した。

11月の第９回日メコン首脳会議では、安倍総理大臣から、「新東京戦略2015」を実現するための、平成28年から平成30年までの３年間で7,500億円の支援を実施することについては、既に３分の２以上を実施したことを説明した。また、域内の物流コスト削減や貿易円滑化等のためにはソフト面での連結性強化が鍵であるとして、制度整備、人材育成、地域開発の三点に一層重点を置き、「生きた連結性」の実現を目指す旨発言。さらに、ソフト連結性に係る現在の課題と日本の取組をまとめた文書を配布し、「新東京戦略2015」及び「行動計画」の進捗状況をメコン諸国と共有した。

２　グリーン・メコン・フォーラムの開催

平成30年２月、第５回グリーン・メコン・フォーラムが、日・タイ両政府の共催によりバンコクにおいて開催され、志水南部アジア部参事官及びスリザムート・タイ外務省国際経済局長が共同議長

を務めた。このフォーラムでは、日本及びメコン諸国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ及びベトナム）の関係省庁、並びに国際協力機構（JICA）、国連国際防災戦略事務局等からそれぞれ関係者が出席し、「気候変動と再生可能エネルギー」及び「水資源管理及び災害リスク削減」に関する意見交換を行った。

出席者及び参加機関は、地域の環境・気候変動に関連した諸問題及び地域の連結性の強化に取り組むため、「「グリーン・メコンに向けた 10 年」イニシアティブに関する行動計画」の下、環境の持続可能性と経済成長の両立に重点を置きながら、日・メコン協力を強化していく決意を共有した。

平成 30 年度目標

1　中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進させるべく、第７回日メコン首脳会議及び第８回日メコン外相会議で策定した「新東京戦略 2015」及び「行動計画」をフォローアップする。

2　環境分野に焦点をあてたグリーン・メコン・フォーラムを開催し、質の高いインフラ等について議論する。

施策の進捗状況・実績

1　「新東京戦略 2015」及び「行動計画」のフォローアップ

８月に開催された第 11 回日メコン外相会議では、第３回シニア・レベル・ワーキング・グループ（SLWG）での議論を踏まえつつ、「日メコン連結性イニシアティブ」の主要案件の定量的評価に基づき、「新東京戦略 2015」の下での日メコン協力のレビューを行い、日メコン協力が、連結性強化等、メコン地域の発展に大きな貢献をしていることを再確認した。また、日メコン協力の新たな三本柱（連結性、人、環境）を特定し、同三本柱に沿った新たな戦略を採択すべく作業を進めることで一致した。これを受け、10 月に開催された第 10 回日メコン首脳会議において、「新東京戦略 2015」及び「日メコン連結性イニシアティブ」の成果を総括しつつ、今後の日メコン協力の方向性を示す「東京戦略 2018」を採択した。

2　グリーン・メコン・フォーラムの開催

平成 30 年度については、10 月に採択した「東京戦略 2018」の下で今後のグリーン・メコン・フォーラムの内容を検討していることに加え、共催国であるタイ側の意向も踏まえ、同フォーラムは実施しなかった。そのほか、環境分野の取組として、JENESYS の枠組みを活用し、大気環境改善というテーマの下、メコン各国の環境分野に関わる若手行政官を日本に招へいした。

令和元年度目標

1　中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進させるべく、10 月に採択した「東京戦略 2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクトをフォローアップする。

2　環境分野に焦点をあてたグリーン・メコン・フォーラムを開催し、質の高いインフラ等について議論する。

施策の進捗状況・実績

1　「東京戦略 2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクトのフォローアップ

11 月にバンコクで開催された第 11 回日メコン首脳会議において、日メコン協力のフォローアップが行われた。具体的には、共同声明において、「東京戦略 2018」に沿って、メコン地域の持続可能な開発のための協力を更に推進していくとのコミットメントを再確認したほか、同戦略の３本柱の下での、旗艦事業又は早期に実施できるプロジェクトを特定することの重要性に留意した。さらに、メコン地域における SDGs 実現に向け、「2030 年に向けた SDGs のための日メコン・イニシアティブ」を採択した。同イニシアティブで、日本及びメコン地域諸国が環境・都市問題、持続可能な天然資源の利用、包括的な成長を優先分野として定め、メコン地域の SDGs の実現に向けて取り組むことを表明した。

さらに、令和元年に日本がメコン地域諸国によるエーヤーワディ・チャオプラヤ・メコン経済協力戦略会議（ACMECS）の開発パートナーとなったことに対し、メコン諸国から歓迎の意が表明された。

また、令和元年は、平成 21（2009）年に日本とメコン地域諸国で実施した「日メコン交流年」から 10 周年を迎えた年であり、「日メコン交流年 2019」を実施した。日本やメコン地域諸国において、政治・経済・文化などの幅広い分野での交流事業を 170 件以上実施した。

2　環境分野に焦点をあてたグリーン・メコン・フォーラムの開催

７月に第６回グリーン・メコン・フォーラムを日本・タイ両政府の共催によりバンコクにおいて開催した。「持続可能な開発目標（SDGs）を達成するための課題と取り組み」について、グローバル・各国・メコン地域などさまざまなレベルにおいて、官民連携や NGO などの民間セクターを含めたさま

ざまなスキームを用いて包括的に取り組むことの重要性が指摘された。また、「海洋ごみ」や「水資源管理」をテーマに各国及びメコン河委員会の代表等から各国・組織の取組が紹介され、データ収集と各国の状況把握の必要性や、人材不足、水質汚染に関する問題点について説明がなされるとともに、それらに対するこれまでの日本の支援への感謝と今後の日本の援助への期待が表明された。

さらに、11 月に、バンコクで開催された第 11 回日・メコン首脳会議において、官民の取組の相乗効果を追求する枠組みとして、グリーン・メコン・フォーラムを日メコン SDGs フォーラムに格上げすることを決定した。本イニシアティブの中長期的な実施を確保するため、日メコン SDGs フォーラムは、日本とメコン各国によって行われている具体的な活動をフォローアップするために定期的に開催することとなった。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標５－４　要人往来数(政務官レベル以上)

	中期目標値	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		平成29･30･令和元年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	－	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、メコン諸国との協力関係強化等の観点から適切な水準	50	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、メコン諸国との協力関係強化等の観点から適切な水準	37	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、メコン諸国との協力関係強化等の観点から適切な水準	43	b

測定指標５－５　日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進

注：平成 29 年度は定量的目標のみの指標であったが、平成 30 年度から、年度目標に定性的目標を追加したため、定性的指標として再編。

中期目標

日本とベトナムの経済連携強化のため、関係省庁・国際厚生事業団（JICWELS）・受入病院･施設･関係自治体と連携しつつ、経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護・介護人材の受入れを推進する。

平成 29 年度目標

日本語能力試験Ｎ３（日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル）以上の合格率：研修人数の８割以上。

施策の進捗状況・実績

日本語能力試験Ｎ３以上合格率は 87.4％と目標値（８割以上）を達成した。

平成 30 年度目標

１　約 12 か月間の訪日前日本語研修の修了人数の８割以上が日本語能力試験Ｎ３以上に合格する。
２　関係省庁・機関・地域との連携を通じ、EPA に基づく外国人看護・介護人材の受入れを推進する。

施策の進捗状況・実績

１　日本語能力試験Ｎ３以上の合格者
　日本語能力試験Ｎ３以上合格率は 82.9％と目標値（８割以上）を達成した。
２　関係省庁・機関・地域との連携を通じた、EPA に基づく外国人看護・介護人材の受入推進
　EPA に基づくベトナム人看護・介護人材受入推進のため、外務省の取組として、訪日前日本語研修

及び滞在期間の延長を実施したほか、厚生労働省が実施する国家試験不合格者の再受験支援に対する協力を行った。そのほか、関係省庁、国際厚生事業団（JICWELS)、受入病院･施設及び関係自治体との連携の強化のための取組を実施した（国際医療・福祉専門家受入支援懇談会への出席、関係省庁・機関間会議及び日本語研修事業報告会の開催、JICWELS による巡回訪問への同行視察、神奈川県 EPA 候補者激励会への出席等)。

令和元年度目標

1　約 12 か月間の訪日前日本語研修の修了人数の８割以上が日本語能力試験Ｎ３以上に合格する。
2　関係省庁・機関・地域との連携を通じ、EPA に基づく外国人看護・介護人材の受入れを推進する。

施策の進捗状況・実績

1　日本語能力試験Ｎ３以上の合格者
　日本語能力試験Ｎ３以上合格率 85.2%と目標値（８割以上）を達成した。
2　関係省庁・機関・地域との連携を通じた、EPA に基づく外国人看護・介護人材の受入推進
　EPA に基づくベトナム人看護・介護人材受入推進のため、外務省の取組として、訪日前日本語研修及び滞在期間の延長を実施したほか、厚生労働省が実施する国家試験不合格者の再受験支援に対する協力を行った。そのほか、関係省庁、国際厚生事業団（JICWELS)、受入病院・施設及び関係自治体との連携の強化のための取組を実施した（国際医療・福祉専門家受入支援懇談会への出席、関係省庁・機関間会議及び日本語研修事業報告会の開催等)。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

参考指標：日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入人数

	実績値				
	入国年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	看護師候補者	18	22	26	41
	介護福祉士候補者	162	181	193	176
	合計	180	203	219	217

評価結果（個別分野５）

施策の分析

【測定指標５－１　要人往来等を通じた二国間関係の強化　＊】

1　過去３年間、毎年日メコン首脳会議及び外相会議を開催し、全てのメコン地域諸国との間で首脳会談・外相会談を行い、ハイレベルによる各国との二国間関係強化を進展させることができた。
2　特に、平成 30 年に東京で開催された第 10 回日メコン首脳会議に際しては、メコン各国の首脳が訪日し、同会議で採択された日メコン協力の指針となる「東京戦略 2018」の内容を踏まえた形で各国と首脳会談を行ったことは、二国間関係を多角的に強化する観点から有益であった。また、令和元年は、即位礼正殿の儀においてもメコン各国から要人訪日が多くあり、多くの関係国がメコン地域を支援する中で、日本と各国との伝統的な友好関係や日本の取組を効果的に発信することができた。(平成 30･令和元年度：メコン地域諸国との友好関係の強化（達成手段①１))

【測定指標５－２　経済協議の実施と貿易投資環境の整備】

1　日タイ経済連携協定下での各種小委員会の開催、将来的な社会保障協定の締結を見据えた日タイ当局間の非公式協議（令和２年１月）の開催など通じ、メコン地域の貿易投資環境の整備及び経済関係の緊密化を進めることができた。
2　特に、平成 29 年に発効 10 年目を迎えた日タイ経済連携協定については、平成 29 年 12 月に見直しのための第１回小委員会を開催し、経済連携協定の運用の現状の総括と今後の見直し作業の着実な実施を確認し、平成 30 年４月に第２回、平成 31 年３月に第３回の見直し小委員会を開催した。このようなメコン地域の要衝を担うタイとの EPA の見直しは、メコン地域における日本企業の活動・進出の促進、貿易投資環境の整備の上で中長期的に有益な重要な進展と考える。また、令和元年度には、同経済連携協定の下、農業、林業及び漁業に関する小委員会、食品安全に関する特別小委員会、地域間連携に関する特別小委員会、ビジネス環境の向上に関する小委員会を開催し、両国間で関心の高い品目の輸出枠の拡大等について、関税分類の問題も絡んだ技術的な問題も含めて議論を行ったことは、

個別具体的分野における貿易投資環境の更なる整備の観点から有意義であった。（平成 29・30・令和元年度：メコン地域諸国との友好関係の強化（達成手段①３））

【測定指標５－３　メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進　＊】

１　過去３年間、日メコン首脳会議及び外相会議を毎年開催し、日メコン協力を着実に進展させることができた。

２　特に、平成 30 年に、第 10 回日メコン首脳会議において、日メコン協力の新たな指針である「東京戦略 2018」及びその別添である「SDGs を推進するための日メコン協力プロジェクト」、「自由で開かれたインド太平洋を実現するための我が国の政策との相乗効果が期待される日メコン協力」及び「ACMECS マスタープランに関連した日本の現在進行中及び可能性のある協力プロジェクト」を採択し、さらに、その翌年の第 11 回日メコン首脳会議では、「東京戦略 2018」の進捗をフォローアップしたほか、「2030 年に向けた SDGs のための日メコン・イニシアティブ」の採択を行った。このように、日メコン協力の指針が策定され、優先分野特定されたことにより、日メコン関係が強化することができた。（平成 30・令和元年度：メコン地域諸国との友好関係の強化（達成手段①４））

【測定指標５－４　要人往来数(政務官レベル以上)】

令和元年度は、令和２年２月以降感染が拡大している新型コロナウイルスの影響により、年度末に予定していた国際会議や要人往来が相次いで延期になったものの、即位礼正殿の儀などがあったこともあり、実績としては上記のとおり平成 30 年度に比して要人往来数が増加した。往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、メコン諸国との協力関係強化等の観点からは、令和元年度はメコン地域５か国との間で平均して１か月に約４案件の往来があったという点で一定程度進めることができたが、メコン地域における他国のプレゼンスが強まる中、今後も引き続き要人往来を緊密化させる必要がある。（令和元年度：メコン地域諸国との友好関係の強化（達成手段①１））

【測定指標５－５　日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進】

１　過去３年間毎年、約 12 か月間の訪日前日本語研修の修了人数の８割以上が日本語能力試験Ｎ３以上に合格するとの目標について目標値を達成し、また、関係省庁・機関・地域との連携を通じて、EPA に基づく外国人看護・介護人材の受入れを推進してきた。

２　特に、ベトナム人看護師・介護福祉士候補者の募集・選考において、語学適性試験を実施し、語学の習得能力が高い者を選抜したこと、かつ日本政府が研修実施団体を公募し、入札により企画・実施能力の高い団体を選定したことに加え、候補者のストレスマネージメントのため、研修ルールを適切に運用することで、研修の効率的かつ有効な実施につながった。（平成 29・30・令和元年度　：日ベトナム経済連携に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する日本語研修（達成手段②））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）**】**

１　ASEAN が一体性を持つ形で安定と均衡のとれた発展を遂げることは、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠である。この観点から、引き続き不安定性を抱え、いまだ他の ASEAN 地域との格差の残るメコン地域に対して、開発支援を行うとともに我が国との貿易投資促進を通じて、格差を是正していくことが不可欠である。

２　また、メコン地域を含む ASEAN 諸国の発展に伴い、他のドナー国の同地域への関与が強まる国際情勢の中、伝統的な親日国であるメコン諸国における我が国のプレゼンスを改めて強化し、友好関係を更に強化することを通じて、我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは、国際社会において我が国の外交を推進していく上で非常に重要である。

【測定指標】

５－１　要人往来等を通じた二国間関係の強化　＊

各国との二国間関係の強化に向け、様々なスキームを通じて各種会談・協議等を実施することが重要であり、平成 29 年度、平成 30 年度及び令和元年度はそれぞれ適切な目標であったと考える。令和２年度も、これらの取組を基本的に継続し、５か国全ての国との首脳会談、外相会談の実現を重視するほか、主要国と当該メコン各国との間の往来数も参考にしていく。

５－２　経済協議の実施と貿易投資環境の整備

メコン地域の貿易投資環境の整備及び経済関係の緊密化に向け、各種投資委員会、フォーラムを実施することが有益であり、平成 29 年度、平成 30 年度及び令和元年度目標は適切な目標であったと考え

る。令和２年度も、これらの取組を基本的に継続する。

５－３　メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進　＊

日メコン協力の強化及びメコン地域の平和と安定の強化に向け、日メコン首脳会議及び外相会議を通じ、「東京戦略 2015」、それに続く「東京戦略 2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクトのフォローアップを行うことは重要であり、平成 29 年度、平成 30 年度及び令和元年度目標は適切な目標であったと考える。令和２年度は、引き続き、「新東京戦略 2018」及び「2030 年に向けた SDGs のための日メコン・イニシアティブ」の進捗をフォローアップし、日メコン SDGs フォーラム開催に取り組むことを目標とする。

５－４　要人往来数(政務官レベル以上)

要人往来は各国との関係強化における重要な要素であり、メコン地域との往来は更に増加させることが有意義であることから、今後も取り組んでいく必要がある。

５－５　日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進

12 か月間の訪日前集中研修によりベトナム人日本語初学者がＮ３（（注）日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル）以上に合格する確率は、複数の日本語教育専門家によれば、６割～８割程度であり、引き続き、ベトナムとの経済連携協定で定められた自然人の移動分野の協力の深化のため、令和２年度も、これらの取組を基本的に継続する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
　日メコン協力
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/index.html）
　カンボジア
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/index.html）
　ラオス
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/laos/index.html）
　ミャンマー
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/index.html）
　ベトナム
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/index.html）
　タイ
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/index.html）
・令和２年版外交青書（外交青書 2020）
　第２章　第１節　アジア・大洋州

個別分野６　インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化

施策の概要

以下の事業を通じ、インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの関係を強化する。

１　要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進
２　EPA の着実な実施を含む経済関係緊密化の促進
３　平和構築等、地域及び国際的課題に関する協力

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）
　五　戦後日本外交の総決算　（地球儀俯瞰（ふかん）外交の総仕上げ）
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）
・未来投資戦略 2017（旧：日本再興戦略）（平成 29 年６月９日）
　中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」①　外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ

測定指標６－１　要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進　＊

中期目標（--年度）

インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの信頼関係及び協力関係を向上する。

平成 29 年度目標

要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進については、次の取組の実施に努める。

１　首脳級を含む要人往来による二国間関係の強化
　例：ASEAN 議長国であるフィリピンとの関係強化等
２　次官級協議等事務レベル協議の実施による政策対話の強化
（１）各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流の実現
（２）日・マレーシア外交関係樹立 60 周年（平成 29 年）の実施により交流を強化

施策の進捗状況・実績

１　11 月、安倍総理大臣が ASEAN 関連首脳会議でフィリピンを訪問し、首脳会談を４か国（マレーシア、インドネシア、ブルネイ及びフィリピン）との間で実施し、経済協力等の二国間関係のほか、北朝鮮・南シナ海を含む地域情勢について意見交換を行い、緊密に連携していくことで一致した。８月には河野外務大臣が ASEAN 関連外相会議でフィリピンを訪問し、外相会談を２か国（フィリピン及びインドネシア）との間で実施したほか、11 月に APEC 閣僚会議でダナンを訪問し、外相会談をブルネイとの間で実施した。また、平成 30 年１月に河野外務大臣はシンガポールでのトランジット時に外相会談を行い、２月にはシンガポール及びブルネイを訪問し、二国間関係のほか、北朝鮮・南シナ海を含む地域情勢や自由貿易の推進等幅広い議題について意見交換を行った。外国からは、ユスフ・カッラ・インドネシア副大統領が６月に、ドゥテルテ・フィリピン大統領が 10 月に来日するなどして、各国との信頼関係の促進や地域での協力関係の向上について意見交換を行った。
　特に、平成 29 年はフィリピンが ASEAN 議長国であったことから、上記以外にも、カエタノ外相（６月）、日フィリピン経済協力インフラ合同委員会においてフィリピン側の閣僚９名（９月）が訪日する等、日フィリピン間ではハイレベルによる活発な往来が行われ、より緊密な信頼関係が醸成された。
２（１）政策対話の強化については、インドネシアとの第３回外務・防衛当局間協議（７月）を始め、各国との間で二国間の重要課題について、事務レベル協議を実施した。
　人物交流については、政府高官及びマスメディアや学生など、記者招へいや多層的ネットワーク招へい等、各種招へいスキームを活用し、交流が行われた。また、閣僚級招へいでは１名、及び戦略的実務者招へいでは２名の招へいを行った。さらに、JENESYS2017 を通じて、約 950 人の青少年を含む交流を行った。
（２）人的・文化交流の強化のため、日・マレーシア外交関係樹立 60 周年の節目を捉えた友好親善の促進に努めた。４月には、皇太子殿下がマレーシアを御訪問され、９月には、パンディカー・マレーシア下院議長が訪日した。また、マレーシアで、日本を代表する伝統芸能「能楽」の公演や書道家の

紫舟氏によるデモンストレーション、現代武道９道と古武道３流派から成る日本武道代表団による演武を始めとする約 120 の事業が実施されるなど、日・マレーシア外交関係樹立 60 周年を祝う記念行事が開催された。

平成 30 年に国交樹立 60 周年を迎えたインドネシアについては、60 周年の開会式典が平成 30 年１月にジャカルタで行われ、二階自民党幹事長（総理特使）一行がインドネシアを訪問し、ジョコ大統領及びカッラ副大統領ほか、インドネシア側の要人と活発な意見交換を行ったほか、大規模なオープニング・イベント（プロジェクション・マッピング等）が開催され、日インドネシアの友好関係に相応しい幕開けとなった。

平成 30 年度目標

要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進について、次の取組の実施に努める。

１　首脳級を含む要人往来による二国間関係の強化

例：ASEAN 議長国であるシンガポールとの関係強化等

２　次官級協議等事務レベル協議の実施による政策対話の強化

（１）各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流の実現

（２）日・インドネシア国交樹立 60 周年（平成 30 年）関連行事の実施により交流を強化

施策の進捗状況・実績

１　11 月、安倍総理大臣が ASEAN 関連首脳会議でシンガポールを訪問し、首脳会談を３か国（インドネシア、フィリピン及びシンガポール）との間で実施し、経済協力等の二国間関係のほか、北朝鮮・南シナ海を含む地域情勢について意見交換を行い、今後も緊密に連携していくことで一致した。８月には河野外務大臣が ASEAN 関連外相会議でシンガポールを訪問し、外相会談を４か国（インドネシア、東ティモール、ブルネイ及びシンガポール）との間で実施した。また、６月に河野外務大臣はインドネシアを、７月にはマレーシアを、10 月には東ティモールを（同国への日本の外務大臣の訪問は同国の独立回復以来初）、平成 31 年２月にはフィリピンを訪問し、各国政府要人との間で二国間関係のほか、「自由で開かれたインド太平洋」の実現や北朝鮮・南シナ海を含む地域情勢等幅広い議題について意見交換を行った。外国からは、マハティール・マレーシア首相が６月、８月及び 11 月に来日するなどして、交通や教育、人材開発を含む二国間関係の促進や北朝鮮・南シナ海を含む地域情勢での協力関係の向上について意見交換を行った。特に、平成 30 年はシンガポールが ASEAN 議長国であったことから、上記以外にも、ベルギーで開かれた ASEM 首脳会合（10 月）の機会を捉えて首脳会談が行われるなど、日シンガポール間ではハイレベルによる活発な議論が行われ、より緊密な信頼関係が醸成された。

２（１）政策対話の強化については、フィリピンとの第四回次官級戦略対話（６月）を始め、各国との間で二国間の重要課題について、事務レベルの協議を実施した。

人物交流については、閣僚級招へいでベリョ・フィリピン労働雇用相を招いて関係者と有意義な意見交換を行ったほか、戦略的実務者招へい、記者招へいや多層的ネットワーク招へい等、各種招へいスキームを活用し、政府高官及びマスメディアや学生などとの交流を行った。さらに、JENESYS2018 を通じて、約 850 人の青少年を含む交流を行った。

（２）人的・文化交流の強化のため、日インドネシア国交樹立 60 周年の節目を捉えた友好親善の促進に努め、１年間で日本及びインドネシアにおいて合計 329 件の記念事業が行われた。４月には、日インドネシア国交樹立 60 周年記念シンポジウム（外務省後援）が東京で開催され、インドネシアからバンバン国家開発企画庁長官、バスキ公共事業・国民住宅相等の要人が訪日して登壇し、日本側から、河野外務大臣が基調講演を行うとともに、福田康夫元総理大臣、二階自民党幹事長（日インドネシア国会議員連盟会長）等による講演が行われた。また、12 月にジャカルタにおいて、インドネシア独立 100 周年にあたる令和 27(2045)年における両国の協力関係の在り方及びそれに向けての協力について議論する「プロジェクト 2045」セミナーが実施され、両国有識者による提言が提出された。同提言のフォローアップの方法についてインドネシア側と協議を開始した。

令和元年度目標

要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進について、次の取組の実施に努める。

１　首脳級を含む要人往来による二国間関係の強化

例：平成 31 年４月に大統領選挙が行われるインドネシアとの関係強化等

２　次官級協議等事務レベル協議の実施による政策対話の強化

例：各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流の実現

施策の進捗状況・実績

１　11 月に安倍総理大臣は ASEAN 関連首脳会議でタイを訪問し、首脳会談を３か国（フィリピン、インドネシア及びシンガポール）との間で実施し、経済協力等の二国間関係のほか、北朝鮮・南シナ海を含む地域情勢について意見交換を行い、今後も緊密に連携していくことで一致した。また、７月に河野外務大臣が ASEAN 関連外相会議でタイを訪問し、外相会談を３か国（マレーシア、フィリピン及びブルネイ）との間で実施した。令和２年１月には、茂木外務大臣が、フィリピン及びインドネシアを訪問し、各国政府要人との間で、二国間関係のほか、「自由で開かれたインド太平洋」の実現や北朝鮮・南シナ海を含む地域情勢等幅広い議題について意見交換を行い、また、インドネシアの ASEAN 事務局において日本の対 ASEAN 政策に関するスピーチを行った。

外国からは、即位礼正殿の儀に参列するために来日したアブドゥラ・マレーシア国王やボルキア・ブルネイ国王、ハリマ・ヤコブ・シンガポール大統領との会談などを通じ、各国との信頼関係の促進や地域での協力関係の向上について意見交換を行った。このほか、５月の日本経済新聞社主催「アジアの未来」の機会にドゥテルテ・フィリピン大統領、マハティール・マレーシア首相及びヘン・スイキャット・シンガポール副首相が訪日し、ドゥテルテ大統領及びマハティール首相との間でそれぞれ首脳会談を実施し、ヘン・スイキャット副首相の安倍総理大臣表敬訪問等を行った。また、６月のＧ20 大阪サミットの機会には、ジョコ・ウィドド・インドネシア大統領及びリー・シェンロン・シンガポール首相が訪日し、それぞれ安倍総理大臣との間で短時間の立ち話を行った。

２　令和２年１月に茂木外務大臣は、インドネシアを訪問した際、日・インドネシア閣僚級戦略対話を行い、インフラ整備や人材育成等の分野での協力を強化することを確認し、地域情勢、北朝鮮情勢について意見交換を行った。

閣僚級招へいでは、令和２年２月にアズミン・アリ・マレーシア経済相を招いて、若宮外務副大臣との間で二国間関係についての会談や関係者と有意義な意見交換を行ったほか、戦略的実務者招へい（３名）や多層的ネットワーク招へい（３名）等、各種招へいスキームを活用し、政府高官及びマスメディアや学生などとの交流を行った。さらに、JENESYS2019 を通じて、約 550 人の青少年を含む交流を行った。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標６－２　各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化　＊

中期目標（--年度）

個別案件での支援等によりインフラ輸出支援を強化するとともに、経済連携協定（EPA）の着実な実施を通じて各国との経済関係を緊密化する。

平成 29 年度目標

１　マレーシア、シンガポール間の高速鉄道建設等、インフラ輸出支援を念頭に、日系企業支援を継続する。

２　各国との経済連携協定（EPA）を確実に実施し、特に日・インドネシア EPA、日フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについては、国家試験の合格率向上、及び候補者の受入れ拡大を目指し、効果的な日本語研修の実施に努める。

施策の進捗状況・実績

１　12 月に入札が開始となったマレーシア・シンガポール間の高速鉄道建設については、新幹線システムの導入に向け、マレーシア及びシンガポールに対し、パンディカー・マレーシア下院議長の訪日（９月）、デバマニ・マレーシア首相府副大臣の訪日（10 月）や堀井巌外務大臣政務官のシンガポール訪問（10 月）、薗浦総理大臣補佐官のマレーシア及びシンガポール訪問（12 月）等の要人往来の機会を捉えて累次の働きかけを積極的に行った。

インドネシアについては、パティンバン新港、ジャワ島北幹線鉄道高速化、ジャカルタ都市高速鉄道（MRT）等の事業について、首脳会談、外相会談、各種二国間協議の機会を捉え、様々なレベルで働きかけを行った。パティンバン新港については、港湾の運営を両国の合弁企業が行うことができるように、ジャワ島北幹線鉄道高速化については、日本の技術や知見を活用して事業が行えるように、さらに、MRT については、現在進んでいる南北線（フェーズ１）において、予定されている開業時期を念頭に、工期等のスケジュールや進捗状況をフォローしつつ、関係する日本企業が円滑に事業を進

められるようインドネシア政府側に働きかけるなど、側面支援を実施した。
　フィリピンについては、10 月のドゥテルテ大統領の訪日時に、「今後５年間の二国間協力に関する日・フィリピン共同声明」を発表し、マニラ首都圏の地下鉄事業を含むインフラ整備等、幅広い分野での協力推進を両国首脳間で合意した。11 月に安倍総理大臣が ASEAN 関連首脳会議でフィリピンを訪問した際には、両国首脳の立ち会いの下、「マニラ首都圏地下鉄計画（フェーズ１）（第一期）」、「幹線道路バイパス建設計画（III）」及び「カビテ州産業地域洪水リスク管理計画」等を含む５件の署名文書の交換が行われた。

２　日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れにおいては、日本の国家試験の模擬試験を実施し、当該試験に出題される専門用語の授業を拡充する等日本語研修の拡充、滞在期間の延長等の各種取組を継続し、平成 29 年度に受け入れた看護師・介護福祉士候補者数は、平成 28 年度の 615 名から 649 名へ増加した。また、平成 29 年度の看護師国家試験における合格率は、平成 28 年度の約 12%から約 15%に向上した。他方、介護福祉士国家試験における合格率は、約 38%となり、平成 28 年度から約 12 ポイント落ち込む結果となった。

平成 30 年度目標

１　各国でのインフラ輸出支援等を念頭に、日系企業支援を継続する。

２　各国との経済連携協定（EPA）を確実に実施し、特に日・インドネシア EPA、日フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについては、国家試験の合格率向上、及び候補者の受入れ拡大を目指し、効果的な日本語研修の実施に努める。

施策の進捗状況・実績

１　インドネシアについては、パティンバン港、ジャワ島北幹線鉄道高速化、ジャカルタ都市高速鉄道（MRT）等の事業について、首脳会談、外相会談、各種二国間協議の機会を捉え、様々なレベルで働きかけを行った。パティンバン港については、港湾の運営を両国の合弁企業が行うことができるように、ジャワ島北幹線鉄道高速化については、日本の技術や知見を活用して事業が行えるように、さらに、MRT については、南北線（フェーズ１）において、予定されている開業時期を念頭に、工期等のスケジュールや進捗状況をフォローしつつ、関係する日本企業が円滑に事業を進められるよう、インドネシア政府側に働きかけるなど、側面支援を実施した。このうち、MRT 南北線については、平成 31 年３月に開業した。
　フィリピンについては、平成 29 年 10 月のドゥテルテ大統領の訪日時に、「今後５年間の二国間協力に関する日・フィリピン共同声明」を発表し、マニラ首都圏の地下鉄事業を含むインフラ整備等、幅広い分野での協力推進を両国首脳間で合意した。これに基づき、11 月には「南北通勤鉄道延伸計画（第一期）」及び「パッシグ・マリキナ川河川改修計画（フェーズⅣ）」に関する交換公文の署名が行われた。

２　日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れにおいては、日本の国家試験の模擬試験を実施し、当該試験に出題される専門用語の授業を拡充する等日本語研修の拡充、滞在期間の延長等の各種取組を継続し、平成 30 年度に受け入れた看護師・介護福祉士候補者数は、平成 29 年度の 649 名から 651 名へ増加した。また、平成 30 年度の看護師・介護福祉士国家試験の合格率は、それぞれ 12.3%、36.7%となった。
　また円滑な受入れのため、訪日前研修、訪日後研修、就労中、国家試験及び試験後のあらゆる段階で関係省庁・機関・受入施設等との連携を通じて、学習支援、試験上の配慮、滞在期間の延長、帰国者への支援等多角的な取組を実施している。

令和元年度目標

１　各国でのインフラ輸出支援等を念頭に、日系企業支援を継続する。

２　各国との経済連携協定（EPA）を確実に実施し、特に日・インドネシア EPA、日フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについては、国家試験の合格率向上、及び円滑な受入れを目指し、効果的な日本語研修の実施に引き続き努める。具体的には、研修の一層の充実、学習支援、試験上の配慮、滞在期間の延長、帰国者への支援等に引き続き取り組む。

施策の進捗状況・実績

1　インドネシアについては、パティンバン港、ジャカルタ都市高速鉄道（MRT）等の事業について、首脳会談、外相会談及び各種二国間協議の機会を捉え、平成 30 年度に引き続き様々なレベルで働きかけを行った。パティンバン港については、港湾の運営を両国の合弁企業が行うことができるように、さらに、MRT については、南北線延伸建設のための「ジャカルタ都市高速鉄道計画（フェーズ２）」に

おいて、予定されている開業時期を念頭に、工期等のスケジュールや進捗状況をフォローしつつ、関係する日本企業が円滑に事業を進められるよう、インドネシア政府側に働きかけるなど、側面支援を実施した。

フィリピンについては、令和２年１月の茂木外務大臣の同国訪問時に、ドゥテルテ政権の「Build,Build,Build」政策を支え、鉄道等のインフラ整備に引き続き協力していく考えを、茂木外務大臣からロクシン・フィリピン外相に伝達。また、首都マニラの主要橋梁であるガダルペ橋及びランビンガン橋の耐震補強のために追加的な円借款を供与する「マニラ首都圏主要橋梁耐震補強計画」の交換公文に署名した。

各国が行っている東京電力福島第一原発事故を受けた日本産食品への輸入規制について、首脳会談、外相会談等の機会を捉え、様々なレベルで働きかけを行った結果、インドネシア政府は規制緩和、シンガポール政府は輸入停止措置解除、ブルネイ政府及びフィリピン政府は輸入規制撤廃を行った。

２　日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れにおいては、令和元年度に受け入れた看護師は、それぞれ 121 名及び 761 名（計 882 名）となった。また、令和元年度の看護師・介護福祉士国家試験の合格率は、それぞれ 16.3％及び 46.0％となった。

また、円滑な受入れのため、訪日前研修、訪日後研修、就労中、国家試験及び試験後のあらゆる段階で関係省庁・機関・受入施設等との連携を通じて、学習支援、試験上の配慮、滞在期間の延長、帰国者への支援等多角的な取組を実施している。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標６－３　平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力

中期目標（--年度）

平和構築に関する支援や関与、民主主義の普及・定着への貢献、防災分野における協力等を実施することにより、地域及び国際的課題に共に対応する。

平成 29 年度目標

１　東ティモールに対するインフラ整備、人材育成等のニーズを的確に把握しつつ、無償資金協力、技術協力等を活用して東ティモールの国づくり支援を継続する。

２　フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については、自治政府発足のための支援を含め引き続きダバオの都市開発、インフラ整備、農業・生計向上等の取組を含め、支援を継続する。

３　インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムの結果を踏まえつつ地域における民主主義の普及を我が国としても後押しすべく、関与を継続する。

４　南シナ海を巡る問題に関しては、法の支配による安定した地域情勢の実現のため、各国への働きかけを継続する。

施策の進捗状況・実績

１　東ティモールの国づくりの一環として、６件の草の根・人間の安全保障無償資金協力、及び４件の日本 NGO 連携無償資金協力の実施を決定した。具体的には、公共診療所施設の建設、給水施設の拡張や小学校の建設計画等、住民生活の質の向上に直接関わる社会サービス分野での支援を重点的に行った。

２　フィリピン・ミンダナオ和平については、自治政府発足のための着実な進展を支援すべく、引き続き国際監視団への開発専門家の派遣、国際コンタクトグループを通じた和平交渉へのオブザーバー参加、コミュニティ開発等の分野において ODA による開発援助を実施した。マラウィ市では、国軍・警察とイスラム過激派武装組織との間で武力衝突が発生し、ドゥテルテ大統領が５月にミンダナオ地域全土に戒厳令を発出したことを受け、７月には、我が国政府は、国内避難民への食料、保健及び水・衛生分野の支援のため約２億２千万円の緊急無償資金協力を実施した。10 月のドゥテルテ大統領の訪日時には、今後５年間の二国間協力に関する共同声明を発表し、マラウィ復興支援を含むミンダナオ支援等の協力を一層強化することを確認した。また、11 月の ASEAN 関連首脳会議の際には、無償資金協力「経済社会開発計画」（マラウィ市復興支援／監視レーダー機材供与）に関する交換公文の署名を行った。

３　12 月にインドネシアで開催された第 10 回バリ民主主義フォーラムには、石井駐インドネシア大使が出席し、アジアを始め、国際社会における民主主義の定着と発展、ひいては地域の平和と反映に最大限貢献していくことを表明した。

４　南シナ海を巡る問題に関しては、法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて、

首脳会談等において関係各国と連携を確認するとともに、インドネシア、フィリピン及びマレーシア等において、海洋安保能力構築支援を行った。例えば、フィリピンに対しては、海上自衛隊練習機 TC－90 を５機及び巡視艇 10 隻、マレーシアに対しては２隻の巡視艇供与を行った。

平成 30 年度目標

１　東ティモールに対するインフラ整備、人材育成等のニーズを的確に把握しつつ、無償資金協力、技術協力等を活用して東ティモールの国づくり支援を継続する。
２　フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については、自治政府発足のための支援を含め引き続きダバオの都市開発、インフラ整備、農業・生計向上、マラウィ復興支援等の取組を含め、支援を継続する。
３　インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムの結果を踏まえつつ地域における民主主義の普及と定着を我が国としても後押しすべく、関与を継続する。
４　南シナ海を巡る問題に関しては、法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋の実現のため、各国への働きかけを継続する。

施策の進捗状況・実績

１　東ティモールの国づくりの一環として、公共診療所建設計画や小学校校舎建設計画を含む６件の草の根・人間の安全保障無償資金協力、及び４件の日本 NGO 連携無償資金協力の実施を決定した。
２　フィリピン・ミンダナオ和平については、和平プロセスの着実な進展を支援すべく、引き続き国際監視団への開発専門家の派遣や、コミュニティ開発等の分野における ODA による開発援助を実施したほか、平成 31 年１月に行われた住民投票へ監視団を派遣した。平成 31 年２月には、ミンダナオの人々の生活の基盤を支える道路整備支援として、２億ドルの借款を供与するための交換公文が署名された。
３　12 月にインドネシアで開催された第 11 回バリ民主主義フォーラムには、石井駐インドネシア大使が出席し、「民主主義は繁栄をもたらすか」をテーマとしてスピーチを行い、参加国に対し、地域における民主主義の定着と発展、地域の繁栄に最大限貢献していくことを表明した。
４　南シナ海を巡る問題に関しては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、首脳会談等において関係各国と連携を確認するとともに、インドネシア、フィリピン及びマレーシア等において、海洋状況把握能力の強化などの海洋安保能力構築支援を行った。

令和元年度目標

１　東ティモールに対するインフラ整備、人材育成等のニーズを的確に把握しつつ、無償資金協力、技術協力等を活用して東ティモールの国づくり支援を継続する。
２　フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については、暫定自治政府の行政能力の強化、インフラ整備、農業・生計向上等の取組を含め、支援を継続する。
３　インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムの結果を踏まえつつ地域における民主主義の普及と定着を我が国としても後押しすべく、関与を継続する。
４　南シナ海を巡る問題に関しては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、各国への働きかけを継続する。

施策の進捗状況・実績

１　東ティモールの国づくり支援の一環として、草の根・人間の安全保障無償資金協力９件、及び、日本 NGO 連携無償資金協力４件の実施を決定した。令和２年１月には、無償資金協力により国立東ティモール大学工学部新校舎及びディリ港フェリーターミナルが竣工し、中山外務大臣政務官が竣工式に出席した。また、東ティモールの若手行政官の日本の大学への留学を可能とする無償資金協力「人材育成奨学計画（JDS)」の第一陣として、８月、若手行政官８名が日本の大学院に留学した。
２　フィリピン・ミンダナオ和平については、令和２年２月には、バンサモロ暫定自治政府の能力開発にかかる無償資金協力２件に署名し、また、３月にはモロ・イスラム解放戦線（MILF）兵士の武装解除を支援するための資金拠出を行うなど、重要な移行期にあるミンダナオ支援に貢献した。
３　12 月にインドネシアで開催された第 12 回バリ民主主義フォーラムには、石井駐インドネシア大使が出席し、「民主主義と包括性」をテーマに各国の代表らとディスカッションを行うとともに、地域における民主主義の定着と発展、地域の繁栄に最大限貢献していくことを表明した。
４　南シナ海を巡る問題に関しては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、首脳会談等において関係各国と連携を確認するとともに、令和２年１月から海上保安庁とインドネシア海上保安機構（バカムラ）の技術協力が開始するなど、各国の海洋安保能力構築に向けた支援

を行った。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標６－４　要人の往来数（日本側は総理大臣及び外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外務大臣）

	中期目標値	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		平成29･30･令和元年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	－	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との協力関係強化等の観点から適切な水準	18	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との協力関係強化等の観点から適切な水準	19	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との協力関係強化等の観点から適切な水準	22	b

測定指標６－５　日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士の受入れの推進

日本語能力試験Ｎ３（日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル）程度の達成率	中期目標値	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		平成29･30･令和元年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	－	90%	91.3%	90%	89.0%	90%	93.4%	b

評価結果（個別分野６）

施策の分析

【測定指標６－１　要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進　＊】

平成 29 年度は、11 月の安倍総理大臣による ASEAN 関連首脳会議出席のためのフィリピン訪問、河野外務大臣のフィリピン、シンガポール及びブルネイ訪問、また、インドネシア副大統領及びフィリピン大統領の訪日が、平成 30 年度は、11 月の安倍総理大臣による ASEAN 関連首脳会議出席のためのシンガポール訪問、河野外務大臣のインドネシア、マレーシア、東ティモール及びフィリピン訪問、そして、マレーシア首相の３回の来日が、令和元年度は、11 月の安倍総理大臣による ASEAN 関連首脳会議出席のためのタイ訪問、茂木外務大臣のフィリピン及びインドネシア訪問が実施されるなど、３年間を通じてハイレベルでの要人の往来が活発に行われ、これらの機会を捉えた各国との対話・交流により二国間の戦略的パートナーシップの強化やインフラ整備を始めとする各種経済分野における協力が促進できた。

（１）平成 29 年度は、特に、ASEAN 議長国であったフィリピンからは、ドゥテルテ・フィリピン大統領以外にも、カエタノ外相（６月）、日フィリピン経済協力インフラ合同委員会におけるフィリピン側の閣僚９名が来日するなど、二国間関係・経済分野での対話・交流・協力の大きな進展があった。事務レベルによる協議としては、平成 25 年以来４年ぶりにインドネシアとの第３回外務・防衛当局間協議（７月）を開催し、安全保障分野での協力を前進させることができた。

また、外交関係樹立 60 周年の節目を迎えたマレーシアについては、４月に皇太子殿下が御訪問され、マレーシア王室及び政府関係者と交流されたことは、築き上げてきた強固な二国間関係を、今後も経済・文化面で、更に結びつきを強めていく上で効果的だった。また、９月にパンディカー・マレ

ーシア下院議長が訪日、二国間の議会交流が促進されたほか、周年事業として能楽、書道、武道などの日本文化を紹介する約 120 の事業が実施され、60 周年にふさわしい二国間文化交流の進展があった。（平成 29 年度：東南アジア島嶼国との友好関係の強化（達成手段①））

（２）平成 30 年度は、特に、首相が３回訪日したマレーシアについて、二国間の緊密な関係の象徴たるマレーシアの「東方政策」のバージョン・アップのため、教育、投資促進、人材育成の分野で協力していくことが確認された。事務レベルによる協議としては、フィリピンとの第４回次官級戦略対話（６月）において二国間から地域・国際社会の重要課題まで、幅広い分野について意見交換し、両国の戦略的パートナーシップの強化を確認し、同国との二国間関係を強化する上で有益だった。

人的・文化交流については、インドネシア国交樹立 60 周年の節目を捉えた友好親善の促進に努め、政府要人の往来のほか、１年間で日本及びインドネシアにおいて合計 329 件の記念事業の実施したほか、JENESYS2018 による約 850 人の青少年を含む交流を通じて各国との民間レベルでの信頼関係構築に寄与することができた。（平成 30 年度：東南アジア島嶼国との友好関係の強化（達成手段①））

（３）令和元年度は、特に、５月の日本経済新聞社主催「アジアの未来」、６月のＧ20 大阪サミット、10 月の即位礼正殿の儀の累次の機会に訪日した所管国の首脳級の要人との間で首脳・外相会談を実施、多岐にわたる分野での協力の進展が確認できたことは、各国との信頼関係強化に効果的だった。また、令和２年１月には茂木外務大臣とルトノ・インドネシア外相との間で日・インドネシア閣僚級戦略対話が実施され、インフラ整備や人材育成等の分野での協力を強化が確認された。

また、マレーシアについて、重要閣僚であるアズミン・アリ経済相が閣僚級招へいで訪日、マレーシア・シンガポール間の高速鉄道、マレーシアにおける日本の大学分校の設置及び防衛関係分野での協力について確認したことは、同国との二国間関係を強化する上で有益だった。（令和元年度：東南アジア島嶼国との友好関係の強化（達成手段①））

【測定指標６－２　各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化　＊】

平成 29 年度から令和元年度においては、シンガポール間の高速鉄道建設や、インドネシアのパティンバン新港、ジャワ島北幹線鉄道高速化、ジャカルタ都市高速鉄道（MRT）等の事業について、首脳級を含む累次の要人往来の機会に働きかけを実施し、日系企業への側面支援を通じて二国間の経済関係を促進した。このうち、特に、MRT 南北線が平成 31 年３月に開業したことは、平成 29 年１月の日インドネシア会談において確認した、経済インフラ整備を通じたビジネス環境改善に係る協力を強化する方針を具体化するものだった。

二国間経済関係の文脈では、特にフィリピンについて、平成 29 年 10 月の首脳会談の際に、「今後５年間の二国間協力に関する日・フィリピン共同声明」を発表し、マニラ首都圏及び地方部におけるインフラ開発を含む、今後進展させるべき幅広い分野での経済協力について両国首脳間で確認するなど、大きな進展があった。（平成 29 年度：東南アジア島嶼国との友好関係の強化（達成手段①））

また、日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れにおいては、平成 29 年度に 649 名、平成 30 年度は 651 名、令和元年度は 882 名を受け入れ、その人数は着実に増加しており、また、日本の国家試験合格者については、平成 26 年の行政事業レビューの結果を受けて、同試験の模擬試験の実施、当該試験に出題される専門用語の授業を拡充する等日本語研修の拡充、滞在期間の延長等の各種取組を、平成 29 年度、平成 30 年度及び令和元年度も引き続き継続した。結果、平成 29 年度国家試験合格者数は、看護師 60 名、介護福祉士 124 名、平成 30 年度は看護師 46 名、介護福祉士 173 名、令和元年度は看護師 28 名、介護福祉士 199 名と、看護師では減少傾向にあるが、介護福祉士では年々増加しており、看護・介護分野での両国の経済関係の促進に向けた前進があった。（平成 29・30・令和元年度：日・インドネシア経済連携に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する訪日後日本語研修事業（達成手段②））

【測定指標６－３　平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力】

平成 29 年度から令和元年度における、東ティモールの国づくり支援、フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援等を通じて、各国及び地域の安定的発展に相当程度寄与することができた。東ティモールでは、インフラ整備や人材育成等のニーズを的確に把握しつつ、公共診療所施設の建設や小学校の建設計画を含め、平成 29 年度及び平成 30 年度にそれぞれ、６件の草の根人間の安全保障無償資金協力及び４件の日本 NGO 連携無償資金協力、また令和元年度に９件の草の根人間の安全保障無償資金協力及び４件の日本 NGO 連携無償資金協力の実施について決定し、東ティモールの国づくりに貢献した。

フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については、平成 29 年度は、人材育成や開発計画の策定など自治政府発足のための支援を含め、様々な支援を継続し、ドゥテルテ大統領の訪日時には、今後５年間の二国間協力に関する共同声明を発表した。同共同声明は、インフラ開発を始めとする二国間の経済協力の更なる発展を促した。平成 30 年度は、国際監視団への開発専門家の派遣や、コミュニティ開

発等の分野におけるODAによる開発援助を実施し、和平プロセスの着実な進展を支援した。また、令和元年度の無償資金協力２件の実施は、平成31年２月に発足したバンサモロ暫定自治政府の能力構築を支援するに効果的だった。

また、バリ民主主義フォーラムについては、インドネシア政府の取組や方向性を踏まえつつ、３年連続して石井駐インドネシア大使が出席し、アジアを始め、国際社会における民主主義の定着と発展、ひいては地域の平和と繁栄に最大限貢献していくことを表明した。（平成29・30・令和元年度：東南アジア島嶼国との友好関係の強化（達成手段①））

【測定指標６－４　要人の往来数（日本側は総理大臣及び外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外務大臣）】

国内、関係国との各種調整の結果、平成29年度は18件、平成30年度は19件、令和元年度は22件の要人往来があり、二国間関係や地域情勢等について高いレベルでの意思疎通を図ることができた。

平成29年度では、特に、ユスフ・カッラ・インドネシア副大統領の来日、ドゥテルテ・フィリピン大統領の来日等が、平成30年度は、マハティール・マレーシア首相の三度にわたる来日等が、令和元年度は、ボルキア・ブルネイ国王を含む複数の各国首脳の来日や茂木外務大臣によるフィリピン及びインドネシア訪問等が、各国との二国間関係の強化に有益だった。測定指標６－１のとおり、 各国との二国間関係の強化に有益だった。（平成 29・30・令和元年度：東南アジア島嶼国との友好関係の強化（達成手段①））

【測定指標６－５　日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士の受入れの推進】

平成29年度は、受入人数の増加に対応しつつ、効果的な日本語研修の実施について取組を行った結果、日本語能力の向上を示す本指標の達成率は平成28年度の89.2%から91.3%に上昇し、目標水準に達した。平成30年度は、同達成率は89.0%にとどまり、わずかに目標水準に至らなかったが、令和元年度には、同達成率が93.4%に上昇し、平成29年度の水準を上回った。平成30年度の実施状況を踏まえた研修委託事業者との緊密な意見交換による研修内容の改善が、達成率の上昇につながった。（平成29・30・令和元年度：日・インドネシア経済連携に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する訪日後日本語研修事業（達成手段②））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）**】**

地政学上重要なシーレーンに位置する東南アジア島嶼部各国（インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシア）との間で、政治・経済・安全保障面など多岐にわたって緊密な外交関係を築くことは、自由で開かれたインド太平洋の実現、また地域の安定と繁栄に不可欠。フィリピン、ブルネイ及びマレーシアは南シナ海の島嶼に対する領有権や特定海域に対する管轄権を主張する国々（クレイマント）でもあり、これら及び近隣諸国と南シナ海問題の平和的解決に向けた協力を強化することは、地域の平和と安定に直結する。また、歴史上我が国と緊密な関係を有するこれらの国との関係を一層強化することは我が国の国際社会におけるプレゼンスの維持・強化の観点から重要である。

また、経済面で成長著しい東南アジア島嶼部各国は、世界各国から重要な市場と認識されており、貿易・投資面においても我が国にとっての重要性が増しているところ、特にインフラ整備などにおいて、我が国として官民が積極的に関与し、成長を取り込んでいく必要がある。さらに、インドネシア、ブルネイ及びマレーシアは主要なエネルギー資源供給国でもある上、当該地域はマラッカ海峡を始め我が国にとって重要なシーレーンを有し、エネルギー安全保障上も極めて重要である。こうした各国との経済分野での関係緊密化により、我が国企業及び国民が経済的に裨益する。

以上を踏まえ、現在のインドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開するという施策目標は妥当であり、各国の特性に注意を払いつつ今後も同目標の達成に取り組んでいく。

【測定指標】

６－１　要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進　＊

「首脳級を含む要人往来による二国間関係の強化、次官級協議等事務レベル協議の実施による政策対話の強化」との平成29年度、平成30年度及び令和元年度目標は、政府全体の二国間交流を幅広くカバーするものであり、適切であったと考える。東南アジア島嶼部各国との信頼関係・協力関係の向上に向け、今後とも要人訪問を効果的に実施していくとともに、政府間、有識者、企業関係者や青少年の交流の活性化に取り組むことが重要であるため、令和２年度目標も引き続き、これらを包含した目標を設定

する。

６－２　各国とのEPAの協議・実施等経済分野での関係緊密化　＊

個別案件を含めたインフラ輸出支援、日・インドネシア EPA及び日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについての研修の着実な実施といった平成29年度、平成30年度及び令和元年度目標は、日本と緊密な経済関係を有する東南アジア諸国とのより一層の関係強化に資するものであり、適切であったと考える。今後も各国との経済関係の緊密化に向け、インフラ需要が多いこの地域において、日系企業を支援する仕組みの強化と個別案件での支援に引き続き取り組む。また、経済分野での関係緊密化の手段としては近年 EPA に基づくもの以外にも多様な協議が実施されていることに鑑み、令和２年度の測定指標についてはEPAの枠組みに限定せず、経済関係協議を広く含めるよう設定する。

６－３　平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力

東ティモールのインフラ整備、フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援、インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムへの関与及び南シナ海を巡る問題に関する働きかけ等を内容とする平成 29 年度、平成 30 年度及び令和元年度目標は、各国及び地域の安定的な発展に資するもので、適切なものであったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、いまだ不安定な諸国・地域への支援を維持・強化していくとともに、法の支配に基づく行動を行うよう各国に働きかけを行っていく。

６－４　要人の往来数(日本側は総理大臣及び外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外務大臣)

要人往来は、各国との関係強化における重要な要素であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため、今後も取り組んでいく必要がある。

６－５　日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士の受入れの推進

日・インドネシア EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについて、「日本語能力試験Ｎ３（（注）日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル）程度の達成率が研修人数の 90%」という平成 29 年度、平成 30 年度及び令和元年度目標は、できる限り多くの者が施設での受入開始時に必要となる語学能力を備えるとの観点から適切な目標であったと考える。今後とも制度改善を進めつつ、効率的な日本語研修の実施に努める。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
アジア
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asia.html）
インドネシア共和国
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/index.html）
シンガポール共和国
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/singapore/index.html）
東ティモール民主共和国
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/easttimor/index.html）
フィリピン共和国
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/index.html）
ブルネイ・ダルサラーム国
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/brunei/index.html）
マレーシア
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/malaysia/index.html）
茂木外務大臣のフィリピン及びインドネシア訪問（令和２年１月８日～11 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea1/page3_003018.html）
・国際協力機構ホームページ
アジア
（https:/www.jica.go.jp/regions/asia/index.html）

個別分野７　南西アジア諸国との友好関係の強化

施策の概要

１　インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化
２　要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進
３　南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）
　五　戦後日本外交の総決算　（地球儀俯瞰（ふかん）外交の総仕上げ）
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）
・日印ビジョンステートメント（平成 30 年 10 月 29 日）
・日印ヴィジョン 2025　特別戦略的グローバル・パートナーシップ　インド太平洋地域と世界の平和と繁栄のための協働（平成 27 年 12 月 12 日）

測定指標７－１　インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化　＊

中期目標（--年度）

各種会談・協議等を通じてインドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップを強化する。

平成 29 年度目標

１　インドとは、特別戦略的グローバル・パートナーシップの関係にあり、新時代を迎えた日印関係を更に拡大・深化させるべく、トップレベルの要人往来を着実に実施する。また、「自由で開かれたインド太平洋戦略」と「アクト・イースト」政策との連携を深化させる。
２　日印外相間戦略対話、及び個別の分野に対応した各種事務レベルでの協議、日印を含めた多国間協議などを通じて、幅広い分野において日印間の協力関係に加え、両国を含む多国間の協力関係を強化させる。
３　インド高速鉄道に関する合同委員会を開催し、資金、技術及び人材育成面での協力について議論する。これまで進めてきた経済案件の一層の進展に加え、地域連結性の強化や、インド進出日本企業数（1,305 社、4,590 拠点（平成 28 年 10 月現在））を増加させるなど、日印経済関係を更に強化させる。
４　日印両国におけるビザの手続きの簡素化、自治体・大学等間における交流の促進、留学生交流数（平成 28 年５月現在の在日インド人留学生数は 1,015 人）の増加など、文化・人的交流分野での協力強化を進める。

施策の進捗状況・実績

１　７月にハンブルク（G20）、11 月にマニラ（東アジア首脳会議（EAS））でそれぞれ日印首脳会談を実施した。９月に安倍総理大臣がインド・グジャラート州を訪問した際に実施された首脳会談では、モディ首相から、「自由で開かれたインド太平洋戦略」（安倍総理大臣が掲げる、自由や法の支配等の国際的な共通の価値観に基づいたインド洋地域と太平洋地域の一体的な発展を目指した外交戦略）と「アクト・イースト」（モディ首相が提唱する、アジア太平洋における具体的協力を推進する政策）を一層連携させることを支持する発言があり、両首脳で、日印両国がインド太平洋地域と世界の平和と繁栄を主導していくことを再確認した。 また、同首脳会談の際に発出された共同声明では、国際社会が新たな課題に直面する中で、共通の戦略目的を進展させるために、両国間のパートナーシップを新たな次元に引き上げるべく協力することが決定された。そのほか、政治・安全保障、北朝鮮を始めとする地域情勢、連結性、経済・経済協力、人材育成等といった幅広い分野での二国間の協力関係の強化について議論が行われた。
２　外相間での年次相互訪問を行う日印外相間戦略対話に関しては、インド外相の体調不良により平成 27 年１月以降中断されていたが、８月には、日印外相電話会談が行われ、早期に外相間戦略対話を行うことが確認され、平成 30 年３月、３年３か月ぶりに開催された。同戦略対話において両外相は、政治・安全保障、高速鉄道や ODA などの経済関係、日本語教育、スポーツ交流や地方交流などの人的交流等の二国間の主要課題について、戦略的観点から幅広い意見交換を行った。また、９月には、ニューヨークで日米印外相会合が開催され、北朝鮮情勢や海洋安全保障・地域連結性に関する議論が行われた。その間、事務レベルにおいては、４月に第３回日インド「海洋に関する対話」、11 月に第５回日印テロ協議、同月に日米豪印局長級協議、12 月に第２回日印観光協議会が開催されるなど、幅広

い分野において協力の具体化が進展した。
3　6月にインド高速鉄道に関する第5回合同委員会を開催し、プロジェクトの円滑な推進のためのモニタリングの仕組みについて議論し、メイク・イン・インディアや人材育成を始めとする高速鉄道計画の進捗を確認した。これを踏まえ、9月の安倍総理大臣によるインド訪問の際、両首脳出席の下で、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道事業に係る起工式典が開催された。インドにおける日系企業数は、1,369社、4,838拠点（平成29年12月現在）となり、平成28年に比べて増加した。
4　9月の安倍総理大臣によるインド訪問の際、安倍総理大臣から、平成29年の日印友好交流年から令和2年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、観光分野等の人的交流を抜本的に拡大すべく、オープンスカイ（航空自由化）合意及びスポーツ交流を歓迎し、映画交流の活発化、今後の更なるビザ緩和を実施する旨が表明された。この結果、平成30年1月から、数次ビザの申請書類の簡素化及び数次ビザの発給対象の拡大が行われた。また、安倍総理大臣は、インド国内の高等教育機関で100の日本語講座が開設されることを前提に、1,000人の日本語教師研修をインドにおいて実施する意図を表明した。在日インド人留学生数については1,298人（前年度：1,100人）に増加している（平成29年6月末現在、出典：法務省在留外国人統計）。

平成30年度目標
1　特別戦略的グローバル・パートナーシップの関係にあり、新時代を迎えた日印関係を更に拡大・深化させるべく、トップレベルの要人往来を着実に実施する。
2　日印外相間戦略対話、及び個別の分野に対応した各種事務レベルでの協議、日印を含めた多国間協議などを通じて、幅広い分野において日印間の協力関係に加え、両国を含む多国間の協力関係を強化させる。
3　インド高速鉄道に関する合同委員会を開催し、資金、技術及び人材育成面での協力について議論するなど、これまで進めてきた経済案件の一層の進展に加え、地域連結性の強化や、インド進出日本企業数（1,369社、4,838拠点（平成29年10月現在））を増加させるなど、日印経済関係を更に強化させる。
4　日印両国におけるビザの手続きの簡素化、自治体・大学等間における交流の促進、留学生交流数の増加（在日インド人留学生数1,298人：平成29年6月末現在）など、文化・人的交流分野での協力強化を進める。

施策の進捗状況・実績
1　10月、モディ首相にとって3回目となる訪日が行われ、安倍総理大臣との間で12回目となる首脳会談が開催された。両首脳が山梨県を訪問し、企業視察、非公式昼食会のほか、安倍総理大臣が自身の別荘に同首相を招いて非公式夕食会を行うなど、特別かつ重層的な日印関係を象徴する訪日となり、両首脳により、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、地域と世界の平和と繁栄を主導していく決意が再度表明された。具体的成果として、外交・防衛閣僚協議（2＋2）の新規立ち上げ、連結性協力の具体的協力案件特定、防衛協力の具体化、高速鉄道を含む計7件の円借款E/N署名、日印通貨スワップの合意、デジタル・パートナーシップの表明、「インド長寿化計画」とアジア健康構想の連携、食品分野における協力、「太陽に関する国際的な同盟の設立に関する枠組協定」の受諾決定等が表明された。
2　平成31年1月に河野外務大臣が就任後初めてインドを訪問し、スワラージ外相との間で、第10回日印外相間戦略対話を開催し、安全保障、経済等の二国間関係や地域情勢、グローバルな課題について議論した。また11月には、G20首脳会合の機会に初の日米印首脳会合が開催された。事務レベルの協議としては、4月に第9回日米印局長級協議、7月に第4回日・インド「海洋に関する対話」及び政策企画協議、12月に第5回日インド包括的経済連携協定（CEPA）合同委員会及び第9回日インド経済戦略会議、平成31年2月に第3回日インド・サイバー協議、平成31年3月に新規に立ち上げられた日印宇宙対話を開催した。
3　4月にインド高速鉄道に関する第7回合同委員会、9月に第8回合同委員会を開催し、プロジェクトの円滑な推進に向け、事業進捗や技術的な課題等について議論するとともに、駅周辺整備に関する会合、人材育成など高速鉄道計画の進捗を確認した。これを踏まえ、10月のモディ首相訪日に際して、第二期円借款供与に係る交換公文及び借款契約への署名を行った。なお、インドにおける日系企業数は、1,441社、5,102拠点（平成30年10月現在）となり、平成29年に比べて増加した。
4　10月のモディ首相訪日の際、安倍総理大臣から、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、観光、ビジネス、スポーツ、有識者、地方政府、国会議員等の人的交流を抜本的に拡大したい旨、また、平成31年1月からのインド国民に対する更なるビザ緩和を決定した旨を述べ、デリーでの日本語教師育成センター立ち上げへの協力に謝意を表しつつ、日本語普及に向け、引き続き

モディ首相の協力を得たい旨述べた。モディ首相は、人的交流の拡大に賛意を示し、査証緩和を歓迎した。在日インド人留学生数については1,727人（前年度：1,298人）に増加している（平成30年６月末日現在、出典：法務省在留外国人統計）。また、平成31年１月の河野外務大臣がインドを訪問した際、人的交流促進を目的にインドの有識者や企業から構成される「印日友好フォーラム」が立ち上げられ、プラブー商工相と共に立ち上げ式に参加した。

令和元年度目標

１　令和元年５月のインド下院総選挙後に新首相、閣僚が就任する予定であるが、特別戦略的グローバル・パートナーシップの関係にある日印関係を更に拡大・深化させるべく、トップレベルの要人往来を着実に実施する。

２　日印外相間戦略対話、及び個別の分野に対応した各種事務レベルでの協議、日印を含めた多国間協議などを通じて、幅広い分野において日印間の協力関係に加え、両国を含む多国間の協力関係を強化させる。

３　インド高速鉄道に関する合同委員会を開催し、資金、技術及び人材育成面での協力について議論するなど、これまで進めてきた経済案件の一層の進展に加え、地域連結性の強化や、インド進出日本企業数（1,441社、5,102拠点（平成30年10月現在））を増加させるなど、日印経済関係を更に強化させる。

４　日印両国におけるビザの手続きの簡素化、自治体・大学等間における交流の促進、留学生交流数の増加（在日インド人留学生数1,727人（平成30年６月末現在））など、文化・人的交流分野での協力強化を進める。

施策の進捗状況・実績

１　６月のＧ20大阪サミット、９月のロシア東方経済フォーラム及び11月のASEAN関連首脳会議において、日印首脳会談を実施した。12月には安倍総理大臣のインド訪問が予定されていたが、現地情勢に関するインド側からの報告を受け、両国間で協議の上、延期となった。各会談を通じて、両首脳は「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を再確認し、日印間で初となる外務・防衛閣僚会合（「２＋２」）の早期実施の合意を含む安保・防衛協力を進める旨を表明した。加えて、第三国協力や連結性強化、高速鉄道事業、人的交流、デジタル分野等における協力につき議論を行った。

２　６月のＧ20大阪サミット時に第11回外相間戦略対話、８月のASEAN関連外相会議において日印外相会談、９月の国連総会時に茂木外務大臣就任後初となる日印外相会談、11月のＧ20外相会合時には外相ワーキング・ディナーを実施した。また11月末には、茂木外務大臣及び河野防衛大臣がインドを訪問し、日印間で初となる外務・防衛閣僚会合（「２＋２」）をデリーで開催した。四大臣は、日印物品役務相互提供協定（ACSA）の締結に向けた大幅な交渉の進展を歓迎したほか、日印安全保障・防衛協力や多国間協力、北朝鮮・南シナ海を含む地域情勢について意見交換を行い、会合後、共同声明を発出した。併せて開催された第12回日印外相間戦略対話では、両外相は、ACSA、第三国協力、インド北東部を含む連結性強化等の重要性を確認するとともに、「自由で開かれたインド太平洋」実現のための連携や第三国協力推進、安保理改革の必要性の認識を共有した。多国間協議としては、６月のＧ20 大阪サミットにおいて日米印首脳会談を実施し、複雑化する安全保障環境について認識を共有しつつ、自由で開かれたインド太平洋の維持・推進における３か国の協力について協議した。９月の国連総会の際には初の日米豪印外務閣僚級協議を実施した。事務レベルでは、12月に第５回日・インド海洋に関する対話を実施した。

３　平成31年３月に開催したインド高速鉄道に関する第９回合同委員会に続き、７月に第10回合同委員会を開催し、プロジェクトの円滑な推進に向け、事業スケジュール等について議論するとともに、駅周辺整備に関する会合や人材育成プログラムなど高速鉄道計画の進捗を確認した。令和２年３月末には、北東州道路網連結性改善計画（フェーズ４）に対する円借款供与に係る交換公文の署名を行い、地域連結性強化にも継続的に取り組んだ。

　なお、インドにおける日系企業数の増加については実績値を集計中（令和２年５月現在）であるものの、インドへの直接投資は増加（平成30年から2,367億円増加）しており、日印経済関係が一層強化された。

４　ビザ手続の簡素化については、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、進展はなかった。地方自治体間交流については、６月に神戸市とアーメダバード市との間で経済交流促進に関する意思確認書に署名が行われた。人的交流も進展し、訪日者数は前年比14%増（暦年）、訪印者数は１%増となった。在日インド人留学生数については1,945人（前年度：1,727人）に増加している（令和元年６月末現在、出典：法務省在留外国人統計）。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標７－２　要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進(インドを除く)　＊

中期目標（--年度）

要人往来や首脳･外相会談及び事務レベルの協議を含む様々なレベルで対話･交流を継続し促進する。

平成 29 年度目標

１　南西アジア地域各国との関係を維持・強化するために、国際会議などの場を利用するなどして、時宜を捉えた各国ハイレベルとの対話を実施する。
２　事務レベルでの協議を通じた二国間関係の継続的強化を図る。また、各国の実情に応じた適切な支援・協力を進め、関係を強化する。
３　各種プログラムなどを通じ、人的・文化交流を更に推し進め、友好関係の強化を図る。

施策の進捗状況・実績

１　６月に、眞子内親王殿下がブータンを御訪問になり、ブータン花の博覧会への御出席等を通じ、両国の友好関係が深まった。また、４月の日・スリランカ首脳会談、９月の国連総会での日・バングラデシュ外相会談に続き、11 月には河野外務大臣がバングラデシュを訪問し、ハシナ首相やアリ外相に対し、バングラデシュの経済社会開発やミャンマー・ラカイン州をめぐる問題の解決に向けた取組をしっかり支援していく決意を示した。また、ミャンマー・ラカイン州からバングラデシュに流入した避難民のキャンプを外務大臣として初めて視察した。また、平成 30 年１月には河野外務大臣がインド太平洋の戦略的要衝にあるパキスタン、スリランカ及びモルディブを訪問するなど、要人往来が活発に行われた。特に、スリランカは日本の外務大臣として 15 年ぶり、モルディブは日本の外務大臣として初の訪問となり、「自由で開かれたインド太平洋戦略」を踏まえつつ地域情勢について、両国間で認識を深化させることができた。平成 30 年３月には、シリセーナ・スリランカ大統領が公式実務賓客として訪日し、「自由で開かれたインド太平洋戦略」を踏まえ、更なる二国間関係強化を図ることができた。
２　事務レベルでは、二国間関係の継続的強化のため、両国関係を始め地域情勢や国際的な課題について意見交換を行う第９回日・パキスタン外務次官級政務協議（10 月）を２年ぶりに開催したほか、軍縮・不拡散協議やテロ対策協議をパキスタンとの間で実施した。平成 30 年１月の河野外務大臣によるモルディブ訪問の際には、政治、経済、文化など幅広い分野について協力を進めていくために、局長級政策対話を立ち上げることで一致した。また、スリランカとは、防衛当局間対話を設置したことに加え、７月には第２回海洋対話を実施し、重層的に交流が活発化した。
３　「JENESYS2017」により、南西アジア８か国から 181 人を招へいした。特に、平成 30 年１月に招へいした南アジア地域協力連合（SAARC）加盟８か国からの社会人 127 人に関しては、東京を訪問した後、複数のグループに分かれて各地方へ移動し、運輸交通、インフラ・エネルギー関連企業及び施設への訪問等を行い、テーマ「連結性」に沿って日本の歴史から最先端の技術・文化を学ぶとともに地方との交流を深めることができた。

平成 30 年度目標

１　南西アジア地域各国との関係を維持・強化するために、国際会議などの場を利用するなどして、時宜をとらえた各国ハイレベルとの対話を実施する。
２　事務レベルでの協議を通じた二国間関係の継続的強化を図る。また、各国の実情に応じた適切な支援・協力を進め、関係を強化する。
３　各種プログラムなどを通じ、人的・文化交流を更に推し進め、友好関係の強化を図る。

施策の進捗状況・実績

１　平成 29 年度に続き、活発な要人往来及び国際会議の場の活用により、時宜を捉えたハイレベルな意見交換が実施され、以下のとおり、各国との二国間関係の強化が図られた。４月にトブゲー・ブータン首相が訪日したほか、６月には河野外務大臣が日本の閣僚として初めてブータンを訪問し、外相会談のほか、国王及び首相への表敬を行い、今次の訪問を契機に日・ブータン関係を一層促進したい旨伝達した。

　５月のバングラデシュのアリ外相の訪日後、河野外務大臣は、８月に外務大臣就任後２回目となるバングラデシュ訪問及び９月の国連総会のハイレベルウィークのそれぞれにおいて連続的に日・バン

グラデシュ外相会談を行い、ラカイン州からの避難民問題の解決のために議論し、バングラデシュとミャンマーとの二国間合意に基づく避難民の「安全、自発的で尊厳のある」帰還を引き続き後押ししていく旨伝達した。また、平成 31 年２月には阿部外務副大臣がバングラデシュを訪問し、コックスバザールにおいて避難民キャンプの状況を視察するとともに、政府要人と会談し、日本政府の立場を改めて伝えた。

パキスタンとの関係では、７月の新政権発足直後の８月に、中根外務副大臣がパキスタンを訪問し、二国間関係の強化に努め、９月の国連総会の際に、外相会談を行い、新政権との関係構築を図った。12 月に薗浦総理大臣補佐官が訪問し、安全保障分野について意見交換を行った。

11 月に新政権が発足したモルディブとの間では、大統領就任式に竹下総理特使を派遣し、12 月上旬の薗浦総理大臣補佐官の同国訪問に続き、同下旬には日・モルディブ外相会談が行われ、新政権との間で「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて協力していくことで一致した。

ネパールについては、11 月に東京で行われた日・ネパール外相会談に続き、平成 31 年１月には河野外務大臣が外務大臣として７年ぶりにネパールを訪問し、二国間定期協議に関する協力覚書に署名する等、二国間関係を強化することができた。

スリランカとの関係では、５月に和泉総理大臣補佐官、９月に中根外務副大臣及び平成 31 年２月に薗浦総理大臣補佐官がそれぞれ同国を訪問し、「自由で開かれたインド太平洋」の下での連結性強化のためのインフラ整備支援や防衛・安全保障・海上安全分野における協力を進展させた。

２　事務レベルでは、二国間関係の継続的強化のため、両国関係を始め地域情勢や国際的な課題について意見交換を行う第 10 回日パキスタン外務次官級政務協議（11 月）を、平成 29 年度に続き実施したほか、安全保障分野の意見交換のために安保対話（４月）及び経済関係の強化のためハイレベル経済協議（４月）を実施した。

バングラデシュとの間で、平成 27 年以来となる第２回外務次官級協議（12 月）を実施し、二国間経済関係や国際的な課題について意見交換を行った。

スリランカとの間では、７月に第３回海洋対話が開催され、10 月にはスリランカ政府主催のインド洋に関する会議に鈴木総合外交政策局長が参加、平成 31 年２月には日スリランカ海軍種幕僚級協議が立ち上げられるなど、防衛・安全保障・海上安全分野における意見交換が活発に行われた。

６月には、平成 30 年１月の日・モルディブ外相会談の際に立ち上げることで一致した日・モルディブ政策対話が初めて実施され、二国間関係の強化や地域・グローバルな課題について意見交換を行った。

３　JENESYS 等

「JENESYS2018」により、南西アジア８か国から 164 人を招へいした。特に、12 月に招へいした南アジア地域協力連合（SAARC）加盟８か国からの大学生等 87 人に関しては、東京を訪問した後、複数のグループに分かれて地方各地へ移動し、テーマ「農業」に沿って、農産物関連を扱う企業及び施設への訪問等を行い、最先端の技術や日本の歴史・文化を学ぶとともに地方との交流を深めることができた。

令和元年度目標

１　南西アジア地域各国との関係を維持・強化するために、国際会議などの場を利用するなどして、時宜をとらえた各国ハイレベルとの対話を実施する。

２　事務レベルでの協議を通じた二国間関係の継続的強化を図る。また、各国の実情に応じた適切な支援・協力を進め、関係を強化する。

３　各種プログラムなどを通じ、人的・文化交流を更に推し進め、友好関係の強化を図る。

施策の進捗状況・実績

１　パキスタンとの関係では、４月にクレーシ外相が訪日し、河野外務大臣と外相会談等を行ったほか、10 月に即位礼正殿の儀への参列のためアルビ大統領が訪日し、安倍総理大臣等と会談を行い、二国間関係の更なる強化の方途を探った。また、令和２年１月にはアズハル経済相が訪日し、麻生財務大臣等と会談した。その後、令和２年３月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、要人往来を始めとする二国間の人的交流は一時的に停滞している。

スリランカとの関係では、４月の連続テロ事件の直後のタイミングである６月に阿部外務副大臣、和泉総理大臣補佐官が相次いで同国を訪問し、対テロ対策支援を行うことでスリランカ側と合意した。また、７月に原田防衛副大臣が訪問したほか、８月に明石スリランカ平和構築及び復旧・復興担当日本政府代表がスリランカ政府の招待で訪問した。加えて、ラージャパクサ新政権誕生後の 12 月に茂木外務大臣がスリランカを訪問し、インフラ整備支援や防衛・安全保障・海上保安分野での協力促進のための意見交換を行い、新政権との関係構築を行った。

ネパールとの間では、10 月の即位礼正殿の儀への参列のためバンダリ大統領が訪日し、安倍総理大臣と初となる首脳会談で地域情勢や経済協力について意見交換を行い、二国間関係強化を確認した。また令和２年１月には中山外務大臣政務官がネパールを訪問し、バンダリ大統領やオリ首相等を表敬し、インフラ整備等の経済協力や両国間の人的・文化的交流、地域・国際情勢等について意見交換を行った。

バングラデシュとの関係では、５月にハシナ首相が訪日し、首脳会談を行ったほか、10 月にハミド大統領が即位礼正殿の儀参列のため訪日し、また、日本からは７月に河野外務大臣がバングラデシュを訪問した。首脳会談や外相会談では、「包括的パートナーシップ」の下での二国間関係強化を確認したほか、ミャンマー・ラカイン州から流入してきた避難民問題への対応について緊密な議論を行った。

モルディブとの間では、４月にモルディブ議会選挙への日本の選挙監視団の団長として鈴木外務大臣政務官がモルディブ入りし、選挙監視を行い、民主主義の発展を後押しした。６月には、薗浦総理大臣補佐官が、モルディブ・パートナーシップ・フォーラムへの出席のためモルディブを訪問し、大統領を含む要人と会談を実施し、平成 30 年 12 月の同補佐官のモルディブ訪問以降の二国間協力の進展を確認するとともに、更なる協力に向けた議論を行った。10 月には即位礼正殿の儀への参列のため、ソーリフ大統領が初訪日し、安倍総理大臣との間で初となる日・モルディブ首脳会談を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を確認した。また、大統領の訪日にはシャーヒド外相が同行し、茂木外務大臣との間で日・モルディブ外相会談を実施し、日・モルディブ間の協力について意見交換を実施した。

ブータンとの間では、10 月に即位礼正殿の儀への参列のためワンチュク国王陛下が訪日し、安倍総理大臣との間で会談を実施し、経済協力や人的交流の促進について意見交換を実施した。

２　事務レベルでの協議に関しては、パキスタンとの間では、二国間関係の継続的強化のため、両国関係を始め地域情勢や国際的な課題について意見交換を行う第 11 回日・パキスタン外務次官級政務協議（令和２年１月）を開催したほか、安保対話（６月）、ハイレベル経済協議（７月）を実施した。

ネパールとの間では、令和２年２月に平成 28 年以来となる第３回日・ネパール外務省間政務協議を実施し、二国間関係、経済・経済協力、人的・文化交流、地域情勢や国際社会における協力について意見交換を行った。

モルディブとの間では、８月に第２回日・モルディブ政策対話をモルディブで実施し、政治・安全保障、経済・経済協力、人的交流、地域情勢など幅広い分野について意見交換を実施した。

３　「JENESYS2019」により、南アジア地域協力連合（SAARC）加盟８か国から 162 人を招へいした。特に、令和２年１月に招へいした大学生等 82 人に関しては、東京を訪問した後、複数のグループに分かれて地方各地へ移動し、テーマ「通信」に沿って、通信関連施設や企業への訪問等を行い、最先端の技術や日本の歴史・文化を学んだ。また、地方との交流を深めるとともに、南アジア諸国から参加した招へい者間での南西アジア地域の間での交流・相互理解を促すことができた。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：　b

測定指標７－３　南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

中期目標（--年度）

南西アジア地域各国において、自由や法の支配といった国際的な基本的価値の共有を図るとともにインフラを含む開発支援、能力構築支援を通じて地域連結性を強化する。また、各地域枠組みを活用してより広域における連結性の強化を図る。これらを通じ、南西アジア地域及びより広くインド太平洋地域全体の平和と繁栄にも貢献する。

平成 29 年度目標

１　我が国の「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下、各国との間で以下の取組を進めていく。

（１）航行の自由、法の支配など基本的価値の普及と定着

（２）港湾、鉄道などのインフラ整備を通じた連結性強化、経済連携の強化、ビジネス環境整備などによる経済的繁栄の追求

（３）海洋法執行能力の向上支援、海賊対策、テロ対策、防災などを含む安全保障上の協力

２　南アジア地域連合(SAARC)、環インド洋連合(IORA)、ベンガル湾多分野技術協力イニシアティブ(BIMSTEC)といった地域枠組みとの連携を強化するため、協議や意見交換、各種会合に参加し、「自由で開かれたインド太平洋戦略」を始めとする我が国の政策の発信・浸透を図る。

施策の進捗状況・実績

1　「自由で開かれたインド太平洋戦略」の主要なパートナーであるインドを始め、スリランカやモルディブから、それぞれ首脳や政務レベルの往来時に「自由で開かれたインド太平洋戦略」への支持表明を得ることができた。また、インドにおける高速鉄道起工式典の開催や北東州道路網連結性改善計画を始めとする各種のインフラ整備を通じた連結性強化や、インドとの投資促進ロードマップの合意等によるビジネス環境の整備が促進された。

スリランカでは、4月にウィクラマシンハ首相が訪日した際に、紛争影響地域等で基礎インフラ整備に係る地方インフラ開発計画の円借款、配水システムの再構築に係る円借款及びトリンコマリー港の整備に係る無償資金協力について書簡を交換した。

パキスタンにおいては、日本による支援の重点分野である社会基盤の改善のため、防災機材供与、ノンフォーマル教育に対する支援、若者支援、ポリオ撲滅支援等の無償資金協力を行ったほか、テロ対策に取り組む同国を支援するため、主要空港への保安機材整備や、帰還した国内避難民の生計回復支援の無償資金協力を行った。

また、ネパールにおいては、民主主義定着の支援の観点から、12月、ネパールの新憲法の下で初めて実施された連邦下院・州議会選挙に、堀井巌外務大臣政務官を団長とした日本政府選挙監視団を派遣し、同選挙が、透明かつ公正な形で平和裏に実施されることを支援するために、投票所の視察を実施した。

バングラデシュへは、平成30年1月に薗浦総理大臣補佐官が訪問し、日本の円借款で建設されるマタバリ超々臨界圧石炭火力発電の起工式に出席し、石炭火力発電所や港湾といったマタバリの開発を含むベンガル湾産業成長地帯（BIG－B）構想の重要性に関するスピーチを行ったほか、11月には、ミャンマー・ラカイン州をめぐる問題に伴うバングラデシュへの避難民への支援として、1,500万ドルの緊急無償資金協力を実施し、平成29年度補正予算として30億円の支援を実施した。

2　我が国が対話パートナー国として参加し、インド洋沿岸諸国が加盟する環インド洋連合（IORA）については、10月、南アフリカにおいて開催された第17回閣僚会合に、廣木駐南アフリカ大使が出席し、法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋地域や地域における海洋安全保障及び連結性の強化の重要性に関するスピーチを行った。SAARCやBIMSTECについては、両枠組み内での議論が停滞していることから、我が国としての貢献も限られたものとなったが、加盟国との二国間会談やマルチ会合の場を活用して、これら枠組みの活用や関連地域の開発について議論を行った。

平成30年度目標

1　我が国の「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下、各国との間で以下の取組を進めていく。

（1）航行の自由、法の支配など基本的価値の普及と定着

（2）港湾、鉄道などのインフラ整備を通じた連結性強化、経済連携の強化、ビジネス環境整備などによる経済的繁栄の追求

（3）海洋法執行能力の向上支援、海賊対策、テロ対策、防災などを含む安全保障上の協力

2　南アジア地域連合(SAARC)、環インド洋連合(IORA)、ベンガル湾多分野技術協力イニシアティブ(BIMSTEC)といった地域枠組みとの連携を強化し、「自由で開かれたインド太平洋戦略」を始めとする我が国の政策の発信・浸透を図る。

施策の進捗状況・実績

1　平成29年度に引き続き、「自由で開かれたインド太平洋」構想に向けた主要なパートナーであるインドを始め、スリランカや平成30年に新政権が発足したパキスタン、モルディブとの間で、それぞれ首脳や政務レベルの往来時に同構想の重要性について一致した。また、10月のG20の際には、インド太平洋におけるパートナーである日米印3か国の首脳が初めて一同に会した。

インドにおいては、10月にモディ首相が訪日した際の日印首脳会談において、（1）朝鮮半島非核化に向けて日印で協力していくことで一致するとともに、南アジア情勢について意見交換を実施、（2）安倍総理大臣から、高速鉄道では新たな円借款供与等の着実な進展を歓迎し、インド在来線の鉄道安全に貢献すべくJICA技術協力を実施中である旨、高速鉄道や連結性強化に資するインド北東部での橋梁建設等を含む7件の円借款供与を決定した旨述べ、モディ首相から謝意が表明された、（3）安倍総理大臣から、物品役務相互提供協定（ACSA）の正式交渉開始、海洋安全保障に関する海上自衛隊とインド海軍の協力取決め作成、全軍種間での交流強化、日印宇宙対話の立ち上げ等、着実な進展を歓迎する旨述べ、モディ首相からも安全保障での協力が進展しており評価するとの発言があった。

スリランカでは8月に無償資金協力で建造した巡視艇2隻のスリランカ政府への引き渡しを行ったほか、平成31年3月に、スリランカにおける女性及び若者の権利向上等のための無償資金協力や

コロンボ都市交通システム整備に関する円借款に関する書簡の交換がそれぞれ行われた。
　パキスタンにおいては、民主主義定着の支援の観点から、７月の総選挙に堀井巌外務大臣政務官を団長とした日本政府選挙監視団を派遣し、同選挙が、透明かつ公正な形で平和裏に実施されることを支援するために、投票所の視察を実施した。また、日本による支援の重点分野である社会基盤の改善のため、防災機材供与、ポリオ撲滅支援等の無償資金協力を行ったほか、テロ対策に取り組む同国を支援するため、帰還した国内避難民の生計回復支援の無償資金協力を行った。
　ネパールにおいては、平成 27 年４月の大規模地震後以降、震災復興・災害に強い国づくりを支援しており、シンズリ道路復旧の無償資金協力を行ったほか、社会・経済基盤整備、貧困削減・生活の質向上のため、学校セクター開発計画、食糧援助の無償資金協力を行った。
　バングラデシュにおいては、８月の河野外務大臣、平成 31 年２月の阿部外務副大臣のバングラデシュ訪問などを通じて、バングラデシュの要人と二国間関係に加え地域情勢に係る議論を行った。また、８月にはバングラデシュ沿岸部及び内陸水域でのサイクロン等による毎年発生する遭難事故における人命救助のための救助艇供与のための無償資金協力を行ったほか、ミャンマー・ラカイン州からバングラデシュに流入した避難民のための支援を国際機関や NGO を通して実施した。
　モルディブにおいては、11 月の新大統領の就任式への竹下総理特使の派遣に続き、12 月には薗浦総理大臣補佐官が訪問し、新政権との協力関係構築を行ったほか、油濁処理機材に関わる無償資金協力の書簡の交換が行われた。
２　我が国が対話パートナー国として参加している IORA については、11 月に行われた閣僚級会合に、山田外務大臣政務官が日本の政務として初めて出席し、法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋地域や地域における海洋安全保障及び連結性の強化の重要性、並びに日本の取組に関するスピーチを行った。SAARC や BIMSTEC については、両枠組み内での議論や第三国との議論が停滞していることから、我が国としての貢献も限られたものとなったが、加盟国との二国間会談や多国間会合の場を活用して、これら枠組みの活用や関連地域の開発について議論を行った。

令和元年度目標
１　「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、各国との間で以下の取組を進めていく。
（１）航行の自由、法の支配など基本的価値の普及と定着
（２）港湾、鉄道などのインフラ整備を通じた連結性強化、経済連携の強化、ビジネス環境整備などによる経済的繁栄の追求
（３）海洋法執行能力の向上支援、海賊対策、テロ対策、防災などを含む安全保障上の協力
２　南アジア地域連合(SAARC)、環インド洋連合(IORA)、ベンガル湾多分野技術協力イニシアティブ(BIMSTEC)といった地域枠組みとの連携を強化し、「自由で開かれたインド太平洋」構想を始めとする我が国の政策の発信・浸透を図る。

施策の進捗状況・実績
１　「自由で開かれたインド太平洋」構想の主要なパートナーであるインドを始めとする南西アジア諸国との間で、首脳及び政務レベルの往来時の会談等の場において同構想の重要性について一致した。
　インドにおいては、６月、９月及び 11 月に行われた日印首脳会談を通じて、両首脳は、①南アジア及びインド太平洋情勢について意見交換を実施し、②高速鉄道事業の成功に向け事業の着実な進展及び質の高いインフラを通じた連結性協力に一致し、③航行の自由や法の支配を含むインド太平洋の共通ビジョンの実現に向けた取組、安全保障分野、デジタル分野、第三国協力、防災での協力を積極的に進めていくことを確認した。また、６月のＧ20 大阪サミットの際には、平成 30 年 10 月に続き、第２回目となる日米印首脳会談が開催され、海洋安全保障、宇宙・サイバー空間を含む新たな領域における安全保障、質の高いインフラ投資の推進等を含む様々な分野で協力を推進していくことで一致した。
　パキスタンにおいては、日本による支援の重点分野である社会基盤の改善のため、ポリオ撲滅支援やアフガン難民及びホストコミュニティのための保健、教育、水、衛生環境改善支援等の無償資金協力を行ったほか、平和と安定の確立のため、一部地域における法の支配強化支援等の無償資金協力を行った。
　バングラデシュにおいては、５月の首脳会談において、国際社会の安定と繁栄のための自由で開かれたインド太平洋という考えを共有した。また、連結性強化、質の高いインフラ整備、投資環境改善を柱とするベンガル湾産業成長地帯（BIG－B）構想の下で南部チッタゴン開発を中心に引き続き協力していくことを確認した。
　スリランカにおいては、５月に、コロンボ南港の開発に関する日本、インド及びスリランカの間の協力に関する運営の署名を行ったほか、９月には、テロ・治安対策のための無償資金協力に関する書

簡の交換を行った。
　ネパールにおいては、10 月に日本の支援によるネパール初の道路トンネルであるナグドゥンガ・トンネル建設の起工式が行われたほか、電力、運輸、上下水道等のインフラ整備や、民間セクター開発、食料援助等の社会・経済基盤整備支援が行われた。
２　我が国が対話パートナー国として参加している IORA については、11 月に行われた閣僚級会合に、中谷外務大臣政務官が出席し、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた IORA との連携、及び TICAD７の際の「西インド洋における協力特別会合」の開催や海洋安全保障の促進に向けた能力構築支援や巡視艇の供与等の日本の取組に関するスピーチを行った。また、同 11 月、中山外務大臣政務官は訪日したノクエ IORA 事務局長との間で IORA との協力について意見交換を実施した。SAARC 及び BIMSTEC については、両枠組み内での議論や第三国との議論が停滞していることから、我が国としての貢献も限られたものとなったが、加盟国との二国間会談や多国間会合の場を活用して、これら枠組みの活用や関連地域の開発について議論を行った。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標７－４　要人往来数

外交青書資料編に揃える。 日本側は皇室、総理大臣、衆参両議院議長、閣僚、外務副大臣、外務大臣政務官の外国訪問。相手国は国家元首、王族、首相、国会議長、外相、外相より上位の閣僚、国際機関の長で、日本の外務大臣、外務大臣より上位の閣僚と会談のあったもの。	中期目標値	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		平成29･30･令和元年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	－	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との関係促進等の観点から適切な水準	23	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との関係促進等の観点から適切な水準	36	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との関係促進等の観点から適切な水準	23	b

参考指標：日本と南西アジア諸国間の年間貿易額（億円）

（出典：財務省貿易統計）	実績値			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	20,534	24,516	26,048	23,851

評価結果（個別分野７）

施策の分析

【測定指標７－１　インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化　＊】

平成 29 年度の安倍総理大臣によるインド訪問の際に発出された共同声明において両国間のパートナーシップを新たな次元に引き上げるべく協力することが決定され、翌平成 30 年度のモディ首相による訪日は、安倍総理大臣が自身の別荘に同首相を招いて非公式夕食会を行うなど、特別かつ重層的な日印関係を象徴する訪問となった。こうした首脳往来、また、多国間会合の機会に行われた首脳会談を通じて、伝統的な経済・経済協力に加えて、安全保障の分野でも二国間関係を一層強化することができた。外相間でも、４度の日印外相間戦略対話開催を始めとした数多くの会談を開催し、３年間を通して連携関係を深めることができた。特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化を図る上で、特に有益だったと思われる取組は以下のとおり。（平成 29・30・令和元年度：南西アジア諸国との友好関係の強化（達成手段①））

１　第１回日印外務・防衛閣僚会合（「２＋２」）
　外務・防衛閣僚会合（「２＋２」）については、平成 30 年の首脳会談の際に新規立ち上げを表明し、累次にわたる調整の結果、令和元年 11 月に初会合を開催した。その際、日印協力に加え、多数国間協力、地域及び国際情勢（ASEAN、北朝鮮、南シナ海等）につき議論することで、両国の安全保障・防衛協力を推進する上で効果があった。
２　日印物品役務相互提供協定（ACSA）
　日印物品役務相互提供協定（ACSA）は、両国間の安全保障・防衛協力の更なる強化に資するものであり、平成 30 年 10 月の日印首脳会談において、締結に向けた交渉を開始することで一致し、令和元年 11 月の第１回日印外務・防衛閣僚会合（「２＋２」）において交渉の大幅な進展を歓迎した。こうした成果は、今後の交渉進展に向けた機運を一層高める上で効果があった。
３　高速鉄道
　インド高速鉄道については、平成 29 年９月の安倍総理大臣訪印時に本事業にかかる起工式典を開催し、第１期円借款の E/N に署名、さらに、翌平成 30 年 10 月のモディ首相訪日時に第２期円借款の E/N に署名し、着実に事業を踏み出したことで、新幹線システムを活用したインド初の高速鉄道事業を二国間協力の象徴の一つと位置づける上で大きな効果があった。
　過去３年間で６回のハイレベル合同委員会を開催し、プロジェクトの円滑な進捗に向け累次の協議を重ねたことは有意義だった。
４　経済関係及び人的交流
　日印間の経済関係及び人的交流については、インドにおける日系企業数の増加（平成 29 年 1,369 社 4,838 拠点、平成 30 年 1,441 社 5,102 拠点）や、ビザ手続きの簡素化等に下支えされた両国間の人の往来の活発化に見られるように、堅調に進展していたものの、令和２年１月以降、新型コロナウイルスの発生・感染拡大に伴い、日印間の経済関係・人的交流は一時的に停滞し、先行きが極めて不透明になり始めた。

【測定指標７－２　要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進（インドを除く）　＊】
　３年間を通じて、活発な要人往来及び国際会議の場の活用により、時宜を捉えたハイレベルな意見交換が実施され、特に、スリランカにおいては 15 年ぶり、ネパールにおいては７年ぶりに外務大臣がそれぞれを訪問し、モルディブやブータンでは外務大臣による初めての訪問が実現したことは、各国との二国間関係の強化を図る上で大きな意義があった。また、パキスタンにおいては過去３年間毎年、ネパールにおいては４年ぶりに次官級又は局長級政務協議が実施され、要人往来をフォローアップする形で様々な事務レベルでの協議を行うことができた。（平成 29・30・令和元年度：南西アジア諸国との友好関係の強化（達成手段①））
１　パキスタンについては、過去３年間で相互訪問時を含め３回にわたって外相会談を行ったほか、パキスタン大統領の８年ぶりの訪日が実現し、これまでの両国間の友好関係の確認及び今後の協力の可能性等について有意義な議論を行うことができた。また、各分野における協議やそれを総覧する外務次官級政務協議の開催（過去３年計３回）及びハイレベル経済協議の定期開催により、事務レベルでの幅広い分野における意見交換を通じて二国間関係をより強固なものにすることができた。なお、令和２年３月以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、要人往来を始めとする二国間の人的交流の促進が困難な状況となっている。
２　バングラデシュとの関係では、令和元年５月のハシナ首相訪日時の首脳会談、河野外務大臣による３度の訪問及び６回にわたる外相会談において、「包括的パートナーシップ」の下での二国間関係強化、地域情勢・国際社会での関係強化を確認できた。これらの会談でミャンマー・ラカイン州から流入してきた避難民の問題について緊密な議論を行い、特に、河野外務大臣がミャンマー・ラカイン州からバングラデシュに流入した避難民キャンプを平成 29 年及び令和元年と２度訪問し、現地視察及び関係者との意見交換を行ったことは、避難民やホストコミュニティへの支援及び避難民帰還に向けた取組を後押ししていく上で有意義だった。
３　スリランカとの関係では、平成 29 年４月のウィクラマシンハ首相訪日、平成 30 年１月の河野外務大臣による日本の外務大臣として 15 年ぶりとなる訪問、平成 30 年３月のシリセーナ・スリランカ大統領訪日など、要人往来が非常に活発であり、その際、各種協力に関する働きかけを行うことができた。令和元年 12 月には、茂木外務大臣が訪問し、新政権との関係構築ができたことは、二国間関係の強化を図る上で有意義だった。また、令和元年には、スリランカにおける連続テロ事件の直後となる６月に阿部外務副大臣、和泉総理大臣補佐官が相次いで訪問し、対テロ対策支援を行うことでスリランカ側と合意したほか、過去３年間、海洋対話、防衛当局間対話、海軍種幕僚級協議等、防衛・安全保障・海上保安分野における種々の対話を実施することができ、様々な分野での協力を進めること

ができた。

4　ネパールとの関係では、平成30年11月にギャワリ外相が訪日した際の外相会談において、日・ネパール直行便就航の実現による人的交流の期待が示された後、平成31年１月に河野外務大臣が外務大臣として７年ぶりに訪問し、両大臣間で日・ネパール航空協定の付表の改正に関する交換公文の署名を行ったことは、二国間の人的交流の促進につながる直行便就航に向けた大きな前進となった。その後、令和元年８月に関西－カトマンズ間、また、令和２年３月に成田－カトマンズ間において直行便就航に至った。令和元年10月の即位礼正殿の儀の際にはバンダリ大統領が訪日し、安倍総理大臣と初となる首脳会談を行い、二国間関係強化を確認することができた。令和２年２月、前回から４年ぶりに実施された第３回日本・ネパール外務省間政務協議では、経済協力や人的交流を含めた様々な分野の意見交換が行われた。

5　モルディブとの関係では、平成30年１月に、河野外務大臣が日本の外務大臣として初めてモルディブを訪問したことは、二国間の信頼醸成の観点から効果的だった。特に、同訪問時に局長級政策対話を立ち上げることで一致したことを受け、平成30年６月に初めて、令和元年８月には第２回の日・モルディブ政策対話を実施し、政治・安全保障、経済・経済協力、人的交流、地域情勢など幅広い分野について意見交換を実施できた点は有意義だった。また、平成30年11月のモルディブにおける新政権発足以降、大統領就任式への竹下総理特使の出席や同年12月の薗浦総理大臣補佐官によるモルディブ訪問、同月のシャーヒド・モルディブ外相ほか閣僚２名の訪日等、時宜を得た要人往来を実施したことで、伝統的に友好的な二国間関係をより強固なものにすることができ、令和元年10月のソーリフ大統領の初訪日及び安倍総理大臣との間での首脳会談を有意義なものにすることができた。

6　ブータンとの間では、平成29年の眞子内親王殿下による御訪問のほか、平成30年６月には河野外務大臣が日本の閣僚として初めてブータンを訪問し、外相会談のほか、国王陛下及び首相への表敬を行ったことは、長年にわたる友好的な二国間関係を一層強化する上で有意義だった。また、令和元年10月に訪日したワンチュク国王陛下との間で首脳会談が行われ、経済協力や人的交流の促進にかかる意見交換を通じて、両国の友好関係をさらに深めることができた。

【測定指標７－３　南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施】

３年間を通じ、「自由で開かれたインド太平洋戦略」の主要なパートナーであるインドを始めとする南西アジア各国から、首脳や政務レベルの往来時に「自由で開かれたインド太平洋」への支持表明を得ることができたことは、この地域の平和と繁栄に向け有意義だった。（平成29・30・令和元年度：南西アジア諸国との友好関係の強化（達成手段①））

1　経済協力・支援

パキスタンとの関係では、同国のニーズを踏まえ、平成29年から防災機材供与やノンフォーマル教育に対する支援、若者支援、ポリオ撲滅支援等の無償資金協力を行っているほか、テロ対策に取り組む同国を支援するため、主要空港への保安機材整備や、帰還した国内避難民の生計回復支援の無償資金協力を行うなど、社会基盤の改善や平和と安定の確立に資する効果的な支援を行うことができた。平成30年７月の総選挙に堀井巌外務大臣政務官を団長とした日本政府選挙監視団を派遣し、投票所の視察を実施したことは、民主主義定着の支援の観点から有意義だった。

バングラデシュとの関係では、令和元年５月の首脳会談において、国際社会の安定と繁栄のための「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた考えを共有した。また、ベンガル湾産業成長地帯（BIG－B）構想の下で南部チッタゴン開発を中心に引き続き協力していくことを確認したことは、投資環境改善による日本企業進出の促進や質の高いインフラ開発による連結性強化及び地域の発展に寄与するものであった。

スリランカとの関係では、平成29年４月の復興地域等における地方インフラ整備に係る円借款及び港湾設備関連機材供与に関する無償資金協力や、平成30年８月の巡視艇２隻のスリランカ政府への引き渡し及び同巡視艇を使用した油防除研修・訓練の実施、令和元年５月のコロンボ南港開発に関する運営の署名等、「自由で開かれたインド太平洋」実現に向けた支援・協力を様々な分野でバランスよく進めることができた。

ネパールとの関係では、経済協力分野において日本の支援によるナグドゥンガ・トンネル建設計画の起工式が令和元年度に行われた。起工式にはオリ首相が出席し日本の支援を高く評価する等、ネパール初の道路トンネルである本建設計画は、中国のネパールへの経済協力におけるプレゼンスが拡大する中で、我が国の国際スタンダードに沿った持続的で質の高い経済協力をアピールする上で効果があった。また、平成29年度、堀井巌外務大臣政務官を団長とする日本政府選挙監視団による連邦下院・州議会選挙の投票所の視察等の選挙支援を実施したことで、自由で公正な投票が平穏のうちに行われ、ネパール新憲法に基づく民主主義の定着に効果があった。

モルディブ及びブータンとの間では、ハイレベルの要人往来を実施し、各種会談の中で、「自由で

開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を累次にわたり確認することができた。

２　連結性・第三国協力

連結性の強化については、年次の日印首脳会談において、円借款事業「北東州道路網連結性改善計画」の実施や日印アクト・イースト・フォーラムの立ち上げを通じたインド北東部開発における日印協力を進展させたことで、ASEAN との連結性強化にもつながり、我が国の「自由で開かれたアジア太平洋」とインドの「アクト・イースト政策」の相乗効果を生み出す上で有益であった。

また、バングラデシュにおける道路網及び鉄道整備など日印が第三国協力を推進したことは、質の高いインフラ整備等の協力を通じて、両国が第三国で協力して貢献するコミットメントを示す効果があった。

３　日米印協力

日米印については、過去の局長級会合や外相会合に加えて、平成 30 年 11 月に初の首脳会合が開催され、その際、海洋安全保障や連結性の分野を中心とする協力の強化を確認し、さらに令和元年６月の第２回首脳会合では、宇宙・サイバー空間を含む新領域における安全保障や質の高いインフラ投資を含む幅広い分野で協力を強化していくことで一致した。こうした成果は、日印のみならず、米国を加えた３か国協力を前進させる上で効果があった。

【測定指標７－４　要人往来数】

平成 29 年度は 23 人、平成 30 年度は 36 人、令和元年度は 23 人と推移したが、特に、平成 30 年度は日本の外務大臣として初めてとなるモルディブ訪問を始め、これまで要人往来が比較的少なかった国との間での往来が活発になった。令和元年度は、閣僚級の要人往来が続く中、10 月には即位礼正殿の儀への参列のため、各国の首脳級要人が訪日した。しかし、令和２年１月以降、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、３月に予定していた要人往来が延期となった。（平成 29・30・令和元年度：南西アジア諸国との友好関係の強化（達成手段①））

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**

１　南西アジア地域各国は、おおむね高い経済成長を実現し、新興国として国際社会での存在感を高めつつあり、また、我が国にとってはシーレーン（海上交通路）上の要衝に位置し地政学的な重要性を有するほか、約 16 億人の域内人口を擁する潜在的な市場として、経済面でも関係を強化していく必要がある。加えて、地域各国は伝統的に親日国が多く、日本が同地域の平和と繁栄に貢献することに対して各国からの理解と支持を得て、国際社会における協力関係を継続して強化させる観点からも、各国との間の友好関係の強化が不可欠である。

２　特に近年経済成長の著しいインドは、12 億を超える人口を擁しており、民主主義や市場経済、法の支配といった我が国と共通の価値を有し、アジア地域ひいては国際社会の平和と繁栄のために協力すべきパートナーとして、安全保障や経済等幅広い分野での関係強化が求められる。

３　一方、南西アジア地域各国は依然として貧困、民主化の定着、テロなどの課題を抱え、また、洪水や地震等の災害にも脆弱な地域であり、我が国が同地域の経済・社会開発や、民主化・民主主義の定着や平和構築、自然災害に対する人道・復旧に向けた支援を行うことが、同地域の安定と繁栄や我が国との関係強化のために極めて重要である。

以上のとおり、現在の施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

７－１　インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化　＊

上記の施策の分析のとおり、過去３年間、首脳間や外相間の接触は頻繁に行われ、日印「２＋２」の開催や ACSA 交渉の大幅な進展など、日印間の特別戦略的グローバル・パートナーシップは拡大・深化してきた。他方で、令和元年度末以降の新型コロナウイルス感染症の大規模な広がりにより、日印間の経済関係や人的交流は一気に冷え込むこととなった。よって、令和２年度においては、まず何より首脳間や外相間、さらには事務レベルの協議等の機会を活用し、冷え込んだ日印間の経済関係や人的交流を元に戻すことが喫緊の課題。その上で、安全保障、防災、健康医療、文化交流等幅広い分野での強化を更に高めていくことを目標とする。

７－２　要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進(インドを除く)＊

パキスタンとの関係では、令和元年度末以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、人的交

流が一時的に停滞しているが、同国との友好関係の更なる発展のため、感染拡大が収束次第、要人往来の実現を含め、両国間の対話・人的交流を活発化させる。

スリランカ新政権との関係構築のために、引き続き、要人往来や首脳・外相会談を含め様々なレベルでの対話・交流を推進していく。一方で、対話・交流を各種協力の成果につなげるために成果文書の作成、フォローアップ・リストの作成、フォローアップ協議等を開催し、できる限り成果につなげられるようにする。

バングラデシュとの関係では、 令和３（2021）年バングラデシュ独立 50 周年や令和４（2022）年外交関係樹立 50 周年など、節目となるタイミングでの要人往来を行い、「包括的パートナーシップ」の下での二国間関係を深化させるとともに、ラカイン州からの避難民の早期帰還に向けて協力していく。また、事務レベルでの協議をより緊密に行っていく。

ネパールにおいては、施策分析のとおり、過去３年間で両国の外務大臣の往来や大統領の初訪日等、要人往来は以前と比べ活発化し二国間関係の強化に取り組んできた。令和２年度はこの成果を踏まえ、二国間の様々な分野における協力関係の強化のため、人的往来の実施を多岐にわたるレベルで取り組む。また、第３回日本・ネパール外務省間政務協議が４年ぶりに開催されたが、「自由で開かれたインド太平洋」への理解及び経済協力案件課題への対処のため、令和２年度は事務的レベルの協議や二国間のハイレベルによる会談を通じ、ネパール側の理解促進に取り組む。

モルディブ及びブータンとの間で引き続き時宜を得た要人往来を実施し、ハイレベルでの意見交換の機会を設けることで、伝統的な友好関係を一層進展させていく。また、事務レベルの協議を通じ、様々な分野における二国間の協力を拡大させていく。

７－３　南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

パキスタンとの関係では、我が国の開発協力方針に基づき、同国の安定・繁栄に資する支援を引き続き行っていく。

バングラデシュとは、地域の安定・繁栄のため「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて協力していく。特に、ベンガル湾産業成長地帯（BIG－B）構想の下で地域の連結性強化に資する支援・協力を引き続き実施していく。同時に、社会経済開発も継続していく。

スリランカとの関係では、「自由で開かれたインド太平洋」の重要パートナーとして、様々な支援・協力を実施していく。一方、ODA スキームだけではスリランカ政府の様々な要望に応えることは困難であるので、官民連携（PPP）等の ODA 以外のオプションについて積極的に検討していく。

ネパールとの関係では、施策の分析のとおり、ナグドゥンガ・トンネル建設計画が令和元年 10 月に起工式が行われたところ、計画どおりに進むように進捗状況の確認し、そのほか優先度の高いカトマンズ交差点改良計画及びスルビナヤック・ドゥリケル道路整備計画等のインフラ整備を JICA と協力し進めていく。また、平成 27 年４月に発生した大規模地震を受け、日本による継続的な復興支援が現在も続いているところ、「より良い復興」のコンセプトの下、より強靭な復興を実現するために、今後とも効果的かつ効率的に復興計画を実施していく。

モルディブ及びブータンとの間では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を引き続きハイレベルで確認していくとともに、事務レベルの協議の機会等をいかし、具体的な協力を実施していく。

南アジア地域連合(SAARC)及び環インド洋連合(IORA)といった地域枠組みについては、引き続き連携を強化し、「自由で開かれたインド太平洋」構想を始めとする我が国の政策の発信・浸透を図る。また、SAARC に対しては、オブザーバー国として実施する招へい事業を通し、日本への理解促進、参加者間の相互理解・信頼関係の促進を図る。なお、ベンガル湾多分野技術協力イニシアティブ(BIMSTEC)との連携については、過去３年間で第三国との連携に関する議論が活発に行われず、域内国間での連携を優先している段階であるため、また、我が国を含めて域外国にオブザーバー資格などは付与されていないため、目標からは現時点では削除する。BIMSTEC との将来的な協力の方向性については、引き続き同枠組み内部での議論を注視し、日本として協力できる分野を検討していく。

７－４　要人往来数

要人往来は、各国との二国間関係の発展の契機として大きな役割を果たすことが多いことから、南 西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与するという施策目標の進達成に向けて、今後も継続的に活発な要人往来が実現するよう取り組む。新型コロナウイルス感染症の影響で停滞している状況にあるが、時宜をみて再開し、各種協議を実施していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
日印首脳会談
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/page3_002792.html)
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/page3_002862.html)
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/page4_005440.html)
日印外相間戦略対話、日印外相会談
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/page4_005088.html)
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/page4_005156.html)
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/page1_000920.html)
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008046.html)
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/page4_005503.html)
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/page4_005502.html)
日米印首脳会談
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/page3_002794.html)
・財務省ホームページ
対外・対内直接投資の推移
(https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/balance_of_payments/bpfdi.htm)
・在インド日本大使館ホームページ
インド進出日系企業リスト-2018
(https://www.in.emb-japan.go.jp/Japanese/Japanese_companies_2018.html)

個別分野８　大洋州地域諸国との友好関係の強化

施策の概要

大洋州地域諸国とハイレベルでの対話をベースとして、多様な分野で友好関係を強化する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日　閣議決定)
　Ⅳ　我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ
　３　国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化
　（１）及び（６）
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）

測定指標８－１　豪州及び NZ との関係強化　＊

中期目標（--年度）

日豪・日 NZ の「パートナーシップ」を推進・強化する。

平成 29 年度目標

１　日豪関係

（１）首脳・外相を始めとするハイレベルでの緊密な意見交換を実施し、日豪間の「特別な戦略的パートナーシップ」の一層の深化を目指す。

（２）日豪外務・防衛閣僚協議（２＋２）等の協議を通じて、安全保障・防衛協力についての具体的成果を得る。

（３）日・豪物品役務相互提供協定については、国内手続きを経て早期の発効を目指す。

（４）共同運用と訓練を円滑化すべく行政的、政策的及び法的手続きを相互に改善する協定の作成に向けて可能な限り早期の交渉妥結を目指し、交渉を加速化させる。

（５）日豪 EPA に基づく合同委員会や緊密化小委員会の開催等を含む日豪 EPA の積極的運用を進める。また、日豪通商協定署名 60 周年イベント、日豪交流促進会議の開催や経済ミッション派遣等を通じて日豪間の交流の促進を図る。

（６）TPP 協定の今後の取り進め方について、緊密に連携して議論を行う。

（７）大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、協力を推進する。

（８）日豪米、日豪印など日豪を含む多国間協力を推進する。

２　日 NZ 関係

（１）首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施する。

（２）TPP 協定の今後の取り進め方について、緊密に連携して議論を行う。

（３）大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

１　日豪関係

（１）11 月及び平成 30 年１月、それぞれマニラ及び東京において日豪首脳会談、８月、10 月及び平成 30 年３月に日豪首脳電話会談、４月、９月及び 11 月にそれぞれ東京、ニューヨーク及びダナン（ベトナム）において日豪外相会談を実施し、基本的価値と戦略的利益を共有する日豪の「特別な戦略的パートナーシップ」が、特に安全保障の分野等で深化していることを確認した。

（２）４月に東京において日豪２＋２を実施した。平成 30 年１月、日豪両首脳は自衛隊の習志野駐屯地を視察、国家安全保障会議（四大臣会合）特別会合に出席し、部隊の相互訪問を円滑にする協定の可能な限り早期の交渉妥結を目指すことで一致するとともに、「自由で開かれたインド太平洋戦略」のビジョンの実現に向け、両国で協調及び協力を深めていくことを確認した。

（３）日・豪物品役務相互提供協定が、４月の国会承認を経て、９月に発効した。

（４）平成 30 年１月の日豪首脳会談において、共同運用と訓練を円滑化すべく行政的、政策的及び法的手続きを相互に改善する協定の交渉の進展を歓迎し、同協定の可能な限り早期の交渉妥結を目指すことで一致した。

（５）４月に東京において第２回日豪 EPA 合同委員会が開催され、豪の経済ミッションが同行して来日した。日豪 EPA の活用により、両国間の貿易量の増加、豪州における雇用の創出等、EPA 発効（平成 27 年１月）後の日豪 EPA の具体的な成果を確認した。また、日豪通商協定署名 60 周年記念レセプションに岸外務副大臣が出席し、日豪経済関係をより一層緊密化していく旨表明した。

（６）11 月の日豪首脳会談及び日豪外相ワーキング・ディナー、平成 30 年１月の日豪首脳会談において、TPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）の早期の署名・発効に向け緊密に連携していくことを確認し、平成 30 年３月に同協定が署名された。
（７）12 月に東京において第２回日豪太平洋政策対話を実施し、太平洋島嶼国の経済的強靭性、安定性、安全性について議論するとともに、平成 30 年５月の第８回太平洋・島サミット（PALM８）に向けて連携していくことを確認した。
（８）11 月に日米豪首脳会談、８月に日米豪閣僚級戦略対話、５月と 12 月に日豪印次官協議を実施し、特に北朝鮮問題等の安全保障を始めとする地域の諸課題に対する多国間での連携の強化を確認した。
２　日 NZ 関係
（１）５月にイングリッシュ首相が訪日し、東京において日 NZ 首脳会談を実施した際、二国間関係の発展を歓迎するとともに、普遍的価値を共有する重要なパートナーとして緊密に連携していくことを確認した。また、11 月には、ダナン（ベトナム）において、NZ 新政権発足後初となる日 NZ 首脳会談及び日 NZ 外相会談を実施し、日 NZ 関係を一層強化していくことを確認した。
（２）11 月、11 か国により TPP 交渉の大筋合意が確認された（TPP11）。11 月の日 NZ 首脳会談においても、TPP11 の早期発効に向け連携することを確認し、平成 30 年３月に同協定が署名された。
（３）日 NZ 首脳会談共同プレスリリース（５月）において、両首脳は、太平洋地域における特有かつ複雑な課題を認識し、経済的な及び環境面の強靭性を築き、また、地域の平和と安定を維持するため、日本、NZ 及び太平洋島嶼国の間の協力の重要性を強調し、両首脳は、実効的な協力及び政策協議を継続することを発表した。

平成 30 年度目標
１　日豪関係
（１）首脳・外相を始めとするハイレベルでの緊密な意見交換を実施し、日豪間の「特別な戦略的パートナーシップ」の一層の深化を目指す。
（２）日豪２＋２等の協議を通じて、安全保障・防衛協力についての具体的成果を得る。
（３）共同運用及び訓練を円滑化すべく、行政的、政策的及び法的手続きを改善する相互訪問に関する協定の交渉を、日豪２＋２の活用を含め、可能な限り早期に妥結する。
（４）日豪 EPA に基づく合同委員会や緊密化小委員会の開催等を含む日豪 EPA の積極的運用を進める。また、日豪交流促進会議の開催や経済ミッション派遣等を通じて日豪間の交流の促進を図る。
（５）TPP11 の早期発効に向けて、緊密に連携していく。
（６）大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、第８回太平洋・島サミット（PALM８）における協力を含め、二国間の緊密な協力を推進する。
（７）日豪米、日豪印など日豪を含む多国間協力を推進する。
２　日 NZ 関係
（１）首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、日 NZ 間の「戦略的協力パートナーシップ」の一層の強化を目指す。
（２）TPP11 の早期発効に向けて緊密に連携していく。
（３）大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、第８回太平洋・島サミット（PALM８）における協力を含め、二国間の緊密な協力を推進する。

施策の進捗状況・実績
１　日豪関係
（１）５月、９月及び平成 31 年３月に日豪首脳電話会談、11 月にダーウィン（豪州）において日豪首脳会談、５月、８月、９月、10 月、11 月及び平成 31 年１月に、それぞれブエノスアイレス、シンガポール、ニューヨーク、シドニー、ポートモレスビー及びニューデリーにおいて日豪外相会談を実施した。11 月の首脳会談では、共同成果文書において「特別な戦略的パートナーシップ」を一層強化するとのコミットメントを再確認するなど、基本的価値と戦略的利益を共有する日豪の「特別な戦略的パートナーシップ」を一層深化させた。
（２）10 月にシドニーにおいて日豪２＋２を実施し、訓練、能力構築及び防衛装備・技術といった分野を含む日豪の防衛当局間の協力を一層強化・具体化していくことで一致した。
（３）11 月の日豪首脳会談では、日豪間の共同運用と訓練を円滑化すべく、行政的、政策的及び法的手続を改善する相互訪問に関する協定につき、交渉の大幅な進展を歓迎した上で、平成 31 年の早い時期までの交渉妥結を目指すことで一致した。
（４）平成 31 年２月に東京において第３回日豪 EPA 合同委員会を開催し、EPA 発効（平成 27 年１月）後の両国間の貿易量の増加など日豪 EPA の具体的な成果を確認した。また、10 月に日豪交流促進会

議を開催し、日豪関係におけるイノベーション主導の産業構造多様化の現状や地方主導の関係緊密化の在り方等を確認した。
（５）９月の日豪外相会談及び 11 月の日豪首脳会談において、TPP11 の年内発効に向け協力していくことを確認し、12 月に発効した。
（６）５月の第８回太平洋・島サミット（PALM８）において、太平洋島嶼国地域における援助・政策連携に向けた日豪間の協力を進展させるとともに、11 月、パプアニューギニア（PNG）で開催された APEC の機会に、PNG 首相、豪首相、NZ 首相及び米副大統領と共に「PNG 電化パートナーシップ」に署名した上、豪州等の同志国と連携して PNG を含むインド太平洋地域の連結性向上のためにインフラ分野で支援していくことを確認した。
（７）８月に日米豪閣僚級戦略対話、６月と 11 月に日米豪印協議を実施し、特に北朝鮮問題等の安全保障を始めとする地域の諸課題に対する多国間での連携強化を確認した。
２　日 NZ 関係
（１）６月の PALM８の機会の日 NZ 外相会談、７月の麻生副総理兼財務大臣の NZ 訪問の際のピーターズ副首相兼外相との会談、10 月の日本の外務大臣として５年ぶりの河野外務大臣の NZ 訪問の際のアーデーン首相表敬、ピーターズ副首相兼外相、マーク国防相、パーカー貿易・輸出振興担当相との会談、11 月のシンガポールでの日 NZ 首脳会談、平成 31 年１月の薗浦総理大臣補佐官の NZ 訪問の際のピーターズ副首相兼外相との会談をそれぞれ実施し、普遍的価値を共有する日 NZ の「戦略的協力パートナーシップ」を一層強化した。
　また、事務方ハイレベルでも、平成 30 年３月の４年ぶりの日 NZ 政務協議に引き続き、６月に約８年ぶりに日 NZ 高級事務レベル協議（双方とも次官級）を開催し、二国間関係、国際地域情勢、世界貿易体制等について議論を行い、双方の協力を確認した。
（２）６月の日 NZ 外相会談、10 月の日 NZ 外相会談や貿易・輸出振興担当相との会談等の機会において、TPP11 の年内発効に向けて協力していくことを確認し、12 月に発効した。
（３）５月の PALM８において、太平洋島嶼国地域における援助・政策連携に向けた日 NZ 間の協力を進展させるとともに、太平洋地域における協力に関する外相間の共同プレスリリースを発出した。また、９月にナウルにて開催された第 30 回太平洋諸島フォーラム（PIF）域外国対話に総理特使として出席した堀井巌外務大臣政務官とピーターズ副首相兼外相との間で太平洋島嶼国をめぐる協力等について意見交換を行った後、太平洋気候変動センター（PCCC）に関する協力に係る日 NZ 共同プレスリリースを発出した。さらに、11 月の「PNG 電化パートナーシップ」署名において、NZ 等の同志国と連携していくことを確認した（上記１（６）参照）。

令和元年度目標
１　日豪関係
（１）首脳・外相を始めとするハイレベルでの緊密な意見交換を実施し、日豪間の「特別な戦略的パートナーシップ」の一層の深化を目指す。
（２）日豪２＋２等の協議を通じて、安全保障・防衛協力についての具体的成果を得る。
（３）共同運用及び訓練を円滑化すべく、行政的、政策的及び法的手続きを改善する相互訪問に関する協定について早期の妥結に向けて交渉を進める。
（４）発効後４年が経過した日豪 EPA について、合同委員会の開催等を通じ、積極的運用を進める。また、日豪交流促進会議の開催や経済ミッション派遣等を通じて日豪間の交流の促進を図る。
（５）大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、二国間の緊密な協力を推進する。
（６）日米豪、日豪印、日米豪印など日豪を含む多国間協力を推進する。
２　日 NZ 関係
（１）首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、日 NZ 間の「戦略的協力パートナーシップ」の一層の強化を目指す。
（２）大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、二国間の緊密な協力を推進する。

施策の進捗状況・実績
１　日豪関係
（１）５月、９月及び令和２年１月に日豪首脳電話会談、６月にＧ20 大阪サミット（モリソン首相訪日）及び８月にＧ７ビアリッツ・サミットの際に、日豪首脳会談、８月、９月及び 11 月に、それぞれバンコク、ニューヨーク及びＧ20 名古屋外相会合において日豪外相会談を実施した。各々の会談を通じ、基本的価値と戦略的利益を共有する「特別な戦略的パートナーシップ」を一層深化させた。
　特に６月と８月の日豪首脳会談では、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて緊密に協力することを確認し、11 月の日豪外相会談では太平洋島嶼国、北朝鮮及び南シナ海問題について同志国と

して連携することで一致した。
（２）豪州による「瀬取り」警戒監視活動への参加、国内を拠点とする航空自衛隊と豪空軍との初の共同訓練「武士道ガーディアン 19」（９月～10 月）、海上自衛隊と豪海軍による共同訓練「日豪トライデント」（９月及び 10 月）の実施など、日豪間の安全保障、防衛協力は着実に進展した（令和元年度は、豪州との調整がつかなかったため、日豪２＋２を実施せず）。
（３）日豪間の共同運用と訓練を円滑化すべく、行政的、政策的及び法的手続を改善する相互訪問に関する協定につき、早い時期の交渉妥結を目指し、困難な論点につき事務レベルで集中的に交渉を継続した。
（４）日豪 EPA については、令和元年度は豪州との調整がつかなかったため日豪 EPA 合同委員を開催しなかったが、発効（平成 27 年１月）から約５年が経過し、その着実な運用により日豪間の貿易量は活発化している（粗糖は平成 26 年比 107％増、バルクワインは平成 28 年比 232％輸入が増加。平成 30 年財務省関税統計より）。12 月に日豪交流促進会議を開催し、日豪関係におけるイノベーション主導の産業構造多様化の現状や地方主導の関係緊密化の在り方等を確認した。さらに同会議を踏まえ、豪側と今後の日豪協力の在り方などを協議した。また令和２年２月、日本商工会議所は豪州へ初めて経済ミッションを派遣し（三村日豪経済委員会委員長が団長）、モリソン首相を始めとする政府要人等との会談を実現させ、自由貿易体制の堅持と、様々な分野で協働することを確認した。
（５）平成 31 年２月に実施した第３回日豪太平洋政策対話のフォローアップとして、大洋州地域における援助・政策連携に係る意見交換を行うとともに、太平洋島嶼国における日豪両国の一層の連携を確認した。
（６）８月にバンコクの ASEAN 閣僚会合に際して、日米豪閣僚級戦略対話を開催し、法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋に向けた日米豪の協力を強化していくことで一致するとともに、日米豪閣僚級戦略対話共同ステートメントを発出し、日米豪３か国協力の進展を確認した。また、９月にニューヨークでの国連総会の際に、日米豪印閣僚級協議を開催し、インド太平洋における４か国の連携を確認した。
（７）９月以降豪州全土に発生した過去最大規模の森林火災に際し、国際緊急援助隊・自衛隊部隊を派遣したほか、防塵マスクを供与した。また気象庁は気象衛星ひまわりによる観測画像・データを提供した。
（８）新型コロナウイルスへの対応に関し、令和２年２月に横浜に寄港したダイアモンド・プリンセス号には 223 名の豪州人が乗船していたが、14 日間の検疫期間中の各種健康問題への対応や豪政府チャーター機による帰国支援、令和２年３月には太平洋島嶼国からの邦人帰国支援を、日豪政府間で緊密な連携の下に実施した。
２　日 NZ 関係
（１）６月に薗浦総理大臣補佐官が NZ を訪問し、クーパー次期駐日 NZ 大使と両国関係及び両国の太平洋島嶼国地域における協力について議論を行った結果、今後協力関係を進展させることで一致した。令和元年度にはラグビーワールドカップ 2019 があったことから、NZ から多数の要人が訪日し、その機会に日本の要人と複数の会談を実施した。９月にアーデーン首相が訪日し、安倍総理大臣との間で首脳会談を行い、両国の「戦略的協力パートナーシップ」を一層の高みに引き上げ、「自由で開かれたインド太平洋」に向け協力していくことで一致し、共同声明を発出した。また、10 月のピーターズ副首相兼外相訪日の際には、茂木外務大臣と外相会談を行い、太平洋島嶼国地域において両国の連携を強化することで一致し、同地域における協力に係る共同宣言を発出した。同訪日中、ピーターズ副首相兼外相は麻生副総理大臣主催夕食会に出席し、河野防衛大臣との会談も行った。10 月にロバートソン・スポーツ相（兼財務相）が訪日し、麻生財務大臣、西村経済再生大臣、萩生田文部科学大臣及び橋本東京オリンピック・パラリンピック競技大会担当大臣との会談を実施した。さらに、11 月のＧ20 外相会合には、NZ が特別に招待され、ピーターズ外相は本年２度目の訪日を行った。
（２）４月、平成 27 年以来開催していなかった日 NZ 太平洋協議を実施し、太平洋島嶼国地域における情勢に関する意見交換や、同地域での両国の協力の可能性についての具体的な議論を行った。５月に日 NZ 政務協議（次官級）を実施し、二国間関係全般及び地域・国際情勢に加え、国際社会での協力について幅広い議論を行った。８月には日 NZ 高級事務レベル経済協議（次官級）を開催し、二国間経済・貿易関係のほか、地域経済協力、世界貿易体制等についての議論を行い、双方の協力を確認した。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標８－２　太平洋・島サミット・プロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化　＊

中期目標（--年度）

太平洋島嶼国との友好協力関係を強化する。

平成29年度目標

平成30年５月に予定されている第８回太平洋・島サミット(PALM８)に向けて、ハイレベルの対話を中心とした関係国・地域との協議を行い、各国との関係強化を図り、また、有識者の知見も得つつ、同サミットに向けた各種準備を着実に進める。

施策の進捗状況・実績

９月に、ニューヨークにおいて第４回日本・太平洋島嶼国首脳会合を開催し、PALM８に向けて自立的かつ持続的な発展、人的交流の活性化、海洋に関する諸課題等に関する協力を進めていくことを確認した。さらに、太平洋島嶼国からは、北朝鮮の制裁の「抜け穴」防止のための独自の取組を行うことが確認された。また、堀井外務大臣政務官が総理特使としてサモア独立国を訪問し、太平洋諸島フォーラム（PIF）域外国対話に出席し、幅広い分野でパートナーシップを強化していくことを確認した。

10月には、クリスチャン・ミクロネシア大統領が訪日し、日・ミクロネシア首脳会談、河野外務大臣との懇談及び夕食会を行った。また、ロバート・ミクロネシア外相と日・ミクロネシア外相会談を行い、PALM８の開催年及び日本とミクロネシアの外交関係樹立30周年である平成30年に向けて、二国間関係を一層強化することを確認した。

11月には、ベトナムにおいて、日PNG外相会談を行い、平成30年11月にPNGが主催するAPECに向けて協力していくことで一致した。11月、オイロー・パラオ副大統領が訪日し、河野外務大臣と会談を行い、PALM８に向けて協力関係を更に深化させることで一致した。さらに、堀井外務大臣政務官が経済ミッションの団長としてマーシャルを訪問し、ハイネ・マーシャル大統領及びシルク・マーシャル外相と会談を行い、両国間の貿易・投資の活発化等につき議論した。

平成30年２月には、堀井外務大臣政務官が総理特使としてナウル独立50周年記念式典に出席するため、ナウルを訪問し、ワンガ・ナウル大統領などと会談を行い、PALM８の成功に向け緊密に連携していくことで一致した。また、PALM８に向けた有識者会合を、７月から９月にかけて計３回実施し、議論を行った。平成30年１月には、PALM８に向けた有識者会合の提言書が、小林泉座長を始めとする有識者委員から、河野外務大臣に提出された。さらに、平成30年１月には、在バヌアツ兼勤駐在官事務所を設置し、日本とバヌアツの二国間関係のより一層の強化に取り組んだ。

平成30年３月にはPALM８高級事務レベル会合（SOM）及び日・パラオ外相会談を実施し、２か月後に控えるPALM８の成功に向けて、より一層協力関係を深化させることを確認した。

平成30年度目標

１　第８回太平洋・島サミット（PALM８）（平成30年５月)において、各国とのハイレベルの対話の機会を確保し、対話を通じて関係を一層強化することで、首脳宣言を採択し、同サミットを成功裏に開催する。

２　国際会議の機会も活用し、各レベルでの対話・協議を行い、太平洋島嶼国との関係を強化していく。

施策の進捗状況・実績

１　第８回太平洋・島サミット

（１）５月に福島で開催された第８回太平洋・島サミットにおいて、太平洋島嶼国14か国等との首脳会合を開催し、①法の支配に基づく海洋秩序、持続可能な海洋、②強靭かつ持続可能な発展、③人的往来・交流の活性化、④国際社会における協力の４つの議題を中心に議論し、「自由で開かれたインド太平洋」等を通じた我が国の貢献に対する歓迎を含む首脳宣言を採択。この機会を捉え、14か国、２地域との会談を実施し、各国との関係強化を図った。

また、我が国の支援策として、①自由で開かれた持続可能な海洋、②強靭かつ持続可能な発展の基盤強化、③人的交流・往来の活性化を柱とし、これまでの実績を踏まえながら、今後３年間で、従来同様のしっかりとした開発協力を実施することを約束するとともに、5,000人以上の人的育成・交流の協力を行っていくことを表明した。

（２）同サミットで表明した支援策を踏まえ、以下のとおり、具体的な取組を実施した。

（ア）自由で開かれた海洋秩序の維持のため、違法漁業対策の人材育成に係る研修や海洋セミナーを実施するとともに、港湾整備や漁業資源調査にも使用可能な多目的船の供与の決定等を行った。

（イ）強靭かつ持続可能な発展の基盤強化を図るため、下水道整備、幹線道路や空港等のインフラ整備及び係る調査・検討等を行うとともに、日・島嶼国間の民間経済交流を促進するため、12月のパラオへの官民合同経済ミッションの派遣等を行った。

（ウ）人材育成強化や交流活性化のため、８月に太平洋島嶼国民に対する一般数次査証を導入したほか、ラジオ体操専門家の派遣、柔道着の供与等を実施した。
（３）太平洋島嶼国における米豪 NZ 仏などの同志国との連携強化を図るため、各国と協議を行うとともに、日・太平洋島嶼国フォーラム（PIF）間で政策面での相互理解を深めるため、PIF 事務局との間で日 PIF 政策対話を立ち上げ、２回の対話を実施した。
（４）外務省における同サミットのフォローアップ等の実施体制の強化の一環として、太平洋島嶼国地域担当大使を初めて任命した。
２　二国間関係
（１）４月、薗浦総理大臣補佐官はパラオ及びミクロネシアを訪問し、パラオにおいて、レメンゲサウ大統領等、ミクロネシアにおいて、クリスチャン大統領等とそれぞれ会談し、PALM８に向けて協力していくことで一致した。
（２）８月、堀井巌外務大臣政務官がトンガ、クック、フィジー、キリバス及びマーシャルを訪問し、ポヒヴァ・トンガ首相、プナ・クック首相、カラン・フィジー首相府次官、マーマウ・キリバス大統領、ハイネ・マーシャル大統領等と会談し、PALM８で表明された各国の要望等に対するフォローアップ等について意見交換を行うとともに、国際社会における協力を要請した。
（３）９月、堀井巌外務大臣政務官は総理特使として、ナウルで開催された第 30 回 PIF 域外国対話に出席するとともに、ワンガ・ナウル大統領のほか、各国首脳等と二国間会談を行い、PALM8 フォローアップ等について意見交換を行った。
（４）11 月、日ミクロネシア外交関係樹立 30 周年記念イベントに出席するため訪日したクリスチャン大統領との首脳懇談を行い、両国の絆を更に発展させていくことを確認した。
（５）同月、PNG で開催された APEC の機会を捉え、日・PNG 首脳会談及び外相会談を行い、両国関係を更に深化させていくことで一致した。
（６）12 月、髙田太平洋島嶼国地域担当大使は、日マーシャル外国関係樹立 30 周年記念式典に参加するためマーシャルを訪問し、支援物資を乗せた自衛隊輸送機の受入れを行ったほか、シルク外相との会談において、二国間関係強化等について議論を行った。また、同月、ミクロネシアを訪問し、クリスチャン大統領等との会談において二国間関係等について意見交換を行った。
（７）平成 31 年１月、薗浦総理大臣補佐官は関係省庁と共にパラオ、ミクロネシア及びマーシャルを訪問し、オイロー・パラオ副大統領、クリスチャン・ミクロネシア大統領及びハイネ・マーシャル大統領等と会談し、重層的な二国間関係の発展に向けて協力していくことで一致した。
（８）同月、河野外務大臣は、訪日したレメンゲサウ・パラオ大統領と会談し、海洋安全保障、貿易・観光等で緊密に連携していくことで一致した。
（９）平成 31 年２月、パラオで開催された第 19 回ミクロネシア大統領サミットに出席した鈴木外務大臣政務官は、ハイネ・マーシャル大統領、ロバート・ミクロネシア外相及びレメンゲサウ・パラオ大統領と会談するとともに、第１回日・ミクロネシア３国会議を主催し、ミクロネシア３国に対する支援の強化等を説明しつつ、海洋安全保障等において連携していくことを確認した。
(10) 平成 31 年３月、レメンゲサウ大統領が実務訪問賓客として訪日し、安倍総理大臣との首脳会談を実施した。首脳会談では、両国の関係を力強く発展させ、太平洋島嶼国地域の安定と繁栄に貢献していくことで一致した。

令和元年度目標
１　太平洋・島サミット関連会合の開催等を通じ、第８回太平洋・島サミットの主な成果の実施状況を評価するとともに第９回太平洋・島サミットに向けた議論を開始する。
２　ハイレベルでの要人往来や国際会議の機会等も活用し、幅広いレベルでの対話・協議を通じて太平洋島嶼国との関係を重層的に強化していく。

施策の進捗状況・実績
１　第９回太平洋・島サミットへ向けた議論
（１）太平洋島嶼国協力推進会議
５月、薗浦総理大臣補佐官及び和泉総理大臣補佐官の下、太平洋島嶼国協力推進会議の第２回会合が開催され、「今後の対太平洋島嶼国政策に関する方向性」について取りまとめの議論を行い、同地域において自由で開かれたインド太平洋の実現を支える地域環境を維持・促進するため、安定・安全の確保、強靭且つ持続可能な発展、人的交流・往来の活発化等に関し、関係省庁が連携しつつ、今後各分野で対太平洋島嶼国関係を強化していくための取組を進めていく方針を確認した。第２回会合で取りまとめられた「今後の対太平洋島嶼国政策に関する方向性」に基づき、７月の第３回会合において、オールジャパンでの対太平洋島嶼国対策強化の具体策について議論を行い、令和２年１月の第４

回会合において、令和３年に開催予定の第９回太平洋・島サミット（PALM９）に向けて更に議論を行っていくことで一致した。
（２）太平洋島嶼国地域との協力に係る意見交換
　令和２年２月、東京において、髙田太平洋島嶼国地域担当大使及びナウルのソロモン外務貿易省次官が共同議長を務め、太平洋島嶼国・地域、豪州から高級実務者等が出席し、同地域との協力に係る意見交換を実施した。
２　二国間会談
（１）６月、薗浦総理大臣補佐官がフィジー及びサモアを訪問し、フィジーではバイニマラマ首相やセルイラトゥ防衛・国家安全保障・外相等と、サモアではトゥイラエパ首相兼外相とそれぞれ会談を行い、二国間関係及び国際社会での協力につき意見交換を実施した。
（２）７月、古屋衆議院議員がミクロネシアを訪問し、パニュエロ大統領の就任式典に特派大使として出席した。
（３）８月、河野外務大臣がフィジー、パラオ、ミクロネシア及びマーシャルを訪問し、各国首脳及び外相と会談を行うとともに、フィジーにおいては対太平洋島嶼国政策に関する政策スピーチを行った。
（４）８月、薗浦総理大臣補佐官がパラオを訪問し、レメンゲサウ大統領、オイロー副大統領、マルグ外相等と会談を行い、海上安全保障、観光、漁業等幅広い分野における意見交換を行った。
（５）８月、鈴木外務大臣政務官がツバル及びソロモンを訪問し、ツバルでは PIF 域外国対話へ出席するとともに、ソポアンガ首相等と、ソロモンではソガバレ首相及びホウエニプウェラ開発計画相と会談を行い、日・ソロモン間の協力を深めていくことで一致した。
（６）10 月、中山外務大臣政務官がパラオを訪問して独立 25 周年式典に出席するとともに、レメンゲサウ大統領及びマルグ外相を表敬し、経済協力や漁業等二国間協力について意見交換を行った。
（７）10 月、トゥイラエパ・サモア首相がラグビーワールドカップ観戦のため訪日し、安倍総理大臣との首脳会談を実施した。首脳会談では、今後も両国の関係を力強く発展させ、太平洋島嶼国地域の安定と繁栄に貢献していくことで一致した。
（８）また、10 月は、即位礼正殿の儀に参列するため多くの要人が訪日した。ツバルのコフェ・法務・通信・外相と茂木外務大臣との外相会談を実施し、太平洋・島サミット中間閣僚会合、気候変動や国際社会における協力等において、今後も緊密に連携していくことで一致した。エニミア・ナウル大統領は、安倍総理大臣との間で首脳会談を実施し、二国間関係に加え、地域情勢についても意見交換を行った。ハイネ・マーシャル大統領は、茂木外務大臣との会談において、経済協力、漁業、遺骨収集、地域情勢等に関して意見交換を行い、今後も緊密に連携していくことで一致した。パニュエロ・ミクロネシア大統領との間で首脳会談を実施し、二国間関係、漁業、遺骨収集等について意見交換を行った。レメンゲサウ・パラオ大統領との間で首脳会談を実施し、二国間関係、民間投資、遺骨収集等について意見交換を行った。
（９）11 月、パニュエロ・ミクロネシア大統領が民間企業のセミナーに出席するため訪日し、安倍総理大臣との首脳会談と昼食会を実施した。首脳会談では、二国間関係、漁業、遺骨収集、地域情勢等について意見交換を行った。
(10) 12 月、中山外務大臣政務官がバヌアツ及びトンガを訪問し、バヌアツではサルワイ首相、レゲンバヌ外相等と、トンガではトゥイオネトア首相、ラベマアアウ財務相等と会談を行い、両国が共有する課題を含め、様々な分野で更に友好協力関係を深化させていくことで一致した。
(11) 令和２年１月、髙田太平洋島嶼国地域担当大使はマーシャルを訪問し、デイビッド・カブア新大統領及びネムラ新外務・貿易相等を表敬し、海上保安分野での関係強化や地域情勢等について意見交換を行った。
(12) 令和２年２月、中山外務大臣政務官が官民合同経済ミッションの団長としてフィジーを訪問し、貿易・投資セミナーを実施したほか、バイニマラマ首相、セルイラトゥ外相及びクマール産業・貿易・観光相との会談を実施した。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標８－３　要人の往来数					
（我が国要人は外務省政務三役及びそのほか閣僚級以	中期目標値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	平成29･30･令和元年度目標の達成状況

上の往訪数。他国要人は、それに準ずる地位の者の来訪数とする。）	--年度	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	
	－	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との協力関係の維持・強化等の観点から適切な水準	47	往来数のほか、往来の成果、国際情勢等を踏まえた、各国との協力関係の維持・強化等の観点から適切な水準	77	往来数のほか、往来の成果、国際情勢等を踏まえた、各国との協力関係の維持・強化等の観点から適切な水準	80	b

評価結果（個別分野８）

施策の分析

【測定指標８－１　豪州及びNZとの関係強化　＊】

１　日豪関係

平成 29 年度は首脳会談を２回、外相会談を３回、平成 30 年度は首脳会談を１回、外相会談を６回、そして、令和元年度は首脳会談を２回、外相会談を３回実施するなど、ハイレベルを含め幅広いレベルで緊密な意見交換を実施し、日豪の「特別な戦略的パートナーシップ」を一層深化させ、日豪関係を強化することができた。

（１）平成 29 年度は、首脳の年次訪問としてのターンブル首相訪日時の、両首脳による自衛隊習志野駐屯地視察、国家安全保障会議（四大臣会合）特別会合への出席、日豪円滑化協定（仮称。以下、同じ）の早期妥結を目指すことでの一致など、安全保障協力の大きな進展が見られたほか、日豪２＋２の開催、新日豪 ACSA の発効により、日豪安保協力は一段と高まった。平成 29 年１月の安倍総理大臣訪豪に続く年次訪問として、ターンブル首相訪日を実現したことは、両国が日豪関係を更に高めていく必要性で一致したことを示し、また、日豪首脳会談で両国の「特別な戦略的パートナーシップ」を改めて確認できたことは、目標達成を図る上で効果が高かった。（平成 29 年度：太平洋地域諸国との友好関係の強化（達成手段①））

（２）平成 30 年度は、豪州のモリソン新政権が発足して間もなく、安倍総理大臣は９月に電話会談を行い、新政権との関係を速やかに構築し、11 月の首脳年次訪問としての安倍総理大臣訪豪時の日豪首脳会談において、「特別な戦略的パートナーシップ」を一層強化するとのコミットメントを再確認するとともに、両首脳間の個人的関係を深化させることができた。また、安全保障面では日豪２＋２の開催、円滑化協定交渉の大幅な進展、経済面では第３回日豪 EPA 合同委員会開催、TPP11 の発効に向けた協議を行うことで連携・協力関係が強化された。

また、訪豪に続く PNG・APEC の際、PNG 電化パートナーシップの署名など、太平洋島嶼国における援助・政策連携に向けた日豪の協力を打ち出したことは、目標達成を図る上で効果が高かった。（平成 30 年度：太平洋地域諸国との友好関係の強化（達成手段①））

（３）令和元年度は、モリソン首相が５月の総選挙に勝利して間もなく、安倍総理大臣は電話会談を行い、６月のＧ20 大阪サミットのモリソン首相訪日や８月のＧ７ビアリッツ・サミットの機会を捉えた日豪首脳会談に加え、計３回の電話会談を行い、両首脳間の個人的信頼関係を更に強めることができた。安全保障面では豪州の「瀬取り」警戒監視活動の参加、日豪共同訓練「武士道ガーディアン 19」及び「日豪トライデント」、経済面では日本商工会議所が経済ミッション派遣等を行うことで連携・協力関係が更に強化された。また、９月以降豪州全土に広がった過去最大規模の森林火災に際し、我が国は自衛隊Ｃ－130 輸送機２機の派遣及び緊急援助物資（防塵マスク）の供与、気象衛星ひまわりによる画像・データの提供を行った。新型コロナウイルスへの対応に関し、令和２年２月に横浜に寄港したダイアモンド・プリンセス号には 223 名の豪州人が乗船していたが、14 日間の検疫期間中の各種健康問題への対応や豪政府チャーター機による帰国支援を、令和２年３月には太平洋島嶼国からの邦人帰国支援を、日豪政府間で緊密な連携の下に実施した。これらは「特別な戦略的パートナー」である豪州との協力関係を更に深化させるものとなった。（令和元年度：太平洋地域諸国との友好関係の強化（達成手段①））

なお、令和２年１月に予定されていたモリソン首相訪日（年次相互訪問）は、豪州における森林

火災のため延期となり、日程は調整中。日豪２＋２及び日豪 EPA 合同委員会については、引き続き豪側と調整していく。

２　日 NZ 関係

平成 29 年度から令和元年度の３年間においては、両国の首相、外相始め要人の往来と事務レベルの協議が非常に活発に行われ、両国間の「戦略的協力パートナーシップ」を一層深化させ、両国関係を強化した。特に、平成 29 年 10 月に政権交代して発足したアーデーン政権は、対日外交強化の方針を掲げ、北朝鮮問題等共通の国際問題に対する協力の促進や太平洋島嶼国地域における両国の協力の具体的な連携が進んだ。

（１）平成 29 年度は、５月のイングリッシュ首相訪日に際して、日 NZ 両国首脳による首脳会談を行い、両国首脳間による二国間関係の強化や北朝鮮問題や南シナ海等共通の国際問題に対する協力促進を含む、包括的な共同プレスリリースが発出され、二国間の意思疎通が緊密化された。また、９月の NZ 総選挙を経て 10 月に政権交代した NZ 新政権の下で、11 月にダナン（ベトナム）にて日 NZ 首脳会談と日 NZ 外相会談の双方を実施したことは、アーデーン新政権との関係構築に大変有益であった。また、同会談の機会に TPP11 協定の大筋合意の直後に、同協定の早期発効に向けた両国の連携を確認できたことは、効果が高かった。（平成 29 年度：太平洋地域諸国との友好関係の強化（達成手段①））

（２）平成 30 年度は、６月のピーターズ副首相兼外相の訪日、10 月の日本の外務大臣として５年ぶりの河野外務大臣の訪問という両国外相間の相互訪問が実現したことは、北朝鮮問題等の国際問題や太平洋島嶼国地域での両国の協力を確認し、普遍的価値を共有する両国の「戦略的協力パートナーシップ」を一層強化する上で効果が高かった。さらに、11 月のシンガポールでの日 NZ 首脳会談はアーデーン政権発足後２回目となり、首脳間の関係強化に大きく貢献した。事務レベルでも、約４年ぶりの日 NZ 政務協議と約８年ぶりの日 NZ 経済協議を実施し、国際地域情勢、世界貿易体制等幅広い政策課題につき両国で議論を行い、意思疎通を緊密化したことは、目標達成に向け効果的だった（平成 30 年度：太平洋地域諸国との友好関係の強化（達成手段①））

（３）令和元年度は、９月にアーデーン首相が訪日した際に、首脳会談を行い、両国の「戦略的協力パートナーシップ」を一層の高みに引き上げ、「自由で開かれたインド太平洋」に向け協力していくことで一致し、両国関係強化や政治・安全保障・経済分野を含む包括的な両国首脳共同声明を発出した。首相訪日後間を空けずに 10 月にピーターズ副首相兼外相が訪日し、茂木外務大臣と外相会談を行い、太平洋島嶼国地域において両国の連携を強化することで一致し、同地域についての意見交換や援助協調等両国の具体的な連携が進捗した。

また、事務レベルでも、平成 30 年度に続き、５月に日 NZ 政務協議を実施し、８月には日 NZ 高級事務レベル協議（双方とも次官級）を開催し、二国間関係、国際地域情勢、世界貿易体制等について議論を行い、両国の意思疎通を緊密化した点で効果が高かった（令和元年度：太平洋地域諸国との友好関係の強化（達成手段①））。

【測定指標８－２　太平洋・島サミット・プロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化　＊】

平成 29 年度においては第８回太平洋・島サミット（PALM８）に向けた議論を行い、着実に準備を進め、平成 30 年度の PALM８において、太平洋島嶼国の首脳と一堂に会し、様々な問題について率直な議論を行い、令和元年度には、PALM８のフォローアップを行うとともに、PALM８での成果を踏まえ、第９回太平洋・島サミットに向けて太平洋島嶼国との関係をより強化させるため、関係省庁と連携し、太平洋島嶼国協力推進会議を開催したことは、今後の更なる関係強化に向けて有益だった。

（１）平成 29 年度は、安倍総理大臣が第４回日本・太平洋島嶼国首脳会合をニューヨークにおいて開催し、太平洋島嶼国首脳等との間で第８回太平洋・島サミット（PALM８）に向けた議論を行ったほか、PALM８に向けた有識者会合を３回実施して活発な意見交換を実施し、PALM８に向けた準備を着実に進めることができた。また、堀井外務大臣政務官のサモアにおける太平洋諸島フォーラム域外国対話出席、政務レベルでは 17 年ぶりとなるナウル訪問及びナウル独立 50 周年記念式典出席並びに経済ミッション団長としてのマーシャル訪問のほか、クリスチャン・ミクロネシア大統領、オイロー・パラオ副大統領の訪日、平成 30 年１月の在バヌアツ兼勤駐在官事務所の設置は、太平洋島嶼国との二国間関係の強化にとって有益だった。（平成 29 年度：太平洋・島サミット開催経費（達成手段②）、太平洋地域諸国との友好関係の強化（達成手段①））

（２）平成 30 年度は、第８回太平洋・島サミットを開催、太平洋島嶼国から各国首脳が訪日し、①自由で開かれた持続可能な海洋、②強靭かつ持続可能な発展の基盤強化、③人的交流・往来の活性化、を主な協力・支援策として推進することに一致でき、数日にわたるハイレベルの交流を通じて更なる関係強化が達成できた。（平成 30 年度：太平洋・島サミット開催経費（達成手段②））

また、米豪 NZ 仏などの同志国との連携強化を図るため、各国と協議を実施するとともに、日 PIF 政

策対話を立ち上げ、PIF 事務局と２回の対話を実施したほか、太平洋島嶼国地域担当大使を初めて任命したことで、同地域との関係強化を進めることができた。その他、薗浦総理大臣補佐官がパラオ、ミクロネシア及びマーシャルを訪問、堀井外務大臣政務官がナウル、トンガ、クック、フィジー、キリバス及びマーシャルを訪問、11 月の PNG における APEC2018 では、PNG と首脳会談及び外相会談を実施、パラオで開催された第 19 回ミクロネシア大統領サミットには鈴木外務大臣政務官が出席、クリスチャン・ミクロネシア大統領（11 月）及びレメンゲサウ・パラオ大統領（平成 31 年３月）が訪日し、それぞれ首脳会談を実施するなど、太平洋島嶼国との二国間関係を強化することができた。（平成 30 年度：太平洋地域諸国との友好関係の強化（達成手段①））。

（３）令和元年度は、薗浦総理大臣補佐官及び和泉総理大臣補佐官の下、太平洋島嶼国協力推進会議が開催され、関係省庁が連携しつつ、今後各分野で太平洋島嶼国関係を強化していくための取組を進めていく方針が確認できたこと、さらに、令和２年２月に太平洋島嶼国・地域、豪州からの出席者を得て「太平洋島嶼国地域との協力に係る意見交換」を実施できたことは、令和３年に開催予定の第９回太平洋・島サミットの開催に向け有益だった。また、薗浦総理大臣補佐官がフィジー、サモア及びパラオを訪問、古屋衆議院議員がミクロネシアを訪問、河野外務大臣がフィジー、パラオ、ミクロネシア及びマーシャルを訪問、鈴木外務大臣政務官がツバル及びソロモンを訪問、中山外務大臣政務官がパラオ、バヌアツ、トンガ及びフィジーを訪問し、トゥイラエパ・サモア首相が訪日したほか、即位礼正殿の儀に参列するため、島嶼国国家元首又は首脳等が来日し、二国間関係強化を更に進めることができた。（令和元年度：太平洋地域諸国との友好関係の強化（達成手段①））

【測定指標８－３　要人の往来数】

平成 29 年度は合計 47 人の要人往来が、平成 30 年度は、PALM８の日本開催により前年度を大きく超える 77 人の要人往来が、令和元年度は、その平成 30 年度を超える 80 人の要人往来が行われ、着実な進展があった。

（１）平成 29 年度は、日豪における首脳の年次訪問が行われ、NZ から首相が訪日し、ミクロネシアから大統領及び外相が、パラオからは副大統領及び外相が訪日し、それぞれ首脳会談及び外相会談を実施した。また、堀井外務大臣政務官がマーシャル及びナウルを訪問し、各国首脳と会談を実施する等、平均的な要人往来数となった。（平成 29 年度：太平洋地域諸国との友好関係の強化（達成手段①））

（２）10 月の日豪２＋２（外務大臣及び防衛大臣の訪豪）、11 月の安倍総理大臣訪豪、また豪州からはスミス下院議長やフィエラヴァンティ=ウェルズ国際開発・太平洋相などが訪日し、活発な要人往来が行われた。また、第８回太平洋・島サミット開催により、太平洋島嶼国各国首脳及び閣僚が多数訪日したため、島嶼国から相当数の要人が訪日した。これらの訪日及び日本側要人の各国訪問に際しては、首脳会談等ハイレベルの対話を実施し、二国間関係の強化に有益であった。第８回太平洋・島サミットでは、前回のサミットの教訓を受け、首脳会談や外相会談の時間を可能な限り確保すべく、日程の調整を実施したことは、太平洋島嶼国・地域との友好協力を強化する上で効果的だった。（平成 30 年度：太平洋地域諸国との友好関係の強化（達成手段①））

（３）Ｇ20 大阪サミットの開催及び 10 月に実施した即位礼正殿の儀に、大洋州地域から多数の国家元首等が参列した。また、河野外務大臣による外務大臣としての 32 年ぶりの太平洋島嶼国における二国間訪問を始め、政府要人が島嶼国９か国を訪問する等積極的な訪問外交を実施し、相当程度の要人往来数となった。（令和元年度：太平洋地域諸国との友好関係の強化（達成手段①））

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**

１　豪州はインド太平洋地域において中核となる国であり、同国と協力関係を深めることは、インド太平洋地域の平和と安定のみならず、資源・食料の安定供給面でも重要な意味を有する。さらに、日豪においては、日豪米、日豪印といった多国間協力関係の強化にも取り組んでおり、こうした協力はインド太平洋地域の安定と繁栄に資するものであり、ますます重要となっている。

２　NZ は太平洋地域において重要なパートナー国であり、同国と協力関係を深めることは太平洋地域の平和と繁栄に資するため、引き続きパートナーシップの推進・強化との施策を維持する。

３　太平洋島嶼国との関係強化に関しては、我が国が国際社会における影響力を保つために、親日国の多いこの地域からの協力を引き続き確保する必要性は高い。この観点から、太平洋・島サミット開催の必要性は高く、引き続き太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保するとの施策を維持する。

【測定指標】

８－１　豪州及び NZ との関係強化　＊

上記の施策の分析のとおり、日豪・日 NZ の関係を維持・発展させるため、引き続き首相・外相での緊密な意見交換を行う。日豪関係では、安全保障面では日豪２＋２の開催とともに、共同運用と訓練を円滑化すべく行政的、政策的及び法的手続を相互に改善する協定の作成に向けて可能な限り早期の交渉妥結を目指し、交渉を加速化させる。経済面では日豪交流促進会議の開催、国際社会での協力では太平洋地域における援助・政策連携等をそれぞれ実施することで、二国間の連携を引き続き強化する。また、日豪米など日豪を含む多国間協力を推進する。

８－２　太平洋・島サミット・プロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化　＊

我が国が国際社会における影響力を保つために、親日国の多いこの地域からの協力を確保する必要性は高いことから、太平洋島嶼国との友好協力関係を強化するとの目標を維持する。そのために、招へい事業等を通して、ハイレベルから草の根レベルに至るまで交流を活発化させる。また、令和３年に開催予定の第９回太平洋・島サミット（PALM９）に向けた準備を進める。

８－３　要人の往来数

二国間の関係の維持・強化のためには緊密な意見交換の場を持つことが重要であり、豪州、NZ 及び太平洋島嶼国について、要人往来数を目標として維持する。今後も継続的に活発な要人往来が実現するよう関係強化に向けて取り組む。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
オーストラリア
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/australia/index.html）
ニュージーランド
（https:www.mofa.go.jp/mofaj/area/nz/index.html）
キリバス
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kiribati/index.html）
クック諸島
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cook/index.html）
サモア
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/samoa/index.html）
ソロモン諸島
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/solomon/index.html）
ツバル
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/tuvalu/index.html）
トンガ
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/tonga/index.html）
ナウル
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nauru/index.html）
ニウエ
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/niue/index.html）
バヌアツ
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vanuatu/index.html）
パプアニューギニア
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/png/index.html）
パラオ
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/palau/index.html）
フィジー
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/fiji/index.html）
マーシャル
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/marshall/index.html）
ミクロネシア
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/micronesia/index.html）

施策Ⅰ－２　北米地域外交

令和２年度政策評価書

（外務省１－Ｉ－２）

施策名（※）	北米地域外交
施策目標	１　我が国外交の基軸である日米同盟関係の更なる強化のため、以下を実施する。 （１）日米が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。 （２）日米の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。 （３）日米安保体制の信頼性を向上するとともに、在日米軍の安定的な駐留を確保し、もって我が国の安全を確保する。 ２　日加関係の更なる強化のため、以下を実施する。 （１）日加が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。 （２）日加の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。

施策の予算額・執行額等	区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	370	678	685	652
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	△14	
		合計(a＋b＋c)	370	678	671	
	執行額(百万円)		326	544	532	

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」（「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」）及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果（注１）			
	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）相当程度進展あり（Ｂ）	（判断根拠） 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。
	測定指標の平成29･30･令和元年度目標の達成状況（注２）	個別分野１　北米諸国との政治分野での協力推進	
		＊１－１　共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展	b
		１－２　日米・日加間の相互理解の進展	b
		１－３　日米二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)	b
		１－４　日加二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)	b
		１－５　米国における対日世論調査の結果(日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合)	b
		個別分野２　北米諸国との経済分野での協力推進	
		＊２－１　米国との経済分野での協調の深化	s
		２－２　カナダとの経済分野での協調の深化	b
		個別分野３　米国との安全保障分野での協力推進	
		＊３－１　日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進	b
		＊３－２　在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展	b

(注１)評価結果については、各個別分野の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注２)「測定指標の平成29･30･令和元年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び平成29･30･令和元年度目標の達成状況を列挙した。「＊」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	（外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見） ・日米首脳・外相間の協議・意思疎通が活発に行われ、特に朝鮮半島の非核化及び自由で開かれたインド太平洋(FOIP)の共有等について、緊密な政策協力に努めたことは高く評価できる。 ・全体を通じ、トランプ政権のもとで日米関係（の揺れ）をマネージするのはまるで容易ではないなか、健闘が続いていると率直に思う。同時に、その健闘で稼いだ時間を、日米関係にばかり依拠する一本足打法の相対化にどう生かしていくのか、他地域との外交

	を含めた日本外交全体の奥行きが問われている。その全体構想との関連で、各地域・各国との外交を評価する包括枠があるとよいのではないか。 ・日米貿易協定・日米デジタル貿易協定が交渉開始から１年以内に最終合意・署名に至ったことは高く評価できる。米国が TPP から離脱した穴を埋めるだけでなく、インフラ分野・デジタル分野における協力を確認したことは、FOIP やG20 における議論をリードする意味でも重要だった。 ・個別分野２の日米経済関係については、高い自己評価にする理由も気持ちもわかる。実質的な自由貿易協定の締結は、日欧や TPP と併せ、世界 GDP の６割をカバーし、トランプ政権の保護主義的な傾きのなか、日米経済関係自体を脱争点化する機能を果たし、とげを抜いた形で全体の関係維持に寄与した。また、高いレベルの基準を、貿易、投資その他の分野でも主導する事をうたい、その重要性を確認してきていることも評価に値する。他方、その高水準の維持が本当にできているのか、日米基準が世界を実際に主導しているのか、より具体的な記述を求めたい。さらに、それとの関連で、米国製の戦闘機やミサイル防衛システムなど兵器の購入やその購入方法上の工夫など、広く安全保障の観点などから日米経済関係のとげを抜く際に約した様々な合意が記述から抜けており、高い自己評価をするのならば、その点に国民が留意できるように記述を工夫すべきではないか。 ・日米安全保障体制について、安全保障・防衛分野の協力は着実に進展しており、日米同盟の抑止力・対処力の強化に努めた。米国の国家防衛戦略(NDS)や新たな米軍運用の考え方等を日米安保協力の方向性に取り入れたことも評価できる。 ・個別分野３（米国との安全保障分野での協力推進）における参考指標として、「米国における対日世論調査の結果(日米安保条約を維持すべきとの回答の割合)」が掲げられているが、この指標の示す事実、たとえば米国の一般国民において日米安保に対する理解が低下傾向にあること、その結果一般国民と有識者の間に日米安保に対する理解について決して無視できないレベルの乖離が生じていることは、重要な事実のように思われる。

担当部局名	北米局	政策評価実施時期	令和２年９月

個別分野１　北米諸国との政治分野での協力推進

施策の概要

１　日米・日加政府間(首脳・外相レベルを含む)での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。
２　日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）
　五　戦後日本外交の総決算　（安全保障政策の再構築）
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）

測定指標１－１　共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展　＊

中期目標（--年度）

我が国の外交・安全保障の基軸である日米同盟を引き続き強化する。
カナダとの間で二国間及び国際社会における重層的な連携をより一層強化する。

平成 29 年度目標

１　日米間の協力関係の進展
（１）日米ハイレベルでの対話の実施
　日米首脳会談や日米外相会談、日米次官協議等を始めとする高いレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持する。特に、平成 29 年はトランプ大統領就任直後の一年であり、トランプ政権との間で一層緊密に対話を行っていく。
（２）日米間の具体的な協力関係の推進
　安全保障、経済等の二国間関係に加え、アジア太平洋地域や中東地域を始めとした各地域情勢やグローバル課題に関しても、日米間の協力関係を強化していく。また、日米同盟を基軸として平和と繁栄のネットワークを構築し、より幅広い課題で連携していく。
２　日加間の協力関係の進展
（１）日加ハイレベルでの対話の実施
　日加首脳会談や日加外相会談、日加次官級「２＋２」対話、日加次官級経済対話（JEC）等を始めとする高いレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持する。
（２）日加間の具体的な協力関係の推進
　二国間の文脈では、日加物品役務相互提供協定(ACSA)に早期に署名し、日加情報保護協定の交渉入りに向けた手続を進めることで、安全保障協力を強化していくとともに、経済関係、交流関係を強化すべく政策調整を進めていく。国際社会の文脈では、海洋安全保障及びテロ、グローバルな課題、軍縮・不拡散等、より幅広い地域及びグローバルな分野での協力を進めていく。

施策の進捗状況・実績

１　日米間の協力関係の進展
（１）及び（２）　平成 29 年度はトランプ大統領やペンス副大統領の訪日、日米「２＋２」や日米外相会談等、日米ハイレベルで緊密な意思疎通が行われ、同盟を一層強化することができた。特に、北朝鮮による弾道ミサイル発射や核実験が相次ぐ中、首脳間及び外相間で頻繁に意思疎通を図り、日米が 100%共にあり、圧力最大化のため緊密に連携していくことを確認した。
　11 月のトランプ大統領による訪日では、両首脳は多くの時間を共にし、首脳間の親交、信頼関係をより一層深めた。北朝鮮を始め地域情勢が緊迫化する中で、日米同盟の揺るぎない絆を世界に向けて示し、喫緊の課題である北朝鮮に関して、北朝鮮に対する圧力を最大限まで高めていくとの方向性を含め、日米が 100%共にあることを改めて確認した。また、両首脳は、拉致被害者御家族と面会し、拉致問題の早期解決に向け、日米が緊密に協力していくことを約束した。さらに、トランプ大統領と「自由で開かれたインド太平洋戦略」を共に推進していくことでも一致した。
　平成 30 年２月のペンス副大統領による訪日では、平昌オリンピック開会式に出席するため韓国訪問を控えていたペンス副大統領と北朝鮮問題を始めとする地域及び国際社会の諸課題について率直な意見交換を行い、政策を擦り合わせた。特に、北朝鮮問題については、核武装した北朝鮮は決して受け入れられないとの認識の下、北朝鮮に政策を変更させ、核・ミサイル計画を放棄させるため、日米、日米韓でしっかりと連携して、あらゆる方法で圧力を最大限まで高めていく必要性を改めて確認した。

２　日加間の協力関係の進展

（１）平成 30 年３月のフリーランド外相の訪日を始め、様々な機会を捉えて日加間で首脳会談、外相会談を実施するなど、ハイレベルで緊密な意思疎通が行われた。

11 月のダナン（ベトナム）での日加首脳会談では、TPP11 の議論を中心に意見交換を行った。平成 30 年３月のフリーランド外相訪日の際は、Ｇ７外相会合やＧ７サミットで北朝鮮問題を含む諸課題について力強いメッセージを発出することを確認したほか、北朝鮮に対して最大限の圧力を維持することで一致した。また、ACSA 署名を可能な限り早期に行い、次官級「２＋２」対話を早期に実施することで一致したほか、JEC を平成 30 年６月に開催することも確認し、日加関係の強化を進めた。

安全保障分野では、日加政務・防衛当局間（PM）／防衛当局間（MM）協議（12 月）や日加安保シンポジウム（12 月）を開催し、北朝鮮、中国を含む地域情勢を中心に議論を行った。

（２）ACSA については、５月のＧ７タオルミーナ・サミットの機会に日加両首脳が実質合意を確認したほか、上述のとおり、フリーランド外相訪日の際の日加外相会談で、早期署名を行うことで一致した。また、同外相会談の際、情報保護協定については早期に予備協議を行うことで一致し、JEC については平成 30 年６月に開催することを確認した。

平成 30 年度目標

１　日米間の協力関係の進展

（１）日米ハイレベルでの対話の実施

日米首脳会談や日米外相会談を始めとする高いレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持する。

（２）日米間の具体的な協力関係の推進

安全保障、経済等の二国間関係に加え、アジア太平洋地域や中東地域を始めとした各地域情勢やグローバルな課題に関しても、日米間の協力関係を強化していく。また、日米同盟を基軸として平和と繁栄のネットワークを構築し、より幅広い課題で連携していく。

２　日加間の協力関係の進展

（１）日加ハイレベルでの対話の実施

日加首脳会談や日加外相会談を始めとする高いレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持する。

（２）日加間の具体的な協力関係の推進

日加 ACSA に署名し、日加情報保護協定の予備協議を着実に行うことで安全保障協力を更に強化していくとともに、経済関係、交流関係を強化すべく政策調整を進めていく。また、Ｇ７を始めとする多国間フォーラム・会合の場では、北朝鮮問題、中国の海洋進出、「自由で開かれたインド太平洋戦略」等、幅広い地域及びグローバルな分野での協力を進めていく。

施策の進捗状況・実績

１　日米間の協力関係の進展

（１）首脳間で 13 回（電話会談を含む）、外相間で 16 回（電話会談を含む）の会談を行うなどハイレベルで緊密に意見交換を行った。

（２）特に、北朝鮮問題への対応については、６月の第１回米朝首脳会談の開催を始め、目まぐるしい情勢の変化があったが、ハイレベルでの会談等を通じ、綿密に方針をすりあわせて対応することができた。

また、「自由で開かれたインド太平洋」の維持、促進に関しても、日米で着実に協力を進展させ、９月の日米首脳会談の際には、第三国で実施している具体的な協力を賞賛するとともに、様々な分野での協力を一層強化するとの強い決意を再確認した。

２　日加間の協力関係の進展

（１）首脳間で５回（電話会談を含む）、外相間で３回（電話会談を含む）の会談を行い、また、12 月には次官級「２＋２」対話を開催するなど、ハイレベルを含め、日加で緊密に意見交換を行った。

（２）特に、11 月に行われた首脳会談では、「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンの実現に向けた具体的な協力を進めていくことで一致するとともに、日加外交関係開設 90 周年を契機に、安保・防衛協力を含む戦略的関係を一層深めて行くことで一致した。

また、４月、河野外務大臣とフリーランド外相は、日加 ACSA への署名を行い、日加間の安全保障協力を一層促進させることで一致した。北朝鮮籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動に関しては、カナダは巡視艇及び哨戒機を派遣し、日本とカナダは緊密に連携して対応した。

令和元年度目標

１　日米間の協力関係の進展

日米間で、首脳間、外相間を始め、様々なレベルで密接に連携し、北朝鮮問題を含む地域及び国際社会の諸課題に緊密に連携して取り組み、協力関係を更に強化していく。

２　日加間の協力関係の進展

日加間で、首脳間、外相間を始め、様々なレベルで密接に連携し、地域及び国際社会の平和と繁栄に貢献していく。特に、G20 の成功に向け、カナダ側からの協力を得るとともに、「瀬取り」対策協力や TPP11 の着実な実施・拡大に向けた協力等、安全保障・経済の両面で関係を強化していく。また、10 月のカナダ連邦下院総選挙後の政権とも良好な関係の構築を目指す。

施策の進捗状況・実績

１　日米間の協力関係の進展

令和元年度は、首脳間で 11 回、外相間で 15 回（共に電話会談を含む）の会談を行うなど、ハイレベルで頻繁な政策のすり合わせを行った。特に、４月の総理大臣訪米、５月のトランプ大統領の「令和」初の国賓としての訪日、６月のトランプ大統領のG20 大阪サミット出席のための訪日と３か月連続の首脳間の往来が実現した。

首脳間・外相間の頻繁なやり取りを通じて、日米は令和元年度も地域及び国際社会の諸課題の解決や「自由で開かれたインド太平洋（FOIP)」の維持・強化に向け、緊密に連携して対応してきた。

北朝鮮問題への対応については、４月の総理訪米、５月及び６月のトランプ大統領の訪日や、累次の日米首脳電話会談等において、北朝鮮をめぐる拉致、核・ミサイルといった諸懸案の解決に向けた緊密な連携を確認した。特に、トランプ大統領の５月の国賓訪日の際には、拉致被害者の御家族との面会を実現したことを含め、対北朝鮮政策において引き続き日米で協力していくことを確認する重要な機会となった。

また、「自由で開かれたインド太平洋」の維持・強化については、４月の日米首脳会談で両首脳は「自由で開かれたインド太平洋」実現に向けた協力を一層強化していくとの意思を再確認し、「自由で開かれたインド太平洋」を促進するための公正なルールに基づく経済発展を歓迎した。

２　日加間の協力関係の進展

（１）首脳間で３回、外相間で４回（共に電話会談を含む）の会談を行い、また、12 月には日加 PM・MM 協議（局長級）を開催するなど、日加の様々なレベルで意見交換を行った。なお、令和２年１月にはトルドー首相との電話会談、２月にはシャンパーニュ新外相との電話会談が行われるなど、10 月の連邦下院総選挙後の政権とも良好な関係が構築された。

（２）４月に行われた安倍総理大臣訪加の際、両首脳は「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンの下で日加の戦略的パートナーシップを強化していくことで一致した。トルドー首相から「瀬取り」警戒監視のためのカナダによる航空機及び艦船の派遣の２年延長が表明され、カナダから哨戒機と艦船が派遣された。

さらに、６月にはサージャン国防相が国防相として 13 年ぶりに訪日し、日加防衛協力に関する共同声明が発出されたほか、７月には日加 ACSA が発効するなど、防衛協力・交流は一層強化された。

日本が議長国を務めたG20 においては、６月のG20 大阪サミットにトルドー首相がフリーランド外相とともに出席したほか、11 月に開催された愛知・名古屋外相会合には、就任後間もないシャンパーニュ外相が出席し、地域及び国際社会の諸課題に連携して取り組んだ。

なお、10 月に行われた即位の礼は連邦下院総選挙と時期が重なったため、ワグナー最高裁判所長官夫妻がカナダを代表して参列し、日加間の友好親善関係は一層深化した。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標１－２　日米・日加間の相互理解の進展

中期目標（--年度）

重層的な日米・日加の交流・対話を推進し、幅広い層における日米・日加間の相互理解をより一層高いレベルに引き上げる。

平成 29 年度目標

１　在米・在加日系人との関係、ネットワークを強化するため、在米・在加日系人との交流プログラムを実施する。カナダ分については、昨年度好評であった被招へい者が自身のルーツや日本との絆を再確認することを目的とした墓参や親族訪問を可能な限り取り入れる。

２　日本人学生のインターンシップ支援事業を実施する。

３　各界にて活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣する「対日理解促進交流プログラム」(北米地

域名称「カケハシ・プロジェクト」)を実施する。
4　米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施する。
5　米国から元戦争捕虜(POW)等を招へいする。
6　若手日本人教員を米国に派遣し、米国への理解を深め、これら教員を通じ、若年層の米国理解を促進する。
7　米国議会議員・議員補佐官の招へい等を通じた相互理解を促進する。

施策の進捗状況・実績

1　在米・在加日系人との交流

在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを強化するため、在米日系人リーダー10 名を平成 30 年３月に、在加日系人リーダー４名を 12 月に招へいした。日系人リーダー一行は、東京及び地方の視察や安倍総理大臣表敬、外務大臣との夕食会、高円宮妃殿下御接見、墓参や親族訪問、各界関係者との意見交換等を実施した。参加者からは事後に、「今回の招へいで、日系人として日米関係強化に携わる責任を痛感した。今後どのように関わっていけるか考えていきたい。」といったコメントや、「今回得られた知見や人脈を活かし地元で進行中の日本関連プロジェクトにも今後積極的に関わっていくつもりである。日系米国人に関する活動も継続し、日本で開催される在米日系人関連のイベントも含め、出来る限り協力したいと考えている。」等の反応があった。また、地元で歴史問題に関する不穏な動きをキャッチした場合にはすぐ総領事館に報告すると表明した者もあった。

2　日本人学生のインターンシップ支援事業

日米双方において発信力の高い有識者を育成するため、学生 15 名を米国に派遣した。

3　カケハシ・プロジェクト(対日理解促進交流プログラム：北米地域)

日本と北米地域との間で、対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し、対日理解の促進を図るとともに、親日派・知日派を発掘し、対外発信を強化し、我が国の外交基盤を拡充することを目的に、平成 29 年度は米国及びカナダを合わせて招へい 1,220 名（米国 1,100 名、カナダ 120 名)、派遣 409 名（米国 371 名、カナダ 38 名）を実施した。

4　マンスフィールド研修計画

米国行政官が継続して日本の複数の官公庁や民間で勤務する本研修計画により、平成 29 年度は第 22 期生 10 名が外務省を含む日本の各受入機関での研修を開始した(研修期間は１年間)。

5　米国人元戦争捕虜(POW)招へい

米国から POW 及びその家族ほか計 10 名を 10 月に招へいし、佐藤外務副大臣への表敬を始め、政府関係者や各地方都市での国民との交流機会等を設け、「心の和解」を促すことを通じて、日米間の相互理解の促進を図った。

6　若手教員米国派遣交流事業

７月末から８月中旬の約 20 日間、英語を解する若手教員 45 名を対象にユタ大学及びポートランド州立大学の２校に派遣した。若手教員の米国理解を深め、そのような経験を有する教員を通じ、広く若年層の米国理解を促進し、将来の同盟関係の更なる進展を図った。

7　米国連邦議会議員２名、州議会議員３名を招へいし、外務大臣政務官との意見交換、防衛大臣表敬、視察等を実施した。議会補佐官 20 名を招へいし、政府関係者や有識者との意見交換や視察等を実施した。また、国会議員の訪米・米国議員の訪日に際し、議員交流の側面支援を実施し、立法府を含む重層的な相互理解を促進した。

平成 30 年度目標

1　在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、在米・在加日系人との交流プログラムを実施する。
2　日本人学生のインターンシップ支援事業を実施する。
3　各界にて活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣する「対日理解促進交流プログラム」(北米地域名称「カケハシ・プロジェクト」)を実施する。
4　米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施する。
5　米国から元戦争捕虜(POW)等を招へいする。
6　米日コーカスを始めとする日本と関わりを深めつつある米国議員等の活動を支援するとともに、在日米軍関係者・経験者との視野の広い関係強化を図る。
7　在日米軍の子女のうち、特に意欲の高い学校と生徒を対象に、日本語補習授業を提供する。

施策の進捗状況・実績

1　在米・在加日系人との交流
　在米日系人リーダー10 名を平成 31 年３月に、在加日系人リーダー４名を 12 月に招へいし、東京及び地方の視察や、外務大臣との夕食会、高円宮妃殿下御接見、各界関係者との意見交換等を実施した。参加者からは、「各参加者は、それぞれの分野で日米関係強化のために貢献していこうという特別な想いを有している。」といったコメントや、「日本企業の米国経済への貢献など、日本の前向きなストーリーをできるだけ持ち帰って広めたい」等の反応があった。
2　日本人学生のインターンシップ支援事業
　日米双方において発信力の高い有識者を育成するため、学生 11 名を米国に派遣した。
3　カケハシ・プロジェクト(対日理解促進交流プログラム：北米地域)
　日本と北米地域との間で、対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し、対日理解の促進を図るとともに、親日派・知日派を発掘して、対外発信を強化し、我が国の外交基盤を拡充することを目的に、米国から 953 名、カナダから 123 名を招へい、米国へ 310 名、カナダへ 36 名の派遣を実施した。また、米国議会補佐官 19 名を招へいし、政府関係者や有識者との意見交換や視察等を実施した。
4　マンスフィールド研修計画
　米国行政官が継続して日本の複数の官公庁や民間で勤務する本研修計画により、第 23 期生９名が研修を開始した(研修期間は１年間)。
5　米国人元戦争捕虜(POW)招へい
　米国から POW の家族及びその介護者計７名を 10 月に招へいし、辻外務大臣政務官への表敬を始め、政府関係者や各地方都市での国民との交流機会等を設け、「心の和解」を促すことを通じて、日米間の相互理解の促進を図った。
6　米国連邦議会議員の訪日
　計 37 名の米国連邦議会議員が来日し、その際、総理大臣表敬や外務大臣表敬、地方視察等を調整するなどの支援を実施し、立法府を含む重層的な相互理解を促進した。
7　在日米軍の子女への日本語補習授業
　幼稚園から小学校１・２年生までの約 130 名に対して、週３～４回授業を実施し、日本に好意的な親日派・知日派が将来的に増加するよう図った。

令和元年度目標
1　在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、在米・在加日系人との交流プログラムを実施する。
2　日本人学生のインターンシップ支援事業を実施する。
3　各界にて活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣する「対日理解促進交流プログラム」(北米地域名称「カケハシ・プロジェクト」)を実施する。
4　米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施する。
5　米国から元戦争捕虜(POW)等を招へいする。
6　米国議会議員・議員補佐官の招へい等を通じ、相互理解を強化するとともに、我が国の対外政策に対する米国議員の支持を促進する。
7　在日米軍の子女のうち、特に意欲の高い学校と生徒を対象に、日本語補習授業を提供する。

施策の進捗状況・実績
1　在米・在加日系人との交流
　在加日系人リーダー４名を 12 月に招へいし、東京及び地方の視察や墓参、尾見外務大臣政務官表敬、高円宮妃殿下御接見、各界関係者との意見交換等を実施した。参加者からは、招へい実施後、日加間の相互理解促進に資する情報発信が行われた。在米日系人リーダーについては 10 名を令和２年３月に招へいする予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた参加者の意向を踏まえ、やむを得ず事業を中止した。
2　日本人学生等のインターンシップ支援事業
　日米双方において発信力の高い有識者を育成するため、学生６名及び研究者１名を米国に派遣した。
3　カケハシ・プロジェクト(対日理解促進交流プログラム：北米地域)
　日本と北米地域との間で、対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し、対日理解の促進を図るとともに、親日派・知日派を発掘して、対外発信を強化し、我が国の外交基盤を拡充することを目的に、米国から 692 名、カナダから 81 名を招へい、米国へ 194 名、カナダへ 14 名の派遣を実施した。また、米国議会補佐官 16 名を招へいし、政府関係者や有識者との意見交換や視察等を実施した。

なお、令和２年２月以降、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で多数の案件が中止または人数縮小となった。

４　マンスフィールド研修計画

米国行政官が継続して日本の複数の官公庁や民間で勤務する本研修計画により、第 24 期生 10 名が研修を開始した(研修期間は１年間)。

５　米国人元戦争捕虜(POW)招へい

米国から POW の家族８名を９月に招へいし、辻外務大臣政務官表敬を始め、政府関係者や各地方都市での国民との交流機会等を設け、「心の和解」を促すことを通じて、日米間の相互理解の促進を図った。

６　米国連邦議会議員の訪日

計 32 名の米国連邦議会議員が来日し、その際、総理大臣表敬や外務大臣表敬、地方視察等を調整するなどの支援を実施し、立法府を含む重層的な相互理解を促進した。

７　在日米軍の子女への日本語補習授業

小学校１年生から３年生までの約 140 名に対して、約３回授業を実施し、日本語を通じた親日派・知日派の育成を図った。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標１－３　日米二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)

(注)副大統領を含む。	中期目標値	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		平成29･30･令和元年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	－	18	41	30	30	30	26	b

測定指標１－４　日加二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)

	中期目標値	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		平成29･30･令和元年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	－	5	10	7	8	7	7	b

測定指標１－５　米国における対日世論調査の結果(日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合)

(出典:「米国における対日世論調査」(平成 29・30 年度ニールセン社、令和元年度ハリス社)) ①一般の部 ②有識者の部 (注)「一般」とは、米国に在住の 18 歳以上の市民から無作為に選ばれた約 1,000 人のサンプルを指し、「有識者」とは、米国連邦政府、ビジネス界、学界、報道界、宗教界から選ばれた 200 人のサンプルを指す。	中期目標値	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		平成29･30･令和元年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	－	①76% ②86%	①87% ②86%	①84% ②88%	①82% ②90%	①84% ②89%	①85% ②89%	b

評価結果(個別分野１)

施策の分析

【測定指標１－１　共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展　＊】

日米政府間の協力関係強化の推進については、いずれの年もハイレベルでの対話が頻繁に行われ、日米同盟強化に効果があったが、特に平成 29 年 11 月及び令和元年５月と二度のトランプ大統領訪日を実施したことは効果があった。大統領訪日に際しては、両首脳が多くの時間を共にし、率直な意見交換を通じて政策をすり合わせるだけではなく、首脳間の親交、信頼関係を深めることができた。また、北朝鮮を始め地域情勢が緊迫化する中で、日米同盟の揺るぎない絆を世界に向けて示す上で効果があった。さらに、二度の訪日に際して、両首脳が、拉致被害者御家族と面会し、拉致問題の早期解決に向け日米が緊密に連携していくことで一致できたことも、日米協力関係の進展には有意義であった。こうした成果を得たことは、当省の取組に加え、拉致被害者御家族等の協力によるところも大きかったと考える。（平成 29・30・令和元年度：北米諸国との政治分野での協力推進（達成手段①））

日加間におけるハイレベルの対話の推進については、特に平成 30 年には、河野外務大臣の訪加の際に日加 ACSA への署名が実現し、令和元年７月に ACSA が発効し、日加防衛協力の強化に資する成果を得たことが、安全保障協力を更に強化していくとの目標の達成に向けて効果的であったと考えられる。また、令和元年度に、G20 大阪サミットにトルドー首相とフリーランド外相が、G20 愛知・名古屋外相会合に就任直後のシャンパーニュ新外相が出席し、G20 の成功に向けて日加が着実に協力した。これに加え、平成 31 年４月の安倍総理大臣訪加の際には、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンの下で日加の戦略的パートナーシップを強化していくことで一致したほか、「瀬取り」警戒監視でもトルドー首相から航空機及び艦船派遣の延長を発表し、地域の安全保障を確保する上で日加が積極的に連携した。これらは、二国間関係を更に強化する上で極めて効果的な多くの成果だったと考えられる。（平成 29・30・令和元年度：北米諸国との政治分野での協力推進（達成手段①））

【測定指標１－２　日米・日加間の相互理解の進展】

日米・日加間の相互理解の進展については、カケハシ・プロジェクト（対日理解促進交流プログラム：北米地域）や米国人元戦争捕虜（POW）招へいを始めとした事業を着実に実施できたことは有益だった。特に、カケハシ・プロジェクトでは、３年間で 3,000 名以上を米国及びカナダから招へいしており、対日理解の促進、親日派・知日派の発掘、対外発信力の強化の観点からも極めて効果的であったと考えられる。（平成 29 年度、平成 30 年度及び令和元年度：北米諸国との政治分野での協力推進（達成手段①））

また、日本人学生等のインターンシップ支援事業では、３年間で 33 人の学生及び研究者を６か月～１年程度米国に派遣しており、参加学生・研究者の米国での活動及び帰国後の活動を通じて日米双方の相互理解を深化させるとともに、滞在中の人脈構築を通じて将来にわたる日米関係のキーパーソンの育成及びネットワーク化に貢献した。（平成 29・30・令和元年度：日本人学生のインターンシップ支援（平成 29 年度達成手段③、平成 30・令和元年度達成手段②））

【測定指標１－３　日米二国間会談数（首脳・外相レベル）（電話会談含む）】

日米二国間会談数については、特に、平成 29 年度は、目標値 18 回の倍以上の 41 回の日米首脳・外相会談（電話会談を含む）を実施できたことは、日米関係の強化への効果が大きかったと考える。（平成 29・30・令和元年度：北米諸国との政治分野での協力推進（達成手段①））

一方で、令和元年度は、目標としていた 30 回に及ばなかった。ただ、これは、４月の安倍総理大臣の訪米、５月のトランプ大統領夫妻による令和初の国賓としての訪日、さらにはG20 大阪サミットの際のトランプ大統領訪日という異例の３か月連続の首脳会談を実現できたことを踏まえれば、日米関係の強化という施策目標に向け、実質的な面においては例年以上の効果があったと言える。

【測定指標１－４　日加二国間会談数（首脳・外相レベル）（電話会談含む）】

日加二国間会談数については、いずれの年も目標値以上の会談を行ったが、特に平成 29 年度に日加首脳会談を４回（うち３回は電話会談）、日加外相会談を６回（うち２回は電話会談）行い、日加二国間の会談数は 10 回となり、目標値（５回）を大幅に上回る形で達成し、関係は相当程度進展した。首脳会談及び外相会談に加え、然るべきタイミングで、数多くの電話会談を行ったことが成果につながった。（平成 29 年度、平成 30 年度及び令和元年度：北米諸国との政治分野での協力推進（達成手段①））

【測定指標１－５　米国における対日世論調査の結果（日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合）】

米国における対日世論調査については、特に平成 29 年度、日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合は、一般の部で 87%、有識者の部で 86%となり、一般の部では目標値（76%）を大幅に上回る形で達成し、関係が進展していることが定量的に計測できた。11 月のトランプ大統領の訪日を含め、数多くのハイレベルでの交流が成果につながった。

一方で、平成30年度の対日世論調査では、日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合は、一般の部で82%、有識者の部で90%となり、有識者の部では目標値（88%）を上回ったが、一般の部では目標値（84%）を下回った。平成30年度は大統領訪日がなかったこともあり、米国民の意識の中に日本の存在感を示すことが平成29年度に比べて困難であったと思われる。その中でも、82%という、トランプ大統領の国賓訪日のあった令和元年と比べても大きく変わらない数値となったのは首脳会談及び外相会談に加え、然るべきタイミングで首脳・外相間で電話会談を行ったことが成果につながったと考えられる。

なお、令和元年度については日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合は、一般の部で85%（目標値84%）、有識者の部で89%（目標値89%）と、目標値とほぼ同じ非常に高い数値となり、盤石な関係が維持できていることが定量的に計測できた。（平成29・30・令和元年度：北米諸国との政治分野での協力推進（達成手段①））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）**】**

日米両国は基本的価値及び戦略的利益を共有する同盟国である。日米同盟は、我が国の外交・安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域のみならず、世界の平和と繁栄にも大きな役割を果たしている。累次の首脳会談で、両首脳は、アジア太平洋地域と世界の平和と繁栄のために、日米両国で主導的役割を果たしていくことを確認した。これらの点も踏まえ、日米両国間の緊密な連携を一層強化することは、我が国外交全体の推進という観点からも必要不可欠である。特に、トランプ政権との間では、安全保障上の連携に加え、経済関係の強化を一層進めていく。

また、日本とカナダは、基本的人権、民主主義、自由及び市場経済の推進といった共通の価値観に基づく良好な二国間関係を有するのみならず、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンを共有する同地域の重要な戦略的パートナーである。こうした点を踏まえ、今後、同ビジョンの下での具体的な日加協力を推進・強化していくことが、インド太平洋地域の平和と安定にとって重要である。

このように、日米及び日加間の緊密な連携を一層強化するとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

１－１　共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展　＊

「我が国の外交・安全保障の基軸である日米同盟を引き続き強化する。」との中期目標の達成に向けた各年度の目標は適切であったと考える。日米首脳間・外相間で累次にわたり一致してきているとおり、世界の平和と安定のため、日米が手を携えて協力していくとともに、日米間で幅広い分野での協力を進め、日米同盟の強化に努める。特に、アジア太平洋地域における安全保障環境が厳しさを増す中、日米間の連携を一層強化していく。

「カナダとの間で二国間及び国際社会における重層的な連携をより一層強化する。」との中期目標の達成に向けた各年度目標は適切であったと考える。普遍的価値を共有するインド太平洋地域のパートナー及びＧ７のメンバーであるカナダとの協力を推進することは、日本及び地域の安全保障を確保する上で極めて重要。今後とも、ハイレベルでの対話を戦略的に深化させ、日加次官級「２＋２」対話、日加PM・MM協議（局長級）の実施を含む幅広い分野・レベルでの綿密な意思疎通等の取組を継続する。

１－２　日米・日加間の相互理解の進展

上記の施策の分析のとおり、平成29・30年度・令和元年度において更なる相互理解に向け着実に進展してきており、今後も米国及びカナダとの間で様々な層を対象に交流事業を継続していく。

１－３　日米二国間会談数（首脳・外相レベル）（電話会談含む）

日米政府間での共通の諸課題に関する緊密な協議をハイレベルで維持することは重要であり、効果的な働きかけを行う上でも、日米間の首脳・外相を始めとする高いレベルで頻繁な意見交換を継続する。

１－４　日加二国間会談数（首脳・外相レベル）（電話会談含む）

日加政府間での共通の諸課題に関する緊密な協議をハイレベルで維持することは重要であり、日加の首脳・外相を始めとする高いレベルで緊密な意見交換を適時・適切に継続する。

１－５　米国における対日世論調査の結果（日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合）

本指標の結果は、幅広い層における日米間の相互理解の程度を一定程度反映したものである。重層的な日米・日加の交流・対話を推進し、幅広い層における日米・日加間の相互理解をより一層高いレベル

に引き上げるため、今後とも過去の実績に基づいた適切な目標を設定し、同目標達成に向けた取組を継続する。

作成にあたって使用した資料その他の情報
・外務省ホームページ アメリカ合衆国 （https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/index.html） トランプ米国大統領の訪日（令和元年５月 25 日～28 日）（令和元年５月 28 日） （https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page3_002758.html） トランプ米国大統領の訪日（平成 29 年 11 月５日～７日）（平成 29 年 11 月６日） （https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page3_002285.html） 北米地域との交流　カケハシ・プロジェクト （https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page25_000243.html） カナダ （https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/canada/index.html） 海外における対日世論調査 （https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/pr/yoron.html） ・平成 30 年版外交青書（外交青書 2018）、令和元年版外交青書（外交青書 2019）、令和２年版外交青書（外交青書 2020） 第２章第２節　北米

個別分野２　北米諸国との経済分野での協力推進

施策の概要

１　米国

（１）日米首脳会談・外相会談等を通じて日米経済関係を強化する。

（２）日米経済対話を始めとした日米間の各種経済対話を通じて貿易・投資の促進に向け取り組む。

（３）個別経済問題に対処する。

２　カナダ

（１）日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化する。

（２）日加次官級経済協議、各種対話、民間対話等を通じて、貿易投資関係一般及び地球規模課題を含む主要分野における関係強化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）

・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）

五　戦後日本外交の総決算　（公正な経済ルールづくり）

測定指標２－１　米国との経済分野での協調の深化　＊

中期目標（--年度）

１　日米両国が地域に広がる高い基準の貿易投資ルール作りを主導し、第三国の不公正な貿易慣行に対するエンフォースメントに係る協力を進め、地域、ひいては世界における開発及び投資に関する支援の面で力強くリードしていくため、日米首脳会談・外相会談、日米経済対話等を通じて議論を進める。

２　日米双方の利益となるように、日米間の貿易・投資を更に拡大させ、公正なルールに基づく自由で開かれたインド太平洋地域の経済発展を実現すべく、日米物品貿易協定交渉を進める。

３　「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画を基に、官民を挙げてオールジャパンで草の根レベルの日米経済関係強化に取り組み、重層的な日米関係を更に発展させる。

平成 29 年度目標

日米経済関係を更に大きく飛躍させるとともに、アジア太平洋地域ひいては世界の経済成長を力強くリードしていくため、以下を実施する。

１　麻生副総理・ペンス米副大統領の下で実施される日米経済対話において、貿易及び投資のルール／課題に関する共通戦略、経済及び構造政策分野での協力、並びに分野別協力の３つの柱に沿って議論を進める。

（１）貿易及び投資のルール／課題に関する共通戦略では、日米二国間で高い貿易及び投資に関する基準を構築し、アジア太平洋地域に自由で公正な貿易ルールを広げる。

（２）経済及び構造政策分野では、Ｇ７で合意した「３本の矢のアプローチ」を日米で積極的に活用し、世界経済の力強い成長を主導していくための議論を行う。

（３）分野別協力では、インフラ、エネルギー分野のほか、女性の経済分野でのエンパワーメント等の分野での協力について議論を進める。

２　「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画に基づいて、日本企業が複数進出している地域を総領事館が中心となって回る「地方キャラバン」等のモデルプロジェクトを全米各地で実施する。

施策の進捗状況・実績

１　日米経済対話

麻生副総理及びペンス副大統領の下、４月の初回会合においては、３つの柱（貿易及び投資のルール／課題に関する共通戦略、経済及び構造政策分野、分野別協力）に沿って議論を進めていくことで一致し、10 月の第２回会合においては、アジア太平洋地域における安全保障環境が厳しさを増す中、戦略的にも極めて重要な日米経済関係を更に深化させるため、今後も建設的な議論を進めていくことの重要性を共有し、両会合において日米共同プレスリリースを発表した。また、11 月の日米首脳会談等の様々な機会において、同対話の重要性を確認した。

（１）貿易及び投資のルール／課題に関する共通戦略

ア　日米経済対話初回会合（４月）：日米両国が、この柱において、高い貿易及び投資に関する基準

についての二国間枠組み、地域及び世界の貿易環境における日米両国の貿易及び投資イニシアティブの視座、及び第三国に関する懸念への対処について取り上げることで一致した。

イ　日米経済対話第２回会合（10 月）：日本産の柿及びアイダホ産ばれいしょに対する制限が解除されたこと、日本がその輸入自動車特別取扱制度（PHP）の下で認証される米国産自動車輸出のための騒音及び排出ガス試験に関する手続を合理化すること、日本が地理的表示（GI）制度について国内の法及び手続に基づいて透明性及び公平性を確保すること、ライフサイエンス・イノベーションに関する償還政策について透明性を引き続き確保すること、を確認した。

　また、不公正な貿易慣行に対する効果的なエンフォースメント強化や、高い貿易投資基準の推進等に関する専門家レベルの議論が進んでいることを確認した。

ウ　日米首脳会談（11 月）：両首脳は、日米経済対話第２回会合において、麻生副総理及びペンス副大統領が二国間の経済、貿易及び投資関係強化の重要性を確認したことを歓迎し、日米両国が、地域に広がる高い基準の貿易投資ルール作りを主導し、第三国の不公正な貿易慣行に対する法執行に係る協力を進め、地域、ひいては世界における開発及び投資に関する支援の面で力強くリードしていく考えであることで一致した。加えて、両首脳は、日米経済関係を更に強化するために、貿易・投資分野において、次のとおり取り組むことを確認した。自動車分野に関し、二国間で、また、必要に応じて、自動車基準調和世界フォーラム（WP29）を含む国際的フォーラムにおいて、基準と、規制に関する良い慣行の促進において協力を強化すること。加えて、米国安全基準のうち日本より緩やかでないと認めた項目については日本の基準を満たすものとみなすとともに、輸入自動車特別取扱制度下での輸入車に政府の財政的インセンティブの同等の機会を提供すること。ライフサイエンス・イノベーションに関し、日本側は、中央社会保険医療協議会における業界団体の意見陳述時間を延長する等国内手続において透明性を高めること。米側は、蒸留酒の容器容量に係る規制を改正することを検討していること。

（２）経済及び構造政策分野

ア　日米経済対話初回会合（４月）：日米両国は、この柱において、Ｇ７による３本の矢のアプローチ（相互補完的な財政、金融及び構造政策）の積極的活用、グローバルな経済及び金融の進展及び課題に関する協力、及び地域におけるマクロ経済及び金融課題に関する協力について取り上げることで一致した。

イ　日米経済対話第２回会合（10 月）：日米双方は、Ｇ７で確認された三本の矢のアプローチ（相互補完的な財政、金融及び構造政策）の積極的活用を再確認した。日米両国は、金融規制制度は、安全性及び健全性に係る高い水準を維持し、金融システムに関する国民への説明責任を確保しつつ、規制によるコスト及び負担を削減するよう調整されるべきであるとの認識を共有した。また、国際開発金融機関の主要なステークホルダーとして、日米両国は、最も高い国際基準及び債務持続可能性との整合性を保ちつつ、持続可能かつ包摂的な開発を推進すべく緊密に連携していくことを確認した。

（３）分野別協力

ア　日米経済対話初回会合（４月）：麻生副総理から、高速鉄道等のインフラ整備、エネルギー、経済分野での女性のエンパワーメント等の分野での協力を通じ、日米経済関係を深化させる旨発言し、また、両国は商取引の向上が両国において相互の経済的利益及び雇用創出を促進する具体的な分野を議論した。

イ　日米経済対話第２回会合（10 月）：日米両国は、インド太平洋地域におけるインフラ・プロジェクトは、市場競争、透明性、責任ある資金調達、開かれ、公平な市場アクセス並びにグッド・ガバナンスの高い基準と整合的であるべきことを確認した。また、同日、インフラ整備、資金調達、メンテナンス及び高度道路交通システムを含む交通分野の協力強化のための協力覚書に関する協議を妥結した。

ウ　日米首脳会談（11 月）：両首脳は、日米経済対話の枠組みの中で、「日米戦略エネルギーパートナーシップ」を進めていくとの認識で一致した。また、新興市場における開発を支援するため、エネルギー、インフラその他の重要な分野における投資機会に関し協力するとのコミットメントを強調し、第三国のインフラ整備を共同で進めるための関連機関の連携で一致した。さらに、日本企業から米国への投資が高い水準で推移していることを歓迎し、日米双方向で投資を促進していくことで一致した。両首脳は、保健分野及び高齢者の住まいに関する分野における協力覚書の署名に留意したほか、宇宙探査、保健、「エイジング・イン・プレイス」等の分野における更なる協力を推進していくとの認識で一致した。

２　「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」とモデルプロジェクトの実施

ア　４月、米国の州・地方レベルにおける日米関係の重要性に関する認識を深め、ひいては連邦レベルにおける対日政策形成プロセスにも望ましい影響を与えていくことを目的として、萩生田内閣官

房副長官を議長として、外務省を含む関係省庁間でタスクフォースが立ち上げられた。第１回会合（４月）では、官民を挙げた州・地方レベルにおける取組の具体的方策について検討していくことを確認した。

イ　第２回会合（６月）においては、日本経済団体連合会（経団連）から日米関係強化に関する活動につき報告が行われたほか、財務省、経済産業省、日本貿易振興機構（JETRO）等と地方レベルにおける取組強化の方途につき議論を行い、最終会合となる第３回会合（７月）において、２回の会議を踏まえ、米国の一般国民にも行き届く草の根レベルでの取組を打ち出していくことの重要性や各地各様の取組の必要性を始めとして、地域の特徴に応じた「テイラー・メイド」のアプローチ、また、訴求対象の日本への関心度に応じたきめ細やかなアプローチをとるべきことなどを含めた行動計画を取りまとめた。また、同会合において、グラスルーツにおける取組は、オールジャパンで進めていくものであると改めて強調され、11 月の日米首脳会談においては、両首脳間で、米国各地における草の根レベルの交流や情報発信を更に強化していくことで一致した。

ウ　さらに、12 月には、西村内閣官房副長官を議長とし、タスクフォースのフォローアップ会合が開催され、第３回会合で取りまとめられた「行動計画」を踏まえて実施された具体的な取組（計 108 件（平成 29 年３月～12 月））について各省から報告があった。今後も、各省庁、機関で連携しつつグラスルーツにおける重層的な取組を行っていくことが確認された。

エ　これらタスクフォースの実施と並行して、「地方キャラバン」を始めとしたモデルプロジェクトを米国各地で実施した。９月から 11 月にかけて、４回にわたってイリノイ州やインディアナ州の各地において視察やイベントを行うことにより、日本の地域への貢献や投資の潜在性をアピールしたほか、現地団体との連携を通じたビジネスセミナーの開催等、在米公館を中心に草の根事業を実施した。

平成 30 年度目標

日米経済関係を更に大きく飛躍させるとともに、アジア太平洋地域ひいては世界の経済成長を力強くリードしていくため、以下を実施する。

１　麻生副総理・ペンス米副大統領の下で実施される日米経済対話において、貿易及び投資のルール／課題に関する共通戦略、経済及び構造政策分野での協力、並びに分野別協力の３つの柱に沿って議論を進め、第３回会合以降の対話を確実に実施していく。

（１）貿易及び投資のルール／課題に関する共通戦略では、日米二国間で高い貿易及び投資に関する基準を構築し、アジア太平洋地域に自由で公正な貿易ルールを広げる。

（２）経済及び構造政策分野では、Ｇ７で合意した「３本の矢のアプローチ」を日米で積極的に活用し、世界経済の力強い成長を主導していくための議論を行う。

（３）分野別協力では、インフラ、エネルギー等の分野での協力について議論を進める。

２　平成 30 年４月の日米首脳会談で開始に合意した、茂木経済再生担当大臣・ライトハイザー米通商代表の下の「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議」において、日米双方の利益となるように、日米間の貿易・投資を更に拡大させ、公正なルールに基づく自由で開かれたインド太平洋地域における経済発展を実現するための議論を行う。

３　「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画に基づいて、日本企業が複数進出している地域を回る「地方キャラバン」や地元有力者を招待した在外公館主催複合的日本紹介イベント等、地域の特徴や訴求対象の日本への関心度等に応じた各地各様の更なる事業を実施していく。

施策の進捗状況・実績

１　日米経済対話

日米経済対話については、平成 30 年度は麻生副総理とペンス副大統領による会合は開催されなかったものの、日米経済対話の基にある「経済及び構造政策分野」及び「分野別協力」の柱について、それぞれ作業部会を開催するなど、事務レベルでの議論を行った。

11 月に訪日したペンス副大統領が、安倍総理大臣を表敬し、日米間の貿易・投資を更に拡大させる観点から意見交換を行った。麻生副総理との会談では、経済・地域情勢について意見交換が行われ、「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンを実現するべく経済面での日米協力を進めていくことの重要性を確認し、日米経済対話についても、今後、双方にとって適切な時期に次回会合の開催を調整していくことで一致した。さらに、ペンス副大統領の訪日の機会を捉え、日米両政府は、「エネルギー・インフラ・デジタル連結性協力を通じた「自由で開かれたインド太平洋」の促進に関する日米共同声明」を発出した。

２　自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議（FFR）

８月に茂木経済再生担当大臣・ライトハイザー通商代表の下でFFR第１回会合が行われた。生産的な議論が行われ、日米両国は、自由で開かれた経済発展を実現するために、双方の利益となるように、日米間の貿易を更に拡大させること、国際経済問題での日米協力を一層進めることの重要性を認識した。また、これまでの貿易・投資についての関心やお互いの意見を率直に交換し、双方の基本的考え方、立場及び共通認識についての理解を深めた。その上で、双方とも、それぞれの立場の相違を埋め、日米の貿易を促進させるための方策を探究すること及び共通認識に基づき協力分野を拡大していくことで一致した。

３　日米貿易交渉

９月25・26日にFFR第２回会合を開催し、同会合の議論を受け、９月26日、ニューヨークで行われた日米首脳会談において、両首脳は、日米両国の経済的な結びつきをより強固なものとすることが、日米の貿易を安定的に拡大させるとともに、自由で開かれた国際経済の発展につながるとの考えの下、日米物品貿易協定について交渉を開始することに合意し、共同声明を発出した。共同声明においては、日本としては農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限であることが明記され、協議が行われている間、日本の自動車及び部品に対して、1962年米国通商拡大法第232条に基づく追加関税が課されないこと、同じく第232条に基づく鉄鋼及びアルミニウムに対する追加関税について早期の解決に努めることが首脳間で確認された。また、日米双方の利益となるように、日米間の貿易・投資を更に拡大させ、公正なルールに基づく自由で開かれたインド太平洋地域の経済発展を実現していくことで一致した。さらに、11月30日、G20サミットの際に行われた日米首脳会談においても、両首脳は、９月の日米共同声明に従い、日米双方の利益となるように、日米間の貿易・投資を更に拡大させ、公正なルールに基づく自由で開かれたインド太平洋地域の経済発展を実現していくことを再確認した。

４　「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」に基づく取組

在外公館のみならず、関連機関、在米日本企業や経済団体などとも連携し、米国の一般市民にわかりやすく訴えかける活動を継続した。

（１）フォローアップ会合

６月に西村内閣官房副長官の下で開催された第２回フォローアップ会合においては、平成29年度に実施された計221件、延べ77万人が参加した取組の総括及び、今後の取組の強化に向けた方向性について議論した。

（２）地方キャラバン

日本企業が複数進出している地域を回る「地方キャラバン」が、６月にジョージア州サバンナ市において、また、７月中にインディアナ州シーモア市やシャンバーグ村等の複数の都市で実施された。地方都市の要人やビジネス関係者に対し、地元の日系企業の活躍及び地域コミュニティとの良好な関係について理解を深めてもらうことができた。地元メディアによる注目も高く、地元紙等で大きく取り上げられる等、日米経済関係の重要さを強調することができた。

（３）地方メディアでの発信強化

在ナッシュビル総領事館管轄地域において、日系企業の米国経済への貢献をPRするためのCMを11月～平成31年２月にケンタッキー州のローカルテレビ局にて放映した。日系企業で働く米国従業員の姿を描き、併せて日系企業の米国における投資額や雇用数といった貢献を数字によって示すとともに、地元コミュニティへの貢献も発信することができた。

（４）在外公館主催複合的日本紹介イベント

地元有力者等を招待した在外公館主催複合的日本紹介イベントをコロラド州やフロリダ州などの複数都市で開催した。在外公館主催のビジネスフォーラムでは日本と各州との経済関係の理解促進と日系企業の貢献をアピールする機会となった。また、集客力のある現地フェスティバルとの相互協力を行った。

令和元年度目標

日米経済関係を更に大きく飛躍させるとともに、アジア太平洋地域ひいては世界の経済成長を力強くリードしていくため、以下を実施する。

１　茂木経済再生担当大臣とライトハイザー通商代表との間で行われる日米物品貿易協定について、平成30年９月の日米共同声明に従い、交渉を進める。

２　麻生副総理・ペンス副大統領の下で実施される日米経済対話において、インフラ、エネルギー、デジタルを含む分野を中心に議論を進める。

３　「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画に基づいて、日本企業が複数進出している地域を総領事館が中心となって回る「地方キャラバン」や地元有力者を招待した在外公館主催複合的日本紹介イベント等、地域の特徴や訴求対象の日本への

関心等に応じた各地各様の更なる事業を実施していく。

施策の進捗状況・実績

１　日米貿易協定・日米デジタル貿易協定

平成 30 年９月の日米共同声明を踏まえ、４月以降、５か月間で８回にわたり、茂木内閣府特命担当大臣（経済再生担当）／外務大臣とライトハイザー米国通商代表による閣僚協議が行われた。８月 25 日にビアリッツ（フランス）にて行われた日米首脳会談では、両首脳は、日米貿易交渉について、前年９月 26 日の日米共同声明に沿って、茂木大臣とライトハイザー通商代表との交渉により、農産品、工業品の主要項目について意見の一致を見たことを確認し、９月末の協定の署名を目指して、残された作業を加速させることで一致した。９月 25 日にニューヨークにて行われた日米首脳会談では、日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定が最終合意に達したことを確認し、日米共同声明を発出した。同共同声明においては、自動車・自動車部品への米通商拡大法 232 条に基づく追加関税について、日米貿易協定が「誠実に履行されている間、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らない」旨を明記し、これが日本の自動車・自動車部品に対し追加関税を課さないという趣旨であることは、首脳会談で、安倍総理大臣からトランプ大統領に明確に確認した。10 月７日（米国時間）に、米国ホワイトハウスにおいて、両協定の署名が行われた。この後、12 月 10 日に、ワシントン DC において、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定の効力発生のための日米間の書面での相互通告が完了し、国会での承認を経て令和２年１月１日に両協定が発効した。

２　「自由で開かれたインド太平洋」の維持・推進に向けた協力

日米経済対話については、令和元年度は麻生副総理とペンス副大統領による会合は開催されなかったものの、インフラ、エネルギー、デジタルを含む分野につき、事務レベルでの議論が進展した。平成 30 年 11 月のペンス米国副大統領の訪日時に日米両政府で発出した「エネルギー・インフラ・デジタル連結性協力を通じた自由で開かれたインド太平洋の促進に関する日米共同声明」に続いて、令和元年５月の日米首脳会談においては、両首脳は、エネルギー、デジタル及びインフラ分野を含め、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日米協力が着実に進展していることを歓迎し、３分野における最近の日米協力をハイライトする形でファクトシートを公表した。両首脳は今後とも、日米で手を携え、この日米共通のビジョンの実現に向けた協力を力強く推進していくとの意思を再確認し、その後の具体的協力につなげた。

インフラ分野に関する具体的な進展としては、国際協力機構（JICA）、国際協力銀行（JBIC）、日本貿易保険（NEXI）が、米国国際開発金融公社（DFC）（旧：米国海外民間投資公社（OPIC））と締結した協力覚書に基づく日米協力案件の形成に向けて取組を進めた。このほか、４月に、日米豪インフラ協力にかかる合同ミッションをパプアニューギニアに派遣した。さらに、６月のＧ20 大阪サミットにおいて、「質の高いインフラ投資に関するＧ20 原則」が承認されたことを受け、本原則を普及・定着させるべく、日米で協力を進めている。

エネルギー分野に関しては、日米戦略エネルギーパートナーシップ（JUSEP）会合を令和元年度に３回開催した。８月には第７回アフリカ開発会議（TICAD７）において、サブサハラ・アフリカにおける日米エネルギー協力拡大のため、協力覚書の署名を行った。また、同月、日米メコン電力パートナーシップ（JUMPP）の枠組みが立ち上げられ、メコン地域における日米エネルギー協力の具体化に向けた議論が進められた。

デジタル分野に関しては、日米戦略デジタル・エコノミーパートナーシップ（JUSDEP）作業部会を令和元年度に３回開催した。11 月には、「インド太平洋地域におけるスマートシティの開発の推進に関する日米共同声明」を公表し、スマートシティ分野において日米協力を推進していくことを確認した。本共同声明に基づき、令和２年１月には、第１回日米スマートシティ・ワークショップを開催し、インド太平洋諸国に対し、日米のスマートシティに関する取組を紹介した。

３　「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」に基づく取組

在外公館のみならず、関連機関、在米日本企業や経済団体などとも連携し、米国の一般市民や地方政府等に対し、日本の様々な側面についてわかりやすく紹介・説明することで対日理解促進に努めた。６月には、西村内閣官房副長官の下で第３回フォローアップ会合が開催され、平成 30 年度に実施された計 337 件、延べ 110 万人以上が参加した取組の総括及び、今後の取組の強化に向けた方向性について議論を行った。日本企業が複数進出している地域を回る「地方キャラバン」については、７月にアイオワ州、８月にはウィスコンシン州等の複数の都市で実施した。また、地方メディアでの発信強化については、メイン州、ワイオミング州、ノースダコタ州等のこれまで取組が行き届いていなかった地域にて、平成 31 年２月に開催された全米知事会の日本大使館主催レセプションの様子を用いた日米の良好な関係をアピールするための CM を、令和２年１～２月にローカルテレビ局や Web 広告として放映した。さらに、地元有力者等を招待した在外公館主催複合的日本紹介イベントをアイダホ州

やコロラド州などの複数都市で開催した。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況： s

測定指標２－２　カナダとの経済分野での協調の深化

中期目標（--年度）

貿易投資の促進、ビジネス・観光を含む交流の促進、地球規模課題での連携を通じて二国間経済関係を更に深化させる。

平成 29 年度目標

1　平成 30 年はカナダがＧ７議長国を務めることもあり、首脳・閣僚等のハイレベルでの交流を一層促進し、「日加協力新時代」を切り開くための協力を深化させる。
2　日加次官級経済協議等の枠組みを通じ、重点５分野（インフラ、エネルギー、科学技術協力、ビジネス環境改善・投資促進、観光・青少年交流）を中心に幅広い協力を強化する。
3　NAFTA 再交渉等、日本企業のビジネス環境に大きな影響を与え得る政策問題について日本企業の意見を取り入れるよう働きかける。また、官が民の取組を積極的に支援するとの観点から、日加商工会議所協議会等の民間交流協力を通じ、官民連携を含む経済関係強化を進める。

施策の進捗状況・実績

1　安倍総理大臣とトルドー首相は、３回の電話首脳会談（６月、10 月、平成 30 年３月）、１回の首脳会談（11 月）及び立ち話（５月）を行う等、「日加協力新時代」の下、TPP 等を中心に経済分野に関しても、首脳間で密接に協議を行った。また、河野外務大臣は、９月、フリーランド外相と会談を行い、二国間及び国際社会での協力を一層進めていくことを確認した。11 月の外相会談では、自由貿易の促進についても議論し、平成 30 年１月の外相会談では、平成 30 年にカナダが議長を務めるＧ７外相・首脳会合についても意見交換を行った。なお、同年３月には、チリで開催された「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」（TPP11 協定）署名式において、カナダも TPP11 協定に署名し、本協定を迅速に発効させるために国内手続を完了する決意を表明した。これにより、日加間の経済連携協定が初めて成立することとなった。
2　11 月のダナン（ベトナム）での TPP 首脳会合をめぐるカナダの対応は、TPP 参加国との信頼関係を大きく損なうものであったとして、予定していた日加次官級経済協議を見送った。平成 30 年３月の TPP11 協定署名式を受け、適切な時期での開催を調整していく。
3　５月に門司駐カナダ大使からシャンパーニュ国際貿易相に対し、北米自由貿易協定（NAFTA）再交渉及びビジネス環境に関する日系企業意見書を手交し、申入れを行った。これを踏まえて、平成 30 年２月の在カナダ公館長会議の際に、参加民間企業・機関（計 12 社）とシャンパーニュ国際貿易相との意見交換の場を初めて設け、NAFTA 再交渉等、日本企業のビジネス環境に大きな影響を与える政策問題について日本企業の意見を申し入れる機会を日本企業に提供することで適切な企業支援を実施した。
4　４月に仙台で開催された第３回日加商工会議所協議会合同会合に、メインスピーカーとして門司駐カナダ大使ほか日本政府関係者が出席し、日加間の官民連携の強化に貢献した。

平成 30 年度目標

1　平成 30 年はカナダがＧ７議長国を務めることもあり、首脳・閣僚等のハイレベルでの交流を一層促進し、「日加協力新時代」を切り開くための協力を深化させる。
2　日加次官級経済協議等の枠組みを通じ、重点５分野（インフラ、エネルギー、科学技術協力、ビジネス環境改善・投資促進、及び観光・青少年交流）や官民連携強化を中心に幅広い協力を強化する。
3　北米自由貿易協定（NAFTA）再交渉等、日本企業のビジネス環境に大きな影響を与え得る政策問題について日本企業の意見を取り入れるよう引き続き働きかける。また、官が民の取組を積極的に支援するとの観点から、日加商工会議所協議会等の民間交流協力を通じ、官民連携を含む経済関係強化を進める。

施策の進捗状況・実績

1（1）安倍総理大臣とトルドー首相は、２回の首脳会談（６月、11 月）、３回の電話首脳会談（５月、10 月、平成 31 年１月）を行う等、「日加協力新時代」の下、TPP11 等を中心に経済分野に関しても首脳間で密接に協議を行った。６月、安倍総理大臣は、Ｇ７シャルルボワ・サミット出席のためカナダ

を訪問し、首脳会談では、日系自動車企業による対カナダ投資、人工知能等の革新技術分野での両国間の民間連携の推進等、日加関係が着実に強化されていることを歓迎するとともに、引き続き二国間関係を強化していくこと、さらに、TPP11 協定について、双方で国内手続きを進め、早期に発効させることの重要性について一致した。11 月に APEC 首脳会議（於：パプアニューギニア）の際に行われた首脳会談においては、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた具体的な協力を進めていくことで一致した。また、平成 31 年１月の電話首脳会談では、Ｇ20 大阪サミットの成功に向け緊密に協力していくことで一致し、引き続き日加で協力して TPP11 協定の着実な実施と拡大を目指し、自由で開かれた経済圏を構築していくことを確認した。

（２）河野外務大臣は、フリーランド外相と２回の外相会談（４月、８月）及び１回の電話会談（６月）を行った。河野大臣は、４月にＧ７外相会合出席のためトロントを訪問し、９月には、モントリオールを訪問する等、平成 30 年度は相互往来が頻繁に行われ、外相会談では、TPP11 協定、NAFTA 再交渉及び米国通商拡大法第 232 条に基づく調査等の国際貿易に関しての意見交換が行われた。

（３）カナダは平成 30 年３月に署名した TPP11 協定を、10 月 29 日に締結し、日加両国とも、TPP11 協定発効に必要な最初の６締約国に入った。TPP11 協定の 12 月 30 日の発効で日加間の経済連携協定が初めて成立した。

２　６月、第 28 回日加次官級経済協議（JEC）を東京で開催した。山﨑外務審議官及びサージェント国際貿易次官が共同議長を務め、国際貿易に関する意見交換を行い、WTO を中心とするルールに基づく多国間貿易体制の強化、保護主義と闘っていくことで一致した。また、５つの優先協力分野（①インフラ、②エネルギー、③科学技術協力、④ビジネス環境の改善・投資促進、⑤観光・青少年交流）における進捗、及び今後の方向性について議論が行われ、平成 30 年のカナダＧ７議長国、令和元年の日本のＧ20 議長国、日加外交関係樹立 90 周年を含む機会を通じて二国間協力を更に強化していくことで一致した。さらに、政府間の協議に続き、両国のビジネス団体及び企業関係者から意見を聴取するためのセッションを開催し、クリーン技術、インフラ及び製造業、イノベーション等の部門におけるグッドプラクティスと課題の共有・意見交換が行われ、幅広い協力強化に向けた官民連携強化の取組の一つとなった。

３　平成 31 年２月、戦略的実務者招へいでハイダー・カナダビジネス評議会（BCC）会長が訪日した。同会長は、日本とカナダの経済関係強化に向け、我が国の経済団体や企業などを訪問し、講演や意見交換を行うことで、更なる日加間の官民連携を推進した。また、NAFTA 再交渉など日系進出企業のビジネス環境に影響を与え得る政策問題について、日系企業の意見を踏まえ、加側関係者と接触する様々な機会を通じて、加側に働きかけを行ったほか、11 月にオンタリオ州政府と日系企業関係者との意見交換会、平成 31 年１月にカナダ政府と日系企業関係者とのラウンドテーブル等を開催した。

令和元年度目標

１　WTO を含む様々な国際フォーラムを通じ、自由貿易体制の強化のための協力を強化していく。

２　日加次官級経済協議等の枠組みを通じ、重点５分野（インフラ、エネルギー、科学技術協力、ビジネス環境改善・投資促進、及び観光・青少年交流）や官民連携強化を中心に幅広い協力を強化する。TPP11 協定の発効を受け、二国間経済関係を一層強化していく。

３　北米自由貿易協定（NAFTA）再交渉により発足した米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）については、批准に向けた動向や日系企業に与える影響等について注視しつつ、カナダ政府に対する働きかけや日系企業に対する情報提供を通じ、ビジネス環境の向上に努める。

施策の進捗状況・実績

１（１）安倍総理大臣とトルドー首相は、２回の首脳会談（４月及び８月）、１回の電話首脳会談（令和２年１月）を行なう等、 Ｇ20 大阪サミットに向けた協力や TPP11 の活用等を中心に経済分野に関しても首脳間で密接に協議を行った。４月、安倍総理大臣はオタワを訪問し、トルドー首相とＧ20 大阪サミットの成功に向けた協力や TPP11 の着実な実施・拡大に向けた連携について議論するとともに、「自由で開かれたインド太平洋」ビジョンの下で、日加の戦略的パートナーシップ強化で一致した。

（２）河野外務大臣は、フリーランド外相と３回の外相会談（４月、６月及び８月）を行い、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンに基づく取組や NAFTA 再交渉等の国際貿易に関する意見交換を行った。

（３）日加両国は、TPP11 協定発効に必要な最初の６締約国であり、平成 30 年 12 月 30 日の発効を受けて、両国各地において、政府関係者や経済団体等による TPP11 の活用についてのセミナー等を開催し、 TPP11 の着実な実施に向けた民間企業への理解促進に努めた。

（４）令和２年１月、若宮外務副大臣は、スイスのダボスで開催されたカナダ政府主催 WTO 少数国閣僚

会合に出席するなど、オタワ少数国閣僚会合への関与を通じ、紛争解決制度の改革等自由貿易体制強化に向けて貢献した。

２（１）12 月、第 29 回日加次官級経済協議（JEC）をトロントで開催した。日本側は金杉外務審議官が共同議長を務め、カナダ側はフリード・グローバル連携省顧問（G20 シェルパ）が、不在のハナフォード・グローバル連携省国際貿易次官に代わって共同議長代理を務めた。JEC においては、WTO 改革や TPP11 の更なる活用と拡大を含め、最近の国際経済情勢のほか、５つの優先協力分野（①エネルギー、②インフラ、③科学技術協力、④観光・青年交流、及び⑤ビジネス環境の改善・投資促進）に関して議論し、共同報道発表を発出した。また、JETRO 及びカナダ投資庁から、最近の投資促進に向けた取組について発表を行い、両国のビジネス団体及び企業関係者も含め、グッドプラクティスと課題の共有・意見交換を行った。

（２）４月の安倍総理大臣によるオタワ訪問に際し、日加両首脳は、イノベーション促進のための日本貿易振興機構（JETRO）とカナダ投資庁との間の協力覚書及び人工知能（AI）分野を中心とした共同研究促進のための日加の研究所間の覚書の署名に立ち会った。これらの覚書の署名以降、カナダ側 AI 関連企業によるスタートアップ企業支援プログラム参加、カナダ国立研究評議会（NRC）の東京事務所開設等、科学技術やイノベーション分野での投資促進セミナーやビジネス・マッチング等が日加両国で実施された。

３　NAFTA 再交渉については、カナダ、米国、メキシコの三か国に進出している日系企業も多いことから、平成 30 年 11 月の USMCA への署名や令和元年 12 月の修正合意、カナダ議会における審議状況等について情報収集し、日系進出企業のビジネス環境に対する影響について、日系企業の意見を聴取しつつ、カナダ側に働きかけを行った。カナダからの企業関係者の訪日の機会を活用し、経団連や商工会議所と連携しつつ、二国間経済関係の強化に向けたセミナー等を開催した。また、令和２年１月にカナダ政府と日系企業関係者とのラウンドテーブル等を開催した。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

評価結果（個別分野２）

施策の分析

【測定指標２－１　米国との経済分野での協調の深化　＊】

１　日米貿易協定・日米デジタル貿易協定

令和２年１月１日に発効した日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定は、日米双方の利益となる形での貿易・投資の更なる拡大及び、自由で公正なルールに基づく世界経済の発展にとって効果があった。

日米貿易協定により、世界の GDP の約３割を占める日米両国の二国間貿易が強力かつ安定的で互恵的な形で拡大するのみならず、既に発効している TPP11、日 EU・EPA を加えれば、世界経済の６割をカバーする自由な経済圏が日本を中心として誕生することとなり、これ自体で大きな成果となった。

本協定に至るまでの日米貿易交渉は、正に国益と国益がぶつかり合う非常に厳しい交渉となった。平成 31 年４月から交渉が本格化し、５か月で８回にわたり閣僚会議を実施し、毎回相当長い時間の協議だったが、８月 21 日から始まった閣僚協議は３日間にわたり、計 11 時間にも及んだ。結果として TPP11、日 EU・EPA が既に発効している中で、他国に劣後しない状況を早期に実現したいという米国の立場と、農林水産品については、過去の経済連携協定の内容が最大限とする日本の立場の中で、最終的な一致点を見いだすことができ、日米双方にとってウィン・ウィンでバランスの取れた協定となった。日本の農林水産品については、これまでの貿易交渉でも常に焦点となってきたコメは調製品も含め完全除外し、林産品、水産品、さらには TPP ワイド関税割当対象の 33 品目などについては全く譲許しておらず、全て過去の経済連携協定の範囲内に収まっている。また、米国にとっても、TPP11 等が既に発効している中で他国に劣後しない状況を実現するものとなった。工業品についても、日本企業の輸出関心が高く貿易量も多い品目を中心に早期の関税撤廃・削減が実現した。

また、自動車及び自動車部品については、単なる交渉の継続ではなく、更なる交渉による関税撤廃で合意しているほか、自動車への数量制限、輸出自主規制等の措置を排除した点でも大きな意義があり、日米の貿易を安定的に発展させる内容となっている。

さらに、厳しい原産地規則など、グローバル・サプライチェーンを歪めるような措置を幅広く排除し、日本が主張する自由で公正な貿易体制を維持した点でも大きな意義がある。

このように、本協定により、我が国経済の更なる成長に寄与するのみならず、日本が自由貿易の旗手として、自由で、公正なルールに基づく世界経済の発展に向け一層主導的な役割を果たすこととな

った。
　また、日米デジタル貿易協定については、TPP の規定を強化、又は TPP にはない新たな要素を盛り込むなど、この分野における高い水準のルールを確立し、デジタル貿易のルール作りにおける先進国たる日米両国が引き続き主導的な役割を果たしていく基盤になるものである。本協定を梃子に「大阪トラック」の推進をはじめ、デジタル貿易に関する世界的なルール作りにおいて日本が主導的な役割を果たしてきている。（令和元年度：北米諸国との経済分野での協力推進（達成手段①）

２　「自由で開かれたインド太平洋」の維持・推進に向けた協力

「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日米協力については、日米経済対話の３つの柱のうち、「分野別協力」の中に位置づけられ、インフラ、エネルギー、デジタルの各分野において、日米間の様々なレベルで議論が進められてきた。その結果、政府系機関の間の協力覚書の締結（JICA、JBIC、NEXI－DFC 間）、日米豪インフラ協力にかかる合同ミッションのパプアニューギニアへの派遣（令和元年４月）などの具体的な案件が実現に至った。これに加え、日米戦略エネルギーパートナーシップ（JUSEP）会合（平成 30 年９月以来、計６回開催）、日米戦略デジタル・エコノミーパートナーシップ（JUSDEP）作業部会（平成 31 年３月以来、計４回開催）など、日米協力の具体化に向けた対話の枠組みを立ち上げ、日米間で「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた具体的な議論を進展させたことは、大きな成果としてあげられる。さらには、令和元年６月のＧ20 大阪サミットにおいて、「質の高いインフラ投資に関するＧ20 原則」が承認されたことに見られるように、国際会議等の場で、日米が主導して国際社会に力強いメッセージを発信した点も、「自由で開かれたインド太平洋」の維持・推進に大きく貢献するものとなった。（平成 30・令和元年度：北米諸国との経済分野での協力推進（達成手段①）

３　「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」に基づく取組

平成 29 年に日本企業の雇用創出や日本の文化・伝統に対する理解の裾野を広げ、良き企業市民としての企業活動をさらに支援すべく立ち上げられた、「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース（「各地各様のアプローチ」）」については、同年７月に開催された第３回会合にて取りまとめられた「行動計画」において、各地域の特徴や訴求対象の日本への関心度に応じた「テイラー・メイド」のアプローチの必要性が示され、その後、平成 30 年度及び令和元年度において、草の根レベルにおける重層的な日米経済関係強化において成果をあげたと評価できる。同行動計画に示された、日本企業が進出している地域への「地方キャラバン」の実施のほか、ローカルテレビ局などの地方メディアでの発信強化、地元有力者等を招待した在外公館主催複合的日本紹介イベントなどを通じて、地元の日系企業の地域への貢献や、ビジネス・経済・文化・教育、人材開発など様々な側面からの日本の正しい理解を効果的に発信・促進することができた。（平成 30・令和元年度：グラスルーツからの日米経済強化プロジェクト（達成手段②）

【測定指標２－２　カナダとの経済分野での協調の深化】

１　首脳間での協議を緊密に実施したことで、日加間の経済分野における協力関係が深化するとともに自由貿易体制の強化という共通の価値観を確認し、強化のための協調に結び付ける効果があった。これら協議の結果の一つとして、平成 30 年３月には、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」（TPP11 協定）署名に至り、同年 12 月には、日加両国を含めた６か国が同協定を批准し、初の日加間の経済連携協定が成立したことは、二国間経済関係強化のために重要であり、自由貿易体制の重要性を各国に働きかける上でも有効であった。また、平成 31 年４月、「自由で開かれたインド太平洋」ビジョンの下で戦略的パートナーシップを強化することで一致し、カナダ側のアジア太平洋方面への関心が高まったことは、今後のインド太平洋地域における経済分野での日加間協力を前進させる布石となった。さらに、平成 31 年４月に、イノベーション促進に向けた日本貿易振興機構（JETRO）とカナダ投資庁との間の協力覚書及び人工知能（AI）分野を中心とした共同研究促進のための日加の研究所間の覚書の署名等が行われたことで、科学技術やイノベーション分野での投資促進セミナーやビジネス･マッチング等が日加両国で実施され、二国間経済関係の強化につながった。（平成 29・30・令和元年度：北米諸国との経済分野での協力推進（達成手段①）

２　平成 30 年６月及び令和元年 12 月に開催された日加次官級経済協議では、優先協力分野における両国の協力強化を確認でき、グッドプラクティスの共有とともに、課題解決に向けた日加の関係当局間の対話を促す効果があった。また、進出日本企業からの要望をカナダ当局に働きかけていく機会として有益だった。（平成 30・令和元年度：北米諸国との経済分野での協力推進（達成手段①））

３　NAFTA 再交渉の関連では、交渉過程、署名、修正合意等についての情報収集を行い、北米に進出している多くの日系企業の関心事項についてカナダ側に働きかけを行うことで、ビジネス環境改善に向けた官民の連携が強化された。（平成 29・30・令和元年度：北米諸国との経済分野での協力推進（達成手段①）

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

日米経済関係は、安全保障、人的交流と並んで日米同盟を支える三要素の一つであり、引き続き日本の対米外交の主要な柱の一つである。世界第３位と第１位の経済大国である日米両国が経済分野において引き続き緊密に協力していくことは、日米両国の経済活性化のみならず、日米同盟の更なる強化や世界経済全体の発展のために不可欠である。こうした観点から、首脳会談や外相会談を始めとしたあらゆるレベルにおける議論を通じた、両国間の貿易の安定的な発展や、インフラ、エネルギー、デジタルを始めとする様々な分野における協力関係の推進、草の根のレベルでの取組等を通じた重層的な日米経済関係強化を引き続き推進していく必要がある。

日本とカナダは、基本的価値を共有するＧ７のメンバーであり、自由で開かれたインド太平洋のビジョンの下で、戦略的パートナーシップを強化していくことで一致している。これまで、政治、経済、安全保障、文化など幅広い分野で密接に協力してきているが、両国の補完的な貿易投資関係をさらに深化させ、また、イノベーションや先端技術といった分野でも連携を強化することにより、持続可能な経済成長を実現していく。また、カナダは、我が国にとって鉱物性燃料や農林水産品等の安定的な輸入先でもあり、経済安全保障の観点からも、一層の協力関係を促進する必要がある。

上記のとおり、日米及び日加の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進するとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

２－１　米国との経済分野での協調の深化　＊

１　閣僚間を始め様々なレベルにおいて協議を行った結果、令和２年１月１日の日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定発効などの具体的成果もあげることができ、二国間貿易は強力かつ安定的で互恵的な形で拡大した。今後も引き続き、あらゆるレベルにおける対話等を通じ、両国間の経済関係を安定的に発展させていく。

「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた経済面の日米協力推進については、インフラ、エネルギー、デジタルの各分野において、協力覚書やパートナーシップ等、日米協力を推進する枠組みが構築されたため、今後は、同枠組みに基づき、各分野における更なる具体的な日米協力案件の形成に向けて議論を進める。

２　草の根レベルにおける日米経済関係強化については、「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において示された「行動計画」に基づき、これまで、関係省庁・機関を挙げて実施された全米各地の数多くの事業を通じて、米国における日本の理解が一層深まった。今後は、引き続き、着実に予算と体制を確保し、在米国大使館及び各総領事館における各地各様の取組を通じて、他省庁・機関とも連携しつつ、それぞれが相乗効果を生む形で、重層的に取組を展開していく。

２－２　カナダとの経済分野での協調の深化

共に基本的価値を共有する先進経済国である日加が幅広い分野での協力・連帯を深化することが重要であり、その観点から、ハイレベルでの二国間対話の実施を通じた自由貿易体制の強化、ビジネス分野、エネルギー分野及び科学技術分野といった個別分野での協力促進を通じて二国間経済関係を強化することは重要であり、今後とも日加経済関係の強化に向け、以下の政策を実施していく。

（１）自由貿易体制の強化、自由で開かれたインド太平洋のビジョンの下の戦略的パートナーシップ強化に向け、引き続き、あらゆるレベルでの対話を行うことで、日加間の経済分野での協調を深化させる。

（２）日加次官級経済協議等の枠組みを通じ、重点５分野（インフラ、エネルギー、科学技術協力、ビジネス環境改善・投資促進、及び観光・青少年交流）を中心に幅広い協力を強化するとともに、グッドプラクティス及び課題の共有を行う。

（３）ビジネス環境の改善に向けた必要な措置を採るためにも、官民連携を含む経済関係強化を進める。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（令和元年 12 月 18 日）

（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_002886_00001.html）

日米共同声明（平成 30 年９月 26 日　日米首脳会談）

（https://www.mofa.go.jp/files/000402972.pdf）
日米共同声明（令和元年９月 25 日　日米首脳会談）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000520820.pdf）
エネルギー・インフラ・デジタル連結性協力を通じた自由で開かれたインド太平洋の促進に関する日米共同声明（平成 30 年 11 月　ペンス米国副大統領の訪日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000418501.pdf）
ファクトシート：「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けたエネルギー・デジタル・インフラ分野における最近の日米の取組（令和元年５月 27 日　日米首脳会談）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000482894.pdf）
質の高いインフラ　分野をめぐる国際潮流
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/infrastructure/index.html）
経済面での日加対話　日本・カナダ次官級経済協議
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/canada/keizaitaiwa.html）
・経済産業省資源エネルギー庁ホームページ
日米戦略エネルギーパートナーシップ（JUSEP）
（https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/jusep/）
・総務省ホームページ
インド太平洋地域におけるスマートシティの開発の推進に関する日米共同声明の発出（令和元年 11 月７日）
（https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin08_02000110.html）
・官邸ホームページ
グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース（各地各様のアプローチ）
（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/grassrootsTF/）

個別分野３　米国との安全保障分野での協力推進

施策の概要

１　安全保障分野に関する日米間の緊密な協議を実施する。
２　在日米軍再編等の着実な実施を推進する。
３　日米地位協定についての取組を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会施政方針演説(平成 31 年１月 28 日)
・第 198 回国会外交演説(平成 31 年１月 28 日)

測定指標３－１　日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進　＊

中期目標（--年度）

日米間で緊密に協議し、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

平成 29 年度目標

１　平成 29 年２月の日米首脳会談などを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち、新ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる。
２　弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障等幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

施策の進捗状況・実績

日米両国は、11 月の日米首脳会談及び８月の日米安全保障協議委員会（「２＋２」）等を通じて確認された強固な日米関係の上に立ち、ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化している。こうした取組の中で日米両国は、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。

１　平成 27 年４月の日米安全保障協議委員会（「２＋２」）において公表したガイドラインは、日米両国の防衛協力について、一般的な大枠及び政策的な方向性を見直し、更新したものであり、同ガイドラインの下で設置された同盟調整メカニズム（ACM）を通じて、日米両国は緊密な情報共有及び共通情勢認識の構築を行い、平時から緊急事態まで「切れ目のない」対応を実施してきている。８月に開催された「２＋２」において４閣僚は、両国の各々の役割、任務及び能力の見直しを通じたものを含め、同盟の更なる強化のための方策の特定を進めていくことで一致するとともに、米国の核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じた日本の安全に対する同盟のコミットメントを再確認した。「２＋２」を通じ、平成 29 年２月の首脳会談の成果をフォローアップするとともに、トランプ政権との間でも日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していく方向性が確認され、安全保障・防衛協力分野における日米間協力の土台をより強固なものとした。その結果を踏まえ、下記２のとおり、同分野における様々な具体的な日米間協力を更に発展させた。

２（１）弾道ミサイルについては、日本は、平成 18 年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル（SM－３ブロック II A）の日米共同開発及び共同生産の着実な実施を始め、米国との協力を継続的に行いつつ、陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の導入を決定するなど、BMD システムの着実な整備に努めて、いかなる事態においても北朝鮮による弾道ミサイルの脅威から国民の生命・財産を守るべく、万全の態勢をとっている。

（２）サイバーについては、７月に第５回日米サイバー対話を東京にて開催した。日米両国の政府全体の取組の必要性を踏まえ、平成 28 年７月に開催された第４回対話のフォローアップを行うとともに、日米双方の関係者が、情勢認識、両国における取組、国際社会における協力、能力構築支援等サイバーに関する幅広い日米協力について議論を行い、対話の後、共同プレスリリースを発出した。

（３）宇宙については、日米両国は、宇宙に関する幅広い協力の在り方について議論を行った。日米両国は、宇宙状況監視（SSA）情報などの相互提供、宇宙アセットの抗たん性（不測の事態においても宇宙システムが必要な機能を維持できること）の確保のための取組等、宇宙の安全保障分野での協力を引き続き進めていく。

（４）海洋安全保障については、日米両国は、ASEAN 地域フォーラム（ARF）や東アジア首脳会議（EAS）などの場で、海洋をめぐる問題を国際法にのっとって解決することの重要性を訴えた。平成 27 年４月に公表した新ガイドラインにおいても、日米両国は、航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩

序を維持するための措置に関し、相互に緊密に協力するとしているほか、平成 29 年２月の日米首脳会談等の機会に海洋安全保障に関する両国の一致した認識と協力について確認した。

（５）３か国協力については、日米両国は、アジア太平洋地域における同盟国やパートナーとの安全保障・防衛協力を重視している。特に、日米両国は、オーストラリア、韓国又はインドとの３か国間協力を着実に推進してきており、７月及び 11 月の日米首脳会談等においても、これらの３か国間の協力は、日米が共有する安全保障上の利益を増進し、アジア太平洋地域の安全保障環境の改善に資するものであることを確認した。また、９月の北朝鮮による核実験、度重なる弾道ミサイル発射を受けた対応の中で、日米韓及び日米豪首脳会談等において、それぞれ３か国間協力の重要性を再確認した。

（６）情報保全については、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものである。日米両国は、政府横断的なセキュリティ・クリアランス制度を実施しているほか、カウンター・インテリジェンス（諜報による情報の漏えい防止）に関する措置の向上を含む情報保全制度の一層の改善に向け、引き続き協議を行った。

平成 30 年度目標

１　平成 29 年２月の日米首脳会談、８月の日米「２＋２」などを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち、ガイドライン（日米防衛協力のための指針）及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる。

２　弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障等幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

施策の進捗状況・実績

日米両国は、首脳間の強力な信頼関係の下で日米同盟がかつてなく強固である中、ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化しており、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。

１　平成 27 年４月の日米安全保障協議委員会（「２＋２」）において公表したガイドラインの下で設置された同盟調整メカニズム（ACM）を通じて、日米両国は緊密な情報共有及び共通情勢認識の構築を行い、平時から緊急事態まで「切れ目のない」対応を実施してきている。平成 29 年８月の「２＋２」の成果を踏まえつつ、４月、９月、11 月の首脳会談や６月のマティス国防長官訪日等の機会を活用し、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していく方向性を確認し、安全保障・防衛協力分野における日米間協力の土台をより強固なものとした。加えて、10 月には日米拡大抑止協議を開催し、日米同盟の抑止力を確保する方途についての率直な意見交換を行った。その結果を踏まえ、下記２のとおり、同分野における様々な具体的な日米間協力を更に発展させた。

２（１）弾道ミサイル防衛については、日本は、平成 18 年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル（SM－３ブロック II A）の日米共同開発及び共同生産の着実な実施を始め、米国との協力を継続的に行いつつ、平成 29 年に導入を決定した陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）やイージス護衛艦の BMD 能力付与の取組など、BMD システムの着実な整備に努めて、いかなる事態においても北朝鮮による弾道ミサイルの脅威から国民の生命・財産を守るべく、万全の態勢をとっている。

（２）サイバーについては、７月に第６回日米サイバー対話をワシントン D.C.にて開催した。日米両国の政府横断的な取組の必要性を踏まえ、平成 29 年に開催された第５回対話等のフォローアップを行うとともに、日米双方の関係者が、情勢認識、両国におけるサイバー政策、国際社会における協力、能力構築支援等、サイバーに関する日米協力について幅広い議論を行った。

（３）宇宙については、７月の宇宙に関する包括的日米対話第５回会合や安全保障分野における日米宇宙協議審議官級会合などにおいて、宇宙に関する幅広い協力の在り方について議論を行った。日米両国は、宇宙状況監視（SSA）情報等の相互提供、ホステッド・ペイロード（人工衛星へのミッション器材の相乗り）協力の具体的検討等、宇宙の安全保障分野での協力を引き続き進めていくことを確認した。10 月には米空軍宇宙コマンド主催の多国間机上演習「シュリーバー演習」に防衛省ほか関係省庁等と共に初参加した。

（４）海洋安全保障については、日米両国は、ASEAN 地域フォーラム（ARF）閣僚会合（８月）や東アジア首脳会議（EAS）（11 月）などの場で、海洋をめぐる問題を国際法に則って解決することの重要性を訴えた。また、日米両国は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、東南アジア諸国や太平洋島嶼国において、海洋状況把握（MDA）向上や海上法執行能力等に関する能力構築支援を始め、海洋安全保障に資する様々なプロジェクトや協力を実施している。

（５）３か国協力については、日米両国は、インド太平洋地域における同盟国やパートナーとの安全

保障・防衛協力を重視しており、オーストラリア、インド又は韓国との３か国間協力を着実に推進させた。特に、11 月に初の日米印首脳会合が行われ、３か国の協力がインド太平洋地域の安定と繁栄にとって極めて重要な意義を有することを確認し、海洋安全保障や地域連結性強化の分野において、協力を強化していくことで一致した。

（６）情報保全については、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすとの観点から、日米両国は、情報保全に関する日米協議の実施等、情報保全に係る協力の強化に取り組んだ。

令和元年度目標

１　これまでの首脳間・外相間を含むやり取りを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち、ガイドライン（日米防衛協力のための指針）及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる。

２　弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障等幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

施策の進捗状況・実績

日米両国は、首脳間の強力な信頼関係の下で日米同盟がかつてなく強固である中、ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化しており、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。

１　平成 27 年４月の日米安全保障協議委員会（「２＋２」）において公表したガイドラインの下で設置された同盟調整メカニズム（ACM）を通じて、日米両国は緊密な情報共有及び共通情勢認識の構築を行い、平時から緊急事態まで「切れ目のない」対応を実施してきている。４月の「２＋２」では日米同盟がインド太平洋地域の平和、安全及び繁栄の礎であること、日米両国が共に「自由で開かれたインド太平洋」の実現に取り組むこと、また、宇宙、サイバー及び電磁波といった新たな領域における能力向上を含む領域横断（クロス・ドメイン）作戦のための協力を強化していくことで一致した。４月、５月、６月、８月及び９月の首脳会談や８月のエスパー国防長官訪日等の機会を活用し、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していく方向性を確認し、安全保障・防衛協力分野における日米間協力の土台をより強固なものとした。加えて、６月及び 12 月には日米拡大抑止協議を開催し、日米同盟の抑止力を確保する方途についての率直な意見交換を行った。その結果を踏まえ、下記２のとおり、同分野における様々な具体的な日米間協力を更に発展させた。

２（１）弾道ミサイル防衛については、日本は、平成 18 年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル（SM－３ブロック II A）の日米共同開発及び共同生産の着実な実施を始め、米国との協力を継続的に行いつつ、平成 29 年に導入を決定した陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）やイージス護衛艦の BMD 能力付与の取組など、BMD システムの着実な整備に努めて、いかなる事態においても日本に対する弾道ミサイルの脅威から国民の生命・財産を守るべく、万全の態勢をとっている。

（２）サイバーについては、10 月に第７回日米サイバー対話を東京にて開催した。日米両国の政府横断的な取組の必要性を踏まえ、平成 30 年に開催された第６回対話等のフォローアップを行うとともに、日米双方の関係者が、情勢認識、両国におけるサイバー政策、国際社会における協力、能力構築支援等、サイバーに関する日米協力について幅広い議論を行った。

（３）宇宙については、７月の宇宙に関する包括的日米対話第６回会合において、宇宙に関する幅広い協力の在り方について議論を行った。日米両国は、宇宙状況監視（SSA）情報等の相互提供、ホステッド・ペイロード（人工衛星へのミッション器材の相乗り）協力の具体的検討等、宇宙の安全保障分野での協力を引き続き進めていくことを確認した。

（４）海洋安全保障については、日米両国は、ASEAN 地域フォーラム（ARF）閣僚会合（８月）や東アジア首脳会議（EAS）（11 月）などの場で、海洋をめぐる問題を国際法にのっとって解決することの重要性を訴えた。また、日米両国は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、東南アジア諸国や太平洋島嶼国において、海洋状況把握（MDA）向上や海上法執行能力等に関する能力構築支援を始め、海洋安全保障に資する様々なプロジェクトや協力を実施している。４月の「２＋２」では、日米の４閣僚は、共同訓練や寄港等を通じ、地域のパートナー国とも連携しつつ、日米が共同で地域におけるプレゼンスを高めていくことを確認した。

（５）３か国・多数国間協力については、日米両国は、インド太平洋地域における同盟国やパートナーとの安全保障・防衛協力を重視しており、オーストラリアやインドとの３か国間協力を着実に推進させた。６月には第２回日米印首脳会合が行われ、「自由で開かれたインド太平洋」の維持・推進における３か国の協力が極めて重要な意義を有することを改めて確認し、特に海洋安全保障、宇

宙・サイバー空間を含む新たな領域における安全保障、質の高いインフラ投資の推進等を含む分野において、協力を強化していくことで一致した。9月には日米豪印閣僚級協議が行われ、4か国は、自由で開かれ繁栄し、包摂的なインド太平洋を推進するための共同の努力について意見交換を行った。

（6）情報保全については、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすとの観点から、日米両国は、情報保全に関する日米協議の実施等、情報保全に係る協力の強化に取り組んだ。

3　令和2年1月には日米安全保障条約 60 周年を迎え、日米外務・防衛4閣僚による共同発表を発出し、過去 60 年間の成果を賞賛するとともに、今後も日米同盟を強化し、日米両国が共有する価値と諸原則を堅持するとの揺るぎないコミットメントを改めて表明した。また、外務大臣及び防衛大臣共催による「日米安全保障条約 60 周年記念レセプション」を開催し、日米安全保障条約 60 周年を祝福した。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：b

測定指標３－２　在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展　＊

中期目標（--年度）

在日米軍の再編に関する合意を着実に実施する。

平成 29 年度目標

1　沖縄を始めとする地元の負担軽減を図りその理解を得る観点から在日米軍の再編に関する合意の着実な実施に向け、普天間飛行場の辺野古沖への移設や、平成 25 年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。

2　在日米軍に関する諸問題に関して、施設・区域の周辺住民等からの懸念も踏まえ、日米両政府の間で協議を行い、一つひとつの具体的な問題に対応していく。

施策の進捗状況・実績

1　在日米軍の施設・区域が集中する沖縄の負担軽減を進める重要性については、11 月のトランプ大統領の訪日の際を始め、累次の機会に日米間で確認してきている。7月には、平成 27 年 12 月の「沖縄における在日米軍施設・区域の統合のための日米両国の計画の実施」に基づき、普天間飛行場の東側沿いの土地（約4ヘクタール）の返還が実現した。この返還に伴い、市道宜野湾 11 号線の全線開通が実現すれば、周辺地域の交通渋滞を緩和し、地元宜野湾市における生活環境の改善に資することになる。さらに、8月の「2＋2」共同発表において、日米両国は、在日米軍の強固なプレゼンスを維持する観点から、地元への影響を軽減し、在日米軍のプレゼンス及び活動に対する地元の支持を高めると同時に、運用能力及び抑止力の維持を目的とした既存の取決めを実施することについてのコミットメントを再確認した。特に、普天間飛行場については、その代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認した。さらに、在沖縄海兵隊約 9,000 人のグアム等国外への移転(グアム移転は 2020 年代前半に開始)や、平成 25 年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく嘉手納以南の土地返還等についても、着実に計画を実施すべく、日米間で引き続き緊密に連携した。平成 30 年3月には、平成 27 年 12 月の「沖縄における在日米軍施設・区域の統合のための日米両国の計画の実施」に基づき、牧港補給地区の国道 58 号線沿いの土地（約3ヘクタール）の返還が実現した。この返還に伴い、国道 58 号線の拡幅が実現すれば、沖縄県北部と中南部とを結ぶ基幹道路で頻発して地域住民の日常生活の妨げとなっている交通渋滞を緩和し、多くの県民の生活環境の改善に資することになる。

2　日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、在日米軍の活動が周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。8月には、平成 18 年5月の「再編実施のための日米のロードマップ」に基づく厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐が開始された。この移駐は、人口密集地に所在している厚木飛行場周辺の住民が長い間負ってきた騒音等の負担軽減に資するものとして期待されている。また、在日米軍再編に引き続き取り組む一方で、米軍関係者による事件・事故の防止、米軍機による騒音の軽減、在日米軍の施設・区域における環境問題等の具体的な問題について、地元の要望を踏まえ、改善に向けて最大限の努力を払った。特に、米軍航空機の事故等（予防着陸を含む。）が少なからず発生した点については、地元の懸念を踏まえ、例えば平成 30 年1月に月内に2度にわたり外務

大臣から駐日米国大使に対して重ねて申入れを行ったほか、類似の機会をとらえ、トランプ大統領、ペンス副大統領、ティラソン国務長官、マティス国防長官等、ハイレベルへの働きかけを行った。このように、迅速な、かつ、機敏な対応を通じて米国政府との協議を進めることで、米軍航空機の運用における安全性の確保に向けてできる限りの取組を行った。

平成30年度目標

1　沖縄を始めとする地元の負担軽減を図りその理解を得る観点から在日米軍の再編に関する着実な実施に向け、普天間飛行場の辺野古沖への移設や、平成25年４月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。

2　在日米軍に関する諸問題に関して、施設・区域の周辺住民等からの懸念も踏まえ、日米両政府の間で協議を行い、一つひとつの具体的な問題に対応していく。

施策の進捗状況・実績

1　在沖縄海兵隊約9,000人のグアム等国外への移転(グアム移転は2020年代前半に開始)や、平成25年４月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく嘉手納以南の土地返還等について着実に計画を実施した。平成31年３月の牧港補給地区の一部返還等、日米間で引き続き緊密に連携した。在日米軍の施設・区域が集中する沖縄の負担軽減を進める重要性については、４月の日米首脳会談や６月の日米外相会談の際を始め、累次の機会に日米間で確認した。

2　在日米軍の安定的駐留のためには、地元の負担を軽減し、米軍駐留のための理解と支持を得ることが重要である。平成29年８月に開始された、「再編実施のための日米のロードマップ」に基づく厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐については、平成30年３月に全ての航空機部隊の移駐が完了し、また、同ロードマップに基づく、普天間飛行場の緊急時における航空機の受入機能の新田原基地及び築城基地への移転については、10月に機能移転に必要となる施設整備について合意した。また、在日米軍再編に引き続き取り組む一方で、米軍関係者による事件・事故の防止、米軍機による騒音の軽減、在日米軍の施設・区域における環境問題等の具体的な問題について、地元の要望を踏まえ、改善に向けて最大限の努力を払った。特に、米軍航空機の事故等が少なからず発生した点については、地元の懸念を踏まえ、６月のマティス国防長官による安倍総理大臣表敬等、累次の機会をとらえ、ハイレベルへの働きかけを行った。このように、迅速な、かつ、機敏な対応を通じて米国政府との協議を進めることで、米軍航空機の運用における安全性の確保に向けてできる限りの取組を行った。

令和元年度目標

1　沖縄を始めとする地元の負担軽減を図りその理解を得る観点から在日米軍の再編に関する着実な実施に向け、普天間飛行場の辺野古沖への移設や、平成25年４月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。

2　在日米軍に関する諸問題に関して、施設・区域の周辺住民等からの懸念も踏まえ、日米両政府の間で協議を行い、一つひとつの具体的な問題に対応していく。

施策の進捗状況・実績

1　「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、日米で「2019年度又はその後」の返還が合意されていた沖縄県北谷（ちゃたん）町内の「米軍キャンプ瑞慶覧の施設技術部地区内の倉庫地区の一部」（約11ヘクタール）が令和２年３月31日に返還された。返還地には「北谷城」の遺跡が含まれており、北谷町による整備の可能性も開かれることになる。

2　平成18年５月の「再編の実施のための日米ロードマップ」に基づく厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐については、鹿屋基地での訓練実施に係る調整が整ったため、空中給油機 KC－130部隊の鹿屋基地へのローテーション展開が９月から開始された。これにより、KC－130部隊及び空母艦載機部隊の岩国飛行場への移駐に伴う影響が緩和されることになる。

　また、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、在日米軍の活動が周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。特に、在日米軍の施設・区域が集中する沖縄の負担軽減を進める重要性について、４月の日米「２＋２」を始め、累次の機会に日米間で確認し、茂木外務大臣からは、10月のデービッドソン米インド太平洋軍司令官からの表敬等の機会に、安全な訓練、事件・事故での円滑な対応のための緊密な協力を求めた。日本政府は、７月に、在日米軍の施設・区域外での米軍機事故に関するガイドラインを改定し、日米の関係者による制限区域内への立入りが、迅速かつ早期に行われることが明記された。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況： b

参考指標：米国における対日世論調査の結果（日米安保条約を維持すべきとの回答の割合）				
（出典:「米国における対日世論調査」（平成 29・30 年度ニールセン社、令和元年度ハリス社） ①一般の部 ②有識者の部 （注）「一般」とは、米国に在住の 18 歳以上の市民から無作為に選ばれた約 1,000 人のサンプルを指し、「有識者」とは、米国連邦政府、ビジネス界、学界、報道界、宗教界から選ばれた 200 人のサンプルを指す。	実績値			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	①82% ②86%	①68% ②87%	①69% ②95%	①73% ②93%

評価結果（個別分野３）

施策の分析

【測定指標３－１　日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進　＊】

平成 29 年度は、「２＋２」（８月）や日米首脳会談（11 月）を通じて日米同盟の抑止力・対処力及び安全保障・防衛協力分野における日米間協力の土台が強化され、さらに、平成 30 年度の首脳会談（４月、９月及び 11 月）やマティス国防長官訪日（６月）、令和元年度の「２＋２」（４月）やエスパー米国国防長官訪日（８月）を始めとする機会を通じて、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していく方向性が確認され、安全保障・防衛協力分野における日米間協力の土台がより強化された。「米国における対日世論調査」においても、「日米安保条約を維持すべきか」との設問については、これまで安定して極めて高い評価を得てきており、平成 28 年度から令和元年度にかけても高い評価を得ることができた。

（１）平成 29 年８月の「２＋２」において、米国の核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じた、日本の安全に対する同盟のコミットメントを再確認し、あらゆる事態において同盟としての切れ目のない対応を確保するために、役割・任務・能力の見直しを通じたものも含め、日米同盟を更に強化する具体的な方策及び行動を立案するとの共通の意図を確認し、新ガイドラインの実施を加速し、日本の平和安全法制の下での更なる協力の形態を追求するとの指針を事務当局に示したことは、新ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる上で効果的であった。また、情報収集、警戒監視及び偵察、訓練及び演習、研究開発、能力構築並びに施設の共同使用等の様々な分野における新たな、かつ、拡大した行動を追求するとの指針を示したことは、幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる上で効果があった。（平成 29 年度：米国との安全保障分野での協力推進（達成手段①））

（２）平成 30 年４月の首脳会談において、トランプ大統領が、核及び通常戦力の双方によるあらゆる種類の米国の軍事力を通じた日本の防衛に対する米国の揺るぎないコミットメントを改めて確認し、両首脳が、平和安全法制及びガイドラインの着実な実施を通じた日米安保協力の一層の推進を再確認したことは、新ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる上で効果的であった。また、10 月に米空軍宇宙コマンド主催の多国間机上演習「シュリーバー演習」に関係省庁等と共に初参加したこと、11 月に行われた初の日米印首脳会合で、３か国の協力がインド太平洋地域の安定と繁栄にとって極めて重要な意義を有することを確認し、海洋安全保障や地域連結性強化の分野において、協力を強化していくことで一致したことは、幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる上で効果があった。（平成 30 年度：米国との安全保障分野での協力推進（達成手段①））

（３）平成 31 年４月の「２＋２」において、日米同盟がインド太平洋地域の平和、安全及び繁栄の礎であること、日米両国が共に「自由で開かれたインド太平洋」の実現に取り組むこと、また、宇宙、サイバー及び電磁波といった新たな領域における能力向上を含む領域横断（クロス・ドメイン）作戦のための協力を強化していくことで一致したことは日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる上で効果的であった。また、経空・ミサイル脅威に対する日米それぞれの統合防衛の強化、宇宙関連能力に係る協力深化、日米同盟の能力の近代化、情報保全に係る政府全体の取組の強化等、追加的な二国間の協力の分野を詳述するファクトシートを発出することに合意したことは、幅広い分野において日

米安全保障協力の強化を着実に進展させ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる上で効果があった。（令和元年度：米国との安全保障分野での協力推進（達成手段①））

【測定指標３－２　在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展　＊】

平成 29 年８月の「２＋２」共同発表において、普天間飛行場については、その代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認したことは、早期の辺野古への移設と普天間飛行場の返還を含む在日米軍再編を着実に進める上で意義があった。

平成 29 年８月には、平成 18 年５月の「再編実施のための日米のロードマップ」に基づく厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐が開始されたが、この移駐は、人口密集地に所在している厚木飛行場周辺の住民が長い間負ってきた騒音等の負担軽減に資するものとして期待されており、在日米軍が抱える諸問題の一つに対処したといえる。

また、在日米軍の施設・区域が集中する沖縄の負担軽減を進める重要性については、平成 30 年４月及び平成 31 年４月の日米首脳会談や同年６月の日米外相会談の際を始め、累次の機会に日米間で確認し、平成 29 年７月に普天間飛行場の東側沿いの土地（約４ヘクタール）の返還、平成 30 年３月及び平成 31 年３月の牧港補給地区の一部返還、さらに、令和２年３月のキャンプ瑞慶覧の一部の返還が実現したことは、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業の着実な実施という目標達成にとって大きな前進となった。米軍航空機の事故等が少なからず発生した点については、地元の懸念を踏まえ、平成 30 年６月のマティス国防長官による安倍総理大臣表敬等、累次の機会を捉え、ハイレベルへの働きかけを行い、令和元年７月には在日米軍の施設・区域外での米軍機事故に関するガイドラインを改定した。また、茂木外務大臣からデービッドソン米インド太平洋軍司令官（令和元年 10 月）、ミリー米統合参謀本部議長（同年 11 月）、シュナイダー在日米軍司令官兼第５空軍司令官（令和２年１月）に対し、安全な訓練、事件・事故での円滑な対応のための緊密な協力を求め、先方から一般的な同意が得られた。このような成果は沖縄を含む地元の負担軽減及び日米地位協定の運用改善の取組を促進するという目標達成に向け効果があった。（平成 29・30・令和元年度：米国との安全保障分野での協力推進（達成手段①）

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）**】**

日本を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増す中、日本の平和と安全及びインド太平洋地域の平和と安定を確保するためには、日本自身の防衛力の強化はもとより、日米安保体制の抑止力を不断に向上させていくことが不可欠である。そのために、ガイドライン及び平和安全法制の下で、幅広い分野における日米安保・防衛協力、現行の日米合意に沿った在日米軍再編の実施を進めるとともに、在日米軍の活動が地元住民に与える負担の軽減にも努め、確実に成果を出していくことが必要である。

このとおり日米安保体制の信頼性を向上させるとともに、在日米軍の円滑な駐留を確保し、もって我が国の安全を確保するとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

３－１　日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進　＊

日米間で緊密に協議し、日米安保体制の信頼性をより一層向上させるとの中期目標の達成に向けた新ガイドライン及び平和安全法制の下での日米同盟の抑止力・対処力の強化等の年度目標は適切な目標であったと考える。

日米安保・防衛協力については、上記のとおり進展しているが、引き続き協力の進展に向け、日米で緊密な連携を加速し、具体的な成果を出していく必要がある。厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、我が国自身の防衛力の強化に取り組むとともに、日米安保体制の抑止力向上のため、ガイドライン及び平和安全法制の下で幅広い分野での協力を進めていく。特に、日本周辺の安全保障環境の急速な変化及び宇宙、サイバー及び電磁波を含む「新たな領域」における急速に進化する技術進歩に留意し、「新たな領域」における能力向上を含む領域横断（クロス・ドメイン）作戦のための協力を強化し、技術革新が安全保障に与える影響が非常に大きくなっている現状を踏まえ、新興技術に関する日米協力を推進する。

３－２　在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展　＊

在日米軍再編に関する合意を着実に実施するとの中期目標の達成に向けて、普天間飛行場の辺野古沖への移設や、平成 25 年４月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する等の年度目標は、適切な目標であったと考える。

在日米軍再編については、現行の日米合意に従って作業を進め、抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減を実現し、地元の理解を高めていく。この観点から、引き続き、在日米軍施設・区域の返還等に向けた作業の着実な実施、日米地位協定の適切な運用などに取り組んでいく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
日米安全保障体制
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/index.html）
第 201 回国会における茂木外務大臣の外交演説（令和２年１月 20 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page3_003044.html）
・令和２年版外交青書（外交青書 2020）
第３章　第１節　２　日米安全保障（安保）体制
・首相官邸　ホームページ
第二百一回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説（令和２年１月 20 日）
（https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement/2020/0120shiseihoushin.html）

施策Ⅰ－３　中南米地域外交

令和２年度政策評価書

（外務省１－Ｉ－３）

施策名（※）	中南米地域外交
施策目標	平成 29 年度までと同様に、かつてなく活発化している対中南米外交の機運の盛り上がりを活用し、政治・経済のみならず、文化面も含めあらゆる分野での交流・連携を促進すべく以下を実施する。 １　中米・カリブ諸国との経済関係及び幅広い分野における二国間関係や、国際社会における協力関係を強化し、様々なレベルでの相互理解を促進する。 ２　南米諸国との経済関係及び幅広い分野における二国間関係や、国際社会における協力関係を強化し、また、様々なレベルでの相互理解を促進する。

施策の予算額・執行額等	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	89	102	105	100
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	89	102	105	
	執行額(百万円)		81	94	91	

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」（「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」）及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果（注１）	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）相当程度進展あり（Ｂ）	（判断根拠）主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。	
	測定指標の平成 29･30･令和元年度目標の達成状況(注２)	個別分野１　中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化		
		＊１－１	貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化	b
		＊１－２	国際社会の諸課題に関する協力関係の強化	b
		１－３	要人往来及び様々なレベルでの交流及び対外発信の強化	b
		＊１－４	多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化	b
		１－５	中米カリブ諸国との政務レベル以上の会談の実施数	b
		個別分野２　南米諸国との協力及び交流強化		
		＊２－１	南米諸国との経済関係強化の進展	b
		＊２－２	南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化	b
		＊２－３	南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組の進展	b
		２－４	南米諸国との政務レベル同士の会談実施数	b

(注１)評価結果については、各個別分野の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注２)「測定指標の平成 29･30･令和元年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び平成 29･30･令和元年度目標の達成状況を列挙した。「＊」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	（外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見） ・測定指標２－１（南米諸国との経済関係強化の進展）の評価において、進出日系企業数を用いていることは、施策が我が国経済社会にもたらす効果を国民に対し明確に示すものであり、高く評価したい。できればこの指標を参考指標として掲示すべき。 ・中南米地域・中米・カリブ諸国との経済関係、グローバルイシューに関する協力等が着実に進捗している。 ・戦略的実務者招へい事業で、アジア中南米協力フォーラム（FELAC）若手リーダー招へいを実施したことは良い試みであり、同地域から若手世代の対日理解を促進する枠組みとして有益である。今後はより広範な分野のリーダーや専門家が訪日できるようプログラムの拡充が望まれる。 ・「中南米＋１」や多国間フォーラムの重視による要人往来（関係の足腰）の強化と、メキシコなどの重点国設定によるメリハリとを組み合わせるやり方は合理的である。

	・日系（ブラジル人）ネットワークの強化などの取組は地味だが評価できる。 ・やや地域（課）横断的になるが、TPP の発効に伴い、ときにその枠を梃子としてうまく使い、二国間関係のみならず、メルコスールなどのマルチとの交渉・調整に当たるような利用法を探求すべきではないだろうか。

担当部局名	中南米局	政策評価実施時期	令和２年９月

個別分野１　中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化

施策の概要

かつてなく活発化している要人往来を始めとする様々なレベルでの人的交流の盛り上がりを活用し、中米カリブ諸国とのあらゆる分野での協力関係を強化し、更なる経済関係の強化、国際社会での協力関係及び国民同士の相互理解を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 193 回国会外交演説（平成 29 年１月 20 日）
　日本外交の三本柱
・持続可能な開発のための 2030 アジェンダを採択する国連サミット安倍総理大臣ステートメント（平成 27 年９月 27 日）
・安倍総理大臣の中南米政策スピーチ（平成 26 年８月２日）
・日・カリコム首脳会合の際の安倍総理大臣による日本の対カリコム政策三本の柱（平成 26 年７月 28 日）
・ジャパン・ハウス サンパウロにおける河野外務大臣の政策スピーチ（平成 30 年５月 20 日）
・日・アルゼンチン外交関係樹立 120 周年閉幕式における安倍総理大臣スピーチ（平成 30 年 12 月１日）

測定指標１－１　貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化　＊

中期目標（--年度）

メキシコ、中米及びカリブ諸国と貿易の拡大及び投資の増大等の経済関係の拡大を図るために、政策対話及びビジネス環境の整備を通して日系企業が進出しやすい環境を醸成する。

平成 29 年度目標

１　中米･カリブ地域における日本企業の経済活動の拡大を政府当局間の租税情報の交換や官民合同会議を通じて支援する。
２　日キューバ間の投資活動を更に促進するため、日キューバ官民合同会議を開催する。
３　中米地域における質の高いインフラ輸出を促進する。

施策の進捗状況・実績

１　５月に日・バハマ租税情報交換協定改正議定書が国会承認され、新たに日本とカリブ地域における租税関連情報の交換体制強化に向けて取り組んだ。９月には東京において、日・キューバ政策対話が行われ、キューバ国内において課題となっている外資誘致・国内産業の育成等について議論し、日本からの投資誘致に向けた取組についても議論した。また、諸日程との兼ね合いから平成 29 年度中には実施できなかった日墨 EPA 合同委員会・ビジネス環境整備委員会の平成 30 年度の開催に向けた調整を鋭意行い、近く実施というところまで調整を進めたところである。このような多様な取組により、中米･カリブ地域における日本企業の経済活動の安定及び拡大が可能となるような支援に引き続き取り組んだ。

　また、TPP11 協定の交渉において我が国は、中南米地域の重点国であるメキシコとの連携を強化しつつ、参加各国間の議論を推進し、平成 30 年３月の署名につなげた。加えて、11 月の日墨首脳会談においては、先方大統領から、北米自由貿易協定（NAFTA）再交渉においてはメキシコ進出の日系企業に悪影響が出ないよう配慮する旨の発言を得るなど、巨大な北米市場との関係を含め多くの日系企業支援につながるものとなった。

２　日キューバ官民合同会議については、当方からの累次照会にもかかわらず、次回開催国である先方から具体的提案が出てこなかったなど、相手側の事情も含めた様々な要因により、年度内に開催することはできなかったが、JICA キューバ事務所が開所したことにより、円滑な経済技術協力を実施する基盤ができた。

３　５月に薗浦外務副大臣によるコスタリカ訪問の際、先方政府に対し、質の高いインフラ輸出について働きかけるとともに、９月のサイン・マロ・パナマ副大統領兼外相訪日の際には、中南米最大級のインフラ案件である「パナマ首都圏都市交通３号線整備計画」についての連携を確認した。こうした取組が進められる中、コスタリカ、パナマ及びホンジュラスからは日本との FTA 締結に向けた意欲が表明され、そのうち、コスタリカとは、まずは投資環境を整備するという目標を共有し、中米諸国とは初めてとなる投資協定の予備協議を行うことで合意するに至った。

平成30年度目標

1　政府ハイレベルによる中米・カリブ諸国との経済関係の更なる深化・強化の確認
2　日キューバ官民合同会議、日墨EPA合同委員会及びビジネス環境委員会等の実施
3　中米・カリブ諸国との政策対話の実施

施策の進捗状況・実績

1　河野外務大臣が５月及び８月にメキシコを訪問した際、及びグアハルド・メキシコ経済相が訪日し河野外務大臣と会談を行った際に、TPP11協定の早期発効等に向けた連携を確認し、同協定の年内発効につなげた。また、これらの機会に同国に対し、北米自由貿易協定（NAFTA）再交渉において日本企業へ悪影響が出ないよう配慮を要請し、11月の米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）署名に至るまで、日本企業に対する情報提供を始めとする手厚い配慮が得られた。
2　12月にハバナにおいて、佐藤外務副大臣及びマルミエルカ・キューバ外国貿易・投資相を共同議長として日キューバ官民合同会議を実施し、日系企業のキューバでのビジネス環境改善や延滞債務の早期解消について働きかけを行い、キューバは早期返済を約束した。また、双方の関心事項について討議し、経済関係強化に向けた取組を加速すべく、次回会合を令和２年に東京で実施することで一致した。
　また、６月にメキシコシティーにおいて、岡本外務大臣政務官及びベーカー・メキシコ経済省通商担当次官を共同議長として日墨EPAの第10回ビジネス環境整備委員会及び第９回合同委員会を実施し、両国の民間企業も含め、関心事項について意見交換を行った。
3　８月に、メキシコとの間で国際経済等を始めとする多国間問題に関する政策対話を実施し、平成31年の日本のＧ20議長就任を見据えたメキシコとの連携等について確認した。また、10月には、パナマ運河を有することからエネルギー安全保障の観点で重要国であるパナマと政策協議を実施し、日本企業の進出につき連携を確認した。

令和元年度目標

1　政府ハイレベルによる中米・カリブ諸国との経済関係の更なる深化・強化の確認
2　中米・カリブ諸国との政策対話の実施
3　日墨EPAビジネス環境整備委員会等の実施
4　中米・カリブ諸国との租税条約等、経済条約交渉の大筋合意や条約締結に向けた交渉の推進

施策の進捗状況・実績

1　４月に実務訪問賓客として訪日したバレーラ・パナマ大統領と安倍総理大臣が会談した際、安倍総理大臣から、パナマとの経済関係は、日本が取り組んでいる中南米との連結性の多面的な強化のモデルケースである旨を発言し、バレーラ大統領からは、安倍総理大臣の支援により多くの日系企業がパナマに進出しており、今後パナマを日系企業の中南米展開の拠点とすべく、更に多くの日系企業が進出することを期待する旨の発言があった。６月には河野外務大臣がＧ20 大阪サミットに大統領の代理として出席したエブラル・メキシコ外相と会談した際、メキシコには中南米最多となる1,200社を超える日系企業が進出している点に言及し、それら進出企業への配慮を依頼したところ、エブラル外相からは、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の内容等に関して日系企業とよく協議していきたい旨の発言があった。10月には即位礼正殿の儀に出席するために中米・カリブ諸国からモラレス・グアテマラ大統領とコルティソ・パナマ大統領が訪日し、いずれも安倍総理大臣と会談を行った。それぞれの会談において安倍総理大臣は、日本は両国の持続可能な経済開発・成長への支援を行っており、引き続き二国間関係の強化を推進していく旨発言した。続く11月に訪日したブケレ・エルサルバドル大統領と安倍総理大臣が会談した際、安倍総理大臣からエルサルバドルの東部地域開発への支援を継続し、両国の友好協力関係の一層の強化に向けて緊密に協力していく旨発言し、ブケレ大統領からは日本の支援に対する感謝が表明された。さらに、12月に実務訪問賓客として訪日したホルネス・ジャマイカ首相が安倍総理大臣と会談した際、安倍総理大臣から日ジャマイカ租税条約は二国間の経済関係の発展にとって大きな前進であると評価し、これを受けて投資や経済交流が一層進んでいくことを期待する旨発言し、ホルネス首相からも同様の期待が示された。上記のとおり、令和元年度は中米カリブ諸国から数多くのハイレベル要人の訪日があり、その機会を効果的に捉えて会談を実施し、各国との経済関係の深化・強化を確認した。
2　９月にはメキシコ及びキューバとの間でそれぞれ政策協議、政策対話を実施した。協議内容は多岐にわたったが、いずれも経済関係は主要なトピックであった。また、メキシコとの第８回政策協議では、中南米で最大の日系企業進出数（1,200社以上）に触れつつ、両国の良好な経済関係を確認し合

い、５月に実施された日墨 EPA ビジネス環境整備委員会のフォローアップをしていくことや、TPP11 の着実な実施と拡大に向けて連携していくことで一致した。さらに、キューバとの第 15 回政策対話では、日本がキューバとのビジネス関係に関心を有している点を伝達しつつ、日系企業のキューバでのビジネス環境改善や延滞債務の早期解消について協議を行った。

３　５月にメキシコシティにおいて、辻外務大臣政務官及びデ・ラ・モラ・メキシコ経済省通商担当次官を共同議長として日墨 EPA の第 11 回ビジネス環境整備委員会を実施し、両国の民間企業も含め、関心事項について意見交換を行った。

４　12 月に実務訪問賓客としてホルネス・ジャマイカ首相が訪日した機会に、日ジャマイカ租税条約が署名された。両首脳からは本条約により二国間の投資や経済交流が一層進んでいくことに対する期待が示された。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標１－２　国際社会の諸課題に関する協力関係の強化　＊

中期目標（--年度）

33 か国、全国連加盟国の 18%を占める中南米諸国に対して、我が国の重要政策をインプットし、理解と支持を取り付け、基本的価値観を共有するパートナーとして国際社会の抱える諸問題に共に取り組む。

平成 29 年度目標

１　環境・気候変動、北朝鮮問題、国連安保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題、及び我が国を取り巻く東アジア地域の安全保障環境等について、我が国の立場に対する支持を働きかけるとともに、これら問題に対して協働して取り組むべく国際社会での協力関係を強化する。

２　カリブ諸国への１人当たりの所得水準と異なる観点からの支援を行う。

施策の進捗状況・実績

１　延べ 32 か国に及ぶ外務省政務による中南米訪問や、８件の中南米諸国からの要人の訪日機会を捉え、国際社会における問題についての我が国の立場を発信した。こうした取組の一環として、外相会談を行ったメキシコ、パナマ及びコスタリカとの間では、北朝鮮の核・ミサイル開発に対する非難声明の発出及び対抗措置（メキシコによる北朝鮮大使の国外退去措置等）の発動等において、緊密な連携をとることができた。

　また、８月に釜山において行われたアジア中南米協力フォーラム（FEALAC）第８回外相会合においても、北朝鮮問題についての連携を確認するとともに、環境・気候変動等の国際的な問題について我が国の立場を反映した釜山宣言が満場一致で発出された。

　さらに、カリブ諸国との関係でも、ラロック・カリブ共同体（CARICOM：カリコム）事務局長やスーマー・カリブ諸国連合（ACS）事務局長を招へいし、北朝鮮問題や国連安保理改革など、我が国の立場に関する支持を働きかけた。また、政務二役がカリブ地域を訪問した際には、先方政府のハイレベルと会談を行うことで国際社会での協力関係の強化を確認した。

２　５月にバルバドスで開催されたカリコム外交・共同体関係理事会会議（COFCOR：カリコム外相会合）に武井外務大臣政務官が出席し、平成 26 年に安倍総理大臣の表明した日本の対カリコム政策を引用した上で、日本のカリコム諸国への援助の姿勢を表明した。

　なお、平成 29 年度は、カリブ海周辺国にハリケーン被害が多発し、ハリケーン・マリアやハリケーン・イルマの発生に伴い、ドミニカ国やアンティグア・バーブーダといった国で壊滅的な被害状況となった中で、日本は緊急支援物資を送るなどの支援を行った。また、11 月には国連でドナー会合が行われ、日本は 400 万ドルの支援表明を行った。

平成 30 年度目標

要人往来や各種の政策対話を通じ、北朝鮮に関する問題や、核兵器の廃絶に向けた取組等、国際社会の抱える諸課題に関して、国数が多く、国際社会の一大勢力である中南米諸国との協力関係を推進する。

施策の進捗状況・実績

政務二役の中南米訪問に際して、国際社会の抱える諸問題の解決に向けた中南米諸国との連携を呼びかけた。また、河野外務大臣が二度中南米を訪問したが、一度目のブラジル、アルゼンチン及びメキシコ訪問ではジャパン・ハウス サンパウロにて中南米政策スピーチを行い、従来の相互の互恵関係を中

心としていた日・中南米関係を更に前進させ、自由貿易、法の支配に基づく海洋秩序、北朝鮮問題等、我が国が国際社会において推進しているテーマについて我が国の立場を明確に述べ、中南米諸国に連携を呼びかけた。二度目のエクアドル、コロンビア、ペルー及びメキシコ訪問でも北朝鮮問題や軍縮・核不拡散等国際社会が抱える諸問題や自由貿易の推進に関する意見交換を行い、協力を行っていく旨を確認した。また、9月には国連総会の機会に第6回日カリコム外相会合を開催し、鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用、国連安保理改革、北朝鮮問題等で協力を行っていく旨を確認した。加えて、これまでの日・中南米関係を次の段階に引き上げるための新たな政策として、12 月に安倍総理大臣はアルゼンチンにて日・中南米「連結性強化構想」を発表した。

令和元年度目標

要人往来や各種の政策対話を通じ、北朝鮮に関する問題や、地球規模課題等、国際社会の抱える諸課題に関して、基本的価値を共有する国際社会の一大勢力である中南米諸国との協力関係を推進する。

施策の進捗状況・実績

中米カリブ諸国との間で行われた様々な首脳会談、6月の日墨外相会談及び累次にわたる政務二役の中南米訪問や各種政策対話等の機会を捉えて、北朝鮮に関する問題、気候変動、環境問題、SDGs 等につき、我が国の立場を各国にインプットした。こうした二国間におけるハイレベルでの協力関係推進の確認に加えて、多国間会合の場でも日本と中南米諸国の国際社会における協力の推進について積極的かつ効果的に発信を行った。7月に辻外務大臣政務官が出席した太平洋同盟関連会合や、11 月に鈴木外務副大臣が出席したアジア中南米協力フォーラム（FEALAC）外相会合においても、国際社会が直面する共通の課題解決に向けて、中南米との協力を推進していく旨を発信した。12 月に開催された、日・中米「対話と協力」フォーラムにおいても、中南米局長が出席し、北朝鮮情勢、安保理改革、SDGs、気候変動、軍縮等、幅広い分野にわたって議論を交わし、中米カリブ諸国との協力を確認した。

各国との首脳会談の際にも、北朝鮮に関する問題等について個別に協力を求めるとともに、地域機関における各国の役割等にも言及して効果的な働きかけを行った。11 月の日エルサルバドル首脳会談においては、エルサルバドルが中米統合機構（SICA）の中核国である点に触れつつ、太平洋地域における海洋秩序を守るために協力を求め、ブケレ・エルサルバドル大統領からも応じる旨の発言があった。12 月の日ジャマイカ首脳会談においても、両首脳は、安保理決議の完全な履行を含め、北朝鮮の完全な非核化に向けて緊密に連携していくことで一致するとともに、安倍総理大臣から、最重要課題である拉致問題の早期解決へ向けた理解と協力を求め、ホルネス首相から支持を得た。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：b

測定指標１－３　要人往来及び様々なレベルでの交流及び対外発信の強化

中期目標（--年度）

招へい事業や派遣事業の多種のスキームを活用し、ハイレベルを始めとする様々なレベルの人的交流を促進する。我が国の問題意識等を対外的に発信する機会を増やし、同時に中南米地域に知日派・親日派を増やしていく。

平成 29 年度目標

1　中米・カリブ諸国からの閣僚級以上の招へい案件を実現し、二国間関係を前進させ、国際社会で存在感を増す中米・カリブ諸国との間で、更なる協力関係の深化を図る。

2　日本から距離的に遠い中南米諸国との間においては、閣僚級のみならず様々なレベルの交流が大切であることから、

・戦略的実務者招へいや招へいスキームを活用して、行政官や有識者等の招へいを実現する。

・各種政策協議や国際会議の機会を捉え、日本から、政務・事務レベル等様々なレベルの中南米訪問を行う。

施策の進捗状況・実績

1　ハイレベル交流としては、メキシコ及びパナマの外相を外務省賓客で招へいしたほか、コスタリカ外相との外相会談も実現した。また、国連総会ハイレベルウィークにおいては、ドミニカ共和国やエルサルバドルの外相が河野外務大臣と会談を行い、双方が取り組むべき主要課題についての認識と協力の更なる強化の重要性について一致した。また、軍縮・不拡散分野でも、世界的な軍縮主導国であり、かつ核兵器禁止条約推進派でもあるメキシコから、我が国提出の核兵器廃絶決議案への賛成を得

ることができた。さらには、経済分野においても、TPP11 協定の署名に向けた協力及び連携をすることができた。

2　このほか、戦略的実務者招へいでは、「持続可能な社会の構築のための科学技術の活用」のテーマの下、アジア中南米協力フォーラム（FEALAC）若手リーダー招へいを実施し、これらの分野の専門家・行政官が訪日した。我が国の科学技術を利用した自然災害に対する取組を知ってもらい、それぞれの国でその知見を共有してもらうことができた。

また、対日理解促進プログラムでは、中米・カリブ諸国から 60 名を招へいした。このような人的交流を通し、着実に中南米地域での知日派・親日派を増やす取組を継続して行った。さらに、中南米諸国へは５名の日本人学生を派遣し、日本と中南米諸国間の相互理解を深めるための取組を行った。こうしたプログラムには、政府関係者に加え、報道関係者も多く参加した。

平成 28 年度から、中南米諸国訪問の際に、原則として２か国以上を訪問するという「中南米＋１」の施策により、政務レベルの積極的な中南米訪問を行っており、外務省及び関係省庁のハイレベルが延べ 50 か国以上を訪問した。また、事務レベルでは、平成 30 年３月に第 11 回日中韓ラ米協議を行い、中南米諸国以外の国とも同地域に関する意見交換を実施した。

平成 30 年度目標

1　政務による中南米諸国訪問の際に、原則として２か国以上を訪問するという「中南米＋１」政策を徹底し、多くの政務レベルの訪問を実現する。

2　戦略的実務者招へいスキームや「Juntos!!中南米対日理解促進プログラム」を利用して、中米カリブ地域にいる日系人を含め、様々な層の招へいを実現することにより、日本の魅力や政策を積極的に発信する。

施策の進捗状況・実績

1　他省庁の政務の中南米訪問の際にも２か国以上の訪問を追求する「中南米＋１」の施策を徹底していくことにより、我が国政務三役による延べ 70 か国以上の中南米諸国訪問が実現した。特に、安倍総理大臣の中南米地域訪問のほか、二度にわたる河野外務大臣の中南米地域訪問を実現し、ハイレベルで関係発展及び強化を確認した。

2　戦略的実務者招へいスキームでは、「科学技術を活用した中小企業の活用領域拡大」のテーマの下、アジア中南米協力フォーラム（FEALAC）若手リーダー招へいを実施し、中南米及びアジアから若手行政官及びリーダーの招へいを実施した。また、「Juntos!!中南米対日理解促進プログラム」では、環境や中小企業といったテーマで、政府関係者、学者、メディア、学生等、及び日系人を含め計 47 名を中米・カリブ諸国から招へいし、着実に中米・カリブ地域での知日派・親日派を増やす取組を継続して行った。さらに、同プログラムの下、中米・カリブ諸国へは９名の日本人学生を派遣し、スポーツを中心とした日本と中米・カリブ諸国間の相互理解を深めるための取組を行った。

令和元年度目標

1　中米・カリブ諸国からの閣僚級以上の訪日をより多く実現し、二国間関係を前進させ、国際社会で存在感を増す中米・カリブ諸国との間で、更なる協力関係の深化を図る。

2　戦略的実務者招へいスキームや「Juntos!!中南米対日理解促進プログラム」を利用して、中米・カリブ地域の日系人を含め、様々な層の招へいを実現することにより、日本の魅力や政策を積極的に発信する。

施策の進捗状況・実績

1　令和元年度は、延べ５回の首脳訪日、延べ 17 回の閣僚級訪日（外相は４回）があり、中米カリブ諸国との間でハイレベルの交流が一層促進された。こうした機会を効果的に捉えて会談を実施し、ハイレベルによる二国間関係の深化を重ねた。また、他省庁も含めて政務の中南米訪問時には２か国以上の訪問を追求する「中南米＋１」の施策を引き続き推進し、他省庁を含む政務三役による中南米諸国への訪問は延べ 31 か国に上った。

2　戦略的実務者招へいスキームでは、「持続可能な社会の構築のための科学技術の活用」のテーマの下、アジア中南米協力フォーラム（FEALAC）若手リーダー招へいを実施し、中南米及びアジアから将来的に関連の分野における活躍が見込まれる若手行政官を招へいした。招へい参加者は省内関係課室や科学技術振興機構、大阪の博覧会協会による講義や、京都大学防災研究所における水害に関する実験や体験を通じて、招へいテーマに関する日本の取組に対する知見を深めた。さらに、招へい参加者が尾身外務大臣政務官を表敬した際には、同政務官から参加者に対して、本件招へいで得た学びを本国に持ち帰って活用し、二国間関係の更なる発展に貢献することを期待する旨を伝達した。また、

「Juntos!!中南米対日理解促進プログラム」では、気候変動・防災やICTの利活用といったテーマで、政府関係者、学者、メディア、学生等を含め計60名を中米・カリブ諸国から招へいし、着実に中米・カリブ地域での知日派・親日派を増やす取組を継続して行った。さらに、同プログラムの下、中米・カリブ諸国へは８名の日本人学生を派遣し、スポーツを中心とした日本と中米・カリブ諸国間の相互理解を深めるための取組を行った。

平成29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標１－４　多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化　＊

中期目標（--年度）

中南米諸国間で政策調整が図られることが多い多国間フォーラムの機会を積極的に活用する。また、多国間フォーラムの会合に政府からハイレベルを派遣し、日本のプレゼンスを高める。

平成29年度目標

中米･カリブ諸国に存在する多国間のフォーラムの会議へできるだけハイレベルの関係者を出席させるとともに、日本のプレゼンスを高めるために我が国としての貢献策の提示をする。

施策の進捗状況・実績

９月の国連総会の機会に、河野外務大臣が第２回日・ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体（CELAC）拡大トロイカ外相会合を開催した。中南米諸国33か国を代表するCELACのトロイカ国との間で、日・CELAC間の継続的な対話と連携を確認するとともに、我が国の重要政策についてインプットした結果、CELACにおける日本のプレゼンスが飛躍的に上昇した。８月に釜山で行われたアジア中南米協力フォーラム（FEALAC）第８回外相会合に中根外務副大臣が出席し、36か国が参加する中、北朝鮮問題、国連安保理改革などについて我が国の立場を反映した釜山宣言が満場一致で発出された。５月に開催されたカリブ共同体外相会合（COFCOR）には、アジア唯一の参加国として日本から武井外務大臣政務官が出席した。このように、多国間フォーラムを積極的に活用し、我が国は中南米地域と基本的価値観を共有するパートナーであることを強調し、中南米地域における日本のプレゼンスを示した。

平成30年度目標

中南米地域で開催される国際会議や地域フォーラムの会議へ積極的に参加し、我が国の政策についての発信を行う。

施策の進捗状況・実績

７月にグレナダで開催された東カリブ漁業大臣会合には岡本外務大臣政務官が出席し、鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用を支持する立場を確認した。また、11 月にアルゼンチンで開催されたG20サミットには安倍総理大臣が出席した。

中南米地域以外で開催された国際会議等については、９月の国連総会の機会に、河野外務大臣が第６回日カリコム外相会合及び日・太平洋同盟閣僚級会合を開催した。日カリコム外相会合では、カリコム諸国14か国のうち13か国から外相の参加を得て、基本的価値を共有するカリコム諸国と国際社会で協力していくことを確認した。また、日・太平洋同盟閣僚級会合では、中南米地域において最も影響力の強い地域グループの一つである太平洋同盟４か国（メキシコ、コロンビア、ペルー及びチリ）との間で、フォローアップメカニズムを立ち上げ、協力関係をより強化していくことで一致した。

さらに、東アジアと中南米との交流と協力の強化を目的とするフォーラムであるアジア中南米協力フォーラム（FEALAC）の高級実務者会合がラオスで開催され、日本は科学技術・イノベーション・教育ワーキング・グループの共同議長として同分野における両地域への日本の貢献をアピールした。

このように、多国間フォーラムを積極的に活用し、様々な分野で日本の政策を発信し、中南米地域におけるプレゼンスを示した。

令和元年度目標

中米･カリブ諸国が加盟する多国間のフォーラムの会議へできるだけハイレベルの関係者を出席させるとともに、日本のプレゼンスを高めるために我が国の政策の発信を行う。

施策の進捗状況・実績

７月にペルーで開催された太平洋同盟関連会合には辻外務大臣政務官が出席し、平成30年12月にア

ルゼンチン訪問中に安倍総理大臣が発表した日・中南米「連結性強化構想」を紹介しつつ、平成 30 年の太平洋同盟首脳会合にて定められた太平洋同盟「戦略ビジョン 2030」の行動目標が、自由で開かれた経済システムやルールベースの多国間主義を掲げる日本の対中南米外交と立場を同じくするものであると評価した。また、その際、共同宣言の文書交換式を実施し、我が国の対太平洋同盟政策を対外的にアピールした。さらに、11 月にドミニカ共和国で開催された第９回アジア中南米協力フォーラム（FEALAC）外相会合に鈴木外務副大臣が出席した際も、日・中南米連結性強化構想を紹介し、経済の連結性強化、価値の連結性強化、知恵の連結性強化を推進する日本の中南米外交が、アジアと中南米地域の間で相互信頼、経済・科学技術の協力や人的交流の促進を図る FEALAC の目的と一致する旨を発言した。また、12 月に４年ぶりに開催された日・中米「対話と協力」フォーラムにおいても、中南米局長は、中米統合機構（SICA）の加盟８か国との間で、北朝鮮情勢、安保理改革、SDGs、気候変動、軍縮等、幅広い分野にわたって協議し、日本の立場を発信し、各国との協力を確認した。このように、各種多国間フォーラムに積極的に関与することで、効率的に日本の立場を中南米諸国にインプットするとともに、日本と中南米が基本的価値観を共有するパートナーであることを確認し、中南米における日本のプレゼンスを示した。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標１－５　中米カリブ諸国との政務レベル以上の会談の実施数

	中期目標値	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		平成29･30･令和元年度目標の達成状況
我が国及び相手国とも政務レベル以上	--年度	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	
	－	15	40	40	52	45	35	b

参考指標：日・中米カリブ間貿易額　（単位:億円）

（出典:財務省統計）	実績値			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	28,727	29,099	31,402	28,392

評価結果（個別分野１）

施策の分析

【測定指標１－１　貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化　＊】

中米・カリブ諸国との貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化推進に当たっては、特に、租税関連情報の交換体制強化等に取り組んだことで、関係国との租税条約締結に向けた交渉を前進させることとなり、令和元年度の日ジャマイカ租税条約の署名へとつながった。また、中米・カリブ諸国との経済関係の中でも特に、中南米地域の重点国であるメキシコとの連携強化を重視しており、TPP11 協定の早期署名、発効に向けた連携を累次にわたり確認し、平成 29 年度末の署名、平成 30 年度内の発効につなげた。さらに、日墨 EPA ビジネス環境整備委員会及び合同委員会における議論は、令和元年６月に実施された日墨外相会談や９月の日墨政策協議においても評価されている。（平成 29・30・令和元年度：中米カリブ諸国との協力強化（達成手段①））

一方で、キューバの債務問題については累次にわたり申入れを行っているものの、いまだ返済のめどが立っておらず、米国による経済制裁による同国の経済情勢等、外的要因による部分があるものの、引き続き様々なレベルから働きかけを行っていくことが課題である。

【測定指標１－２　国際社会の諸課題に関する協力関係の強化　＊】

中米・カリブ諸国との国際社会の諸課題に関する協力関係の強化推進については、多国間会合等の場において、ハイレベルでの協力関係の深化を累次にわたり確認し、国際社会における連携を効果的に強化することができた。その結果として、平成 29 年度には中米カリブ諸国の中から北朝鮮の核・ミサイル開発に対する非難声明を発出する国が出るなどの成果が見られた。こうした協力関係の確認や実績が積み重なり、平成 30 年末には、日・中南米関係を次の段階に引き上げるための新たな政策として、日・中南米「連結性強化構想」の発表に至った。その後、様々な機会で同構想を活用し、日・中南米の協力関係を推進している。（平成 29・30・令和元年度：中米カリブ諸国との協力強化（達成手段①））

今後は、ハイレベルで確認された協力関係の強化が具体的な形につながる例を増やしていくことが課

題である。

【測定指標１－３　要人往来及び様々なレベルでの交流及び対外発信の強化】
中米・カリブ諸国との要人往来及び様々なレベルでの交流及び対外発信の強化については、特に「中南米＋１」の施策を積極的に実施したことで、各省庁の政務レベルによる中南米諸国訪問の延べ数が飛躍的に上昇し、ハイレベルの交流が活発化した。こうした、他省庁政務の訪問増加等の成果は、当省の取組に加え、中南米経済・文化交流促進会議において、中南米諸国との関係強化についての議論がなされていることによるところが大きかったと考える。また、中米・カリブ諸国からの要人訪日促進についても、各種招へいスキーム等を効果的に利用しつつ実績を重ねており、令和元年度は延べ５回の首脳訪日及び延べ17回の閣僚級訪日が実現した。（平成29・30・令和元年度：中米カリブ諸国との協力強化（達成手段①）、中南米日系人を通じた対外発信強化（達成手段②））
引き続き、様々なレベルでの要人往来や人的交流を活発化していくことが課題である。特に、令和元年度は、現地治安情勢の悪化により開催中止となった国際会議があったことに加えて、年度末は新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり取りやめになった政務による訪問及び招へい事業もあったため、本来であれば達成可能であった実績数には及ばなかった。外的要因によるものであるが、令和２年度以降に影響を及ばさないように留意しつつ、鋭意施策を継続する。

【測定指標１－４　多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化　＊】
多国間フォーラムを活用した中米・カリブ諸国との関係強化については、特に平成29年度に日・ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体（CELAC）拡大トロイカ外相会合、平成30年度に日・カリコム外相会合及び日・太平洋同盟閣僚級会合を実施し、河野外務大臣から各国の外相級に対して、我が国の中南米外交政策を含む重要政策をインプットしつつ、中南米地域との関係強化を引き続き推進していくことを確認した。また、２年に１度のペースで開催されているアジア・中南米協力フォーラム（FEALAC）外相会合には、平成29年度には中根外務副大臣、令和元年度には鈴木外務副大臣が出席し、同フォーラムに対する日本のコミットメントと協力を表明している。（平成29・30・令和元年度：中米カリブ諸国との協力強化（達成手段①））
基本的に多国間フォーラムで開催される閣僚級以上の会合に関しては、可能な限り日本から政務以上の出席を追求して関係強化を実施してきたところ、引き続き多国間フォーラムにおけるプレゼンス強化に努める。

【測定指標１－５　中米カリブ諸国との政務レベル以上の会談の実施数】
中米・カリブ諸国との政務レベル以上の会談の実施数については、平成29年度から令和元年度を通じて数多くの実績を積み重ね、ハイレベルからの働きかけや協力関係強化の確認を繰り返し行うことができた。特に平成30年度は目標値を大きく上回る実績を残しており、中米カリブ諸国との協力関係強化を促進した。また、令和元年度は、中米・カリブ諸国から延べ５回の首脳訪日という機会を捉えて首脳会談を実施し、日・ジャマイカ首脳会談の際には、日・ジャマイカ租税条約及びパトロール艇や救助艇等の供与に関する無償資金協力の署名を行った。これは、カリコム主要国であるジャマイカとの経済関係、協力関係強化の確認を形にしたものと言え、非常に大きな成果となった。（平成29・30・令和元年度：中米カリブ諸国との協力強化（達成手段①））
令和元年度にはチリにおいて開催予定であった国際会議が現地治安情勢の悪化により開催中止となったことに加えて、年度末には新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり取りやめになった政務訪問も複数あったため、目標の数値を達成することができなかった。こうした外的要因により一時的に実績は落ち込んだが、令和２年度以降に影響を引きずることなく、引き続きハイレベルでの会談実施実績を積み上げていき、効果的な働きかけや協力関係の構築を追求する。

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】
中南米地域は、6.4億人の人口、5.5兆ドルの市場、豊富な食料生産・資源・エネルギーを背景に高い経済的潜在力を有する新興市場として注目されている。我が国にとって、EPAや投資協定、官民連携による市場開拓等、経済関係の強化を図ることは、日本の成長戦略を実現する上でも重要である。したがって、経済関係強化を通じた協力関係の構築という施策目標は妥当であり、引き続きこの目標の達成を目指す。
また、中南米地域は、33か国と国数も多く、我が国と普遍的価値を共有する国際社会の一大勢力であることから、国連安保理改革、持続可能な開発、防災、軍縮・核の平和利用、人権、女性のエンパワーメントなど国際社会共通の課題についてパートナーとして引き続き取り組んでいく。

さらに、中南米では現在様々な地域統合の動きがあり、二国間のみならず、地域・準地域機構との関係を強化することが、我が国の国際社会における影響力拡大や中南米との経済関係強化にとって重要となっている。したがって、地域枠組みとの協力関係を構築するとの目標は妥当であり引き続きこの目標の達成を目指す。

【測定指標】

１－１　貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化　＊

上記の「施策の分析」のとおり、中米・カリブ諸国との経済関係強化を着実に進めており、令和２年度はこうした成果を踏まえて、更に経済関係を強化していくために、引き続きハイレベルでの会談や政策対話を実施していく。

１－２　国際社会の諸課題に関する協力関係の強化　＊

上記の「施策の分析」のとおり、各年度を通じて、ハイレベルの会談や国際フォーラムの機会を捉えて、効果的に中米・カリブ諸国と国際社会の諸課題に関する協力関係強化を確認してきた。特に、平成30年度に安倍総理大臣が中南米との協力の新たな指針として日・中南米「連結性強化構想」を発表したことは大きな成果であった。令和２年度以降は、同構想を指針として、これまで得られた成果も踏まえながら、国際社会の諸課題の解決に向けて、重要なパートナーである中米・カリブ諸国と連携していく。

１－３　要人往来及び様々なレベルでの交流及び対外発信の強化

上記の「施策の分析」のとおり、「中南米＋１」の促進によって、活発な要人往来が続いており、このようにハイレベルの交流を推進することで、中米・カリブ諸国との関係強化を引き続き推し進めていく必要がある。また、各種招へいスキームを利用した招へいや派遣事業によって、親日派・知日派の増加においても成果を上げており、今後もそうしたスキームを積極的に活用していく。さらに、令和元年度末から広がった新型コロナウイルスの影響により、令和２年度に入っても一定期間は要人往来が不可能となることが見込まれるが、状況が沈静化した後に適切にリカバリーを図っていく。

１－４　多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化　＊

上記の「施策の分析」のとおり、中南米における各種の多国間フォーラムを活用し、中米・カリブ諸国と効率的に関係を強化してきた。こうしたフォーラムでは、中南米諸国間で政策調整が図られることも多いため、令和２年度以降も引き続き多国間フォーラムの会合に日本政府からハイレベルの参加を追求していき、地域における日本のプレゼンスを更に高めていく。

１－５　中米カリブ諸国との政務レベル以上の会談の実施数

上記の「施策の分析」のとおり、平成29年度、平成30年度と数値目標を達成しているが、令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大等の外的要因もあり、目標値を達成できなかった。令和２年度に入っても一定期間は新型コロナウイルス感染拡大の影響が尾を引くことは見込まれるが、状況が沈静化してからのリカバリーを迅速に行うことが課題となる。引き続き、国際会議や政務による訪問等の要人往来といった様々な機会を捉えて、ハイレベルでの会談実施を積極的に追求していき、中米・カリブ諸国への働きかけや協力関係の確認を継続、強化していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

日・アルゼンチン外交関係樹立120周年閉幕式他（平成30年12月１日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/ar/page1_000714.html）

ジャパン・ハウス サンパウロにおける河野外務大臣の政策スピーチ（平成30年５月20日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/br/page4_004067.html）

第193回国会における岸田外務大臣の外交演説（平成29年１月20日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page3_001969.html）

安倍総理の中南米政策スピーチ（平成26年８月２日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/br/page3_000874.html）

日・カリコム首脳会合（概要）（平成26年７月28日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/crb/page4_000605.html）

日・パナマ首脳会談（平成31年４月４日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/m_ca_c/pa/page1_000771.html）

日・メキシコ外相会談（令和元年６月 29 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/m_ca_c/mx/page1_000836.html）
安倍総理大臣とモラレス・グアテマラ大統領との会談（令和元年 10 月 24 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/m_ca_c/gt/page4_005402.html）
安倍総理大臣とコルティソ・パナマ大統領との会談（令和元年 10 月 24 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/m_ca_c/pa/page1_000945.html）
日・エルサルバドル首脳会談（令和元年 11 月 29 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/m_ca_c/sv/page4_005501.html）
日・ジャマイカ首脳会談（令和元年 12 月 12 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/crb/jm/page1_000974.html）
第６回日・カリコム外相会合（平成 30 年９月 24 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/crb/page4_004350.html）

個別分野２　南米諸国との協力及び交流強化

施策の概要

１　経済連携協定（EPA）、投資協定等の法的枠組みを構築・運用するとともに、政府間等の対話を通じた経済関係を強化する。

２　南米諸国との幅広い分野における二国間関係を強化する。国連改革、気候変動等国際社会の課題に係る取組、国際機関の選挙等における南米諸国の支持を獲得するとともに、我が国の重要政策への理解と支持を獲得する。また、南米における日系社会との連携を強化するための取組を進める。

３　南米諸国出身の在日外国人の逃亡犯罪人問題に対する取組を推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）
・日・アルゼンチン外交関係樹立 120 周年閉幕式における安倍総理大臣スピーチ（平成 30 年 12 月１日）
・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）
　第２章　７．（１）外交・安全保障の強化　① 外交
・未来投資戦略 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）
　第２　Ⅱ．［３］（３）ⅲ）⑤ 海外日系社会との連携を通じた成長市場の取込み

測定指標２－１　南米諸国との経済関係強化の進展　＊

中期目標（--年度）

南米諸国との間で経済関係強化のための枠組みの構築及びその円滑な運用、並びに対話を引き続き促進していく。

平成 29 年度目標

１　日コロンビア EPA 交渉の実質合意を目指し、政務レベルを含む累次の働きかけをコロンビア側に対して行う。

２　日アルゼンチン投資協定の早期妥結を目指す。

３　日アルゼンチン租税条約、日ペルー租税条約の交渉開始・進展を目指す。

４　メルコスール諸国や南米の太平洋同盟諸国との経済関係強化に向けて、第４回日・メルコスール対話の実施等を通じて法的枠組み構築などの取組を進める。

施策の進捗状況・実績

１　日コロンビア EPA 交渉について、早期交渉妥結に向けた協議を随時行った。また、岸田外務大臣始め、外務省ハイレベルからも先方政府への働きかけを行い、交渉の早期妥結を目指す旨を確認した。

２　日アルゼンチン投資協定について、５月の日アルゼンチン首脳会談において、大筋合意を発表した。

３　日アルゼンチン租税条約の第１回交渉を平成 30 年１月に東京で開催した。日ペルー租税条約に関しては、交渉開始に向けた協議を先方政府と実施した。

４　５月に、第４回日メルコスール経済関係緊密化のための対話をブエノスアイレス（アルゼンチン）において実施し、双方の貿易政策等につき意見交換するとともに経済関係の強化を推進することについて双方の立場を確認した。また、10 月に日チリ EPA 委員会を開催し、日チリの経済連携に関する方針について意見交換を実施した。

平成 30 年度目標

１　日コロンビア EPA 交渉の実質合意を目指す。

２　日アルゼンチン投資協定の早期署名を目指し、アルゼンチン政府への働きかけを行う。日パラグアイ投資協定の早期妥結を目指す。

３　日コロンビア租税条約、日アルゼンチン租税条約、日ペルー租税条約、日エクアドル租税条約、日ウルグアイ租税条約の交渉進展・早期署名を目指す。

４　メルコスール諸国や南米の太平洋同盟諸国との経済関係強化に向けて、法的枠組み構築などの取組を進める。

施策の進捗状況・実績

１　日コロンビア EPA 交渉について、交渉妥結に向けた非公式協議を実施した。

２　日アルゼンチン投資協定について、12 月に署名した。また、日パラグアイ投資協定について、交渉の早期妥結を目指す旨を日パラグアイ首脳会談（12 月）において確認した。
３　日コロンビア租税条約について、12 月に署名した。
日アルゼンチン租税条約について、首脳会談（12 月）において実質合意を発表した。
日ペルー租税条約について、５月に東京で第１回交渉を開催した。
日エクアドル租税条約について、平成 31 年１月に署名した。
日ウルグアイ租税条約について、第１回交渉を平成 31 年４月に東京で開催することを決定した。
４　安倍総理大臣は、メルコスールのメンバー国（ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ及びパラグアイ）との間で首脳会談を行い、更なる経済関係強化について確認した。また、上記のとおり、太平洋同盟諸国（コロンビア及びペルー）との間においても租税条約締結に向け取組を進めた。

令和元年度目標
１　日コロンビア EPA 交渉の実質合意を目指す。
２　日パラグアイ投資協定交渉の早期妥結を目指す。
３　日アルゼンチン租税条約の早期署名、日ペルー租税条約及び日ウルグアイ租税条約交渉の早期妥結を目指す。
４　メルコスール諸国や南米の太平洋同盟諸国との経済関係の一層の強化を目指す。

施策の進捗状況・実績
１　日コロンビア EPA 交渉について、交渉妥結に向けた協議等を実施した。
２　日パラグアイ投資協定について、第２回交渉会合の実施について調整した。
３　日アルゼンチン租税条約について、６月に署名した。
日ペルー租税条約について、11 月に署名した。
日ウルグアイ租税条約について、９月に署名した。
４　安倍総理大臣は、メルコスールのメンバー国であるブラジル及びアルゼンチンとの間で首脳会談を行い、経済関係強化に向けた施策について協議した。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標２－２　南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化　＊

中期目標（--年度）
二国間、多国間の双方の機会を活用した、我が国の立場の説明、支持の拡大を引き続き進めていく。

平成 29 年度目標
１　南米各国との間で、要人往来を始め様々なレベルの往来や接触の機会を通して、政治・文化等の幅広い分野での関係緊密化を図る。
２　環境・気候変動、北朝鮮問題、安保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題及び我が国を取り巻く東アジア地域の安全保障環境等について、我が国の立場に対する支持を働きかけるとともに、これら問題に対して協働して取り組むべく国際社会での協力関係を強化する。
３　招へい事業等を通じ、南米各国の日系社会との連携を強化するための取組を進める。

施策の進捗状況・実績
１　南米諸国から、ラコトゥール・コロンビア商工観光相（５月）、マクリ・アルゼンチン大統領（５月）、エスピノサ・チリ下院議長（９月）、フレイ・チリ元大統領（10 月）、グティエレス・コロンビア・メデジン市長（10 月）、カンパナ・エクアドル貿易相（12 月）、バチェレ・チリ大統領（平成 30 年２月）、レオン・エクアドル通信情報社会相等が訪日し、日本からは、麻生副総理がブラジル（４月）、薗浦外務副大臣がブラジル、パラグアイ、アルゼンチン及びコロンビア（４～５月）、西村特派大使がエクアドル（５月）、武井外務大臣政務官がボリビア（７月）、高村自民党副総裁がペルー（８月）、川端衆議院副議長がブラジル及びアルゼンチン（８月）、岡本外務大臣政務官がブラジル、パラグアイ及びウルグアイ（８～９月）並びにアルゼンチン（12 月）,佐藤外務副大臣がエクアドル（平成 30 年１月）、堀井巌外務大臣政務官がペルー及びブラジル（平成 30 年２月）、日チリ友好議員連盟（衆議院公式派遣）（９月）及び塩谷特派大使がチリ（平成 30 年３月）を訪問等、多くの要人往来が行われた。これらの機会を捉え、政治・経済等の幅広い分野で緊密な連携強化を図るとともに、大阪万博を始めとする国際選挙の支持要請をハイレベルから行った。文化面では、要人往来の際に文化、

スポーツ、教育等を通じた交流強化に向けた協力を確認した。
2　国連安保理改革、核軍縮・不拡散問題、環境・気候変動問題、アジア地域の安全保障、北朝鮮の人権問題等の国際的な課題について、政務レベルの中南米訪問の機会を捉え、積極的に先方ハイレベルに日本の立場等を働きかけるとともに、アルゼンチン（５月）、ペルー（11 月）及びチリ（平成 30 年２月）との間で行われた首脳会談においても北朝鮮問題や地球規模の課題に対する協力を確認し、一定の成果を得た。
3　「次世代日系人指導者会議」招へいでは８名、「対外発信強化のための中南米日系人招へい事業」では 20 名の中南米日系人を招へいし、官房副長官表敬や外務省による我が国外交政策の概要説明、各界有識者による講演及び様々な視察等を通して対日理解を促進し、連携を強化した。また、「JUNTOS!!中南米対日理解促進交流プログラム」のスキームで「日本祭り招へい」を実施し、現地で活躍する日本祭り関係者を招へいし、現地での日本祭りの運営向上に向けた視察や我が国政府関係者との意見交換等研修を行った。同スキームの派遣事業では、在日ブラジル人の支援事業に携わる学生などをブラジルに派遣し、現地日系社会や関係者間のネットワーク構築を促進した。さらに、平成 29 年３月に立ち上げた「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会」において、自治体、経済界、関連団体からの有識者委員の出席の下、世代交代が進む中南米日系社会との連携について検討、５回にわたって討議を行い、最終的に５月に報告書が外務大臣宛てに提出された。また、官房副長官の下で行われる中南米経済・文化交流促進会議（５月、10 月、平成 30 年３月に実施）において、中南米日系社会との連携強化策について取り上げ、各省と協力しながら連携強化の取組を進めた。

平成 30 年度目標
1　南米各国との間で、様々なレベルの要人往来を通して、政治・文化等の幅広い分野での関係緊密化を図る。
2　環境・気候変動、北朝鮮問題、国連安保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題及び我が国を取り巻く東アジア地域の安全保障環境等について、我が国の立場に対する支持を働きかけるとともに、これら問題に対して協働して取り組むべく国際社会での協力関係を強化する。
3　招へい事業等を通じ、南米各国の日系人との連携を強化するための取組を進める。

施策の進捗状況・実績
1　南米諸国から、ヌネス・ブラジル外相（５月）、モレノ・エクアドル大統領（９月）、アンプエロ・チリ外相（９月）、トルヒーヨ・ペルー運輸通信相（10 月）、トゥルヒージョ・コロンビア外相（12 月）等が訪日し、日本からは、安倍総理大臣がアルゼンチン、ウルグアイ及びパラグアイ（12 月）、河野外務大臣がブラジル及びアルゼンチン（５月）並びにペルー、エクアドル及びコロンビア（８月）、谷公一特派大使がパラグアイ（８月）、山口俊一特派大使がコロンビア（８月）、山口泰明特派大使がブラジル（平成 31 年１月）、佐藤外務副大臣がボリビア（９月）並びにブラジル及びチリ（平成 31 年１月）を訪問するなど、多くの要人往来が行われた。これらの機会を捉え、政治・経済等の幅広い分野で緊密な連携強化を図るとともに、大阪万博誘致や国際選挙の支持要請をハイレベルから行った。また、文化、スポーツ、教育等を通じた交流強化に向けた協力を確認した。
2　国連安保理改革、核軍縮・不拡散問題、環境・気候変動問題、アジア地域の安全保障、北朝鮮の人権問題等の国際的な課題について、政務レベルの南米訪問の機会を捉え、積極的に先方ハイレベルに対し、日本の立場等への理解を働きかけるとともに、エクアドル（９月）、チリ（11 月）、アルゼンチン（12 月）、ウルグアイ（12 月）、パラグアイ（12 月）、ブラジル（平成 31 年１月）との間で行われた首脳会談でも北朝鮮問題や地球規模の課題に対する協力を確認した。
3　「次世代日系人指導者会議」招へい、「対外発信強化のための中南米日系人招へい事業」ではそれぞれ 15 名の中南米日系人を招へいし、官房副長官表敬や外務省による我が国外交政策の説明、各界有識者による講演及び様々な視察等を通じて対日理解を促進し、連携を強化した。また、前者の招へいに合わせて、JICA との共催で「中南米日系社会ネクスト・リーダーズ・フォーラム」を開催し、日系社会関係者や有識者等との間で日系社会との連携に関する理解を深めた。さらに、「JUNTOS!!中南米対日理解促進交流プログラム」のスキームで「在日日系人支援者招へい」を実施し、各国・地域で日本から帰国した日系人の生活支援に関心を有する人材を招へいし、在日日系人を中心とする外国人居住者への支援団体との意見交換等を行った。なお、同スキームの派遣事業では、在日ブラジル人の支援事業に携わる学生などをブラジルに派遣し、現地日系社会や関係者間のネットワーク構築を促進した。現地日系ネットワーク支援事業において、中南米各国で「新世代」の日系人の発案・企画案を受け、日系アイデンティティ形成セミナーやビジネスマッチングイベント等を在外公館が日系人と協働して実施した。日系社会実相調査事業において、アルゼンチン、メキシコ及びキューバで、日系人の各国における生活、社会活動、社会的進出状況や「日系」アイデンティティ、対日感情、日系団体・

行事への参画・参加・関心等の調査を実施した。

令和元年度目標

1　南米各国との間で、様々なレベルの要人往来を通じて、政治・文化等の幅広い分野での関係緊密化を図る。
2　環境・気候変動、北朝鮮問題、国連安保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題及び我が国を取り巻く東アジア地域の安全保障環境等について、我が国の立場に対する支持を働きかけるとともに、これら問題に対して協働して取り組むべく国際社会での協力関係を強化する。
3　招へい事業等を通じ、南米各国の日系人との連携を強化するための取組を進める。

施策の進捗状況・実績

1　南米諸国から、マクリ・アルゼンチン大統領（６月）、ボルソナーロ・ブラジル大統領（６月及び10月）、ピニェラ・チリ大統領（６月）、アラウージョ・ブラジル外相（10月）、トゥルヒージョ・コロンビア外相（10月）、フォリー・アルゼンチン外相（11月）及びリベラ・チリ外相（11月）が訪日し、日本からは、辻外務大臣政務官がパラグアイ（４月）、ブラジル（４月）、ペルー（４月）及びチリ（５月）、尾身外務大臣政務官がコロンビア（10月）、パラグアイ（12月）及びブラジル（12月）、鈴木外務副大臣がブラジル（令和２年２月）、山本特派大使がアルゼンチン（12月）、河村特派大使がウルグアイ（令和２年３月）を訪問するなど、多くの政府要人の往来が行われた。これらの機会を捉え、二国間関係の強化、国際社会における協力関係の推進を確認しつつ、国際選挙の支持要請を実施したほか、開発協力等、我が国の支援等に関する広報を行った。また、文化、スポーツ、教育等を通じた交流強化に向けた協力を確認した。さらに、眞子内親王殿下が日本人移住120周年に際し、ペルー及びボリビアを御訪問した。
2　国連安保理改革、核軍縮・不拡散問題、環境・気候変動問題、アジア地域の安全保障、北朝鮮の人権問題等の国際的な課題について、政務レベルの南米訪問の機会を捉え、積極的に先方政府要人に対し、日本の立場等への理解を働きかけるとともに、アルゼンチン（６月）、チリ（８月）及びブラジル（６月及び10月）との間で行われた首脳会談でも北朝鮮問題や地球規模の課題に対する協力を確認した。
3　「次世代日系人指導者会議」で15名、「対外発信強化のための中南米日系人招へい事業」で13名の中南米日系人を招へいし、官房副長官表敬や外務省による我が国外交政策の説明、各界有識者による講演及び様々な視察等を通じて対日理解を促進し、連携を強化した。なお、同スキームの派遣事業では、在日ブラジル人の支援事業に携わる学生６名をブラジルに派遣し、現地日系社会や関係者間のネットワーク構築を促進した。また、現地日系ネットワーク支援事業において、中南米各国で「新世代」の日系人の発案・企画案を受け、日系アイデンティティ形成セミナーやビジネスマッチングイベント等を在外公館が日系人と協働して実施したほか、既存の日系団体の活動に参加しない新世代の日系人の実相に関する日系社会実相調査事業をブラジルにおいて実施し、社会活動、社会進出状況や日系アイデンティティ、対日感情、日系団体・行事への参画・参加状況や関心等を把握するための調査を実施した。特に実相調査では、新世代の多くが日本語や日本文化に接する機会が減少しているが、日系としてのアイデンティティは依然として持ち続けていることが判明するなど興味深い結果が判明した。さらに、サンフランシスコで実施された第20回パンアメリカン日系人大会（COPANI）に中南米日系社会連携担当大使を派遣し、サンパウロで開催された日系国際スポーツ親善大会（CONFRA）にも鈴木外務副大臣が出席することで、北中南米日系人に日本政府のプレゼンスを示すと同時に、意見交換を実施することで、連携強化を図った。

平成29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標２－３　南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組の進展　＊

中期目標（--年度）

南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に関し、様々な対話の機会を通じて、両国間の連携を深めていく。

平成29年度目標

1　発効済の日・ブラジル受刑者移送条約について、要請のある個別案件につき、円滑な運用を行う。特に、法務省と連携して手続の加速化を目指す。
2　引き続き国外犯処罰案件の適切なフォローを行い、逃亡犯罪人に対する適切な処罰が確保され、ま

た、関係者が迅速に状況を把握できることを確保する。

施策の進捗状況・実績

1　引き続き、移送されることについて自己の関心の表明があったブラジル人受刑者のブラジルへの移送の実現に向け、法務省及びブラジル司法当局等と緊密に連携し、必要文書等のやり取りを進め、平成30年度下半期のブラジルへの初の移送の実現に向けた調整を行った。
2　在ブラジル在外公館等において、連邦警察、連邦検察等と円滑な関係を維持し、迅速な情報収集体制の維持、強化に引き続き努めた。

平成30年度目標

1　発効済の日・ブラジル受刑者移送条約について、要請のある個別案件につき、法務省との連携の下、円滑な運用を行う。
2　引き続き国外犯処罰案件の適切なフォローを行い、逃亡犯罪人に対する適切な処罰が確保され、また、関係者が迅速に状況を把握できることを確保する。

施策の進捗状況・実績

1　引き続き、移送されることについて自己の関心の表明があったブラジル人受刑者のブラジルへの移送の実現に向け、法務省及びブラジル司法当局等と緊密に連携し、必要文書等のやり取りを進め、ブラジルへの初の移送の実現に向けた調整を行った。
2　ブラジルやペルーを始めとする在外公館において、現地の警察、検察等と円滑な関係を維持し、迅速な情報収集体制の維持、強化に引き続き努めた。

令和元年度目標

1　発効済の日・ブラジル受刑者移送条約について、要請のある個別案件につき、法務省との連携の下、円滑な運用を行う。
2　引き続き国外犯処罰案件の適切なフォローを行い、逃亡犯罪人に対する適切な処罰が確保され、また、関係者が迅速に状況を把握できることを確保する。

施策の進捗状況・実績

1　引き続き、移送されることについて自己の関心の表明があったブラジル人受刑者のブラジルへの移送の実現に向け、法務省及びブラジル司法当局等と緊密に連携し、必要文書等のやり取りを進め、ブラジルへの初の移送の実現に向けた調整を行った。
2　ブラジルやペルーを始めとする在外公館において、現地の警察、検察等と円滑な関係を維持し、迅速な情報収集体制の維持、強化に引き続き努めた。
3　日・ブラジル受刑者移送条約に基づき、ブラジル人受刑者のブラジルへの移送を２件行った。

平成29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標２－４　南米諸国との政務レベル同士の会談実施数

我が国及び相手国とも政務レベル以上	中期目標値	平成29年度		平成30年度		令和元年度		平成29･30･令和元年度目標の達成状況
	--年度	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	
	－	10	35	30	31	30	25	b

参考指標：日・南米諸国間貿易額　（単位：億円）

（出典：財務省統計）	実績値			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	25,419	31,502	31,282	31,612

評価結果（個別分野２）

施策の分析

【測定指標２－１　南米諸国との経済関係強化の進展　＊】

1　平成 29 年度から令和元年度にかけて、鋭意交渉を行った結果、アルゼンチン、エクアドル、コロンビア、ペルー及びウルグアイとの租税条約交渉及びアルゼンチンとの投資協定交渉が終了した。また、メルコスール、太平洋同盟加盟国との間では、活発な政府要人の往来等の効果もあり、経済関係が深化したことにより、進出日系企業数の増加につながった（アルゼンチン 100 社→102 社、ウルグアイ 22 社→22 社、コロンビア 90 社→100 社、チリ 100 社→105 社、パラグアイ 233 社→279 社、ブラジル 707 社→699 社、ペルー72 社→75 社）。

2　日コロンビア EPA に関しては、平成 30 年８月にドゥケ大統領が就任した後、コロンビア政府の自由貿易協定に対する姿勢が明確になるまで交渉が停滞した時期もあったものの、関係者間で日コロンビア EPA 交渉の継続に係る意思が確認されて以降、特に令和元年度は大きく交渉が進展している。コロンビアへの進出日系企業数は 100 社を超えており、日コロンビア EPA の重要性が増す中、交渉の進展は引き続き重要である。（平成 29・30・令和元年度：南米諸国との協力強化（達成手段①））

【測定指標２－２　南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化　＊】

1　南米各国との間では、鋭意、政府要人の往来を実施したことにより、二国間関係を強化するとともに、環境・気候変動、北朝鮮問題、国連安保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題及び我が国を取り巻く東アジア地域の安全保障環境等について、我が国の立場に対する支持獲得、国際社会での協力関係構築につながった。

　また、招へい事業等を通じ、南米各国の日系人との連携を強化したことにより、パンアメリカン大会（COPANI）や日系国際スポーツ親善大会（CONFRA）が日系人主体で実施されることにつながり、日系ネットワーク構築にも貢献した。

2　南米地域は日本から距離的に離れているため、政府要人の訪日機会も限られていることから、招へいスキーム等を利用していく必要があり、南米地域での国際会議開催等がない年であっても、我が国政府要人の継続的な南米訪問を実現するため、機会の創出を積極的に行う必要がある。また、南米各国の日系人との連携強化に当たっては、招へい事業等を通じ着実に成果をあげている一方、日系社会での取組の経験や成功例の共有という観点から、国や地域の枠を超えた日系ネットワークの形成をより促進することが重要である。さらに、現地日系ネットワーク形成支援事業による国際的な日系ネットワークの形成支援や、招へい事業で北米日系人との交流機会を設けるなど、更なる交流機会の創出による一層の取組強化が必要と考えられる。（平成 29・30・令和元年度：南米諸国との協力強化（達成手段①）、中南米日系人を通じた対外発信強化（達成手段②）、平成 30・令和元年度：現地日系ネットワーク形成支援事業（達成手段③）、日系社会実相調査（達成手段④））

【測定指標２－３　南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組の進展　＊】

1　日・ブラジル受刑者移送条約発効後、４年が経過し、法務省及びブラジル司法当局等と緊密な連携を行ってきたことにより、よりスムーズで精確な受刑者移送手続が行われている。受刑者移送は膨大な資料のやり取りが数次にわたり行われるため、このような経験の蓄積は重要である。

2　国外犯処罰案件についても、関係在外公館を通じ、現地警察、検察等との円滑な関係の維持、迅速な情報収集体制の維持・強化を粘り強く行ったことにより、スムーズな国外犯処罰のための環境が醸成された。（平成 29・30・令和元年度：南米諸国との協力強化（達成手段①））

【測定指標２－４　南米諸国との政務レベル同士の会談実施数】

1　政務レベルの会談数については、国際会議、多国間フォーラムの場で、政府要人との接触機会を確保できるように働きかけたことが、会談数増加につながり、３年度中、２年度で目標数を達成した。

2　令和元年度は、チリ APEC が中止になった影響で、会談数が押さえられているものの、副大臣・大臣政務官の訪問、特派大使の派遣等の機会を捉え、相手国政府要人との会談を積極的に行った。（平成 29・30・令和元年度：南米諸国との協力強化（達成手段①））

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

　南米諸国は、我が国と民主主義、人権尊重、法の支配、市場経済といった基本的価値観を共有しており、また、世界最大の日系人社会を有する地域でもあることから、我が国と二国間及び国際社会両面で伝統的に友好協力関係を維持してきている。このような南米諸国との関係強化・理解促進は我が国の国益にも合致する。平成 30 年に、日・アルゼンチン外交関係樹立 120 周年閉幕式における安倍総理大臣スピーチの中で言及された日・中南米連結強化構想は、経済・価値・知恵の連結強化を通じ、中南米諸国との協力関係を、地域及び世界の課題解決のパートナーシップへと前進させることを掲げており、南

米諸国との経済関係の強化、地球規模課題への対応を含む国際社会における協力関係強化を掲げた施策目標は妥当と考える。また、南米出身の在日外国人をめぐる諸問題への対処は、日本と南米各国の間の懸案を取り除き、安定した関係を築くために必要である。今後とも３つの目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

２－１　南米諸国との経済関係強化の進展　＊

上記の「施策の分析」のとおり、租税条約、投資協定の締結が着実に進んでいるほか、日系企業からの関心も大きいメルコスール、太平洋同盟諸国との間でも、経済関係強化に向けた政府要人との対話が行われている。そうした中、近年は南米諸国への日系企業の進出が一層進んでいるところ、適切な日系企業支援のため、現地での日系企業の動向・要望を把握するとともに、南米諸国のビジネス環境に対する理解を深めるなど、支援体制強化に向けた取組を行う。また、日コロンビア EPA については、交渉開始から７年以上が経過しているところ、実質合意に向けた交渉を加速化させる必要がある。

２－２　南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化　＊

上記の「施策の分析」のとおり、平成 29 年度から令和元年度にかけては多くの政府要人の往来が実現し、国連安保理改革、核軍縮・不拡散問題、環境・気候変動問題、アジア地域の安全保障、北朝鮮の人権問題等の国際的な課題を協議することができた。今後３年間も、政府要人の往来を始めとした人的交流の活発化を通じた関係強化を図る。一方、首脳・外相レベルの訪日が数年間実現していない国もあるため、令和２年度から令和４年度にかけては、招へいスキームの活用等により、そうした国からの訪問を実現させるべく取り組むとともに、国際会議や多国間フォーラムの場を捉え、各国政府要人との接触を維持することを目標とする。

また、世代交代が進む日系人との関係を維持・強化すべく、令和２年度以降も、招へい事業等を通して、国や地域の枠を超えた日系ネットワークの形成促進を強化する。

２－３　南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組の進展　＊

上記の「施策の分析」のとおり、日・ブラジル受刑者移送条約発効後、４年が経過し、法務省及びブラジル司法当局等と緊密な連携を行ってきたことにより、よりスムーズで精確な受刑者移送手続が行われている。一方、受刑者移送は膨大な資料のやりとりが数次にわたり行われるため、今後、更に迅速な手続が求められることから、引き続き、関係機関との緊密な連携を図っていく。また、国外犯処罰案件についても、関係在外公館を通じ、現地警察、検察等との円滑な関係の維持、迅速な情報収集体制の維持・強化を粘り強く行ったことにより、スムーズな国外犯処罰のための環境が醸成された。今後は、こうした環境を活用しつつ、案件の早期解決に努める必要があるところ、引き続き在日外国人をめぐる諸問題への取組を進める。

２－４　南米諸国との政務レベル同士の会談実施数

南米諸国との関係においては、首脳・外相といった政府ハイレベルによる働きかけが関係強化及び諸問題への対応において特に重要であるところ、各種国際会議等の機会等も捉え、できる限り多くの首脳・外相会談が実現するよう、引き続き追求していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

日・アルゼンチン租税条約の署名（令和元年６月 27 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007566.html）

日・ウルグアイ租税条約の署名（令和元年９月 13 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007833.html）

日・ペルー租税条約の署名（令和元年 11 月 19 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008017.html）

日・アルゼンチン首脳会談（令和元年６月 27 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/ar/page3_002793.html）

日・ブラジル首脳会談（令和元年６月 29 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/br/page1_000839.html）

日・チリ首脳会談（令和元年８月 25 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/cl/page4_005204.html）

日・コロンビア外相会談（令和元年 10 月 21 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007942.html）
日・ブラジル外相会談（令和元年 10 月 23 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007946.html）
日・アルゼンチン外相会談（令和元年 11 月 22 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008037.html）
日チリ外相会談（令和元年 11 月 22 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008038.html）
辻外務大臣政務官のパラグアイ訪問（平成 31 年３月 31 日～４月１日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/py/page3_002735.html）
辻外務大臣政務官のブラジル訪問（平成 31 年４月１日～４月２日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/br/page3_002731.html）
辻外務大臣政務官のペルー訪問（平成 31 年４月３日～４日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/pe/page3_002730.html）
辻外務大臣政務官のチリ訪問（令和元年５月 16 日～18 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/cl/page1_000801.html）
尾身外務大臣政務官のコロンビア訪問（令和元年 10 月 19 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/co/page3_002922.html）
山本特派大使のアルゼンチン大統領就任式出席（令和元年 12 月８日～12 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/ar/page3_003001.html）
尾身政外務大臣務官のパラグアイ及びブラジル訪問（令和元年 12 月 18 日～21 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/page4_005529.html）
鈴木外務副大臣のブラジル訪問（令和２年２月 14 日～15 日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/page3_002806.html）
河村特派大使のウルグアイ大統領就任式出席（令和２年３月１日～２日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/uy/page24_001003.html）
中南米次世代日系人指導者一行による西村内閣官房副長官表敬（令和元年 10 月４日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/page4_005339.html）

施策Ⅰ－４　欧州地域外交

令和２年度政策評価書

（外務省１－Ｉ－４）

施策名（※）	欧州地域外交
施策目標	平和で安全な国際社会の維持に寄与し、良好な国際環境の整備を図るため、以下を達成する。 １　基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との関係を総合的に強化する。 ２　西欧諸国との間での対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済を始めとする関係を維持・強化するとともに、共通の課題に関する協力関係を継続・促進する。 ３　中・東欧諸国との間での対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済を始めとする関係を維持・強化するとともに、共通の課題に関する協力関係を継続・促進する。 ４　領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させる。Ｇ７の連帯を重視しつつ、ウクライナ、北朝鮮、テロ、シリア等、国際社会が直面する様々な問題について、ロシアの建設的関与を促す。 ５　中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化するとともに、中央アジア地域内協力を促進する。

施策の予算額・執行額等	区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	1,207	2,553	1,444	1,414
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	1,207	2,553	1,444	
	執行額(百万円)		1,181	2,256	1,313	

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」（「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」）及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果（注１）			
	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）相当程度進展あり（Ｂ）	（判断根拠） 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。
	測定指標の平成29・30・令和元年度目標の達成状況（注２）	個別分野１　欧州地域との総合的な関係強化	
		＊１－１　欧州地域との政治的な対話・協力の進展	a
		１－２　安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化	b
		＊１－３　欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展	b
		１－４　欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進	b
		１－５　欧州地域との協議、対話等の進展	b
		個別分野２　西欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進	
		＊２－１　政府間対話の進展	b
		＊２－２　二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展	b
		２－３　民間の人的・知的交流の進展	b
		２－４　西欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）	b
		個別分野３　中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進	
		＊３－１　政府間対話の進展	b
		＊３－２　二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展	b
		３－３　民間の人的・知的交流の進展	b
		３－４　中・東欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）	b
		個別分野４　ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展	

		＊４－１　政治対話の深化	b
		＊４－２　平和条約交渉	b
		＊４－３　貿易経済分野における協力	b
		４－４　国際社会における協力	b
		４－５　防衛・治安分野における関係の発展	b
		＊４－６　文化・国民間交流の進展	b
		個別分野５　中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化	
		＊５－１　各国との対話・交流等の進展	b
		＊５－２　「中央アジア＋日本」対話の進展	b
		５－３　中央アジア・コーカサス諸国との間でのハイレベル協議数（政務レベル以上）	a

（注１）評価結果については、各個別分野の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

（注２）「測定指標の平成29･30･令和元年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び平成29･30･令和元年度目標の達成状況を列挙した。「＊」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	（外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見） ・NATOとの関係では、サイバー分野、海洋安全保障分野での協力を深め、各種演習に参加するなど、日・NATOの広範な安全保障協力に着実な進展がみられる。 ・英国のEU離脱を見据え「日英共同ビジョン声明」を発出し、経済的パートナーシップの構築を含む経済関係や安全保障協力等幅広い分野での協力強化に一致したことは高く評価される。また英国のインド太平洋への関心を慫慂し、安全保障・防衛分野での協力を深めたことも重要な成果である。 ・ロシアとの幅広い分野における協力の推進では、首脳・外相会談が積極的に開催され、広範な政治・経済・防衛協力を進捗させたことは、日本外交の戦略基盤の強化に寄与した。他方で、日露平和条約交渉においては、北方領土交渉問題解決のための環境整備に資する事業は積極的に取り組んだものの、交渉自体の進捗はみられない。 ・EUとの関係は歴史的にみても最良の水準にあり、自己評価aも十分に首肯しうる。 ・「基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との関係を総合的に強化する」目標は、他の地域における不安定要素に鑑みると確かに妥当なものであり、EPA･SPAなどの合意文書がもたらす潜在力を創造的に引き出していっそう具体化していくことが求められよう。 ・日欧政策対話をはじめ、知識人交流も充実してきており、欧州の知的土壌に照らしたとき、高い評価に値すると考える。 ・ロシアについては、首脳会談や外相会談、それらに伴う膨大な量の時間やエネルギーをかけた末、領土や平和条約交渉が進んでいない事実は、残念ならが認めざるを得ず、様々な周辺的施策の蓄積にもかかわらず、自己評価Ｂはやや甘い印象。

担当部局名	欧州局	政策評価実施時期	令和２年９月

個別分野１　欧州地域との総合的な関係強化

施策の概要

１　欧州地域との政治的対話及びアジア・欧州間の対話・協力を継続・促進する。
２　安全保障に関連する国際機関との連携を継続・強化する。
３　欧州各国との社会保障協定、租税条約及び航空協定等の締結・改正協議を継続する。
４　招へい、派遣やセミナーの開催等、欧州への対外発信を通じ、多様なチャネルの人的関係を構築・強化し、欧州における対日理解を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）
・未来投資戦略 2018（平成 30 年６月 15 日）
　第２．Ⅱ　［３］（３）ⅱ）②ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築　ウ）租税条約

測定指標１－１　欧州地域との政治的な対話・協力の進展　＊

中期目標（--年度）

基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、良好な国際環境の整備に資するため、EU 及びその関連国際機関との協力関係を強化する。特に、令和元年 10 月 31 日が期限となる英国の EU 離脱プロセスの進展を注視しつつ、我が国の立場を働きかける。

平成 29 年度目標

１　EU との関係では、関連省庁・部局と連携し、以下を実施する。
（１）日 EU 定期首脳協議の実施を始めとした政治対話を成功裏に実施する。同対話の場で双方が達成を確認できるよう、日 EU 間の主要課題、懸案事項について EU 側と緊密な意思疎通を行う。英国の EU 離脱に関し我が国の立場や要望事項（離脱における予見可能性・透明性の担保）を EU 側にも働きかける。
（２）日 EU・EPA の大枠合意に向けた交渉と並行して、日 EU 戦略的パートナーシップ協定（SPA）交渉の早期妥結に向け、上記（１）での政治対話の場で大枠合意できるよう、実務者会合にて協議を重ね、残る論点について進展を図る。開発協力における日 EU 連携、EU の CSDP（共通安全保障防衛政策）との連携強化等の具体的な協力が進展するよう努める。
２　アジア・欧州間の対話・協力においては、ASEM 第 13 回外相会合等への参加、アジア欧州財団（ASEF）との継続的な協力等を通じ、両地域間の協力と理解の増進のために、引き続き積極的に関与していく。
３　アジアで唯一のオブザーバー国として欧州評議会（CoE）の各種会合への参加や財政支援により日 CoE 関係の強化を一層推進する。

施策の進捗状況・実績

１　EU との関係
（１）EU との関係では、第 24 回日 EU 定期首脳協議（７月）を含め、首脳会談を２回（右に加え５月のＧ７タオルミーナ・サミット）、外相会談を２回（４月及び９月）実施し、このほかにも様々なレベルにおいて広範な分野に関して着実に政治対話を実施した。これらの会談の中で、アジア及び欧州等における地域情勢、グローバルな課題への対応につき緊密な意見交換を行った。英国の EU 離脱に関しては、国際社会の平和と安定、世界経済、企業活動等に様々な影響が生じ得ることを踏まえ、透明性及び予見可能性に配慮するよう要請した。さらに、９月には、北朝鮮の核実験を受け、日 EU 外相電話会談を行い、北朝鮮問題に関して日 EU で緊密に連携していくことで一致した。
（２）日 EU・EPA 及び SPA について、７月の第 24 回日 EU 定期首脳協議の際に大枠合意し、EPA 交渉については 12 月、SPA 交渉については平成 30 年２月に合意した。
２　アジア・欧州間の対話・協力
　平成 29 年度は、11 月に実施された ASEM 第 13 回外相会合及びその準備会合である計３回の高級実務者会合が開催され、外相会合には中根外務副大臣が出席した。今次 ASEM 外相会合ではアジアと欧州の連結性が大きなテーマとなり、日本政府は、連結性に係る作業部会のアジア側共同議長を中国と共に務めた。また、アジア欧州財団のインフルエンザ対策事業の枠組みにおいて、平成 29 年度中に韓国（６月）及びベトナム（９月）でリスク・コミュニケーションに係るセミナーを共催したほか、ジャカルタでは観光に関するセミナーを共催し、インフラ面での議論のみならず人的交流面や危機管理面でも ASEM の連結性に係る議論に貢献した。また、安全保障面においても、厳しさを増すアジア

の安全保障環境を踏まえ、ASEMにおける北朝鮮等の重大な地域情勢に関する議論を主導した。
3　CoEとの関係
CoEとの関係では、ウクライナ国内避難民（IDP）支援のためのサマースクール（８月、於：同国西部）、IDP支援国際フォーラム（10月、於：キエフ）、及び外国から資金提供を受けるNGO等組織に関する国際基準策定について議論するラウンドテーブル（10月、於：ヴェネツィア）に対し財政支援を行った。

平成30年度目標
1　EUとの関係では、関係省庁・部局と連携し、以下を実施する。
（1）日EU首脳協議の実施を始めとした政治対話を成功裏に実施する。同対話の場で双方が達成を確認できるよう、日EU間の主要課題、懸案事項についてEU側と緊密な意思疎通を行う。英国のEU離脱に関し、我が国の立場を適切な形で英、EU双方に働きかける。
（2）日EU・SPAの早期署名・締結に向け、事務レベルでの調整を行う。開発、安全保障等の分野において具体的な協力が進展するよう努める。
2　アジア・欧州間の対話・協力においては、ASEM第12回首脳会合等への参加、アジア欧州財団（ASEF）との継続的な協力等を通じ、両地域間の協力と理解の増進や、現在ASEMにおいて課題となっている連結性強化のために、引き続き積極的に関与していく。

施策の進捗状況・実績
1　EUとの関係
（1）安倍総理大臣は、7月の定期首脳協議のほか、10月のブリュッセル（ベルギー）における第12回ASEM首脳会合、11月のブエノスアイレス（アルゼンチン）におけるＧ20サミットの機会に、日EU首脳会談を行い、日EU関係、英国のEU離脱及び世界経済・貿易等につき意見交換を行った。英国のEU離脱については、EU側に対し日系企業や世界経済に与える悪影響が最小限となるよう、プロセスの透明性、予見可能性、及び移行期間の設置による法的安定性の確保を一貫して求めた。このほか、外相間でも緊密な対話が行われ、４月のシリア及び地域の将来の支援に関するブリュッセル会合、８月のASEAN関連外相会議の機会に日EU外相会談を実施したほか、計３回の電話会談を実施した。
（2）日EU・EPAは、平成30年中に日EU間で国内手続完了の相互通告が行われ、平成31年２月１日、発効した。また、外交・安全保障分野を含む幅広い分野の協力関係強化の法的枠組みであるSPAについても同日、暫定的適用が始まり、平成31年３月25日に第１回合同委員会が開催され、持続可能な連結性及び質の高いインフラ、地球規模課題といった優先事項や、データ・セキュリティ等のデジタル経済に関する課題や安全保障政策における協力強化に向けた協議が行われた。
2　アジア・欧州間対話（ASEM）
10月、ブリュッセル（ベルギー）において、第12回首脳会合が開催され、日本からは、安倍総理大臣が出席した。日本が各国と連携して議論をリードした結果、首脳会合で発出された議長声明では、海洋安全保障について国際法に従った紛争の平和的解決の重要性等に言及するとともに、北朝鮮に対し、核及びその他の大量破壊兵器、弾道ミサイル及び関連する計画と施設の、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄（CVID）を求め、首脳間で安保理決議の完全な履行を通じた包括的な問題解決にコミットするなど力強いメッセージが盛り込まれた。また拉致問題については前回の首脳・外相会合に続き明示的に議長声明に言及された。また日本は、インドネシアとの共催によるジャカルタにおける観光シンポジウムの実施（平成31年２月）やアジア欧州財団（ASEF）への拠出金の支出等を通じて、東京にてユニバーサルヘルスカバレッジ（UHC）の枠組みで薬剤耐性菌（AMR）対策を扱うセミナー（５月）を実施するなど、ASEMの活動に貢献した。

令和元年度目標
1　EUとの関係で、関係省庁・部局と連携し、以下を実施する。
（1）日EU定期首脳協議の実施を始めとした政治対話を成功裏に実施する。同対話の場で双方が達成を確認できるよう、日EU間の主要課題、懸案事項についてEU側と緊密な意思疎通を行う。
（2）日EU・SPAの下で、安保理を含む国連の改革や、サイバー、宇宙、運輸、教育、文化、スポーツなど既存の対話枠組みを有する分野における具体的な協力を推進するとともに、安全保障分野等における協力をする。
2　アジア・欧州間の対話・協力においては第14回ASEM外相会合等への参加、アジア欧州財団（ASEF）との継続的な協力を通じ、両地域間の協力と理解の増進や、現在ASEMにおいて課題となっている連結性強化のために、引き続き積極的に関与していく。

施策の進捗状況・実績

1　EUとの関係

安倍総理大臣は、４月の定期首脳協議のほか、９月のニューヨーク（米国）における国連総会及び同月のブリュッセル（ベルギー）における「欧州連結性フォーラム」の機会に日EU首脳会談を行い、日EU関係、G20大阪サミットに向けた連携、WTO改革、英国のEU離脱、世界経済・貿易につき意見交換を行った。英国のEU離脱については、EU側に対し日系企業や世界経済に与える悪影響が最小限となるよう、プロセスの透明性、予見可能性、及び移行期間の設置による法的安定性の確保を一貫して求めた。また、ユンカー前欧州委員会委員長が主催する「欧州連結性フォーラム」に登壇し、戦略的パートナーシップ協定（SPA）を基礎として、連結性、質の高いインフラ等における日EU間協力の促進について基調講演を行い、ユンカー前委員長とともに、「持続可能な連結性及び質の高いインフラに関する日EUパートナーシップ」文書に署名した。このほか、外相間でも緊密な対話が行われ、４月のＧ７外相会合、10月の即位の礼正殿の儀、ASEM外相会合の機会に日EU外相会談を実施した。

２　アジア・欧州間対話（ASEM）

12月、マドリード（スペイン）において、第14回ASEM外相会合が開催され、日本からは、茂木外務大臣が出席した。外相会合で発出された議長声明には、海洋安全保障に関連し、懸念を表明し、不安定化させ緊張を高める行動をとらないよう促し、北朝鮮に対しては、核及びその他の大量破壊兵器、弾道ミサイル及び関連する計画の完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄を要求し、北朝鮮に関する国際安保理決議の完全な履行に対する支持を確認するなど力強いメッセージが盛り込まれた。また、拉致問題については、これまでの首脳・外相会合に続き明示的に議長声明に言及された。さらに、文化・社会面においては、タイとの共催によるバンコクにおける公衆衛生緊急事態のリスク・コミュニケーションに関するハイレベル会合（９月）、アジア欧州財団（ASEF）や上智大学との共催によるクラスルーム・ネットワークの実施（11月）、ASEFへの拠出金支出を通じて模擬ASEMの実施に寄与するなど、ASEMの活動に貢献した。

３　CoEとの関係

CoEとの関係では、サイバー犯罪条約（ブダペスト条約）の普及やサイバー犯罪に対処するための国際協力促進を目的としたオクトパス会合2019（11月、於：ストラスブール（フランス））に対し財政支援を行った。また、同評議会が主催する、民主的ガバナンスに関する対話を目的とした世界民主主義フォーラム（11月、同地）における登壇者を派遣した。

平成29･30･令和元年度目標の達成状況：ａ

測定指標１－２　安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化

中期目標（--年度）

自由・人権・民主主義等の共通の基本的価値を共有する諸国との関係を強化し、国際社会における法の支配を促進するため、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、NATO及びOSCEとの関係を更に強化する。

平成29年度目標

１　NATO

（１）日NATO国別パートナーシップ協力計画（IPCP）に基づき、防衛省等と連携し、以下のとおり具体的な日NATO協力を推進する。

ア　ジェンダーの分野における協力
　NATO本部への要員派遣の継続

イ　新規安全保障課題の分野における協力
　サイバー演習への本参加、サイバー分野における協力強化

ウ　海洋安全保障の分野における協力
　NATO海上司令部(MARCOM)への連絡官派遣の実現

エ　NATOの各種演習への参加

（２）アジアの安保情勢がますます深刻化する中で、アジアにおけるさらなるNATOのプレゼンス強化を図るため、ハイレベルの要人訪日等を実現する。

（３）NATO幹部の招へい等を行い、知見の共有等を目的に日NATO間の人的交流をより深化させる。

２　OSCE

（１）OSCE特別監視団（SMM）への貢献等により日OSCE関係を一層推進する。

（２）OSCEが実施するプロジェクトに対する拠出金により、国際社会の平和と安定に貢献する。

施策の進捗状況・実績

1　NATO

（1）日 NATO 協力

ア　ジェンダーの分野における協力

５月末に NATO 本部で行われた NATO ジェンダー視点委員会年次会合に参加し、各国代表と同分野に係る意見交換を実施した。また、７月から NATO 本部に二代目となる女性自衛官を派遣し、同分野への貢献を継続している。

イ　新規安全保障課題の分野における協力

エストニアにある NATO サイバー防衛協力センター（CCDCOE）への我が国の参加意向表明等、サイバー分野における日 NATO 協力を強化している。

ウ　海洋安全保障の分野における協力

英国にある NATO 海上司令部（MARCOM）への連絡官派遣の意向を表明するとともに、同分野の協力の進展につき事務レベルの議論を継続した。

エ　NATO の各種演習への参加

９月にボスニア・ヘルツェゴビナで実施された人道支援・災害救援の演習に、日本からオブザーバー参加し、同分野での協力を進めた。

（2）ハイレベル要人訪日

７月に安倍総理大臣が NATO 本部を訪問、10 月にはストルテンベルグ NATO 事務総長が訪日し、安倍総理大臣及び河野外務大臣等と会談するなど、ハイレベルによる対話が続いた。NATO 事務総長訪日の際には、日 NATO 間で、北朝鮮の核・弾道ミサイル計画を放棄するよう決定的な圧力を加えるための更なる努力を行うこと及び拉致問題の解決を要求し、南シナ海・東シナ海の状況を懸念する内容の共同プレス声明を発出した。

（3）人的交流の深化

５月には、東京において日 NATO 高級事務レベル協議を開催し、日欧の安全保障政策等に関する意見交換を行ったほか、６月にメルシエ変革連合軍最高司令官が岸外務副大臣を表敬し、日 NATO 間の連携強化及びアジアの地域情勢等について意見交換を行った。

2　OSCE

（1）日 OSCE 関係の推進

４月から OSCE 特別監視団（SMM）（於：ウクライナ）に二代目の専門家として報告官（ウクライナ東部情勢の分析及び報告）を派遣するとともに、４月のアルメニア議会選挙、６月のアルバニア議会選挙及び 10 月のキルギス大統領選挙のための OSCE 選挙監視団に要員をそれぞれ派遣し、OSCE の活動に対する日本の貢献を示した。12 月にはウィーン（オーストリア）で開催された第 24 回 OSCE 外相理事会に中根外務副大臣が出席し、欧米各国の外相級が集まる中、自由で開かれたインド太平洋戦略、北朝鮮の核実験・ミサイル発射問題、ウクライナ情勢、法の支配の貫徹等について発言し、最も歴史あるパートナー国として、OSCE 及び加盟国と共に国際社会の平和と安定に向け取り組む決意を表明し、日本の存在感を示した。平成 30 年２月には、河野外務大臣が日本の外務大臣として初めて OSCE 事務局本部を訪問し、グレミンガーOSCE 事務総長より日本の人的・財政的貢献は OSCE に対する重要な貢献となっており、中央アジアやウクライナ等の安定に寄与しているとの認識が示された。

（2）国際社会の平和と安定への貢献

平成 29 年度は OSCE が実施するアフガニスタン及び中央アジア・コーカサス地域の国境管理等のプロジェクトに拠出し、同地域の平和及び安定に貢献している。

平成 30 年度目標

1　NATO

（1）日 NATO 協力の前提となる日 NATO 国別パートナーシップ協力計画（IPCP）を改定するとともに、IPCP に基づき、防衛省等と連携し、以下のとおり具体的な日 NATO 協力を推進する。

ア　サイバー分野における協力

イ　海洋安全保障分野における協力

ウ　NATO の各種演習への参加

（2）NATO 日本政府代表部を開設し、日 NATO 関係を更に強化する。

（3）知見の共有等を目的に日 NATO 間の人的交流をより深化させる。

2　OSCE

（1）OSCE 特別監視団（SMM）への貢献等により日 OSCE 関係を一層推進する。

（2）OSCE が実施するプロジェクトに対する拠出金により、国際社会の平和と安定に貢献する。

施策の進捗状況・実績

１　NATO

（１）５月、日 NATO 国別パートナーシップ協力計画（IPCP）を改定し、以下の内容を含む優先分野を定めて日 NATO 協力を推進した。

ア　エストニアにある NATO サイバー防衛協力センター（CCDCOE）へ我が国から職員を派遣し、サイバー分野における日 NATO 協力を強化した。

イ　英国にある NATO 海上司令部（MARCOM）への連絡官派遣の手続きを進め、海洋安全保障分野の協力の一環として、８月に海上自衛隊の練習艦と NATO 常設海上部隊との親善訓練等を実施した。

ウ　11 月にエストニアで実施された NATO のサイバーの演習にパートナー国として参加した。

（２）７月、ブリュッセル（ベルギー）に NATO 日本政府代表部を開設し、NATO との協力関係をより円滑にするための体制を整えた。

（３）大量破壊兵器（WMD）やジェンダー分野の会合に有識者等を派遣し、知見の共有を図った。

（４）７月、薗浦総理大臣補佐官が NATO 本部を訪問し、ハイレベルの対話を実施した。

２　OSCE

（１）平成 29 年４月から専門家を派遣しているウクライナの OSCE 特別監視団（SMM）に二代目としてウクライナ東部情勢の分析及び報告を担う報告官を派遣するとともに、10 月のボスニア・ヘルツェゴビナ国政選挙、10 月のジョージア大統領選挙、12 月のアルメニア大統領選挙及び平成 31 年２月のモルドバ議会選挙のそれぞれに、OSCE 選挙監視団要員を派遣して OSCE の活動に貢献した。12 月にはミラノ（イタリア）で開催された第 25 回 OSCE 外相理事会に阿部外務副大臣が出席し、欧米各国の外相級が集まる中、「自由で開かれたインド太平洋」、北朝鮮の核実験・ミサイル発射問題、ウクライナ情勢、法の支配の貫徹等について発言し、最も歴史あるパートナー国として、OSCE 及び加盟国と共に国際社会の平和と安定に向け取り組む決意を表明し、日本の存在感を示した。

（２）テロリスト等の不法移動や違法物質の流入、人身売買などの防止といった人道に対する脅威の低減策を通じて中央アジア・コーカサス地域の平和と安定に寄与するための厳格な国境管理体制を担う人材育成を目的に OSCE が運営するタジキスタンの国境管理スタッフカレッジに補正予算から 9,000 万円を拠出した。

令和元年度目標

１　NATO

（１）日 NATO 協力の前提となる日 NATO 国別パートナーシップ協力計画（IPCP）に基づき、防衛省等と連携し、以下のとおり具体的な日 NATO 協力を推進する。

ア　サイバー分野における協力

イ　海洋安全保障分野における協力

ウ　NATO の各種演習への参加

（２）知見の共有等を目的に日 NATO 間の人的交流をより深化させる。

２　OSCE

（１）アジアパートナー国として、各種会合に出席（一部は主催）する。

（２）OSCE が実施するプロジェクトに対する拠出金により、国際社会の平和と安定に貢献する。

施策の進捗状況・実績

１　NATO

（１）日 NATO 協力

ア　サイバー分野における協力

エストニアにある NATO サイバー防衛協力センター（CCDCOE）への防衛省職員の派遣を通じた協力を進めるとともに、12 月に NATO サイバー演習（Cyber Coallition 2019）に初めて本参加する等、サイバー分野での日 NATO 協力を強化している。

イ　海洋安全保障分野における協力

６月、英国にある NATO 海上司令部（MARCOM）へ連絡官を派遣し、日 NATO 間の協力体制の強化を図った。

ウ　NATO の各種演習への参加

４月、NATO サイバー防衛演習（Locked Shields）のオブザーバー参加、及び 12 月、NATO サイバー演習に初めて本参加し、同分野での協力を進めた。

（２）日 NATO 間の人的交流

６月、英国にある NATO 海上司令部への連絡官派遣を通じた海洋安全保障分野での交流を深化させる

とともに、WMD 関連の会議及びジェンダー関連の会議への出席を通じた同分野の交流を実施した。
２　OSCE
（１）各種会合への出席（一部主催）
ア　９月、アジア共催会議を東京で開催し、OSCE 加盟国及びアジアパートナー国での共通の関心事項であるサイバーセキュリティについて意見交換を実施した。
イ　12 月、OSCE 外相理事会（於：スロバキア）に中谷外務大臣政務官が出席し、アジア及び欧州の両地域の相互依存性の高まりを指摘し、日本の OSCE の貢献を説明するとともに、両地域の共通の課題である「法の支配」「基本的原則の実現」「連結性の強化（質の高いインフラの促進含む）」及び「海洋安全保障の強化の重要性」について言及した。
（２）国際社会の平和と安定への貢献
令和元年度は OSCE が実施するアフガニスタン及び中央アジア・コーカサス地域の国境管理プロジェクトに拠出し、同地域の平和及び安定に貢献している。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標１－３　欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展　＊

中期目標（--年度）
欧州各国との法的枠組みの整備を通じ、欧州各国との関係を強化する。

平成 29 年度目標
１　社会保障協定については、ルクセンブルク及びイタリアとの協定の早期発効に向け、締結手続を進める。チェコ（改正）及びスロバキアについては、早期に国会承認を得、発効に向けて当局間協議等を進める。また、スウェーデン及びフィンランドとの間で交渉会合を実施し、早期妥結を目指す。
２　租税条約（協定）については、スロベニア、ベルギー（改正）、ラトビア及びオーストリア（改正）について、発効に向けての手続を速やかに進める。また、リトアニアについて早期の署名を目指す。エストニア、デンマーク（改正）、スペイン（改正）及びアイスランドについても交渉を進め、早期の妥結及び署名を目指す。
３　乗客予約記録（PNR）協定については、早期の法的枠組みの構築を目指し、EU 及びスイスとの間で協議を進める。
４　航空協定については、スペイン及びポーランドとの航空協定の付表の改正に向け、国土交通省と連携しつつ、早期改正を目指す。また、クロアチア、チェコ及びルクセンブルクとの航空協定については、正式交渉の開始も視野に入れつつ、航空当局間の非公式協議の促進を側面的に支援する。

施策の進捗状況・実績
１　社会保障協定
７月に日フィンランド社会保障協定第１回政府間交渉、10 月に日スウェーデン社会保障協定第３回政府間交渉を実施し、大きな進展が見られた。８月１日、日ルクセンブルク社会保障協定が発効し、日チェコ社会保障協定改正議定書についても、発効に向けた準備が進んでいる。イタリア及びスロバキアとは、協定の早期発効に向けて当局間での調整が進んでいる。
２　租税条約（協定）
目標に挙げていた交渉のうち、５月に、エストニア、デンマーク（改正）、アイスランド、平成 30 年２月にスペイン（改正）について妥結したのに加え、平成 30 年３月にクロアチアとの租税条約交渉も妥結した。エストニア（８月）、デンマーク（10 月）、アイスランド（平成 30 年１月）については署名を経て、７月に署名したリトアニア租税条約と併せて、平成 30 年通常国会に提出した。ラトビア、スロベニアについてはそれぞれ７月と８月に発効した。ベルギー、オーストリアについては所要の国内手続を了し、相手国の国内手続中である。
３　PNR 情報の活用に関する日 EU 間の協力について協議を進めた。スイスについては同国の立場が留保されていたため進展は見られなかった。
４　航空協定
スペイン及びポーランドとの航空協定の付表の改正に関し、ポーランドとは調整を進め、スペインとは内容面で合意に至った。また、クロアチア及びチェコとの航空協定については、第１回正式交渉の開催に向け、６月にそれぞれ当局間非公式協議を実施した。ルクセンブルクとの航空協定については、６月に第２回、10 月に第３回非公式協議を開催し、10 月に当局間での取決めを更新するに至った。

5　航空安全協定（BASA）
　EU との間の航空安全協定（BASA）については、７月にブリュッセルでの非公式協議を経て、11 月に第１回政府間交渉を東京にて、平成 30 年１月に第２回政府間交渉をブリュッセルにて開催した。

平成 30 年度目標
1　社会保障協定
（1）既に交渉を開始しているスウェーデン及びフィンランドとの交渉妥結を目指す。
（2）国会で承認済のチェコ（改正）、スロバキア、イタリアとの協定発効に向けた調整を行う。
2　租税条約（協定）
（1）交渉が妥結しているスペイン（改正）及びクロアチアとの条約の署名準備を進める。
（2）国会に提出したリトアニア、エストニア、デンマーク（改正）及びアイスランドとの条約の早期発効を目指す。
（3）我が方での国内手続が完了したベルギー及びオーストリア（いずれも改正）との条約発効に向け、先方の国内手続を促すべく先方政府と調整する。
3　乗客予約記録(PNR)については、PNR 情報の活用に係る欧州各国との協力について議論を進める。
4　航空協定については、スペインとの航空協定の付表の改正に向け、残る国内手続きを進める。ポーランドとの航空協定の付表の改正については、ポーランドと連携しつつ、引き続き早期改正を目指す。また、クロアチア及びチェコとの航空協定については、締結に向けた正式交渉の早期開催に向け、調整を進める。
5　EU との間の航空安全協定（BASA）については、交渉を進展させ早期の実質合意を目指す。

施策の進捗状況・実績
1　社会保障協定
（1）４月に日スウェーデン社会保障協定の第４回政府間交渉を実施し、実質合意に至った。また、11 月に日フィンランド社会保障協定の第２回政府間交渉を実施した。
（2）日チェコ社会保障協定改正議定書が８月に発効した。スロバキア及びイタリアとの社会保障協定については、早期発効に向けた調整及び協議を継続した。
2　租税条約（協定）
（1）10 月に日スペイン租税条約（改正）及び日クロアチア租税協定の署名を行い、平成 31 年１月通常国会に提出した。
（2）及び（3）８月にリトアニア、９月にエストニア、10 月にオーストリア（改正）及びアイスランド、12 月にデンマーク（改正）、平成 31 年１月にベルギー（改正）との租税条約を発効させた。
3　PNR 情報の活用に関する日 EU 間の協力について協議を進めた。スイスについては同国の立場が留保されていたため進展は見られなかった。
4　航空協定
　スペイン及びポーランドとの航空協定の付表の改正に関し、ポーランドとは内容面で合意に至り、スペインとは 10 月の安倍総理大臣のスペイン訪問時に、署名を行い改正が実現した。また、新規航空協定の締結に向け、11 月にクロアチアとの間で第１回正式交渉を実施し、チェコとの間では緊密に連携しつつ調整を進めた。
5　EU との間の航空安全協定（BASA）については、４月に第３回、６月に第４回、９月に第５回、12 月に第６回の政府間交渉を実施した。

令和元年度目標
1　社会保障協定
（1）フィンランドとの社会保障協定について実質合意し、令和元年度中の署名と国会提出を目指す。実質合意済のスウェーデンとの協定については、早期に署名を行い、国会提出に向けた準備を進める。
（2）スロバキア及びイタリアとの協定について早期発効を目指す。オーストリアとは正式交渉の早期開催に向け、調整を進める。
2　租税条約（協定）については、国会に提出したクロアチアとの協定及びスペインとの条約（改正）の早期発効を目指す。
3　PNR については、EU との協力について議論を進める。
4　航空協定については、ポーランドとの航空協定の付表の改正に向け、残る国内手続きを進める。また、新規航空協定の締結に向け、クロアチアとは早期妥結を目指し、チェコとは正式交渉の早期開催に向け調整を進める。

５　日 EU 航空安全協定（BASA）については、交渉の早期妥結を目指して議論を進める。

施策の進捗状況・実績

１　社会保障協定

（１）スウェーデン及びフィンランドとの協定について、令和元年度中に署名及び国会提出を完了した。

（２）スロバキアとの協定は７月に発効した。イタリアとの協定については、早期発効を目指し、イタリア側と必要な調整を継続した。

（３）オーストリアとは、正式交渉の早期開催に向けた調整を進めた。

２　租税条約（協定）

（１）クロアチアとの協定及びスペインとの条約について、それぞれ５月に国会承認を得て、クロアチアとの協定は９月に発効した。

（２）５月にギリシャ及びフィンランド、11 月にセルビアとの間で政府間交渉を開始し、セルビアとの間では同月に実質合意に至った。

３　PNR については、これまでの働きかけの結果、EU 側において、我が国との間で PNR に係る協定の交渉を行う権限を欧州委員会に付与することが勧告された。

４　航空協定については、７月にクロアチア及びチェコとの間で政府間交渉を実施した。

５　日 EU 航空安全協定（BASA）については、４月に開催された第７回政府間交渉会合の後、必要な調整を経て、７月に実質合意に至った。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標１－４　欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進

中期目標（--年度）

対外発信事業の実施や知的・人的交流の促進を通じて、基本的価値を共有する欧州との間で、国際情勢や地球規模的な課題に対する共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、多様なチャネルでの関係構築・強化を図る。

平成 29 年度目標

１　招へい

（１）政府関係者、有識者及びメディア関係者等の招へいを通じ、対日理解を促進させる。

（２）「MIRAI」プログラム（注）の実施により、欧州等各国から将来有望な学生を日本に招へいし、対日理解を促進させ、知日派・親日派を育成する。

（注）外務省が推進する対日理解促進交流プログラムの一環として欧州各国から訪日招へいするもの。平成 27 年 12 月が初めての実施となり、被招へい者は訪日中及び訪日後に本プログラムでの経験について SNS 等を通じ対外発信することが期待されている。

２　派遣

日本人有識者の欧州派遣を通じ、派遣国の対日理解を促進するとともに、被派遣者の欧州に対する見識を深める。その際、事前広報に一層力を入れ、より多くの聴衆の参加を得られるよう努める。

３　シンポジウム等の開催

欧州全体への影響力を有する各国の主要シンクタンク等との連携によるシンポジウム・セミナー等の実施を通して、日本の政策・立場を発信し、日欧間の相互理解の基盤を構築するとともに、我が国の対欧州政策推進に資する機会とする。

施策の進捗状況・実績

１　招へい

（１）招へい

政府関係者、有識者及びメディア関係者等、計 70 名を招へいし、日本の政府関係者や有識者等との意見交換を通じた対日理解を促すとともに、日欧の関係者間の人脈構築を後押しした。

（２）「MIRAI」プログラム

10 月及び 12 月に欧州各国から計 165 名の大学生・大学院生を、平成 30 年３月に 20 名の若手社会人を招へいし、有識者による講義、日本人学生との交流、企業訪問や行政官との意見交換等を実施した。また、参加者は都内視察のほか、広島や京都において歴史的・文化的施設を訪問し、対日理解促進及び知日派・親日派育成に貢献した。

２　派遣

６名の日本人有識者を講師として、世界的に発信力の高い英仏独を中心とする欧州諸国に派遣した。39 回の講演会に加え、個別の面談などにより、国際秩序、法の支配、日米欧協力、東アジア情勢、アベノミクス等について、日本の政策、取組や貢献、また地域情勢に係る日本の見解等を発信し、欧州での理解を促すとともに、日欧の関係者間の人脈構築を後押しした。また、講演会への参加者を確保するために、早めの広報媒体の準備及び広報を行うべく、講師及び講演先に協力を求めてきたこともあり、全体で 1,500 人以上の聴衆（前年度は同 1,400 人以上）に直接発信することができた。

３　シンポジウム等

欧州では各国のシンクタンク等と協力しながら法の支配に基づく国際秩序などをテーマに 23 件のセミナー等、また日本国内においては、「不確実性」時代における国際秩序と日欧協力をテーマとする日欧有識者によるシンポジウム等を実施した。政府関係者及び我が国及び各国有識者からこれらの課題に対する日本の立場や問題意識に関する発信を行い、基本的価値を共有する日欧が安全保障や法の支配などの観点から協力していくことの重要性について、欧州政策コミュニティの認識を促すことができた。

平成 30 年度目標

１　招へい

（１）欧州の有識者等を招へいし、日本の政府関係者や有識者等との意見交換等を通じて、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

（２）「MIRAI」プログラムの実施により、欧州等各国から将来有望な学生・既に活躍している若手社会人等を日本に招へいし、対日理解を促進させ、知日派・親日派を育成する。

２　派遣

日本の有識者を欧州に派遣し、講演会や意見交換などを通じて、国際情勢や地球規模的な課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

３　セミナー等の開催

基本的価値を共有する日欧が政策連携すべきトピック（法の支配、国際秩序等）に係るセミナー等の実施を通して、欧州政策コミュニティとの間で、国際情勢や地球規模的な課題に対する日本の問題意識や政策を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高める。併せて、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

施策の進捗状況・実績

１　招へい

（１）閣僚級招へい等

政府関係者、有識者及びメディア関係者等、計 60 名を招へいし、日本の政府関係者や有識者等との意見交換を通じた対日理解を促すとともに、日欧の関係者間の人脈構築を後押しした。

（２）対日理解促進交流プログラム「MIRAI」（注：平成 30 年度実施に際し呼称を「MIRAI」プログラムから変更）

欧州各国から計 179 名の大学生・大学院生及び実務者を５グループに分けて招へいした。参加者は、有識者による講義、日本人学生との交流、企業訪問や行政機関職員との意見交換、都内視察、愛知や静岡でのホームステイ、広島・京都訪問等、様々な形で日本の政治、経済、産業、社会、文化に直接触れる機会を得た。

２　派遣

５名の日本人有識者を、世界的に発信力の高い英仏独を含む欧州諸国に講師として派遣した。24 回の講演会に加え、個別の面談などにより、国際秩序、法の支配、日欧協力（日 EU・EPA 及び連結性）、東アジア情勢等の時宜を得たテーマについて、日本の政策、取組や貢献、また地域情勢に係る日本の見解等を発信し、欧州での理解を効果的に促すとともに、日欧の関係者間の人脈構築を後押しした。また、適切な事前広報の結果、講演会等には全体で約 1,400 名の聴衆を動員することができた。

３　セミナー等の開催

欧州では各国のシンクタンク等と協力しながら、法の支配に基づく国際秩序、日欧協力、地球規模的な課題等をテーマに 23 件のセミナー等、また日本国内においては、ASEM 持続可能な連結性／質の高いインフラセミナーを、欧州及びアジアからの参加者８名を得て実施した。これらの機会に政府関係者及び我が国及び各国有識者からこれらの課題に対する我が国の立場や問題意識に関する発信を

行い、法の支配、安全保障及び自由貿易等の観点から基本的価値を共有する日欧が協力していくことの重要性について、欧州政策コミュニティの認識を促した。

令和元年度目標

１　招へい

（１）欧州の有識者等を招へいし、日本の政府関係者や有識者等との意見交換等を通じて、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

（２）対日理解促進交流プログラム「MIRAI」の実施により、欧州等各国から将来有望な学生・既に活躍している若手社会人等を日本に招へいし、対日理解を促進させ、知日派・親日派を育成する。

２　派遣

Ｇ20 等の令和元年度の日本の主要外交機会も念頭に、日本の有識者を欧州に派遣し、講演会や意見交換などを通じて、国際情勢や地球規模的な課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

３　セミナー等の開催

基本的価値を共有する日欧が政策連携すべきトピック（法の支配、国際秩序、自由貿易の促進等）に係るセミナー等の実施を通して、欧州政策コミュニティとの間で、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や政策を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高める。併せて、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

施策の進捗状況・実績

１　招へい

（１）閣僚級招へい等

政府関係者、有識者及びメディア関係者等、計３名を招へいし、日本の政府関係者や有識者等との意見交換、セミナーを通じた対日理解を促すとともに、日欧の関係者間の人脈構築を後押しした。

（２）対日理解促進交流プログラム「MIRAI」

欧州各国から計 155 名の大学生・大学院生及び実務者を５グループに分けて招へいした。参加者は、有識者による講義、日本人学生との交流、企業訪問や行政機関職員との意見交換、都内視察、ホームステイ、広島・京都訪問等、様々な形で日本の政治、安全保障、経済、ビジネス、科学技術、教育、文化等幅広い分野に直接触れる機会を得た。

２　派遣

５名の日本人有識者を、世界的に発信力の高い英仏独を含む欧州諸国に講師として派遣した。30 回の講演会に加え、個別の面談などにより、国際秩序、法の支配、東アジアの安全保障情勢、高齢化社会と科学技術、自由貿易、日欧経済関係（日 EU・EPA）等の時宜を得たテーマについて、日本の政策、取組や貢献、また日本の見解等を発信し、欧州での理解を効果的に促すとともに、日欧の関係者間の人脈構築を後押しした。また、適切な事前広報の結果、講演会等には全体で 1,268 名の聴衆を動員することができた。

３　セミナー等の開催

欧州では各国のシンクタンク等と協力しながら、法の支配に基づく国際秩序、サイバー等の新領域を含む日欧協力、地球規模的な課題等をテーマに 21 件のセミナー等、また日本国内においては、日欧政策対話を、欧州からの有識者３名を得て実施した。これらの機会に政府関係者及び我が国及び各国有識者からこれらの課題に対する我が国の立場や問題意識に関する発信を行い、法の支配、安全保障及び自由貿易等の観点から基本的価値を共有する日欧が協力していくことの重要性について、欧州政策コミュニティの認識を促した。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標１－５　欧州地域との協議、対話等の進展								
①政治・安保分野における協議・対話の実施回数（日	中期目標値	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		平成29･30･令和元年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	

本側・欧州側共に政務官レベル以上) ②セミナー等の開催回数（日本外務省主催、拠出事業）	－	① 9 ②16	①10 ②24	① 7 ②20	①10 ②24	① 8 ②20	① 8 ②22	b

評価結果（個別分野１）
施策の分析
【測定指標１－１　欧州地域との政治的な対話・協力の進展　＊】 EU は我が国と基本的価値・原則を共有し、我が国が地球規模の諸課題に取り組む上で緊密かつ良好な関係を維持、発展させることが必須な外交上の重要なパートナーである。このため、３回にわたる首脳会談、３回の外相会談、事務レベルを含む政治対話を間断なく実施したほか、ASEM での積極的な関与を通じた欧州・アジア間の協力促進を含む日欧間の協力関係促進に貢献することができた。特に、平成 31 年２月に日 EU・EPA が発効したのに加え、同時期に暫定的適用が始まった外交・安全保障分野を含む幅広い分野の協力関係強化の法的枠組みである戦略的パートナーシップ協定（SPA）を基礎とした様々な協力も進み、日 EU 関係の一層の深化が進んだ。（平成 29・30・令和元年度：欧州地域との総合的な関係強化（達成手段①）） 【測定指標１－２　安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化】 （１）日 NATO 関係について、平成 29 年度にストルテンベルグ NATO 事務総長訪日の機会を捉え、安倍総理大臣及び河野外務大臣との対話を実施。また、令和元年度は、中谷外務大臣政務官とジョアナ NATO 事務次長との会談を実施し、双方の安全保障環境について意見交換を実施したことは、厳しいアジア太平洋の安全保障環境に対する NATO の関与を高める観点から大きな意義があった。また、NATO 本部への３代目となる女性自衛官の派遣、CCDCOE への防衛省職員派遣、及び MARCOM への連絡官派遣を通じて、日 NATO 協力を推進したことは、日 NATO 関係の更なる強化を図る上で非常に有益であった。（平成 29・30・令和元年度：欧州地域との総合的な関係強化（達成手段①）） （２）日 OSCE 関係について、OSCE 選挙監視団への要員派遣、外相理事会への出席（平成 29 年度：中根外務副大臣、平成 30 年度：阿部外務副大臣、令和元年度：中谷外務大臣政務官）及び令和元年９月には、５年ぶりとなる東京での OSCE アジア共催会議の開催を通じて、日 OSCE 関係の推進及び OSCE を通した欧州等における我が国のプレゼンス向上に寄与した。（平成 29・30・令和元年度：欧州地域との総合的な関係強化（達成手段①）） 【測定指標１－３　欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展　＊】 EU 及び欧州各国との間で社会保障協定、租税条約及び航空協定等の国際約束を締結・改正することにより、法的枠組みの整備が着実に進展し、欧州地域との人的・経済的交流の促進を含む関係強化がより一層進展した。（平成 29・30・令和元年度：欧州地域との総合的な関係強化（達成手段①）） 【測定指標１－４　欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進】 派遣事業や招へい事業とともに、セミナーなどの開催を通して、欧州の政策コミュニティとの人脈を構築・強化するとともに、国際秩序、法の支配やアベノミクスなどに関する日本の立場や考え方、緊迫度を増すアジア情勢、さらには日欧連携の重要性についての理解を促すことができた。 講師派遣においては、法の支配、安全保障といったテーマに加え、令和元年６月のＧ20 大阪サミット関連テーマの発信の観点から、高齢化と科学技術（Society5.0）をテーマとする派遣を行うなど、時宜を得たテーマ設定を行い、多くの聴衆を集めることができた。 セミナー実施においては、欧州主要国の主要シンクタンクとの協力を継続する一方で、EU 議長国のクロアチア、Ｖ４（ヴィシェグラード４か国、ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー）議長国のチェコでセミナーを実施するなど、欧州全域において効果的にセミナーを実施できた。各セミナーのテーマについても、日 EU 間の重要議題である日 EU・EPA 及び SPA、連結性等を含め、現下の情勢を踏まえた効果的なテーマ設定を行うことができた。また、令和２年３月に東京で日欧政策対話を、欧州からの有識者３名を得て実施した際には、各有識者にインタビューを行い、HP で公表するなど、招聘の効果を最大限高めるべく努めた。 なお、令和元年度末には、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて、当初予定されていたセミナーのうちの３件を実施することができなかった。他方、同時期に予定されていた他の複数のセミナー

は、セミナーの規模の縮小、登壇者のテレビ電話での参加等の工夫・努力を行うことで実現した。（平成 29・30・令和元年度：欧州地域との総合的な関係強化（達成手段①））

【測定指標１－５　欧州地域との協議、対話等の進展】

政治・安保分野における協議・対話を通じて、欧州の各国・地域・機関に対してより多層的なアプローチや協力を進め、基本的価値を共有する欧州地域と幅広い分野において協力を深化できた。

セミナー等の開催については、欧州各国の主要シンクタンク等との連携を通して、欧州地域との対話を進展させることができた。（平成 29・30・令和元年度：欧州地域との総合的な関係強化（達成手段①））

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**

欧州は、我が国と自由、人権、民主主義、法の支配といった基本的価値を有しており、欧州諸国及び EU、NATO、OSCE、CoE 等の諸機関と我が国は、国際社会の安定と繁栄に向けて主導的な役割を果たすパートナーである。

我が国と欧州は、これまで幅広い分野において相互の政治対話を発展させ、定期首脳協議、閣僚レベル及び実務者レベルの協議の定期的な開催を通じ、広範な問題を話し合ってきた。また、経済分野においては、結び付きを拡大させ、多角的貿易システムを強化するとともに、投資及び貿易に関する建設的な対話を追求するために緊密に協力してきた。さらに、地球規模の問題に対処するために協力しており、相互に相手方の地域に積極的に関与してきた。こうした相互の連携は、政治協力、貿易・投資交流、ビジネス上の協力、更に日・EU 加盟国間の交流や往来の顕著な増加等、あらゆる分野において発展してきた。 欧州との連携・協力を強化していくことは、我が国の国益に合致するものであり、政治対話の実施、各種法的枠組みの構築、知的交流等を通じた、総合的な関係強化のための施策を継続していくことが必要不可欠である。英国の EU 離脱が実現したが、引き続き EU がグローバル・パワーとして国際社会に貢献し、また、世界経済への悪影響を最小化するべきとの立場を伝達していくことも重要である。上述のとおり、基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的 ネットワークを構築し、欧州地域との関係を総合的に強化するとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

１－１　欧州地域との政治的な対話・協力の進展　＊

基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、良好な国際環境の整備に資するため、EU 及びその関連国際機関との協力関係を強化する。

１－２　安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化

（１）日 NATO 関係

近年、特に協力が進展しているサイバー及び海洋安全保障分野における協力を深化するとともに、双方の安全保障環境等に関する対話の機会を設け、より戦略的な関係を強化する。

（２）日 OSCE 関係

OSCE の主催する理事会及び会合の機会を捉えた、OSCE 及び加盟各国等との対話を通じ、関係を強化する。また、OSCE への拠出を通じ、国際社会、特に中東・中央アジア及びコーカサス地域の平和と安定に貢献する。

１－３　欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展　＊

欧州各国・機関との法的枠組みの整備を通じ、欧州各国との関係を強化する。

１－４　欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進

講師派遣については、新型コロナウイルスをめぐる状況が沈静化しなければ実施できない状況にあるが、沈静化の後には様々な外交課題の発信が重要となるため、講師派遣が可能な状況になり次第、速やかに実施できるように案件の準備を進める。

セミナーについても、上記と同様の状況にあるが、電話会議方式等の技術を活用する形を含め、早期に実施できるよう準備を行っていく。テーマにおいても、公衆衛生、新型コロナウイルスの問題が地政学に与える影響など、時宜を得たテーマを含める形で我が国の政策発信ができる内容のセミナーとする。

MIRAI についても、上記と同様の状況にあるが、沈静後すぐにプログラムを実行できるよう、然るべ

く招へいの準備を進めていく。

１－５　欧州地域との協議、対話等の進展

欧州との連携・協力を強化していくことは、我が国の国益に合致するものであり、継続的に政治対話や協議を行うことは必要不可欠である。近年の国際社会の諸課題に対する日本の立場や問題意識を伝え、政務レベルとの連携強化につなげる機会としてこれらの機会を積極的に活用していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
欧州連合（EU）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/index.html）
北大西洋条約機構（NATO）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nato/index.html）
欧州安全保障協力機構（OSCE）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/osce/index.html）
日 EU 航空安全協定交渉の実質合意
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000608.html）
欧州地域との交流「MIRAI」
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/ep/page24_000530.html）

個別分野２　西欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

施策の概要

１　西欧諸国との対話を継続・促進する。
２　二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を強化する。
３　人的・知的交流、民間交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年１月 22 日）
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）

測定指標２－１　政府間対話の進展　＊

中期目標（--年度）

欧州が英国の EU 離脱、域内経済格差、ポピュリズムの台頭、移民等の課題に直面する中、政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し、また国際社会の共通の諸課題に関する協力・連携を強化するため、きめ細やかに西欧各国の政府ハイレベルとの対話を実施する。

平成 29 年度目標

１　英国の EU 離脱等を受けて欧州情勢が不透明感を増す中で、電話会談も活用した政府ハイレベル間の緊密な意思疎通を維持し、相手国との間の多岐にわたる協力関係を促進させる。特に以下を実施する。

（１）英国

安全保障・防衛分野において、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。EU 離脱交渉において、日系企業への悪影響を最小限とするよう働きかけを行う。

（２）フランス

５月に発足した新政権との関係を早期に構築する。また、安全保障・防衛分野において、引き続きハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

（３）イタリア

安全保障・防衛分野において、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、Ｇ７議長国であるイタリアと緊密に連携しつつ、積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

（４）その他

北欧・バルト諸国を始めこれまで政府レベルの対話の実績が少ない国々に対しても、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するともに、積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

２　議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
３　招へいスキームを活用し、要人等の招へいを実現するとともに、在外公館を通じ、招へいスキーム参加者に対するフォローアップを行う。
４　政府ハイレベルの訪問の機会を捉え、二国間の協力の進捗状況を確認する文書を作成するとともに、高いレベルでこれら協力の一層の推進について一致する。
５　未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国のハイレベルとの対話を可能な限り実現する。

施策の進捗状況・実績

１　協力関係の促進

（１）　英国

４月、安倍総理大臣は英国を訪問し、英国首相公式別荘（通称「チェッカーズ」、メイ首相就任後同公式別荘に招かれる初の外国首脳）でメイ首相との間で日英首脳会談を実施し、国際社会における自由貿易の推進や EU 離脱後の日英経済関係の維持・強化等のために協力を強化していくことで一致した。８月には公賓としてメイ首相が訪日して安倍総理大臣と首脳会談を実施し、「日英共同ビジョン声明」、「安全保障協力に関する日英共同宣言」、「繁栄協力に関する日英共同宣言」及び「北朝鮮に関する共同声明」を発出し、安全保障、経済パートナーシップ、世界の繁栄・成長を柱に、日英協力を更なる高みに引き上げていくことで一致した。

外相レベルでも、７月にジョンソン外務・英連邦相が訪日して岸田外務大臣と第６回日英外相戦略対話を実施した。12 月には河野外務大臣が英国を訪問して第３回日英外務・防衛閣僚会合（「２＋

２」）を実施し、共同声明の発出及び外交・安全保障面での中長期的な日英間の取組を記載した行動計画の策定を行うとともに、北朝鮮に対する圧力最大化や、自由で開かれたインド太平洋の実現に向け緊密に協力していくことで一致した。

そのほか、電話会談を含め首脳・外相レベルの会談を計 12 回実施し、一連の会談等に際し、日本側から EU 離脱交渉において日系企業への悪影響を最小限とするよう透明性・予見可能性への配慮を一貫して要請したのに対し、先方からは、日本企業の声に耳を傾け円滑で秩序立った移行を実現していくとの説明があった。例えば、現地日系企業の声に耳を傾ける機会として、平成 30 年２月には、日本側からの要請を踏まえ、メイ首相が現地日系企業を招待しビジネスラウンドテーブルを主催した。

また、５月及び６月には英国におけるテロ事件を受けて安倍総理大臣及び岸田外務大臣からお見舞いの書簡を迅速に発出したほか、８月の北朝鮮によるミサイル発射の際には、前述の「北朝鮮に関する共同声明」を首脳間で発出するなど、北朝鮮問題に対する連携を確認した。

（２） フランス

５月のマクロン新大統領の就任後、直ちに首脳電話会談を実施して、日仏関係の重要性を改めて確認した。さらに、５月のＧ７タオルミーナ・サミットの機会にマクロン大統領と初の首脳会談を実施し、ジャポニスム 2018 や気候変動対策に向けた協力を改めて確認するとともに、演習「ジャンヌ・ダルク」の一環として訪日した仏海軍艦隊との日仏英米による初の共同訓練を歓迎し、安全保障・防衛分野における協力を更に強化していくことで一致した。

外相レベルでも、ル・ドリアン欧州・外務相の就任直後の５月には外相電話会談、９月の国連総会に際しては初の外相会談を実施し、北朝鮮に対する圧力強化や日仏安全保障・防衛協力の重要性について一致した。さらに、平成 30 年１月には第４回日仏「２＋２」を実施して共同発表を発出し、日仏物品・役務相互提供協定（ACSA）の大枠合意を確認するとともに、仏海軍フリゲート艦「ヴァンデミエール」の日本寄港に際する共同訓練の実施等の安全保障・防衛協力の具体化や北朝鮮に対する圧力最大化のための緊密な連携、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた緊密な協力等で一致した。

９月には北朝鮮による核実験を受けて迅速に外相電話会談を行い北朝鮮問題に対する連携を確認した。

（３） イタリア

４月、Ｇ７ルッカ外相会合の機会に日伊外相会談を実施し、新旧Ｇ７議長国として国際社会の諸課題に対し緊密に連携して対応していくことを確認した。５月には、訪日したピノッティ国防相と岸田外務大臣との間で、日伊防衛装備品・技術移転協定に署名した。９月には、北朝鮮による核実験を受けて迅速に外相電話会談を実施し、イタリアがＧ７議長国及び国連安保理北朝鮮制裁委員会議長を務めていることを踏まえ、北朝鮮に対する圧力最大化のため緊密に協力していくことを確認した。

（４） その他

４月、フェリペ６世スペイン国王王妃両陛下が国賓として訪日した際に、ワーキング・ホリデー制度に関する協定を含む７本の協力文書が署名されたほか、同行して訪日したダスティス外相との間で外相会談が行われた。６月、我が国皇太子殿下が外交関係樹立 150 周年を迎えたデンマークを訪問し、10 月にはフレデリック・デンマーク皇太子同妃両殿下が公式実務訪問賓客として訪日した。皇室・王室による相互訪問を通じて、外交関係樹立 150 周年の機会に、両国国民間の相互理解が一層深まった。11 月、外交関係樹立 90 周年を記念してアンリ・ルクセンブルク大公同妃両殿下が国賓として訪日した際に、宇宙、フィンテック等の分野における複数の協力文書が署名されたほか、同行して訪日したアセルボーン外相との間で外相会談が実施された。

２　議会間、議員間交流

９月、デンマーク自治領フェロー諸島の議員団が訪日して河野外務大臣を表敬し、捕鯨分野や日・フェロー諸島間の経済関係の更なる強化のために協力していくことを確認した。また、10 月にはデンマーク議会外交委員会一行が訪日して河野外務大臣を表敬し、議員交流を通じた日デンマーク関係の一層の強化を確認した。

３　招へい

閣僚級招へいの枠組みで平成 30 年１月にはデ・コスペダル・スペイン国防相が、平成 30 年２月にはベルグマニス・ラトビア国防相が訪日した。それぞれ河野外務大臣と会談し、安全保障・防衛分野における協力強化を確認するとともに、北朝鮮に対する圧力強化のために緊密に連携していくことで一致した。また、平成 30 年３月にはドナー・オランダ国家諮問評議会副議長が訪日し、国際司法裁判所（ICJ）や 2025 年万博に係る国際選挙支持要請を実施するとともに、北朝鮮に対する圧力強化の必要性を働きかけた。

４　合意文書等

英国との関係では、８月のメイ首相訪日時の日英首脳会談では前述のとおり４つの合意文書を発出したほか、12 月の第３回日英「２＋２」に際しては共同声明及び中長期的な日英間の具体的な取組を

記載した行動計画を策定した。フランスとの間でも、平成30年１月の第４回日仏「２＋２」に際し、共同訓練の実施や防衛装備・技術協力等の日仏間の安全保障・防衛分野における具体的協力に関する共同発表を発出した。

５　未訪問国等

５月、安倍総理大臣が、我が国総理大臣として初めてマルタを訪問し、二国間関係の更なる強化や海洋における法の支配の徹底等のために協力を強化していくことで一致し、マルタがEU議長国を務めていたことも踏まえ、日EU・EPAの早期妥結に向け引き続き緊密に協力していくことを確認した。７月には、G20ハンブルク・サミット出席に際してノルウェーと首脳会談を実施し、北極、捕鯨、女性の活躍、イノベーション等の分野における協力強化を確認したほか、スウェーデン、フィンランド、デンマークを訪問して各国首脳との首脳会談等を実施し、北朝鮮に対する圧力強化の重要性や法の支配に基づく国際秩序の維持・強化の重要性で一致した。さらに平成30年１月には我が国総理大臣として初めてエストニア、ラトビア及びリトアニアを訪問し、「日バルト協力対話」の立ち上げや、経済ミッションを伴って訪問したことを受けた経済面における更なる関係強化等についてバルト三国首脳と一致した。

平成30年度目標

１　電話会談も活用した政府ハイレベル間の緊密な意思疎通を維持し、西欧各国との間で、それぞれの優先課題等に沿った形で多岐にわたる協力関係を促進させる。その際、要人等の招へい実現のために招へいスキームを有効活用するとともに、政府ハイレベルの往来の機会を捉え、二国間の協力の進捗状況を確認する文書を作成する。特に以下を実施する。

（１）英国

安全保障・防衛分野を始めとして、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力（自由で開かれたインド太平洋の実現のための日英協力を含む）を推進する。英国のEU離脱については、日系企業への悪影響を最小限とするよう働きかけを継続するとともに、将来の日英関係に関する検討を推進する。

（２）フランス

安全保障・防衛分野を始めとして、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力（自由で開かれたインド太平洋の実現のための日仏協力を含む）を推進する。平成30年の友好160年の機会を活用し、政治・経済・文化等の幅広い分野において緊密な交流を促進する。

（３）イタリア

平成30年３月の総選挙後に成立する新政権との関係を早期に構築する。また、安全保障・防衛分野を始めとして、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

（４）その他

北欧・バルト諸国を始め、ハイレベルを含む対話を継続して具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

２　議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。

３　サンマリノ等の未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国のハイレベルとの対話を可能な限り実現する。

施策の進捗状況・実績

１　協力関係の促進

（１）英国

安倍総理大臣とメイ首相は、６月のＧ７シャルルボワ・サミット（カナダ）及び11月から12月にかけて行われたG20 ブエノスアイレス・サミット（アルゼンチン）の際に首脳会談を行った。さらに、平成31年１月、安倍総理大臣は英国を訪問し、メイ首相と首脳会談を実施し、平成29年８月のメイ首相訪日後の日英関係の大幅な進展を確認するとともに、今後10年の課題と機会を見据え、日英首脳共同声明を発出した。共同声明では、G20 等の場で日英が主導的役割を果たすことで一致するとともに、安全保障分野における更なる協力強化に加え、「自由で開かれたインド太平洋」の実現、ルールに基づく開かれた自由貿易体制の維持・拡大に向けた協力の強化等を確認した。また、 11月に日英首脳電話会談を行った。

また、河野外務大臣は、ジョンソン外務・英連邦相と、５月のG20ブエノスアイレス外相会合の際に外相会談を行った。９月にはハント外務・英連邦相が訪日し、第７回日英外相戦略対話を実施した。また、６月及び８月に日英外相電話会談を行った。

英国の EU 離脱については、累次の首脳会談・外相会談等の機会に、日系企業の経済活動等に及ぼす悪影響を最小化するべく、移行期間の設置等を通じて、法的安定性や予見可能性を確保するよう英国に申し入れを行った。特に、平成 31 年１月の安倍総理大臣の英国訪問に際する首脳会談においては、安倍総理大臣からメイ首相に対して「合意なき離脱」の回避を強く働きかけるとともに、英国進出企業の法的安定性を確保しようとするメイ首相と EU との離脱協定案を全面的に支持する旨述べ、離脱協定案の議会承認に向けたメイ首相の強い意志と努力への評価を表明した。

文化面では、６月にジャパンハウス・ロンドンがオープンした。９月のグランドオープニングには、ケンブリッジ公爵殿下の御臨席を賜り、日本からは麻生副総理（日英友好議連会長）が出席し、日英両国において大きな注目を集めた。

（２）フランス

日仏友好 160 年を迎え、ハイレベルの要人往来を通じた対話を促進した。特に、９月、友好 160 年を記念して、皇太子殿下がフランスを公式に御訪問され、「ジャポニスム 2018」視察を含む幅広い行事に参加されることで、両国国民の間で幅広い分野において交流が促進された。

５月、サンクトペテルブルク国際経済フォーラムの際、安倍総理大臣がマクロン大統領と首脳会談を実施。また、10 月には安倍総理大臣が訪仏し、「ジャポニスム 2018」を視察するとともに、首脳会談を実施し、平成 31 年にそれぞれＧ20／Ｇ７の議長国となる日仏両国間の緊密な連携を確認した。

７月、「ジャポニスム 2018」開会式及び革命記念式典パレードには、西日本豪雨災害への対応を優先して訪仏を急遽中止した安倍総理大臣の名代として河野外務大臣が出席し、この機会に日仏外相会談を実施したほか、パルリ軍事相との間で日仏 ACSA 署名を行うなど、安全保障面での協力も進んだ。平成 31 年１月、河野外務大臣は、岩屋防衛大臣と共に、フランス北西部ブレストで第５回日仏外務・防衛閣僚会合（「２＋２」）を開催し、共同声明を発出するとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の維持・強化に向け、具体的な協力を推進していくことで一致した。具体的には、インド洋における空母「シャルル・ド・ゴール」と海上自衛隊との間の共同訓練実施で一致するとともに、海洋分野での協力を具体化するべく、日仏包括的海洋対話を立ち上げることを決定した。また、フランス側からは、北朝鮮船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動への貢献の意思が表明された。

（３）イタリア

６月のＧ７シャルルボワ・サミットの際に、安倍総理大臣は、就任後間もないコンテ首相と日伊首脳会談を実施し、地域情勢やグローバルな課題への対応につき意見交換を行うとともに、日伊関係の重要性を改めて確認した。両首脳は、10 月の ASEM 首脳会合の際にも首脳会談を行い、防衛装備品・技術移転協定の早期発効も通じ、海洋安全保障分野を含め、安全保障・防衛分野における協力を強化していくことで一致した。

また、河野外務大臣とモアヴェロ＝ミラネージ外務・国際協力相は、９月の国連総会の際に日伊外相会談を行い、Ｇ７の一員であり基本的価値を共有する両国が緊密に連携していくことを確認した。さらに、11 月には、河野外務大臣は、地中海地域がスエズ運河を介して海上輸送を中心にインド太平洋地域と密接に結びついていることを踏まえ、我が国外務大臣として初めて地中海対話に出席するためイタリアを訪問した際に、議長国であるイタリアの外相との間で外相会談も行った。

（４）その他

４月、カール 16 世グスタフ・スウェーデン国王王妃両陛下が公式実務訪問賓客として訪日した際に、安倍総理大臣夫妻と懇談し、両国関係を一層強化することで一致した。５月には、ソーライデ・ノルウェー外相が訪日し、河野外務大臣と外相会談を行い、両国の共通課題である自由な貿易・投資の促進、捕鯨、北極分野での協力等を進めていくことで一致した。同月、トールダルソン・アイスランド外相が訪日し、河野外務大臣と外相会談を実施した。

８月、ムスカット・マルタ首相が現職首相として 28 年ぶりに訪日し、安倍総理大臣と首脳会談を実施した。両首脳は、海洋国家である両国が海洋における法の支配や北朝鮮問題を始めとする幅広い分野で緊密に連携していくことを確認した。11 月の地中海対話（ローマ）に際しては、河野外務大臣がアベーラ・マルタ外務・貿易振興相と外相会談を実施した。

10 月、レンデルス・ベルギー副首相兼外相が訪日し、河野外務大臣と外相会談を実施した。両外相は、平成 31 年からベルギーが安保理非常任理事国に就任することを踏まえ、地域情勢を含め一層緊密に協力することを確認した。同月、スクバルネリス・リトアニア首相が訪日し、安倍総理大臣と首脳会談を実施した。両首脳は、両国の協力関係が様々な分野で進展していることを確認した。同月、安倍総理大臣がスペインを訪問し、フェリペ６世国王陛下に謁見するとともに、サンチェス首相と首脳会談を実施。両首脳は共同声明を発出し、両国関係を「戦略的パートナーシップ」に格上げすることで一致した。同月、河野外務大臣は、デンマークを訪問し、サムエルセン外相と外相会談を実施し、戦略的パートナーシップに基づく具体的な協力進展を確認した。

11 月、河野外務大臣は就任後初めてバチカンを訪問し、パロリン国務長官を表敬したほか、ギャラガー外務長官と外相会談を実施し、平和の探求、開発、人権及び環境保護等の国際課題に向けた協力の強化を確認するとともに、令和元年の訪日の意向を表明した法王フランシスコの訪日実現に向けた協議を行った。

平成 31 年１月には、安倍総理大臣がオランダを訪問し、ルッテ首相との間で首脳会談を実施し、G20 大阪サミットに向けた緊密な協力等を確認した。

さらに、平成 31 年２月のミュンヘン安全保障会議に際し、河野外務大臣はボレル・スペイン外相、リンケービッチ・ラトビア外相及びリンケビチュウス・リトアニア外相との間で、それぞれ外相会談を実施した。

２　議員間交流等

８月、ノルウェー議会外交・防衛委員会一行が訪日して河野外務大臣を表敬し、両国が直面する諸課題や幅広い分野における協力に関し、意見交換を行った。

12 月、関係議員と緊密に連携しながら日マルタ友好議連の発足を後押しした。

３　未訪問国等

平成 30 年 4 月、中根外務副大臣は外務省の政務レベルとして、確認できる限り史上初めてサンマリノを訪問し、ニコラ・レンツィ外務・政務・司法長官と意見交換を行った。10 月には、河野外務大臣が日本の外務大臣として初めてアイスランドを訪問し、外相会談を実施した。

令和元年度目標

１　電話会談も活用した政府ハイレベル間の緊密な意思疎通を維持し、西欧各国との間で、それぞれの優先課題等に沿った形で多岐にわたる協力関係を促進させる。特に、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、西欧各国との具体的な協力を進める。その際、要人等の招へい実現のために招へいスキームを有効活用しつつ、G20 関係会合、即位の礼等に際する各国代表団の受入れにあたるとともに、政府ハイレベルの往来の機会を捉え、二国間の協力の進捗状況を確認する文書を作成する。特に以下を実施する。

（１）英国

安全保障・防衛分野を始めとして、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力（「自由で開かれたインド太平洋」の実現のための日英協力を含む）を推進する。英国の EU 離脱については、日系企業への悪影響を最小限とするよう働きかけを継続するとともに、EU 離脱も踏まえ、インド太平洋地域への関与を強めてきている英国との間での将来の協力強化に向けた取組を推進する。

（２）フランス

安全保障・防衛分野を始めとして、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、G20／Ｇ７の議長国として積極的に国際的課題に対処するための協力（「自由で開かれたインド太平洋」の実現のための日仏協力を含む）を推進する。平成 30 年の友好 160 年のモメンタムをいかし、政治・経済・文化等の幅広い分野において緊密な交流を促進する。

（３）イタリア

平成 30 年６月に成立した「五つ星運動」及び「同盟」の連立政権と引き続き関係構築及び強化に努め、特に、安全保障・防衛分野を始めとして、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

（４）その他

北欧・バルト諸国を始め、ハイレベルを含む対話を継続して具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

２　議員間交流等の活発な実施の継続を支援する。

３　欧州各国との首脳間共同声明等の新規作成・改訂に向けた検討を進める。

施策の進捗状況・実績

１　協力関係の促進

（１）英国

首脳レベルでは、電話会談含め、計５回の首脳会談を実施。安倍総理大臣は、６月のG20 大阪サミット出席のため訪日したメイ首相と首脳会談を実施したほか、８月には、新たに就任したジョンソン首相に就任の祝意を伝達する電話会談を実施。同月のＧ７ビアリッツ・サミットに際しても、同首相と首脳会談を実施し、安全保障、経済分野も含め、日英関係を引き続き強化していくことで一致した。12 月、英国総選挙でのジョンソン首相率いる与党・保守党の勝利を受け、安倍総理大臣は、ジョンソン首相と電話会談を行った。また、令和２年３月には、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、電

話会談を実施した。
外相レベルでは、電話会談を含む計６回の外相会談及び国際貿易相との会談を２回実施。河野外務大臣は、４月のＧ７ディナール外相会合及び東京におけるハント外務・英連邦相との外相会談及び８月のつくば市におけるＧ20 貿易・デジタル経済大臣会合におけるフォックス国際貿易相との会談において、英国の EU 離脱及び日英経済関係の強化について議論を行った。８月、ASEAN 関連外相会議の際、ラーブ外務・英連邦相と外相会談（昼食会）を行い、日英間の協力強化で一致した。９月、茂木外務大臣は、ラーブ外務・英連邦相に就任の祝意を伝達する電話会談を実施。９月、茂木外務大臣は、訪日したトラス国際貿易相と会談を行い、英国の EU 離脱に備え、日英間の相互承認に関する交換書簡に署名した。令和２年２月、茂木外務大臣は、ラーブ外務・英連邦相と第８回日英外相戦略対話を実施し、英国の EU 離脱実現を踏まえ、共同プレスステートメントを発出した。
英国の EU 離脱については、累次の首脳会談・外相会談の機会に、日系企業の経済活動や世界経済への影響を最小限にする形で、EU との合意に基づく秩序だった離脱が実現するよう、申入れを行うと同時に、EU 離脱後の日英間の新たな経済的パートナーシップの構築に迅速に取り組むことを確認した。
（２）フランス
首脳レベルでは、電話会談含め、計４回の首脳会談を行った。４月、安倍総理大臣がフランスを訪問し、マクロン大統領と首脳会談を実施し、国際社会が直面する諸課題の解決に向け緊密に協力していくことを確認した。６月、公式実務訪問賓客として訪日したマクロン大統領と安倍総理大臣との首脳会談において、「『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ（2019～2023 年）」を発出し、「海洋国家」かつ「太平洋国家」である両国がインド太平洋地域での具体的な協力を推進していくこと等で一致した。また、８月に安倍総理大臣がＧ７ビアリッツ・サミット出席のためフランスを訪問し、マクロン大統領と首脳会談を実施した。令和２年３月、安倍総理大臣は、マクロン大統領と電話会談を行った。
外相レベルでは、電話会談を含め、計５回の外相会談を行った。４月、河野外務大臣は、Ｇ７ディナール外相会合において、ル・ドリアン欧州・外務相と会談を行ったほか、６月のマクロン大統領訪日時にもル・ドリアン欧州・外務相と会談（夕食会）を実施した。茂木外務大臣は、９月、ル・ドリアン欧州・外務相と電話会談を実施したほか、同月の国連総会においても外相会談を行い、日仏間でインド太平洋地域における協力を推進していくことで一致した。
（３）イタリア
首脳レベルでは、４月、安倍総理大臣がイタリアを訪問し、コンテ首相と首脳会談を行い、日伊防衛装備品・技術移転協定の発効を歓迎するとともに、コンテ首相が「自由で開かれたインド太平洋」への支持を表明したことを受け、両首脳は具体的協力案件形成に向けた連携で一致した。また、マッタレッラ大統領を表敬したほか、サルヴィーニ副首相からの表敬を受けた。
外相レベルでは、６月、河野外務大臣がモアヴェロ＝ミラネージ外務・国際協力相と東京で外相会談を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けたコミットメントを再確認するとともに、日伊映画共同製作協定に向けた交渉開始を歓迎した。令和２年３月、茂木外務大臣は、ディ・マイオ外務・国際協力相と電話会談を行い、新型コロナウイルス感染症への対応を含め協力していくことを確認した。
（４）その他
５月、河野外務大臣は、OECD 閣僚理事会の際、ソーライデ・ノルウェー外相と意見交換を実施。同月、河野外務大臣は、ヴァルストローム・スウェーデン外相と電話会談を実施し、核軍縮をめぐる状況を中心に意見交換を行い、６月、河野外務大臣は、核軍縮と核兵器不拡散条約に関するストックホルム会合出席のためスウェーデンを訪問した際にも、ヴァルストローム外相と会談を実施し、日スウェーデン社会保障協定の署名を歓迎するとともに、引き続き幅広い分野で協力していくことで一致した。Ｇ20 大阪サミットに際し、安倍総理大臣は、サンチェス・スペイン首相と意見交換を行った。
７月、日フィンランド外交関係樹立 100 周年に当たり、秋篠宮皇嗣同妃両殿下がフィンランドを御訪問。両殿下は、ニーニスト大統領御夫妻含め、現地関係者等と交流された。
９月、国連総会に際し、安倍総理大臣は、ミシェル・ベルギー王国首相（次期欧州理事会議長）と首脳会談を行い、日 EU 協力の推進について一致した。
10 月、安倍総理大臣は、即位礼正殿の儀に際し、ヨハネソン・アイスランド大統領、オドノバン・アイルランド上院議長、カリユライド・エストニア大統領、フェリペ６世スペイン国王、ニーニスト・フィンランド大統領、フィリップ・ベルギー国王、アルベール２世モナコ公、レヴィッツ・ラトビア大統領、ナウセーダ・リトアニア大統領及びアンリ・ルクセンブルク大公との間で会談等を実施した。また、茂木外務大臣は、即位礼正殿の儀に際し、ウバック・フォン・アンドラ外相と史上初の外相会談を実施し、観光など幅広い分野での交流拡大に向けた関係強化を目指すことで一致したほか、ボレ

ル・スペイン外務・EU・協力相と外相会談を行い、次期 EU 上級代表選出への祝意を伝達するとともに、日 EU 協力及び日スペイン協力の推進で一致した。

11 月、茂木外務大臣は、G20 愛知・名古屋外相会合出席のため訪日したブロック・オランダ外相と外相会談を実施し、ワーキング・ホリデー制度導入のめどが立ったことを歓迎し、幅広い分野での緊密な協力を確認した。また、同月、史上２人目、38 年ぶりとなるローマ教皇の訪日が実現し、ローマ教皇フランシスコは、安倍総理大臣との会談及び天皇陛下との会見を実施した。

12 月、茂木外務大臣は、ASEM 外相会合の機会に、コーヴニー・アイルランド副首相兼外務・貿易相と外相会談を実施し、英国の EU 離脱を見据えた幅広い分野での二国間関係の強化及び国際場裡での連携強化を確認し、ソーライデ・ノルウェー外相との会談では、北極や捕鯨等の分野での更なる協力推進を行うことで一致した。また、同会合において、リンデ・スウェーデン外相とも会談を実施し、両大臣は経済を含めた二国間での協力の推進で一致した。

令和２年２月、安倍総理大臣は、実務訪問賓客として訪日したラタス・エストニア首相と首脳会談を実施し、経済、ICT、サイバー・安全保障等の分野における二国間関係について意見交換を行ったほか、日バルト関係の強化及び具体的な協力案件につながるよう引き続き連携することで一致した。

２　議員間交流等

９月、甘利日伊友好議員連盟会長がイタリアを訪問し、ゾッフィリ伊日友好議員連盟会長との間で、会談を実施した。同月、日マルタ友好議連が初めてマルタを訪問し、ヴェッラ大統領を表敬したほか、マルタ日本友好議連等と会談を実施した。令和２年１月、衛藤日ポルトガル友好議連会長を始めとする友好議連メンバーがポルトガルを訪問し、レベロ・デ・ソウザ大統領等を表敬したほか、ブリリャンテ・ディアス外務省国際化担当副大臣との面談、日本ポルトガル修好 160 周年記念レセプションに出席した。

３　首脳間共同声明等

６月、公式実務訪問賓客として訪日したマクロン大統領と安倍総理大臣との首脳会談において、「『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ（2019～2023 年）」を発出した。令和２年２月、茂木外務大臣が、ラーブ外務・英連邦相と第８回日英外相戦略対話を実施した際に、共同プレスステートメントを発出した。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標２－２　二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展　＊

中期目標（--年度）

欧州が英国の EU 離脱、域内経済格差、ポピュリズムの台頭、移民等の課題に直面する中、政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し、また国際社会の共通の諸課題に対して協力・連携して対処するため、更なる政策調整・協力を進展させる。

平成 29 年度目標

次官級・局長級協議の実施を通じた二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。特に以下を実施する。

１　英国

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級協議において、安全保障分野を始めとする両国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。また、EU 離脱交渉において、日系企業への悪影響を最小限とするよう働きかけを行う。

２　フランス

５月に発足した新政権との関係を早期に構築する。また、首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級協議において、「特別なパートナーシップ」を促進するための具体的協力のフォローアップ等両国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。

３　イタリア

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級において、政治、安全保障、経済、文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

４　その他

北欧・バルト諸国を始めとする政府レベルでの対話の実績が少ない国々に対しても、首脳・外相レベルの緊密な連携構築を図り、事務レベルでも政治、安全保障、経済、文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

施策の進捗状況・実績

1　英国

政務局長協議、外務・防衛当局協議（PM 協議）、テロ対策協議等を実施し、ハイレベルでの合意事項の具体化が進展した。特に、日英 ACSA が８月に発効したほか、６月にはアンゴラにおける地雷除去に関する日英連携が実現し、平成 30 年２月にはブルネイにおいて日英共催 ASEAN 諸国向けサイバー・ワークショップを開催するなど、第三国における安全保障・防衛分野における日英連携が更に進展した。また、様々な機会を捉え、英国の EU 離脱に関して我が国の考え方を英国及び EU 各国に伝達するとともに、11 月に第１回日英貿易・投資作業部会を開催し、英国の EU 離脱交渉の現状について英側から説明を受けるとともに、今後の日英経済関係の強化に向けた意見交換を実施した。

2　フランス

政務局長協議、PM 協議、政策企画協議、原子力エネルギーに関する合同委員会等を開催し、５月に発足したマクロン新政権との関係構築が順調に進んだ。４月から５月にかけて演習「ジャンヌ・ダルク」の一環で訪日した仏海軍艦隊との間で初となる日仏英米による共同訓練を実施したほか、平成 30 年１月には日仏 ACSA に大枠合意し、平成 30 年２月には仏海軍フリゲート艦「ヴァンデミエール」との共同訓練を実施する等、安全保障・防衛分野における協力を前進させた。

3　イタリア

政務局長協議、アフリカ協議等を実施し、国際社会の諸課題に対処するための連携を確認するとともに、５月には、日伊防衛装備品・技術移転協定の署名を実現した。また、日伊次官級協議の立ち上げに向け、イタリア側との調整を進展させた。

4　その他

平成 30 年２月、戦略的実務者招へいの枠組みでサクス・エストニア外務次官が訪日し、河野外務大臣への表敬や秋葉外務事務次官との協議等を通じ、「日バルト協力対話」の実施等に向け同年１月の安倍総理大臣による同国訪問のフォローアップを実施した。また、日スペイン次官級協議や、ラトビア、ベルギー、オランダ、スウェーデン及びアイルランドとの政務協議を実施し、首脳・外相レベルの合意事項のフォローアップを実施した。

平成 30 年度目標

次官級・局長級協議の実施等を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。特に以下を実施する。

1　英国

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級協議等において、安全保障分野を始めとする両国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。英国の EU 離脱については、日系企業への悪影響を最小限とするよう働きかけを継続するとともに、将来の日英関係に関する検討を推進する。

2　フランス

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級協議等において、「特別なパートナーシップ」を促進するための具体的協力のフォローアップ等両国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。

3　イタリア

新政権との関係を早期に構築する。また、首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級等において、政治、経済、文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

4　その他

北欧・バルト諸国を始めとして、首脳・外相レベルの対話をフォローアップし、具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。また、「日バルト協力対話」を立ち上げ、共通の関心を有する分野において日・バルト三国間の協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

1　英国

外務・防衛当局協議（PM 協議）（平成 31 年２月）、日英開発政策対話（平成 31 年２月）、日英貿易投資作業部会（５月）、等を実施し、ハイレベルでの合意事項の具体化が進展した。

特に、安全保障・防衛分野では、４月に英海軍フリゲート艦「サザーランド」が、８月に英海軍揚陸艦「アルビオン」が日本に寄港し、それぞれ海上自衛隊との共同訓練（関東南方海域）を実施した。９月にはインド洋において英海軍フリゲート艦「アーガイル」と海上自衛隊の共同訓練が実施された。また、５月に英海軍フリゲート艦「サザーランド」が北朝鮮籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動に従事した際には、日英間で情報交換等の協力が実施された。さらに、10 月には米国以外とは初となる日本国内での陸上自衛隊と英陸軍との共同訓練が日英間で実施されたほ

か、12 月には日英米共同訓練（本州南方海空域）が実施されるなど、アジア及び欧州において、互いに最も緊密な安全保障上のパートナーである日英の安全保障・防衛協力が進展した。

英国の EU 離脱については、日英貿易投資作業部会を含む様々な機会を捉え、我が国の考え方や日系企業の声を英国及び EU 各国に伝達し、英国の EU 離脱交渉の現状や「合意なき離脱」への備えについて英側から情報収集するとともに、今後の日英経済関係の強化に向けた意見交換を実施した。また、国内においては、官邸に設置された英国の EU 離脱に関する政府タスクフォース等を通じ、日系企業に対し、在外公館を通じて情報提供を行うとともに、「合意なき離脱」の場合も含めた英国の EU 離脱への備えを促した。

2　フランス

平成 25 年に首脳間で一致した「特別なパートナーシップ」の下、日仏サイバー協議（６月）、日仏 PM 協議（12 月）、日仏太平洋政策対話（平成 31 年３月）等を開催し、ハイレベルでの合意事項の具体化が進んだ。特に、７月には河野外務大臣とパルリ軍事相との間での日仏 ACSA の署名を実現した。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実施のための日仏協力の具体的な連携として、12 月、海洋に関する幅広いテーマを包括する形で、東京で日仏海洋セミナーを開催し、その後、政府間の包括的海洋対話の立ち上げを決定した。

3　イタリア

５月、日伊双方の中東、アフリカ、中南米等の地域を担当する局部長級協議を実施し、６月の伊新政権発足後も引き続き意見交換していくことを確認した。10 月、日伊次官協議の立ち上げを決定した。平成 31 年２月、第５回日伊政策協議を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」、中露や地中海情勢について、引き続き緊密に連携していくことを確認した。

4　その他

平成 30 年１月の安倍総理大臣のバルト三国訪問に際し立ち上げを決定した「日バルト協力対話」について、９月に第１回会合を開催した。日本からは岡本外務大臣政務官、バルト三国からは外務副大臣・次官級が出席し、共同発表を発出するとともに、日本とバルト三国の今後の協力の方向性や地域情勢について有意義な意見交換を行った。また、その際に、岡本外務大臣政務官は、ゲルマナス・リトアニア外務副大臣、ペルシュ・ラトビア外務次官及びサクス・エストニア外務次官との間でそれぞれ会談を行った。

７月、これまで毎年実施されているスペインとの次官級政務協議を実施。また、５月に、デンマーク及びフィンランド、９月にアイスランド及びノルウェーにおいて、政務協議を実施し、二国間関係から地域情勢まで幅広く議論を行った。

令和元年度目標

次官級・局長級協議の実施等を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。特に以下を実施する。

1　英国

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級協議等において、安全保障分野を始めとする両国の首脳間・外相間の合意事項の具体化に努める。英国の EU 離脱については、関連動向を把握しつつ、日系企業への悪影響を最小限とするように働きかけを推進するとともに、政治・経済・安全保障等の分野において、EU 離脱後の英国との二国間関係の強化を推進する。平成 29 年のメイ首相訪日時に両首脳間で設置に一致した「日英文化季間」（注：詳細は次頁参照）の実施を通じて、文化交流を推進する。

2　フランス

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日仏包括的海洋対話の実施及び日仏包括的宇宙対話の開催等、日仏間の「特別なパートナーシップ」を促進するための具体的協力のフォローアップ等両国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。

3　イタリア

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日伊次官協議や局長級協議等において、政治、経済、文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

4　その他

北欧バルト諸国を始めとして、首脳・外相レベルの対話をフォローアップし、具体的協力を強化するとともに、小規模経済国・地域との経済関係の強化及び積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

1　英国

安全保障・防衛分野では、平成31年３月に英国海軍フリゲート「モントローズ」が日本に寄港し、海上自衛隊及び米国海軍とともに、日英米共同訓練（本州南方海空域）を実施したほか、海上自衛隊艦艇「おうみ」との連携により、東シナ海の公海上で、北朝鮮船籍タンカーが国連安保理決議で禁止されている「瀬取り」を実施していたことが強く疑われる事案を確認した。10月には、英国海軍測量艦「エンタープライズ」が日本に寄港し、日英共同訓練（関東南方海域）を実施。９月から10月には、英国において英国陸軍と陸上自衛隊との共同訓練（「ヴィジラント・アイルズ19」）を実施した。また、日英インフラ対話（５月）、日英テロ対策協議（12月）及び日英サイバー協議（令和２年１月）を含め各分野における意見交換を実施した。

英国のEU離脱については、正木欧州局長等による英側当局者との累次の電話会談や金杉外務審議官の英国訪問（令和２年２月）等を通じて、関連動向を把握するとともに、日系企業への悪影響を最小限するための働きかけを継続的に実施した。

文化面では、平成29年のメイ首相訪日時に両首脳間で設置に一致したとおり、ラグビーワールドカップ2019と2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の二つの大型スポーツ行事を橋渡しする期間を「日英文化季間2019－20」とし、日英両国で様々な関連行事を実施した。

２　フランス

令和２年１月に実施された第５回日仏外務・防衛閣僚会合（「２＋２」）において一致したとおり、５月には、ベンガル湾において日仏米豪共同訓練「ラ・ペルーズ」を実施した。９月には、第１回日仏包括的海洋対話をフランス領ニューカレドニア・ヌメアで開催し、海洋ガバナンス、環境、海洋安全保障、ブルーエコノミー、科学の分野における両国の取組や今後の協力の可能性等について意見交換を行った。

３　イタリア

４月、日伊防衛装備品・技術移転協定が発効し、日伊両政府が参加する防衛装備品及び技術の共同研究・開発・生産並びに安全保障・防衛分野における協力の強化のために日伊間で移転される防衛装備品及び技術の取扱いに関する法的枠組みが設定された。

４　その他

５月、外交関係樹立100周年を記念して、アントネン・フィンランド外務次官が訪日し、日フィンランド政務協議を実施。二国間関係や北極情勢等、幅広い分野での協力の強化の方途について意見交換を行った。

平成30年１月に安倍総理大臣がバルト三国を訪問した際に立ち上げられた日バルト協力対話の第２回会合を９月、ラトビアで開催した。日本からは正木外務省欧州局長、バルト三国からは外務副大臣、次官及び局長級が出席し、先進技術を活用した連結性の強化及び地域情勢などに関する意見交換を行い、日・バルト間の協力強化を確認した。

11月、毎年実施されている、日スペイン外務次官級政務協議を実施し、二国関係や地球規模課題等、幅広い分野での協力の強化の方途について意見交換を行った。

平成29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標２－３　民間の人的・知的交流の進展

中期目標（--年度）

シンポジウム等を通じて、民間の人的・知的交流を推進し、二国間及び地域間の課題等に対する知見の共有を図る。

平成29年度目標

以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

１　日英21世紀委員会
２　日スペイン・シンポジウム
３　NB８＋日本セミナー
４　日デンマーク外交関係樹立150周年を成功裏に実施する。

施策の進捗状況・実績

１　日英21世紀委員会

９月に第34回合同会議を開催し、英国EU離脱の現状、将来の日英間の経済関係、日英安全保障・防衛協力、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた協力等について、日英両国の有識者等による忌憚のない意見交換を行い、それぞれのテーマに関する具体的な協力強化の方途について提言

書が作成され、メイ英国首相及び安倍総理大臣に手交された。
2　日スペイン・シンポジウム
　10 月、「第４次産業革命とグローバル化」とのテーマの下、両国政府・民間企業関係者等が出席して、イノベーションやグローバル化等について活発な議論が行われ、政治・経済・科学技術分野等の取組に関する提言書が発表された。
3　NB８＋日本セミナー
　これまで過去９回にわたり、日バルトセミナーとしてバルト三国のみを対象に実施してきたが、平成 29 年度から、NB８＋日本等の枠組みでバルト三国及び我が国と密接な関係を有する北欧諸国も含む形で、北欧バルトセミナーとして実施した。平成 30 年１月、北欧・バルト８か国のうち６か国から政府関係者・有識者等の参加を得て、「北欧・バルト諸国を取り巻く安全保障環境」とのテーマの下、活発な意見交換が行われた。
4　日デンマーク外交関係樹立 150 周年
　６月の我が国皇太子殿下のデンマーク御訪問、７月の安倍総理大臣夫妻のデンマーク訪問、10 月のフレデリック皇太子同妃両殿下の御訪日（公式実務訪問賓客）等、ハイレベルの要人往来が実現したことに加え、租税条約の署名や記念切手の発効等の様々な取組もあって、日デンマーク外交関係樹立 150 周年を契機として、様々なレベルにおいて日デンマーク間の友好関係が大きく増進された。

平成 30 年度目標
以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。
1　日英 21 世紀委員会
2　日スペイン・シンポジウム
3　日仏友好 160 年、日スペイン外交関係樹立 150 周年及び日スウェーデン外交関係樹立 150 周年を成功裏に実施する。

施策の進捗状況・実績
1　日英 21 世紀委員会
　８月から９月にかけて、第 35 回合同会議を鎌倉において開催し、日英両国の政治・経済の現状、英国の EU 離脱後の金融サービス分野における日英協力、新しい国際貿易体制における日英の役割、国際秩序変動の時代の日英安全保障問題の課題、グローバル・ヘルスの将来と協力等について、日英両国の有識者等による忌憚のない意見交換を行い、それぞれのテーマに関する具体的な協力強化の方途について提言書が作成され、両国座長からそれぞれ安倍総理大臣及びメイ首相に対して提出された。
2　日スペイン・シンポジウム
　11 月、「日本スペイン外交関係樹立 150 周年のその先へ」とのテーマの下、「日本とスペイン：自由貿易の促進に向けて」、「イノベーション、研究と企業家精神、繁栄の秘訣」及び「両国のソフトパワーの影響と訴求力」について両国の専門家間で議論が行われ、政治・経済・文化等につきまとめた最終報告書が発出された。
3　各周年行事
　日仏友好 160 周年に際し、7 月から平成 31 年２月にかけて、大型日本文化紹介事業「ジャポニスム 2018」が開催された。300 を超える特別・参加企画が行われ、ポップカルチャーや食文化等の分野で多様な市民交流が行われた。
　日本とスペインの外交関係樹立 150 周年の機会には、両国で 600 以上の記念行事が実施され、政府だけでなく民間レベルでの相互理解も深まった。
　日スウェーデン外交関係樹立 150 周年を記念して、４月、カール 16 世グスタフ・スウェーデン国王王妃両陛下が公式実務訪問賓客として訪日し、天皇皇后両陛下主催の御夕餐が行われた。また、安倍総理大臣夫妻との懇談において、両国間の人的交流・経済交流の更なる発展を期待するとともに、二国間関係を一層強化していくことで一致した。また、国王王妃両陛下による様々な周年祝賀行事への出席を通じて、両国国民の間の相互理解が促進された。

令和元年度目標
以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。
1　日英 21 世紀委員会
2　日スペイン・シンポジウム
3　日フィンランド外交関係樹立 100 周年

施策の進捗状況・実績

1　日英21世紀委員会

９月、ロンドン及びカンタベリーで、第36回合同会議が開催され、「日英両国の政治・経済状況」、「貿易投資と世界経済」、「エネルギー問題：セキュリティ・持続可能性・経済」、「ロシアと中国：日英安全保障問題の将来」、「デジタル革命における政策対応」を議題に討議が行われた。英国のEU離脱がもたらす日英間の貿易・経済への影響に加え、各分野における両国の密接な協力が確認され、議論を踏まえた具体的な政策提言が発出された。

2　日本・スペイン・シンポジウム

11月、バレンシア州カステジョンで、第21回日本・スペイン・シンポジウムが開催され、「ソサエティ5.0：人間性を中心に据えたテクノロジー社会」を議題に官民双方の視点に基づく率直な意見交換が行われた。

3　日フィンランド外交関係樹立100周年

７月の秋篠宮皇嗣同妃両殿下のフィンランド御訪問に加え、12 月には、若宮外務副大臣がフィンランドを訪問し、スキンナリ開発協力・外国貿易相を表敬、日フィンランド外交関係樹立100周年クロージング・レセプションに出席した。

また、要人往来に加え、日フィンランド両国間で、周年を祝う様々な記念行事が開催された。

平成29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標２－４　西欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）

往訪については、総理大臣･外務省政務レベル以上､来訪については、国家元首･政府の長・外相等 ①往訪数 ②来訪数	中期目標値	平成29年度		平成30年度		令和元年度		平成29･30･令和元年度目標の達成状況
	--年度	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	
	－	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との二国間協力関係の強化等の観点から適切な水準	①20 ②13	往来数に加え、往来の成果等も踏まえ各国との関係強化の観点から適切な水準	①24 ② 9	往来数に加え、往来の成果等も踏まえ各国との関係強化の観点から適切な水準	①23 ②35	b

評価結果（個別分野２）

施策の分析

【測定指標２－１　政府間対話の進展　＊】

1　全体

各国首脳・外相や皇室・王室との対話等の進展を通じ、ハイレベルでの信頼関係が構築され、様々な課題についての緊密な連携が実現し、首脳文書の発出等具体的な成果にも結実してきているところ、目標達成と判定した。特筆すべき点は以下のとおり。

2　フランス

平成29年５月に発足したマクロン大統領下のフランスとの間では、同大統領就任直後の首脳電話会談で日仏関係の重要性を改めて確認したのを皮切りに、首脳間の信頼関係と密接な協力関係を構築。令和元年６月のＧ20 大阪サミットの直前には、マクロン大統領が公式実務訪問賓客として訪日し、安倍総理大臣との首脳会談を実施、日仏両国は「『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ（2019～2023年）」を発出した。このロードマップにおいて、「海洋国家」かつ「太平洋国家」である両国がインド太平洋地域での具体的な協力を推進していくこと等を確認するなど、極めて重要な成果を得ている。

首脳間関係の緊密化に伴い、外相間の関係も会談等を通じて強化し、特に、平成30年７月の日仏

外務・防衛閣僚協議（「２＋２」）に際しては、日・仏物品役務相互提供協定（日仏 ACSA）に署名（令和元年６月発効）するなど、着実な成果に結び付いてきている。

こうした首脳・外相間の対話を通じた協力強化に加え、平成 30 年９月には、友好 160 年を記念して、皇太子殿下がフランスを公式に御訪問され、「ジャポニスム 2018」視察を含む幅広い行事に参加されたことは、両国国民の間で幅広い分野における交流促進の推進力となった。（平成 29・30・令和元年度：西欧諸国との二国間協力推進経費（達成手段①））

３　英国

平成 29 年４月に安倍総理大臣が英国首相公式別荘に招かれた後、同年８月にはメイ首相を公賓として招へいし、安倍総理大臣との首脳会談に際し、英国の EU 離脱を見据えた「日英共同ビジョン声明」を発出し、英国の EU 離脱後の日英間の将来の経済的パートナーシップの構築を含む経済関係や安全保障協力等幅広い分野での協力強化に一致するなど、日英関係は急速に緊密化。さらに、平成 31 年１月の安倍総理大臣訪英時の首脳会談では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、海洋安全保障等の分野で協力を進めていくことについて首脳レベルで英国のコミットメントを確保した。こうした首脳間の緊密な関係の下で、英国の EU 離脱及びそれを踏まえた日系企業の経済活動の確保のための働きかけも継続的に実施してきており、平成 30 年２月には、メイ首相自らが在英日系企業の声に耳を傾けるビジネスラウンドテーブルの開催という成果につながった。

令和元年７月に就任したジョンソン首相についても、こうした親密な関係を頻繁な会談の実施等を通じて維持・強化できてきていることもまた重要な成果であった。

外相レベルでは、英国の EU 離脱への対応として、日英間の相互承認に関する交換書簡への署名や令和２年２月の英国の EU 離脱直後の外相戦略対話開催等を通じ、首脳間のコミットメントを着実に実施してきていることは重要である。（平成 29・30・令和元年度：西欧諸国との二国間協力推進経費（達成手段①））

４　イタリア

平成 30 年６月に発足したコンテ首相下のイタリア政府との間では、同首相就任直後のＧ７シャルルボワ・サミットの際に首脳会談を実施し、日伊関係の重要性を改めて確認し、平成 31 年４月の安倍総理大臣訪伊時の首脳会談では、「自由で開かれたインド太平洋」についてコンテ首相からコミットメントを引き出し、その維持・強化のため具体的協力案件の形成に向けて連携していくことで一致したことは大きな成果であった。

外相間でも、平成 29 年５月の外相会談で日伊防衛装備品・技術移転協定に署名（平成 31 年４月発効）する等具体的な成果を得ている。また、平成 30 年 11 月には、イタリア外務・国際協力省及びイタリア国際政治研究所（ISPI）が主催する地中海対話に、河野外務大臣が日本の外務大臣として初めて出席したことにより、日伊間では、二国間やＧ７、Ｇ20 にとどまらない協力関係の進展が得られたことも、今後の関係強化の上で有意義であった。（平成 29・30・令和元年度：西欧諸国との二国間協力推進経費（達成手段①））

５　１～３以外の西欧諸国

平成 30 年 10 月の安倍総理大臣のスペイン訪問時、フェリペ６世国王陛下謁見及びサンチェス首相との会談を実施し、首脳会談に際し、両国関係を「戦略的パートナーシップ」に格上げしたことは、二国間関係において大きな前進であり、有意義であった。

また、安倍総理大臣による平成 29 年５月のマルタ訪問、平成 30 年１月のエストニア、ラトビア及びリトアニア訪問は、我が国総理大臣として初めての現地訪問となり、安倍総理大臣の訪問に続いて議員間交流や経済ミッションの相互訪問等が本格化するなど、これらの国との関係強化に向けて重要な推進力となった。特に、安倍総理大臣のバルト三国訪問に際しては、新たな協力の枠組みとして「日バルト協力対話」の立ち上げに一致したことは、二国間にとどまらない欧州内の地域との協力強化を進める上で、重要な成果であった。

平成 30 年 11 月のムスカット・マルタ首相の同国首相として 28 年ぶりの訪日や令和元年 10 月のローマ教皇フランシスコ台下のローマ教皇として史上２人目、ヨハネ・パウロ２世台下以来 38 年ぶりの訪日もまた、両国国民を含めた二国間関係強化に資するものとなった点で有意義であった。

さらに、令和元年 10 月の即位礼正殿の儀に際しては、史上初となる日アンドラ外相会談を実施したほか、訪日した様々な国の国家元首・政府の長等との首脳・外相会談等を実施し、幅広い国との関係強化につながった点で有意義であった。（平成 29・30・令和元年度：西欧諸国との二国間協力推進経費（達成手段①））

【測定指標２－２　二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展　＊】

１　全体

首脳・外相レベルでの政府間対話の進捗を踏まえ、各国との間で、政務局長協議、外務・防衛当局

協議（PM 協議）等を実施し、二国間及び国際社会共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させ、首脳・外相レベルでのコミットメントの具体化を進めることができたため、目標達成と判定した。特筆すべき点は以下のとおり。

2　フランス

平成 29 年４月から５月にかけて演習「ジャンヌ・ダルク」の一環で訪日した仏海軍艦隊との間で初となる日仏英米による共同訓練を実施したほか、平成 30 年１月に日仏 ACSA に大枠合意、同年２月には仏海軍フリゲート艦「ヴァンデミエール」との共同訓練、令和元年５月には、ベンガル湾における日仏米豪共同訓練「ラ・ペルーズ」の実施等、具体的な安保・防衛協力が進展した点は重要であった。

また、二国間協力のみならず、アジア太平洋地域での安全保障環境や海洋秩序等国際社会共通の課題について、平成 30 年３月には、日仏太平洋政策対話、同年 12 月には日仏海洋セミナー、令和元年９月には第１回日仏包括的海洋対話を実施し、アジア太平洋地域における日仏協力は着実に進展したことは有意義であった。（平成 29・30・令和元年度：西欧諸国との二国間協力推進経費（達成手段①））

3　英国

平成 29 年８月に日英 ACSA が発効した後、平成 30 年４月に英海軍フリゲート艦「サザーランド」、８月に英海軍揚陸艦「アルビオン」が日本に寄港し、それぞれ海上自衛隊との共同訓練（関東南方海域）を実施したのを皮切りに、英海軍艦艇の日本寄港や共同訓練実施が継続的に行われるようになった。また、平成 30 年 10 月には米国以外とは初となる日本国内での陸上自衛隊と英陸軍との共同訓練が日英間で実施された。平成 31 年３月に英国海軍フリゲート「モントローズ」が日本に寄港した際には、海上自衛隊及び米国海軍とともに、日英米共同訓練（本州南方海空域）を実施し、海上自衛隊艦艇「おうみ」との連携により、東シナ海の公海上で、北朝鮮船籍タンカーが国連安保理決議で禁止されている「瀬取り」を実施していたことが強く疑われる事案を確認するという成果につながった。このように、アジア及び欧州において、互いに最も緊密な安全保障上のパートナーである日英の安保・防衛協力は大きく進展したことは重要であった。

英国の EU 離脱については、日系企業の経済活動の継続性の確保等について、正木欧州局長等による英側当局者との累次の電話会談等や金杉外務審議官の英国訪問（令和２年２月）等の機会に、継続的に我が国の立場をインプットし続けたことにより、英国政府から理解を得たことで、同政府から現地日系企業への情報提供等につながったことは特筆に値する。

また、ラグビーワールドカップ 2019 と 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の二つの大型スポーツ行事を橋渡しする期間を「日英文化季間 2019－20」とし、日英両国で様々な関連行事を実施するなど、文化面でも協力を進展させることができたことも有意義であった。（平成 29・30・令和元年度：西欧諸国との二国間協力推進経費（達成手段①））

4　イタリア

平成 29 年５月の日伊防衛装備品・技術移転協定への署名、平成 31 年４月の同協定の発効を実現し、その後、日伊両政府が参加する防衛装備品及び技術の共同研究・開発・生産並びに安全保障・防衛分野における協力の強化のために日伊間で移転される防衛装備品及び技術の取扱いに関する法的枠組みの設定を通じ、首脳・外相レベルでのコミットメントを具体化できたことは重要な成果であった。

また、更なる協力の具体化のため、平成 30 年 10 月の次官協議の立ち上げを決定したことは、今後の二国間関係強化の観点から有意義であった。（平成 29・30・令和元年度：西欧諸国との二国間協力推進経費（達成手段①））

5　バルト三国

平成 30 年１月の安倍総理大臣のバルト三国訪問に際し立ち上げを決定した「日バルト協力対話」について、９月に第１回会合を開催、令和元年９月にラトビアで第２回会合を開催し、先進技術を活用した連結性の強化及び地域情勢などに関する意見交換を行い、首脳レベルでのコミットメントの具体化を進めることができたことは重要であった。（平成 29・30・令和元年度：西欧諸国との二国間協力推進経費（達成手段①））

【測定指標２－３　民間の人的・知的交流の進展】

1　全体

日英 21 世紀委員会、日スペイン・シンポジウム等を始めとするシンポジウム等を通じ、民間の人的・知的交流及び地域間の課題等に対する知見の共有を図ることができたため、目標達成と判定した。特筆すべき点は以下のとおり。（平成 29・30・令和元年度：西欧諸国との二国間協力推進経費（達成手段①））

2　シンポジウム等

日英21世紀委員会では、英国のEU離脱及びそれを受けた日英関係等を含む日英・日欧間の様々な課題について、日英の有識者間で忌憚のない意見交換を行い、有意義な具体的提言が行われた。

日スペイン・シンポジウムでは、第四次産業革命やソサエティ5.0、日スペイン共通の関心について意見交換が行われたほか、平成30年には日本スペイン外交関係樹立150周年を踏まえ、今後の協力の方向性について有意義な報告書がまとめられた。（平成29・30・令和元年度：西欧諸国との二国間協力推進経費（達成手段①））

3　周年事業

平成29年の日デンマーク外交関係樹立150周年、平成30年の日仏友好160年及びその際の大型日本文化紹介事業「ジャポニスム2018」、同年の日スペイン外交関係樹立150周年、同年の日スウェーデン外交関係樹立150周年、令和元年の日フィンランド外交関係樹立100周年が周年事業として実施され、これらに際しては、当該国の王族や我が国皇族の往来、関連行事の実施等が行われ、各国国民を含め、二国間関係への関心を惹起し、関係強化のための幅広い裾野の強化につながり、有意義であった。（平成29・30・令和元年度：西欧諸国との二国間協力推進経費（達成手段①））

【測定指標２－４　西欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）】

1　全体

（1）要人往訪数、往来の成果等も踏まえ、各国との関係強化の観点から適切な水準に達したため、目標達成と判定した。

（2）活発な要人往来を通じ、各国と緊密に対話を行うことで協力関係をより緊密化させた。（平成29・30・令和元年度：西欧諸国との二国間協力推進経費（達成手段①））

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**

日本を取り巻く安全保障環境は引き続き大変厳しい状況にあり、国際社会におけるパワーバランスのかつてないほどの変化や技術革新の急速な進展等により、グローバル及び地域における安全保障環境に大きく複雑な影響が出ている。また、グローバル化の進展への反動が広がり、これまで自由貿易の恩恵を受けていた国々の中でも保護主義・内向き志向が顕著となっている。こうした中で、西欧諸国は、我が国と自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値を共有するパートナーであり、西欧諸国との間で対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済を始めとする緊密な関係の維持・強化は、我が国にとり重要である。また、共通の課題に関する協力関係を継続・促進することも必要不可欠であり、今後ともこれらの達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

２－１　政府間対話の進展　＊

上記の施策の分析のとおり、首脳間対話の効果が非常に高かったことから、今後も引き続き重点を置いて取り組む。特に、「自由で開かれたインド太平洋」の実現のための協力等、日本が重視する政策については、ハイレベルでの積極的な働きかけを行っていく。また、二国間関係のみならず、英国のEU離脱後の欧州情勢や国際社会の諸課題に協力して対応していくことを確認する。また、政府ハイレベルが未訪問である国や、政務訪問があまり行われていない国との対話にも積極的に取り組む。

２－２　二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展　＊

上記の施策の分析のとおり、局長級会合等事務レベルでの協議の推進は、首脳・政務レベル等で一致した事項を含め、西欧各国との協力を具体化する観点から効果が高かったことから、今後も引き続き重点を置いて取り組む。今後とも、中期目標の実現に向け、更なる緊密な協力関係を構築すべく、政策調整・協力を進展させる。

２－３　民間の人的・知的交流の進展

上記の施策の分析のとおり、周年事業を含め、シンポジウム等を通じた人的交流の深化の効果が高かったことから、今後も引き続き重点を置いて取り組む。今後とも中期目標の達成に向け、民間の人的・知的交流を推進する。

２－４　西欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）

上記の施策の分析のとおり、より緊密な二国間関係構築のためには要人往来の増加は重要である。今後とも、過去の平均値を目安に可能な限り高い目標を設定し、その実現に努める。

作成にあたって使用した資料その他の情報
・外務省ホームページ 欧州 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/europe.html) ・令和元年版外交青書（外交青書 2019）第２章　第４節　欧州

個別分野３　中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

施策の概要

１　政府ハイレベル及び事務レベルの対話を継続・促進し、政治、経済等幅広い分野における協力を強化する。

２　シンポジウム等を通じて人的・知的交流、経済分野を含む民間交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）

・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）

測定指標３－１　政府間対話の進展　＊

中期目標（--年度）

欧州が英国の EU 離脱、域内経済格差、ポピュリズムの台頭、移民等の課題に直面する中、政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し、また国際社会の共通の諸課題に関する協力・連携を強化するため、中・東欧諸国との間で政府ハイレベルの対話を実施する。

平成 29 年度目標

１　英国の EU 離脱等を受けて欧州情勢が不透明感を増す中で、関係国との間の多岐にわたる協力関係を深化させ、国際社会の共通の課題に連携して取り組むため、政府ハイレベル間の頻繁な会談を引き続き実施する。また、新たに発生した重要案件等について協議するため電話会談も必要に応じて引き続き実施する。

特に以下を実施する。

（１）ドイツ

欧州の主要リーダー国であるドイツと引き続き緊密に連携し、東アジア情勢等の地域情勢や国連安保理改革等の国際社会の課題に対処するため、積極的な政府ハイレベルの会談等を通じて協力を推進する。

（２）ウクライナ

平成 29 年は、日・ウクライナ外交関係樹立 25 周年であり、政府ハイレベル間の交流、議会交流、文化交流等を通じて、両国関係のさらなる深化を目指す。また、ウクライナ情勢の改善に向け、関係国に対する働きかけを継続するとともに、ウクライナの改革努力を支援していく。

（３）西バルカン諸国（アルバニア、クロアチア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モンテネグロ）

西バルカン地域の安定は欧州及び国際社会の安定にとって重要であることから、この地域の安定と発展に向けた取組を支援しつつ、引き続き政府ハイレベル間の対話を進めていく。

（４）Ｖ４（ヴィシェグラード４）諸国（チェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランド）

基本的価値観を共有し共通の課題に取り組む重要なパートナーであるＶ４諸国との協力関係の拡大を目指すべく、二国間及びＶ４＋日本の枠組みでの政府ハイレベル間対話の促進を図る。チェコは平成 21 年以来実現していない首脳往来を実現し、政治、経済、国際社会における関係のさらなる深化を目指す。また、７月からＶ４議長国を務めているハンガリーに対し、Ｖ４＋日本の枠組みで「法の支配」を始めとする基本的価値を共有するパートナーとしての強いメッセージを対外的に発信することを働きかける。

（５）その他（スイス、オーストリア、リヒテンシュタイン、スロベニア、ルーマニア、ブルガリア、ギリシャ、キプロス、ベラルーシ及びモルドバ）

普遍的価値を共有する中・東欧諸国との安定的な二国間関係の推進に向け、政府間対話を促進する。特に、政府ハイレベルが未訪問である国や、政務レベルの訪問が頻繁に行われていない国との対話については、日本の立場や問題意識をインプットし、支持を得る機会とすべく、一層積極的に取り組む。

２　議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。

３　招へいスキームを活用し、要人等を招へいするとともに、在外公館を通じ、招へいスキーム参加者に対するフォローアップを適切に行う。

４　政府ハイレベルの訪問の機会を捉え、両国関係に係る文書等を作成するとともに、様々なレベルにおけるこれら協力の一層の推進について一致することを目指す。

５　政務ハイレベルの未訪問国及び政務レベルの訪問が頻繁に行われていない国とのハイレベル対話を促進する。

施策の進捗状況・実績

1　要人往来や各種国際会議の機会に、多数の首脳・外相会談を実施し、政府ハイレベル間の対話が進展した。具体的な実績は以下のとおり。

（1）ドイツについては、３回の日独首脳会談（９月、平成 30 年２月及び３月。電話会談を含む。）及び４回の外相会談（４月、９月（２回）及び平成 30 年３月。電話会談を含む。）等のハイレベル会談が数多く実現した。９月の外相電話会談では、北朝鮮が地域及び国際社会に対する差し迫った脅威であるとの共通認識を確認し、北朝鮮に対して最大限の圧力をかけるべく、緊密に連携していくことで一致した。

平成 30 年２月、シュタインマイヤー大統領が大統領就任後初訪日し、安倍総理大臣との間で首脳会談を実施した。同会談では、基本的価値を共有する欧州の結束を維持していくことの重要性及びそのための日独連携を確認し、北朝鮮に関し、あらゆる手段により圧力を最大限まで高め、政策を変更させる必要性につき一致した。また、両首脳は、ベートーベンの交響曲九番（「第九」）の日本初演 100 周年である平成 30 年を「DAIKU2018」と名付け、日独交流を一層深める契機とすることで一致した。

（2）ウクライナについては、外交関係樹立 25 周年に当たる平成 29 年を「ウクライナにおける日本年」と位置づけ、現地大使館が中心となって 60 以上の文化行事をウクライナ各地で実施した。日本関連行事の開会式には中根外務副大臣がポロシェンコ大統領と共に出席したほか、フロイスマン首相、クリムキン外相をそれぞれ表敬の上、外交関係樹立 25 周年を迎えた二国間関係の強化や北朝鮮情勢等国際的課題について意見交換を行うとともに、平成 30 年１月１日からのウクライナの一般旅券保持者に対する査証緩和措置導入を伝達した。９月には外相電話会談、12 月には国連安保理会合の際に外相会談を実施し、北朝鮮問題をめぐる協力等について意見交換を行った。

（3）西バルカン諸国との間では、７月に岸外務副大臣がアルバニア及びクロアチアを、９月に中根外務副大臣がセルビア及び北マケドニアを訪問し、各国との間で経済関係を始めとする様々な分野において関係を発展させていくことを確認し、日本大使館開館記念式典（アルバニア及び北マケドニア）等にも参加した。９月の国連総会の際には、安倍総理大臣とプレンコビッチ・クロアチア首相との間で首脳会談を実施し、二国間関係のほか、国際社会や日 EU 関係における協力について意見交換を行った。10 月にはツルナダク・ボスニア・ヘルツェゴビナ外相が訪日し、河野外務大臣との間で外相会談を実施し、外交・公用旅券所持者への査証免除措置導入を決定した。平成 30 年１月には、安倍総理大臣が日本の総理大臣として初めてセルビアを訪問し、ブチッチ大統領と首脳会談を行い、安倍総理大臣の提唱する西バルカン諸国の経済社会改革の支援を目的とする「西バルカン協力イニシアティブ」の下で協力を進めていくことで一致した。平成 30 年２月のミュンヘン安全保障会議の際には、河野外務大臣がブシャティ・アルバニア外相及びディミトロフ・北マケドニア外相と会談し、西バルカン地域との協力等につき意見交換を行った。また平成 30 年２月に堀井学外務大臣政務官がコソボを訪問し、コソボ独立 10 周年記念式典に参加したほか、コソボ要人との間で二国間関係発展の重要性等につき一致した。平成 30 年３月には、パツォーリ・コソボ第一副首相兼外相が訪日し、河野外務大臣との間で、令和元年の外交関係樹立 10 周年に向けた協力等につき意見交換を行った。

（4）Ｖ４諸国との間では、平成 29 年が日・ポーランド国交回復 60 周年に当たることもあり、年度を通してポーランドとの往来が活発に行われた。５月、ヴァシチコフスキ外相が訪日し、岸田外務大臣との間で外相会談を実施した。また平成 30 年１月にはジェジチャク外務副大臣が訪日し、中根外務副大臣と会談を行い、上記行動計画の着実な履行に向けた協力を確認した。チェコからは、６月にソボトカ首相が実務訪問賓客として訪日し、安倍総理大臣との間で首脳会談を実施し、二国間関係や国際社会における協力につき意見交換を行った。スロバキアについては、５月にコルチョク外務・欧州問題副大臣が訪日し、滝沢外務大臣政務官と会談を行い、二国間の経済分野における進捗状況を評価し、日本からスロバキアへの研究・開発分野等における投資拡大等につき意見交換を行った。７月にはライチャーク・スロバキア外務・欧州問題相が次期国連総会議長として訪日し、安倍総理大臣との間で会談を行い、北朝鮮問題に関する日本の立場につき、理解と支援を求めた。12 月には、OSCE 外相理事会の機会に中根外務副大臣がパリーゼク・スロバキア外務・欧州問題副大臣と会談を行うとともにスロバキアを訪問し、フェレンツ・スロバキア経済副大臣らと会談を行った。その際、令和２年の交流 100 周年に向けた二国間関係の強化、スロバキアにおける投資環境整備の推進等につき意見交換を行った。ハンガリーとの間では、11 月の ASEM 外相会合の際に、中根外務副大臣とシーヤールト一外務貿易相との会談が行われ、令和元年の外交関係開設 150 周年や人的交流の拡大に向けた協力につき一致した。

（5）５月に岸田外務大臣がオーストリアを訪問し、令和元年の外交関係樹立 150 周年に向けた二国間関係の強化等につき、クルツ欧州・統合・外務担当相と会談を行った。スロベニアとは、10 月に外交

関係樹立 25 周年を迎え、両首脳・外相間で祝賀メッセージを交換した。11 月には ASEM 外相会合の機会に中根外務副大臣とロガル・スロベニア外務副大臣との会談が行われ、良好な二国間関係の更なる強化等を確認した。７月には、岸外務副大臣がルーマニアを訪問し、ヨハニス大統領を始めとするルーマニア要人との間で二国間関係の更なる促進や、国際社会における緊密な連携につき確認した。平成 30 年１月、安倍総理大臣が日本の総理大臣として初めて、ブルガリア（平成 30 年前半の EU 議長国）及びルーマニアを訪問した。首脳会談においては、それぞれ二国間関係、日 EU 関係のほか、北朝鮮問題を含めたアジア太平洋の厳しい安全保障環境について認識を共有した。ギリシャについては、平成 30 年１月のバンクーバーにおける北朝鮮に関する関係国外相会合の機会に、河野外務大臣とコジアス外相との間で外相会談を実施し、令和元年の日ギリシャ修好 120 周年や令和２年の東京五輪に向けて二国間関係強化の機運を高めていくことで一致した。また、中東・北アフリカ有事の際の退避地となり得るキプロスについては、現地体制の強化を図るべく、平成 30 年１月に在キプロス日本大使館を開設した。

２　議会間・議員間でも、以下のとおり活発な議員交流が行われ、外務省はその円滑な実施を支援した。
　７月にイェメツ・ウクライナ最高会議対日友好議連会長一行が訪日し、日本側友好議連との間で意見交換を行った。また、７月、衆議院外務委員会一行がスロバキア、クロアチア及びギリシャを訪問、郡司参議院副議長がポーランドを訪問した。８月には参議院日本ブルガリア友好議員連盟会長一行がブルガリアを、12 月には参議院議長一行がギリシャを訪問するなど、数多くの国会議員・衆参公式派遣団の往来が実現した。

３　閣僚級招へいでは、10 月にステバノビッチ・セルビア外務次官、平成 30 年２月にドンチェフ・ブルガリア副首相が訪日した。前者は中根外務副大臣と、後者は河野外務大臣とそれぞれ二国間関係や西バルカン地域情勢につき意見を交わし、国際社会における協力を確認した。ドンチェフ・ブルガリア副首相は、世耕経済産業大臣、松山内閣府特命担当大臣、野上官房副長官等との意見交換を行った。ドイツからは、イッシンガー・ミュンヘン安全保障会議議長を招へいし、外務省関係者等との意見交換のほか、外務大臣表敬を行った。

４　５月のヴァシチコフスキ・ポーランド外相訪日時に、①政治・安全保障協力、②経済・科学・技術協力、③文化・人的交流の促進、④多国間協力を柱とした「日・ポーランド戦略的パートナーシップ関係に関する行動計画」が、６月のソボトカ・チェコ首相訪日時には日・チェコ両首脳立ち会いの下、両国間のワーキング・ホリデー協定が、それぞれ署名された。

５　平成 30 年１月、日本の総理大臣として初めて、安倍総理大臣がブルガリア、ルーマニア及びセルビアを訪問し、各国との間で二国間関係の強化を確認したほか、西バルカン地域における支援を表明した。

平成 30 年度目標

１　欧州が英国の EU 離脱、域内経済格差、ポピュリズムの台頭、移民等の課題に直面する中で、中・東欧諸国との間で多岐にわたる協力関係を深化させ、国際社会の共通の課題に連携して取り組むため、政府ハイレベル間の対話・会談を引き続き実施する。そうした機会を捉え、両国関係に係る文書等を作成するとともに、様々な分野における協力の一層の推進について一致することを目指す。必要に応じて、投資環境の整備・改善を要請する等、経済関係の強化の後押しに努める。特に以下を実施する。

（１）ドイツ
　欧州で一層存在感を高めるドイツと、二国間関係の強化にとどまらず、東アジアを始めとする地域情勢や国連安保理改革等国際社会の諸課題に対処するため、頻繁な政府ハイレベルの会談等を通じて協力を推進する。

（２）ウクライナ
　政府ハイレベル間の交流等を通じて、両国関係の深化を図るとともに、ウクライナの安定化に向け同国の改革努力を支援していく。

（３）西バルカン諸国（アルバニア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モンテネグロ）
　西バルカン地域の安定は、欧州ひいては国際社会の平和と繁栄にとって重要であることから、この地域の安定と発展に向けた取組を支援しつつ、引き続き政府ハイレベル間の対話を進めていく。

（４）Ｖ４（ヴィシェグラード４）諸国（チェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランド）
　基本的価値を共有し共通の課題に取り組む重要なパートナーであるＶ４諸国との協力関係を拡大するため、二国間及びＶ４＋日本の枠組みでの政府ハイレベル間の対話を促進するとともに、Ｖ４各国との政治、経済等の分野における関係の更なる深化を目指す。

（５）その他（スイス、オーストリア、リヒテンシュタイン、クロアチア、スロベニア、ルーマニア、

ブルガリア、ギリシャ、キプロス、ベラルーシ、モルドバ)

基本的価値を共有する中・東欧諸国との安定的な二国間関係の構築・強化に向け、政府ハイレベル間の対話を促進する。特に、政府ハイレベルが未訪問である国や、政務レベルの訪問が頻繁に行われていない国との対話については、優先的に取り組む。

２　議会間、議員間の活発な交流を継続支援する。

３　ハイレベルの政府要人等を招へいするとともに、訪日後のフォローアップを適切に行う。

４　政務ハイレベルの未訪問国及び政務レベルの訪問が頻繁に行われていない国とのハイレベル対話を促進する。

施策の進捗状況・実績

１　要人往来や各種国際会議の機会に、多数の首脳・外相会談を実施し、政府ハイレベル間の対話が進展した。具体的な実績は以下のとおり。

（１）ドイツ

３回の日独首脳会談（６月、10 月及び平成 31 年２月）及び５回の外相会談（４月、５月、７月、９月及び平成 31 年２月。電話会談を含む。）等のハイレベルでの会談を実施した。

９月の河野外務大臣訪独では、外相会談を行ったほか、メルケル首相表敬に加えて与党 CDU／CSU 院内会派会に日本の外務大臣として初めて出席し、東アジア情勢や国際経済システムが直面する課題等について日本の立場を説明し、戦後の自由で開かれた国際秩序の下で平和国家として発展してきた日独が、ルールに基づく国際秩序の維持・強化のために一層緊密に協力していくことが重要である旨述べた。また、平成 31 年２月の日独首脳会談では、安保・防衛分野を中心とした日独協力の地平の拡大を確認するとともに、自動運転や AI といった先端技術分野での協力強化で一致した。

（２）ウクライナ

４月、クリムキン外相を交えたＧ７外相アウトリーチ会合が開催され、河野外務大臣は、ウクライナの改革支援を含め、ウクライナ問題の解決に向けた議論を行った。６月末にはコペンハーゲンでフロイスマン首相が主催する「ウクライナの改革に関する国際会議」が開催され、堀井学外務大臣政務官が日本政府を代表して出席の上、ウクライナの改革努力を支援する旨のスピーチを行った。

（３）西バルカン諸国

５月にブシャティ・アルバニア外相が訪日し、河野外務大臣との間で経済や文化などの分野での交流の促進等につき意見交換を行った。10 月には、山田外務大臣政務官がセルビア及びクロアチアを訪問した。セルビアでは、日本セルビア・ビジネスフォーラムに参加、クロアチアでは、日クロアチア租税協定に署名し、両国それぞれとの間で経済分野の交流を活性化させていくことにつき一致した。11 月にはダルマノビッチ・モンテネグロ外相が訪日し、河野外務大臣との間で外相会談を実施し、政府間対話の活性化に向け、外交・公用旅券所持者への査証免除措置導入を決定した。また、平成 31 年２月には、阿部外務副大臣がコソボを訪問し、日コソボ外交関係樹立 10 周年記念式典に参加したほか、コソボ要人との間で経済や文化面を始め幅広い分野での交流活性化に向け関係を強化していくことを確認した。

（４）Ｖ４（ヴィシェグラード４）諸国（チェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランド）

７月に河野外務大臣の日本の外務大臣として 11 年ぶりのポーランド訪問が実現し、戦略的パートナーシップに向けた行動計画の進捗状況につき確認した。また、この機会にコシノジュンコ氏監修による国交樹立 100 周年の記念ロゴマークを両外相の立ち会いの下、発表した。平成 31 年２月には、薗浦総理大臣補佐官がワルシャワで行われた中東に関する国際会議に出席した際、国家安全保障局長官と会談を行い、二国間関係及び国際情勢につき意見交換を行った。

チェコからは、４月にスタシェク外務次官、６月にトラパ外務副大臣が訪日し、それぞれ中根外務副大臣と会談を行い、令和２年に控える日チェコ交流 100 周年に向けた二国間関係の促進や国際社会における協力につき活発な意見交換が行われた。また、11 月からワーキング・ホリデー制度が運用開始となった。

スロバキアとは、12 月の OSCE 外相理事会の機会を捉え、阿部外務副大臣とパリーゼク外務・欧州問題副大臣との間で意見交換が行われた。また、平成 31 年２月のミュンヘン安全保障会議の機会を捉え、ライチャーク外務・欧州問題担当相と河野外務大臣との間で外相会談が行われ、二国間関係及び国際社会における協力につき意見交換が行われた。平成 31 年３月には、ジガ経済相が来日し、磯崎経済産業副大臣及び経団連幹部と会談し、日 EU・EPA 発効後の二国間経済関係に関して意見交換を行った。

ハンガリーについては、７月、林文部科学大臣が訪問し、ヒッレール国会副議長やシュミット国際オリンピック委員とスポーツ交流等につき意見交換が行われた。また、10 月には松井大阪府知事が訪問し、シーヤールトー外務貿易相、グヤーシュ首相府長官ら政府要人を表敬し、意見交換を行った。

Ｖ４との対話については、10 月の ASEM 首脳会合の機会を捉え、５年ぶりとなる第２回「Ｖ４＋日本」首脳会合が開催され、Ｖ４首脳と安倍総理大臣との間で幅広い分野での議論が行われた。

（５）その他

７月には、中根外務副大臣がキプロス及びギリシャを訪問した。キプロスにおいては、日本大使館開館記念式典に参加したほか、先方外相との間で邦人待避に関する協力覚書に署名した。ギリシャにおいては、先方外務副大臣との間で令和元年の日希修好 120 周年等に向け二国間関係強化の機運を高めていくことを確認した。また、河野外務大臣は、９月の国連総会の際にビルチャル・ルーマニア副首相及びザハリエヴァ・ブルガリア外相との間で、12 月のドーハフォーラムの際にメレシュカーヌ・ルーマニア外相との間で、平成 31 年３月の第５回国際女性会議（WAW）の際に訪日したペイチノビッチ＝ブリッチ・クロアチア副首相兼外相との間で、それぞれ、二国間関係のほか、国際社会や日 EU 関係における協力について意見交換を行った。

スロベニアとは、平成 31 年２月に、ミュンヘン安全保障会議の際に 11 年ぶりの外相会談を実施し、二国間関係、西バルカン地域における協力、国際情勢等について議論を行った。

７月にはウリアノブスキ・モルドバ外務・欧州統合相が訪日し、河野外務大臣との間で外相会談を実施し、外交・公用旅券所持者への査証免除措置導入を決定した。

２　７月には日・アルバニア友好議連一行がアルバニアを訪問した。11 月には、カラヤンチェヴァ・ブルガリア国民議会議長が、平成 31 年３月にはヴェセリ・コソボ議会議長が訪日し、それぞれ伊達参議院議長、大島衆議院議長との間で意見交換を行った。

チェコについては、５月のヴォンドラーチェク下院議長及び下院国防委員会一行、また 10 月には上院の農業・交通・教育委員会一行が訪日した。７月には衆議院外務委員会がスイス、オーストリアとともにポーランドを訪問した。

特にポーランドについては、国交樹立 100 年を迎えた平成 31 年１月に、額賀日本ポーランド友好議員連盟会長一行が同国を訪問し、政府及び議会関係者と意見交換を行い、国交樹立 100 周年のオープニングレセプションに出席した。

３　政府要人の招へいではないが、平成 30 年 10 月から 11 月にかけて、ソーシャルメディア発信者招へいの枠組みで、ウクライナの著名ジャーナリスト・ブロガーであるボチカラ記者を招へいし、拉致問題、核・ミサイル問題を含む、日本から見た北朝鮮の事情を中心に取材をアレンジした。日本滞在中及びウクライナ帰国後、同人は自身のブログ等で訪日取材について発信し、東アジアから地理的に離れているウクライナにおいても北朝鮮に関する日本の立場等、日本に対する理解を深める契機となった。

平成 30 年 1 月に安倍総理大臣から発表した「西バルカン協力イニシアティブ」の下、戦略的実務者招へいで、12 月に、西バルカン諸国（アルバニア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モンテネグロ）の商工会議所関係者が訪日し、山田外務大臣政務官と意見交換を行うとともに、西バルカンビジネスセミナーを開催し、日本と西バルカン諸国との経済関係強化を図ったほか、アルバニアからヴェリアイ・ティラナ市長が訪日し、河野外務大臣との意見交換等を行い、二国間の協力関係を更に発展させていくことを確認した。

４　上述のとおり７月に中根外務副大臣がキプロスを、平成 31 年２月に阿部外務副大臣がコソボを、日本の外務副大臣として初めて訪問した。

また、上記１（５）の日スロベニア外相会談は 11 年ぶりに実現したものである。

令和元年度目標

中・東欧諸国との間で以下の取組を進める。

１　ドイツ

欧州で一層存在感を高めるドイツと、二国間関係の強化にとどまらず、東アジアを始めとする地域情勢や国連安保理改革等国際社会の諸課題に対処するため、引き続き頻繁な政府ハイレベルの会談等を通じて協力を推進する。

２　ウクライナ

大統領選挙（平成 31 年３月 31 日、４月 21 日）、議会選挙（10 月）があり、ウクライナ国内情勢をフォローし、ウクライナ政府との安定的で良好な関係を維持する。政府ハイレベルの交流等を通じて、両国関係の更なる深化を図るとともに、ウクライナの安定化に向け同国の改革努力を支援していく。

３　西バルカン諸国（アルバニア、クロアチア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モンテネグロ）

西バルカン地域の安定は欧州及び国際社会の安定にとって重要であることから、この地域の安定と発展に向けた取組みを支援しつつ、引き続き政府ハイレベル間の対話を進めていく。

４　Ｖ４（ヴィシェグラード４）諸国（チェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランド）
　共通の課題に取り組むパートナーであるＶ４諸国との協力関係を拡大するため、二国間及びＶ４＋日本の枠組みでの政府ハイレベル間の対話を促進するとともに、Ｖ４各国との政治、経済等の分野における関係の更なる深化を目指す。特に令和元年は日・ポーランド国交樹立 100 周年、日・ハンガリー外交関係開設 50 周年、令和２年は日・チェコ、日・スロバキア交流 100 周年という節目の年を迎えることから、幅広い分野での進展及び人的交流の拡大を目指す。

施策の進捗状況・実績

１　ドイツ
　ドイツとの間では首脳会談が３回（６月、８月及び 10 月）、外相会談が４回（４月、６月、11 月及び令和２年３月。電話会談を含む）行われ、国際情勢や第三国協力、二国間関係についてハイレベルで緊密な意見交換を行い、国際社会の諸課題について認識を共有した。

２　ウクライナ
　５月のウクライナ新大統領就任式に遠山清彦総理特使（衆議院議員）を派遣し、ゼレンスキー大統領に日本側の祝意を伝達した。７月にはトロントで行われた「ウクライナの改革に関する国際会議」に山田外務大臣政務官が出席し、ウクライナの改革努力を引き続き後押ししていくことを表明した。10 月の即位の礼に際してゼレンスキー大統領とプリスタイコ外相が訪日し、首脳会談、外相会談が行われ、二国間関係、ウクライナ情勢、国際情勢等について意見交換が行われた。12 月の第８回日・ウクライナ経済合同会議には、ウクライナの政財界の代表団が訪日し、日本の政府・経済関係者との協議が行われた。令和２年１月には第２回日ウクライナ・サイバー協議が開催され、サイバー分野での協力等について意見交換が行われた。

３　西バルカン諸国
　西バルカン諸国との間では、８月に河野外務大臣がブルガリア（12 年ぶり）、セルビア（18 年ぶり）、クロアチア（24 年ぶり）、スロベニア（日本の外相として初）を訪問し、各国との間で経済関係を始めとする様々な分野において関係を発展させていくことを確認したほか、西バルカン地域の安定と平和に向けた取組に係る意見交換を行った。９月には、サチ・コソボ大統領が訪日し、安倍総理大臣との首脳会談では、外交関係樹立 10 周年を迎えたことを踏まえつつ、今後の更なる二国間関係の発展の重要性等につき一致した。10 月には、サチ・コソボ大統領、ブルナビッチ・セルビア首相、ジュカノビッチ・モンテネグロ大統領、メタ・アルバニア大統領が即位の礼に際し訪日し、安倍総理大臣と会談を行い、西バルカン諸国の経済社会改革の支援を目的とする「西バルカン協力イニシアティブ」の下で協力を進めていくことで一致した。

４　Ｖ４（ヴィシェグラード４）諸国（チェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランド）
　スロバキア議長国のもと、４月に第３回「Ｖ４＋日本」首脳会合が実現し、平成 30 年 10 月の第２回首脳会合から約半年後の実施となったことで、政治対話が深まった。
　令和元年の日・ポーランド国交樹立 100 周年、日・ハンガリー外交関係開設 150 周年には、皇室御訪問や、即位の礼における要人訪日等、ハイレベルの要人往来が活発化した。
　ハンガリー、ポーランド、チェコの首相訪日、ハンガリー、スロバキアの外相訪日、安倍総理大臣のスロバキア訪問など、Ｖ４各国とは二国間でも政治対話が活発化し、二国間関係が深まった。
　「Ｖ４＋日本」セミナーの実施や周年事業をとおし、相互理解が深まった。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標３－２　二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展　＊

中期目標（--年度）
　欧州が英国の EU 離脱、域内経済格差、ポピュリズムの台頭、移民等の課題に直面する中、政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し、また国際社会の共通の諸課題に対して協力・連携して対処するため、実務レベルでの更なる政策調整・協力を進展させる。

平成 29 年度目標
　更なる政策調整・協力を進めるため、次官級・局長級協議を積極的に実施する。

１　ドイツ
　次官級協議等を実施し、政府ハイレベルの対話の事前調整を行うとともに、英国の EU 離脱等で不透明感を増す国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

２　ウクライナ

実務レベルでの協議を継続し、日本が引き続きウクライナ問題を重視している姿勢を示すとともに、両国が国連安保理非常任理事国として国際社会の諸課題に対して協力して取り組むべく政策調整を行う。

3　Ｖ４諸国（チェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランド）

「Ｖ４＋日本」政策対話やＶ４各国との実務レベルの協議を継続しEUの動向のフォローや、EUにとっての日本のプレゼンスの向上等に努め、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

4　GUAM（ジョージア、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバ）

GUAM 諸国間のネットワークを強化すべく、様々な分野の実務家等を招へいし、毎年実施している「GUAM＋日本」ワークショップを開催するとともに、ハイレベル会合の実施を追求し、関係深化に向けた政策調整を行う。

5　西バルカン諸国（アルバニア、クロアチア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モンテネグロ）

地政学的重要性が高まっている西バルカン地域においては、平成 29 年１月、新たに２公館（アルバニア及び北マケドニア）を開館し、当該地域諸国との一層の関係促進のための土壌が整いつつあることから、実務レベルでの協議を継続、又は新たに行うことにより、日本の立場や問題意識をインプットし、支持を得るとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

6　その他（スイス、オーストリア、リヒテンシュタイン、スロベニア、ルーマニア、ブルガリア、ギリシャ、キプロス、ベラルーシ、モルドバ）

基本的価値を共有する中・東欧諸国との安定的な二国間関係の推進に向け、政府間対話を促進する。特に、政府ハイレベルが未訪問である国や、政務レベルの訪問が頻繁に行われていない国との対話については、日本の立場や問題意識をインプットし、支持を得る機会とすべく、一層積極的に取り組む。

<u>施策の進捗状況・実績</u>

1　ドイツについては、次官協議等を実施し、安全保障分野での協力等につき議論するとともに、Ｇ７や、Ｇ20 における連携や国連改革等のグローバルな課題に協力して取り組むことを確認したほか、東アジアや欧州を始めとする地域情勢についても議論した。

2　ウクライナについては、10 月にエリセーエフ大統領府副長官を訪日招へいし、地域情勢やウクライナの国内改革等、幅広い分野について意見交換を行った。12 月には、政務協議を実施し、二国間関係、地域情勢、国連安保理を含む国際社会における協力等について意見交換を行い、ハイレベル政治対話を含む今後の二国間関係の発展に向けて方向性を共有した。また、第５回日ウクライナ原発事故後協力合同委員会を実施し、被災地域の復興や課題、取組について意見交換を行った。

3　Ｖ４諸国については 11 月にＶ４担当大使を任命し、「Ｖ４＋日本」協力の活性化の基礎を構築した。また、平成 30 年３月にはＶ４諸国の政務局長級関係者との間で第９回「Ｖ４＋日本」政策対話を実施し、日・Ｖ４諸国間の協力や関係促進に向けた体制等につき意見交換を行った。その他、12 月にポーランドとの間で政務協議を実施し、二国間関係のほか、地域情勢、国際社会における協力等につき幅広く意見交換を行った。

4　10 周年を迎えた「GUAM＋日本」協力については、９月に第５回「GUAM＋日本」外相級会合を実施し、河野外務大臣が日本の外務大臣として初めて出席し、観光・貿易・投資分野を始めとした日・GUAM 諸国間の協力、法の支配の確立、北朝鮮問題等につき言及した共同プレスリリースを発出した。平成 30 年１月には、GUAM 諸国の中小企業振興に携わる政府・民間関係者を招へいし、「中小企業振興」をテーマとしたワークショップを開催し、日本と各国の政策の比較や各国の施策の改善点につき議論を行い、日・GUAM 諸国との経済交流の一層の活性化を図った。

5　西バルカン諸国については、７月にモンテネグロ、８月にコソボとの間で政務協議を実施し、経済分野を始めとする二国間関係、西バルカンや東アジアにおける地域情勢、国際社会における協力につき協議を行った。また、アルバニア及び北マケドニアとの間で、今後政務協議を行っていくことで一致した。平成 30 年１月、西バルカン担当大使を任命し、西バルカン諸国との対話の強化の基礎を構築した。

6　その他の国については、平成 30 年３月にブルガリアとの間で政務協議を実施し、「西バルカン協力イニシアティブ」の具体化に向けた協力体制の確認や、国際社会における協力、日・ブルガリア間の経済事情につき協議を行った。また、10 月にスロベニア、12 月にブルガリア、平成 30 年１月にチェコ、同年３月にルーマニアとの間でそれぞれ科学技術協力合同委員会が実施され、研究開発の情報交換、研究者交流、共同研究等の協力活動の促進という成果を挙げた。

平成 30 年度目標

実務レベルでの更なる政策調整・協力を進めるため、次官級・局長級協議を積極的に実施する。必要に応じて、投資環境の整備・改善を要請する等、経済関係の強化の後押しに努める。

１　ドイツ

次官協議等を実施し、政府ハイレベルの対話の事前調整を行うとともに、英国の EU 離脱等を受けて不透明感を増す国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

２　ウクライナ

実務レベルでの協議を継続し、幅広い分野で二国間関係を発展させるとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

３　Ｖ４諸国（チェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランド）

「Ｖ４＋日本」政策対話やＶ４各国との実務レベルの協議を継続し、EU 及び欧州でプレゼンスを高めつつあるＶ４の動向のフォローや、Ｖ４諸国との関係を強化するとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

４　GUAM（ジョージア、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバ）

GUAM 諸国間のネットワークを強化すべく、実務家レベルの交流等を通して、「GUAM＋日本」の枠組みでの対話を継続し、関係深化に向けた政策調整を行う。

５　西バルカン諸国（アルバニア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モンテネグロ）

欧州ひいては国際社会の平和と安定にとり重要な西バルカン地域については、同地域における経済社会改革の支援を目的とした「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、各国との実務レベルでの対話を強化し、日本の政策や問題意識をインプットし、支持を得るとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。具体的には、①西バルカン担当大使による政策協議・対話の実施、②新規経済協力案件発掘に向けた JICA 調査員の派遣、③防災、中小企業振興等に関する地域協力のためのセミナー実施等による知見の共有を同イニシアティブの軸とし、事業の具体化に向け各国との調整を行う。

６　その他（スイス、オーストリア、リヒテンシュタイン、クロアチア、スロベニア、ルーマニア、ブルガリア、ギリシャ、キプロス、ベラルーシ、モルドバ）

基本的価値を共有する中・東欧諸国との安定的な二国間関係の構築・強化に向け、実務レベルでの対話を促進する。特に、政府ハイレベルが未訪問である国や、政務レベルの訪問が頻繁に行われていない国との対話については、優先的に取り組む。

<u>施策の進捗状況・実績</u>

１　ドイツ

次官協議については先方の都合により延期となり年度内の実施は困難となったが、局長級の政策企画協議や次官級外務・防衛当局間協議（２＋２）を実施し、安保・防衛分野を含む国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行った。

２　ウクライナ

10 月に、ウクライナ側から外務・国防両省からそれぞれ次官の訪日を得て、初の安保協議を実施し、防衛当局間で防衛協力・交流覚書に署名した。11 月末、クリミア半島東部のケルチ海峡付近にてウクライナ海軍船舶３隻がロシア国境警備局に拿捕された際には、ウクライナの立場も踏まえつつ、関係国と連携してＧ７外相声明を発出した。

３　Ｖ４諸国（チェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランド）

平成 31 年３月に４年ぶりにポーランドとの間で次官級協議を実施し、二国間関係や国際情勢等幅広い分野について意見交換を行った。

４　GUAM

９月に「GUAM＋日本」外相会合を実施し、地域的・国際的課題に関して意見交換を行うとともに、「日 GUAM 協力プログラム」を実施していく強い意図を表明する共同プレスリリースを発出した。

５　西バルカン諸国（アルバニア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モンテネグロ）

「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、各国との実務レベルでの対話の強化、各種招へい等を行った。具体的には以下のとおり。

（１）西バルカン担当大使は、全ての西バルカン諸国との間で政務協議を実施し（５月：セルビア、北マケドニア及びボスニア・ヘルツェゴビナ、６月：コソボ、平成 31 年１月：モンテネグロ及びアルバニア）、経済分野を始めとする二国間関係の強化を確認し、西バルカンや東アジアにおける地域情勢、国際社会における協力につき協議した。

（２）６月から７月にかけて、新規経済協力案件発掘に向け、西バルカン全域へ JICA 調査員を派遣し

た。10 月には、西バルカン地域青年協力機構（RYCO）との協力で西バルカン諸国の青年を招へいし、異文化交流を通じた民族融和を促した。

（３）12 月には、西バルカン諸国の商工会議所関係者等を招へいの上、日本企業を対象とした西バルカンビジネスセミナーを東京で開催し、経済関係の強化を図った。さらには、平成 31 年２月に日本人専門家を派遣し、ブルガリアにおいて洪水対策に関する防災セミナーを開催し、日本の知見を共有するとともに、西バルカン諸国に対して地域協力を促した。

６　その他

４月にルーマニア、平成 31 年１月にクロアチアとの間で政務協議を実施し、経済分野を始めとする二国間関係の強化を確認し、欧州や東アジアにおける地域情勢、国際社会における協力につき協議を行った。

５月にはスロベニアとの間で政務協議を実施し、二国間関係及び西バルカン地域における協力、国際情勢等について意見交換を行った。

12 月にモルドバとの間で政務協議を実施し、経済分野を始めとする二国間関係の強化を確認し、欧州や東アジアにおける地域情勢、国際社会における協力につき協議を行った。

令和元年度目標

１　ドイツ

平成 30 年度は延期となった次官協議ほか、その他の日独間の実務レベル協議を実施し、英国の EU 離脱等で不透明感を増す国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

２　西バルカン諸国

西バルカン地域における経済社会改革の支援を目的とした「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、各国との実務レベルでの対話を強化し、日本の政策や問題意識をインプットし、支持を得るとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。具体的には、①西バルカン担当大使による政策協議・対話の実施、②新規経済協力案件発掘に向けた JICA 調査員の派遣、③防災、中小企業振興等に関する地域協力のためのセミナー実施等による知見の共有を同イニシアティブの軸とし、事業の具体化に向け各国との調整を行う。

３　Ｖ４諸国（チェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランド）

「Ｖ４＋日本」政策対話やＶ４各国との実務レベルの協議を継続し、Ｖ４の動向のフォローや、Ｖ４諸国との関係を強化するとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

施策の進捗状況・実績

１　ドイツ

次官協議は、先方の都合により２度にわたり協議が延期となった。他方、11 月に日独外務・防衛当局間協議（PM 協議）を実施し、二国間関係、地域情勢のほか、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた協力について有意義な協議を実施。

２　西バルカン諸国

「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、各国との対話の強化、招へい等を実施した。８月、河野外務大臣が、ブルガリア、セルビア、クロアチア、スロベニアを訪問し各国外相との間で、経済分野を始めとする二国間関係の強化を確認し、西バルカンや東アジアにおける地域情勢、国際社会における協力につき協議した。また、11 月には、西バルカン地域青年協力機構（RYCO）との協力で西バルカン諸国の青年を招へいし、異文化交流を通じた民族融和を促したほか、令和２年２月には、ブルガリアとの協力の下、西バルカン諸国の防災実務者を招へいし、防災をテーマに日本の知見の共有を行ったほか、北マケドニアにおいて中小企業振興分野の講座を開設する等、西バルカン諸国に対して地域の共通課題に関する域内協力を促した。

３　Ｖ４諸国

４月にグローバル経済と自由貿易をテーマとした「Ｖ４＋日本」セミナーを実施した。Ｖ４担当大使と各国大使、事務レベル（課長級）との協議も日本で実施した。「Ｖ４＋日本」政策対話は、関係者の都合が合わずに年度内に実施できなかったが、４月に首脳会合が実現し、協力案件フォローアップや次回会合開催やＶ４各国との政治対話強化への機運が高まり、Ｖ４との関係強化につながった。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標３－３　民間の人的・知的交流の進展

中期目標（--年度）

シンポジウム等を通じて、経済分野を含む民間の人的・知的交流を一層促進し、幅広い分野において二国間関係を強化するとともに、国際社会の諸課題等に対する知見の共有を図る機会の増強に努める。

平成29年度目標

以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

1　日独フォーラム
2　将来の課題のための日・オーストリア委員会
3　「Ｖ４＋日本」セミナー

その他、中・東欧諸国にて開催されるシンポジウムやフォーラムに対して、現地日本企業の参加を促したり必要に応じて有識者等の派遣を行い、民間の人的・知的交流を推進し、様々なレベルでの関係強化に貢献する。

施策の進捗状況・実績

1　11月、日独の著名な有識者や政治家の参加を得て、東京において第26回「日独フォーラム」及び第４回「日独1.5トラック安全保障対話」を開催し、日独の政治や社会、国際情勢等について闊達な意見交換を行った。特に、グローバル・リーダー不在の世界が直面する様々な課題に対して日独が連携して取り組む重要性や、今後更に発展するデジタル化社会への対応方法等につき議論が行われた。
2　オーストリアとの間では、７月、著名な有識者や政治家の参加を得て「将来の課題のための日・オーストリア委員会」第21回会合を静岡市で開催し、農林業の将来と地方経済の活性化等のテーマで、自由闊達な議論が行われた。
3　平成30年２月に「Ｖ４＋日本」協力の一環として、英国のEU離脱（Brexit）をテーマにしたセミナーを開催した。政治・経済双方の側面から、Ｖ４各国の実務者や日本の専門家が見解を発表し、参加者との間で活発な意見交換が行われた。
4　その他、ギリシャやブルガリアの現地有力紙の編集長、記者及びシンクタンクの所長を招へいした。外務省によるブリーフィングや政府関係者・民間企業へのインタビューを実施し、帰国後には日本関連の記事が多数掲載される等、民間レベルにおける対日理解促進・対外発信の観点から大きな成果があった。平成30年１月には、GUAM諸国の中小企業振興に携わる政府・民間関係者を招へいし、「中小企業振興」をテーマとしたワークショップを開催したほか、同年３月、コヴァル・ポーランド科学アカデミー講師（元外務副大臣）を招へいし、日本の対東アジア政策をインプットし、理解を得ることができた。

平成30年度目標

次のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を促進する。

1　日独フォーラム
2　将来の課題のための日・オーストリア委員会
3　「Ｖ４＋日本」セミナー

その他、中・東欧諸国において開催されるシンポジウムやフォーラムに関して、現地日本企業の参加を促したり、必要に応じて有識者等の派遣を行う。また、民間有識者等の招へいや日本国内におけるセミナーの開催を通じて、民間の人的・知的交流の促進のみならず、経済分野を始め様々な分野での関係強化に貢献する。

施策の進捗状況・実績

1　10月、日独の著名な有識者や政治家の参加を得て、ベルリンで第27回「日独フォーラム」及び第５回「日独1.5トラック安全保障対話」を開催し、日独の政治や社会、国際情勢等について闊達な意見交換を行った。特に、ルールに基づく国際秩序が挑戦を受ける中で、基本的価値を共有する日独が主導力を発揮することの重要性や、AI分野における日独協力の可能性等につき議論が行われた。
2　11月、ウィーン及びオーバーエスタライヒ州において、将来の課題のための日・オーストリア委員会第22回会合を実施した。公開シンポジウムでは、自動運転及びサイバーセキュリティをテーマとし、両国の取組を共有するとともに、今後の課題について意見交換が行われた。委員による会合では、多国間主義・法の支配について、現下の国際情勢を踏まえ、普遍的価値に基づく国際秩序の維持のための国際協力について活発な議論が行われた。
3　６月にハンガリーで開催されたＶ４局長級防災セミナーに、丸谷東北大学教授を派遣し、日本における災害対策に関する講演を行った。また、その中で、東日本大震災等日本における自然災害や災害対策システム、将来的な対策、指針、企業活動の防災活動やその役割等につき説明を行った。

令和元年度目標

次のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を促進する。

1　日独フォーラム

2　将来の課題のための日・オーストリア委員会

また、中・東欧諸国において開催されるシンポジウムやフォーラムに関して、現地日本企業の参加を促し、必要に応じて有識者等の派遣を行う。また、民間有識者等の招へいや日本国内におけるセミナーの開催を通じて、民間の人的・知的交流の促進のみならず、経済分野を始め様々な分野での関係強化に貢献する。

施策の進捗状況・実績

1　日独フォーラム

12 月、東京で第 28 回「日独フォーラム」及び第６回「日独 1.5 トラック安全保障対話」を開催した。日独フォーラムでは、「世界で台頭する保護主義と権威主義への対応」や「日独企業による SDGs への取組と日独協力の可能性」等をテーマに、日独の著名な有識者、財界人や政治家の参加を得て、闊達な議論が行われた。

2　将来の課題のための日・オーストリア委員会

９月、北海道旭川市において、将来の課題のための日・オーストリア委員会第 23 回会合を実施した。公開シンポジウムでは、観光と地域経済活性化をテーマに、両国の観光分野における取り組みや課題を紹介し、意見交換が行われた。翌日の非公開セッションでは、観光とデジタル化、女性の活躍と地方経済の２つのテーマについて外部専門家を招いて活発な議論が行われた。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標３－４　中・東欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）

往訪については、総理大臣･外務省政務レベル以上､来訪については、国家元首･政府の長・外相等 ①往訪数 ②来訪数	中期目標値	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		平成29･30･令和元年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	－	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との二国間協力関係の強化等の観点から適切な水準	①23 ②10	往来数に加え、往来の成果等も踏まえ各国との関係強化の観点から適切な水準	①13 ②22	往来数に加え、往来の成果等も踏まえ各国との関係強化の観点から適切な水準	①17 ②43	b

評価結果（個別分野３）

施策の分析

【測定指標３－１　政府間対話の進展　＊】

直近３年度でドイツ、ウクライナ、西バルカン諸国、Ｖ４諸国と活発な要人往来を実現し、ハイレベルの政府間対話により各国との信頼感関係を高めるとともに、国際社会における連携をより緊密化できたことからおおむね目標を達成することができた。（平成 29・30・令和元年度：中・東欧諸国との二国間関係の強化（達成手段①））

ドイツについて、直近３年度で９回の首脳会談、13 回の外相会談を通じて強固な二国間関係を築くだけにとどまらず、東アジアを始めとする地域情勢や、国連安保理改革等の国際社会における協力の強化についても共通の認識を醸成することができた。また、平成 31 年２月の首脳会談では、協力の裾野を自動運転、AI 等の先端技術分野にも広げることで一致し、日独協力の地平の拡大を確認した。

ウクライナについて、外交関係樹立 25 周年にあたる平成 29 年を「ウクライナにおける日本年」と

位置づけ、文化行事を大使館が中心となり数多く開催することで、二国間関係の強化を実現した。令和元年度には、ゼレンスキー大統領とプリスタイコ外相の訪日が実現する等、ハイレベルな往来も継続した。また、直近３年度を通じて継続的にウクライナ安定化を支援する姿勢を示し、平成 30 年度と令和元年度の「ウクライナの改革に関する国際会議」にはそれぞれ堀井学外務大臣政務官、山田外務大臣政務官が出席し、ウクライナの改革努力を支援する旨のスピーチを行った。

西バルカン諸国について、西バルカン諸国の経済社会改革の支援を目的とする「西バルカン協力イニシアティブ」の下で、従来見られなかったハイレベルな要人往来を通じ、経済関係を始めとした様々な分野での関係強化を実現した。また要人往来をきっかけに、平成 29 年度のボスニア・ヘルツェゴビナへの外交・公用旅券所持者への査証免除措置導入や、アルバニア、北マケドニア、コソボにおける日本大使館・兼勤駐在官事務所の開設等、西バルカン諸国との政府間協力が大きく進展した。

Ｖ４諸国について、日・ポーランド国交樹立 100 周年、日・ハンガリー外交関係開設 150 周年にあたる令和元年度はモラヴィエツキ・ポーランド首相、オルバーン・ハンガリー首相がそれぞれ訪日し首脳会談を行う等、従来見られなかったハイレベルの往来が実現した。また、直近３年度で２回の「Ｖ４＋日本」首脳会合が開催され、普遍的価値を共有するパートナーとして、今後も「Ｖ４＋日本」の枠組みを強化していくことで一致し、経済・科学分野協力や西バルカン支援も継続的に取り組む認識を共有することができた。

また、直近３年度で２回の「GUAM＋日本」外相級会合が開催された。GUAM 諸国間の連携を後押しする立場を強調することで、近年着実に緊密化している「GUAM＋日本」の枠組みの進展を確認した。

【測定指標３－２　二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展　＊】

直近３年度でドイツ、ウクライナ、Ｖ４諸国、GUAM、西バルカン諸国等との間で各種協議等を通じて、経済や安保・防衛協力分野を始めとする具体的な協力が進展したことから、おおむね目標を達成することができた。（平成 29・30・令和元年度：中・東欧諸国との二国間関係の強化（達成手段①））

ドイツについて、平成 29 年度以降、次官協議は先方の都合により２度の延期となったものの、平成 30 年、令和元年に次官級外務、防衛当局間協議を開催し、二国間関係や地域情勢のほか、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた協力について有意義な協議を実施した。更なる二国間関係強化を促す重要な機会となった。

ウクライナについて、平成 29 年に大統領府副長官が訪日、その後政務協議を実施したのに続き、平成 30 年度に初の安保協議を実施し、防衛当局間の防衛協力・交流覚書署名につながった。

西バルカン諸国について、平成 30 年１月に西バルカン担当大使を任命したことで、各国との二国間関係強化の土壌を築くことができた。その後、新規経済協力案件発掘に向けた JICA 調査員の派遣、西バルカン地域青年協力機構（RYCO）と共同で行った招へい事業、ビジネスや防災をテーマにしたセミナー等を実施することで、「西バルカン協力イニシアティブ」の具現化につながった。

Ｖ４諸国について、平成 29 年にＶ４担当大使を任命することで、「Ｖ４＋日本」枠組みの活性化の基礎を構築できた。その後「Ｖ４＋日本」政策対話等を通じて二国間関係の強化を図ることにより、令和元年度にはオルバーン・ハンガリー首相やモラヴィエツキ・ポーランド大統領等のハイレベルの訪日を実現することができた。

平成 29 年に 10 周年を迎えた「GUAM＋日本」協力は、平成 29 年、30 年に「GUAM＋日本」外相会合を実施し、ハイレベルで日・GUAM 協力の進展を確認した。また、ワークショップの開催や招へい事業を実施することで日・GUAM 諸国間の経済交流の一層の活性化につなげた。

【測定指標３－３　民間の人的・知的交流の進展】

直近３年度で、「日独フォーラム」及び「日独 1.5 トラック安全保障対話」を各３回ずつ継続的に開催した。従来からの安保分野での強化のみならず、デジタル化社会への対応や AI 分野における協力の可能性などを両国の著名な政治家や知識人が意見交換することにより、民間レベルでの協力が更に深まることとなった。

将来の課題のための日・オーストリア委員会についても直近３年度で継続的に開催した。外部から著名な有識者の参加を得て、林業からサイバーセキュリティまで幅広い分野について両国間の取組や課題の共有を行うことで、活発な議論を展開できた。（平成 29・30・令和元年度：中・東欧諸国との二国間関係の強化（達成手段①））

【測定指標３－４　中・東欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）】

要人往訪数、来訪数ともに直近３年度で相当程度活発化し、各国と緊密に対話を行うことによって協力関係をより緊密化させた。（平成 29・30・令和元年度：中・東欧諸国との二国間関係の強化（達成手段①））

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

中・東欧諸国は、日本にとって自由、民主主義、法の支配及び人権などの基本的価値や原則を共有し、国際社会の課題に共に取り組む重要なパートナーである。欧州全体が英国の EU 離脱及び移民・難民等の課題に直面する今、中・東欧諸国と緊密な二国間関係を維持・発展させ、政策協調と相互協力を促進させることは日本にとって不可欠である。

したがって、中・東欧諸国との間で対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済を始めとする関係を維持・強化することは非常に重要である。また、共通の課題に関する協力関係を継続・促進することも必要不可欠であり、今後ともこれらの達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

３－１　政府間対話の進展　＊

令和元年度を通じて、中・東欧諸国間との二国間関係強化に大きく資したハイレベルの政府間対話の進展を、引き続き重点項目とする。政府ハイレベルが未訪問である国、政務レベルの訪問が頻繁に行われていない国との対話についても、日本の立場や問題意識をインプットし、支持を得る機会とすべく、東京オリンピック等の大型行事を活用して積極的に取り組む。

３－２　二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展　＊

令和元年度を通じて、政府ハイレベルで合意された事項や中・東欧諸国との協力を具体化する観点から効果が高かったことから、本項目は引き続き重点的に取り組む。今後とも、中期目標の実現に向け、中・東欧諸国の政務レベルでの更なる緊密な関係構築を目指す。

３－３　民間の人的・知的交流の進展

令和元年度を通じて、民間から著名な有識者の参加を得て人的交流の深化を行うことは、民間レベルでの二国間関係の強化に大きく資することになったため、今後も重点的に取り組む。政策効果の観点から有意義だと考えられる招へい事業や派遣事業を積極的に活用し、機を逃さず民間の人的・知的交流の促進を実現する。

３－４　中・東欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）

より緊密な二国間関係構築のためには要人往来の増加が重要である。そのため、近年の国際社会の諸課題に対する日本の立場や問題意識を伝え、政務レベルでの連携強化につなげる機会として要人往来を積極的に活用する。ついては、具体的な数値に拘泥せず、往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、中・東欧諸国との二国間協力関係の強化等の観点から適切な水準を設定する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・令和元年版外交青書（外交青書 2019）
　第２章第４節　欧州
・外務省ホームページ
　欧州
　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/europe.html）

個別分野４　ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展

施策の概要

１　首脳会談、外相会談等のハイレベルな政治対話を積極的に推進する。
２　北方領土問題を解決して平和条約を締結するための交渉を推進する。そのための環境整備として、四島交流、四島住民支援事業等を実施する。
３　日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組を実施する。特に、平成 28 年５月の日露首脳会談で具体化に一致した８項目の「協力プラン」等の互恵的な協力を着実に進展させる。
４　地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。
５　防衛当局間のハイレベル交流、部隊間交流、外交・防衛当局間での協議の実施に向け、必要な支援及び調整を行う。治安当局間による交流の実施に向け、必要な支援及び調整を行う。
６　各種招へい事業、交流事業等を実施する。特に平成 30 年度は「ロシアにおける日本年」、「日本におけるロシア年」を開催し、年度を通じて民間主催行事も含め 200 件以上の様々な交流行事の実現を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）
　五　戦後外交の総決算　（地球儀俯瞰（ふかん）外交の総仕上げ）
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）

測定指標４－１　政治対話の深化　＊

中期目標（--年度）

首脳会談を始めとするハイレベル対話の実施、議会・議員間交流等を通じ、隣国同士である日本とロシアが、アジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築し、あらゆる分野の連携を促進させる。

平成 29 年度目標

１　領土問題・経済分野等における両国の戦略的利益の合致に向け、首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を維持する。平成 29 年の早い時期に安倍総理大臣のロシア訪問を実施する。北朝鮮、シリア、ウクライナ等国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的な役割を果たすよう、働きかける。
２　首脳間を含む様々なレベルでの対話を継続し、平成 28 年 12 月のプーチン大統領訪日の際の成果をフォローアップしていく。
３　活発な議員・議会対話の継続を支援する。

施策の進捗状況・実績

１　安倍総理大臣の２回の訪露（４月、９月）及び河野外務大臣の訪露（11 月）を含め、首脳会談を４回、外相会談を５回実施した。首脳・外相レベルで、北朝鮮、シリア、ウクライナ等国際社会が直面する様々な問題についてロシアから建設的関与を引き出すよう、直接働きかけた。事務レベルでも、次官級協議や安保協議（８月）を始めとして、北方領土問題、安全保障、経済、国際社会における協力等、幅広い分野において活発な議論を行った。
２　平成 28 年 12 月のプーチン大統領訪日の際の首脳間の合意を踏まえ、９月のウラジオストクでの日露首脳会談で、北方四島における共同経済活動に関し、早期に取り組む５件のプロジェクト候補を特定した。その後、首脳会談、外相会談、次官級協議、局長級作業部会等の機会に、プロジェクト候補の早期実施に向けて精力的な協議が行われた。
３　コサチョフ連邦院国際問題委員長（露日議会間・地域間協力支援協議会会長）の訪日（６月及び平成 30 年１月）、参議院外国議会訪問班の訪露（７月）、山口公明党代表の訪露（９月）等を始めとして、議員間での交流・意見交換が活発に行われた。

平成 30 年度目標

１　領土問題・経済分野等における両国の戦略的利益の合致に向け、首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を維持する。北朝鮮、シリア、ウクライナ等国際社会が直面する様々な問題についてロシア

が建設的な役割を果たすよう、働きかける。
2　首脳間を含む様々なレベルでの対話を継続し、平成 28 年 12 月の首脳間の合意の実現を進展させる。
3　活発な議員・議会対話の継続を支援する。

施策の進捗状況・実績
1　安倍総理大臣の３回の訪露（５月、９月、平成 31 年１月）及び河野外務大臣の訪露（７月、平成 31 年１月）を含め、首脳会談を５回、外相会談を６回実施した。首脳・外相レベルで、北朝鮮、シリア、ウクライナ等国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的関与を果たすよう、直接働きかけた。事務レベルでも、次官級協議（５月、８月、10 月）や安保協議（７月）を始めとして、北方領土問題、安全保障、経済、国際社会における協力等、幅広い分野において活発な議論を行った。
2　平成 28 年 12 月のプーチン大統領訪日の際に協議の開始で合意した北方四島における共同経済活動については、首脳間、外相間だけでなく、次官級協議及び局長級作業部会でも議論を重ね、９月のウラジオストクでの日露首脳会談において、両首脳は、５件のプロジェクト候補の実施に向けた「ロードマップ」を承認した。さらに、11 月の日露首脳会談において、両首脳は、双方の法的立場を害さない形でプロジェクトを早期に実施するべく、更に作業を進めることで一致し、その後も首脳間、外相間において、こうした方向性が確認されている。こうした協力の積み重ねにより培われた信頼の上に、11 月の日露首脳会談において、安倍総理大臣は、「1956 年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことでプーチン大統領と合意した。さらに 12 月のブエノスアイレスＧ20 の際の日露首脳会談では、河野外務大臣及びラヴロフ外相を交渉責任者とし、その下で森外務審議官及びモルグロフ外務次官を交渉担当者とすることで一致した。その後も、平成 31 年１月の首脳会談及び外相会談を始めとして、率直かつ真剣な議論が行われている。
3　シュレポフ国家院対日議員グループ代表の訪日（４月）、伊達忠一・参議院議長の訪露（７月）、オゼロフ連邦院対日議員グループ代表の訪日（11 月）、逢沢一郎・日ロ友好議員連盟会長の訪露（12 月）、ジューコフ国家院第一副議長の訪日（12 月）等を始めとして、議員間での交流・意見交換が活発に行われた。

令和元年度目標
1　領土問題の解決や経済分野等幅広い分野における日露関係の進展に向け、首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を継続する。北朝鮮、シリア、ウクライナ等国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的な役割を果たすよう、働きかける。
2　首脳間を含む様々なレベルでの対話を継続し、平成 30 年 11 月のシンガポールでの首脳間の合意に従って平和条約交渉を進展させる。
3　活発な議員・議会対話の継続を支援する。

施策の進捗状況・実績
1　安倍総理大臣の訪露（９月）、河野外務大臣（５月）及び茂木外務大臣（12 月）の訪露を含め、首脳会談を２回、外相会談を６回実施した。首脳・外相レベルで、北朝鮮、シリア、ウクライナ等国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的関与を果たすよう、直接働きかけた。事務レベルでも、日露戦略対話（４月）、次官級協議（４月、５月、６月、９月、11 月）や安保協議（令和２年１月）を始めとして、北方領土問題、安全保障、経済、国際社会における協力等、幅広い分野において活発な議論を行った。
2　６月の大阪での日露首脳会談において、安倍総理大臣とプーチン大統領は、平成 30 年 11 月にシンガポールにおいて共に表明した、「1956 年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」との決意の下で、引き続き交渉を進めていくことで一致した。９月のウラジオストクでの日露首脳会談では、両首脳は平和条約締結問題について忌憚のない意見交換を行い、未来志向で作業することを再確認した。また、交渉責任者である日露両外相に対して、双方が受け入れられる解決策を見つけるための共同作業を進めていくよう、改めて指示した。これを受け、茂木外務大臣とラヴロフ外相は、９月にニューヨーク、11 月に名古屋で日露外相会談を実施し、平和条約交渉を含む今後の協議の進め方などについて議論した。さらに、12 月のモスクワでの日露外相会談では、平和条約交渉について両外相の間で時間をかけて議論し、本格的な協議に入ることができた。
3　トゥルチャク「統一ロシア」総評議会書記（連邦院副議長）の訪日（５月）、自由民主党議員団のウラジオストク・サハリン訪問（８月）、日ロ友好議員連盟のカムチャツカ訪問（９月）、ウマハノフ連邦院副議長の訪日（11 月）、コサチョフ連邦院国際問題委員長・ジューコフ国家院第一副議長の訪日（11 月）、露自由民主党議員団の訪日（11 月）を始めとして、議員間での交流・意見交換が活

発に行われた。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標４－２　平和条約交渉　＊

中期目標（--年度）

北方領土問題を解決し、平和条約を締結する。

平成 29 年度目標

１　領土問題の解決に向けた協議を継続する。

２　平成 28 年 12 月のプーチン大統領訪日の際の日露首脳会談で合意した、航空機を利用した元島民による特別墓参、共同経済活動に関する四島への官民現地調査団の派遣、追加的な出入域ポイントの設置を、それぞれ平成 29 年中に実現する。

３　関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした四島住民支援事業等関連事業を円滑に実施する。

施策の進捗状況・実績

１　安倍総理大臣の２回の訪露（４月、９月）及び河野外務大臣の訪露（11 月）を含め、首脳会談を４回、外相会談を５回実施し、領土問題について議論した。次官級協議（８月、平成 30 年２月）及び局長級作業部会（11 月、12 月）も実施した。

２（１）北方四島における共同経済活動に関して、４月の日露首脳会談で、平成 28 年 12 月の首脳間の合意事項の具体的進展として、北方四島への官民調査団の派遣について一致した。この結果を踏まえ、６月末に、第一回の北方四島への官民現地調査団の派遣を実施し、７月の首脳会談及び８月の外相会談を経て、９月のウラジオストクでの首脳会談では、早期に取り組む５件のプロジェクト候補を特定するとともに、各プロジェクトの具体的検討と全てのプロジェクトに共通して必要となる人の移動の枠組みに関する検討を加速することで一致した。10 月に第二回の北方四島での現地調査を実施し、この結果を踏まえて、11 月の首脳会談・外相会談、12 月の局長級作業部会で更に議論を進めた。平成 30 年２月の日露次官級協議では、12 月の局長級作業部会での議論を踏まえ、日露の関係省庁を交えて具体的に協議を行った。同月の日露外相会談では、次官級協議の結果を評価し、プロジェクト候補の早期実施に向けて作業を加速するべく、事務方に指示を出すことで一致した。

（２）元島民の方々のための人道的措置については、平成 28 年 12 月の首脳間の合意を踏まえて、８月に、アクセスが制限されていた国後島瀬石周辺への墓参と、歯舞群島墓参の際の追加的な出入域地点の設置を実現するとともに、９月に歴史上初めて航空機を利用した特別墓参を実施し、元島民のより自由な往来に向けた取組を進めた。

３　北方領土問題解決のための環境整備に資する事業にも関係団体と連携して取り組み、四島交流（23 回）、自由訪問（７回）及び墓参（４回、航空機を利用した特別墓参を除く）を実施した。また、北方四島を含む日露両国の隣接地域において、防災や生態系保全などの分野での協力を進めた。

平成 30 年度目標

１　領土問題の解決に向けた協議を継続する。

北方四島における共同経済活動の実現に向けた協議を精力的に行う。平成 29 年度に実施した航空機を利用した元島民による特別墓参、追加的な出入域ポイントの設置、アクセスが制限された区域への墓参の継続実施を働きかける。

２　関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした四島住民支援事業等関連事業を円滑に実施する。

施策の進捗状況・実績

１（１）安倍総理大臣の３回の訪露（５月、９月、平成 31 年１月）及び河野外務大臣の訪露（７月、平成 31 年１月）を含め、首脳会談を５回、外相会談を６回実施し、領土問題について議論した。次官級協議（５月、８月、10 月）及び局長級作業部会（４月、６月、８月、10 月）も実施した。

（２）北方四島における共同経済活動については、プロジェクトの内容に関する局長級作業部会及び人の移動に関する局長級作業部会が合わせて７回、３回の次官級協議に加え、外相会談、首脳会談においても議論が行われるとともに、10 月には北方四島への「ビジネス・ミッション」が実施され、

共同経済活動の実現に向けた取組が活発に行われた。その成果として、９月のウラジオストクでの日露首脳会談において、両首脳は、平成 29 年度に特定した５件のプロジェクト候補の実施に向け、その作業の行程表である「ロードマップ」を承認した。また、11 月のシンガポールでの日露首脳会談において、両首脳は、双方の法的立場を害さない形でプロジェクトを早期に実施するべく、更に作業を進めることで一致し、その後も首脳間、外相間において、こうした方向性が確認されている。

（３）北方領土の元島民の方々のための人道的措置として、７月に、平成 29 年に引き続き航空機による墓参を実施した。同月、船舶による歯舞群島への墓参の際に、臨時の追加的出入域地点が設置された。これらの措置により、北方四島への移動に要する時間が短縮され、元島民の方々の身体的負担を軽減することができた。日露双方は、今後も手続の簡素化を進めることで一致している。

（４）こうした協力の積み重ねにより培われた信頼の上に、11 月の日露首脳会談において、安倍総理大臣は、「1956 年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことでプーチン大統領と合意した。さらに 12 月のＧ20 ブエノスアイレス・サミットの際の日露首脳会談では、河野外務大臣及びラヴロフ外相を交渉責任者とし、その下で森外務審議官及びモルグロフ外務次官を交渉担当者とすることで一致した。その後も、平成 31 年１月の首脳会談及び外相会談を始めとして、率直かつ真剣な議論が行われている。

２　北方領土問題解決のための環境整備に資する事業にも関係団体と連携して取り組み、四島交流（11 回）、自由訪問（７回）及び墓参（２回、航空機を利用した特別墓参を除く。）を実施した。また、北方四島を含む日露両国の隣接地域において、防災や生態系保全等の分野での協力を進めた。

令和元年度目標

１　領土問題の解決に向けた協議を継続する。

平成 30 年 11 月のシンガポールでの首脳間の合意に従って、平和条約交渉を進展させる。北方四島における共同経済活動の実現に向けた協議を精力的に行う。平成 30 年度に実施した航空機を利用した元島民による墓参、追加的な出入域ポイントの設置、アクセスが制限された区域への墓参の継続実施を働きかける。

２　関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした四島住民支援事業等関連事業を円滑に実施する。

施策の進捗状況・実績

１（１）総理大臣（９月）及び外務大臣の訪露（５月、12 月）を含め、首脳会談を２回、外相会談を６回実施し、領土問題について議論した。次官級協議についても６回（４月、５月（２回）、６月、９月、11 月）実施した。

（２）平成 28 年 12 月のプーチン大統領訪日の際に協議の開始で合意した北方四島における共同経済活動については、７回の局長級作業部会、６回の次官級協議等に加え、外相会談、首脳会談においても議論が行われてきている。６月の大阪での日露首脳会談において、両首脳は、「観光」及び「ゴミ処理」の２件の「ビジネスモデル」について一致し、８月及び９月には双方のゴミ処理専門家による北海道本島及び四島の訪問を、10 月から 11 月にかけては日本人観光客による初めての観光パイロットツアーを実施した。12 月のモスクワでの日露外相会談において、両外相は、パイロット・プロジェクトの結果を踏まえつつ、今後の協議の進め方を確認し、それを踏まえ、令和２年１月には「包括的局長級作業部会」を開催した。

（３）北方領土の元島民の方々のための人道的措置として、７月に、船舶による歯舞群島及び色丹島への墓参の際に、臨時の出入域地点が設置されたほか、８月に、３年連続となる航空機による墓参を実現した。これらの措置により、北方四島への移動に要する時間が短縮され、元島民の方々の身体的負担を軽減することができた。また、墓参では、近年訪問できなかった場所にも訪れることができた。日露双方は、今後も手続の簡素化を続けることで一致している。

（４）一方、８月にメドヴェージェフ首相が択捉島を訪問したことを始めとする北方領土に関する我が国の立場と相容れないロシア側の行動や発言に対しては、政府として様々なレベルで適切に抗議・申入れを行った。

２　北方領土問題解決のための環境整備に資する事業にも関係団体と連携して取り組み、四島交流（28 回）、自由訪問（７回）、及び墓参（３回、航空機を利用した墓参１回を含む。）を実施した。また、北方四島を含む日露両国の隣接地域において、防災や生態系保全等の分野での協力を進めた。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標４－３　貿易経済分野における協力　＊

中期目標（--年度）

エネルギー、極東・東シベリア開発やロシア経済近代化における互恵的協力を含めた日露貿易経済関係拡大に向けた取組を実施する。

平成 29 年度目標

1　貿易経済日露政府間委員会等各種会議・会合等の実施を通じ、８項目の「協力プラン」の具体化を更に進めつつ、ロシアの貿易投資環境改善につき、ロシア側に対応を求める。
2　ロシア経済近代化に資するエネルギー、医療、農業、都市環境等の分野での両国間の協力の拡大に向けて、日本企業のロシア進出支援を推進する。
3　日本センターを通じ、ロシアにおける人材育成、両国企業のビジネス支援活動、地域経済交流を継続する。

施策の進捗状況・実績

1　平成 28 年５月の日露首脳会談（於：ソチ）で、安倍総理大臣が提案した８項目の「協力プラン」については、４月に安倍総理大臣がモスクワを訪問し、プーチン大統領に「協力プラン」のメリットについて映像を用いて提示し、具体化を更に進めることで一致した。

６月のサンクトペテルブルク国際経済フォーラム及び７月の産業総合博覧会「イノプロム」（於：エカテリンブルク）等の機会に行った協議を通じて迎えた９月の第３回東方経済フォーラム（於：ウラジオストク）の機会に行った首脳会談では、両首脳は平成 28 年 12 月以来の署名文書が 164 件（うち、民間文書 100 件）に達したことなど、これまでに実現した幅広い成果を歓迎し、「協力プラン」の具体化を更に進め互恵的な日露経済関係を発展させていくことで一致した。11 月の貿易経済に関する日露政府間委員会第 13 回会合（モスクワ）では、８項目の「協力プラン」を含む個別分野の進捗について議論し、勢いを失わせることなく具体的協力を積み重ねていくことで一致した。

2　12 月の日本投資家デー（ウラジオストク）には日本の企業関係者と共に世耕経済産業大臣兼ロシア経済分野協力担当大臣が参加し、極東における協力を更に活発化させるための意見交換を行った。平成 30 年３月の極東セミナーではロシア極東への日本企業による投資を促進するための説明が行われ、130 名以上が参加した。

3　ロシア国内６都市にある日本センターの活動を通じ、ロシアにおける人材育成、両国企業のビジネス支援活動、地域間の経済交流に貢献した。また、日露交流分野で活躍する人材の発掘・育成も念頭に各種講座や研修を実施し、平成 29 年度末までに約 86,000 人のロシア人が受講し、そのうち約 5,400 人が訪日研修に参加した。

平成 30 年度目標

1　貿易経済日露政府間委員会等各種会議・会合等の実施を通じ、８項目の「協力プラン」の具体化を更に進めつつ、ロシアの貿易投資環境改善につき、ロシア側に対応を求める。
2　ロシア経済近代化に資するエネルギー、医療、農業、都市環境等の分野での両国間の協力の拡大に向けて、日本企業のロシア進出支援を推進する。
3　日本センターを通じ、ロシアにおける人材育成、両国企業のビジネス支援活動、地域経済交流を継続する。

施策の進捗状況・実績

1　平成 28 年５月に安倍総理大臣が提案した経済分野における８項目の「協力プラン」 については、平成 31 年１月までに 170 件以上の民間プロジェクトが生み出され、そのうち約半数が契約等の形で動いている。

５月のサンクトペテルブルク国際経済フォーラムに日本はゲスト国として初めて参加し、安倍総理大臣及び世耕経済産業大臣兼ロシア経済分野協力担当大臣がジャパン・パビリオンを視察したほか、日露ビジネス対話が開催され日露の企業間で活発な意見交換が行われた。９月の第４回東方経済フォーラム（ウラジオストク）の際の日露首脳会談では、リハビリセンターの開所や高速通信サービスの提供等の極東地域での案件を含め、８項目の「協力プラン」の下で協力が進展していることに加えて、日露租税条約が 10 月に発効することを歓迎した。

12 月の貿易経済に関する日露政府間委員会第 14 回会合（東京）では、河野外務大臣とオレシュキン経済発展相が共同議長を務め、関係省庁や民間企業関係者を含めて経済関係を包括的に議論した。ガスプロムによるサムライ債の発行を歓迎したほか、ハバロフスク空港運営参画事業の株主間協定の署名を受けて、日本の技術と経験をいかした極東ハブ空港の誕生を期待する旨言及があった。

こうした首脳会談や閣僚級の会合の機会を捉え、日本企業がロシアで事業を進める上で直面する諸問題を指摘し改善を求めた。

2　平成30年２月の日露交流促進官民連絡会議には日本企業36社が参加し、引き続き日露関係の発展に向けて官民での連携を更に深めていくことで一致した。また、５月のサンクトペテルブルク経済フォーラムの際には日露ビジネス対話を、９月の第４回東方経済フォーラムの際には日本企業関係者との懇談を行い、日露の経済分野での協力を更に活発化させるための意見交換を行った。

3　日本センターは、ロシア国内６都市で両国企業間のビジネスマッチングや経営関連講座を実施しており、これまでに約９万人が講座を受講し、そのうち約5,700人が訪日研修に参加している。

令和元年度目標

1　貿易経済日露政府間委員会等各種会議・会合等の実施を通じ、８項目の「協力プラン」の具体化を更に進めつつ、ロシアの貿易投資環境改善につき、ロシア側に対応を求める。

2　ロシア経済近代化に資するエネルギー、医療、農業、都市環境等の分野での両国間の協力の拡大に向けて、日本企業のロシア進出支援を推進する。

3　日本センターを通じ、ロシアにおける人材育成、両国企業のビジネス支援活動、地域経済交流を継続する。

施策の進捗状況・実績

1　平成28年５月に安倍総理大臣が提案した８項目の「協力プラン」は、プーチン大統領が掲げる「国家プロジェクト」とも軌を一にするものとして、令和２年１月までに200件以上の民間プロジェクトが生み出されている。

６月の大阪での日露首脳会談では、北極LNG２プロジェクトへの日本企業による10%の出資参画やハバロフスクにおける予防医療診断センターの設立に向けて日露企業が準備を進めていることを含め、８項目の「協力プラン」の下で協力が進展していることを歓迎した。９月のウラジオストクでの日露首脳会談では、北極LNG２プロジェクトが最終投資決定に至ったことやモスクワ州で建設されるゴミ処理発電プラントに日本企業が技術提供すること等を歓迎した。

12月のモスクワでの貿易経済に関する日露政府間委員会第15回会合では、茂木外務大臣とオレシュキン経済発展相が共同議長を務め、関係省庁や民間企業関係者を含め、「極東」の可能性を開花させるための協力を含め、経済関係について包括的に議論した。

こうした首脳会談や閣僚級の会合の機会を捉え、日本企業がロシアで事業を進める上で直面する諸問題を指摘し改善を求めた。

以上のような日露経済関係の発展及びビジネス環境の改善に向けた政府の取組も背景に、日本の対露投資も着実に増加し、令和元年も433億円と前年同期比で約14%の伸びを見せているほか、日本貿易振興機構（JETRO）が行った調査では、ロシア進出日系企業のうち営業黒字見込みの企業の割合は３年連続で約７割を維持するなど、日本企業にとってロシアへの投資にメリットがあることを示している。

2　６月のG20大阪サミットの際には日露ビジネス会合を、９月の第５回東方経済フォーラムの際には日露ビジネスラウンドテーブルや日本企業関係者との懇談を行い、日露の経済分野での協力を更に活発化させるための意見交換を行った。

3　日本センターは、ロシア国内６都市で両国企業間のビジネスマッチングや経営関連講座を実施しており、これまでに約94,000人が講座を受講し、そのうち約6,000人が訪日研修に参加している。

平成29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標４－４　国際社会における協力

中期目標（--年度）

地球規模の課題及び主要地域問題に関する協力・対話といった国際社会における協力を推進する。

平成29年度目標

1　シリア、北朝鮮、テロとの闘い、ウクライナ等国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する協力・対話を実施する。

2　アジア地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。

施策の進捗状況・実績

1　首脳・外相会談等の機会を通して、北朝鮮、シリア、ウクライナ情勢など国際社会が直面する様々な問題について、ロシアから建設的関与を引き出すよう働きかけた。北朝鮮情勢に関しては、北朝鮮による８月の弾道ミサイル発射実験を受け、日露首脳電話会談及び日露外相電話会談を迅速に実施し、この問題について引き続き日露で連携していくことを確認した。また、８月に日露安保協議を実施し、特に北朝鮮問題を中心とする、アジア太平洋地域における安全保障情勢について議論した。
2　前述したアジア太平洋地域における安全保障情勢についての議論に加え、領事、国連、軍縮・不拡散、中東といった幅広い分野で外交当局間の協議を行った。

平成 30 年度目標
1　北朝鮮、シリア、テロとの闘い、ウクライナ等国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する協力・対話を実施する。
2　アジア地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。

施策の進捗状況・実績
1　首脳・外相会談等の機会を通して、北朝鮮、シリア、ウクライナ情勢等国際社会が直面する様々な問題について、ロシアが建設的関与を果たすよう働きかけた。北朝鮮情勢に関しては、首脳レベル、外相レベルを含め、引き続き日露で連携していくことを確認した。また、７月に日露外務・防衛閣僚協議（「２＋２」）及び日露安保協議を実施し、特に北朝鮮問題を中心とする、アジア太平洋地域における安全保障情勢について議論した。
2　前述したアジア太平洋地域における安全保障情勢についての議論に加え、テロ対策、軍縮・不拡散、中東といった幅広い分野で外交当局間の協議を行った。

令和元年度目標
1　北朝鮮、シリア、テロとの闘い、ウクライナ等国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する協力・対話を実施する。
2　アジア地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。

施策の進捗状況・実績
1　首脳・外相会談等の機会を通して、北朝鮮、シリア、ウクライナ情勢等国際社会が直面する様々な問題について、ロシアが建設的関与を果たすよう働きかけた。北朝鮮情勢に関しては、首脳レベル、外相レベルを含め、引き続き日露で連携していくことを確認した。また、７月に日露外務・防衛閣僚協議（「２＋２」）、令和２年１月に日露安保協議を実施し、特に北朝鮮問題を中心とする、アジア太平洋地域における安全保障情勢について議論した。
2　前述したアジア太平洋地域における安全保障情勢についての議論に加え、テロ対策、軍縮・不拡散、中東といった幅広い分野で外交当局間の協議を行った。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標４－５　防衛・治安分野における関係の発展

中期目標（--年度）
防衛当局間・部隊間交流、外交・防衛当局間協議、治安当局間交流等の防衛・治安分野における関係を発展させることにより、これら分野における両国の信頼関係を構築する。

平成 29 年度目標
1　安全保障分野
（1）我が国自衛隊及びロシア軍による共同訓練及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
（2）安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
2　治安分野
治安分野を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための、必要な調整、支援等を行う。

施策の進捗状況・実績
1　安全保障分野

（1）防衛交流については、11 月にサリュコフ露地上軍総司令官、12 月にゲラシモフ露参謀総長が訪日した。実務レベルでは、引き続き各種協議や日露捜索・救難共同訓練等を実施し、相互理解の促進及び偶発事故の防止に努めた。当省として必要な支援・調整等を行った。
（2） 9月及び 12 月に谷内国家安全保障局長とパトルシェフ安全保障会議書記の会談が行われた。当省は、これらの意見交換のために支援・調整を行った。
2　治安分野
海上保安庁巡視船とロシア警備艇との合同訓練を実施し、海上交通の安全についても連携を確認した。7月には中島海上保安庁長官が訪露し、約４年ぶりに日露海上警備機関長官級会合が実施された。当省として必要な支援・調整等を行った。

平成 30 年度目標
1　安全保障分野
（1）我が国自衛隊及びロシア軍による共同訓練及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
（2）安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
2　治安分野
治安分野を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための、必要な調整、支援等を行う。

施策の進捗状況・実績
1　安全保障分野
（1）防衛交流では、10 月に河野統合幕僚長が訪露（統合幕僚長による訪露は６年ぶり）。実務レベルでは、各種協議に加え、７月に第 18 回日露捜索・救難共同訓練、11 月にソマリア沖・アデン湾において日露で初となる海賊対処訓練が実施された。当省として必要な支援・調整等を行った。
（2） 7月に外交当局間で日露安保協議を実施し、７月にモスクワで３回目となる日露外務・防衛閣僚協議（「２＋２」）を開催したほか、10 月に谷内国家安全保障局長とパトルシェフ安全保障会の会談を行った。
2　治安分野
12 月にクリショフ連邦保安庁国境警備局長官が訪日し、日露海上警備機関長官級会合が実施された。外務省として必要な支援・調整等を行った。
3　その他
テロ、マネーロンダリング、麻薬等の非伝統的脅威の分野では、４月に第８回日露テロ対策協議、６月にマネーロンダリング対策に関する金融庁専門家の訪露を実施し、11 月及び平成 31 年２月にはアフガニスタン及び中央アジアの麻薬対策官を対象にした研修を日露及び国連薬物犯罪事務所（UNODC）が連携する形で実施した。外務省として必要な調整・支援等を行った。

令和元年度目標
1　安全保障分野
（1）我が国自衛隊及びロシア軍による共同訓練及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
（2）安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
（3）非伝統的脅威の分野での日露間の協力促進のための、必要な調整、支援等を行う。
2　治安分野
治安分野を担当する両国の組織間での協議及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。

施策の進捗状況・実績
1　安全保障分野
（1）防衛交流では、５月に湯浅陸上幕僚長が訪露し、サリュコフ地上軍司令官と会談したほか、ゲラシモフ参謀総長を表敬した。実務レベルでは、各種協議に加え、６月に第 19 回日露捜索・救難共同訓練、 令和２年１月にはソマリア沖・アデン湾において日露で２回目となる海賊対処共同訓練が実施され、当省として必要な支援・調整等を行った。
（2） 平成 31 年３月及び令和２年１月に外交当局間で日露安保協議を実施し、また、４月に東京で日露戦略対話が開催され、５月に東京で４回目となる日露外務・防衛閣僚協議（「２＋２」）を開催し

たほか、９月に北村国家安全保障局長とパトルシェフ安全保障会議書記の会談を行った。
（３）12 月、これまで事務レベルで協議を行ってきた海上事故防止協定改正議定書が実質合意に至ったことを発表した。
（４）腐敗、サイバー、麻薬等の非伝統的脅威の分野では、11 月に人事院関係者が訪露し露大統領府関係者と腐敗対策について意見交換を行ったほか、同月には第３回日露サイバー協議が実施された。また、麻薬対策分野では、12 月及び令和２年２月、アフガニスタン及び中央アジアの麻薬対策官を対象にした研修を日露及び UNODC が連携する形で実施され、外務省として必要な調整・支援等を行った。
２　治安分野
　７月に岩並海上保安庁長官が訪露し、クリショフ露連邦保安庁国境警備局長官との間で日露海上警備機関長官級会合が実施され、外務省として必要な支援・調整等を行った。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標４－６　文化・国民間交流の進展　＊

中期目標（--年度）

各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、草の根交流事業等の実施を通じ、相互理解を促進する。

平成 29 年度目標

１　閣僚級・戦略的実務者招へい等の各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、草の根交流事業の実施を通じて、更なる人的交流・文化交流の活性化を図る。
２　平成 30 年の「ロシアにおける日本年」、「日本におけるロシア年」の開催に向けて、様々な交流行事の具体化を進める。

施策の進捗状況・実績

１　「内外発信のための多層的ネットワーク招へい」により、１名の招へいが実施され、ロシア情勢、日露関係等について有益な意見交換を行ったが、前年度と比較して、各種スキームによる招へいは低調な結果だった。
　平成 28 年 12 月のプーチン大統領訪日の際に青年交流の大幅な拡大について一致したことを受け、平成 29 年には日露青年交流事業の枠組みで 1,019 名（平成 28 年は 571 名）が参加し、「日露青年フォーラム」を始めとする様々なテーマの青年交流や、ロシア各地での日本文化紹介事業が活発に実施された。
２　平成 28 年 12 月のプーチン大統領訪日の際に、日露間における人的交流の拡大策の一つとして開催を合意した平成 30（2018）年の「ロシアにおける日本年」及び「日本におけるロシア年」の開催に向け、日本側組織委員会の設立、両国共催による開会式（平成 30 年５月、於：モスクワ）の決定等、準備が進展した。

平成 30 年度目標

１　閣僚級・戦略的実務者招へい等の各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、草の根交流事業の実施を通じて、更なる人的交流・文化交流の活性化を図る。
２　「ロシアにおける日本年」、「日本におけるロシア年」を開催し、平成 30 年度、民間主催行事も含め 200 件以上の様々な交流行事の実現を図る。

施策の進捗状況・実績

１　「内外発信のための多層的ネットワーク招へい」により、高等経済大学欧州・国際研究センター副所長１名の招へいを実施し、日露関係、東アジアの安全保障情勢等について有益な意見交換を行った。
　「閣僚級・戦略的実務者招へい」により、有識者１名の招へいが実施され、日露関係、国際安全保障情勢等について有益な意見交換を行った。
　「文化交流事業」では、「ロシアにおける日本年」という機会を利用して、歌舞伎や流鏑馬など約 50 件の外務省主催事業がロシア各地で実施され、延べ 111 万人以上のロシア人が参加した。
　「草の根交流事業」では、日本文化紹介事業やスポーツ交流など計 37 件の事業がロシア各地で実施された。
　平成 28 年 12 月の日露首脳会談で青年交流の規模を年間 1,000 名程度に拡大することで一致したことを受け、平成 30 年には 1,334 人（平成 29 年：1,121 人）が日露青年交流事業に参加し、幅広い

分野で交流が実施された。
２　平成 30 年は日露両首脳の合意により「ロシアにおける日本年」・「日本におけるロシア年」が実施され、５月 26 日に両首脳出席の下、モスクワのボリショイ劇場で開会式が行われたほか、交流年の認定行事としてロシアで 500 件以上、日本では 150 件近くの行事が開催されるなど、文化・人的交流が活発に行われた。

令和元年度目標
１　閣僚級・戦略的実務者招へい等の各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、草の根交流事業の実施を通じて、更なる人的交流・文化交流の活性化を図る。
２　G20 大阪サミットの際に開催される「ロシアにおける日本年」・「日本におけるロシア年」の閉会式も含め、交流年行事を確実に実施するとともに、交流年で得られた交流の機運を更に盛り上げていく。

施策の進捗状況・実績
１　「ソーシャルメディア発信者招へい」により、ジャーナリスト１名を招へいし、SNS を通じた発信によりロシアでの対日理解・好感度の向上が図られた。
「文化交流事業」では、平成 30 年５月から令和元年６月末まで実施された「ロシアにおける日本年」を利用して、歌舞伎や流鏑馬を始めとする約 60 件の外務省主催事業がロシア各地で実施され、延べ 160 万人以上のロシア人が参加した。
「日露草の根交流事業」では、日本文化紹介事業やスポーツ交流など計 28 件の事業がロシア各地で実施された。
平成 28 年 12 月の日露首脳会談で青年交流の規模を年間 1,000 名規模に拡大することで一致したことを受け、862 人が日露青年交流事業に参加し、幅広い分野で交流が実施された。
２　平成 30 年５月から令和元年６月末までの間、日露両首脳の合意により「ロシアにおける日本年」・「日本におけるロシア年」が実施され、６月 29 日に両首脳出席の下、大阪市のいずみホールにおいて閉会式が行われたほか、交流年の認定行事としてロシアで 600 件以上、延べ 160 万人以上が参加するなど、文化・人的交流が活発に行われた。また、交流年の実施で得られた日露関係発展のダイナミズムを地方での交流の裾野拡大につなげるため、令和２年から３年を「日露地域交流年」とすることに首脳間で一致した。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

評価結果（個別分野４）

施策の分析

【測定指標４－１　政治対話の深化　＊】
１　首脳・外相会談を始めハイレベルの政治対話の継続については、過去３年間で首脳会談を 11 回、外相会談を 17 回実施するなど、幅広い分野において活発な議論を行うことができた。
平和条約締結問題について議論を重ねる中で、３年連続で航空機による元島民の墓参が実現し、また、北方四島における共同経済活動については、観光パイロットツアーを始めとするパイロット・プロジェクトの実施など、平成 28 年 12 月の首脳間の合意が着実に進展している。さらに、平成 30 年 11 月のシンガポールでの日露首脳会談では、両首脳は 1956 年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させることで一致した。これらに基づき、平和条約交渉が精力的に行われた。（平成 29・30・令和元年度：ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化（達成手段②）、令和元年度：日露共同経済活動推進費（達成手段⑥））
２　議会・議員間対話の推進について、特にトゥルチャク「統一ロシア」総評議会書記（連邦院副議長）の訪日時（５月）には、安倍総理大臣、二階自民党幹事長、大島衆議院議長、伊達参議院議長、逢沢日ロ友好議連会長、岸田自民党政調会長を始め、多くの政府・議会要人との会談が実現し、両国の議員間交流の一層の深化に大きく貢献したと考えられる。
他方、我が国における新型コロナウイルスの感染拡大を受け、議員間交流を含め制約が出てきているところ、新たな日程やアジェンダを検討するに当たり、日露の議員間が円滑にコミュニケーションを取れるよう、令和２年度以降も支援を継続していくことが課題である。

【測定指標４－２　平和条約交渉　＊】

領土問題の解決に向け、過去３年間で首脳会談を 11 回、外相会談を 17 回実施するなど、領土問題の解決に向けた協議を継続することができた。また、北方領土問題解決のための環境整備に資する事業にも関係団体と連携して取り組み、四島交流、自由訪問、墓参を継続して実施したほか、３年連続で航空機による墓参も実現し、元島民の方々の身体的負担を軽減することができた。北方四島における共同経済活動については、令和元年 10 月から 11 月にかけて日本人観光客による初の観光パイロットツアーが実現するなど、平成 28 年 12 月の首脳間の合意を着実に進展させることができた。（平成 29・30・令和元年度：「北方領土復帰期成同盟」補助金（達成手段①）、ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化（達成手段②）、北方四島住民との交流（達成手段④）、令和元年度：日露共同経済活動推進費（達成手段⑥））

【測定指標４－３　貿易経済分野における協力　＊】

平成 29 年度、平成 30 年度、令和元年度ともに、首脳・外相会談に加え、貿易経済に関する日露政府間委員会を実施し、日露双方の関係省庁や民間企業関係者を交えて、日露経済の幅広い分野に関して協力の現状や課題、展望について議論を行うことができた。この際、日露ビジネス対話も各年に複数回実施されており、日露ビジネスの拡大に向けた民間企業関係者間の交流が活発に行われた。また、在ロシア日本センター事業を通じて日露経済関係の強化に貢献することができた。引き続き、首脳会談や閣僚級の会合の機会を捉え、日本企業がロシアで事業を進める上で直面する諸問題を集約し、その改善を求めていきたい。（平成 29・30・令和元年度：在ロシア日本センター事業を含む日露経済関係の強化（達成手段③））

【測定指標４－４　国際社会における協力】

令和元年度にかけても、日露間では首脳会談、外相会談を始め、様々なレベルで協議を実施し、その都度、北朝鮮、シリア、ウクライナ等の国際社会が直面する諸問題等について、日本の考え方を伝えるとともに、ロシアの建設的な関与を働きかけることができ、有意義だった。（平成 29・30・令和元年度：ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化（達成手段②））

【測定指標４－５　防衛・治安分野における関係の発展】

平成 29 年度、平成 30 年度、令和元年度の３年間にかけて、日露双方の防衛当局・治安当局ハイレベルの往来、安全保障協議の開催が切れ目なく行われた。また、日露外務・防衛閣僚協議（「２＋２」）の実施を通じて両政府のハイレベルにおける対話も継続され、目標は達成されたと判断した。（平成 29・30・令和元年度：ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化（達成手段②））

【測定指標４－６　文化・国民間交流の進展　＊】

文化・国民間交流の進展については、各種スキームにより、４名の招へいが実施され、日露関係等について有益な意見交換を行ったことから、おおむね目標達成と判定した。

また、平成 30 年５月から令和元年６月にかけて、「ロシアにおける日本年」及び「日本におけるロシア年」が実施され、ロシアにおいて 600 件以上の日本関連行事が開催され、延べ 160 万人以上が行事に参加するなど、文化・人的交流が活発に行われた。令和元年６月の日露首脳会談において、交流年のダイナミズムを維持・発展させ、地方まで交流の裾野を広げるため、令和２年及び令和３年を「日露地域交流年」とすることで、引き続き文化・人的交流等を行い、中期目標である日露間の相互理解を促進していく。（平成 29・30・令和元年度：ロシアにおける日本紹介事業（達成手段⑤））

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**

日露両国は、アジア太平洋地域の重要なパートナーである。近年、ロシアは、極東・東シベリア地域の開発を重視し、世界経済の成長センターであるアジア太平洋地域諸国との関係強化を積極的に推進している。日露両国が安定した関係を築き、協力を深めることは、日本の国益のみならず、地域の安定と発展にとっても極めて重要である。

したがって、領土問題を解決して平和条約を締結し、政治、経済、安全保障、文化・人的交流等の幅広い分野で日露関係を発展させパートナーとしてふさわしい関係を構築するとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

４－１　政府間対話の進展　＊

首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話の実施、議会・議員間交流を通じ、隣国同士である日本と

ロシアが、アジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築し、あらゆる分野の連携を促進させるとの中期目標は適切な目標であったと考える。
平和条約交渉を始めとする各分野の両国関係を進展させる上で、首脳間等ハイレベルの信頼関係の維持が重要であり、今後とも政治対話等の深化に注力していく。また、北朝鮮、シリア、ウクライナ情勢について、平和的解決に向けロシアが建設的役割を果たすよう、政府のハイレベルより引き続き働きかけを行っていく。
政治対話の深化により、初の北方四島における観光パイロットツアーが実施されるなど一定の成果が見られたので、令和２年度以降はこれを政府間の関係にも広げていくことが必要である。

４－２　平和条約交渉　＊

領土問題の解決に向けた協議の継続、関係省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした関連事業の円滑な実施等は重要であり、中期目標及び３年間の年度目標は適切であったと考える。
本交渉の進展には、政府間対話が不可欠であり、今後とも中期目標の達成に向け、政府間対話の進展と共にこれら取組を基本的には継続する。

４－３　貿易経済分野における協力　＊

日本企業によるロシアへの進出を支援するためには、日本企業が直面する問題の改善をロシア政府に働きかける必要があり、首脳・外相会談に加え、関係省庁や民間企業関係者が参加する貿易経済に関する日露政府間委員会会合等を実施することは非常に有益となる。中期目標の達成に向け、令和２年度も引き続きこれら取組を継続し、透明性、安定性等の点で貿易投資環境を改善すべく様々な機会を通じてロシア側の対応を求めていく。

４－４　国際社会における協力

令和２年度も日露間では首脳、外相を始めと様々なレベルでの協議実施が予想されるところ、引き続き、様々な機会を活用して、国際社会が直面する諸問題等に対する日本の考え方を伝えるとともに、ロシアによる建設的な関与を働きかけていく。

４－５　防衛・治安分野における関係の発展

防衛当局間の交流、安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話を通じた信頼関係の構築、安全保障分野での日露協力の進展等は重要であり、中期目標は適切な目標であったと考える。
今後とも中期目標の達成に向け、次回の日露「２＋２」の実施も含め、これら取組を継続する。

４－６　文化・国民間交流の進展　＊

各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業及び日露草の根交流事業の実施等のこれまでの３年間の目標設定として適切であったと考える。
特に、日露青年交流事業については、平成 28 年度補正予算で計上された日露青年交流委員会への拠出金により、日露青年交流事業の年間 1,000 名規模の交流を継続していく。
このほかの事業についても、日露間の人的交流の拡大に向けて、基本的には継続する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）ホームページ
「2019 年度 ロシア進出日系企業実態調査」結果について（令和２年１月 20 日）
（https://www.jetro.go.jp/news/releases/2020/b8ccc942d4322360.html）
・令和元年版外交青書（外交青書 2019）
第２章　第５節　ロシア、中央アジアとコーカサス

個別分野５　中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

施策の概要

１　中央アジア・コーカサス各国との政治対話等を継続・促進する。
２　「中央アジア＋日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等を着実に実施する。
３　様々なスキームの活用等による人的交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）
　五　戦後日本外交の総決算（地球儀俯瞰（ふかん）外交の総仕上げ）

測定指標５－１　各国との対話・交流等の進展　＊

中期目標（--年度）

　要人往来、政務協議及び招へいを実施し、各国との間で、政治・経済・文化などあらゆる分野での関係強化を図る。

平成 29 年度目標

１　中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。
２　議員の訪問等を通じた議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
３　外務次官級の政務協議を通じて、政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方につき議論し、合意を図る。
４　招へいスキームを活用し、交流の促進と相互理解を深める。また、被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。
５　中央アジア・コーカサス各国との外交関係樹立 25 周年の節目の年に、各国との一層の関係強化を図る。特に中央アジア諸国との間では、安倍総理大臣の中央アジア訪問の際の成果のフォローアップを進める。

施策の進捗状況・実績

１　政治対話の継続
（１）中央アジア諸国との相互訪問・ハイレベル対話
　安倍総理大臣の中央アジア歴訪のフォローアップとして、以下の相互訪問及び文化行事が実現し、活発な交流が行われた。さらに、４－５月に行われた岸田外務大臣のトルクメニスタン訪問に際し、中央アジア５か国の外務大臣との二国間会談も実施した。

・ウズベキスタン
　往　なし
　来　ホジャーエフ財務相（５月、アジア開発銀行（ADB）総会出席）、アブドゥハキーモフ国家観光発展委員会議長（９月、堀井学外務大臣政務官表敬、及び平成 30 年３月、「中央アジア＋日本」対話・第２回ビジネス対話出席）
・カザフスタン
　往　世耕経済産業大臣（７月）、中根外務副大臣、平木経済産業大臣政務官（８月）、武藤経済産業副大臣、西銘経済産業副大臣（９月）
　来　なし
・キルギス
　往来ともになし
・タジキスタン
　往　なし
　来　ヒクマトゥロゾーダ経済発展貿易相（４月、第１回「日・タジキスタン経済・技術・科学協力政府間委員会」会合出席）
・トルクメニスタン
　往　岸田外務大臣（４－５月、「中央アジア＋日本」対話・第６回外相会合出席）、堀井学外務大臣政務官（９月、第５回アジア室内競技・格闘技大会開会式出席、及び 11 月、第 28 回エネルギー憲章会議出席）
　来　メレドフ副首相兼外相（６月、第 12 回日トルクメニスタン経済合同会議出席）

（２）コーカサス諸国との相互訪問

コーカサス諸国との関係でも、以下の相互訪問等が実現したほか、平成 30 年２月には、ミュンヘン安全保会議の機会を捉え、河野外務大臣とジャネリゼ・ジョージア副首相兼外相及びナルバンジャン・アルメニア外相との間で二国間会談を実施した。

・アゼルバイジャン

往　堀井学外務大臣政務官（９月、アゼリ・チラグ・グナシリ（ACG）油田開発の生産分与協定（PSA）契約署名式出席、大統領表敬等）

来　シャリホフ財務相（５月、ADB 総会出席）

・アルメニア

往　滝沢外務大臣政務官（６月、サルグシャン大統領表敬、ナルバンジャン外相との会談、ファルマニャン友好議連会長ほかとの会談）、堀井学外務大臣政務官（平成 30 年２月、バブロヤン国民議会議長表敬、ナルバンジャン外相との会談、カラヤン経済発展・投資相との会談、ファルマニャン対日友好議連会長との夕食会、日アルメニア投資協定署名記念式出席）

来　なし

・ジョージア

往　滝沢外務大臣政務官（６月、クヴィリカシヴィリ首相との会談等）

来　クムシシヴィリ第一副首相兼財務相（５月、ADB 総会出席）、アラヴィゼ地方発展インフラ相（５月、ADB 総会出席）、ジャネリゼ外相（５－６月）、カヒシヴィリ矯正相（９月）

２　議会間・議員間交流の支援

外務省は、二国間関係強化の観点から、議会間・議員間交流支援を行い、以下の交流が実現した。

・カザフスタン

往　衆議院カザフスタン訪問議員団（７月、河村日カザフスタン友好議員連盟会長ほか）、参議院 ODA 調査団（９月）、武見敬三議員（９月、人口と開発に関するアジア議員フォーラム（AFPPD）出席）

来　クルムハメド・カザフスタン「ヌルオタン党（与党）」第一副総裁（５月、安倍総理大臣を表敬）

・アゼルバイジャン

往　なし

来　ババエフ対日友好議連会長（10 月、甘利日アゼルバイジャン友好議連会長と会談）

３　次官級政務協議

相木中央アジア・コーカサス担当外務省特別代表・大使が、アゼルバイジャン(11 月)、タジキスタン(平成 30 年１月)の各外務次官との間で政務協議を実施し、今後の二国間協力の在り方及び中央アジア・コーカサス地域情勢について協議した。

４　招へい・派遣

（１）「若手外交官(中央アジア・コーカサス・欧州部)等招へい」（11－12 月）を実施した。ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、アゼルバイジャン、アルメニア、ジョージア、ウクライナ、ベラルーシ及びモルドバから合計 11 名の外交官を招へいし、「運輸・物流」をテーマに民間企業への視察を行い、日本の高度な物流網への理解を深めるとともに、被招へい者が自ら視察結果と自国の課題について発表を行い、当招へいの成果が示された。

（２）多層的ネットワーク構築事業として、米国からスター米国外交政策評議会中央アジア・コーカサス研究所長（８－９月）及びアルメニアからギラゴシャン地域研究センター（RSC）所長（平成 30 年１－２月）を招へいし、日本の重要政策について理解を深め、帰国後に積極的な発信を行ってもらえるよう、日本側有識者、政府関係者、シンクタンク関係者らとの懇談、日本文化施設等の視察など充実したプログラムを行った。

（３）戦略的実務者招へいとして、「中央アジア＋日本」対話・第４回専門家会合（平成 30 年２月）にあわせて中央アジア５か国から５名の有識者・専門家を招へいし、日本側政府関係者、経済関係者と活発な意見交換を行うとともに、地方視察や観光関連施設の視察を通じ、日本に関する理解を深めた。

（４）中央アジア実務者招へいとして、「中央アジア＋日本」対話・第 10 回東京対話（８－９月）及び「中央アジア＋日本」対話・第２回ビジネス対話（平成 30 年３月）にあわせて、中央アジア５か国から５名の有識者・専門家を招へいし、日本側政府関係者、経済関係者と活発な意見交換を行うとともに、地方視察や観光関連施設の視察を通じ、日本に関する理解を深めた。

（５）報道関係者招へいとして、中央アジア５か国記者のグループ招へい（８－９月）を実施し、同時期に開催された東京対話を取材してもらうとともに、東京・地方視察を通じて、日本文化等に対する理解を深める機会とした。

（６）ソーシャルメディア招へいとして、アゼルバイジャンで日本文化や日本語教育に関し積極的に SNS

発信を行っている団体代表者を招へいし、東京・地方視察を通じ対日理解を促進し、帰国後の積極的な発信を促した。
（７）講師派遣事業として、谷口内閣官房参与をアルメニア、ジョージア、アゼルバイジャンに派遣し、日本の外交戦略等について現地の大学やメディアを前に講演を行った。また、閣僚級への表敬も行い、アゼルバイジャンでは、大統領及び副大統領への表敬が実現した。
５　周年事業の成果、総理歴訪フォローアップ
（１）外交関係樹立 25 周年記念書簡の交換
平成 29 年、日本は中央アジア・コーカサス諸国と外交関係樹立 25 周年を迎え、８か国との間で首脳及び外相レベルで書簡の交換が行われ、ハイレベルの往来や経済分野、国際社会での協力等を含む幅広い分野での二国間関係の更なる発展等を確認した。
（２）査証緩和措置
外交関係樹立 25 周年にあわせ、更なる関係強化、人的交流の活発化のため、中央アジア・コーカサス８か国との間で査証緩和措置が導入された。
（３）安倍総理大臣中央アジア歴訪のフォローアップ
平成 27 年の安倍総理大臣による中央アジア５か国歴訪のフォローアップとしては、上記のハイレベルの政治対話や様々な要人往来のみならず、国内の政策協調を図ることを目的に、５月に官房副長官を議長とし、外務省欧州局長のほか、関係省庁幹部の出席を得て、第５回日・中央アジア交流促進会議を開催した。同会議では、フォローアップが必要な個別案件リストに基づき、各省庁が行っている諸案件の進捗状況の確認が行われ、ハイレベルでの働きかけを通じて引き続き経済分野の協力を進めつつ、人的交流・人材育成や文化・観光等経済分野以外の分野での更なる協力の必要性が強調された。
また、９月には、東京において、国土交通省との協力の下、第２回日キルギス官民インフラ会議を実施した。日本と相手国の政府関係者、企業関係者が参加し、日本企業が「質の高いインフラ」を紹介、日本企業とキルギス両国の企業の間で意見交換をする機会となった。
11 月には、安藤国際交流基金理事長を団長とする「中央アジア・文化交流ミッション」がタジキスタン、キルギス及びカザフスタンを訪問し、今後の日本と中央アジア各国との文化交流の促進方法について意見交換を行った。
６　投資協定交渉
すでに締結済みのウズベキスタン及びカザフスタンに加え、下記５か国との間では、二国間投資協定の締結に向け交渉中。各国の状況は下記のとおり。
・キルギス
12 月、第１回交渉、平成 30 年３月、第２回交渉を実施。
・トルクメニスタン
６月、第１回交渉、12 月、第２回交渉を実施。
・アルメニア
８月、第１回交渉を実施。９月、実質合意。平成 30 年２月、署名。
・ジョージア
９月、第１回交渉、平成 30 年３月、第２回交渉を実施。
・タジキスタン
平成 30 年３月、第１回交渉を実施。

平成 30 年度目標
１　中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。
２　議員の訪問等を通じた議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
３　外務次官級の政務協議を通じて、政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方につき議論し、合意を図る。
４　招へいスキームを活用し、交流の促進と相互理解を深める。また、被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。
５　中央アジア・コーカサス各国との一層の関係強化を図る。特に中央アジア諸国との間では、安倍総理大臣の中央アジア訪問の際の成果のフォローアップを進める。
６　投資協定に関し、現在交渉中の国との間で早期妥結を目指す。

施策の進捗状況・実績
１　政治対話の継続
（１）中央アジア諸国との相互訪問・ハイレベル対話

安倍総理大臣の中央アジア歴訪のフォローアップとして、以下の相互訪問及び文化行事が実現し、活発な交流が行われた。さらに、10 月にラフモン・タジキスタン大統領が訪日し、日タジキスタン首脳会談を実施した。

・ウズベキスタン
往　中根外務副大臣（７月）
来　サファーエフ上院第一副議長（９月）、ホルムラードフ副首相兼国家投資委員長及びホジャーエフ対外貿易相（10 月、阿部外務副大臣表敬、日本ウズベキスタン経済合同会議出席）、アリハーノフ下院副議長（12 月）、クドビーエフ労働・雇用関係相（平成 31 年１月）

・カザフスタン
往　山田外務大臣政務官（12 月、マディエフ・アルマティ副市長との会談等）
来　なし

・キルギス
往　山田外務大臣政務官（12 月、アイダルベコフ外相への表敬等）
来　なし

・タジキスタン
往　なし
来　ラフモン大統領（10 月、安倍総理大臣との首脳会談等）

・トルクメニスタン
往　なし
来　メレドフ副首相兼外相（10 月、安倍総理大臣への表敬等）

（２）コーカサス諸国との相互訪問

コーカサス諸国との関係でも、以下の相互訪問等が実現したほか、９月には、河野外務大臣がアルメニア、ジョージア及びアゼルバイジャンのコーカサス３か国を訪問し、首脳への表敬や外相会談等を行った。

・アゼルバイジャン
往　平木経済産業大臣政務官（５月、カスピ海石油・ガス展示会及び国際会議出席）、河野外務大臣（９月、アリエフ大統領及びマムマドフ首相への表敬、メメディヤロフ外相との会談等）
来　ジャバロフ国税相（閣僚級招へい）（平成 31 年３月、うえの財務副大臣、藤井国税庁長官、阿部外務副大臣等と会談）

・アルメニア
往　河野外務大臣（９月、サルキシャン大統領及びパシニャン首相への表敬、ムナツァカニャン外相との会談等）
来　なし

・ジョージア
往　河野外務大臣（９月、マルグヴェラシヴィリ大統領及びバフタゼ首相への表敬、ザルカリアニ外相との会談、チュゴシヴィリ国会第一副議長への表敬等）
来　バフタゼ首相、コブリア経済・持続的発展相、タヴィタシヴィリ農業相（３月、麻生副総理兼財務大臣との会談、河野外務大臣との夕食会、日ジョージアビジネスフォーラム、ワイン展オープニング式典への出席等）

２　議会間・議員間交流の支援

外務省は、二国間関係強化の観点から、議会間・議員間交流支援を行い、以下の交流が実現した。

・ウズベキスタン
往　鈴木馨祐衆議院議員（日本ウズベキスタン友好議連事務局次長）（７月）
来　サファーエフ上院第一副議長（ウズベキスタン対日友好議連会長）（９月）

・タジキスタン
往　古屋圭司衆議院議員（日本・タジキスタン友好議連会長）ほか（９月）
来　タジキスタン・日本友好議連（平成 31 年３月、山田外務大臣政務官、大島衆議院議長表敬、古屋友好議連会長等との意見交換）

・キルギス
往　中谷元衆議院議員（日本・キルギス友好議連会長）ほか（９月）
来　なし

・トルクメニスタン
往　なし
来　ベルディムハメドフ・トルクメニスタン・日本友好議連会長（10 月、平成 31 年３月、いずれも大島衆議院議長表敬、遠藤友好議連会長等との意見交換）

・カザフスタン
往　竹本直一衆議院議員（日本・カザフスタン友好議連幹事長、６月）
来　イシムバエヴァ下院副議長、セイドゥマノフ下院カザフスタン・日本友好議連会長等（平成 31 年３月、大島衆議院議長表敬、河村建夫日本・カザフスタン友好議連会長等との意見交換）

３　次官級政務協議

相木中央アジア・コーカサス担当外務省特別代表・大使が、キルギス （６月）の外務次官との間で政務協議を実施し、今後の二国間協力の在り方及び中央アジア地域情勢について協議した。

４　招へい・派遣

（１）「若手外交官（中央アジア・コーカサス・欧州部）等招へい」（10 月）を実施した。ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、アゼルバイジャン、アルメニア、ジョージア、ウクライナ、ベラルーシ及びモルドバから合計 11 名の外交官を招へいした。一行は、「観光」をテーマに政策関係者との意見交換や各種視察を行い、特にインバウンド観光促進に関する日本の政策や取組における知見や経験の共有を受けるとともに、被招へい者自らによる視察結果と自国の課題について発表も行った。

（２）多層的ネットワーク構築事業として、カザフスタンからアキルバエフ国際問題評議会事務局長（平成 31 年２月）を招へいし、日本の重要政策について理解を深め、帰国後の積極的な発信につなげるよう、日本側有識者、政府関係者、シンクタンク関係者らとの懇談、日本文化施設等の視察などを行った。

（３）講師派遣事業として、10 月、宇山北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター教授をトルクメニスタン、カザフスタン及びウズベキスタンに派遣し、日本の外交戦略等について現地の大学やメディアを前に講演を行った。また、平成 31 年３月には、細谷慶應義塾大学教授をアゼルバイジャンに派遣し、日本の民主主義の歩みや東アジア外交について現地の大学等で講義を行った。

５　中央アジア・コーカサス各国との関係強化

（１）安倍総理大臣中央アジア歴訪のフォローアップ

平成 27 年の安倍総理大臣による中央アジア５か国歴訪のフォローアップとしては、上記のハイレベルの政治対話や様々な要人往来のみならず、省庁間の連携を高めることを目的に、11 月に官房副長官を議長とし、外務省欧州局長のほか、関係省庁幹部の出席を得て、第６回日・中央アジア交流促進会議を開催した。同会議では、フォローアップが必要な個別案件リストに基づき、各省庁が行っている諸案件の進捗状況の確認が行われ、引き続き経済分野の協力を進めつつ、人的交流・人材育成や文化・観光等経済分野以外の分野での更なる協力の必要性が確認された。

（２）コーカサス各国との関係強化

９月、河野外務大臣がコーカサス３か国を訪問した。アルメニア及びジョージアには日本の外務大臣として史上初、アゼルバイジャンには平成 11 年の高村外務大臣の訪問以来 19 年ぶりの訪問となった。訪問中、河野外務大臣は、日本の対コーカサス外交の考え方と人材育成及びインフラ整備・ビジネス環境整備に関する具体的協力案件を表明する「コーカサス・イニシアティブ」を発出し、各国から歓迎の意が示された。

６　投資協定交渉

既に締結済みのウズベキスタン及びカザフスタンに加え、下記６か国との間では、二国間投資協定の締結に向け交渉中。各国の状況は下記のとおり。

・トルクメニスタン
６月、第３回交渉を実施。平成 31 年２月、第４回交渉を実施。
・アルメニア
５月、日本側国内手続き完了。
・ジョージア
４月、第３回交渉を実施。５月、第４回交渉を実施。６月、第５回交渉を実施。８月、第６回交渉を実施。９月、大枠合意。平成 31 年３月、本文についての交渉の実質的妥結。
・タジキスタン
平成 30 年３月、第１回交渉を実施。10 月、本文合意。
・アゼルバイジャン
平成 31 年２月、第１回交渉を実施。
・キルギス
平成 31 年３月、第２回交渉を実施。本文は大筋合意。

令和元年度目標

１　中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。

２　議員の訪問等を通じた議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
３　外務次官級の政務協議を通じて、政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方につき議論し、合意を図る。
４　招へいスキームを活用し、交流の促進と相互理解を深める。また、被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。
５　中央アジア・コーカサス各国との一層の関係強化を図る。特に中央アジア諸国との間では、安倍総理大臣の中央アジア訪問の際の成果、コーカサス諸国との間では、河野外務大臣のコーカサス訪問の際に発表したコーカサス・イニシアティブ、のフォローアップをそれぞれ進める。
６　投資協定に関し、現在交渉中の国との間では交渉の早期妥結、妥結済みの国との間では早期発効を目指す。

施策の進捗状況・実績

１　政治対話の継続

（１）中央アジア諸国との相互訪問・ハイレベル対話

安倍総理大臣の中央アジア歴訪のフォローアップとして、以下の相互訪問及び文化行事が実現し、活発な交流が行われた。特に、５月にタジキスタンで開催した「中央アジア＋日本」対話・第７回外相会合に河野外務大臣が出席し、共同声明を発出したほか、マージンで各国代表と個別会談を行った。また、10 月の即位礼正殿の儀参列のため、ナザルバエフ・カザフスタン初代大統領、ジェエンベコフ・キルギス大統領、ベルディムハメドフ・トルクメニスタン大統領が訪日し、安倍総理大臣と会談した。さらに、12 月にミルジョーエフ・ウズベキスタン大統領が公式実務訪問賓客として初訪日し、日ウズベキスタン首脳会談を実施した。

・ウズベキスタン

往　中村文部科学大臣政務官（７月、第３回日ウズベキスタン学長会議出席、アブドゥハキーモフ副首相、マジードフ高等中等専門教育相との会談）

来　クチカーロフ国家生態系・環境保護委員長（６月、山田外務大臣政務官との会談）、ガニーエフ投資・対外貿易関係担当副首相（７月、第 15 回日ウズベキスタン経済合同会議、麻生副総理兼財務大臣との会談、河野外務大臣との会談）、スルターノフ・エネルギー相（９月、牧原経済産業副大臣との会談）、サディコフ情報技術・通信開発相（10 月、寺田総務副大臣との会談）、ウムルザーコフ投資・対外貿易相（10 月、麻生副総理兼財務大臣との会談）、サファーエフ上院第一副議長（10 月、衆参両院議長表敬、若宮外務副大臣との会談）、ナルバーエヴァ上院議長（10 月、即位礼正殿の儀）、ミルジョーエフ大統領（12 月、公式実務訪問賓客）

・カザフスタン

往　なし

来　コジャタエフ外務次官（８月、山田外務大臣政務官表敬）、ナザルバエフ初代大統領（10 月、即位礼正殿の儀、安倍総理大臣との会談）

・キルギス

往　なし

来　ジェエンベコフ大統領（10 月、即位礼正殿の儀、安倍総理大臣との会談）

・タジキスタン

往　河野外務大臣（５月、「中央アジア＋日本」対話・第７回外相会合出席。滞在中、ラフモン大統領表敬、ゾフーロフ下院議長表敬、日タジキスタン外相会談、日ウズベキスタン外相会談、日カザフスタン外相会談、日キルギス外相会談、ハジエフ・トルクメニスタン外務次官との会談をそれぞれ実施）

来　ウバイドゥロエフ上院議長（10 月、即位礼正殿の儀）

・トルクメニスタン

往　磯﨑経済産業副大臣（６月、GTG（Gas to Gasoline）プラント完工式への出席、ベルディムハメドフ大統領表敬、インフラ協力に係るトルクメニスタン政府関係者との協議（メレドフ副首相兼外相））

来　ベルディムハメドフ大統領（10 月、即位礼正殿の儀、安倍総理大臣との会談）

（２）コーカサス諸国との相互訪問

コーカサス諸国との関係でも、以下の相互訪問等が実現したほか、10 月の即位礼正殿の儀に際しては、サルキシャン・アルメニア大統領、ズラビシヴィリ・ジョージア大統領が参列のため訪日し、安倍総理大臣と会談した。

・アゼルバイジャン

往　山田外務大臣政務官（「シマル・ガス火力複合発電所２号機」開所式出席、マムマドフ首相表敬、

メメディヤロフ外相との会談、ババエフ環境・天然資源相兼日・アゼルバイジャン経済合同委員会委員長との会談）
来　アサドフ国会議長（10 月、即位礼正殿の儀）、ババエフ環境天然資源相兼日アゼルバイジャン経済合同委員会アゼルバイジャン側委員長（11 月、第 10 回日アゼルバイジャン経済合同会議）
・アルメニア
往　長谷川総理大臣補佐官（10 月、パシニャン首相との会談、カレキン２世アルメニア使徒教会総主教との会談）
来　サルキシャン大統領（10 月、即位礼正殿の儀、安倍総理大臣との会談）
・ジョージア
往　なし
来　ズラビシヴィリ大統領（10 月、即位礼正殿の儀、安倍総理大臣との会談）
２　議会間・議員間交流の支援
外務省は、二国間関係強化の観点から、議会間・議員間交流支援を行い、以下の交流が実現した。また、12 月のミルジョーエフ・ウズベキスタン大統領訪日に際して、日ウズベキスタン両国議連間の協力覚書への署名が行われた。
・ウズベキスタン
往　遠藤利明公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会会長代行（５月、オリンピック委員会関係者との会談、ガニーエフ・ウズベキスタン副首相との会談）、小林史明衆議院議員、中曽根康隆衆議院議員、本田太郎衆議院議員ほか（自由民主党総合政策研究所外交ビジョン研究会）（９月、現地事情視察及び現地要人との意見交換）、牧島かれん衆議院議員、村井英樹衆議院議員、武井俊輔衆議院議員、伊佐進一衆議院議員、山内康一衆議院議員、伊藤孝恵参議院議員ほか（９月、政策研究大学院大学ステーツマン・プロジェクト）
来　サイードフ議会下院委員長・国立人権センター長（12 月、ミルジョーエフ大統領と日本ウズベキスタン友好議員連盟との懇談同席、議連間協力覚書署名）
・カザフスタン
往　小林史明衆議院議員、中曽根康隆衆議院議員、本田太郎衆議院議員ほか（自由民主党総合政策研究所外交ビジョン研究会）（９月、現地事情視察及び現地要人との意見交換）、河村建夫衆議院議員ほか（９月、第４回ユーラシア諸国議会議長会議出席、ナザルバエヴァ上院議長ほかとの会談）
来　なし
・キルギス
往　なし
来　マサビロフ対日友好議員連盟会長ほか（９月、大島衆議院議長表敬、中谷元衆議院議員（日・キルギス友好議員連盟会長）他との懇親）
・トルクメニスタン
往　松平新平参議院議員（日・トルクメニスタン友好議連事務局長）、津村啓介衆議院議員、藤末健三参議院議員、穴見陽一衆議院議員、杉田水脈衆議院議員、こやり隆史参議院議員、小野田紀美参議院議員、金子俊平衆議院議員ほか（６月、GTG（Gas to Gasoline）プラント完工式への出席）
来　セルダロフ民主党党首（５月、二階自民党幹事長との会談、岸田自民党政調会長との会談）
３　次官級政務協議
宇山中央アジア・コーカサス担当外務省特別代表・大使が、７～８月、ウズベキスタン、ジョージア及びアルメニアを訪問し、今後の二国間協力の在り方等について各国の外務次官との間で政務協議を実施した。また、11 月には、日・アゼルバイジャン経済合同会議出席のため訪日中のハサノフ外務次官との間で日・アゼルバイジャン政務協議を実施した。
４　招へい・派遣
（１）戦略的実務者招へいとして、「若手外交官（中央アジア・コーカサス・欧州部）等招へい」（11 月）を実施した。ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、アゼルバイジャン、アルメニア、ジョージア、ウクライナ、ベラルーシ及びモルドバから合計 11 名の外交官を招へいした。一行は、「防災」をテーマに政府関係機関から我が国の防災政策や被招へい者出身国と行っている防災協力に関するブリーフィングを受けるとともに及び防災技術・政策に関連する施設の視察を実施した。
（２）戦略的実務者招へいとして、アルメニアからホヴァニシャン最高司法評議会会員を招へいし、司法分野の研究者や裁判所等政府関係者との意見交換を実施した
（３）戦略的実務者招へいとして、「中央アジア＋日本」対話・第５回専門家会合（令和２年１月）に合わせて中央アジア５か国から５名の有識者・専門家を招へいし、日本側政府関係者、経済関係者と活発な意見交換を行うとともに、地方視察や観光関連施設の視察を通じ、日本に関する理解を深めた。

（４）多層的ネットワーク構築事業として、ジョージアからジャパリゼ・アナクリア開発コンソーシアム副会長（11 月）、キルギスからウスバリエフ分析センター「賢明な解決法」所長（令和２年２月）を招へいし、日本の重要政策について理解を深め、帰国後の積極的な発信につなげるよう、日本側有識者、政府関係者、シンクタンク関係者らとの懇談、日本文化施設等の視察などを行った。
（５）講師派遣事業として、令和２年１月、座間敏如内閣官房 CIO 上席補佐官をアルメニアに派遣し、Society5.0 で実現する未来社会の姿について講演を行った。また、令和２年２月には、田中明彦政策研究大学院大学学長をカザフスタンに派遣し、日本の安全保障政策について講演を行った。
５　中央アジア・コーカサス各国との関係強化
（１）安倍総理大臣中央アジア歴訪のフォローアップ
　上記のハイレベルの政治対話や様々な要人往来のみならず、省庁間の連携を高めることを目的に、10 月に官房副長官を議長とし、外務省欧州局長のほか、関係省庁幹部の出席により、第７回日・中央アジア交流促進会議を開催した。同会議では、フォローアップが必要な個別案件リストに基づき、各省庁が行っている協力案件の進捗状況の確認が行われ、引き続き経済分野の協力を進めつつ、人的交流・人材育成や文化・観光等、経済分野以外の分野での更なる協力の必要性が確認された。
（２）コーカサス各国との関係強化
　平成 30 年９月に発表した「コーカサス・イニシアティブ」において「法の支配」を担う人造りへの支援を表明したことを受け、対日理解促進交流プログラム「MIRAI プログラム」（欧政策主管）グループ４（中央アジア・コーカサス地域対象）のテーマを「法の支配」とし、32 名の若手法律実務者を招へいして、外務省、裁判所、法律事務所、大学等における研修を実施した。
６　投資協定交渉
　既に締結済みのウズベキスタン及びカザフスタンに加え、５月にはアルメニアとの間で投資協定が発効。さらに下記５か国との間で、引き続き二国間投資協定の締結に向け交渉中。
・キルギス
　令和２年３月、第３回交渉を予定していたが、新型コロナウイルスをめぐる状況等を踏まえ中止。
・タジキスタン
　４月、テレビ会議を実施。
・トルクメニスタン
　12 月、第５回交渉を実施。
・アゼルバイジャン
　令和２年３月、第２回交渉を予定していたが、新型コロナウイルスをめぐる状況等を踏まえ中止。
・ジョージア
　12 月、第８回交渉を実施。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標５－２　「中央アジア＋日本」対話の進展　＊

中期目標（--年度）

「中央アジア＋日本」対話の枠組みで各種会合を実施し、地域共通の課題に関する中央アジア諸国との対話を深化させつつ、そのような課題への対策となる中央アジアにおける地域協力を進展させる。

平成 29 年度目標

１　「中央アジア＋日本」第６回外相会合を実施する。
２　「中央アジア＋日本」第６回外相会合を実施した上で、次期外相会合に向けた高級実務者会合(SOM)や専門家会合を実施する。
３　知的対話(東京対話)を実施する。

施策の進捗状況・実績

１　「中央アジア＋日本」第６回外相会合
　５月、岸田外務大臣が歴代外務大臣として初めてトルクメニスタンを訪問し、首都のアシガバットにおいて、中央アジア５か国の外務大臣の出席を得て「中央アジア＋日本」対話・第６回外相会合が開催され、国際情勢を始め多岐に渡る内容の「共同声明」を採択した。第５回外相会合の農業に続き、第６回外相会合では優先的な実践的協力分野として運輸・物流につき議論し、同分野での地域協力に関する「運輸・物流地域協力ロードマップ」を採択した。その実現のため、日本は「運輸・物流協力イニシアティブ」を打ち出し、240 億円規模の ODA 実施及び、今後５年間で 2,000 人に日本での研修

機会を提供することを表明した。さらに、５か国外相とそれぞれ二国間外相会談を実施し、今後の協力に向けた意見交換を行った。

２　次期外相会合に向けた高級実務者会合(SOM)・専門家会合・ビジネス対話

平成 30 年１月、次期議長国であるタジキスタンの首都ドゥシャンベにおいて、第 12 回高級実務者会合が行われ、日本とタジキスタンから実践的協力の新たなテーマとして、「観光」を提案し、全ての参加国代表から支持を得た。また、中央アジア各国から、我が国のノウハウや技術を活用した観光振興への高い関心が示された。平成 30 年２月には、中央アジア各国から実務専門家を招へいし、第４回専門家会合（観光分野）を開催し、我が国の政府関係者、経済関係者等との意見交換を行い、次回外相会合に向け、観光分野における実践的協力の具体化のための準備を開始した。

こうした流れを受け、平成 30 年３月、中央アジア各国からビジネス関係者等を招へいし、「中央アジア＋日本」対話・第２回ビジネス対話を開催した。「観光分野を含む中央アジアとのビジネスの現状とその可能性」というテーマの下、平成 30 年２月の専門家会合で議論された内容を踏まえて、日本側関係者を含む 100 名を超える参加者により、各国における観光分野への取組の紹介や日本に期待する役割、観光分野における各国の課題等につき活発な議論が行われたほか、各国参加者と日本企業関係者との関係構築が促進され、今後の日本と中央アジア各国との観光分野でのビジネスの具体化に資する機会となった。

３　知的対話（東京対話）

８月、10 回目を迎えた知的対話（東京対話）では、「日本と中央アジア関係の今と未来を展望する」と題して、活発な意見交換が行われた。サイドイベントとして、漫画家・森薫氏による漫画「乙嫁語り」原画展、中央アジア料理動画、森薫氏の書き下ろし漫画「中央アジア・クッキング」漫画配信を行い、外交関係樹立 25 周年を迎えた中央アジアの魅力を発信した。

平成 30 年度目標

現在進行中の運輸・物流案件を他省庁と協力しながら着実に進めつつ、次回外相会合のテーマとなった観光分野での協力案件の具体化・実施に向け、以下を実施する。

１　「中央アジア＋日本」第７回外相会合。

２　「中央アジア＋日本」第７回外相会合の実施に向けた高級実務者会合(SOM)。

３　知的対話(東京対話)。

施策の進捗状況・実績

１　「中央アジア＋日本」第７回外相会合

各国との調整を行う中で、平成 30 年度中の開催日程を合わせることができず、令和元年度開催に向けて調整中。

２　第７回外相会合に向けた高級実務者会合(SOM)

11 月、東京において、第 13 回高級実務者会合が行われ、第７回外相会合の実践的協力の新たなテーマとなる「観光」につき意見交換を行い、同会合開催に向け、引き続き協力を行っていくこととなった。

３　知的対話（東京対話）

７月、11 回目を迎えた知的対話（東京対話）では、「中央アジアの地域協力と地域安全保障の戦略的展望」と題して、活発な意見交換が行われた。

令和元年度目標

現在進行中の運輸・物流案件を他省庁と協力しながら着実に進めつつ、第７回外相会合のテーマである観光分野での協力案件の具体化・実施に向け、以下を実施する。

１　「中央アジア＋日本」第７回外相会合

２　「中央アジア＋日本」第７回外相会合のフォローアップとしての専門家会合・ビジネス対話

３　知的対話(東京対話)

施策の進捗状況・実績

１　「中央アジア＋日本」第７回外相会合

５月、「中央アジア＋日本」対話・第７回外相会合がタジキスタンで開催され日本からは河野外務大臣が出席した。同会合では、新たな実践的協力の分野として「観光」に焦点を当て、河野外務大臣から、中央アジアの観光振興のための取組として、域内航空便の連結性強化、日本旅行業協会（JATA）との提携、中央アジア域内の共通査証の導入等を提案し、各国参加者から、知見の提供や人材育成のための協力に関する期待が示された。また、「貿易・投資」分野についても前回に引き続き議論し、

各国のビジネス環境改善を後押しした。さらに、地域安全保障における地域協力の重要性及び国際場裡における協力を確認し、地域協力の発展、貿易・投資分野での協力、地域安全保障などを柱とする共同声明及び「実践的協力のための優先分野における地域協力行動計画」（観光、運輸・物流、農業）を採択した。

２　専門家会合・ビジネス対話

「中央アジア＋日本」対話・第７回外相会合のフォローアップとして、今後のビジネス展開の基礎とするべく令和元年度は専門家の意見を取りまとめることに力点を置き、令和２年１月、日本旅行業協会（JATA）において「中央アジア＋日本」対話・第５回専門家会合（観光分野）を開催し、中央アジア５か国の実務専門家と日本側関係者（外務省、観光庁、国際協力機構（JICA）、日本旅行業協会（JATA）、観光関連の民間企業等）との間で意見交換を行った。

３　知的対話（東京対話）

令和２年３月、12 回目となる知的対話（東京対話）として、中央アジアの文化に焦点を当てた公開シンポジウムの開催を予定していたが、新型コロナウイルスをめぐる状況等を踏まえ、中止した。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標５－３　中央アジア・コーカサス諸国との間でのハイレベル協議数（政務レベル以上）

	中期目標値	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		平成29･30･令和元年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	－	10	32	30	34	30	42	a

参考指標：中央アジア・コーカサス諸国との貿易額(単位：億円)

（出典：財務省貿易統計）	実績値			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	1,837	2,589	3,161	2,510

評価結果（個別分野５）

施策の分析

【測定指標５－１　各国との対話・交流等の進展　＊】

政治対話の継続については、首脳・外務大臣による活発な往来を展開したことで、条約の締結や経済協力案件などに多くの進展が見られ、二国間関係が大きく進展した。特に、平成 30 年９月の河野外務大臣によるコーカサス３か国訪問は、アルメニア、ジョージアは日本の外務大臣として初、アゼルバイジャンは 19 年ぶりとなる歴史的な訪問となった。この機会を利用して、日本の対コーカサス地域外交の考え方と具体的協力案件をまとめた「コーカサス・イニシアティブ」を発表し、日本の対コーカサス外交に新たな地平を開いた。また、平成 30 年 10 月のラフモン・タジキスタン大統領、令和元年 12 月のミルジョーエフ・ウズベキスタン大統領の訪日では、共同声明を始めとする多くの文書が発出されるなど、二国間関係を飛躍的に発展させることができた。引き続き中央アジア・コーカサス各国との間のハイレベルでの政治対話を着実に継続していく必要がある。

議会間交流、高級事務レベル協議、各種招へい等の事業を活用して、平成 27 年の安倍総理大臣による中央アジア歴訪のフォローアップとして、経済協力の更なる深化、非エネルギー分野での協力の可能性、人的交流の活発化等につき議論することができた。また、豊富な地下資源を有し、地政学的にも重要なこの地域における我が国の存在感を大いに高めることができた。投資協定については、平成 29 年度からトルクメニスタン、アルメニア、キルギス、ジョージア及びタジキスタンとの間で、平成 30 年度からアゼルバイジャンとの間で正式交渉を開始し、その後も精力的に議論を継続した。特に、アルメニアとの協定については、平成 30 年５月に発効に至り、ジョージアとの協定についても平成 31 年３月、実質合意に至ったことは大きな成果である。他の５か国についても合意に向けて協議を継続していく必要がある。

今後とも、安倍総理大臣による歴史的な中央アジア歴訪を通じ強化された中央アジア・コーカサス地域との関係をさらに発展させるため、ハイレベル交流の流れを維持するとともに、投資協定交渉の進展を含む経済関係の強化等を進める必要がある。（平成 29・30・令和元年度：中央アジア・コーカサス諸国との関係強化（達成手段①１、①２及び①４））

【測定指標５－２　「中央アジア＋日本」対話の進展　＊】

平成 16 年からおおむね２年に１回の頻度での開催を続けている「中央アジア＋日本」対話・外相会合について、平成 29 年５月にトルクメニスタンで第６回会合を、令和元年５月にタジキスタンで第７回会合を開催した。いずれの会合でも「共同声明」を発出し、中央アジア各国が、日本の対中央アジア外交の基本方針である、「中央アジアの、開かれ、安定し、自立的な発展」を支え、地域協力の発展のための「触媒」として地域・国際の平和と安定に寄与する日本の立場を歓迎し、日本の支援に対する謝意を表明したことは有意義であり、今後もこの方針に沿って関係強化を進めることが重要であることが確認できた。また、第６回外相会合の成果として、「運輸・物流地域協力ロードマップ」及び「運輸・物流協力イニシアティブ」を発表するとともに 240 億円規模の ODA 実施を表明し、第７回外相会合の成果として、「実践的協力のための優先分野における地域協力行動計画（観光、運輸・物流、農業）」を発表したことは、地域協力の促進につながり、地域の安定に資するものであった。その成果として、近年、中央アジア諸国による首脳協議会合の実現を始め、各国間の往来や協力が活性化し、複数国間の協力案件の実施に向けた動きが出てきている。これらの成果は第７回日・中央アジア交流促進会議の場等を通じて関係省庁間でも共有されている。今後、次回第８回外相会合に向けた準備を進めるため高級実務者会合（SOM）を開催し、「中央アジア＋日本」対話枠組による協力を引き続き拡大・深化させていく必要がある。

この３年で専門家会合を２回、ビジネス対話を１回実施した。中央アジア地域における観光促進に焦点を当て、課題や改善策について、各国観光関係者と日本企業関係者との間で有意義な意見交換が行われ、両者間の関係構築に貢献し、今後の観光分野での発展に道筋をつけることができた。

知的対話（東京対話）に関しては、平成 29 年度は漫画家・森薫氏の協力を得て、漫画や料理を通じて親しみやすい中央アジアを日本国内に紹介し、平成 30 年度は「中央アジアの地域協力と地域安全保障の戦略的展望」をテーマに、中央アジア各国の参加者を交え、地域協力の現状や今後の課題、アフガニスタン情勢や中東情勢が中央アジア地域に及ぼしうる影響等について活発な議論を行い、当該地域・諸国の認知度・魅力度向上に成果を挙げた。また、森薫氏の書き下ろし漫画を配信している外務省ホームページは閲覧数も多く（平成 30 年度外務省ホームページ年間アクセス数ランキング（日本語版）第 88 位、令和２年１月外務省ホームページ月間アクセス数ランキング４位）、大きな広報効果をあげることができた。日本国内における中央アジアの認知度を高めるべく、森薫氏の書き下ろし漫画を活用したツイッターアカウントを平成 31 年１月に開設し、幅広く情報発信している（令和２年３月現在、フォロワー数約 5,500）。引き続き日本と中央アジア諸国の交流の幅を拡大し、日本の対中央アジア外交政策の理解促進を図る必要がある。なお、令和元年度に開催を中止した東京対話については、令和２年度の開催に向けて調整を進めている。（平成 29・30・令和元年度：中央アジア・コーカサス諸国との関係強化（達成手段①２、①３及び①４））

【測定指標５－３　中央アジア・コーカサス諸国との間でのハイレベル協議数（政務レベル以上）】

平成 29 年度は「中央アジア＋日本」対話・第６回外相会合が実現したこと等により、年度目標値「10」に対して「32」の実績を上げた（うち外相会談９回）。８か国それぞれのハイレベルとの協議が実現し、経済協力関係の強化への合意、二国間投資協定の正式交渉開始の発表や外交関係樹立 25 周年という節目に、これまでの日本の取組に対する評価等が示された。その後も平成 30 年度は「34」（うち首脳会談１回、外相会談５回）、令和元年度「42」（うち首脳級会談６回、外相会談４回）とさらに回数を伸ばすことができた。このような頻繁なハイレベル協議を通じて各国との信頼関係を醸成し、関係強化を推進できたことは重要な成果であった。また、合計 106 回の協議のなかで、共同声明等を５件採択するとともに、各国に対し、北朝鮮、国連安保理改革及び法の支配等基本的価値観に関する日本の立場を説明し、日本の外交政策に対する理解を促すことができた。（平成 29・30・令和元年度：中央アジア・コーカサス諸国との関係強化（達成手段①１））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

ユーラシア大陸の中心にある中央アジアは、アジアと欧州をつなぐ交通の要衝を占め、ロシア、中国、イラン、アフガニスタンなどの重要諸国に隣接する。また、コーカサス地域も、ロシアと中東、欧州とアジアを結ぶ位置におかれ、カスピ海から欧州へと向かうエネルギー資源の輸送回廊として重要な位置を占めている。地政学的に重要なこれらの地域の安定・発展は、国際社会にとっても極めて重要であり、我が国としては、これら中央アジア・コーカサス諸国の安定し、かつ自立した発展に向けた努力を引き続き支援していく必要がある。

特に、中央アジアの安定は、隣接するアフガニスタンの安定と密接に関連しており、麻薬・テロ・過

激主義といった国際社会が直面する喫緊の課題を解決する上でも無視できない要素である。このため、同地域が全体として安定し、経済・社会発展を遂げていくためには域内諸国間の地域協力が不可欠であり、我が国がこれら各国との良好な関係を維持し、地域協力の発展を促していくことは重要である。

また、中央アジア・コーカサス地域は、石油・ガス、レアメタルなど豊富な資源を埋蔵しており、同地域諸国との関係強化のための施策を進めることは、我が国がエネルギー供給源の多角化を目指す上でも有益である。

したがって、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化するとともに、中央アジア地域内協力を促進するとの施策目標は妥当であり、基本的に今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

令和４年は中央アジア・コーカサス各国との間で外交関係樹立 30 周年の節目の年であり、このようなモメンタムを通じて、更なる関係強化を図る。

【測定指標】

５－１　各国との対話・交流等の進展　＊

要人往来の機会を活用した二国間関係の強化、政務協議の実施等の令和元年度目標は、適切な目標であった。石油・ガス、レアメタルなど豊富な資源を埋蔵する中央アジア・コーカサス地域諸国との関係強化は、引き続き我が国にとって重要である。ハイレベル協議及び要人往来は、各国との関係を強化する上で有効性が高く、これまで同様頻繁な往来を継続し、特に経済分野での協力等、官邸における日・中央アジア交流促進会議なども活用して、平成 27 年度の安倍総理大臣による中央アジア歴訪のフォローアップを引き続き行う。また、近年エネルギー資源の豊富な中央アジア・コーカサス諸国においても経済効率性や環境に配慮したエネルギー転換への関心やエネルギー以外の分野における日本企業の進出、ロシア及び中国への過度の依存を緩和するための選択肢として日本との関係進展への期待が高まっており、経済関係を中心に関係強化を目指していく。

５－２　「中央アジア＋日本」対話の進展　＊

日本と中央アジア諸国の協力の在り方についての方向性を確認することを目指す令和元年度目標は、適切であった。外相会合や中央アジア諸国からも累次にわたり同対話枠組みの重要性を強調されており、同枠組みにおいて、観光、運輸・物流及び農業分野における実践的協力等への期待が示されている。次回「中央アジア＋日本」対話・第８回外相会合に向けた準備を進めるため高級実務者会合（SOM）や専門家会合等を通じて、「中央アジア＋日本」対話の枠組みによる協力を引き続き拡大・深化させていく。

５－３　中央アジア・コーカサス諸国との間でのハイレベル協議数（政務レベル以上）

首脳会談、外相会談のみならず、副大臣や大臣政務官の現地訪問時などに相手国首脳・外相等との会談を行っており、より幅広い層でハイレベルでの会談の機会を多く持つようになっている。これらの会談も外相会談に準じ非常に有益であることから、「首脳会談・外相会談の数」という目標ではなく、「政務レベル以上」の会談数を目標とすることとする。それと同時に、引き続き、「首脳会談・外相会談」の機会は逃さず追求していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
　「中央アジア＋日本」対話
　(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/europe/caj/index.html)
　各国事情
　(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/uzbekistan/bn.html)
　(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kazakhstan/bn.html)
　(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kyrgyz/bn.html)
　(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/tajikistan/bn.html)
　(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/turkmenistan/bn.html)
　(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/azerbaijan/bn.html)
　(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/armenia/bn.html)
　(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/georgia/bn.html)
・令和元年版外交青書（外交青書 2019）
　第２章　第５節　ロシア、中央アジアとコーカサス

施策Ⅰ－５　中東地域外交

令和２年度政策評価書

（外務省１－Ｉ－５）

施策名（※）	中東地域外交
施策目標	暴力的過激主義の脅威や難民問題等、多くの課題を抱える中東・北アフリカ地域の平和、安定及び経済的発展に要人往来や人道支援の拡充等を通じて貢献し、かつ中東・北アフリカ地域における我が国の国際的な立場及び発言力を強化するため、以下を実施する。 １　シリア及びイラクの安定、難民問題、中東和平問題、アフガニスタンの復興を始めとした地域の諸課題への対応及び暴力的過激主義を生み出さない寛容な社会の構築に積極的に貢献する。 ２　中長期的な観点から、中東諸国との人的交流・対話を通じた相互理解を促進するとともに、産油・産ガス国(特に、イラン、湾岸協力理事会(GCC)諸国)を始めとする中東・北アフリカ諸国との間で経済・エネルギー分野にとどまらない重層的な関係を構築する。

施策の予算額・執行額等	区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	125	125	127	129
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	125	125	127	
	執行額(百万円)		96	96	82	

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」（「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」）及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果（注１）	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）相当程度進展あり（Ｂ）	（判断根拠）主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。
	測定指標の平成29･30･令和元年度目標の達成状況(注２)	個別分野１　中東地域の安定化に向けた働きかけ	
		＊１－１　中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果	a
		＊１－２　イラク・アフガニスタンの復興の進展	b
		＊１－３　イランの核合意を受けた二国間関係の強化、及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し	b
		＊１－４　中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援	b
		１－５　中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数	b
		１－６　対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び我が国を含む関係国との会議数(回廊、東アジア協力、ハイレベル会合等)	b
		個別分野２　中東諸国との関係の強化	
		＊２－１　中東・北アフリカ諸国との交流・対話の深化	b
		＊２－２　自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化	b
		２－３　中東地域産油国(特にGCC諸国)との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施	b
		２－４　中東諸国との関係強化に係る事業実施数(イスラエル・パレスチナ合同青年招へい等)	b
		２－５　中東諸国との関係強化に係る要人往来数	b
		２－６　経済条約の締結数	b

(注１)評価結果については、各個別分野の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注２)「測定指標の平成29･30･令和元年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び平成

29･30･令和元年度目標の達成状況を列挙した。「＊」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	（外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見） ・中東和平の肝であるパレスチナ問題に関して、政治的働きかけ、パレスチナ経済支援、信頼醸成措置の三点につき、特に米の姿勢が向かい風となる中でなされる日本外交の努力を多としうるが、繰り返しの文言も多く、自己評価Ａとするほどのものか、いまひとつ自信が持てない。 ・40 年ぶりのイランへの総理訪問など関係諸国を取り持つ働きかけについては、短期的には成果が出たというには程遠いが、核不拡散の重要性とも絡み、正しい方面で汗をかいたように思う。 ・中東和平実現に向けた働きかけでは、米トランプ政権の下での米・イスラエル関係の緊密化の中で、バランスのとれた対イスラエル及びパレスチナ政策を展開し、信頼醸成の土台を築こうと努力していることは高く評価される。 ・イラク・アフガニスタンの復興支援では、イラクの政情不安定やイラク国内でのソレイマニ・イラン革命ガード司令官殺害など不透明な情勢下でも、着実に円借款事業等の協力案件を進展させたことは高く評価できる。またアフガニスタンでは、限られた内外の人的リソースを柔軟に活用しながら、国際機関等を通じた各種事業を効率的に支援した。 ・ISIL、シリア難民等の世界史的な事象のなか、日本外交がどのようなものであったかをこと細かに記録しているという意味において、今回の評価書の記載は重要と思われる。

担当部局名	中東アフリカ局	政策評価実施時期	令和２年９月

個別分野１　中東地域の安定化に向けた働きかけ

施策の概要

１　中東和平実現に向けた当事者同士の交渉再開に向け、米国を始め関係者への政治的な働きかけ、対パレスチナ支援及び信頼醸成のための取組を推進する。
２　イラク及びアフガニスタンの安定・復興に貢献する。
３　イランが地域・国際社会との信頼構築を進め、地域の平和と安定のために建設的な役割を果たすよう働きかけを行う。
４　暴力的過激主義の脅威や難民問題等に直面している中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。
５　シリア情勢の安定化に向けた働きかけと支援を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第１回日アラブ政治対話における河野外務大臣スピーチ（平成 29 年９月 11 日）
　３．「河野四箇条」～河野外交における対中東政策の基本姿勢～
　（１）知的・人的貢献
　（２）「人」への投資
　（３）息の長い取組
　（４）政治的取組の強化
　４．新たな河野イニシアティブ
　（１）「平和と繁栄の回廊」構想のグレードアップ
　（２）シナイ半島駐留多国籍軍監視団（MFO）
　（３）教育・人材育成分野の協力拡大
　（４）政治的取組の強化
　（５）難民、人道・安定化に関する新たな支援
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）
・第 197 回国会衆議院外務委員会における河野外務大臣挨拶（平成 30 年 11 月９日）

測定指標１－１　中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果　＊

中期目標（--年度）

イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ、対パレスチナ支援及び信頼醸成措置を実施する。

平成 29 年度目標

イスラエル・パレスチナ両者間の対話及び信頼醸成を促進するための取組、要人往来等によるイスラエル・パレスチナ両者のハイレベルへの働きかけ、パレスチナの経済的自立のための支援として、以下の取組を実施する。

１　イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ
　イスラエル・パレスチナの要人に対し、我が方要人から対話の再開等に向けた働きかけを行う。
２　パレスチナの経済的自立のための支援
　将来のパレスチナ国家建設を後押しするため、「平和と繁栄の回廊」構想四者会合や、アジア諸国と連携した取組であるパレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）第三回閣僚会合の開催などを通じて対パレスチナ支援を行う。
３　当事者間の信頼醸成のための支援
　信頼醸成を促すための招へい事業等を実施する。

施策の進捗状況・実績

１　イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ
　12 月のトランプ米大統領によるエルサレムに関する発表後、主要国の外務大臣として初めてイスラエル・パレスチナを訪問した河野外務大臣は、イスラエル・パレスチナの両当事者が和平実現に向けて建設的に取り組むことが必要であるとの日本の立場を伝達した。両当事者からは、中東和平における日本の更なる役割に期待が示された。
　このほか、来日・招へいしたイスラエル政府高官やパレスチナ自治政府高官と外務省高官の会談の機会を捉え、入植地政策の見直しを含めた両者の対話再開のための働きかけを行ったほか、河野政府

代表の現地訪問や外務報道官談話の発出等を通じて、交渉再開に向けた環境を醸成すべく、働きかけを実施した。

2　パレスチナの経済的自立のための支援

日本、パレスチナ、イスラエル及びヨルダンが協力し、パレスチナの民間セクターを発展させ経済的自立を目指す「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業であるジェリコ農産加工団地(JAIP)建設プロジェクトでは、平成30年３月現在、10社（昨年比４社増）が操業し、約200人の雇用を生み出している。

７月には、「平和と繁栄の回廊」構想４者（イスラエル、パレスチナ、ヨルダン及び日本）高級実務者会合を開催予定であったが、イスラエル・ヨルダン関係の悪化により、４者での開催が直前になってキャンセルされたことから、これら各国と個別に同構想の進捗状況と今後の計画について協議した。

CEAPADについては、平成29年度中には関係国との日程調整がつかなかったため平成30年度前半での高級実務者会合及び閣僚級会合の開催に向けて調整を進めた。

また平成30年２月には補正予算による新規対パレスチナ支援約4,000万ドルを表明し、平成５（1993）年以降の支援総額は、18億6千万ドルに上る。

3　当事者間の信頼醸成のための支援

11月には、イスラエルとパレスチナの将来を担う各界青年を同時に日本に招き、直接の意見交換や様々な行事への参加など一定期間を共に過ごすことを通じて相互の信頼関係構築につなげるためのイスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施した。参加者からは、パレスチナ人とイスラエル人が、忌憚のない議論をする機会を得たとして、日本政府に対する多大なる謝意の表明があった。

4　国際社会との連携

エルサレムを巡って対立が深まる中、国連総会でエルサレムに関する決議案が提出され、日本も含めた賛成多数により可決された。また、ノルウェー及びEUが開催を呼び掛けたAHLC（パレスチナ支援調整委員会）臨時閣僚級会合（平成30年１月）に堀井学外務大臣政務官が出席し、二国家解決を支持する立場と我が国の対パレスチナ支援について説明し、パレスチナ側から高く評価された。

平成30年度目標

イスラエル・パレスチナ両者間の対話及び信頼醸成を促進するための取組、要人往来等によるイスラエル・パレスチナ両者のハイレベルへの働きかけ、パレスチナの経済的自立のための支援として、以下の取組を実施する。

1　イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ

イスラエル・パレスチナの要人に対し、我が方要人から対話の再開等に向けた働きかけを行う。

2　パレスチナの経済的自立のための支援

将来のパレスチナ国家建設を後押しするため、アジア諸国と連携した取組であるパレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）第三回閣僚会合の開催や、「平和と繁栄の回廊」構想などの対パレスチナ支援を行う。

3　当事者間の信頼醸成のための支援

信頼醸成を促すための招へい事業等を実施する。

施策の進捗状況・実績

1　イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ

５月、安倍総理大臣はイスラエル及びパレスチナを訪問し、ネタニヤフ首相、アッバース大統領と首脳会談を行い、当事者間の対話を継続することの重要性を働きかけた。両首脳からは、中東和平における日本の更なる役割に期待が示された。

このほか、来日・招へいしたイスラエル政府高官やパレスチナ自治政府高官と外務省高官の会談の機会を捉え、入植地政策の見直しを含めた両者の対話再開のための働きかけを行ったほか、河野政府代表の現地訪問や外務報道官談話の発出等を通じて、交渉再開に向けた環境醸成のための働きかけを実施した。

2　パレスチナの経済的自立のための支援

日本、パレスチナ、イスラエル及びヨルダンが協力し、パレスチナの民間セクターを発展させ経済的自立を目指す「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業であるジェリコ農産加工団地(JAIP)建設プロジェクトでは、平成31年３月現在、15社（昨年比５社増）が操業し、約200人の新規雇用を生み出している。

４月には、在イスラエル米国大使館のエルサレム移転を直前に控え現地情勢が厳しい中、「平和と繁栄の回廊」構想４者（イスラエル、パレスチナ、ヨルダン及び日本）閣僚級会合を開催。JAIPから

アレンビー橋（ヨルダンとパレスチナを結ぶ重要な通行橋）までの専用道路建設につき原則合意に至った。

CEAPAD については、５月に高級実務者会合（インドネシア）、６月に第３回閣僚級会合（タイ）を実施、これまでの支援をレビューすると共に、今後の支援分野を確認・表明。また国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）の重要性を再確認し、支援していく旨一致した。

また平成 31 年２月には補正予算による新規対パレスチナ支援約 3,000 万ドルを表明し、平成５（1993）年以降の支援総額は、19 億ドルに上る。

３　当事者間の信頼醸成のための支援

平成 31 年２月、イスラエルとパレスチナの将来を担う各界青年を同時に我が国に招き、直接の意見交換や様々な行事への参加など一定期間を共に過ごすことを通じて相互の信頼関係構築につなげるためのイスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施した。参加者からは、パレスチナ人とイスラエル人が、忌憚のない議論をする機会を得たとして、日本政府に対する多大なる謝意の表明があった。

令和元年度目標

イスラエル・パレスチナ両者間の対話及び信頼醸成を促進するための取組、要人往来等によるイスラエル・パレスチナ両者のハイレベルへの働きかけ、パレスチナの経済的自立のための支援として、以下の取組を実施する。

１　イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ

イスラエル・パレスチナの要人に対し、我が方要人や政府ハイレベルから対話の再開等に向けた働きかけを行う。

２　パレスチナの経済的自立のための支援

将来のパレスチナ国家建設を後押しするため、アジア諸国と連携した取組であるパレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）高級実務者会合のパレスチナでの開催や、「平和と繁栄の回廊」構想などの対パレスチナ支援を行う。

３　当事者間の信頼醸成のための支援

信頼醸成を促すための招へい事業等を実施する。

施策の進捗状況・実績

１　イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ

10 月、安倍総理大臣は、即位の礼出席のために訪日したアッバース・パレスチナ大統領と会談を行ったほか、茂木外務大臣も同大統領と夕食会を行い、中東和平問題につき幅広く意見交換を行うとともに、イスラエルとの対話の再開等に向けた働きかけを行った。

また 12 月には鈴木外務副大臣がイスラエル、パレスチナを訪問し、アッバース大統領、シュタイエ首相等イスラエル・パレスチナの要人と会談し、双方に中東和平に関し建設的な対応をとるよう働きかけたほか、我が国のパレスチナ支援に対する協力を求めた。令和２年２月には米国による中東和平ビジョン（政治部分）の公表直後に河野政府代表がイスラエル、パレスチナを訪問し、イスラエル・パレスチナ双方と率直な意見交換を行い、特に当事者間の対話再開の重要性を強調した。

このほか、来日したイスラエル・パレスチナ要人と我が国政府高官との会談や談話の発出等を通じて交渉に向けた環境を醸成すべく、働きかけを実施した。

２　パレスチナの経済的自立のための支援

７月、CEAPAD 高級実務者会合をパレスチナで開催し、議長サマリーの形で成果文書を発出した。サイドイベントとして「Trade Day」を開催し、インドネシアから５社６名の民間企業が参加し、パレスチナ企業との商談会に加え、インドネシアとパレスチナの商工会議所間の協力に関する了解覚書（MOU）の署名式が行われた。

７月、マアーヤ・パレスチナ観光・遺跡庁長官の出席を得てパレスチナ観光促進セミナーを東京で開催した。JTB、阪急交通社、クラブツーリズム等、約 20 社 30 名が参加し、その後のセミナー参加企業によるパレスチナのツアー、旅行の新規企画・販売等の成果につながった。

３　当事者間の信頼醸成のための支援

令和２年２月、イスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施した。イスラエルとパレスチナの将来を担う各界青年を同時に我が国に招き、直接の意見交換や様々な行事への参加など一定期間を共に過ごすことを通じて相互の信頼関係構築を図った。参加者及び在京イスラエル大使館、在京パレスチナ代表部からは、パレスチナ人とイスラエル人が、忌憚のない議論をする機会を得たとして、日本政府に対する多大なる謝意の表明があった。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：a

測定指標１－２　イラク・アフガニスタンの復興の進展　＊

中期目標（--年度）

１　イラク

イラクの国民融和、民生安定に資する取組を推進する。

２　アフガニスタン

東京会合（平成 24 年）、ロンドン会合（平成 26 年）に続くプロセスとして平成 28 年 10 月に開催されたブリュッセル会合において表明された平成 29 年から４年間にわたる日本の対アフガニスタン支援方針に沿って、支援を適切かつ効果的に実施する。

平成 29 年度目標

１　イラク

（１）テロとの戦いで失われたインフラや住民生活の回復なしにイラクの復興は成し遂げられない。復興における主要課題は、破壊された、ないしは老朽化したインフラ整備であり、円借款によるインフラ整備等を通じ、イラクの国づくりを支援する。

（２）ISIL との戦いにより発生した 300 万人以上の国内避難民の生活の安定化等、難民・国内避難民への人道支援や、帰還のための支援を実施する。

２　アフガニスタン

（１）平成 28 年 10 月の「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」で表明した対アフガニスタン支援方針に沿って、日本として、治安維持、農業振興やインフラ整備を始めとした経済社会開発、人づくりの分野を念頭に置きつつ、より効果的な支援を実施していけるよう努める。

（２）また、「相互責任を通じた自立のための枠組み（SMAF）」に基づきアフガニスタンと国際社会の相互のコミットメントが確実に実施されるよう、各ドナー国等と共に調整に努める。

施策の進捗状況・実績

１　イラク

（１）６月のモースル解放後、イラクでは ISIL 支配地域の解放が相次ぎ、12 月にイラク政府は全土の ISIL からの解放を宣言した。イラクは、平成 15（2003）年以来取り組んできた復興を達成する重要な時期を迎えている。日本は、復興の進展に不可欠な多数の国内避難民の帰還と定着を後押しするため、９月に緊急無償資金協力（450 万ドル）、平成 30 年２月には補正予算（約１億ドル）を通じた人道・安定化支援を実施した。また、インフラ復興を通じてイラクの国作りを支援するため、８月の薗浦総理大臣補佐官のイラク訪問の際に「ハルサ火力発電所改修計画（フェーズ２）」の円借款供与（供与限度額 215.56 億円）に係る交換公文、９月には「財政改革開発政策借款(Fiscal Reform Development Policy Loan:DPL）」の円借款供与（供与限度額：300 億円）に係る交換公文の署名を行った。加えて、平成 30 年２月にクウェートで開催されたイラク復興支援会合では、佐藤外務副大臣からイラク国民が一体となった国作りへの期待を表明するとともに、日本の対イラク支援策を説明した。

（２）イラクでは宗派・民族を超えた国民融和の実現が長年の課題となっている。ISIL 支配地域の解放作戦ではシーア、スンニ、クルド等のイラクを構成する宗派・民族が結束した一方で、９月にクルディスタン地域の独立の是非を問う住民投票が実施されたことを受け、イラク連邦政府とクルディスタン地域政府の間で緊張が高まった。日本は、11 月の佐藤外務副大臣のイラク訪問、12 月の河野外務大臣とアバーディー首相の会談、平成 30 年１月の薗浦総理大臣補佐官とアバーディー首相の会談、同２月の佐藤外務副大臣とアバーディー首相の会談といった要人訪問の機会を通じ、平成 30 年５月に予定される国民議会選挙等の機会を捉えて国民融和を実現し、復興を前進させるよう呼びか掛けた。また、平成 30 年２月に JICA 事業「知見共有セミナー」を通じて訪日したイラク国会議員等５名に対し、日本の戦後復興の経験を紹介するとともに、堀井巌外務大臣政務官から国民融和の実現を働きかけた。

２　アフガニスタン

（１）５月末、アフガニスタンの首都カブールで大規模テロ事案が発生し、150 名以上の死者及び 320 名以上の負傷者が発生。この爆発テロにより、カブールの日本大使館も物理的被害を受けた。現地では、同事案以降も不安定な治安状況が継続しており、日本による支援は、現地の治安情勢を踏まえ、大使館員や在留邦人の安全の確保に最大限配慮し、可能な限りの支援を行うこととなった。このような状況下においても可能となる国際機関を通じたアフガニスタンの治安維持のための警察官への支援、人づくりのためのアフガニスタン人の日本への招へい事業（未来への架け橋中核人材育成プロジェクト）等を積極的に行った。さらに、我が方政務がアフガニスタン政府と接触する機会（例：駐日

アフガニスタン大使と中根外務副大臣、佐藤外務副大臣との面談）等を最大限活用し、現地の治安改善に向けた働きかけを積極的に行った。

（２）「相互責任を通じた自立のための枠組み（SMAF）」のフォローアップのためのドナーとの協調については、効果的な支援のため、我が国は、ドナー会議に積極的に参加し、各国との協調に努めた。具体的には、６月及び平成 30 年２月に開催されたアフガニスタン和平のためのカブールプロセスへの出席、地域協力の協議体である９月、12 月のイスタンブール・プロセス会合、11 月の第７回アフガニスタン地域経済協力会議（RECCA－Ⅶ）へも参加し、ドナーとの対話を通じた情報収集とともに、日本の支援をアピールする機会ともなった。

平成 30 年度目標

１　イラク

（１）国内避難民に対する人道・安定化支援、円借款を通じたインフラ復興を通じて、イラクの国作りを支援する。

（２）我が方要人とイラク側要人との会談の際に、イラクの一体性や国民融和の重要性を訴えていく。

２　アフガニスタン

（１）現地の治安情勢に留意し、大使館員及び在留邦人の安全に最大限配慮しつつ、平成 28 年 10 月の「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」で表明した対アフガニスタン支援方針に沿って、アフガニスタンの自立と安定に向けた支援を実施していけるよう努める。この一環として、平成 30 年に予定されている下院・郡議会評議会選挙が適正に行われるよう、アフガニスタン政府に働きかけを行う。

（２）また、「相互責任を通じた自立のための枠組み（SMAF）」に基づき、アフガニスタンと国際社会の相互のコミットメントが実施されるよう、関連ドナーと共に調整に努める。

施策の進捗状況・実績

１　イラク

（１）対イラク向け新規円借款については、４月に安倍総理大臣及びアバーディー首相臨席の下、「バスラ上水道整備計画（第二期）」（供与限度額 194.15 億円）及び「灌漑セクターローン（フェーズ２）」（供与限度額 154.65 億円）に係る交換公文への署名が行われた。また、９月にはクルディスタン地域でのインフラ強化のための「クルド地域上水道整備計画（第二期）」の円借款（供与限度額 24.63 億円）に係る交換公文への署名が行われた。平成 31 年２月には補正予算により、主に国内避難民や帰還民支援、ISIL からの解放地復興支援等に主眼を置いた国際機関を通じた対イラク支援（約 6,300 万ドル）を決定した。

（２）５月の国民議会選挙前の４月に訪日したアバーディー首相に対して、安倍総理大臣から、宗派・民族を越えた国民融和の進展への期待を伝えつつ、日本はイラク国民の一致団結した復興への取組を今後も後押しする考えを伝えた。同首相に同行したジャアファリー外相に対しても、河野外務大臣から、国民和解によるイラク国民の団結が復興成功の鍵である旨伝えた。10 月のイラク新政権発足後も、12 月に薗浦総理大臣補佐官がバグダッドを訪問し、サーレハ大統領、アブドルマハディー首相、ハキーム外相、アバーディー前首相と会談した際、イラク政府と国民が一致団結して治安の安定と経済的な発展を進めていくことへの期待を伝えた。また、平成 31 年２月に JICA 事業「知見共有セミナー」を通じて訪日したイラク国会議員等６名に対し、日本の戦後復興の経験を紹介するとともに、山田外務大臣政務官からも政府及び国民が一致団結して復興を推し進めていくことを働きかけた。

２　アフガニスタン

（１）アフガニスタンの治安情勢は引き続き予断できない状況であり、平成 30 年度も大使館員や在留邦人の安全の確保に最大限配慮した上で、平成 28 年 10 月の「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」で表明した対アフガニスタン支援方針に従い、同国の自立と安定に向けた可能な限りの支援を行った。具体的には、国際機関を通じた治安、農業、保健等の支援、干魃に対応する緊急無償資金協力等を実施した。また、10 月の下院選挙では、機材の配備遅れや選挙管理委員会の機能不全等の課題が明らかになったことを受け、令和元年７月に予定されている大統領選挙にこれらの教訓をいかすよう、ドナーと協力してアフガニスタン政府に働きかけを行った。

（２）11 月には、ブリュッセル会合のフォローアップ会合としてジュネーブ閣僚級会合が開催され、日本政府を代表して佐藤外務副大臣が参加し、汚職対策等の更なる改革努力をアフガニスタン政府に要請するなどしたステートメントを発表した。同会合では、日本政府として、「相互責任を通じた自立のための枠組み（SMAF）」の重要性に言及しつつ、ドナーやアフガニスタン政府、国連との間で種々の調整を主導し、SMAF の改訂版である「ジュネーブ相互責任枠組み（GMAF）」採択という結果を得ることができた。

令和元年度目標

１　イラク

（１）暴力的過激主義の再興抑止のための豊かで安全な国作りに向けたイラクの復興を後押しするため、基礎サービスの向上や人づくりへの貢献を通じ、イラクの自助努力を支援していく。

（２）我が方要人とイラク側要人との会談の際に、イラク政府及び国民が一致団結して治安の安定と復興を推し進めていくことを働きかけていく。

２　アフガニスタン

（１）現地の治安情勢に留意し、大使館員及び在留邦人の安全に最大限配慮しつつ、平成 28 年 10 月の「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」で表明した対アフガニスタン支援方針に沿って、アフガニスタンの自立と安定に向けた支援の実施に努める。この一環として、令和元年に予定されている大統領選挙が着実に実施されるよう、アフガニスタン政府に働きかけを行う。

（２）また、「ジュネーブ相互責任枠組み（GMAF）」に基づき、アフガニスタンと国際社会の相互のコミットメントが実施されるよう、関連ドナーと共に調整に努める。

施策の進捗状況・実績

１　イラク

（１）イラクでは令和元年 10 月以降大規模デモが継続的に発生し、11 月 29 日アブドゥルマハディ首相が辞任を表明し、12 月 1 日に国民議会が辞任を承認したが、令和２年３月末時点でも後任の首相が決まらないなど政治的に不安定な状態が続いている。そのような中、我が国は着実に対イラク支援を継続しており、対イラク向け新規円借款については、６月に「バスラ製油所改良計画（第二期）」（供与限度額 1,100 億円）に関する交換公文の署名及び書簡の交換が行われた。10 月には、草の根・人間の安全保障無償資金協力スキームの下で、ISIL によって破壊されたシンジャール地区唯一の病院の医療環境を改善するための「ニナワ県シンジャール総合病院機器整備計画」（供与額：990 万円）の G/C 署名式が行われた。令和２年１月には補正予算により、主に国内避難民や帰還民支援、ISIL からの解放地復興支援等に主眼を置いた国際機関を通じた対イラク支援（約 4,000 万ドル）を決定した。

（２）イラク・クルディスタン地域議会によって選出されたネチルヴァン・バルザーニー・クルディスタン地域大統領が６月に就任宣誓を行った際、河野外務大臣から、全てのイラク国民が平和と繁栄の果実を享受できることがイラク全体の発展に不可欠であるとのメッセージを伝達した。また、９月に安倍総理大臣からナディア・ムラド女史（イラク人の平成 30（2018）年ノーベル平和賞受賞者）に対し、イラクの安定実現のため、ISIL からの解放地の復興を積極的に支援していくこと、また、紛争下の性的暴力の防止と被害女性の支援にも引き続き取り組んでいくことを表明した。

２　アフガニスタン

（１）アフガニスタンの治安状況は引き続き予断できない状況にある中、平成 28 年 10 月の「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」で表明した対アフガニスタン支援方針に従い、国際機関を通じた治安、農業、保健、教育、防災分野等、同国の自立と安定に向けた可能な限りの支援を行った。この一環として、５月に７年ぶりに実現した日・アフガニスタン外相会談等の機会を捉えて大統領選挙の着実な実施を働きかけた。

（２）「相互責任を通じた自立のための枠組み（SMAF）」のフォローアップのためのドナーとの協調については、効果的な支援のため、我が国は、アフガン和平後を見据えた支援策の検討会議を含め、各種ドナー会議に積極的に参加した。また、９月及び 12 月に地域協力の協議体であるイスタンブール・プロセス会合に参加したことは、ドナーとの対話を通じた国際協調とともに日本の支援をアピールする格好の機会ともなった。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標１－３　イランの核合意を受けた二国間関係の強化、及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し　＊

中期目標（--年度）

イランの核合意の着実な履行を支援し、伝統的な二国間関係を一層強化するとともに、イランの地域・国際社会との信頼構築を支援する。

平成 29 年度目標

１　国際社会と協調しつつ、イランへの働きかけや原子力安全分野等における協力等を通じて最終合意

の着実な履行に協力する。
２　「日・イラン協力協議会」や既存の二国間対話を活用し、イランとの伝統的友好関係を一層強化する。
３　円借款や無償資金協力などODAの活用を通じた日本企業の対イラン進出を支援する。
４　イランが地域・国際社会との信頼構築を進め、地域の平和と安定のために役割を果たすよう、二国間会談や国際会議の場を利用して働きかける。

施策の進捗状況・実績

１　９月の高村総理特使のイラン訪問、同月のニューヨークにおける日イラン首脳会談及び日イラン外相会談といった要人との会談を通じ、イラン側に対して核合意の着実な履行をハイレベルで累次働きかけた。また、平成27年10月の岸田外務大臣イラン訪問時の日イラン外相間合意に基づき、核合意の継続的遵守のための支援を目的とし、９月、日本国内にてイラン原子力庁職員に対して保障措置トレーニングコースを実施した。さらに平成30年２月には、同じく日本国内にて日イラン二国間の枠組みにおけるJICAを通じた原子力安全等分野での研修を実施した。今後も、IAEAの平和的利用イニシアティブ（PUI: Peaceful Uses Initiative）も活用し、イランの原子力安全に係るプロジェクトへの支援を実施し、核合意履行に協力していく予定である。
２　平成27年10月の岸田外務大臣イラン訪問時の日イラン外相間合意に基づき、平成30年２月、日本において第二回目となる「日・イラン協力協議会」運営委員会／第12回局長協議を実施し、二国間関係の一層の強化に向け、広範な分野にわたる包括的な協議を行ったほか、「日・イラン協力協議会」を構成する各作業部会を実施した（第３回経済協力作業部会（10月）、第２回文化・スポーツ作業部会（10月）、第３回医療保健作業部会（平成30年２月）、第３回環境作業部会（第４回環境政策対話）（平成30年２月）、第９回貿易・投資作業部会（10月））。その他、第25回外務次官級協議（平成30年３月）、第12回人権対話（７月）、第10回領事当局間協議（平成30年１月）といった協議を実施し、地域情勢や今後の日イラン二国間の協力案件のとり進め方について議論を深めた。
３　４月、平成28年２月に署名された日イラン投資協定が発効し、日本企業の対イラン進出に向けた環境整備を行った。また、実現すれば約20年ぶりの円借款となる既存の発電所のリハビリ案件形成に向け、日本側で案件の具体化に向けた文言等の調整が進められている。さらに、イラン・テヘラン市に対する大気汚染分析機材を供与する12億4,200万円を供与限度額とする無償資金協力、及び循環器系疾患とがんの早期発見・治療に必要な機材を供与する15億3,400万円を供与限度額とする無償資金協力に関する書簡（いずれも平成30年２月）をそれぞれ交換した。
４　９月の高村総理特使のイラン訪問、同月の日イラン首脳会談及び日イラン外相会談等を通じ、イラン側に対して累次、中東の大国であるイランとサウジアラビアとの間の信頼醸成を含め、中東地域の平和と安定に向けた一層建設的な役割を働きかけた。また、中東の平和と安定に影響力を有するイランの安定的発展を支援する観点から、平成29年度補正予算（中東・北アフリカ・欧州）において、イラン向けの案件として環境、人材育成等の分野での支援を進めるためUNDP、UNHCR、UNODC、UN－HABITAT向けに総額350万ドルの支援を決定した。

平成30年度目標

１　国際社会と協調しつつ、イランへの働きかけや原子力安全分野等における協力等を通じて核合意の着実な履行に協力する。
２　「日・イラン協力協議会」や既存の二国間対話を活用し、イランとの伝統的友好関係を一層強化する。
３　ODAの活用を通じた日本企業の対イラン進出を支援する。
４　イランが地域・国際社会との信頼構築を進め、地域の平和と安定のために役割を果たすよう、二国間会談や国際会議の場を利用して働きかける。

施策の進捗状況・実績

１　５月にトランプ米大統領がイラン核合意からの離脱を表明し、11月には全ての対イラン制裁の再適用を開始した。一方で、イランは核合意を継続して履行している。我が国は、８月のシンガポール及び10月のローマにおける日イラン外相会談や、９月のニューヨークにおける日イラン首脳会談を通じ、イラン側に対して核合意の着実な履行をハイレベルで累次働きかけた。IAEAの平和的利用イニシアティブ（PUI: Peaceful Uses Initiative）も活用し、イランの原子力安全に係るプロジェクトへの支援を実施し、核合意履行に協力してきた。
２　米国による対イラン制裁再適用への対応に追われたため、日本、イランの双方にとって協力協議会開催の適切な時期を見出すことができず、平成30年度の開催は断念せざるを得なかった。

3　米国による対イラン制裁が再適用されたことにより、イランと取引のある日本企業に萎縮効果をもたらしており、日本としてはその悪影響が最小化されるよう、イラン政府、関係省庁、関連企業とも連携して状況を注視している。
4　８月及び 10 月の上記日イラン外相会談、９月の日イラン首脳会談といった機会を通じ、中東の大国であるイランとサウジアラビアとの間の信頼醸成を含め、中東地域の平和と安定に向けた一層建設的な役割を果たすようイラン側に繰り返し働きかけ、日本の立場を伝えた。
5　令和元年が日イラン外交関係樹立 90 周年であることから、ロゴを公募して決めた。

令和元年度目標

1　国際社会と協調しつつ、イランへの働きかけや IAEA の平和的利用イニシアティブ、原子力安全分野等における協力等を通じて核合意の着実な履行に協力する。
2　「日・イラン協力協議会」や既存の二国間対話を活用し、イランとの伝統的友好関係を一層強化する。
3　イランが地域・国際社会との信頼構築を進め、地域の平和と安定のために役割を果たすよう、我が国の外交的立場をいかして、二国間会談や国際会議の場を利用して働きかける。
4　米国による対イラン制裁の影響を注視しつつ、可能な限り日本企業の対イラン進出を支援する。

施策の進捗状況・実績

1　イランの核問題を巡り、イラン核合意から離脱した米国は、５月に事実上のイラン産原油禁輸を開始した。同月、イランのローハニ大統領は、核合意で得られるはずの石油・金融分野での利益が得られていないとして、核合意への残留を明言しつつも、状況が改善しない場合は核合意上の義務の履行を一部停止することを明らかにし、7 月以降、５段階にわたり、核合意上の義務を段階的に停止する措置を採った。イランの措置を受け、日本政府は、イランに対し、核合意を遵守し、核合意上のコミットメントに即座に戻るとともに、核合意を損なう更なる措置を控えるよう、累次にわたり求めている。
2　令和元（2019）年は、日イラン外交関係樹立 90 周年であり、両国間で活発な要人往来が行われた。下記のほか、事務レベルでも、人権、領事、軍縮・不拡散、国際法等の多岐にわたる分野に関する協議が実施された。また、５月には、東京で、日イラン協力協議会の文化・スポーツ作業部会と経済協力作業部会が、９月には、テヘランで協力協議会が開催された。
3　令和元年は、地域の緊張が高まる事案も複数発生した。６月には、日本関係船舶を含む２隻の船舶が攻撃を受ける事案が発生したほか、イランにより米国の無人機が撃墜される事案も発生した。９月には、サウジアラビアの石油施設への攻撃事案が発生し、米国はイランによる攻撃であるとして非難した。こうした中、日本は、米国と同盟関係にあり、同時にイランと長年良好な関係を維持してきた立場をいかし、中東の緊張緩和と情勢の安定化に向けて、粘り強い外交努力を継続してきている。安倍総理大臣は、６月 12 日、13 日には、首脳レベルで緊張緩和を働きかけるべく、日本の総理大臣として 41 年ぶりにイランを訪問し、ハメネイ最高指導者及びローハニ大統領と会談を行った。ローハニ大統領は、米国とも戦争を望んでいない、核兵器を追求しないと述べたほか、ハメネイ最高指導者も、イランは核兵器の製造・保有・使用を禁じており、核兵器には反対と述べるなど、緊張緩和に向けて前向きな発言があった。国連総会に際して行われた９月 24 日の日イラン首脳会談では、安倍総理大臣から、中東情勢の深刻化に強い懸念を示し、イランに地域の平和と安定に向けて建設的な役割を果たすよう働き掛けたほか、核合意上の義務を完全に履行するとともに、船舶の安全な航行確保に向けて沿岸国としての責任を全うするよう要請した。10 月 22 日には安倍総理大臣が即位の礼への出席のために訪日したジョネイディ法律担当副大統領の表敬を受け、11 月 20 日には日イラン外相電話会談で茂木外務大臣から核合意を損なう措置を控えるよう強く要請し、12 月３日には安倍総理大臣及び茂木外務大臣がローハニ大統領の特使として訪日したアラグチ・イラン政務担当外務次官の表敬を受けるなど、国連総会以降もイランとの間で地域情勢をめぐり、様々なレベルで率直かつ緊密な意思疎通を行った。12 月 19 日～20 日には、６月の安倍総理大臣によるイラン訪問の答礼として、ローハニ大統領がイラン大統領として 19 年ぶりに訪日し、安倍総理大臣との間で１年の間で３度目となる日イラン首脳会談が行われた。この中で、安倍総理大臣から中東情勢の深刻化への強い懸念を示すとともに、イランには地域の平和と安定に向けて建設的な役割を果たしてほしい旨述べた。また、核合意の履行停止措置について懸念を伝えるとともに、船舶の安全な航行確保に向けて沿岸国としての責任を全うするよう要請した。
4　経済分野では、米国の対イラン制裁の影響に注意深く分析しつつ、日本企業・邦銀の活動に悪影響が及ぼされないよう、関係国及び国内関係企業・金融機関との緊密な意思疎通に努めた。

平成29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標１－４　中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援　＊

中期目標（--年度）

中東・北アフリカ諸国の安定化のため、社会面・経済面等の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。

平成29年度目標

１　我が国としては、引き続き、その強みである人道支援を中心に、安保理やＧ７、国際シリア支援グループ（ISSG）等の場において、国際社会と緊密に連携しながら、シリア情勢の改善及び安定のために取り組んでいく。具体的には、特定の集団が疎外され過激化することを防ぎ、かつ、シリア周辺国の負担を緩和しつつ、シリア人に将来の復興への希望を与えることができるよう、平成28年補正予算で拠出した国連機関等を通じたシリア及び周辺国に対する約2.4億ドルの支援（食糧支援、水・衛生状況の改善、国境管理能力の強化、法制度整備、生活環境改善、職業訓練等）を始めとする支援を着実に実施する。

２　北アフリカについては、地域の安定化のため、治安対策強化に資する支援や人材育成、各国の社会経済改革への支援等、暴力的過激主義を生み出さない社会の構築の観点から各国のニーズに添った国内改革に資する支援を実施する。リビアについては、EUやイタリアが取り組んでいる国境管理能力の強化を後押しする形で、我が国は人道支援を実施することにより、統一政府の自助努力を支援する。

３　シリアやイラクにおける暴力的過激主義の台頭や、リビアの不安定化が周辺国の治安に大きな影響を及ぼしていることを踏まえ、情報収集を強化するとともに駐在日本企業の安全確保に注力し、経済関係の維持を図る。

施策の進捗状況・実績

１　シリア情勢の改善及び安定に向けた取組

日本は、一貫してシリア危機の軍事的解決はあり得ず、政治的解決が不可欠であるとの立場を堅持している。同時に、継続的な支援を通じて人道状況の悪化に歯止めをかけることを重視し、以下の取組を実施した。

我が国は国連安保理非常任理事国の立場から、安保理での議論において平成29年にはシリア人道問題の共同ペンホルダー（決議案の起案・調整を行う国）となって、クロスボーダー支援（国境を越えて実施する支援）の延長に関する安保理決議（第2393号）の採択につなげるなど、人道状況の改善に向け政治的にも積極的に貢献した。また、シリア政府を含めた関係当事者に対し、国際協力等による人道支援実施の確保や停戦の実施について継続的に働きかけた。

シリアに対する人道支援としては、９月にイラク・シリア及び周辺国の人道危機に対する緊急無償資金協力、シリア保健分野強化支援計画への支援（WHOとの連携）、11月にはアレッポ人道的復旧及び強靭性強化計画への支援（UNDPとの連携）、ヨルダン北部のシリア難民受入地域に対する支援を実施するなど、人道状況改善に向けた協力を継続しており、平成29年度補正予算では、シリア及び周辺国に対する人道支援として、約2.2億ドルの支援を実施し、これにより、平成30年３月までに、日本のシリア・イラク及び周辺国支援の総額は約22億ドルに達した。

２　北アフリカの国内改革のための支援、リビア統一政府の自助努力に対する支援

リビアについては、国内の全政治勢力を結集した国連主導による政治対話プロセスへの支持を表明しつつ、リビア国内の安定化のため、平成29年度補正予算の枠組みで、インフラ復興、避難民への人道支援等に資する総額400万ドルの支援を決定した。これらを通じて、治安情勢の改善を図り、難民の流入等をコントロールすることにより、国境管理能力の整備を支援している。

また、平成30年３月、リビア情勢に関する日本の情報収集能力強化等の観点から、エジプトのカイロに避難していた在リビア大使館を、多くの在リビア外交団や国際機関が所在するチュニジアのチュニスへ移転した。チュニジアについては、平成30年２月に日・チュニジア・治安・テロ対話を実施し、チュニジアを始めとする地域情勢に係る情報収集、治安分野における二国間協力の在り方につき広く議論を行ったほか、Ｇ７議長国として、平成27年度に立ち上げた治安分野におけるＧ７フォローアップ・プロセス大使会合（参加国は、Ｇ７＋６（EU、ベルギー、スペイン、オランダ、スイス及びトルコ）。チュニジア側の参加者はアクルート大統領府治安顧問を筆頭に首相府、内務省、国防省、外務省代表が参加）では議長を務め、チュニジアにおける治安分野での援助協調を主導した。また、経済分野に関する大使会合のメカニズムの枠組みで、治安安定の下支えとなる経済分野での多国間の支援体制の立ち上げを主導した。

モロッコについては、社会の不安定要因となりうる地域的・社会的格差是正を目的として、海洋・文化・環境分野における円借款及び無償資金協力案件の実施を決定した。また、平成 29 年度補正予算の枠組みで、青少年の過激派への傾倒防止を目的とした UNICEF を通じた案件を実施することを決定した。

現地進出日系企業の安全確保に関しては、北アフリカ地域の在外公館が、在留邦人・企業に対する安全連絡協議会を開催するなど、治安情勢に関する情報の提供に努めた。

北アフリカ地域の治安情勢については、モロッコ、アルジェリア及びチュニジアで平成 29 年に大きなテロ事件は発生していない。依然として不安定な状況にあり、今後の情勢については注視しなければならないが、徐々に治安情勢は改善の方向に向かっており、平成 29 年には我が方の危険情報レベルを一部の地域で引き下げた。

平成 30 年度目標

1　ISIL 掃討に伴う戦闘員帰還による中東・北アフリカ各国の治安情勢の悪化を予防するための支援を行う。
2　中東・北アフリカ諸国に対して ODA を通じた開発支援を行う。
3　シリア情勢の安定化に向け、人道支援を継続する。

施策の進捗状況・実績

1　シリアにおける ISIL 支配領域は大幅に減少し、平成 31 年３月現在、支配領域を完全に失いつつある状況にある。平成 31 年３月、第３回ブリュッセル会合において、シリア及び周辺国に対し、人道・テロ対策・社会安定化支援のために新たに１億 8,700 万ドルの支援を表明した。マグレブ各国に対しては、暴力的過激主義対策支援として宗教指導者を招へいしたほか、治安対策強化のため関連機材の供与や能力強化支援を行った。
2　石油・水等の天然資源が不足し、シリア難民の受入れによって前年から引き続きインフラ・治安面で負担を強いられているヨルダンに対して、11 月の国王訪日時に３億ドルの円借款、平成 31 年２月に５億円の無償資金協力による消防車供与を行った。

エジプトでは、平成 28 年に発表したエジプト・日本教育パートナーシップに基づき教育分野の協力を着実に推進している。９月には日本式教育を導入したエジプト・日本学校が 35 校開校し、日本国内全国紙でも取り上げられたように「公共の利益を大切にする精神が養われる」と関係者からも評価を受け、エジプトにおける協調性や規律を重んじる人材育成に向けた教育改革が進展した。さらに、平成 31 年１月から教育行政官や教員を対象とした日本国内での研修プログラムも開始された。
3　ISIL 最後の拠点が解放されたとされる一方で、シリア政府と反体制派の対立が継続し政治プロセスが進まず、人道状況が引き続き劣悪である中、シリア国内及び難民を受け入れている周辺国に対する人道支援を継続した。特に、困窮する全てのシリア人にタイムリーに支援を届けるため、主に国際機関を通じた支援を実施。食糧支援や緊急救命活動等の緊急人道支援に加え、保健・水・衛生分野、教育や職業訓練等、中長期的視点に立った幅広い分野での人道支援も実施した。平成 22 年にシリア危機が始まってから平成 31 年３月までに我が国のシリア及び周辺国に対する支援の総額は 27 億ドルに達した。

政治面でも、４月に河野外務大臣がシリア反体制派のハリーリ・シリア交渉委員会団長の表敬を受けた際の意見交換を通じて、シリア和平に向けた働きかけを行った。

令和元年度目標

1　中東・北アフリカ諸国に対して ODA を通じた開発支援を行う。
2　シリア情勢の安定化に向け、人道支援を継続する。

施策の進捗状況・実績

1　中東・北アフリカ諸国に対する ODA を通じた開発支援

レバノンでは、10 月に大規模な反政府デモが全土で発生し、ハリーリ首相が辞任する事態に発展するという不安定な情勢が続く中、12 月に内政の安定化に向けた働きかけのためレバノンを訪問した鈴木外務副大臣は、アウン大統領、ハリーリ首相との会談において国民との対話の重要性を強調した。

また、10 月の大規模な反政府デモ勃発以降、国外送金及び米ドルの預金引き出し等に制限が課され、金融不安への懸念の高まりが指摘される中、11 月には国際的な格付け会社がレバノン国債格付けを引下げ、外貨建て国債利回りが上昇した。こうした中、令和２年３月、ディアブ首相は外貨建て国債の返済延期を表明した。

こうした状況を踏まえて、レバノンに対しては、令和２年１月、レバノンの不安定化を回避すること

も念頭に、シリア難民及びホストコミュニティーへの人道支援として新たに１千万ドルの供与を決定した。平成 24 年以降の累計支援は２億 2,000 万ドル超となった。

ヨルダンは、過激主義対策、多数のシリア難民の受入れ、中東和平への積極的な関与など、地域の平和と安定のための役割を果たしており、平成 30 年 11 月に署名した開発政策借款３億ドルのうち１億ドルを５月にディスバースした。

エジプトは、中東・北アフリカ地域の安定に重要な役割を有する地域大国であり、幅広い分野で協力を行っている。平成 28 年２月のエルシーシ大統領訪日以降、日本式教育の導入やエジプト人留学生及び研修生の受入れ拡大、エジプト・日本科学技術大学（E－JUST）への支援強化を含む「エジプト・日本教育パートナーシップ（EJEP)」や大エジプト博物館建設計画等の協力案件が着実に進んでいる。

また、経済面で高い潜在性を有していながら治安面の懸念や高失業率や地域格差等の社会的リスクを抱えるモロッコ及びチュニジアに対しては、治安対策や人材育成のための無償資金協力を供与したほか、技術協力等により経済社会安定化のための協力を行った。

２　シリア情勢の安定化に向けた人道支援

日本は、シリア危機の軍事的解決はあり得ず、政治的解決が不可欠であるとの一貫した立場をとっている。同時に、人道状況の改善に向けた継続的な支援を重視している。そのため日本は、シリア情勢が悪化した平成 24 年以降、令和元年度末までに約 29 億ドルのシリア及び周辺国に対する人道支援を実施してきた。

９月には、戦闘により被害を受けた東アレッポ地域の小児科病院の修復及び同地域のコミュニティ保健医療サービスの早期復旧等を行うべく、約 1,200 万ドルの新規支援を行うことを決定したほか、12 月には人道状況が悪化したシリア北東部における緊急人道支援として 1,400 万ドルの追加支援を決定した。令和２年３月には、シリア北西部における人道危機に対する支援として 475 万ドルの緊急人道支援を決定した。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標１－５　中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数

（我が国及び相手国とも「政務」レベル以上（我が国政府代表は含まず））	中期目標値	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		平成29･30･令和元年度目標の達成状況
	--年度	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	
	－	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、関係各国との協力関係の強化等の観点から適切な水準	10	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、関係各国との協力関係の強化等の観点から適切な水準	7	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、関係各国との協力関係の強化等の観点から適切な水準	7	b

測定指標１－６　対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び我が国を含む関係国との会議数（回廊、東アジア協力、ハイレベル会合等）

	中期目標値	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		平成29･30･令和元年度目標の達成状況
	--年度	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	
	－	4	6	5	6	6	2	b

参考指標：対パレスチナ支援指標：年度毎対パレスチナ支援総額（単位：万ドル）

（国際機関への拠	実績値

出、無償資金協力、技術協力等の合計)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	5,299	7,004	8,174	7,729(暫定値)

評価結果(個別分野１)
施策の分析

【測定指標１－１　中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果　＊】

過去３年間においては、安倍総理大臣及び河野外務大臣がイスラエル・パレスチナを訪問したのを始め、即位の礼に際してアッバース・パレスチナ大統領が訪日する等、首脳レベルの要人往来が活発だったのに加え、「平和と繁栄の回廊」構想や CEAPAD といった我が国独自のイニシアティブについても確かな前進を見ることができた。

現時点で当事者間の交渉再開には至っていないものの、継続的にハイレベルから我が国の立場を伝達、働きかけをするとともに、信頼醸成措置によって将来の交渉再開の土台づくりに貢献している。我が国によるこれまでの息の長い支援や、中立的な外交の積み重ねによって得られた我が国に対する信頼が功を奏していると考えられる。（平成 29 年度・平成 30 年度・令和元年度：中東和平に向けた働きかけ（達成手段①））

【測定指標１－２　イラク・アフガニスタンの復興の進展　＊】

１　イラク

（１）イラクの国作り支援、復興支援については、３年間で、毎年１件以上、合計６件の円借款事業の交換公文の署名が行われた。中でも、令和元年６月に署名されたイラク最大規模の油田を対象とする「バスラ製油所改良計画（第二期）」（供与限度額 1,100 億円）は、イラクの根幹産業である石油分野を支える事業である。

イラクの一体性や国民融和の重要性の呼び掛けについては、両国の要人会談の機会を捉え、様々なレベルで日本側からイラク側に伝えてきた。平成 30 年４月にアバーディー首相が訪日した際に安倍総理大臣から伝え、イラク新政権発足後の平成 30 年 12 月に薗浦総理大臣補佐官がイラクを訪問した際にもイラク側の新大統領、新首相ほかに伝えた。イラク側からは、日本の立場に対する謝意や日本からの支援への期待が述べられた。

（２）令和元年度は、日・イラク外交関係樹立 80 周年の年でもあり、イラクからのハイレベルの要人往来が複数件予定されていたが、10 月以降にイラク中部・南部で発生した大規模デモを受けたイラク国内情勢の変動によって、サーレハ大統領の訪日（即位の礼正殿の儀に参列予定）、外務省賓客スキームで訪日招待していたハキーム外相の訪日が取りやめとなった。さらには 12 月にアブドルマハディー首相が辞任し、その後も米国によるイラク国内でのソレイマニ・イラン革命ガード司令官及びムハンディス・イラク人民動員部隊機構副長官の殺害、それに続くイラン革命ガードによるイラク国内の米軍駐留基地への弾道ミサイル攻撃等で地域の緊張が高まり、イラク情勢も一層不安定化したことから、令和元年度内に予定していたその他のイラク要人訪日案件のめどもつかなくなった。

（３）平成 29 年度、平成 30 年度、令和元年度と継続して、補正予算を通じた人道・安定化支援、難民・国内避難民の帰還支援、ISIL からの解放地復興支援等を実施してきた。引き続き国際機関経由の支援も通じてイラクの復興に向けた取組を支えていくことは重要である。（平成 30 年・令和元年度：中東地域情勢担当参与（達成手段③））

２　アフガニスタン

（１）平成 29 年５月の首都カブールにおける大規模テロ事案を受け、大使館員や在留邦人の安全確保に一層の万全を期しており、我が国は現地の治安情勢を踏まえつつ、国際社会と連携しながら、アフガニスタンの平和と安定に向けて可能な限りの支援を実施してきた。具体的には平成 29 年度、平成 30 年度、令和元年度と継続して、国際機関等を通じた治安維持能力、農村開発、保健、教育、インフラ整備、人づくり等の分野における支援や緊急支援といった、同国の自立と安定に向けた支援を継続し、アフガニスタン国民の生活環境向上にも貢献してきた。

これに対して、長年アフガニスタンの復興に尽力されてきた中村哲氏を非道なテロで失ったことは日本政府としても痛恨の極みであった。

（２）日本の支援策立案にあたっては、各種ドナー会議等を通じた関係国との意見交換の成果及び髙橋博史参与（対アフガニスタン外交・支援担当）からの助言（平成 30 年度及び令和元年度：中東地域情勢担当参与（達成手段③））を取り入れたことも大変有益であった。令和元年度に７年ぶりに実現した二国間首脳会談及び外相会談において、アフガニスタン大統領及び外相のそれぞれから、日本の長年にわたる支援に対する深甚なる謝意が表明されたことも、過去３年度における我が国の支援が高く評価されていることの証左である。

（３）なお、我が国を含む国際社会が一層効率的な支援を実施していくためには、和平の達成、治安の改善、アフガニスタン政府のガバナンス向上等が鍵となるところ、こうした点の重要性を引き続きアフガニスタン側に求めていく必要があると考えられる。（平成 30 年・令和元年度：中東地域情勢担当参与（達成手段③））

【測定指標１－３　イランの核合意を受けた二国間関係の強化、及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し　＊】

１　平成 30 年の米国によるイラン核合意離脱、制裁の再適用及びそれに対するイランによる対抗措置によりイランを取り巻く環境は大きく変わったものの、我が国として、イランに対し国際社会と協調し、核合意を遵守し、核合意上のコミットメントに即座に戻るとともに、核合意を損なう更なる措置を控えるよう、累次にわたり求めている。また米国とも核合意を支持しているとの我が国の立場を踏まえた意見交換を行っている。令和２年度以降も引き続き、イランに対し、核合意を遵守するよう働きかけるとともに、中東地域の緊張緩和に向け、関係国と緊密に連携しつつ、我が国ならではの立場をいかした粘り強い外交努力を継続していく必要がある。

２　伝統的な二国間関係の強化については、令和元年は、日イラン外交関係樹立 90 周年にふさわしく、両国間で活発な要人往来が行われたほか、事務レベルでも、人権、領事、軍縮・不拡散、国際法等の多岐にわたる分野に関する協議が実施された。また、令和元年５月には、東京で、日イラン協力協議会の文化・スポーツ作業部会と経済協力作業部会が、同年９月には、テヘランで協力協議会が開催された。イランを取り巻く環境が大きく変わったにもかかわらず、これらの結果、首脳同士の信頼関係構築含め重層的な二国間関係を強化することができた。緊密なやりとりを継続したことは、歴史的な日イラン間の友好関係深化に大きな効果があった。

３　イランの地域・国際社会との信頼構築支援について、我が国は米国と同盟関係にあり、同時にイランとの長年の良好な関係を維持するなど、中東の安定に関係する各国と良好な関係を築いている。これをいかし、中東の緊張の緩和と情勢の安定化に向け、関係国に対する様々なレベルでの働きかけを行っており、大いに緊張が高まった時期においても事態のエスカレーションが避けられた。

４　経済分野では、日本企業・邦銀が活発に活動するのが難しい状況において、関係国及び国内関係企業・金融機関との緊密な意思疎通を努めていることは、大きな意味があると評価できる。

【測定指標１－４　中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援　＊】

シリア危機が長期化する中、シリア及び難民の受入先となっている周辺国に対する人道支援を継続して実施することは国際社会の一員としての責務といえる。国際社会と緊密に連携しながら、人道支援を着実に実施することで周辺国の負担を緩和につながり、関係国からも高い評価を得ている。

【測定指標１－５　中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数】

測定指標１－１で挙げた首脳レベルの要人往来に加え、閣僚級以下の要人往来についても活発であり、イスラエル・パレスチナ双方と様々なレベルで緊密なコミュニケーションをとることができた。

我が国によるこれまでの息の長い支援や、中立的な外交の積み重ねによって得られた我が国に対する信頼が功を奏していると考えられる。（平成 29 年度・平成 30 年度・令和元年度：中東和平に向けた働きかけ（達成手段①））

【測定指標１－６　対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び我が国を含む関係国との会議数(回廊、東アジア協力、ハイレベル会合等)】

平成 30 年度には「平和と繁栄の回廊」構想事務レベル協議（於：ヨルダン）及び閣僚会合（於：ヨルダン）を開催したほか、CEAPAD の高級実務者会合（於：ジャカルタ）、第３回閣僚会合（於：バンコク）を実施するとともに、令和元年度には CEAPAD 高級実務者会合（於：パレスチナ）を開催できた。また国連総会のマージンにおいては平成 29 年度、平成 30 年度と２年続けてパレスチナ支援調整委員会（AHLC）閣僚会合に河野外務大臣が出席したほか、平成 30 年度は「二国家解決」に関するハイレベル会合にも出席した。河野外務大臣の強力なリーダーシップの下、中東和平関連の会議の開催・出席はこれまでになく頻繁だった。（平成 29 年度・平成 30 年度・令和元年度：中東和平に向けた働きかけ（達成手段①））

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

1　中東地域の平和と安定は、国際社会全体の平和と繁栄にも大きな影響を及ぼす。取り分け、原油輸入の９割を中東地域に依存する我が国にとって、同地域の安定は経済的重要性が高く、我が国として同地域の平和と安定の確保に向け積極的な役割を果たす必要がある。

2　中東和平問題は、約 70 年にわたって続く地域の中核的課題の一つであり、我が国としても国際社会の責任ある一員として引き続き関与を継続するべき課題である。また近年は「平和と繁栄の回廊」構想や CEAPAD といった我が国独自の取組が認知されてきており、こうした取組を通じて国際社会における我が国の地位を向上させていくことは重要である。

3　いわゆる「アラブの春」以降、シリアでは政府及び穏健な反体制派に過激主義組織等が加わって衝突が継続しており、シリア危機発生以降の死者は推計 32～47 万人とも言われ、国内避難民は 630 万人以上、周辺国に流出した難民数は 500 万人以上に上る。国際社会は、シリア問題の根本的な解決には政治的解決が必要であるとの認識で一致しており、我が国も、引き続き人道支援と政治プロセス促進への貢献を、車の両輪として取り組んでいく必要がある。

　また、リビア情勢は依然不安定であり、その影響が北アフリカ地域に及ばないよう我が国としてはチュニジア、アルジェリア、モロッコ、エジプトとの間で治安分野の支援や対話・人的交流の促進を通じて貢献していくことがこれまで以上に重要となる。

【測定指標】

<u>１－１　中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果　＊</u>

　イスラエル・パレスチナ間では、直接交渉がなされない状態が続いており、まずは「二国家解決」に向けた双方による対話を促すことが課題である。我が国としては、国際社会と共に両当事者の対話再開に向けた環境作りに貢献するとともに、引き続き働きかけを行う。また、「平和と繁栄の回廊」構想等の独自の取組を通じ、関係者間の信頼醸成と、パレスチナ自治政府の国家建設に向けた努力を支えるための経済協力を継続する。

<u>１－２　イラク・アフガニスタンの復興の進展　＊</u>

1　イラク

　中東の安定の要であるイラクの安定を実現するためにも、イラク政府が、国民の幅広い信頼を得る方法で諸改革に迅速に取り組み、国の安定と発展を実現していくことが重要である。そのためにも、我が国は引き続き、基礎サービスの向上や人づくりへの貢献を通じたイラク自身の復興のための自助努力の支援、我が方要人とイラク側要人との会談の際の働きかけを行っていく。

2　アフガニスタン

　アフガニスタンの安定は地域及び国際社会の安定にとって極めて重要であり、我が国は引き続き国際社会と連携しつつ、治安分野や開発分野（農村開発、保健・教育等）への支援を中心に実施する。同時に、アフガニスタン側による自助努力を促し、治安情勢改善や汚職対策含むガバナンス改善のための取組についても働きかけを行っていく。

<u>１－３　イランの核合意を受けた二国間関係の強化及びイランと地域･国際社会との信頼構築の後押し　＊</u>

1　国際社会と協調しつつ、核合意を含めた地域の緊張緩和と情勢の安定化に向け、イラン及び関係国等への働きかけを含めた外交努力を継続する。

2　米国による対イラン制裁の影響など地域情勢を注視しつつ、可能な限り重層的な二国間関係の構築につとめる。

<u>１－４　中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援　＊</u>

　我が国は、シリア情勢の安定化には、政治的解決が基本であるとの立場であり、引き続き、こうした政治プロセスの会合に積極的に参加しつつ、従来我が国が力を入れてきた人道支援の分野での支援も継続し、人道支援と政治対話への貢献を、車の両輪として取り組んでいく。

　北アフリカにおいては、各国の置かれた状況は異なるものの、いずれの国の安定にも治安・安全面が重要であることから、引き続き国際テロ対策に資する取組を行っていく。また各国のニーズに即した支援（経済社会改革支援、人材育成等）を実施するよう留意し、これらの取組を継続する。

<u>１－５　中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数</u>

引き続き往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえ、中東和平関係各国との協力関係強化の観点から適切な水準の要人往来の実施を目指すことを目標とする。往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた中東諸国との関係強化の観点から適切な水準の要人往来の実施を目指す。

１－６　対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び我が国を含む関係国との会議数(回廊、東アジア協力、ハイレベル会合等)

パレスチナの政治・経済状況が厳しさを増す中、我が国としても引き続き関連会議への出席を通じ積極的な関与を継続することで、国際社会における責任ある立場を示す。

作成にあたって使用した資料その他の情報
・外務省ホームページ 第１回日アラブ政治対話における河野外務大臣スピーチ（平成 29 年９月 11 日） （https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me1/page3_002219.html） 第 196 回国会における河野外務大臣の外交演説 （https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/unp_a/page3_002351.html） パレスチナ （https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/plo/index.html） イスラエル （https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/israel/index.html）

個別分野２　中東諸国との関係の強化

施策の概要

１　中東諸国・イスラム文化圏との交流・対話を深化させる。
２　自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易を推進する。閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化を支援する。
３　湾岸協力理事会（GCC）諸国側との更なる経済関係の強化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第１回日アラブ政治対話における河野外務大臣スピーチ（平成 29 年９月 11 日）
・第 14 回マナーマ対話における河野外務大臣スピーチ（平成 30 年 10 月 27 日）
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）

測定指標２－１　中東・北アフリカ諸国との交流・対話の深化　＊

中期目標（--年度）

我が国と中東・北アフリカ諸国との交流・対話を深化させる。

平成 29 年度目標

１　首脳・外相等の要人往来によりハイレベルでの対話の深化を図る。
２　イスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施し、信頼醸成を図る。
３　湾岸地域の信頼醸成・協力促進及び過激思想への対応等をテーマに有識者も参加するワークショップを開催し、政策提言を得る。

施策の進捗状況・実績

１　ハイレベル対話の深化

我が国と中東諸国との間では活発な要人往来が行われており、ハイレベル間での意思疎通や、開発支援や経済連携などの政策を推し進める契機となっている。

・トルコ

６月にチャブシュオール外相が訪日し、９月には安倍総理大臣が国連総会出席の機会にエルドアン大統領と首脳会談を実施し、また、12 月には河野外務大臣がトルコを訪問し、外相会談を実施した。地域情勢や二国間関係の強化について意見交換を行った。

・エジプト

９月にカイロで開催された日アラブ政治対話に河野外務大臣が出席し、シュクリ外相との外相会談及びエルシーシ大統領表敬を実施し、教育分野での協力等について意見の一致を見た。

・ヨルダン

７月にムルキー首相及びサファディ外相が訪日し、安倍総理大臣との首脳会談及び岸田外務大臣との外相会談を開催し、経済協力や投資協定交渉開始の表明など、日ヨルダン友好関係の深化を図った。また、９月及び 12 月には河野外務大臣がヨルダンを訪問し、外相会談を行ったほか、アブドッラー国王・ムルキー首相を表敬し中東情勢に関する意見交換を行った。

・イスラエル・パレスチナ

４月に岸外務副大臣がイスラエル及びパレスチナ双方を訪問し、政府要人と中東和平問題等について意見交換を行った。また、12 月には河野外務大臣も双方を訪問し、中東和平実現に向けた協議を行った。

・イラク

８月、バグダッドを訪問した薗浦総理大臣補佐官は、アバーディー首相及びジャアファリー外相と会談し、モースル解放を受けたイラク復興に向けて二国間協力を進めていくことで一致した。また、11 月、バグダッド及びバスラを訪問した佐藤外務副大臣は、ジャアファリー外相ほかと会談し、イラク復興における二国間協力や平成 31（2019）年の外交関係樹立 80 周年に向けた協力を進めることで一致した。

・湾岸諸国

サウジアラビアとの間では、９月に河野外務大臣が訪問し、サルマン国王やムハンマド副皇太子を表敬。石油等のエネルギー分野を超えた二国間関係の拡大に向け、意見交換を行った。また、カタール及びクウェートとも外相会談を行い、経済及び文化等幅広い分野における両国関係の拡大に向け、協力していくことで一致した。

12 月には、河野外務大臣が、日本の外務大臣として初めてバーレーンを訪問し、湾岸地域の安全保障に関する「第 13 回マナーマ対話」において中東地域の平和と安定に向けた日本の政策及び貢献に関するスピーチを行った。

12 月及び平成 30 年１月、河野外務大臣はアラブ首長国連邦（UAE）を訪問し、ムハンマド･アブダビ皇太子を表敬し、両国間の戦略的パートナーシップの下、幅広い分野における協力を確認した。

２　イスラエル・パレスチナ合同青年招へい

11 月にイスラエル・パレスチナ双方から５名ずつの青年が訪日し、河野外務大臣を表敬し、中東和平を実現する上で双方が交流する機会をより一層作ることが重要である等の意見交換が行われた。

この事業は、今回で 20 年目を数え、中東和平プロセスの停滞が懸念される中、将来を担う双方の世代間の交流を図ることを目的としており、地道ながらも、双方の信頼構成一助となるプログラムとなった。

３　ワークショップの開催

平成 30 年３月に、「中東における暴力的過激主義対策に関する対話」を開催。中東地域６か国から、各国において影響力を持つ宗教者や政府関係者を招へいした。河野外務大臣への表敬や外務省関係者とのラウンドテーブルを行い、中東地域の恒久的な平和と安定の確保に向けた暴力的過激主義の根絶のための方策等について意見交換を行った。

平成 30 年度目標

１　首脳・外相等の要人往来によりハイレベルでの対話の深化を図る。

２　イスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施し、信頼醸成を図る。

３　湾岸地域の信頼醸成･協力促進及び過激思想への対応等をテーマに有識者も参加するワークショップを開催し、政策提言を得る。

施策の進捗状況・実績

１　ハイレベル対話の深化

関係国との間で下記のとおり具体的実績を上げ、ハイレベル間での意思疎通や、開発支援や経済連携などの政策を推し進める契機となるといった成果をもたらした。

・湾岸諸国

UAE との間では、４月にアブダッラー外務・国際協力相が訪日（外務省賓客）した後、安倍総理大臣が約５年ぶりに UAE を訪問し、ムハンマド・アブダビ皇太子との会談後、両国は包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ（CSPI）の立ち上げを含む共同声明を発出した。また、８月には CSPI 第１回閣僚級協議を行うなど総理大臣訪問のフォローアップを行い、緊密な二国間関係を促進した。平成 31 年１月には辻外務大臣政務官がアブダビを訪問して国際再生可能エネルギー機関（IRENA）第９回総会に出席するとともに、シャムシー国務相との会談を実施した。

バーレーンとの間では、10 月に河野外務大臣が、中東の安全保障をテーマとした会議であるマナーマ対話に２年連続で出席し、中東地域の安定に向けた我が国の貢献策を中心としたスピーチを行った。加えて、本対話に出席した各国政府要人との意見交換を行った。別途、バーレーン政府要人との会談を行い、二国間関係の緊密化を促進した。

カタールとの間では、12 月に河野外務大臣が、日本の外務大臣として初めて中東の安全保障をテーマとした会議であるドーハ・フォーラムに出席した。我が国の対中東外交政策を中心にスピーチを行うとともに、外相を含むカタール政府要人とも会談を行い、二国間関係の緊密化を促進した。カタール断交問題が依然として解決されていない中で、バーレーンとカタールが主催する安全保障対話どちらについても河野外務大臣が参加し、中東地域に中立的な立場で関与を深めていくという我が国の姿勢を示した。

・イラク

４月にアバーディー首相及びジャアファリー外相が訪日し、それぞれ安倍総理大臣との首脳会談及び河野外務大臣との外相会談を行い、平成 31 年の外交関係樹立 80 周年を機会とした幅広い分野での二国間関係強化等について一致した。12 月には薗浦総理大臣補佐官がバグダッドを訪問し、サーレハ大統領、アブドルマハディー首相、ハキーム外相ほかと会談を行い、新政府発足に対する安倍総理大臣からの祝意を伝え、今後も官民挙げてイラクの復興に向けた自助努力を支援していく旨伝えた。

・ヨルダン

４月及び 12 月には河野外務大臣がヨルダンを訪問し、外相会談を行い中東情勢に関する意見交換（12 月は第１回外相間戦略対話）を行った。５月には安倍総理大臣がヨルダンを訪問し、アブドッラー国王と首脳会談を行った。11 月にはアブドッラー国王が訪日し安倍総理大臣と首脳会談を

行ったほか、河野外務大臣もアブドッラー国王を表敬した。

・イスラエル・パレスチナ

５月に安倍総理大臣が双方を訪れ、それぞれ首脳会談を実施し、中東和平、二国間関係等について議論した。

・トルコ

11 月にチャブシュオール外相が訪日し、外相会談を実施した。また、９月の国連総会や 12 月のＧ20 出席の機会に安倍総理大臣がエルドアン大統領と首脳会談を実施し、地域情勢や二国間関係の強化について意見交換を行った。

・マグレブ諸国

12 月には、河野外務大臣が訪問先のモロッコ、チュニジア及びアルジェリアの外相との会談や大統領・首相への表敬を行い、二国間関係強化の重要性や国際社会における連携強化について一致するとともに、各国の経済社会安定化に向けた更なる貢献の意向を伝達した。その他、11 月にはララ・ハスナ・モロッコ王女が訪日した。

２　イスラエル・パレスチナ合同青年招へい

平成 31 年２月にイスラエル・パレスチナ双方から５名ずつの青年が訪日し、河野外務大臣を表敬し、中東和平を実現する上で双方が交流する機会をより一層作ることが重要である等の意見交換が行われた。一行は、日本滞在中、京都及び広島の視察も行った。

この事業は、今回で 21 回目を数え、中東和平プロセスの停滞が懸念される中、双方の将来を担う世代間の交流を図ることを目的としており、地道ながらも、参加者からは双方の信頼構成の一助となるとともに、訪日を通じて対日理解が進み、河野外務大臣の中東への強い関心の熱意が感じられたとの感想が寄せられた。

３　ワークショップの開催

平成 31 年２月、GCC 諸国及びイラクの計７か国から将来国を率いるリーダーとなる素質を持った若者を招へいし、若者・女性のエンパワーメントを主題として、第２回「中東における暴力的過激主義対策に関する対話」を開催した。過激主義対策の重要な要素として若者・女性の社会における活躍の推進の重要性を、その具体的な方策まで議論することで再確認した。若者・女性のエンパワーメント支援について有識者や政府関係者を含めた議論では、我が国の協力の在り方を協力（cooperation）から共創（co-creation）へと昇華させていく時代に入っているとの認識が共有され、政府のみならず、民間も含めたオール・ジャパンとして何ができるのか、引き続き共に知恵を絞るべきとの提言を得た。たとえば、女性や若者の活躍を阻害する要因としての貧困を、どのように解決できるのか、貧困の原因にまで遡って有識者や中東諸国の若者と議論を深めた。

令和元年度目標

１　首脳・外相等の要人往来によりハイレベルでの対話の深化を図る。

２　イスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施し、信頼醸成を図る。

３　湾岸地域の信頼醸成・協力促進及び過激思想への対応等をテーマに有識者も参加するワークショップを開催し、政策提言を得る。

施策の進捗状況・実績

１　ハイレベル対話の深化

関係国との間で下記のとおり具体的実績を上げ、ハイレベル間での意思疎通、開発支援や経済連携などの政策を推し進める契機となるような成果をもたらした。

・イスラエル・パレスチナ

５月にマンデルブリット・イスラエル検事総長が来日したほか、10 月には即位の礼出席に際してはアッバース・パレスチナ大統領が訪日。８月には衆議院外務委員会公式派遣が行われ、12 月の鈴木外務副大臣のイスラエル・パレスチナ訪問など、両国間の要人往来も引き続き盛んに行われた。

・エジプト・ヨルダン・レバノン

令和元年はエジプトがアフリカ連合（AU）議長国を務め、また日本がＧ20 議長国を務めたこともあり、関係会議への出席のため多くのエジプト要人が訪日した。その中でも、６月のＧ20 大阪サミットには、エルシーシ大統領、シュクリ外相ほかの関係閣僚が訪日・出席し、８月の TICAD７にも、同大統領及び同外相ほかの関係閣僚が訪日・出席した。また、10 月の即位の礼にはエルアナーニー考古相が出席した。日本からは、８月に左藤内閣府副大臣、９月に磯﨑経済産業副大臣、12 月に中谷外務大臣政務官がエジプトを訪問した。

ヨルダンとは９月の国連総会の機会に日・ヨルダン首脳会談を実施した。10 月に即位の礼出席のためフセイン皇太子が訪日し、安倍総理大臣と会談を行うなど、首脳・閣僚級の対話が活発に行

われており、両国の戦略的パートナーシップが一層強化された。前述の 12 月の鈴木外務副大臣によるイスラエル・パレスチナ訪問時にはヨルダン、レバノンも訪問している。

・トルコ

日本との関係では、G20 大阪サミットへの出席のためエルドアン大統領が訪日し、７月に東京で首脳会談が行われた。また 10 月の即位礼正殿の儀にはエルソイ文化観光相が出席したほか、11 月にはG20 愛知・名古屋外相会合の際に日トルコ外相会談が行われた。また、12 月には木原総理大臣補佐官がトルコを訪問し、チェヴィキ大統領首席補佐官を始め政府関係者と会談した。

・マグレブ諸国

TICAD７に出席した各国要人（ベドゥイ・アルジェリア首相、シヤーラ・リビア外相、ジヒナウイ・チュニジア外相及びブリタ・モロッコ外相）との首脳・外相会談を通じ、各国の経済社会開発のための日本の協力の継続を強調するとともに、国際場裡における各国との連携の重要性を確認した。また、即位の礼にモロッコから参列したムーレイ・ラシッド王子と安倍総理大臣との会談では、両国間の首脳レベルの交流促進を確認した。モロッコとの間では、令和２年１月に副大臣級で合同委員会を開催し、幅広い分野における具体的な協力の在り方につき議論を深めた。

さらに、12 月にはイタリアの主催する政治対話「地中海対話」に若宮外務副大臣が出席し、中東・北アフリカの経済、社会的安定のために必要な政策について議論した。

・湾岸諸国

G20 に出席した要人（ムハンマド・サウジ皇太子）、即位の礼に出席した要人（タミーム・カタール首長及びサルマン・バーレーン皇太子等）や総理大臣の中東訪問での各国要人（UAE、サウジアラビア、オマーン）との会談を通じ、首脳レベルでの二国間関係の強化の施策等について議論を深めた。

・イラク

イラクとの間の要人往来は、現地政治情勢の不安定化等により令和元年度の実績はなかった。

２　イスラエル・パレスチナ合同青年招へい

令和２年２月にイスラエル・パレスチナ双方から５名ずつの青年が訪日し、中東和平を実現する上で双方が交流する機会を持つことが重要である等の意見交換が行われた。一行は、日本滞在中、京都及び広島の視察も行った。

この事業は、今回で 22 回目を数え、中東和平プロセスの停滞が懸念される中、双方の将来を担う世代間の交流を図ることを目的としている。参加者からは双方の信頼構成の一助となるとともに、訪日を通じて対日理解が進んだとの感想が寄せられた。

３　ワークショップの開催

令和２年２月、５日間にわたり、「暴力的過激主義対策に関する対話」を東京で開催した。第３回となる今回は、イスラムを始めとする宗教の多様性を考察する機会を提供するため、中東・北アフリカのみならず東南アジアも含めた各国から、地域バランスを重視しつつ、発信力に優れた若者を中心に招へいした。有識者も含めたラウンドテーブルや東大寺長老との意見交換などの機会を通じ、中東・東南アジアのわけ隔てのない率直な意見交換を行い、暴力的過激主義に対抗する方策を議論した。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標２－２　自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化　＊

中期目標（--年度）

中東諸国との経済関係を強化すべく、日トルコ EPA、日トルコ社会保障協定、日ヨルダン投資協定等、各種経済条約の早期締結に向け交渉を促進する。

平成 29 年度目標

１　日トルコ EPA、日トルコ社会保障協定、その他各種経済条約

・日トルコ EPA について、早期締結・発効に向け、交渉を継続する。

・日トルコ社会保障協定は書面交渉を可及的速やかに終了できるよう積極的に働きかけ、実質合意を前提とした対面交渉を早期に開催し、全ての論点が合意し、実質合意に至った場合には平成 30 年度国会に提出できるよう必要な作業を進めていく。

・その他の各種経済条約に関しては、平成 29 年度に第 193 回通常国会に提出済みの日イスラエル投資協定、第 190 回通常国会で承認された日オマーン投資協定の発効を目指す。

２　日 GCC・FTA

平成 14 年３月 GCC 閣僚理事会での交渉再開方針決定を受け、GCC 事務局に日本との早期交渉再開を働きかけ、平成 29 年３月のサルマン・サウジアラビア国王訪日の際には安倍総理大臣から交渉再開を働きかけた。GCC 諸国間の関係も注視しつつ、引き続き、日・GCC・FTA の交渉再開の可能性を追求する。

施策の進捗状況・実績

１　日トルコ EPA、日トルコ社会保障協定、その他各種経済条約

（１）日トルコ EPA

９月に第７回、平成 30 年１月に第８回交渉会合を実施し、物品貿易、投資や知的財産等の各分野について議論を行った。

（２）日トルコ社会保障協定

対面、書面を通じた交渉は最終段階にあるが、労災保険の扱い等について外交ルートを通じて協議、調整を重ねた。

（３）その他（二国間投資協定）

・イスラエルとの投資協定

６月、国会で承認され、10 月に発効した。

・ヨルダンとの投資協定

２回の交渉会合が実施（10 月、12 月）され、平成 30 年４月には第３回交渉会合が実施される予定である。平成 30 年度の締結を目指し、交渉を継続している。

・アルジェリアとの投資協定

３回の交渉会合が実施（９月、10 月、平成 30 年２月）され、平成 30 年４月には第４回交渉会合が実施される予定である。早期締結に向けて、交渉を継続している。

・日オマーン投資協定

６月、効力発生のための公文を交換し、７月 21 日付けで発効した。

・サウジアラビアとの投資協定

予定どおり４月に発効した。

・イランとの投資協定

予定どおり４月に発効した。

・アラブ首長国連邦との投資協定

４月に第３回、第４回交渉会合を開催し、大筋合意に達した。

・バーレーンとの投資協定

９月、第２回協定交渉会合を開催した。交渉の早期妥結に向け、調整を継続している。

・カタールとの投資協定

４月に第３回交渉会合を開催した。次回交渉会合開催に向け、調整を継続している。

２　日 GCC・FTA

交渉の再開に向け GCC 各国及び GCC 事務局に対し、累次働きかけを行ったが、今後の交渉の進め方について GCC 内部で引き続き調整中であり、再開には至らなかった。

平成 30 年度目標

日トルコ EPA、日トルコ社会保障協定の早期締結に向け、交渉を加速化させる。

ヨルダン、モロッコ、アルジェリア、チュニジア、UAE、バーレーン及びカタールとの投資協定の早期締結に向け調整及び交渉を促進する。

施策の進捗状況・実績

１　日トルコ EPA 及び日トルコ社会保障協定

（１）日トルコ EPA

12 月に第 12 回、平成 31 年２月に第 13 回交渉会合を実施し、物品貿易、サービス貿易、投資、知的財産、電子商取引等の各分野について議論を行った。

（２）日トルコ社会保障協定

対面、書面を通じた交渉は最終段階にあるが、交渉の早期妥結に向け、調整を継続している。

２　その他二国間投資協定

（１）ヨルダンとの投資協定

５月に実質合意に達し、11 月のアブドッラー国王訪日時に署名した。

（２）モロッコとの投資協定

４月に実質合意に達し、早期署名及び締結に向け、必要な作業を継続している。

（３）アルジェリアとの投資協定
平成 31 年３月に交渉会合を実施し、交渉の早期妥結に向け、調整を継続している。
（４）チュニジアとの投資協定
平成 30 年 12 月の日チュニジア外相会談において、交渉を早期に開始することを確認し、調整を継続している。
（５）アラブ首長国連邦との投資協定
４月に署名を行った。
（６）バーレーンとの投資協定
交渉の早期妥結に向け、調整を継続している。
（７）カタールとの投資協定
次回交渉会合開催に向け、調整を継続している。

令和元年度目標
１　日トルコ EPA、日トルコ社会保障協定の早期締結に向け、交渉を加速化させる。
２　ヨルダン、モロッコ、アルジェリア、チュニジア、UAE、バーレーン及びカタールとの投資協定の早期締結に向け調整及び交渉を促進する。

施策の進捗状況・実績
１　日トルコ EPA、日トルコ社会保障協定の早期締結に向け、交渉を加速化させる。
（１）日トルコ EPA
４月に第 14 回、６月に第 15 回、８月に第 16 回、10 月に第 17 回交渉会合を実施し、物品貿易、サービス貿易、投資、知的財産、電子商取引等の各分野について議論を行った。交渉の早期妥結に向け、調整を継続している。
（２）日トルコ社会保障協定
対面、書面を通じた交渉は最終段階にあるが、交渉の早期妥結に向け、調整を継続している。
２　ヨルダン、モロッコ、アルジェリア、チュニジア、UAE、バーレーン及びカタールとの投資協定の早期締結に向け調整及び交渉を促進する。
（１）ヨルダンとの投資協定
令和２年度国会において審議を予定している。
（２）モロッコとの投資協定及び租税条約
令和２年１月に署名した。
（３）アルジェリアとの投資協定
平成 31 年３月に交渉会合を実施後、交渉の早期妥結に向け、調整を継続している。
（４）チュニジアとの投資協定
平成 30 年 12 月の日チュニジア外相会談において、交渉を早期に開始することを確認し、正式交渉開始に向け調整を継続している。
（５）アラブ首長国連邦との投資協定
４月に署名を行った。
（６）バーレーンとの投資協定
交渉の早期妥結に向け、調整を継続している。
（７）カタールとの投資協定
次回交渉会合開催に向け、調整を継続している。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標２－３　中東地域産油国(特に GCC 諸国)との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施

中期目標（--年度）
１　湾岸諸国(GCC 諸国)
エネルギー分野を超えた経済の幅広い分野で、互恵関係を強化する。
２　イラク
イラクとの経済関係の強化を図る。

平成 29 年度目標
１　湾岸諸国（GCC 諸国）

（1）各国との各種協議の開催、日・サウジ・ビジョン 2030 に基づく協力を着実に実施していく。
（2）同地域において、人材育成分野の協力を拡充する。
（3）要人往来の機会等を捉え、湾岸諸国の社会経済開発における我が国の技術の積極的な活用、我が国の知見を踏まえた文化・スポーツ・教育分野での協力を積極的に進めていく。

2　イラク

日本企業の進出に支障となっている各種規制の撤廃、行政手続きの円滑化等をイラク政府に申し入れる等、日本企業のイラク進出の側面支援を継続する。また、毎年在イラク日本大使館が調整・準備等で協力しているバグダッド国際見本市への日本企業参加等を通じて、引き続き両国経済関係の強化を図る。

施策の進捗状況・実績

1　湾岸諸国（GCC 諸国）

（1）各種協議、日・サウジ・ビジョン 2030 に基づく協力

日本とサウジアラビア双方で課長級の日・サウジ・ビジョン 2030 サブグループ会合を複数回開催。具体的協力の例としては、９月にサウジアラビア国家遺産観光庁職員２名が訪日し、遺跡・観光に関する研修を実施した。

（2）人材育成分野の協力

サウジ日本自動車技術高等研修所において自動車整備工の研修、プラスチック加工高等研修所における技術者の研修、サウジアラビア電子機器・家電製品研修所における電子機器、家電製品メンテナンスの研修を継続して実施した。また、クウェートとは人材育成分野の協力の端緒となる技術協力協定が７月に署名された。

（3）社会経済開発における我が国技術の活用、文化・スポーツ・教育分野での協力

４月、日本人オーケストラが初のサウジアラビアでの公演を実施し、サウジアラビアにおける文化・娯楽振興の重要な契機となった。また、平成 30 年１月から東京国立博物館とサウジアラビア国家遺産観光庁との協力で、東京国立博物館で「アラビアの道」展が開催された。このほか、UAE では日本に倣い道徳科目が教育カリキュラムに取り入れられた。スポーツ分野では各国において様々な交流が行われているが、特にサウジアラビアの柔道専門家を平成 30 年１月から２月にかけて招へいし、指導を実施した。

2　イラク

（1）日本企業のイラク進出につながる取組として、８月の薗浦総理大臣補佐官のイラク訪問、11 月の佐藤外務副大臣のイラク訪問の機会等を通じてイラク要人への働きかけを行った。
（2）10 月 21～30 日に開催された第 44 回バグダッド国際見本市では、在イラク日本大使館が日本企業 19 社の出展をサポートした。日本企業の活動を効果的に発信し、イラク企業５社から日本企業の代理店になることを希望するとの表明がなされることにつながった。

平成 30 年度目標

1　湾岸諸国（GCC 諸国）

日本企業の持つ高い技術力を通じて、湾岸諸国の経済発展に貢献するべく、日本企業の進出及び新規プロジェクトの受注等を後押しする。

2　イラク

イラク復興に日本企業の持つ高い技術力を通じて貢献することを可能とすべく、イラク政府に対して、ビジネス・投資環境の改善、治安の安定及び日本企業の安全確保等を働きかける。

施策の進捗状況・実績

1　湾岸諸国（GCC 諸国）

（1）日本企業が権益を有する UAE・アブダビの海上油田が約 40 年ぶりに期限を迎えたことから、政府ハイレベルから UAE 政府ハイレベルに対する働きかけを粘り強く継続した結果、日本企業の権益延長が認められた。
（2）日本企業の更なる進出促進に向け、４月の安倍総理大臣の UAE 訪問、平成 31 年１月のタミーム・カタール首長訪日といった要人往来の機会を捉えてそれぞれビジネスフォーラムを開催したほか、９月にはオマーン投資セミナーを開催、加えて、随時の官民ミッション（医療（サウジアラビア、５月）、住宅（サウジアラビア、６月）、農業（サウジアラビア・UAE、11 月）派遣も行われた。

2　イラク

日本企業のイラク進出につながる取組として、４月のアバーディー・イラク首相の訪日の際に安倍総理大臣からビジネス環境整備等の働きかけを行ったほか、安倍総理大臣主催夕食会ではイラクに関

係のある官民の日本側関係者が同席した。

11 月 10～19 日に開催された第 45 回バグダッド国際見本市では、日本企業 18 社及び JETRO が出展し、日本企業の活動を効果的に発信した。参加日本企業の中には、日野トラック・バグダッド市役所とのトライアル利用に関する覚書署名を、また、トヨタイラクがカムリ・ハイブリッド発表会を開催するなど、本見本市を効果的に活用しようとする動きも見られた。

令和元年度目標

1　湾岸諸国（GCC 諸国）

日本企業の持つ高い技術力を通じて、湾岸諸国の経済発展に貢献するべく、日本企業の進出及び新規プロジェクトの受注等を後押しする。

2　イラク

日本の高い技術力をイラクの国作りに貢献させていくべく、イラク政府に対して、ビジネス・投資環境の改善、治安の安定及び日本企業の安全確保等を引き続き働きかけていく。

施策の進捗状況・実績

1　湾岸諸国（GCC 諸国）

（1）10 月の即位の礼における湾岸諸国の要人訪日や令和２年１月の安倍総理大臣の中東（サウジアラビア、UAE 及びオマーン）訪問等の機会を通じ、エネルギーを超えた幅広い分野での協力を各国と確認した。

（2）ハイレベルでの働きかけを継続した結果、UAE 陸上油田における日本企業の権益が認められた。また、UAE では鉄道信号システム案件、カタールでは国際空港ターミナル拡張工事案件について日本企業を含む共同企業体（JV）が受注した。

（3）６月及び 10 月に開催した「日・サウジ・ビジョン 2030」閣僚会合の機会にビジネスフォーラムを開催したほか、７月に民間ミッション（サウジアラビア）、12 月に官民ミッション（オマーン）派遣が行われ、両国企業間の関係が強化された。

2　イラク

４月、バグダッドにてトヨタイラク社主催のカローラ・RAV４新型モデル発表会が開催（湾岸地域で最初の新型モデル発表）された。また、５月、バグダッドにて日野トラック３Ｓ（Sales、 Service and Spare－parts）施設定礎式が開催、10 月には、エルビルにおいて TOTO のショールーム開所式が開催された。

令和２年１月、米国とイランの対立を背景に地域の緊張が高まる中、在留邦人がイラク国外へ退避した際、在イラク大使館及び在エルビル領事事務所による邦人保護業務、退避した日本企業への支援を行った。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標２－４　中東諸国との関係強化に係る事業実施数(イスラエル･パレスチナ合同青年招へい等)

	中期目標値	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		平成29･30･令和元年度目標の達成状況
	--年度	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	
	－	5	5	5	5	6	4	b

測定指標２－５　中東諸国との関係強化に係る要人往来数

	中期目標値	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		平成29･30･令和元年度目標の達成状況
（我が国及び相手国とも「政務」レベル以上（我が国政府代表は含まず））	--年度	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	
	－	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との	35	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との	47	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との	53	b

		比較等を踏まえた、中東諸国との関係強化等の観点から適切な水準		比較等を踏まえた、中東諸国との関係強化等の観点から適切な水準		比較等を踏まえた、中東諸国との関係強化等の観点から適切な水準		

測定指標２－６　経済条約の締結数								
	中期目標値	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		平成29･30･令和元年度目標の達成状況
	--年度	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	
	－	3	4	3	0	3	2	b

評価結果（個別分野２）

施策の分析

【測定指標２－１　中東・北アフリカ諸国との交流・対話の深化　＊】

平成 29 年９月にカイロ（エジプト）で開催された日アラブ政治対話は、日本とアラブ諸国との政治対話枠組みを創設したことで中東・北アフリカ諸国との交流・対話のレベルを政治分野でも深化させていく歴史的な一歩となった。このほか、マナーマ対話やドーハ・フォーラム等の中東情勢等、多国間会議にも河野外務大臣が出席したことは、中東・北アフリカ諸国との交流・対話の深化に大いに寄与した。（平成 29・30・令和元年度：中東地域諸国との関係強化（達成手段①））

「暴力的過激主義対策に関する対話」については、中東地域のみならず東南アジアも含めた幅広い地域の専門家を招へいしたことにより、各々のバックグラウンドをいかした意義の深い意見交換が行われたところ、今後はその成果を次の施策にいかしていくことが求められる。

【測定指標２－２　自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化　＊】

中東・北アフリカ諸国との自由貿易協定、投資協定等の交渉が着実に進んでいる。またこれを背景として従来のエネルギー分野に加え物品・サービス貿易や投資分野についても経済関係が強化されている。（平成 29・ 30・令和元年度：中東地域諸国との関係強化（達成手段①））

【測定指標２－３　中東地域産油国（特に GCC 諸国）との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施】

GCC 諸国との間では、さまざまな協議の実施を通じて、エネルギーを超えた多岐にわたる経済分野の関係を着実に発展させてきた。サウジとは、「日・サウジ・ビジョン 2030」に基づく協力として、令和元年６月及び 10 月に２回の閣僚会合を実施し、幅広い分野での協力が進展した。UAE とは、平成 30（2018）年４月に包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアチブ（CSPI）の枠組みを立ち上げ、宇宙を含む幅広い分野での協力が進展した。カタールとは、平成 31（2019）年１月に戦略対話の枠組みを立ち上げ、投資を含む幅広い分野での協力に向け協議が進展した。その他の GCC 諸国についても、政策対話の枠組みを通じ、幅広い分野での協力に向け協議が進展した（オマーンとは、平成 29 年 11 月及び平成 31 年４月に政策対話を実施。クウェートとは、平成 31 年３月に政策対話を実施）。（平成 29・30・令和元年度：中東地域諸国との関係強化（達成手段①））

【測定指標２－４　中東諸国との関係強化に係る事業実施数（イスラエル・パレスチナ合同青年招へい等）】

ハイレベルの要人往来に加え、研究者や実務家等の草の根レベルの招へいによって多層的な人的交流が順調になされている。（平成 29・ 30・令和元年度：中東地域諸国との関係強化（達成手段①））（平成 29・30・令和元年度：中東・北アフリカ地域における親日派・知日派発掘のための交流事業（達成手段③））

【測定指標２－５　中東諸国との関係強化に係る要人往来数】

平成 29 年度、平成 30 年度においては、河野外務大臣のリーダーシップの下、積極的な中東外交が展開され、首脳レベルを始め要人往来が極めて活発だった。令和元年度については、６月にＧ20 首脳会

議、８月にTICAD７、10月に即位の礼と、日本国内で開催される大規模国際会議やイベントが多く、首脳レベルの訪日が多数実現した。(平成29・30・令和元年度：中東地域諸国との関係強化(達成手段①))

【測定指標２－６　経済条約の締結数】
中東・北アフリカ諸国とは、商習慣や文化的・社会的慣習の違いに留意しながらEPA、社会保障協定、投資協定等の様々な形式で経済関係を強化するための協定締結に向けた協議が着実に実施されており、要人往来等の機会を捉え署名に至っている。締結数ゼロの年度であっても、協議そのものは締結すなわち目標の達成に向けて着実に進められている。(平成29・30・令和元年度：中東地域諸国との関係強化(達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】
中東和平問題や湾岸地域をめぐる緊張など中東・北アフリカ地域における諸課題に我が国が一層効果的に関与していくためには、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠であり、各国との積極的な対話・交流を行うことが必要である。また、エネルギー確保の観点からもこの地域は我が国にとって非常に重要であり、中長期的に安定した関係を維持する必要がある。
以上のとおり、現在の施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】
２－１　中東・北アフリカ諸国との交流・対話の深化　＊
対話を通じた相互理解については、重層的関係の構築に資するという中長期的観点から、引き続き重要であり、これまでの目標は適切であった。今後とも、中東・イスラム諸国との相互理解の深化のためこれらの取組を継続していく。

２－２　自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化　＊
各種経済条約の締結に向け交渉を促進するという目標は、サウジアラビア、イラン、イスラエル等の投資協定等各種経済条約の進展からも分かるように、適切であった。今後とも、中東諸国との経済関係強化のため、これらの取組を継続していく。
また、日GCC・FTAに対しては交渉の再開に向けた関連情報の収集、関係国との意見交換・調整を行っていく。

２－３　中東地域産油国(特にGCC諸国)との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施
我が国の中東に対するエネルギー依存度が９割を超える中、中東地域産油国との経済関係強化等、重層的な関係の構築は我が国にとり死活的重要性を有するエネルギー確保の観点からも極めて重要であるとともに、日本企業の各種プロジェクト受注、中東地域への進出にも資するものである。現在の目標は妥当であり、令和２年度以降も同目標を維持し、引き続き取組を継続していく。

２－４　中東諸国との関係強化に係る事業実施数(イスラエル・パレスチナ合同青年招へい等)
中東和平問題やシリア危機等により効果的に関与していくためには、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠であり、中東諸国との積極的な対話・交流を行うことが必要である。したがって、現在の施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

２－５　中東諸国との関係強化に係る要人往来数
中東諸国との関係強化を図るべく、目標値を上回る要人往来を様々なレベルで実施できたため、従来の目標は適切であったと考える。令和２年度においては新型コロナウイルスの影響もあり、要人往来の数は減少することが見込まれるが、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた中東諸国との関係強化の観点から適切な水準の要人往来の実施を目指すとともに、要人往来のみならずテレビ会議等の活用により中東諸国との関係強化の方途を摸索する。

２－６　経済条約の締結数
エネルギーの確保や中東の市場における日本企業の活躍は我が国にとって重要な課題であり、その後押しとなる経済条約の締結は引き続き求められるため、今後も必要な水準の締結数を目指す。

作成にあたって使用した資料その他の情報
・外務省ホームページ 投資協定締結に向けた動き　中東 （https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ep/page25_001668.html） 投資協定締結に向けた動き　アフリカ （https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ep/page25_001669.html）

施策Ｉ－６　アフリカ地域外交

令和２年度政策評価書

（外務省１－Ｉ－６）

施策名（※）	アフリカ地域外交
施策目標	アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップの強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係の強化を推進する。このため、以下を達成する。 １　アフリカの成長・開発に関する TICAD プロセス等を推進する。 ２　アフリカとの対話・交流及び我が国の対アフリカ政策に関する国内外の理解促進を効果的に行う。

施策の予算額・執行額等	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	56	376	46	41
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	56	376	46	
	執行額(百万円)		47	304	36	

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」（「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」）及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果（注１）	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）相当程度進展あり（Ｂ）	（判断根拠）主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。	
	測定指標の平成 29・30・令和元年度目標の達成状況（注２）	個別分野１	TICAD プロセス、多国間枠組み等を通じたアフリカ開発の推進	
		＊１－１	TICAD プロセスの推進	a
		＊１－２	対アフリカ協力における関連諸国との協調の推進	b
		＊１－３	アフリカの緊急ニーズへの対応	b
		個別分野２	アフリカとの対話・交流及び我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解の促進	
		＊２－１	アフリカとの対話・交流の推進	b
		２－２	我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解の促進	b

(注１)評価結果については、各個別分野の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注２)「測定指標の平成 29･30･令和元年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び平成 29･30･令和元年度目標の達成状況を列挙した。「＊」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	（外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見） ・TICAD７ではアフリカ 53 か国を含む 10,000 名以上の参加による会合を開催し、首脳級から NGO に至るまで多くのステークホルダーの参画によって横浜宣言 2019 他各種イニシアティブを取りまとめたことは高く評価できる。 ・Ｇ７及びＧ20 におけるアジェンダ設定において、日本の対アフリカ政策の基本的考え方が敷衍され、平和構築や持続可能・質の高い開発等の概念が普及する土台をつくった。令和元年に日本がホストした TICAD とＧ20 の枠組みを有機的に連携させることに成功した。 ・少ない予算と人的資源で奮闘していると思う。事実上しているのだろうが、中南米のように、重点国のような形でメリハリをつけてもよいかもしれない。

担当部局名	アフリカ部	政策評価実施時期	令和２年９月

個別分野１　TICAD プロセス、多国間枠組み等を通じたアフリカ開発の推進

施策の概要

１　TICADⅤ「横浜宣言」及び「横浜行動計画 2013－2017」並びに、TICADⅥ「ナイロビ宣言」及び「ナイロビ実施計画」を引き続き実施する。また、平成 30 年の TICAD 閣僚級準備会合及び令和元年の TICAD７に向けて準備を進める。

２　Ｇ７、Ｇ20 及びアジア諸国等と連携し、アフリカ開発に向けた取組を進める。

３　アフリカ諸国の状況に応じた支援を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）

測定指標１－１　TICAD プロセスの推進　＊

中期目標（--年度）

TICAD プロセスを通じ、アフリカの成長及び開発を効果的に後押しするとともに、アフリカ各国との協力関係を強化し、ひいては国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。

平成 29 年度目標

１　TICADⅤで表明したアフリカ支援策（平成 25 年－29 年（暦年）で ODA1.4 兆円を含む最大約 3.2 兆円の官民の取組）を関係機関と協力し確実に実施する。

２　TICADⅥで表明した「アフリカの未来への投資」（平成 28 年－30 年（暦年）で官民総額 300 億ドル）を関係機関と協力し確実に実施する。

３　TICAD 閣僚会合等の関連会合の開催及び進捗報告書（平成 29 年公表予定）の作成により着実にフォローアップを行う。

４　令和元年に日本で開催予定の TICAD７に向けた、他のドナー国との質的差異化を念頭に開催地及び日程の調整、テーマ検討等の準備を戦略的に進める。

施策の進捗状況・実績

１、２及び３

６月に TICAD プロセスモニタリング合同委員会を、８月に TICAD 閣僚会合をモザンビークのマプトにて開催し、TICADⅤ及び TICADⅥの成果文書に基づく取組について、日本、アフリカ、各国・機関を含む国際社会の実施状況を確認した。TICAD 閣僚会合に向けて「TICAD 進捗報告 2017」及び「日本の取組 2017 年」を日・英・仏・ポルトガルの４言語で作成し、閣僚会合で配付するとともに、外務省ホームページで公表した。「TICAD 進捗報告書 2017」や「日本の取組 2017 年」では、TICADⅤ及びⅥで表明した取組に関して、日本が、平成 28 年以降 50 億ドル以上の取組を実施し、平成 25 年以降、総額約 2.67 兆円（約 267 億ドル、うち ODA 約 1.39 兆円（約 139 億ドル））の取組を実施したことを報告するとともに、「アフリカの成長のための経済改革」及び「人間の安全保障及び強靭な社会の促進」に関する具体的な事例を紹介しつつ進捗状況を確認した。

TICAD 閣僚会合には、アフリカ 51 か国、開発パートナー諸国及びアジア諸国、国際機関及び地域機関並びに市民社会の代表等が参加した。開会セッション、全体会合１「TICADⅥ以降の進捗状況概観」、全体会合２「アフリカの成長のための経済改革」、全体会合３「人間の安全保障及び強靭な社会の促進」及び閉会セッションにおいて、TICADⅤ及びⅥの取組の実施状況につき各参加者から報告が行われた。日本からは河野外務大臣及び堀井学外務大臣政務官ほかが出席し、河野外務大臣は共催者（国連、国連開発計画、世界銀行及びアフリカ連合委員会）の代表とともに共同議長を務めた。各セッションにおいて、河野外務大臣又は堀井学外務大臣政務官から、日本の取組を紹介した。また、閣僚会合では初めて、官民連携によるサイドイベント「日・アフリカ民間セクターとの対話」を実施し、日本及びアフリカ企業の約 180 社から計 400 名以上が参加した。さらに、武部環境大臣政務官が出席した「アフリカのきれいな街プラットフォーム」を始め、市民社会や国際機関と協力し、サイドイベントを実施した。

４　横浜市が TICADⅣ（平成 20 年）及び TICADⅤ（平成 25 年）を開催した実績等を評価し、６月 16 日の閣議において、TICAD７の開催地を横浜市とすることが了解された。

平成 30 年度目標

１　TICAD 閣僚級準備会合等の開催を通じ、共催者と協力しつつ、令和元年に日本で開催予定の TICAD７に向け、テーマ検討・支援策検討・開催準備等を戦略的に進める。
２　TICADⅥで表明した「アフリカの未来への投資」（平成 28 年－30 年（暦年）で官民総額 300 億ドル）を関係機関と協力し、確実に実施する。

施策の進捗状況・実績
１　10 月に東京で TICAD 閣僚会合を開催し、アフリカ 52 か国、開発パートナー諸国、国際機関、市民社会等から延べ約 2,100 名の参加を得た。同会合では、債務持続可能性等援助における国際スタンダード確保の重要性を確認するなどした。また、「TICAD 報告書－進捗と課題」及び各全体会合において共同議長サマリーを発出し、TICAD７に向けたテーマや支援等の検討に資する成果を得た。
２　TICADⅥにおいて表明した官民総額約 300 億ドル規模の「アフリカの未来への投資」については、平成 30 年９月時点で約 160 億ドルを達成した。なお、TICADⅤで表明した最大約 320 億ドルの官民による支援については、平成 29 年末時点で目標を達成した。

令和元年度目標
１　８月に開催する TICAD７において、共催者、アフリカ諸国、他ドナー諸国、国際機関及び NGO 等を含む国際社会の今後のアフリカ開発についての展望をとりまとめた成果文書の策定及び我が国が打ち出す支援策の着実な履行を目指す。
２　TICAD 報告書の作成などによる TICAD プロセスのフォローアップを行う。

施策の進捗状況・実績
１　８月に横浜で開催された TICAD７では、42 名の首脳級を含むアフリカ 53 か国、52 か国の開発パートナー諸国、108 の国際機関及び地域機関の代表並びに民間セクターや NGO 等市民社会の代表等、10,000 名以上が参加し、経済、社会、平和と安定の３つの柱の下で、アフリカの開発に向けた議論が行われた。
　今回の TICAD７では、特に、ビジネスの促進が議論の中心となり、安倍総理大臣から、基調演説において、過去３年間で 200 億ドル規模だった日本の対アフリカ民間投資が更に大きくなるよう、政府として全力を尽くす旨を表明した。また、イノベーションと投資の促進に加え、「ABE イニシアティブ 3.0」を始めとする産業人材の育成、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）推進、「アフリカの平和と安定のための新しいアプローチ（NAPSA）」の実施等、日本としての主な取組を表明した。さらに、こうした取組を「TICAD７における日本の取組」としてまとめ、対外発表を行った。
　会議の結果、成果文書として「横浜宣言 2019」を採択するとともに、その付属文書として「横浜行動計画 2019」を発表した。
２　TICAD７の際に、TICADⅤ及び TICADⅥ以降の具体的な進捗と成果をまとめた報告書「TICADⅥ－報告書 2016－2018」を作成し、発表した。また、「横浜行動計画 2019」のフォローアップのため、TICAD 共催者間での協議を推進した。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：a

測定指標１－２　対アフリカ協力における関連諸国との協調の推進　＊

中期目標（--年度）
　新興国を含む他の援助国との政策協議を積極的に行い、また、Ｇ７関連会合等の国際的フォーラムに積極的に参加することで、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図り、アフリカ開発を効果的に促進する。また、国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和・安定に向けた議論を主導することで、国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。

平成 29 年度目標
１　Ｇ７関連会合では、サミットやその他のフォーラムにも積極的に参加し、国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和と安定に向けた議論を主導し、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図る。
２　仏、英、米、アジア諸国等の関連諸国との政策協議や意見交換を積極的に実施することにより、各国と協力してアフリカ開発を効果的に推進する。

施策の進捗状況・実績

１　５月に開催されたＧ７タオルミーナ・サミットにおいて、アフリカ諸国首脳が招待されたアウトリーチ・セッションでは、アフリカの課題にアフリカとともに対処し、アフリカの豊かな潜在性を持続可能な成長につなげていくとの観点から、主に、アフリカのイノベーションと開発について議論が行われた。安倍総理大臣から、日本の支援は、アフリカの人々を大切にしていることや、日本の科学技術・イノベーションをいかしつつ、IT・科学技術分野を含む３万人の産業人材育成や、エネルギー開発を含む質の高いインフラ投資等を通じて貢献していくとともに、成長の大前提として、人間の安全保障及び平和・安定の確保に関する支援を紹介した。アウトリーチ参加国・国際機関からも支持が表明されるとともに、複数のアフリカ諸国から、アフリカ開発会議（TICAD）を始めとする日本の貢献に対する謝意が述べられた。同セッションでの議論を受けて採択されたＧ７タオルミーナ首脳コミュニケはTICADⅥに言及しており、アフリカは高い優先事項であり、アフリカ諸国等との協力・対話を強化していくことをＧ７諸国とともに確認した。

その他、７月に開催されたＧ20 ハンブルク・サミットにおいては、アフリカの経済成長を促進し、女性・若者の雇用を創出し、移住の根本原因である貧困及び不平等への対処を支援すべく、Ｇ20 諸国とともに「Ｇ20 アフリカ・パートナーシップ」を立ち上げた。

２　仏との協力に関して、平成 29 年１月に行われた第３回日仏外務・防衛閣僚会合（「２＋２」）の共同発表で、「両国は、ジブチにおいて、海洋安全保障の分野における訓練について協力を実施することへの期待を確認した」旨を発表した。10 月にジブチ地域訓練センター（DRTC）において、日・仏・ジブチの共催で「ジブチ行動指針にかかわる海洋安全保障に関する日仏共同プロジェクト」と題したセミナーを開催した。また、平成 30 年１月にコートジボワールにおいて、「西アフリカ『成長の環』広域開発のための戦略的マスタープラン策定プロジェクト」に関する国際セミナーを開催し、仏開発庁（AFD）、仏企業等も参加した。

英との関係では、６月、アンゴラにおける地雷除去に関する英国と NGO「ヘイロー・トラスト」の間の契約の署名式がアンゴラで執り行われたことを受け、日本が実施中のヘイロー・トラストに対する支援と併せ、アンゴラにおける地雷除去のための日英連携が実現した。また、英国がセネガルの国連平和維持活動（PKO）要員に対し「紛争下の性的暴力防止（PSVI）」に関する研修を実施したのと並行して、日本は、性的被害犠牲者の医療アクセス改善のため、医療機材、救急車をセネガル政府に供与した。これらの日英連携は、７月に行われた第６回日英外相戦略対話でも言及された。

米との関係では、７月、TICAD プロセスにおける一層の協力の可能性を含め、米政府のアフリカ政策に関わる高官と意見交換を実施した。また、TICADVI で作成したアフリカにおけるクリーン・エネルギーの促進を目的とする協力覚書を踏まえ、米主導のパワー・アフリカ・イニシアティブとの協力に関し、定期的に情報交換を実施した。

インドとの関係では、９月に開催された日印首脳会談において、両首脳は、アフリカに関する日印政策協議及び TICAD 並びにインド・アフリカ・フォーラム・サミット（IAES）のプロセスを通じて、特定された優先施策に沿って、アフリカにおける協力と協働を更に進展させる考えを共有した。

また、首脳間の合意を踏まえ、ケニア、モザンビーク及びマダガスカルにおいて現地での協議の場を立ち上げ、開発協力プロジェクトの連携について具体的協力案件の発掘・調整を進めた。

平成 30 年度目標

１　Ｇ７及びＧ20 の関連会合では、サミットやその他のフォーラムにも積極的に参加し、国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和と安定に向けた議論を主導し、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図る。

２　仏、英、米、印、韓等アジア諸国等との政策協議や意見交換を積極的に実施することにより、各国と協力してアフリカ開発を効果的に推進する。

施策の進捗状況・実績

１　Ｇ７では、首脳、外相等の枠組みを通じて、我が国の対アフリカ政策に関して説明を行い、Ｇ７諸国の理解を求めた。特に、４月に開催されたＧ７外相会合では、アフリカ主導の平和及び安全のイニシアティブへの支持を改めて表明し,アフリカにおける海洋安全保障上の課題に取り組むための各国及び地域主導の取組を前進させるためにより一層の進展を促した。また、６月のＧ７シャルルボワ・サミットでは、首脳コミュニケにおいて、アフリカの安全保障、安定及び持続可能な開発への高い関心を表明し、アフリカ連合（AU）のアジェンダ 2063 を支持するとともに、アフリカ大陸と協力して取り組むとのＧ７のコミットメントを改めて確認した。

Ｇ20 の枠組みでは、SDGs 等の協議を令和元年６月のＧ20 大阪サミット及び８月の TICAD７における議論へとつなげるべく、各作業部会関連の会合を通じて議論を進めた。

２　仏との協力に関して、平成 31 年１月の第５回日仏外務・防衛閣僚会合（「２＋２」）でもアフリカ

での日仏協力が議論され、特に具体的な安保協力案件について検討が進められている。また、TICAD７のサイドイベント実施について、仏側から関心が表明されるなど、実質的な進展が見られた。

英との協力に関しては、９月の国連総会の際に、英、カナダ、ルワンダ及びガーナを共同議長として開催された、「アフリカの若者の雇用への投資に関するハイレベル会合」に安倍総理大臣が出席し、TICAD７に関して紹介するとともに、メイ首相を含む参加者との間で、アフリカにおける雇用促進に向けた投資の重要性を確認した。

米との関係では、TICAD プロセスにおける一層の協力の可能性を含め、米政府のアフリカ政策関係者と累次にわたり意見交換を実施した。また、TICADⅥで作成したアフリカにおけるクリーン・エネルギーの促進を目的とする協力覚書を踏まえた協力につき、12 月末、同覚書更新（１年間）のための署名を行った。

独との間では、平成 31 年２月に行われた日独首脳会談において、サヘル地域を始めとするアフリカの平和と安定及び持続可能な開発の後押しに向けて、協力していくことで一致した。

印との間では、10 月の日印首脳会談の際に発出したインド太平洋における日印開発協力に関するファクトシートにおいて、ケニアにおける中小企業開発セミナーの開催や、同国におけるがん病院の設立といった保健サービス分野での協働的な案件の可能性を追求することで一致した。

令和元年度目標

１　Ｇ７及びＧ20 においては、サミットや関連閣僚会合にも積極的に参加し、国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和と安定に向けた議論を主導し、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図る。

２　仏、英、米、独、印等の関連諸国との政策協議や意見交換を積極的に実施することにより、各国と協力してアフリカ開発を効果的に推進する。

施策の進捗状況・実績

１　Ｇ７では、首脳、外相等の枠組みを通じて、我が国の対アフリカ政策を積極的に紹介し、議論に貢献した。特に、４月に開催されたＧ７外務大臣会合では、日本の貢献として、８月に TICAD７を開催し、アフリカ各国の首脳、Ｇ７やその他パートナー国、各国際機関と、平和と安定を含むアフリカの開発に関して率直な意見交換を行う予定である旨を発言した。また、８月のＧ７ビアリッツ・サミットでは、成果文書として採択された「Ｇ７とアフリカのパートナーシップのためのビアリッツ宣言」において、「質の高いインフラ投資に関するＧ20 原則」に留意した公共調達における透明性向上の重要性等につき一致したほか、直後に開催された TICAD７への期待が示された。

Ｇ20 の枠組みでは、議長国として開催した６月の大阪サミットで、開発途上国の SDGs に向けた努力を支援することを確認するとともに、「アフリカとのコンパクト」を含むＧ20 アフリカ・パートナーシップ等への支援を再確認した。また、11 月の愛知・名古屋外務大臣会合では、茂木外務大臣が議長を務め、「アフリカの開発」をテーマにしたセッションにおいて、TICAD７の成果を踏まえ、経済、開発、平和・安全保障の３つの分野において、アフリカ自身の取組を国際社会として支援していく必要性を念頭に議論を行い、アフリカ開発に関する国際的な議論をリードし、参加国から TICAD７に対する高い評価と期待が表明された。これらにより、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携が図られた。

２　仏との協力に関し、６月 26 日から 27 日にかけてマクロン大統領が公式訪問した機会に、「『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ（2019～2023 年）」が発出された。このロードマップにおいて、平成 27 年 10 月に発表した「アフリカにおける持続可能な開発、保健、及び安全のための日仏計画」を踏まえて、アフリカ協力を推進することが表明された。TICAD７の機会にサイドイベントの１つとして、仏開発庁（AFD）、JICA 及び世銀の共催で「アフリカの開発を果たすスポーツの役割」というセミナーが開催された。

英との関係では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて協力を実施しており、アフリカの文脈では、令和２年１月、ケニア沿岸警備隊に対し、同警備隊の沿岸警備能力を高め、ケニアの海洋安全保障と経済発展に資するための日英共同訓練を提供した。

米との関係では、平成 28 年に開催した TICADⅥ時に合意したサブサハラ・アフリカでのエネルギー分野における日米協力覚書に基づく協力を更に進めるため、８月に開催した TICAD７を契機に同覚書を改訂し、署名式を実施した。

独との間では、６月に行われた日独首脳会談において、TICAD７の機会にアフリカにおける日独の連携を強化していくことで合意した。また、TICAD７の際に、職業訓練やアフリカとのコンパクトに関するサイドイベントを日独関係機関が連携して開催した。さらに、11 月の日独外相会談では、サヘル地域における日独連携協力の進展を確認した。

伊との関係では、４月に行われた日伊首脳会談において、アフリカに関しても連携を強化することで一致した。また、TICAD７の機会に、東京で聖エジディオ共同体、上智大学及び立正校正会が共催した「アフリカの新たなビジョン」会議が開催され、佐藤外務副大臣が出席し、議論に貢献した。

印との関係では、TICAD７の機会にインドの民間企業関係者も参加したサイドイベント等を通じ、対アフリカ民間投資の拡大に向け、日印民間セクターの協力促進が図られた。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標１－３　アフリカの緊急ニーズへの対応　＊

中期目標（--年度）

アフリカからの支援ニーズに対する迅速な対応の実績を重ねることにより、人道的危機の軽減や不安定要因の削減という形でアフリカの開発及び平和と安定に貢献し、ひいては我が国の国際社会でのリーダーシップを強化する。

平成 29 年度目標

TICAD プロセスを通じた支援を継続するとともに、アフリカにおける以下を始めとする緊急支援ニーズに迅速に対応する。

１　感染症の流行、自然災害の発生等に起因する緊急の支援ニーズ
２　政情不安、大統領選挙の実施等に関する平和と安定等に向けた緊急の支援ニーズ

施策の進捗状況・実績

感染症、自然災害等に起因する緊急の支援ニーズに対し、以下のとおり迅速に対応した。

１　６月には、ウガンダに流入した難民及び受入れコミュニティへの人道支援を目的とし、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）を含む３つの国際機関経由にて 1,000 万ドル(11 億円)の緊急無償資金協力を実施した。９月には、飢饉の影響を受けた中東・アフリカ４か国（ソマリア、南スーダン、イエメン及びナイジェリア北東部）に対し、国連児童機関（UNICEF)、国連世界食糧計画（WFP)、世界保健機関（WHO)、国連食糧農業機関（FAO）及び UNHCR を通じ、合計 1,100 万ドル（12 億 1,000 万円）の緊急資金協力を実施した。

10 月にはマダガスカルにおけるペストの流行に対し、同国政府からの要請を受け、JICA を通じ、緊急援助物資を供与した。

平成 30 年２月には、モザンビークにおける豪雨被害に対し、同国政府からの要請を受け、JICA を通じ、緊急援助物資の供与を実施した。また、紛争と干ばつの影響により劣悪な人道状況下での生活を余儀なくされているソマリア及び中央アフリカの人々に対する支援として、合計 900 万ドル（９億 9,000 万円）の緊急無償資金協力の実施を決定した。

２　アフリカの平和と安定に対する貢献として、PKO（国連平和維持活動）訓練センターへの支援を引き続き実施した。また、南スーダンの平和と安定を促進し、同国の衝突解決合意の合意事項を実行に移すための活動を支援するため、360 万ドルの政府間開発機構（IGAD）拠出金を支出した。さらに、アフリカ連合（AU）平和基金に、平成 29 年度拠出分として 207,018 ドルを計上し、中央アフリカ共和国における平和と和解のアフリカ・イニシアチブ支援を通じてアフリカの平和と安定に貢献した。

平成 30 年度目標

TICAD７に向け、TICAD プロセスを通じた支援を引き続き実施するとともに、アフリカにおける以下を始めとする緊急支援ニーズを把握するとともに、これらニーズに迅速に対応し、人道的危機の軽減や不安定要因の削減に貢献する。

１　感染症の流行、自然災害の発生時等に起因する緊急の支援ニーズ
２　アフリカの平和と安定等に向けた緊急の支援ニーズ

施策の進捗状況・実績

１（１）６月、コンゴ民主共和国西部の赤道州で発生したエボラ出血熱の流行を受け、その対策のために WHO、UNICEF 及び国際移住機関（IOM）を通じた 300 万ドル（３億 3,600 万円）の緊急無償資金協力を実施したほか、国際緊急援助隊・感染症対策チームをキンシャサに派遣した。また、８月には、同国東部の北キブ州でのエボラ出血熱流行を受け、同地域での対策のためにも上記の緊急無償資金協力を活用したほか、同国政府からの要請を受け、JICA を通じ、緊急援助物資を供与した。

（２）平成 31 年３月上旬以降、南部アフリカで発生したサイクロン被害に対応すべく、マラウイ、モ

ザンビーク及びジンバブエに対して緊急援助物資を供与するとともに、モザンビークに対して国際緊急援助隊・専門家チーム及び同医療チームを派遣した。また、マラウイ、モザンビーク及びジンバブエに対し、WFP、UNICEF、IOM を通じて合計 1,170 万ドル（12 億 8,700 万円）の緊急無償資金協力を供与した。

２（１）10 月にサントメ・プリンシペで実施された国民議会選挙、市町村選挙及び地方選挙の実施費用並びに同選挙に係る有権者名簿更新のため、我が国の食糧援助で積み立てた見返り資金を充て、平和裏な選挙の実施に貢献した。

（２）また、アフリカ域内におけるテロの脅威等へ対応するため、アフリカにおける平和維持活動に従事する人材を育成する観点から、日 UNDP（国連開発計画）パートナーシップ基金を通じて、域内の中核的拠点である PKO 訓練７センター（エジプト、ケニア、マリ、カメルーン、ナイジェリア、エチオピア及びルワンダ）への支援を実施した。

（３）さらに、アフリカ連合（AU）平和基金に、平成 30 年度分として 162,660 ドルを拠出し、アフリカの大陸レベルでの紛争予防を目的として、紛争リスクの早期把握を可能とする大陸早期警戒システム等への支援を通じて、アフリカの平和と安定に貢献した。

令和元年度目標

アフリカにおける以下を始めとする緊急支援ニーズを把握するとともに、これらニーズに迅速に対応し、人道的危機の軽減や不安定要因の削減に貢献する。

１　感染症の流行、自然災害の発生時等に起因する緊急の支援ニーズ

２　アフリカの平和と安定等に向けた緊急の支援ニーズ

施策の進捗状況・実績

１（１）７月、コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱流行の拡大防止のため、同国政府からの要請を受けて、JICA を通じ、緊急援助物資として個人用防護具等を供与することを決定した。また、８月には、国際緊急援助隊・感染症対策チームを派遣した。外務省職員、JICA 職員、感染症専門家で構成される同チームは、流行地に近接するチョポ州において、安全な診療体制、エボラ出血熱のサーベイランス体制の強化及び検疫強化に向けた支援を実施した。また、首都キンシャサにおいても、エボラ出血熱のサーベイランス体制、検疫、診断能力の強化に向けた支援を実施した。

（２）11 月、ジブチ共和国における豪雨及び洪水被害に対し、同国政府からの要請を受け、人道的観点及び同国との友好関係に鑑み、ソマリア・アデン湾における海賊対処行動のためジブチに派遣されている自衛隊部隊の一部をもって国際緊急援助活動を実施した。同国際緊急援助隊・自衛隊部隊は、市内の排水・清掃作業や緊急援助物資の移送等、ジブチでの災害への緊急対応に貢献した。

（３）令和２年３月、ケニア、ソマリア及びジブチにおけるサバクトビバッタ被害に対する支援として、750 万ドル（８億 2,500 万円）の緊急無償資金協力を実施することを決定し、WFP を通じ、食料配布等の支援を実施した。具体的には、ケニアにおいては、乳幼児及び妊産婦合計８万人に対する栄養不良予防・改善支援、87,000 人の小規模農家に対するレジリエンス強化の支援を、ソマリアにおいては、28,000 人に対する食料分野における支援を通じた栄養状態の改善を、ジブチにおいては、1,410 世帯の小規模農家に対するレジリエンス強化や食料配布等を含めた食料分野における支援を実施することを決定した。

２（１）不安定化するサヘル情勢へ対応するため、日 UNDP パートナーシップ基金を通じて、マリの平和維持学校が実施するサヘル地域及びリプタコ・グルマ地域の平和に向けた治安セクターの能力強化に資する研修等を支援した。また、その他７か国の PKO 訓練センター（エチオピア、ギニア、ナイジェリア、ルワンダ、ガーナ、ケニア及びエジプト）への支援を実施した。

（２）さらに、マリ及び中央アフリカ共和国における治安部門改革（SSR）及び武装解除・動員解除・社会統合（DDR）に係る能力強化研修、並びにアフリカ女性による調停及び予防外交技術向上に向けた指導者研修（ToT）を支援するため、アフリカ連合（AU）平和基金に令和元年度分として、130,128 ドルを拠出した。

（３）令和２年３月、サヘル地域（チャド、ブルキナファソ、ニジェール及びマリ）における人道危機に対する支援として、2,370 万ドルの緊急無償資金協力を実施することを決定し、UNHCR 及び WFP を通じ、難民・国内避難民等の脆弱な人々の保護、シェルターや食料・教育機会の提供等を実施した。具体的には、チャドに 420 万ドル、ブルキナファソに 750 万ドル、ニジェールに 730 万ドル、マリに 470 万ドルの支援を実施することを決定した。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

評価結果（個別分野１）
施策の分析
【測定指標１－１　TICAD プロセスの推進　＊】 TICAD７では、アフリカ各国より多数の首脳級の参加を得るとともに、開発パートナー諸国や国際機関等からも数多くの参加者を集め、成果文書として「横浜宣言 2019」を採択するなど、成功裏に開催することができた。右によって、我が国とアフリカ各国との協力関係が一層強化された。また、横浜宣言 2019 では、TICAD で採択された文書として初めて「自由で開かれたインド太平洋」のイニシアティブに言及するなど、国際社会での我が国のリーダーシップも強化された。 これは、平成 29 年の TICAD 閣僚会合（於：モザンビーク）、平成 30 年の TICAD 閣僚会合（於：東京）、令和元年６月の第７回アフリカ開発会議高級実務者会合や TICAD 共催者間での意思疎通を密にした全体の TICAD プロセスを通じて、着実にアフリカ諸国や共催者、開発パートナー諸国、国際機関及び NGO 等を巻き込んだ成果であったと考えられる。 また、TICAD７において、ビジネスの推進等、アフリカ諸国のニーズに合った議題設定を行ったことも、各国・機関等の同会議への関心・関与を高めた一因になったと考える。（平成 29・30・令和元年度：TICAD プロセス（達成手段①）） 【測定指標１－２　対アフリカ協力における関連諸国との協調の推進　＊】 関係諸国との対アフリカ協力の重要性は年々高まっており、特に、令和元年８月の TICAD７は、こうした協力を推進する絶好の機会となった。 例えば、Ｇ７諸国との間では、TICAD７直前に開催されたＧ７ビアリッツ・サミットと TICAD７との連携を重視した上で準備を進めた結果、Ｇ７諸国との協調を深めることができた。また、TICAD７の機会にＧ７議長国である仏が重視するサヘル地域の平和と安定に関し、Ｇ５サヘル諸国（ブルキナファソ、チャド、マリ、モーリタニア及びニジェール）及びＧ７各国等を招待し、「サヘル地域の平和と安定に関する特別会合」を開催したことにより、Ｇ７及びサヘル諸国との連携強化を推進した。 さらに、二国間の連携強化に関し、例えば、米国との間で、サブサハラ・アフリカでのエネルギー分野における日米協力の覚書を更新し、アフリカでの日米エネルギー協力の推進に更なる勢いを与えた。（平成 29・30・令和元年度：アフリカ諸国との関係強化費（達成手段②）） 【測定指標１－３　アフリカの緊急ニーズへの対応　＊】 アフリカの緊急ニーズへの対応に関し、アフリカの自然災害やテロ・紛争の動向について常に情報収集した結果、令和元年８月の TICAD７において、優先分野として掲げた暴力的過激主義や保健システムの脆弱性への対応等の重要性を踏まえつつ、アフリカにおける喫緊の課題に対応することを優先分野として取り組み、アフリカにおける人道危機の軽減や不安定要素の削減に貢献した。（平成 29・30・令和元年度：その時々のアフリカの状況の的確な把握（達成手段③）） 次期目標等への反映の方向性 【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】 アフリカは、豊富な資源と増大する人口を背景に、市場及び製造拠点としても高い潜在性を有することから、経済面における重要性を増している。また、アフリカ 54 か国との友好関係は、国際社会における支持獲得という側面からも重要である。一方で、アフリカは、政治的混乱、テロといった安全保障上の課題、貧困や感染症といった開発課題を抱える。これらの不安定要因を解決することは、アフリカのみならず国際社会全体にとっても重要である。 こうした背景の下、国際社会のアフリカに対する関心は一層高まっており、近年、中、韓、印、米、仏、EU 等の多くの国・地域が、対アフリカ協力を目的とした国際会議を開催している。 我が国が平成５年に開始し、20 年超の歴史を誇る TICAD プロセスは、こうした国際パートナーによる対アフリカ協力フォーラムの先駆けであり、アフリカのオーナーシップと国際社会のパートナーシップを重視する、アフリカの開発に関する開かれたフォーラムとして国際社会からも高く評価されている。日本とアフリカの首脳のみならず、共催者を始めとする国際・地域機関、パートナー諸国、民間企業、市民社会等、アフリカ開発に関わる幅広い関係者が参加するプロセスへと大きな発展を遂げ、閣僚級、高級実務者級等、様々なレベルでのフォローアップ体制も確立した。アフリカ開発の促進及びアフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップの強化に当たっては、不可欠な取組となっており、TICAD プロセスを今後とも継続・強化していく意義は極めて大きい。

また、Ｇ７においては、例年アフリカが主要議題の１つとして取り上げられているほか、令和元年11月のＧ20 愛知・名古屋外務大臣会合においてもアフリカの開発が主要議題の１つとして議論されるなど、多国間枠組みにおいてもアフリカに関する議論が活発に行われてきている。我が国として、これらの会議における議論に積極的に関与するとともに、G7・G20メンバーを始めとする関連諸国との政策協議や意見交換を積極的に実施することにより、アフリカ開発を効果的に推進していくことが引き続き重要である。

以上のように、TICADプロセス、多国間枠組み等を通じてアフリカの成長・開発を推進するとの施策目標は引き続き妥当であると考えられ、今後ともこの目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

１－１　TICADプロセスの推進　＊

上記の「施策の分析」のとおり、TICAD７では、「横浜宣言2019」等の成果文書や「TICAD７における日本の取組」といった具体的な成果があり、これを対アフリカ外交の強化につなげていくためには、これらを着実に推進していくことが重要である。そのため、令和２年度に関しては、TICAD７における成果文書に基づくアフリカ開発の推進及び日本の取組の着実な推進を目標とする。また、中期目標については、引き続き、TICADプロセスを通じたアフリカの成長及び開発の後押し、アフリカ各国との協力関係の強化、ひいては国際社会での我が国のリーダーシップの強化を図ることとする。

１－２　対アフリカ協力における関連諸国との協調の推進　＊

上記の「施策の分析」のとおり、国際社会におけるアフリカの重要性は増しており、引き続き、Ｇ７やG20 等の多国間の枠組みや二国間の協議を通じて、関連諸国との連携を深めていくことが重要である。ついては、引き続き、Ｇ７及びG20等を通じた我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図るとともに、二国間の協議を通じて、各国との協力やアフリカ開発を効果的に推進していく。

１－３　アフリカの緊急ニーズへの対応　＊

アフリカ各地においては、テロ事案が頻発するなど、不安定な情勢が続いており、また、自然災害も頻発している現状に鑑み、今後ともTICAD７のフォローアップに資する取組に特に注力しつつ、アフリカにおける緊急の支援ニーズに迅速に対応できるよう取り組んでいく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
第７回アフリカ開発会議（TICAD７）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000512916.pdf）
TICAD７横浜宣言2019：概要（令和元年８月）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/ticad7/pdf/yokohama_declaration_gaiyou_ja.pdf）
TICAD７横浜行動計画2019（令和元年８月）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/afr/af2/page3_002813.html）

個別分野２　アフリカとの対話･交流及び我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解の促進
施策の概要 １　招へいスキーム及び交流事業等を通じた広範な分野・レベルでの対話・交流により、アフリカとの友好関係を促進する。 ２　TICAD 関連会合を始めとする多国間会合や大統領就任式等の行事の機会を捉えた政務の積極的なアフリカ訪問、貿易投資促進官民合同ミッションの実施等を通じ、我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問を積極的に実施する。 ３　平成 30 年に日本で開催される TICAD 閣僚会合に向け、メディア等を通じた広報活動を展開し、日本の対アフリカ政策の理解の促進を図る。 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの） ・第 72 回国連総会におけるアフリカ安保理理事国首脳等との会合における安倍総理大臣発言（平成 29 年９月 18 日）

測定指標２－１　アフリカとの対話・交流の推進　＊
中期目標（--年度） 　アフリカとの対話・交流を、幅広い分野・レベルにおいて活発化することで、我が国に対する理解と信頼を高め、アフリカとの二国間・多国間での協力関係を維持・深化させる。 平成 29 年度目標 １　アフリカ諸国との二国間・多国間での協力関係を推進するため以下を実施する。 （１）アフリカ諸国の元首や外相、その他閣僚や事務方ハイレベル等の招へい及び我が国要人との会談を実現する。 （２）TICAD 関連会合を始めとする多国間会合や大統領就任式等の行事等の機会を捉えた政務レベルの積極的なアフリカ訪問により各国要人との会談を実現する。 ２　貿易投資促進官民合同ミッションの実施等を通じ、民間企業によるアフリカとの貿易・投資分野の関係促進を積極的に支援する。 ３　産業人材育成の一環として、関係部局と連携し、アフリカ諸国からの若者の受入れを実施する。 施策の進捗状況・実績 １（１）国家元首に関しては、公式実務訪問賓客としてコンデ・ギニア大統領（６月）、ラジャオナリマンピアニナ・マダガスカル大統領（12 月）、サル・セネガル大統領（12 月）がそれぞれ訪日し、安倍総理大臣との首脳会談を実施し、二国間協力の推進、北朝鮮問題、国連安保理改革、国際法に基づく海洋秩序の維持・強化等を含む共同声明を発出した。 　さらに、平成 30 年２月にスエフ・コモロ連合外務・国際協力・仏語圏・在外コモロ人担当相が外務省賓客として訪日し、河野外務大臣と会談を行ったほか、ラバリ・ンジャカ・マダガスカル外相が大統領に同行する形で訪日し、河野外務大臣との会談を実施するなど、20 か国以上から閣僚レベルや事務方ハイレベルが訪日し、政務と会談を行った。 （２）８月にモザンビークで実施した TICAD 閣僚会合の際に、共同議長を務めた河野外務大臣がアフリカ 12 か国の閣僚と、同行した堀井学外務大臣政務官が、アフリカ８か国の閣僚とそれぞれ二国間会談を行った。また、安倍総理大臣は第 72 回国連総会に出席のため、９月にニューヨークに出張した際、「アフリカ安保理理事国首脳等との会合」を開催し、アフリカ５か国の安保理理事国首脳と会談を行った。この会合で安倍総理大臣は、アジアとアフリカの両地域にとっての喫緊の課題を議論したいとして､アフリカの平和と安定に対する諸課題に関し､南スーダンへの自衛隊施設部隊の派遣やPKO 訓練センター支援等を通じた日本の貢献を紹介するとともに、北朝鮮問題に関し、制裁の「抜け穴」が生まれないよう、国連安保理決議第 2375 号を含め、関連する安保理決議の完全な履行の重要性を強調し、アフリカ側首脳からは、日本の立場を強く支持する旨の発言があった。さらに、河野外務大臣は、第 72 回国連総会出席のためニューヨークを訪問した際に、アフリカ諸国外相との夕食会を行い､「アフリカの平和と安定」に関する意見交換を行った。河野外務大臣は、同夕食会で、TICAD プロセスへの協力に謝意を述べるとともに、「制度構築」の重要性を指摘し、南スーダンへの自衛隊施設部隊の派遣、PKO 訓練センター支援を始めとする日本の取組を紹介した。これに対し、アフリカ側の外相等から、日本は重要なパートナーであるとしつつ、TICAD プロセスの下での経済の多角化、イン

フラ整備、保健、平和と安定等の分野における支援に対し、謝意が述べられた。また、安保理改革を始めとして、国際社会の平和と安定に向けて、引き続き日本と協力していきたい旨の発言があった。

その他、アンゴラ大統領就任式（９月）に佐藤外務副大臣、ケニア大統領就任式（11 月）に河井克行衆議院議員（自民党総裁外交特別補佐、日本・AU 友好議員連盟副会長）、リベリア大統領就任式（平成 30 年１月）に佐藤外務副大臣をそれぞれ総理特使として派遣し、各国新政権との関係強化に努めた。さらに、平和と安全分野では、第４回アフリカの平和と安全に関するダカール国際フォーラムに出席するため、佐藤外務副大臣がセネガルを訪問（11 月）し、その際、サル・セネガル大統領を表敬し、セネガルを始めとするアフリカ諸国要人と二国間会談を行った。

２　８月の TICAD 閣僚会合のサイドイベントとして開催された「日・アフリカ民間セクターとの対話」には、日本企業 49 社、アフリカ企業約 130 社から 400 名以上が参加した。このサイドイベントの中で、日本企業５社とアフリカ３か国の間で計５件の覚書（MOU）を披露する式典が執り行われた。また、平成 30 年３月に TICAD７官民円卓会議第１回会議を開催し、対アフリカ・ビジネスの現状や TICAD７に向けて取り組むべき施策、官民連携の更なる強化の必要性等につき議論がなされた。加えて、今後実施される官民円卓会議第２回会合以降も議論を重ね、TICAD７に向けた提言作成に取り組んでいくことが確認された。

３　TICADⅥにおいて、「ABE イニシアティブ 2.0」として、将来の職長、工場長など現場の指導者の育成を含め、３年間で約 1,500 名の受入れを表明し、第一陣（平成 26 年秋訪日）156 名、第二陣（平成 27 年秋訪日）317 名、第三陣（平成 28 年秋訪日）348 名に続き、平成 29 年は 279 名について国内の大学等の教育機関及び日本企業への受入れを実施し、これらの研修員が日本企業へ就職しているほか、現地における日本企業関連事業を起業するなど、日本企業のアフリカ進出のための人脈形成に役立っている。

平成 30 年度目標

１　アフリカ諸国との二国間・多国間での協力関係を推進するため以下を実施する。

（１）アフリカ諸国の元首や外相、その他閣僚や事務方ハイレベル等の招へい及び我が国要人との会談を実現する。

（２）多国間会合や大統領就任式等の行事等の機会を捉えた政務レベルの積極的なアフリカ訪問により、各国要人との会談を実現する。

２　貿易投資促進官民合同ミッションや日アフリカ官民経済フォーラムの実施等を通じ、民間企業によるアフリカとの貿易・投資分野の関係促進を積極的に支援する。

３　産業人材育成の観点から、ABE イニシアティブ等を通じ、アフリカ諸国からの日本国内への若者の受入れを実施する。

施策の進捗状況・実績

１（１）国家元首に関しては、公式実務訪問賓客としてカボレ・ブルキナファソ大統領（11 月）、未来社会の魅力発信のための招へい事業スキームによる招へいでアクフォ＝アド・ガーナ大統領（12 月）、実務訪問賓客としてルング・ザンビア大統領（12 月）及びカガメ・ルワンダ大統領（平成 31 年１月）がそれぞれ訪日した際、安倍総理大臣との首脳会談を実施し、二国間協力の推進や TICAD への協力を含む共同声明を発出した。また、外務省賓客としてアベノンシ・ベナン外相（６月）及びオスマン・サレー・エリトリア外相（平成 31 年３月）が訪日した際、河野外務大臣と会談を行うなど、閣僚レベルや事務方ハイレベルが訪日し、我が国要人と会談を行った。

（２）10 月に東京で実施した TICAD 閣僚会合の際に、安倍総理大臣がシュクリ・エジプト外相と、河野外務大臣がアフリカ 25 か国の閣僚と、佐藤外務副大臣が同 10 か国の閣僚と、山田外務大臣政務官が同６か国の閣僚と、辻外務大臣政務官が同６か国の閣僚とそれぞれ二国間会談を行った。その他、ボツワナ大統領就任式（４月）に新藤義孝衆議院議員、シエラレオネ大統領就任式（５月）に逢沢一郎衆議院議員（日本・AU 友好議員連盟会長）、ジンバブエ大統領就任式（８月）に田中和徳衆議院議員、マダガスカル大統領就任式（平成 31 年１月）に秋葉賢也衆議院議員、コンゴ民主共和国大統領就任式（平成 31 年１月）に山田外務大臣政務官をそれぞれ総理特使として派遣し、各国新政権との関係強化に努めた。

２　７月に実施した「第 11 回アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッション」には、民間企業 31 社から 55 人が参加し、ルワンダ及びザンビアを訪問。両国において大統領及び複数の閣僚への表敬、現地企業等の視察を行った。また、現地企業・第三国企業・現地日系企業・帰国研修生等とのネットワーキングを行い、参加者からは高い評価を得た。

10 月の TICAD 閣僚会合において、ジェトロ及び国連開発計画（UNDP）と共催で、ビジネス関連のサイドイベントを開催し、第１部では日本企業に対しアフリカにおけるビジネス機会を紹介し、第２部

ではアフリカ側に日本の中小企業の高い技術やユニークな事業を紹介した（アフリカの投資促進に関係する官民要人及び日本企業を中心に合計で 550 人以上が参加）。また、同じくサイドイベントとして「日本アフリカ・ビジネス・フェア 2018」を実施し、日本企業、非営利団体、政府関係機関及び国際機関を含め合計 81 企業・団体が出展した（TICAD 閣僚会合に参加したアフリカ各国閣僚及び政府関係者を中心に 300 人以上が来場）。

平成 30 年３月に立ち上げた官民円卓会議のメンバーに中堅・中小企業も追加し、アフリカ事業に携わる民間企業の実務家から成るワーキンググループで３回にわたる議論を経て、平成 31 年３月の官民円卓会議第３回会合で民間企業からの提言書を採択した。

３　TICADⅤにおいて、５年間で 1,000 人の若者を受け入れる旨を表明した「ABE イニシアティブ」により、第一陣（平成 26 年度訪日）156 名、第二陣（平成 27 年度訪日）317 名、第三陣（平成 28 年度訪日）348 名、第四陣（平成 29 年度訪日）279 名に続き、平成 30 年度は 119 名、５年間累計で 1,219 名について国内の大学等の修士課程及び日本企業へのインターンとしての受入れを実施した。

令和元年度目標

１　アフリカ諸国との二国間・多国間での協力関係を推進するため以下を実施する。

（１）アフリカ諸国の元首や外相、その他閣僚や事務方ハイレベル等の招へい及び我が国要人との会談を実現する。

（２）多国間会合や大統領就任式等の行事等の機会を捉えた政務レベルの積極的なアフリカ訪問により、各国要人との会談を実現する。

２　貿易投資促進官民合同ミッションや日アフリカ官民経済フォーラムの実施等を通じ、民間企業によるアフリカとの貿易・投資分野の関係促進を積極的に支援する。

３　産業人材育成の観点から、ABE イニシアティブ等を通じ、アフリカ諸国からの日本国内への若者の受入れを実施する。

施策の進捗状況・実績

１（１）国家元首に関しては、６月のＧ20 大阪サミットの際にラマポーザ・南アフリカ大統領、サル・セネガル大統領が訪日し、安倍総理大臣との首脳会談を行った。８月の TICAD７の機会には 42 名の首脳級が参加し、それぞれ安倍総理大臣との二国間会談（国際機関の長を含め計 47 回）を実施した。10 月の即位礼正殿の儀には 12 か国から首脳級が参加し、そのうち５か国（エスワティニ、エチオピア、コートジボワール、ニジェール及びレソト）と安倍総理大臣との二国間会談を実施した。また、11 月にはラグビーワールドカップ決勝戦観戦のため、ラマポーザ・南アフリカ大統領が訪日した。

閣僚級に関しては、６月のＧ20 大阪サミットの際にナレディ・パンドール・南アフリカ共和国国際関係・協力相が訪日し、河野外務大臣と二国間会談を実施した。また、８月の TICAD７の機会には、河野外務大臣がアフリカ各国の外相を中心に計 25 回の二国間会談を実施した。さらに、10 月の即位礼正殿の儀に際しては 13 か国から閣僚級が参加し、そのうち２か国（コンゴ民主共和国及びブルキナファソ）の外相と茂木外務大臣が二国間会談を実施した。併せて、マダガスカルの国民議会議長による衆議院議長への表敬、モザンビークの国民議会議長による衆・参両議長への表敬が行われた。また、11 月にはＧ20 愛知・名古屋外務大臣会合の機会にバ・セネガル外務・在外セネガル人相が訪日し、茂木外務大臣と懇談した。

また、５月には河野外務大臣がアンゴラ、南スーダン及びエチオピアを訪問し、政府ハイレベルとの会談等を実施した。

さらに、複数の招へいスキームを利用した各国要人の訪日の機会に、我が国政府要人との会談や表敬が行われた。

（２）政務レベルではまず、総理特使の派遣を実施した。具体的には、セネガル大統領就任式（４月）に北村誠吾衆議院議員（日本・AU 友好議員連盟副会長）、南アフリカ大統領就任式（５月）に関芳弘衆議院議員（経済産業副大臣）、ナイジェリア民主化記念式典（６月）に武井俊輔衆議院議員をそれぞれ派遣した。また、令和２年にはモザンビーク大統領就任式（１月）に三原朝彦衆議院議員（日・AU 議員連盟会長代行）を総理特使として派遣した。

また、総理特使以外では、木原総理大臣補佐官がジブチ（12 月）を、鈴木外務副大臣がモロッコ（令和２年１月）を、山田外務大臣政務官がチュニジア（８月）を、中谷外務大臣政務官がチュニジア（10 月）、セネガル（11 月、アフリカの平和と安全に関するダカール国際フォーラム出席）、エジプト（12 月、アスワン・フォーラム出席）、モロッコ及びセネガル（令和２年２月、アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッション）をそれぞれ訪問し、政府ハイレベルとの会談等を実施した。

２　貿易投資促進官民合同ミッションでは、中谷外務大臣政務官が 25 社から成る日本企業代表者とともに、モロッコ及びセネガルを訪問した。モロッコでは、エル・オトマニ首相を表敬するとともに、

エル・アラミ産業・貿易・グリーン経済・デジタル経済相及びジャズリ外務・アフリカ協力・在外モロッコ人大臣付在外モロッコ人担当特命相と会談を行ったほか、モロッコ投資促進庁（AMDIE）主催の投資セミナーに参加した。セネガルでは、マッキー・サル大統領を表敬するとともに、アマドゥ・ホットゥ経済・計画・協力相に加え、隣国カーボベルデから同国の首席代表として参加していたソアレシュ地域統合相と会談を行った。一行は日・セネガル投資促進経済委員会の第１回会合及び投資・大規模工事促進公社（APIX）主催の投資セミナーに参加した。

また、「第２回日アフリカ官民経済フォーラム」についても、アフリカの潜在性を日本経済の活力に取り込むための好機となることから、経済産業省とも緊密に連携しつつ、具体的な時期や場所の選定を始めとした準備に着実に取り組んだ。

３　TICADⅤにおいて、５年間で1,000人の若者を受け入れる旨を表明した「ABEイニシアティブ」により、第一陣（平成26年度訪日）156名、第二陣（平成27年度訪日）317名、第三陣（平成28年度訪日）348名、第四陣（平成29年度訪日）279名、第五陣（平成30年度訪日）119名に続き、令和元年度は66名、６年間累計で1,285名について国内の大学等の修士課程及び日本企業へのインターンとしての受入れを実施した。

平成29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標２－２　我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解の促進

中期目標（--年度）

活発な広報活動を通じ、我が国の対アフリカ政策に関する国内での支持基盤の強化を行うとともに、我が国及びアフリカ諸国の国民、並びに国際社会の理解・関心を一層増進し、アフリカとの協力関係の強化につなげる。

平成29年度目標

１　アフリカ地域の現状や日本とアフリカの関係、TICAD等について分かりやすく紹介したパンフレット「日本とアフリカ」のアフリカ開発関係者及び関係機関への配布及びインターネット上での広報の機会の増加・TICAD閣僚会合の機会を捉えた広報活動などを通じて、我が国国民のアフリカや我が国の対アフリカ政策への理解及び関心を増進させ、世論調査等の結果にも反映することを目指す。

２　外国メディアへの広告掲載やメディア関係者の招へい、及び我が国要人のアフリカ訪問、アフリカにおけるTICAD関連会合の開催、経済協力案件の実施等の機会を捉え、アフリカ各国の政府関係者を含むアフリカ開発関係者に対し、我が国の対アフリカ政策に関する広報活動を実施する。

施策の進捗状況・実績

１　我が国の対アフリカ外交について、国内のメディアへの出演、各種講演会等の機会を積極的に活用して国内へ発信した。主な案件は以下のとおり。

（１）紀谷アフリカ部参事官が、「南スーダンの平和構築と日本の役割」をテーマに、模擬国連会議（12月）、関西学院大学（平成30年１月）、日本国際平和構築協会（平成30年１月）等で講演を行った。

（２）岡村政府代表が、青山学院大学（６月）で「国際平和協力の現状と課題―世界の笑顔のために―」をテーマとしたシンポジウムにパネリストとして登壇。大阪市立大学（９月）では「アフリカ外交で感じたことーピンチとチャンスはいっしょに来るー」をテーマに、日本国際平和構築協会（於：東京大学）（12月）では「アフリカでの国連平和活動の新たな試練」をテーマに講演を行った。

２　アフリカでのTICAD閣僚会合の機会を捉えた広報活動やアフリカからの有識者の招へいを通じて我が国の対アフリカ政策を効果的に広報した。

（１）モザンビークで行われたTICAD閣僚会合の機会を捉え、パンフレット「TICAD進捗報告2017」及び「TICAD日本の取組2017年」を作成し、日・英・仏・ポルトガル語で配布及び外務省ホームページへの掲載を行った。

（２）我が国の対アフリカ外交について、オピニオンリーダーやメディア関係者の招へい等を通じ、アフリカ及び第三国に対する戦略的対外発信を行った。

①講師派遣事業：アンゴラ、モザンビーク及びサントメ・プリンシペに対して、「今後の教育制度・人材育成の在り方～日本とブラジルの経験をもとに」をテーマに明治大学／サンパウロ大学の二宮正人教授を派遣した。また、ジンバブエ、南アフリカ、マダガスカル及びアンゴラに、「南部アフリカの経済現況とアフリカ開発に向けた日本の取組」をテーマに早稲田大学の片岡貞治教授を派遣した。

②多層的ネットワーク構築事業：内外発信のための多層的ネットワーク構築事業として、TICADⅥ

の優先分野である「質の高いインフラ」、「人材育成」、「保健」、「農業」、「気候変動」等をテーマにエチオピア、ケニア、モザンビーク、ルワンダ及び南アフリカから記者を招へいした。また、シャノン・エブラヒム・インディペンデント・メディアグループ外交編集長を南アフリカから、ピーター・カグワンジャ・アフリカ政策研究所所長をケニアから、それぞれ招へいし、我が国のアフリカ政策に関するアフリカ側からの発信強化に取り組んだ。これら有識者が帰国後に本国で日本に関する記事を発表するなど、波及的な効果があった。例として、南アフリカのラプレ・タバネ政治部編集長は、シティ・プレス紙に日本の経済的取組について掲載した。カグワンジャ所長は、本国主要紙ネイションに日本のアフリカ政策についての記事を掲載した。

平成30年度目標

1　TICAD閣僚会合や日アフリカ官民経済フォーラムの開催及びこれらの機会を捉えた広報活動などを通じて、我が国国民のアフリカや我が国の対アフリカ政策への理解及び関心を増進させることを目指す。また、アフリカとの要人往来に関してインターネット上での広報、パンフレットやTICAD進捗報告を含む各種広報資料の配布を通じ、我が国の対アフリカ政策の理解促進を図る。

2　外国メディアへの広告掲載やメディア関係者の招へい、及び我が国要人のアフリカ訪問、アフリカにおけるTICAD関連会合の開催、経済協力案件の実施等の機会を捉え広報活動を実施し、アフリカ各国の政府関係者を含むアフリカ開発関係者に対し、我が国の対アフリカ政策についての理解を促進する。

施策の進捗状況・実績

1　我が国の対アフリカ政策について、国内のメディアへの出演、各種講演会等の機会を積極的に活用して国内へ発信した。主な取組は以下のとおり。

（1）10月からTICAD７パートナー事業の募集を開始し、50件以上のイベントがパートナー事業として登録された。

（2）上記パートナー事業のうち、11月及び平成31年１月の上智大学での事業及び平成31年１月の（財）国際開発機構（FASID）の事業において、外務省から紀谷アフリカ部参事官が、南スーダンにおける平和プロセス及びTICAD７についてそれぞれ講演を行った。

2　TICAD閣僚会合の機会を捉えた広報活動やアフリカからの有識者の招へいを通じ、我が国の対アフリカ政策を広報した。主な取組は以下のとおり。

（1）10月６日及び７日に東京で行われたTICAD閣僚会合の機会を捉え、パンフレット「TICAD進捗報告書2018－進展と今後に向けて－」を日・英・仏語で作成の上、配布するとともに、外務省ホームページ（HP）への掲載を行った。

（2）我が国の対アフリカ政策について、以下のとおり、オピニオンリーダーやメディア関係者の招へい等を通じ、アフリカ及び第三国に対する戦略的対外発信を行った。

ア　講師派遣事業：篠田英朗東京外国語大学教授を「アフリカにおける平和構築と日本の国際平和協力政策」をテーマにカメルーン、ベナン、ルワンダ及びナイジェリアへ派遣した（計７回の講演を実施）。また、黒川基裕高崎経済大学教授を「東南アジアの事例から見たアフリカにおける産業政策」をテーマに、ガーナ、スーダン及びウガンダへ派遣した（計６回の講演を実施）。さらに、細谷雄一慶應義塾大学教授を「自由で開かれたインド太平洋～日本とアフリカ、海洋の安全保障を中心に～」をテーマに南アフリカへ派遣した（１回の講演を実施）。

イ　多層的ネットワーク構築事業：我が国を取り巻く国際情勢・安全保障環境・領土問題等に関する被招へい者の理解を醸成し、関連する日本の外交政策等に対する知見の深化を促すことを目的として、南アフリカからテト・マシュラコアナ・ビジネスデイ政治記者を招へいした（SNS発信４件）。また、日本の安全保障及び領土問題、経済発展と伝統文化の共存について発信することを目的として、マダガスカルからラチムバザフィ・アンジアミアジャ・マルセリン・マダガスカル国営放送・記者を招へいした（TVリポート３件）。さらに、日本の歴史・地理的立場の発信を目的として、ブルキナファソからマハマディ・ティエグナ政府系新聞社シドワヤ紙新社長を招へいした（新聞記事３本掲載）。これらに加えて、「日本の開発協力」に対する理解を深め、欧米諸国とは異なる独自のアプローチをしている日本のウガンダ及び東アフリカ諸国に対する貢献を広くこれら諸国で発信することを目的として、ウガンダからアンドリュー・ムジュニ・ムウェンダ「The Independent」誌（東アフリカ週刊誌）社長兼編集長を招へいした（記事掲載２本、SNS発信10件）。

ウ　SNS招へい事業：「国際社会の平和と安定・繁栄に対する日本の貢献」について、若年層を中心とした幅広い層に発信することを目的として、南アフリカから旧黒人居住地区出身であり、南アフリカにおいて非常に発信力のある女優のマンフォ・ブレシア氏を招へいした。

エ　TICAD閣僚会合に合わせてアフリカ諸国（エジプト、ウガンダ、ガーナ、ナイジェリア、タンザ

ニア、ザンビア、ジンバブエ、コートジボワール、モーリシャス及びセネガル）及びフランスから計 11 名の記者を招へいし、閣僚会合の取材のほか、TICAD７開催地である横浜市の視察等、同会合に関連した取材機会を提供した。

令和元年度目標

１　平成 31 年３月までに 50 件以上の応募があったパートナー事業に関し、更に応募が増え、国民の間での TICAD７に対する関心が高まるよう、一層の広報を行っていく。

２　８月に行われる TICAD７に向けて、同会合に関する発信を国内外において、TICAD７共催者、JICA、横浜市、民間企業や NGO 等と連携し、各ホームページ、SNS、パンフレット、雑誌、テレビ、インターネット動画、講演会、外国人記者招へい等を通して行っていく。

施策の進捗状況・実績

１　平成 30 年 10 月から TICAD７パートナー事業の募集を開始し、TICAD７開催後も含め、106 件のイベントがパートナー事業として認定され、幅広い関係者の参加・協力を得て、TICAD７の広報を積極的に行うことができた。

２（１）TICAD７に向けて、国内外において、様々な手段を活用し、広報活動を以下のとおり行った。

ア　ホームページ（HP）：外務省 HP のみならず、共催者や関係機関も HP での広報を行った。

イ　SNS:TICAD７公式ツイッターや公式フェイスブックアカウントを用い、積極的な発信を行った。

ウ　パンフレット: TICAD を始め、アフリカの一般的な情報及び日本の取組を網羅的に記した『日本とアフリカ』（日本語）、人材育成支援に特化した『ABE イニシアティブ～アフリカの水先案内人』（日・英・仏語）、TICAD７開催期間中に配布した『TICAD７』（英・仏語）の３種類のパンフレットを作成した。日本の学生から海外の有識者まで、国内外問わず幅広い人々を対象に、ターゲットに合わせて配布し、積極的な情報発信を行った。

エ　雑誌・テレビ・インターネット動画：外務大臣の寄稿やインタビューを海外紙へ掲載、雑誌の誌面買い上げ、政策広報動画の作成等、多様なメディアを活用し、日本の対アフリカ政策を発信した。

オ　サイドイベント：TICAD７に併せて多彩なサイドイベント（約 140 件のセミナー・シンポジウム及び約 100 展示）が開催された。

カ　外国人記者招へい：アフリカのプレスを多数招へいした（延べ 48 か国、計 48 名）。

キ　親善大使：著名人や有名キャラクター・プロダクションの協力を得て、「第７回アフリカ開発会議名誉大使（TICAD７名誉大使）」や「アフリカ開発会議親善キャラクター特使（TICAD キャラ特使）」を委嘱し、様々なイベントへの参加を通じて、若年層・無関心層をターゲットとした広報を行った。

（２）我が国の対アフリカ政策について、以下のとおり、オピニオンリーダーやメディア関係者の招へい等を通じ、アフリカ及び第三国に対する戦略的対外発信を行った。

ア　講師派遣事業：６月には、平野克己日本貿易振興機構理事を「アフリカにおける日本の貢献と TICAD７」をテーマにエチオピア及びナイジェリアに派遣（計３回の講演を実施）した。また、令和２年３月には、大塚啓二郎神戸大学大学院経済学研究科教授を「アフリカにおける産業開発の日本の取組」をテーマにジンバブエ、コンゴ(民)、コートジボワール及びエチオピアに派遣（計７回の講演を実施）した。

イ　多層的ネットワーク構築事業：最近の我が国の領土・領海を取り巻く情勢等を踏まえ、各国で影響力のある層における対日理解・好感度を向上させるべく南アフリカからマーフィー・モロベ ANC（アフリカ民族会議、南アフリカ与党）政策スタッフを招へい、モザンビークからパウロ・マテウス・アントニオ・ウアシェ国際関係高等学院（ISRI）学術ディレクターを招へい、ボツワナからオウツァ・モコネ・サンデー・スタンダード紙編集長兼オーナーを招へい（記事掲載２本）した。

ウ　SNS 招へい事業：「国際社会の平和と安定・繁栄に対する日本の貢献」について、若年層を中心とした幅広い層に発信することを目的として、ナイジェリア人著名女優・パーソナリティであるレイチェル・バカム氏を招へい（SNS 発信件数多数）した。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

参考指標：内閣府世論調査（アフリカに親しみを感じる人の割合）	
（出典：内閣府）	実績値

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	25.6%	－（注）	－（注）	－（注）

（注）平成 29・30・令和元年度は、本指標に関連する内閣府世論調査は実施されなかった。

評価結果（個別分野２）

施策の分析

【測定指標２－１　アフリカとの対話・交流の推進　＊】

１（１）アフリカ諸国の元首を始めとするハイレベルとの会談については、特に令和元年６月のＧ20、８月の TICAD７、10 月の即位礼正殿の儀、11 月のＧ20 愛知・名古屋外務大臣会合等を開催したことで、数多くの二国間会談を実現することとなり、アフリカ諸国との二国間関係の強化につながった。

各会談では、国連改革や北朝鮮情勢に関する我が国の取組に対して理解と支持を求め、先方からも経済・社会・平和と安定分野への支援など、多岐にわたる要望がなされた。令和２年度以降も引き続き各種会談の機会に我が国から関係国等への効果的な働きかけを行うとともに、先方からの要望をフォローアップすることが課題である。

（２）多国間会合や大統領就任式等の行事等の機会を捉えた政務レベルの積極的なアフリカ訪問については、総理特使の派遣や各種会議への政務レベルの参加を複数回実現し、大統領を始めとする政府ハイレベルとの会談が実現したことで、二国間関係の強化や具体的な協力案件の進展を図る上で効果が高かった。

２（１）TICAD７では、躍進するアフリカを共に成長するパートナーと捉え、日本の民間セクター及びアフリカ側の要望を踏まえ、ビジネスを議論の中心に据えた。特に、全体会合３「官民ビジネス対話」は、TICAD の歴史上初めて、日本とアフリカの民間セクターが正式なパートナーとして参加した画期的なものとなった。TICAD７前に、日本企業・国内関係省庁・政府関係機関が恒常的にアフリカビジネスに関して情報共有・意見交換を行う常設のプラットフォームとして創設された「アフリカビジネス協議会」もこの対話に積極的に参加し、同協議会の下に設置されている分野別ワーキンググループ（インフラ、ヘルスケア、農業、中小・スタートアップ企業支援）から、各分野の具体的な取組やアフリカ側への提案を発表した。これに対してアフリカ側出席者から、日本側の民間企業とのパートナーシップへの強い期待が表明された。今後は、TICAD７の機会に盛り上がったビジネスの機運を一過性にするのではなく、実際に日本企業のアフリカ進出につなげていくことが重要である。

（２）また、TICAD７の機会に、アフリカで事業活動を行う民間企業が直面する様々な課題を解決すべく、日本とアフリカ諸国の官民が継続的に議論し、具体的解決策を検討する場として、「ビジネス環境改善委員会」を、アフリカ７か国（エジプト、ガーナ、ケニア、コートジボワール、セネガル、ナイジェリア及び南アフリカ）で立ち上げた。これを受けて、アフリカビジネス協議会側でも、「ビジネス環境改善ワーキンググループ」を設置し、上記７か国を含むアフリカ諸国のビジネス環境を取り巻く状況をフォローアップしている。今後は、実施状況をモニタリングするとともに、一つずつ着実に改善しつつ、対象国の拡大を検討する予定。

（３）アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッションについては、各省庁、特に経済産業省、農林水産省及び国土交通省が分野別に絞った同様の官民合同ミッションをアフリカ諸国へ派遣している中、それらの省庁が実施している官民合同ミッションとの差別化を図り、外務省ならではの官民合同ミッションを派遣することで、実際の民間企業のビジネスにつなげていくことが課題である。そのためには、日本企業支援のための在外公館の情報収集を強化し、現地政府が求めている日本企業の誘致と、日本企業側の希望をマッチングさせていく必要がある。（平成 29・30・令和元年度：アフリカ諸国との関係強化費（達成手段①）、我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問の積極的な実施（達成手段②））

【測定指標２－２　我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解の促進】

１　令和元年度の TICAD７の開催に向け、講演会の実施やパンフレットの作成・配布、メディアや SNS での発信等、様々な手段を活用するとともに、講師派遣事業や招へい事業によって、我が国の対アフリカ政策について、我が国及びアフリカ諸国の国民、並びに国際社会の理解・関心を一層増進し、アフリカとの協力関係を強化することができた。また、令和元年度に行われたアフリカ３か国（南アフリカ、ケニア及びコートジボワール）における対日世論調査結果によると、自国が日本と友好関係にあると回答したのは 88%、日本の国際社会における開発協力（ODA を含む）分野においての役割について、重要な役割を果たしていると評価したのは 82%に上る。これらは、我が国の対アフリカ政策に関する我が国及びアフリカ諸国の国民並びに国際社会の理解の増進に向けた活動によるところが大きい。

２　上記取組を通じて、TICAD を始めとする我が国の取組は、アフリカ関係者を中心に相当程度浸透しているが、我が国における一般国民の認知度は未だに低い点が課題と考えられるため、従来の取組に加え、我が国におけるアフリカ無関心層や若年層に向けた広報活動の強化を検討する必要がある。(平成 29・30・令和元年度：アフリカ諸国との関係強化費（達成手段①））

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**

要人往来等を通じたアフリカとの対話･交流により信頼関係を醸成することは、二国間関係を強化し、国際社会における我が国の立場を強化することにつながるという点で重要である。また、アフリカ政策に関する国内外での広報の推進は、国内ではアフリカに対する正しい理解を促進し、国外では良好な対日イメージ・親近感を醸成するなど、対アフリカ政策を円滑かつ効果的に行うことにつながるという点で必要である。

【測定指標】

２－１　アフリカとの対話・交流の推進　＊

アフリカとの対話・交流は、招へいや国際会議等の機会における首脳会談・外相会談等を通じて推進されたが、アフリカ諸国における日本のプレゼンス確保のため更なる深化を図っていく。また、官民合同ミッションの派遣、二国間ビジネス環境改善委員会の開催等、経済的な関係強化の更なる推進にも取り組んでいく。

２－２　我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解の促進

１　上記の「施策の分析」のとおり、特に、TICAD７に向けて広報活動を積極的に行ったことは我が国の対アフリカ政策への日本国民及び国際社会の理解の深化に大いに寄与したものと評価できる。他方で、我が国において一般国民の認知度がまだ不十分である点は、我が国が取り組むべき課題の一つである。TICAD の開催年のみならず、日本国内においてアフリカに対する親近感や理解を醸成することは、我が国とアフリカとの友好・協力関係を発展させる上での基盤となるため、より一層の取組が必要となる。また、我が国のアフリカ政策に対する理解を深めるため、国内外問わず、積極的に広報活動を行う必要がある。今後とも、アフリカや開発に関心のある層のみならず、幅広い層に情報を届けることを意識して、積極的な広報活動の推進に努めていく。

２　具体的には、アフリカ地域の現状や日本とアフリカとの関係、TICAD 等について分かりやすく紹介したパンフレット「日本とアフリカ」等のアフリカ開発関係者及び関係機関への配布並びに SNS を活用した広報の活発化などを通じて、我が国国民のアフリカへの理解及び関心の増進に向けた国内広報を実施していく。今後実施予定の TICAD 閣僚会合に向けて、テレビやインターネット等各種メディアを通じてアフリカや TICAD についての認知度・関心度を高めるよう、積極的に広報活動を行っていく。また、海外広報に関しても、我が国政府として積極的に発信するとともに、招へいスキーム等を積極的に活用し、アフリカ・欧米諸国等の有識者及びメディア関係者等に我が国の政策についての理解を深めてもらい、欧米・アフリカメディア、欧米・アフリカ政府関係者等第三者から発信してもらう機会も拡大するよう努めていく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
第７回アフリカ開発会議（TICAD７）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000512916.pdf）
TICAD７横浜宣言 2019：概要（令和元年８月）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/ticad7/pdf/yokohama_declaration_gaiyou_ja.pdf）

基本目標Ⅳ　領事政策

施策Ⅳ－１　領事業務の充実

令和２年度政策評価書

（外務省１－Ⅳ－１）

施策名（※）	領事業務の充実
施策目標	在外邦人の生命・身体その他の利益の保護・増進及び国内外における人的交流の拡大・深化のため、以下を推進する。 １　領事サービス・邦人支援策を向上・強化する。領事業務実施体制を整備する。また、日本国旅券に対する国際的信頼性を維持し、国民の円滑な海外渡航の確保のために、旅券行政サービスや旅券のセキュリティの向上を図りつつ、国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給を行う。 ２　在外邦人の安全対策強化に向け、邦人渡航者や中小企業に対する広報・啓蒙の実施、在外公館の危機管理・緊急事態対応能力の向上、安全情報の収集・発信や官民連携の強化を積極的に推進する。 ３　日本への入国を希望する外国人への対応の強化により、出入国管理等の厳格化への要請に応える。人的交流促進のため、アジア諸国を始め、ビザ発給要件の緩和を実施する。また、在日外国人に係る問題の解決に向けた取組を積極的に進める。 ４　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の適切な実施のため、ハーグ条約に基づき、国境を越えた子の不法な連れ去り等の問題の解決・予防及び国境を越えた親子間の面会交流を促進するとともに、広く一般に条約を知ってもらえるよう、積極的に広報を行う。

施策の予算額・執行額等	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	17,299	17,128	17,979	17,062
		補正予算(b)	821	1,048	219	
		繰越し等(c)	198	0	32	
		合計(a＋b＋c)	18,318	18,177	18,230	
	執行額(百万円)		17,737	17,766	17,666	

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」（「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」）及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果（注１）			
目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）相当程度進展あり（B）	（判断根拠） 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。	
測定指標の平成 29・30・令和元年度目標の達成状況（注２）	個別分野１　領事サービスの充実		
	＊１－１	利用者の評価等サービスの向上	b
	＊１－２	領事研修の実施	b
	＊１－３	日本人学校・補習授業校への援助	b
	＊１－４	IC 旅券の発給及び不正取得等の防止	a
	１－５	在外選挙人登録手続き及び制度の周知並びに登録申請の適正な処理	c
	１－６	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施	b
	１－７	在留届の電子届出率（利用率）及び外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者数（注３）	b
	１－８	領事業務の業務・システムの最適化の事業の進展	b
	個別分野２　在外邦人の安全確保に向けた取組		
	２－１	在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備	b
	＊２－２	在外邦人保護のための緊急事態対応	b
	＊２－３	在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携	b
	２－４	困窮邦人等の援護（注３）	b
	個別分野３　外国人問題への取組		
	＊３－１	出入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和	b

		＊３－２　在日外国人問題への取組	b

（注１）評価結果については、各個別分野の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。
（注２）「測定指標の平成 29･30･令和元年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び平成 29･30･令和元年度目標の達成状況を列挙した。「＊」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。
（注３）本指標は、平成 29 年度をもって設定を終了したため、右欄の達成状況は平成 29 年度のみを対象としたもの。

学識経験を有する者の知見の活用	（外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見） ・海外安全対策啓発においては「ゴルゴ 13」安全対策マニュアルの充実化や無料での配信など、駐在員・在留邦人・社用出張などに従事する邦人の危機管理に大きな広報効果をもたらしたことは高く評価できる。 ・新型コロナウイルス感染症の発生に際し、中国・武漢にチャーター機計５便を運航し、計 828 名（うち邦人 720 名）の帰国を実現させたことは、邦人保護・危機管理上優れた施策だった。 ・「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」の取組は高く評価できる。取組開始から 10 年を経過しているので、10 年の総括、改善点の検証を行ってはどうか。 ・測定指標１－４について、行政事業レビューの振り返りを記載している点は評価できる。 ・測定指標１－５に関し、新型コロナウイルス感染症にも関連し、オンライン化については積極的に取り組まれたい。 ・次期目標等への反映の方向性のうちの「２－２　在外邦人保護のための緊急事態対応」について、「さらに、令和２年の新型コロナウイルスの発生及び世界的な流行の教訓を踏まえ、国際的な脅威となる感染症への対策を拡充する。」とあるが、これについては引き続き国際的な、また世界史にも残るような課題となっているところ、独立した項目を立てた方がよいのではないか。 ・「３－２　在日外国人問題への取組」に新型コロナウイルス感染症の課題は掲げなくてよいか。 ・領事サービス評価については、厳しく指摘した数年前に比して、評価方法が明確になり、改善に向けた基準もはっきりとしている点を高く評価したい。この方向で、顧客満足度が上がるような不断の努力を続けていただきたい。

担当部局名	領事局	政策評価実施時期	令和２年９月

個別分野１　領事サービスの充実

施策の概要

１　邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組

海外での邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため、IT 化を推進するとともに、領事窓口サービスの向上・改善に関する取組を進める。

２　領事担当官の能力向上

国民に対し、質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のための対策を講じるとともに、領事担当官の知識・経験を共有できるような取組を行う。

３　国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給・管理及び申請手続の利便性の向上

日本国旅券の国際的信頼性を確保し、国民の海外渡航の円滑化を確保するため、国際民間航空機関（ICAO）の定める国際標準に準拠した旅券の円滑かつ確実な発給等、旅券事務の適正な執行を確保する。また、高度な偽変造対策を施した次期旅券の発行準備等、旅券セキュリティ強化への取組を進めるなど、旅券秩序の維持に努めるとともに、デジタル技術の活用による申請方法等の多様化に向けた検討等を行うことにより、国民の利便性向上を図る。

４　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の適切な実施

ハーグ条約に基づき、国境を越えた子の不法な連れ去り等の問題の解決・予防及び国境を越えた親子間の面会交流に関する支援を行う。また、支援拡大の検討を行うとともに、子の連れ去りを未然に防止するための積極的な広報を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）
　第２章５．（４）② 観光立国の実現
　第２章７．（１）① 外交
　第２章７．（４）② 危機管理
・未来投資戦略 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）
　第２　Ⅰ．〔３〕１．（３）ii）② マイナンバー制度の利活用推進
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）
・女性活躍加速のための重点方針 2018（平成 30 年６月 12 日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定）
　Ⅲ ３．（１）働く意欲を阻害しない制度等の在り方の検討
・IT 新戦略の策定に向けた基本方針（平成 29 年 12 月 22 日　高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）
　Ⅱ．１．（１）行政サービスの 100%デジタル化
・デジタル・ガバメント実行計画（平成 30 年１月 16 日　ｅガバメント閣僚会議決定）
　３．３（９）旅券発給申請方法等のデジタル技術の活用による多様化

測定指標１－１　利用者の評価等サービスの向上　＊

中期目標（令和４年度）

在外公館の領事サービスの維持・向上

在外邦人に対する利便性・福利向上及び権利確保のために努める。

平成 29 年度目標

在外公館の領事サービスの維持・向上

入館時・窓口・電話の３つの対応に対するアンケート調査結果において、「丁寧な対応」の回答割合が 80%になることを目指しつつ、少なくとも現状を下回る結果（「普通」、「丁寧でない」）につながらないよう、可能な限り利用者の視点に立ったサービス提供に努める。

具体的には、満足度が著しく低い在外公館、特に「丁寧でない」との回答割合が 10%（かつ２桁の回答数）を超える在外公館に対しては、個別に指導を行うとともに、利用者に何が不満と思われているのか、当該公館に対し自己分析と改善を求め、領事サービスの向上を促す。

また、平成 27 年及び 28 年において「丁寧な対応」の回答割合が 80%となったのは窓口対応についてのみであったところ、窓口の対応水準を維持しつつ入館時・電話対応に対する利用者の満足度の増進に努めるべく、職員の意識改革、必要に応じ、各在外公館への個別指導等を行い更なるサービスの改善・向上に取り組む。

施策の進捗状況・実績

1　11 月、管轄区域内に 300 名以上の在留邦人が居住する 147 公館（情勢に鑑み、在南スーダン大使館は非実施）の在留邦人等を対象に、「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」を実施したところ、結果は以下のとおりであった。

（1）入館時（セキュリティーチェック）の受付対応については、66%の人が「丁寧である」と回答し、「丁寧でない」と回答した人は４%にとどまった。

（2）在外公館の領事窓口対応について、78%の人が「丁寧である」と回答し、「丁寧でない」と回答した人は４%にとどまった。

（3）電話対応については、75%の人が「丁寧である」と回答し、「丁寧でない」と回答した人は６%にとどまった。

2　上記の領事サービス利用者からの評価を真摯に受け止め、各項目の内容分析を行い、調査実施公館及び本省関係部署とアンケート調査結果を共有した。また、特に問題のあった２公館に対しては、対応改善を指示するとともに、うち１公館については、早急に対応改善の必要性が認められたため、問題の抜本的解決を図るための具体的な改善措置の策定と実施を指示するなど、サービスの向上・改善に努めた。

平成 30 年度目標

在外公館の領事サービスの維持・向上

入館時（セキュリティーチェック）・窓口・電話の３つの対応に対するアンケート調査結果において、引き続き、「丁寧な対応」の回答割合が 80%になることを目指しつつ、少なくとも現状を下回る結果（「普通」、「丁寧でない」）につながらないよう、窓口対応職員に対し、サービス利用者の話に耳を傾け、利用者の事情やニーズをよく把握し、相手の理解度に合わせて適切な説明や対応に努めるよう継続指導するとともに、対応上の問題点や改善点を在外公館内で共有し、解決に向け努力することにより、良質なサービスの提供を目指す。

施策の進捗状況・実績

1　11 月、管轄区域内に 300 名以上の在留邦人が居住する 148 公館を対象に、「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」を実施し、約２万９千（前年度比約 42%増）の回答が寄せられた。結果は以下のとおりであった。

（1）入館時（セキュリティーチェック）の受付対応については、66%が「丁寧である」と回答し、「丁寧でない」との回答は２%にとどまった。

（2）在外公館の領事窓口対応について、75%が「丁寧である」と回答し、「丁寧でない」との回答は４%にとどまった。

（3）電話対応については、68%が「丁寧である」と回答し、「丁寧でない」との回答は３%にとどまった。

2　調査実施公館に対しては、在留邦人からの生の声である調査結果を真摯に受け止め、対応改善に努力するよう指示するとともに、省内幹部職員に加え、領事局のみならず本省関係部署とも共有し、外務省全体で重視していくことを確認した。また、否定的な評価が５%以上（総回答数 100 以上）あった６公館に対しては、早急の対応改善が必要と認められたため、具体的な改善措置の策定と着実な実施を公館幹部が率先して行うよう指示するなど、業務改善を通じたサービスの向上・改善に努めた。さらに、全体の回答数が大幅に増加した中、回答数が著しく低かった在外公館に対しては、評価の精度及び客観性を高める観点から、次回調査時にはより多くの回答も得るべく取り組むよう指導した。

令和元年度目標

在外公館の領事サービスの向上・改善

1　領事サービスのアンケート調査において、入館時・窓口・電話の対応に対する満足度を第三者機関も活用してより客観的に測り、肯定的評価（「満足」）の回答割合が回答数全体の 80%になることを目指す。

2　利用者の事情やニーズをよく把握し、相手の理解度に合わせて適切な説明や対応に努めるよう指導を継続するとともに、対応上の問題点を在外公館内で常時共有し、改善に向け努力することにより、良質な領事サービスの提供を目指す。

施策の進捗状況・実績

1　令和２年２月、管轄区域内に 300 名以上の在留邦人が居住する 140 公館（注：平成 29 年、30 年に比べて実施公館数は減少しているが、新型コロナウイルス感染拡大により在中国８公館及び緊迫する

中東情勢により、在イラン大使館においては、在留邦人が300名を超えるも実施を見合わせたことによるもの）を対象に、「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」を実施し、例年を大きく上回る39,579（前年度比37%増）の回答が寄せられた。

領事サービスに関しての満足度として、83%の人が「満足」又は「やや満足」と肯定的に評価し、「不満」又は「あまり満足ではない」との否定的な評価は11%にとどまった。

２　本調査結果とともに回答者から寄せられた意見・コメントを在外公館に伝え、来館者や架電者が何を求めているのか、自公館の領事窓口がどのような評価を受けているのか改めて認識させるとともに、電話や窓口の対応ぶりが公館に対するイメージを形成していると認識させ、領事担当現地職員への継続的な指導を励行するなど、サービス向上につなげる具体的で実態に則した改善策を在外公館に対し伝え、指導を行った。

また、領事業務実施体制に比較的余裕がある（領事職員一人当たりの対応人数がそれ程多くない）在外公館で否定的な評価が高かった２公館に対しては、具体的な改善措置の策定と着実な実施を幹部が率先して行うよう指示するなど、業務改善を通じたサービスの向上・改善に努めた。

平成29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標１－２　領事研修の実施　＊

中期目標（--年度）

領事研修の成果は、在外公館が提供する領事サービスに対する在外邦人による評価に表れるとの認識に基づき、在外邦人との接点となる領事担当官が在外邦人の多様なニーズを把握し、それに応えていく上で必要となる領事事務各分野の能力とともに、コミュニケーション能力向上のため、本省で適切な研修計画を立案し実施する。これにより、在外邦人を取り巻く環境を理解した上で領事業務を適切に遂行できる領事担当官の育成を強化する。

平成29年度目標

領事サービスは在外邦人への直接のサービス提供であることを改めて認識し、そのために領事担当官に求められる多岐にわたる領事事務分野の理解度について研修を通じて深める。このため、研修（講義）内容は効果的であるか、及び在外公館でのニーズに合致したものであるか、受講者アンケートを通じ確認・分析し、それを踏まえ、より効果的な研修を組み立てる。

また、在外邦人のニーズや視点を取り入れるため、例年実施している「領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査」も踏まえ、より良い領事サービスを提供するための研修計画を考案・実施する。

イスラム過激派によるテロ事件が頻発する状況を踏まえ、テロ事件への対処で注目されることの多い領事業務において、テロ事件への対処を念頭に置いた机上訓練を実施し、特に、緊急事態発生時の初動対応（在留邦人及び邦人旅行者への速やかな情報提供（領事メールの発出）、安否確認等）に速やかに対処できる担当官の育成に力を入れる。

施策の進捗状況・実績

１　領事事務関係研修を以下のとおり実施した。

（１）領事初任者研修（年２回、６月及び平成30年１月に実施）

若手の領事担当一般職職員、領事業務未経験者、在外公館で領事担当となる他省庁出向者を含め、２回の研修で計60名が受講。領事業務全般についての基礎知識の習得とともに、領事窓口での対応を含め、領事サービスの提供を行う上でのマナーやクレームが寄せられた場合の対応を学ぶため、ロールプレイを含むマナー／クレーム対応に係る講義、また、実際の援護事案を基にしたケーススタディ、精神障害事案、死亡事案への対応ぶりについて、外部専門家との対話形式を通じて理解を深めた。

（２）領事中堅研修（年１回、11月に実施）

本省及び在外公館の中堅職員を対象に実施し、10名が受講。領事分野における専門性の確立や更なる能力向上を促すことを目的として、個別分野を深く掘り下げるとともに、特に、世界各地でテロの危険性が高まる中、実際に発生した緊急事案を使用した机上訓練を実施した。また、窓口対応はもとより、邦人援護対応、日本人会会合等での説明等、コミュニケーション能力が業務遂行において不可欠であることに鑑み、コミュニケーション能力向上のためのプレゼンテーション・セミナーを講義に組み入れた。

（３）在外公館警備対策官研修（警備対策室主管、年１回、平成30年１～２月に実施）

領事業務を兼務することが多い警備対策官（79名受講）に対し、領事業務全般についての基礎知識の習得を目的とした研修（講義内容は領事初任者研修とほぼ同内容）を実施した。

（４）官房要員事務研修（人事課主管、年１回、平成 30 年３月に実施）
入省４年目の一般職職員を対象に、外務省員として領事業務の重要性及び業務内容についての理解を深めてもらうため、領事業務の概要・基礎的業務内容等について説明した（48 名受講）。
（５）領事担当現地職員本邦研修（在外公館課主管、年１回、10 月に実施）
在外公館の領事担当現地職員 20 名が受講。領事窓口対応は領事サービス向上の観点から取り組む必要があること、及び各領事業務の基本を再認識させ、理解を一層深めることを目的とした研修を実施した。
（６）在外領事中間研修（年１回、領事業務における新しい動きや、地域特有の問題等について討論・意見交換するため、毎年、在外拠点公館に地域の領事担当官を集めた研修会議。）
平成 28 年に発生したダッカ事件を受けて公表された「『在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム』の提言」点検報告書に基づき、平成 29 年度を通じて、これら在外教育施設（日本人学校 89 校、補習授業校 216 校）の安全対策強化に重点的に取り組むこととなり、本研修への参加が困難となった領事担当官が多数により実施に至らなかった。
２　主な研修のアンケート結果
領事初任者研修、領事中堅研修については、９割以上の受講者が非常に有意義であったと回答している。特に、外部講師による「在外邦人と領事担当官のメンタルヘルス」、「個体識別事例と日本人の文化」、ロールプレイを実施した「緊急事態対応」、プレゼンテーション・セミナー等の講義が有意義であったとの意見があり、領事サービス向上、緊急事態を含む邦人援護対応能力の強化、コミュニケーション能力向上に役立った。
３　過去のアンケート結果や新たな要請等に応えた研修内容の検討実績
領事初任者研修（年２回実施）では、領事の基礎知識の習得とともに、特に、最近のテロ事件がいつ、どこででも発生する危険があることを踏まえ、実際の事例を参考に初動体制を中心とした参加型の演習（机上訓練）を取り入れた。
中堅研修では、中堅領事として専門的な知識の習得に努める一方、緊急事態対応の一環として、緊急事態時におけるプレス対応の留意点についての講義、領事業務には国民からの理解を得るためのコミュニケーション能力が求められることに鑑み、元 NHK アナウンサーによるロールプレイを含むコミュニケーション能力向上を目的にしたプレゼンテーション・セミナーを導入した。また、外国人受刑者の処遇、領事面会の現状を把握するための刑務所見学等を取り入れた。
４　領事研修の充実を領事サービスの向上に結びつけた実績
特に、領事窓口では、在外邦人からの苦情・クレーム等に対応する機会も多いため、領事研修では礼法、マナーの外部専門家によるマナー／クレーム対応講習を初任者研修に取り入れていることに加え、中堅研修においては、領事窓口他で邦人の理解を得られるようなコミュニケーション能力が不可欠であるとの観点から、プレゼンテーション・セミナーを新たに取り入れた。こうした研修を通じ、領事担当官が領事窓口に限らず、邦人と接する機会には丁寧で親身な対応を行うとともに、利用者の理解を得られるようなコミュニケーションを図ることにより、利用者の在外公館への信頼につながっていることは、領事窓口の対応に係るアンケートで窓口サービスを肯定的に受け止める割合が引き続き高いことに表れている。
５　領事研修内容（領事業務の範囲；初任者研修の例）
領事業務上必要な基本的な内容に加え、領事業務に対する新たなニーズに対応するため、領事業務に実際に携わっている領事担当官から現場のニーズや、行政サービスとしての窓口サービス改善に向けた本省の考え方を踏まえた研修とした。具体的には、研修受講者へのアンケート結果等を通じて得られた意見等を踏まえ、座学中心となることなく、参加者自らが考え、実行する力を養成すべく、個別講義に演習を取り入れ、積極性を促すよう見直し、改善を図った。特に、領事窓口では、在外邦人からの苦情・クレーム等に対応する機会も多いため、接遇面での対応向上を図る目的で領事研修の中に外部専門家によるマナー／クレーム対応講習を取り入れた。
以下は領事初任者研修の講義内容の例
（１）個別領事業務に関する講義（18 講義）
領事総論、在留届、海外教育、在外選挙、司法共助、領事業務の IT 化、領事手数料、領事サービス、戸籍・国籍事務、証明事務一般、警察証明、緊急事態への対応、一般援護、テロ・誘拐、旅券事務、査証事務、人身取引問題、ハーグ条約
（２）領事業務と国際法・国内法との関係に係る講義（２講義）
領事任務と特権・免除、個人情報保護・文書管理
（３）外部等専門家による講義（３講義）
メンタルヘルス、遺体識別、マナー／クレーム対応講習
（４）その他

他府省（国土交通省）職員による講義（管海事務）

6　在外領事中間研修は実施できなかったが、その他の領事関係研修の実施と研修内容の充実により、在外公館の領事担当官の専門知識向上とともに、利用者の理解を得られるようなコミュニケーション能力向上に努めつつ、正確な事務処理を通じた行政サービスの維持・向上を図った。

平成30年度目標

領事サービスは、領事担当官が提供する内容（領事事務）を十分理解した上で、在外邦人に提供するサービスであることを改めて認識し、そのために領事担当官に求められる多岐にわたる領事事務各分野での理解度を研修を通じて深められるよう、平成29年度に実施できなかった「領事中間研修」の実施を含め、領事関係研修の充実を図る。

そのためには、研修（講義）内容が在外公館のニーズに合致したものであるかにつき研修受講者アンケートを通じ確認するとともに、在外公館が提供する領事サービスに対して在外邦人から適切な評価を得られているかを確認するため、例年実施している「領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査」を活用する。

施策の進捗状況・実績

1　領事事務関係研修を以下のとおり実施した。

研修名・研修目的と概要	実施回数	参加者数
領事初任者研修 若手の領事担当一般職職員、領事業務未経験者を対象に、領事業務全般についての基礎知識の習得とともに、マナーやクレームが寄せられた場合の対応を学ぶため、ロールプレイ、実際の援護事案を基にしたケーススタディ、精神障害事案、死亡事案への対応ぶりについて、外部専門家との対話形式の研修を実施。	2回	計66人
領事中堅研修 領事業務経験が豊富な職員を対象に、専門性の確立や更なる能力向上を促すことを目的として、個別分野を深く掘り下げるとともに、実際に発生した緊急事案を使用した机上訓練を実施した。また、コミュニケーション能力が業務遂行において不可欠であることに鑑み、能力向上のためのプレゼンテーション・セミナーを講義に組み入れた。	1回	計15人
在外公館警備対策官研修 在外公館に赴任を予定している警備対策官に対し、領事業務全般についての基礎知識の習得を目的とした研修（講義内容は領事初任者研修とほぼ同内容）を実施。	1回	計84人
官房要員事務研修 入省4年目の一般職職員を対象に、外務省員として領事業務の重要性及び業務内容についての理解を深めるため、領事業務の概要・基礎的業務内容等について説明した。	1回	計45人
領事担当現地職員本邦研修 在外公館の領事担当現地職員を対象に、領事サービス向上の必要性及び各領事業務の基本を再認識させ、理解を一層深めることを目的とした研修を実施。	1回	計20人
赴任前個別ブリーフ 在外公館への赴任を控えた職員等を対象とし、個別に領事業務全般の基礎について研修を実施。	4回	計22人
在外領事中間研修 年1回、領事業務における新しい動きや、地域特有の問題等について議論・意見交換するため、毎年、在外拠点公館に地域の領事担当官を集めた研修会議。 ※研修実施につき鋭意検討を行ったが、実施受入れ公館との日程調整がつかずに実施を見送り、領事初任者研修の参加者を増やした。	0回	計0人

2　受講者アンケートを通じた研修実施内容の検証

領事初任者研修及び領事中堅研修については、9割以上の受講者が非常に有意義であったと回答している。両研修ともに、外部講師による「個体識別事例と日本人の文化」、ロールプレイを実施した「緊急事態対応」が有意義であったとの意見が多数あった。

領事初任者研修では、実際の事例を参考に初動対応の重要性を習得できる参加型の演習（机上訓練）が好評であった。

中堅研修では、中堅領事としての専門的な知識の習得に努める一方、緊急事態対応の一環として、緊急事態時におけるプレス対応の留意点についての講義、外国人受刑者の処遇、領事面会の現状を把握するための刑務所見学等を継続して実施した。

アンケートの結果も踏まえ、令和元年度に在外選挙の実施が予定されていることから、在外選挙関係の講義を充実させたほか、他の講義についても講義資料の改善を図った。

令和元年度目標

1　領事サービスは、領事担当官が提供する内容（領事事務）を十分理解した上で、在留邦人に提供するサービスであることを改めて認識し、領事担当官に求められる多岐にわたる領事事務各分野での理解度を研修を通じて深められるよう、領事関係研修の充実を図る。

2　研修（講義）内容が在外公館のニーズに合致したものであるかにつき研修受講者アンケートを通じ確認するとともに、在外公館が提供する領事サービスに対して在留邦人から適切な評価を得られているかを確認するため、例年実施している「領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査」を活用する。

施策の進捗状況・実績

1　領事事務関係研修を以下のとおり実施した。

研修名・研修目的と概要	実施回数	参加者数
領事初任者研修 若手の領事担当一般職職員、領事業務未経験者を対象に、領事業務全般についての基礎知識の習得とともに、マナーやクレームが寄せられた場合の対応を学ぶため、ロールプレイ、実際の援護事案を基にしたケーススタディ、精神障害事案、死亡事案への対応ぶりについて、外部専門家との対話形式の研修を実施。	2回	計 89 人
領事中堅研修 領事業務経験が豊富な職員を対象に、専門性の確立や更なる能力向上を促すことを目的として、個別分野を深く掘り下げるとともに、実際に発生した緊急事案を使用した机上訓練を実施した。また、コミュニケーション能力が業務遂行において不可欠であることに鑑み、能力向上のためのプレゼンテーション・セミナーを講義に組み入れた。	1回	計 30 人
在外公館警備対策官研修 在外公館に赴任を予定している警備対策官に対し、領事業務全般についての基礎知識の習得を目的とした研修（講義内容は領事初任者研修とほぼ同内容）を実施。	1回	計 65 人
官房要員事務研修 入省４年目の一般職職員を対象に、外務省員として領事業務の重要性及び業務内容についての理解を深めるため、領事業務の概要・基礎的業務内容等について説明した。	1回	計 48 人
領事担当現地職員本邦研修 在外公館の領事担当現地職員を対象に、領事サービス向上の必要性及び各領事業務の基本を再認識させ、理解を一層深めることを目的とした研修を実施。	1回	計 20 人
赴任前個別ブリーフ 在外公館への赴任を控えた職員等を対象とし、個別に領事業務全般の基礎について研修を実施。	2回	計２人
在外領事中間研修 年１回、領事業務における新しい動きや、地域特有の問題等について議論・意見交換するため、毎年、在外拠点公館に地域の領事担当官を集めた研修会議。	1回	計 19 人

2　受講者アンケートを通じた研修実施内容の検証

領事初任者研修及び領事中堅研修については、９割以上の受講者が非常に有意義であったと回答している。両研修ともに、外部講師による「個体識別事例と日本人の文化」及びロールプレイを実施した「緊急事態対応」が有意義であったとの意見が多数あった。

領事初任者研修では、実際の事例を参考に初動対応の重要性を習得できる参加型の演習（机上訓練）が好評であった。また、外国人訪日客の増加に伴う外国人の処遇等の現状を把握するため、東京出入国在留管理局視察を新たに実施した。

中堅研修では、中堅領事としての専門的な知識の習得に努める一方、緊急事態対応の一環として、外部講師によるPFA（サイコロジカル・ファーストエイド）研修、緊急事態時におけるプレス対応の留意点についての講義、外国人受刑者の処遇、領事面会の現状を把握するための刑務所見学等を継続して実施した。

アンケートの結果も踏まえ、令和２年度に在外選挙の実施が予定されていることから、在外選挙関係の講義を充実させたほか、他の講義についても講義資料の改善を図った。

平成29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標１－３　日本人学校・補習授業校への援助　＊

中期目標（--年度）

海外で義務教育相当年齢の子女に対して、日本と同程度の教育を可能な限り負担の少ない形でかつ安心・安全な環境で受けることができるようにする。

平成29年度目標

１　補習授業校への支援拡充

新たに支援要望のあった政府援助の基準を満たす補習授業校に対し、予算の範囲内で政府援助を行い、政府援助対象校の拡充を図る。

２　安全対策強化

必ずしも日本と同程度の安全が確保されているわけではない海外において、安全な環境で教育を受けるために、「『在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム』の提言」点検報告書も踏まえ、従来より高い水準で安全対策を行う。

具体的には、日本人学校及び補習授業校に対し、民間危機管理専門家による安全評価を実施し、その結果を踏まえ、人的・物的警備強化に重点的に、かつスピード感をもって取り組む。

施策の進捗状況・実績

１　平成29年度において新たに政府援助の対象となる基準を満たした補習授業校が４校増え、同年度における援助対象基準を満たす補習授業校は216校となった。そのうち、要望のあった214校に対し、政府援助を実施した。

２　テロのターゲットに日本人学校及び補習授業校がなり得るとの観点から、以下の安全対策を実施した。

（１）平成29年度中に日本人学校及び補習授業校に危機管理会社の専門家を派遣し、当初予定の1.3倍となる全303校の日本人学校等について、施設の安全対策の現状に関する評価を実施した。

（２）専門家からの指摘を踏まえ、施設強化に係る支援を、当初予定の1.7倍の日本人学校等に対して行った。運用面でも、緊急対応マニュアルの整備や避難訓練実施等への助言を行い、当初予定の1.2倍の日本人学校等に対して実施した。

（３）新規に、テロ襲撃のリスクが高まると見られる期間前後のガードマン増員雇用経費支援を開始した。

（４）老朽化により学校施設の保全が危ぶまれている日本人学校に対し、大規模修繕工事費の一部について支援を行った。

平成30年度目標

１　補習授業校への支援拡充

厳しい予算事情の中、新たに支援要望のあった政府援助要件を満たす補習授業校に対し、予算の範囲内で政府援助を行い、政府援助対象校の更なる拡充を図る。

２　安全対策強化

（１）経営基盤の脆弱な補習授業校が積極的に安全対策に取り組めるように、引き続き警備員雇用費や警備機器維持管理費へより手厚い政府援助を行い、安全対策の強化を図る。

（２）平成28年度末から平成29年度にかけて実施した民間危機管理専門家による在外教育施設の安全評価の結果を踏まえ、通常配備の警備員の拡充への支援、危機管理マニュアルの整備、緊急避難訓練実施への助言など、安全強化に向けた取組を継続する。

（３）テロを想定したパニックルームの整備・飛散防止フィルム貼付などの在外教育施設の強化整備費については、平成 30 年度も引き続き一部の学校に対し支援を行う。
（４）建設後、一定の期間を経過し老朽化の目立つ日本人学校施設に対し、地震による施設の損傷等の危険を回避するため、緊急性等が認められる大規模耐震整備費への支援を実行する。

施策の進捗状況・実績
１　平成 30 年度において新たに政府援助の対象となる基準を満たした補習授業校が６校増え、援助対象基準を満たす補習授業校は 221 校となった（１校は閉鎖）。そのうち、要望のあった 211 校に対し、政府援助を実施した。
２　以下の安全対策強化を実施した。
（１）日常の警備員雇用費、警備機器維持管理費に加え、テロ攻撃のリスクが高まると見られる期間前後の警備員雇用経費の援助を実施した。
（２）危機管理マニュアルの整備、緊急避難訓練実施への助言を 302 校の日本人学校等に行った。
（３）テロを想定した在外教育施設の強化整備として、飛散防止フィルムの貼付や外周壁の嵩上げなど７校の日本人学校等が実施した工事に対し援助を行った。
（４）地震による損傷等の危険を回避するため、６校の日本人学校が実施した外周壁の補強工事に対し援助を行った。また、経営基盤の脆弱な日本人学校が実施した校舎等の修繕工事に対し支援を行った。

令和元年度目標
１　在外教育施設への援助の適切な運用
　厳しい予算事情の中、新たに支援要望のあった政府援助要件を満たす在外教育施設に対し、予算の範囲内で政府援助を行う。また、従来から援助を行っている在外教育施設を始め、新規に援助を行う在外教育施設に対し、政府援助の適正な執行運用等につき指導・助言を行う。
２　安全対策強化
（１）経営基盤の脆弱な在外教育施設が積極的に安全対策に取り組めるように、引き続き、民間会社による安全評価の結果を反映した、施設強化整備、危機管理マニュアルの整備、緊急避難訓練実施への助言や警備員雇用費や警備機器維持管理費の政府援助を行う。
（２）建設後、一定期間が経過し、老朽化の目立つ日本人学校施設や、地震多発地域に所在する日本人学校施設の地震による損傷等の危険を回避するため、緊急性等が認められる大規模老朽・耐震整備費への支援を行う。

施策の進捗状況・実績
１　令和元年度において新たに政府援助の対象となる基準を満たした補習授業校が８校増え、援助対象基準を満たす補習授業校は 228 校となった（１校は休止）。そのうち、要望のあった 222 校に対し、政府援助を実施した。
２　以下の安全対策強化を実施した。
（１）日常の警備員雇用費、警備機器維持管理費に加え、テロ攻撃のリスクが高まると見られる期間前後の警備員雇用経費の援助を実施した。
（２）危機管理マニュアルの整備、緊急避難訓練実施への助言を日本人学校等（計 315 校）の関係者に行った。
（３）テロを想定した在外教育施設の強化整備として、外周壁の嵩上げなど４校の日本人学校等が実施した工事に対し援助を行った。
（４）地震による損傷等の危険を回避するため、２校の日本人学校が実施した補強工事に対し援助を行った。また、15 校の日本人学校が実施した老朽化の進む校舎の工事に対し援助を行った。さらに、経営基盤の脆弱な 15 校の日本人学校が実施した校舎等の修繕工事に対し支援を行った。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標１－４　IC 旅券の発給及び不正取得等の防止　＊

中期目標（--年度）
　憲法で定められている国民の海外渡航の自由の権利を保障するため、国民の利便性・行政サービスの向上と事務の効率化・行政コストの削減を図りつつ、国際標準を満たす日本国旅券を安定的に国民に発給する。また、円滑な海外渡航を行うためには、旅券の不正取得、不正使用及び偽変造を防止し、日本国旅券の国際的な信頼性を確保することが重要であるため、高度な偽変造対策を施した次期旅券や旅券

セキュリティを更に強化した次世代旅券を導入する。

平成29年度目標

1　国民の利便性・行政サービスの向上を図るため、ダウンロード方式の一般旅券発給申請書（平成27年度導入）等の利用拡大に向けた取組を促進する。

2　行政コスト削減の可能性を検討するため、引き続き、戸籍事務でのマイナンバーの利活用に係る検討状況を踏まえつつ、旅券発給業務におけるマイナンバーの利活用について、関係省庁と協議し、検討を行う。

3　法定受託事務として旅券事務を行っている各都道府県に対する研修等を実施することにより、国民に対する均一かつ平等な旅券行政サービスが提供され、円滑な旅券発給が確保されるように努める。

4　日本国旅券の不正取得・不正使用を防止するため、旅券不正取得防止期間の実施による審査の強化に努める。

5　次期旅券の導入に向けた開発・検証を進める。

施策の進捗状況・実績

1　動作環境の改善（利用可能なオペレーティング・システム（OS）の拡大等）を行ったダウンロード方式の一般旅券発給申請書による運用を7月13日に開始した。

国外における旅券発給申請のうち、ダウンロード方式の一般旅券発給申請書を利用した申請は、平成29年3月は25%であったが、9月以降30%を超えている。

また、国内42都府県の旅券事務所において、9月1日から11月10日までの任意の期間、ダウンロード申請書の試験運用を実施し、9,430件（全体の約5.7%）の利用があった。この試験運用期間中に行った利用者アンケート（回答者数6,043名）では、95%以上が使い勝手に特に問題ないとしており、98%以上から次回申請時も利用したいとの回答があった。

2　旅券発給審査時に必要となる情報等について、引き続き精査・検討し、マイナンバー制度における情報連携の仕組みを活用して審査に必要な戸籍情報を入手することが可能となるよう、関係省庁との協議、検討を継続した。

3　日本国内において、3,959,468冊（暦年）の一般旅券を発行し、国民の海外渡航の円滑化に寄与した。旅券法の規定により都道府県が処理することとされている一般旅券に関する法定受託事務の一部が、地方自治法に基づく条例による事務処理の特例等により都道府県から市町村に再委託され、国内の旅券申請窓口が一層増加するとともに身近になり、申請者の利便性が向上している（再委託市町村数（12月末現在）：834市町村）ことも踏まえ、旅券法令に基づいた統一的かつ適正な処理を確保し、円滑な一般旅券の発給を維持するため、平成29年度から、従前研修対象としていた都道府県職員のほか、市町村職員についても当省が実施する研修への参加を認めることとして、旅券事務担当者研修を3回開催した。また、都道府県旅券事務主管課長会議、主管課長会議幹事会及び都道府県を6地域に分けたブロック会議等を実施した。

4　平成29年度においても、旅券の不正取得の未然防止及び撲滅を図るため平成21年から毎年実施している「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」を年2回（7月から10月までの間に各都道府県が定める2週間及び平成30年2月20日から3月5日までの2週間）実施し、本人確認の審査を厳重に行うとともに、警察等関係機関との連携を密にし、旅券の不正取得の防止に努めた。

（参考）なりすましによる一般旅券の不正取得事案の認知件数（暦年）

平成25年：13冊、平成26年：12冊、平成27年：10冊、平成28年：8冊、平成29年：10冊

5　高度な偽変造対策を施した次期旅券の令和元年度での導入に向け、新たな偽変造防止対策等所要の開発等を行った。

6　平成28年度行政事業レビュー秋の年次公開検証「秋のレビュー」において、「旅券関連業務については、邦人援護等に係るコストと旅券発給に係るコスト双方に関して、予算と実績それぞれの内訳を、国民に対して分かりやすく説明すべきである。」等の指摘事項があったことを踏まえ、邦人保護等に係るコストと旅券発給に係るコストの双方に関する予算と実績それぞれの内訳を、「旅券手数料収入と発給コストの比較について」として、6月に当省ホームページで公表した。

平成30年度目標

1　国民の利便性・行政サービスの向上を図るため、国内におけるダウンロード方式の一般旅券発給申請書等の本格運用の開始に加え、別途、デジタル技術を活用した旅券発給申請方法等の多様化に向けて、申請者のニーズを踏まえた手続の在り方について検討を行う。また、女性活躍の視点に立った制度等を整備していくことが重要であるとの認識の下、令和元年度を目途に、旅券発給申請者が旧姓の

記載を希望し、戸籍謄（抄）本で当該旧姓が確認できる場合には、旅券に旧姓を記載することが可能となるよう、引き続き、必要な検討を行う。
2　行政コスト削減の可能性を検討するため、引き続き、戸籍事務でのマイナンバーの利活用に係る検討状況を踏まえつつ、旅券発給業務におけるマイナンバーの利活用について、関係省庁と協議し、検討を行う。
3　国内において一般旅券に関する事務を行っている都道府県及び再委託市町村の職員に対する研修等を引き続き実施することにより、国民に対し、公平・公正な旅券行政サービスが提供され、円滑かつ適正な旅券発給が確保されるように努める。
4　日本国旅券の不正取得・不正使用を防止するため、旅券不正取得防止期間の実施による審査の強化に努める。
5　高度な偽変造対策を施した次期旅券の発行準備、次世代旅券の開発準備を開始する。

施策の進捗状況・実績
1　10月1日から、国内におけるダウンロード方式の一般旅券発給申請書等の本格運用を開始した。
　また、デジタル技術を活用した旅券発給申請・交付手続の利便性の向上と事務の効率化を図るため、「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、電子申請の導入、旅券手数料のクレジットカード納付、旅券の宅配交付、顔認証技術を活用した旅券の不正取得防止対策、マイナンバー制度を活用した戸籍謄（抄）本の添付省略などの施策を「外務省デジタル・ガバメント中長期計画」に盛り込み、計画の具体化に向けた検討や諸外国の旅券制度の調査を行った。
　さらに、旅券発給申請者が旧姓併記を希望し、戸籍謄（抄）本で当該旧姓が確認できる場合には、旅券に旧姓を併記することが可能となるよう必要な検討を行うため、有識者を交えた検討会を開催した。
2　旅券発給審査時に必要となる情報について精査・検討した上で、マイナンバー制度を活用して審査に必要な情報をオンラインで取得することが可能となる仕組みについて、関係省庁との協議、検討を継続した。
3　平成29年度から引き続き、当省が実施する旅券事務担当者研修に都道府県職員のほか、市町村職員への参加を認め、旅券事務担当初任者研修を2回、旅券事務担当中堅研修を1回実施した。また、都道府県旅券事務主管課長会議を始め、主管課長幹事会及び都道府県を6地域に分けたブロック会議等を実施するとともに、今後の旅券行政に係る様々な施策について、関係者の密接な連携の下に旅券事務の円滑な遂行を確保すべく、連絡会議を4月及び9月に開催した。
4　平成21年から毎年実施している「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」を年2回（7月から10月までの間に各都道府県が定める2週間及び平成31年2月20日から3月5日までの2週間）実施し、本人確認の厳重な審査を行うとともに、警察等関係機関との連携を密にし、不正使用防止に努めた。
5　令和2年3月頃を目途とした次期旅券の導入に向け、査証欄を全て異なるデザインに一新し、IC機能を強化するなど、新たな偽変造防止対策を備えた次期旅券冊子の開発を行った。また、次期旅券に対応した作成機及び旅券発給管理システムの開発を実施した。
　令和6年度を目途に身分事項頁にプラスチック基材を用いた次世代旅券を導入することを目指し、次世代旅券に対応した旅券発給管理システムの開発に係る要件定義を実施した。

令和元年度目標
1（1）デジタル技術を活用した旅券発給申請・交付手続の利便性の向上と事務の効率化を図るため、「外務省デジタル・ガバメント中長期計画」に盛り込まれた各施策の具体化に向けた制度の検討を引き続き行う。
（2）デジタル技術の活用についての検討状況を踏まえ、都道府県が市町村に委託した一般旅券発給事務に関し、市町村が手数料の徴収又は収納の事務を私人に委託可能とする措置が必要であるかについて検討する。
2　戸籍事務でのマイナンバーの利活用に係る検討状況を踏まえつつ、マイナンバー制度を活用して旅券発給審査に必要な戸籍情報をオンラインで取得することが可能となる仕組みについて、関係省庁と引き続き協議・検討し、具体化を進めていく。
3　国内において一般旅券に関する事務を行っている都道府県及び再委託市町村の職員に対する研修等を引き続き実施することにより、国民に対し、公平・公正な旅券行政サービスが提供され、円滑かつ適正な旅券発給が確保されるように努める。
4　日本国旅券の不正取得・不正使用を防止するため、引き続き、旅券不正取得防止期間の実施による審査の強化に努める。

5　高度なセキュリティを施した次期旅券を導入すべく、次期旅券作成機や関連機器類の都道府県旅券事務所や在外公館への円滑な入替えを行い、次期旅券発給開始に備える。また、令和６年度を目途とした次世代旅券導入に向けて、旅券発給業務の制度設計及びシステムの開発を引き続き実施する。
6　「女性活躍加速のための重点方針 2018」（平成 30 年６月 12 日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、旅券への旧姓の記載を認める要件等につき引き続き必要な検討を行う。

施策の進捗状況・実績
1（1）デジタル技術を活用した旅券発給申請・交付手続の利便性の向上と事務の効率化を図るため、「外務省デジタル・ガバメント中長期計画」に盛り込まれた各施策の具体化に向け、コンサル業者の活用や関係企業のヒアリング、関係省庁との協議などを通じて制度の検討を進めた。また、進捗状況に合わせて「外務省デジタル・ガバメント中長期計画」を改定した。
（2）市町村が手数料の徴収又は収納の事務を私人に委託可能とする措置が必要であるかを検討するため、平成 30 年度に実施した閣議決定を踏まえた都道府県の実態調査の結果を取りまとめ、分析した。
2　旅券申請手続において戸籍謄抄本の添付省略を可能とするため、マイナンバー制度を活用して旅券発給審査に必要な戸籍情報をオンラインで取得する仕組みについて、関係省庁との協議を行うとともに、コンサルタント業者を活用して検討作業を継続した。
3　平成 30 年度から引き続き、当省が実施する旅券事務担当者研修に都道府県職員のほか、市町村職員への参加を認め、旅券事務担当初任者研修を２回、旅券事務担当中堅研修を１回実施した。また、都道府県旅券事務主管課長会議を始め、主管課長幹事会及び都道府県を６地域に分けたブロック会議等を実施するとともに、今後の旅券行政に係る様々な施策について、関係者との密接な連携の下に旅券事務の円滑な遂行を確保すべく、幹事会メンバーである 14 都道府県との連絡会議を４月及び 10 月に開催した。
4　平成 21 年から実施している「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」を年２回（７月から 10 月までの間に各都道府県が定める２週間及び令和２年２月 20 日から３月５日までの２週間）実施した。厳正な本人確認の重要性について国民の理解を求めながら、本人確認の厳重な審査を行うとともに、警察等関係機関との連携を密にし、不正使用防止に努めた。
5　次期旅券（2020 年旅券）の導入に向け、９月以降に都道府県事務所や在外公館に対して作成機等の移行展開を進めた。令和元年は旅券発給数が増え、従来旅券の在庫が早期に払底したため、2020 年旅券の発給開始時期を当初予定の令和２年３月から同年２月へ前倒しで対応することとなったが、国内及び国外全ての発給拠点において、問題なく発給が開始された。
　次世代旅券（高度な偽変造対策技術による、世界最高レベルのセキュリティを有する旅券）の導入については、現在の各旅券事務所等での分散作成方式から、プラスチック旅券の製造が可能な大型作成機による、作成拠点を国内２か所とする集中作成方式への変更に対応するため、各種要素の検討と旅券発給管理システムの開発を進めた。
6　「女性が輝く社会」の実現に向け、令和２年度中に旅券に旧姓を別名併記するための要件の緩和を行うと同時に、旧姓とそれ以外の別名の記載方法を明確にし、渡航先当局等が分かりやすいように改めるためのシステム改修の検討を進めた。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：a

測定指標１－５　在外選挙人登録手続き及び制度の周知並びに登録申請の適正な処理

中期目標（--年度）
海外に居住する日本国民が、憲法第 15 条により保障されている選挙権を行使する機会を確保する。

平成 29 年度目標
1　在外選挙人名簿登録制度の見直しに係る市町村窓口での出国時申請の運用（施行日は改正法公布日の平成 28 年 12 月２日から１年６か月を超えない範囲で定める日）に向け、施行令の策定やシステムの構築等の必要な準備を総務省とも協議の上進める。
2　出国時申請を含む在外選挙制度の周知・啓発、関連事務の適正かつ迅速な処理など、海外に居住する日本国民が、憲法で保障されている選挙権を行使する機会を確保していく。

施策の進捗状況・実績
1　在外選挙人名簿登録に係る出国時申請の運用開始（平成 30 年６月まで）に向け、総務省と協議の

上、公職選挙法施行令等の策定、申請を受け付ける市町村選挙管理委員会をユーザーとする「在外選挙人住所確認システム」の構築等の必要な準備を進め、市町村の選挙管理委員会での政府共通ネットワークを経由したシステムの接続テスト及び動作確認テストなどを順調に実施した。

２（１）投票のために必要な在外選挙人名簿登録申請手続や在外投票の方法等の周知を図るため、従来どおり、在外公館窓口来訪者への呼び掛け、外務省及び在外公館ホームページへの掲載、領事メールの発出、領事出張サービスの際の案内、現地日本人関係団体等を通じた広報・啓発を重層的に行った。

（２）平成 29 年度における在外選挙人名簿登録申請の受付及び在外選挙人証の交付等の取扱いは、平成 30 年２月末現在で約３万５百件に上り、適正かつ迅速に処理している。特に、衆議院の解散があった９月以降の申請が激増し、９月約 2,700 件、10 月約 2,400 件、11 月約 1,800 件、12 月約 2,200 件を記録した。

（３）10 月には第 48 回衆議院議員総選挙における在外公館投票を実施した。衆議院解散に伴う選挙であり、予備費要求、未記入投票用紙の在外公館宛発送等、短期間での作業であったが、重大な過失もなく適正に実施した。在外公館等投票実施公館は計 223 公館・事務所、投票者数は、郵便等投票、日本国内での投票を含め 21,000 人を超えた。

（４）12 月、投票しにくい環境にある選挙人（在外選挙人名簿登録者を含む。）の投票環境向上策を検討する場として、総務省において有識者等を委員とする「投票環境の向上方策等に関する研究会」が設置され、インターネット投票の導入について研究を進めることとなった（平成 30 年夏頃に報告書がとりまとめられる予定）。

平成 30 年度目標

在外選挙制度の周知及び登録申請の適正な処理を行うため、以下を実施する。

１　令和元年夏に予定されている参議院議員通常選挙に向け、重層的な手段を講じて周知・啓発に努める。

２　出国時申請を含む在外選挙制度の周知・啓発、関連事務の適正かつ迅速な処理など、海外に居住する日本国民の憲法で保障されている選挙権行使の機会を確保していく。

施策の進捗状況・実績

１　令和元年夏に参議院議員通常選挙の実施が予定されていることから、従来から実施している在外選挙制度周知に加え、参議院議員通常選挙実施の周知も兼ねた啓発を図り、在外公館窓口来訪者への呼び掛け、外務省・在外公館ホームページへの掲載、領事メールの発出、領事出張サービスの際の案内、現地日本人関係団体等を通じた広報・啓発を重層的に実施した。

２（１）在外選挙人名簿登録に係る出国時申請の運用開始に向け、総務省と協議し、公職選挙法施行令等を施行した。また、これに伴う市町村選挙管理委員会をユーザーとする「在外選挙人住所確認システム」の構築等を進め、政府共通ネットワークを経由したシステムの接続テスト及び動作確認テストなどを実施の上、同システムの本格的な運用を開始した。さらに、運用上、予期せぬ不具合等に対し、速やかに適切な修正等を実施するなど、市区町村選挙管理委員会に対し、適切な指導を行った。

（２）投票しにくい環境にある選挙人（在外選挙人名簿登録者を含む。）の投票環境向上策を検討する場として、総務省において有識者等を委員とする「投票環境の向上方策等に関する研究会」が設置され、インターネット投票の導入について研究が進められており、特に個人認証方法として、マイナンバーを活用することについて、政府内で議論が開始され、関係省庁との意見交換等を実施した。

令和元年度目標

１　令和元年夏に参議院議員通常選挙が実施される予定であることから、引き続き、制度見直しによる出国時申請を含めた在外選挙制度の周知及び選挙実施の啓蒙を効果的な手段にて、重層的に実施する。

２　令和元年夏に予定されている参議院議員通常選挙に伴う在外公館投票事務において、確実かつ適正な処理を講じる。

３　インターネット投票の導入に向けた調査や議論を関係省庁とともに引き続き実施する。

施策の進捗状況・実績

１　令和元年夏の参議院議員通常選挙の実施に向け、従来から実施している在外選挙制度周知に加え、参議院議員通常選挙実施の周知も兼ねた啓発を図り、在外公館窓口来訪者への呼び掛け、外務省・在外公館ホームページへの掲載、領事メールの発出、領事出張サービスの際の案内、現地日本人関係団体等を通じた広報・啓発を重層的に実施し、この通常選挙における在外投票者数は約 21,000 名、投票率は約 21％となった。

２　在外選挙人名簿登録に係る出国時申請の運用開始に向けて、公職選挙法施行令等を施行した。また、これに伴う市町村選挙管理委員会をユーザーとする「在外選挙人住所確認システム」の構築等を進め、政府共通ネットワークを経由したシステムの接続テスト及び動作確認テストなどを実施の上、同システムの本格的な運用を開始した。さらに、運用上、予期せぬ不具合等に対し、速やかに適切な修正等を実施するなど、市区町村選挙管理委員会に対し、適切な指導を行った。

３　投票しにくい環境にある選挙人の投票環境向上策を検討する場として、総務省において有識者等を委員とする「投票環境の向上方策等に関する研究会」が設置され、インターネット投票の導入について研究が進められており、関係省庁と本人確認のための個人認証方法、在外における通信環境の共有、投票システムの基本構想等について意見交換等を実施した。

４　令和元年夏の参議院議員通常選挙における設備不備・手続き遅延事案

標記通常選挙の在外投票において、以下の設備不備・手続き遅延事案が発生した。

（１）在ロサンゼルス総領事館における事案

投票用紙記載場所に設置した比例代表選出議員用の政党・候補者名簿 14 冊のうち、１冊が１日半程度前回の候補者名簿となっていた。同期間に投票を行ったと思われる方々にお詫びをするとともに、直ちに在外公館投票を行っている全ての在外公館に対して候補者名簿を始め選挙設備に不備がないことを改めて確認するよう指示し、投票終了後、各公館において政党及び候補者名簿の破棄を徹底させ、また、在外公館投票が法定事務であることを全公館長に対して改めて周知徹底するなどの再発防止策を講じた。

（２）在デュッセルドルフ総領事館における事案

４月、在外選挙人証２件が同総領事館に接到していたが、担当官の不注意により、これを在外選挙人本人に交付することなく総領事館内に保管していたことが８月に判明した。これを受けて同総領事館の在外選挙事務手続きを確認したところ、上記２件に加え、新たに 24 件、計 26 件の手続き遅延事案が発覚したところ、関係者全員に対して同総領事館幹部から謝罪・説明を行った。全在外公館に同様の事案がないかを調査するとともに、同総領事館に領事局の職員等を派遣し、業務の点検、見直しを指導した。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｃ

測定指標１－６　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施

中期目標（--年度）

条約上の中央当局の任務を適切に実施するとともに、これまでの実績を踏まえた支援内容の検討を行う。また、子の連れ去りを未然に防止するための積極的な広報を行う。

平成 29 年度目標

１　引き続き条約上の中央当局の任務を適切に実施するとともに、これまでの実績を踏まえた支援の拡大等の制度的改善を検討する。

２　我が国におけるハーグ条約の実施状況について検討を行う。

３　子の連れ去り等を未然に防止するための積極的な広報を行う。

施策の進捗状況・実績

１　平成 29 年度は、42 件の援助申請を受け付けた（返還援助申請が 34 件、面会交流援助申請が８件）。

また、法に定められた要件を満たさず却下した事案及び審査中の事案等を除き 42 件について援助決定を行い、外国中央当局との調整、子の所在特定、友好的な解決に向けた協議のあっせん、裁判所に提出する資料の翻訳等の支援を行った。その結果、平成 29 年度中には、条約に基づき、外国から日本への子の返還が６件、日本から外国への子の返還が７件実現した。

２　領事局長主催研究会での議論及び関係者等からの要望内容を踏まえ、中央当局がアウトゴーイング（子が外国にいる）事案において提供する支援を見直し、裁判資料の翻訳及び弁護士紹介について、アウトゴーイング事案でも活用できるよう支援内容を拡大した。

３　国内でのハーグ条約の認知度を高め、子の連れ去りを未然に防止すべく、ポスターを作成し、駅、空港や市役所等、広く一般の目につく場所に掲示したほか、弁護士、地方自治体職員等に向けたセミナーを全国 29 か所で開催した。また、12 月には新規締約国の条約実施能力の向上を図るとともに、非締約国の早期加入を促す目的で、アジア太平洋地域のハーグ条約の実施に携わる各国裁判官や中央当局職員等を招いて国際セミナーを東京で開催した。

平成30年度目標

1　条約上の中央当局の任務を適切に実施するとともに、これまでの実績を踏まえた支援の拡大等の制度的改善を検討する。
2　子の連れ去り等を未然に防止するための積極的かつ効果的な広報を行う。
3　特に、アジア地域を中心に条約の普及促進に努める。

施策の進捗状況・実績

1　平成30年度は、56件の援助申請を受け付けた（返還援助申請が44件、面会交流援助申請が12件）。
　また、法に定められた要件を満たさず却下した事案及び審査中の事案等を除く49件について援助決定を行い、外国中央当局との調整、子の所在特定、友好的な解決に向けた協議のあっせん、裁判所に提出する資料の翻訳等の支援を行った。その結果、平成30年度中には、条約に基づき、日本から外国への子の返還が9件、外国から日本への子の返還が9件実現した。
　また、ハーグ条約事案の当事者は、DV被害を主張することがあり、在外公館に一定数の相談が寄せられている背景を踏まえ、豪州及び英国において、日本語対応可能なDV被害者支援団体と在外公館との間で新たに委託業務を締結し、潜在的なハーグ条約事案にも対応できるよう支援内容を拡大した。
2　ハーグ条約の認知度を高め、子の連れ去り等を未然に防止すべく、パンフレットやリーフレットを在外公館や市区町村、旅券事務所など、広く一般の目につく場所に送付したほか、弁護士、地方自治体職員等を対象としたセミナーを全国26か所で開催した。また、8月にはハーグ条約室のツイッターを開設し、平成31年2月にはホワイトボードアニメーションを活用した動画を作成するなど、多様な広報ツールを用いて、より幅広い層へのハーグ条約の周知に取り組んだ。
3　アジア地域の締約国であるタイ及びフィリピンに対して、日本の知見・経験を共有し、条約実施能力の向上を図るため、中央当局や裁判所との意見交換会を行った。また、平成31年3月にはアジア地域の締約国・非締約国を含む、在京外交団向けセミナーを東京で開催し、条約の普及に努めるとともに、日本において条約の実施に携わる弁護士と在京外交団が交流する機会を提供した。

令和元年度目標

1　条約上の中央当局の任務を適切に実施するとともに、これまでの実績を踏まえた支援の拡大等の制度的改善を検討する。
2　日本の条約実施状況に係る理解を促進するため、また、子の連れ去り等を未然に防止するための積極的かつ効果的な広報を行う。
3　特に、アジア地域を始めとした条約の普及促進に努める。

施策の進捗状況・実績

1　令和元年度は、45件の援助申請を受け付けた（返還援助申請が35件、面会交流援助申請が10件）。
　また、法に定められた要件を満たさず却下した事案及び審査中の事案等を除く40件について援助決定を行い、外国中央当局との調整、子の所在特定、友好的な解決に向けた協議のあっせん、裁判所に提出する資料の翻訳等の支援を行った。その結果、令和元年度中には、条約に基づき、日本から外国への子の返還が7件、外国から日本への子の返還が9件実現した。
　また、5月には、子の返還の強制執行手続の実効性をより一層高めることを目的としたハーグ条約実施法の一部を改正する法律案が可決成立した。
2　ハーグ条約の認知度を高め、子の連れ去り等を未然に防止するため、弁護士や地方自治体職員等を対象としたセミナーを全国29か所で開催したほか、海外在住の日本人を対象としたセミナーを9都市で行った。また、6月には、ハーグ条約発効5周年を記念したシンポジウムを開催し、より多くの国民が条約や子の連れ去り問題に関する正しい知識を身につけ、子をめぐる家事手続の在り方について議論を深める機会を提供した。
3　アジア地域の締約国に対して、日本の知見・経験を共有し、より円滑な条約実施体制を確保するため、フィリピン及びスリランカの中央当局や裁判所との意見交換を行ったほか、アジア地域におけるハーグ条約への加入促進に向け、ハーグ国際私法会議（HCCH）アジア太平洋地域事務所と意見交換を行った。

平成29･30･令和元年度目標の達成状況：b

測定指標１－７　在留届の電子届出率（利用率）及び外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者数 注：本測定指標は、目標を達成したことから、平成 29 年度をもって設定を終了した。				
	中期目標値	平成 29 年度		平成29年度目標の達成状況
	平成 30 年度	年度目標値	実績値	
在留届	－	80%	83%	b
「たびレジ」	平成 30 年夏目処までに、累計登録者数 240 万人を達成する。	60 万人	1,753,349 人 （累計： 3,520,304 人）	

測定指標１－８　領事業務の業務・システムの最適化の事業の進展（単位：時間）								
年間業務処理時間削減（平成 17 年度比）	中期目標値	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		平成29･30･令和元年度目標の達成状況
	--年度	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	
	－	10,740	10,640	10,740	10,682	10,740	10,711	b

参考指標：国外における一般旅券の不正使用把握件数　（括弧内は関連した旅券の冊数）及び一般旅券のなりすましによる不正取得数（暦年）				
	実績値			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
一般旅券不正使用件数 （括弧内は関連した旅券冊数）	34 (37)	33 (45)	14 (42)	16 (24)
一般旅券のなりすましによる不正取得数	8	10	10	8

評価結果（個別分野１）

施策の分析

【測定指標１－１　利用者の評価等サービスの向上　＊】

１（１）電話や窓口対応に対する利用者の満足度の増進に努めるべく在外公館の領事担当職員の意識改革、業務改善を図ってきており、令和元年度のアンケート調査において、領事サービスに関しての満足度として、回答者の 83%の人が「満足」又は「やや満足」と肯定的な評価を受け目標を達成した。

（２）また、在外公館の領事サービスを利用することで、回答者の 96%が問題（申請、届出、各種相談等）を解決できたと回答しており、非常に高い割合で利用者の目的が達成できていると判断でき、それも高く評価されたものと考えられる。

（３）さらに、アンケート調査の内容の質的改善を図るため、民間の知見を活用し、設問の構成等の改善を図った結果、回答数が大幅に増加するとともに、国民目線における領事サービスの問題点（インフラ等の制度的問題、マナーや言動等の接客対応における問題等）を切り分け、対象公館の領事業務実施体制（領事担当職員一人当たりの平均対応人数等）を考慮した、より実態に即した効果的な調査が行えた。

２（１）一方、平成 29 年度及び平成 30 年度のアンケート調査では目標（「丁寧な対応」の回答割合が 80%）達成に至らず、特定の職員の接客態度やマナーに対し厳しい意見が少なからず寄せられていることが、未達成の原因の一つとして考えられる。

（２）否定的評価が特に高かった一部の在外公館に対しては、具体的な改善措置の策定と着実な実施を公館幹部が率先して行うよう指示するなど、業務改善を通じたサービス向上・改善を図った。（平成 29・30・令和元年度：領事サービスの充実（達成手段①））

【測定指標１－２　領事研修の実施　＊】

１（１）中期目標においては、領事研修の成果は、在外公館が提供するサービスに対する在外邦人による評価に表れるとの認識に基づき、在外邦人との接点となる領事担当官が在外邦人の多様なニーズを把握し、それに応える上で必要となる領事事務各分野の専門知識及びコミュニケーション能力向上のため、本省で適切な研修計画を立案し、実施することが求められるとされている。

この観点から、実施可能な研修を行ったところ、領事担当官及び在外邦人からの評価は次のとおりであった。

研修を受講した領事担当官へのアンケートにおいては、９割以上の受講者が有意義であったと回答

している。
　また、令和元年度実施の在外邦人への「領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査」においては、領事サービスに関しての満足度として、回答者の83%の人が「満足」又は「やや満足」と肯定的な評価をしていることからも、おおむね研修の成果が表れていると考える。
　なお、平成29、30年度実施の領事サービスに関するアンケート調査では、目標（「丁寧な対応」の回答割合が80%）達成に至らず、特定の職員の接客態度やマナーに対し、厳しい意見が少なからず寄せられている、といった否定的評価が一部の在外公館にあったため、具体的な改善措置の策定と着実な実施を在外公館幹部が率先して行うよう指示する中で、現地職員本邦研修を受講させるなどをして、対応状況の改善に努めた。
（２）領事初任者研修、領事中堅研修においては、以下の点において研修受講者の評価を得られたものと考える。
　まず、領事初任者研修においては、実際の事例を参考に初動対応の重要性を習得できる参加型の演習（机上演習）が好評であった。また、訪日外国人の増加に伴い、訪日外国人の処遇等の現状を把握するための東京出入国在留管理局の施策に係る講義を新たに実施したところ、有意義であったとの評価を得た。さらに、領事中堅研修においては、中堅領事としての専門的な知識の習得に努める一方、緊急事態対応の一環として、外部講師によるPFA「サイコロジカル・ファーストエイド」研修、緊急事態時におけるプレス対応の留意点についての講義、外国人受刑者の処遇及び領事面会の現状を把握するための刑務所見学等を継続して実施したところ、研修受講者からは有意義であったとの評価を得た。
２　平成29、30年度と未実施となっていた在外領事中間研修については、令和元年度に在メキシコ大使館において、中米・カリブ地域の在外公館の領事担当官を対象として、在外公館投票実施も含む領事業務全般についての研修を実施することができた。
　今後は、領事業務をめぐる状況、地域的な特性を踏まえて、計画的に在外領事中間研修を実施していく。

【測定指標１－３　日本人学校・補習授業校への援助　＊】
平成29年度に216校だった政府援助の基準を満たしている補習授業校が令和元年度には228校となった（１校は休止）。そのうち、要望のあった222校に対し、政府援助を実施した。
また、警備員雇用費及び警備機器維持管理費に加え、テロ攻撃のリスクが高まると見られる期間前後の警備員雇用経費の援助を実施した。
これらの取組により、海外に住む義務教育相当年齢の子女が日本と同程度の教育を可能な限り負担の少ない形で、かつ安心・安全な環境で受けることができるようになった。（平成29・30・令和元年度：海外子女教育体制の強化（達成手段②））

【測定指標１－４　IC旅券の発給及び不正取得等の防止　＊】
日本国旅券の発行数は、平成27年以降増加傾向が続いており、令和元年は約450万冊に上り、平成29年から令和元年にかけて約40万冊増加している。さらに、令和２年３月に控えていた次期旅券（2020年旅券）の導入についても、発給数量の増から発給開始時期を令和２年２月へと前倒しで対応することとなった。このような中、当省の取組に加え、旅券申請、交付業務を行う都道府県並びに市町村関係者に対して実施した研修や会議等を通じた緊密な連携により、円滑な旅券発給事務を実現し、次期旅券についても全ての発給拠点において問題なく発給が開始された。
旅券の不正取得防止のため、毎年「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」を年２回実施し、本人確認の審査の厳重化と、警察等関係機関との連携を密にした取組を進めることで、不正取得事案も減少傾向を維持している。また、不正使用及び偽変造防止のため、査証欄を頁ごとに全て異なるデザインに一新し、IC機能を強化するなど、新たな偽変造防止対策を備えた次期旅券を導入しつつ、更に高度な偽変造対策技術による、世界最高レベルのセキュリティを有する次世代旅券の導入に向けて各種要素の検討と旅券発給管理システムの開発を進めた。（平成29・30・令和元年度：旅券関連業務（達成手段③）、旅券行政問題研究会（達成手段④））

【測定指標１－５　在外選挙人登録手続き及び制度の周知並びに登録申請の適正な処理】
１　令和元年夏の参議院議員通常選挙の実施に向け、在外選挙制度周知に加え、参議院議員通常選挙実施の周知も兼ねた広報・啓発を重層的に実施し、この通常選挙における在外投票者数は約21,000名、投票率は約21%となり、多くの在外邦人の選挙権行使の機会を確保することができたと評価できるものの、在ロサンゼルス総領事館及び在デュッセルドルフ総領事館において設備不備・手続き遅延事案が発生し、在外邦人の選挙権行使の機会を奪う結果となった。

２　在外邦人の名簿登録申請及び投票に係る利便性の向上のため、平成 30 年度の在外選挙人名簿登録に係る出国時申請の導入に続き、インターネット投票の実現に向けて更に関係省庁との連携を図る必要がある。（平成 29・30・令和元年度：在外選挙関連事務に必要な経費（達成手段⑤））

【測定指標１－６　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施】

１　ハーグ条約の広報については、特に、国内外でのハーグ条約セミナーを実施したことで、潜在的なハーグ条約事案の当事者や関係者の条約に対する正しい理解を促進することができ、子の連れ去り等を未然に防止する上で一定の効果があった。また、平成 30 年８月にはハーグ条約室ツイッターを開設し、平成 31 年２月にはホワイトボードアニメーションを活用した動画を作成するなど、多様な広報ツールを用いて幅広い層へのハーグ条約の周知に取り組んでいるが、より一層の条約の周知のため、セミナー対象の拡大やポスターの改訂等、更なる手法を活用して、国内外で多様な対象に向けた広報を継続・強化していく必要がある。

２　アジアにおける条約体制強化を一層推進するため、令和２年度以降も引き続きアジアの締約国と定期的に意見交換を行い、条約の実施状況をフォローするとともに、非締約国の条約への加入に向けた働きかけを継続していく必要がある。（平成 29・30・令和元年度：ハーグ条約の実施（達成手段⑥））

【測定指標１－７　在留届の電子届出率（利用率）及び外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者数】

「たびレジ」の登録者数は平成 28（2016）年度に登録時の項目を減らす改修を行った後、平成 29・30・令和元年度と年々増加しており、平成 30 年夏までの中期目標値（累計登録者数 240 万人）を達成した。

【測定指標１－８　領事業務の業務・システムの最適化の事業の進展】

領事業務の業務・システムの最適化の事業のうち、平成 30 年度までに目標に到達していない項目は、年間業務処理時間の削減であり、この中の「旅券ダウンロード申請書の利用による在外公館の処理時間の削減」について、ダウンロード申請書の利用率が、当初の想定 50%に到達せず、44%にとどまったことによる。ただし、前回調査時点（平成 30 年 10－12 月の平均）の 37.8%からは利用率は増加しており、今後も当該ダウンロード申請書の広報に努め、利用率の向上を目指す必要がある。（平成 29・30・令和元年度：領事システム（達成手段⑦））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）**】**

目標を着実に達成してきているが、今後とも、可能な限り利用者の視点に立ち、相手の話をよく聞き、相手が何を求めているのかをよく把握し、相手の理解度に合わせた説明や対応が行われるよう、領事担当職員等に対する継続的な指導を心掛け、各対応における問題点、改善すべき点を在外公館及び関係部署と共有するため、「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」を実施し、利用者の満足度を測り、更なる領事サービスの向上・改善を図って利用者の満足度の底上げに努める必要がある。

【測定指標】

１－１　利用者の評価等サービスの向上　＊

令和元年度の「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」において、領事サービスに関しての満足度として、83%の人から「満足」又は「やや満足」と肯定的な評価を得た。今後とも在外公館の領事窓口（電話を含む）を利用される在外邦人からの声を取り入れながら、利用者に何が不満と思われているのか分析し、利用者の満足度の増進に努めることとし、引き続き、肯定的評価が 80%となることを評価指標とした。肯定的評価が 80%に達していれば、多くの在外邦人からおおむね満足しているとの評価が得られているものと考えられる。

１－２　領事研修の実施　＊

在外邦人がより円滑に、より質の高い領事サービスを享受することができるよう、在外邦人に対して直接領事サービスを提供する領事担当官の能力向上を図る上で、実際にサービスを利用する在外邦人からの評価が研修の成果であるとの視点を念頭に、引き続き、日々在外邦人と接し、現地のニーズを理解している在外公館と連携して、多様化する在外邦人のニーズや意見・評価等を聴取し、充実したサービス提供に向けた研修内容の充実化を図っていく。

平成 27・28 年度に新たに導入あるいは強化した外部講師による講義や実践的な危機管理能力向上を目的とした机上訓練に主眼を置いた実践形式の研修は、受講者本人の危機管理能力の向上につながるの

みならず、所属公館において緊急事態対応体制を整備していく上で中心的な役割を担ってもらうことを所属公館から期待されているため、引き続き継続する。
　さらに、在外領事中間研修については、地域的な特性を踏まえ、当該地域の各在外公館の間でサービスの質に差異が生じないよう、引き続き計画性を持って実施する。

１－３　日本人学校・補習授業校への援助　＊

　平成 29・30・令和元年度において目標に向け着実に進展しているが、引き続き、安全対策強化については、警備員強化や設備耐震化対策等の課題がある。また、在外邦人を取り巻く安全環境は引き続き厳しく、補習授業校も含めた在外教育施設の安全対策強化は最重要課題の一つであるため、今後とも中期目標の達成に向け、安全強化についての取組を継続する。さらに、平成 29 年度予算以降、日本人学校等の安全対策費として、危機管理専門家による安全評価経費に加え、施設の設備強化費が新たに認められているところ、これらを活用することにより、更なる安全対策の強化を図る。

１－４　IC 旅券の発給及び不正取得等の防止　＊

　日本国旅券の発行数は増加傾向が続いているが、円滑な旅券発給業務を継続することが重要であり、今後は、旅券セキュリティの向上、国民の利便性・行政サービスの向上、事務の効率化・行政コストの削減を図るために、電子申請、手数料のクレジットカード納付、顔認証技術の導入等の旅券業務のデジタル・ガバメントを推進し、引き続き国際標準を満たす国際的信頼性が高い日本国旅券の発給に努める。
　令和６年度を目途とした次世代旅券（高度な偽変造対策技術による、世界最高レベルのセキュリティを有する旅券）導入のための集中作成方式への移行に向けた旅券発給業務の制度設計及びシステムの開発を引き続き実施する。
　日本国旅券の不正所持・不正使用を防止するため、引き続き、旅券不正取得防止期間の実施による審査の強化に努める。
　「女性活躍加速のための重点方針」に基づき、旅券への旧姓の別名併記を認める要件緩和を行うのと同時に記載方法を分かりやすく改める。

１－５　在外選挙人登録手続き及び制度の周知並びに登録申請の適正な処理

　在外選挙人名簿登録申請書の受付及び在外選挙人証の交付等一連の業務に当たっては、国民にとって重要な選挙権行使の機会を逸することがないよう、公職選挙法の規定に基づき引き続き適正かつ迅速な処理に努める。特に、令和元年夏の設備不備・手続き遅延事案を踏まえて、在外公館で受け付けた登録申請の手続きを遅延することなく円滑に進め、個々の申請の進捗状況が容易かつ正確に把握できるようにシステムを改修することにより、迅速かつ適正な処理及び申請者の選挙権行使の機会を確実に確保する。
　また、在外選挙制度の周知・啓発については、次期衆議院議員総選挙に向け、引き続き在外邦人に対して、積極的かつ重層的に広報を行っていく。

１－６　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施

　「条約上の中央当局の任務を適切に実施する。」という目標を引き続き継続する。また、子の利益を保護する観点からは、ハーグ条約が広く周知され、子の連れ去りが未然に防止されることが望ましいため、積極的な広報にも引き続き取り組む。さらに、上記の「施策の分析」のとおり、アジア地域における条約の普及・促進に向けては更なる取組の余地があるため、令和２年度はこれを中期目標に追加し、引き続き取り組む。

１－７　領事業務の業務・システムの最適化の事業の進展

　年間業務処理時間削減については、ダウンロード方式の一般旅券発給申請書等の在外公館での利用率を高めるため、引き続き広報等を継続していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報
・外務省ホームページ 　領事サービス向上・改善のためのアンケート調査 　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/questionnaire/index.html） 　「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」提言の点検報告書提出（平成 28 年８月２日） 　（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page3_001754.html）

パスポート（旅券）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/index.html）
統計・お知らせ「旅券統計」
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/passport/index.html）
在外選挙・国民投票
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html）
ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html）
ハーグ条約の実施状況
ハーグ条約締結５周年記念シンポジウム（令和元年６月 17 日）
ハーグ条約の実施に関する外務省領事局長主催研究会

個別分野２　在外邦人の安全確保に向けた取組

施策の概要

１　在外邦人の安全対策の強化

海外に渡航・滞在する邦人の安全対策を強化するため、的確な情報収集・発信力の強化や在外公館の危機管理・緊急事態対応の向上、中堅・中小企業との連携を一層強化する。また、邦人の海外安全に関する意識を高めるための広報・啓発を効果的に推進する。

２　在外邦人の援護体制の強化

国民目線の丁寧かつ円滑・確実な対応を確保するための、国内外の各種機関・団体との連携・協力関係、ネットワーク化の形成を推進し、邦人援護体制・基盤の強化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第193回国会外交演説（平成29年１月20日）
　平和と安全／法の支配の強化
・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）
　第２章７．（１）① 外交
・バングラデシュにおけるテロ事案を受けた取組（平成28年７月11日　国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）
　２　海外における邦人の安全確保
・パリにおける連続テロ事件等を受けたテロ対策の強化・加速化に向けた主な取組（平成28年７月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）

測定指標２－１　在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備

中期目標（--年度）

海外安全情報を適時適切に提供し周知する。また、在外公館邦人援護体制を強化する。

平成 29 年度目標

１　閉館時の緊急電話対応業務について、不要不急の案件等については外部委嘱による専門業者に対応を依頼することで、領事担当者が真に支援が必要な邦人保護業務に集中的に対応が可能となる体制を整備するため、近年新設された公館を中心に、入電件数や専門業者の対応可能国であるかなどを勘案の上、新規導入を図る。

２　海外安全ホームページについては、今後も不断の見直しを行い、「見やすさ・わかりやすさ・使いやすさ」に向けた改善・強化のため、引き続きシステム改修・掲載内容の改善を図る。

３　海外安全対策啓発（旧：海外安全キャンペーン）については、在外邦人の安全対策強化を目的とし、引き続き、海外安全ホームページや外務省海外旅行登録「たびレジ」、「海外安全アプリ」の一層の認知度向上・利用促進等を、民間からの協力を得つつ「ゴルゴ 13」の安全対策マニュアルも活用し、各種広報に取り組む。

施策の進捗状況・実績

１　新たに在ブルキナファソ大使館を加え、在外公館の閉館時における緊急電話対応業務の外部委託を計 172 公館へと拡大した。

２　海外安全ホームページの脆弱性対策として、掲載されている全ての動的コンテンツを静的化する改修を完了した。また、「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」の特設ページを海外安全ホームページ内に設置し、安全情報を幅広く提供した。同ページへの累計アクセス数は平成 30 年３月現在 190 万件以上を達成した。さらに、「国民の安全対策に役立つ、精度の高い情報を、適時に分かりやすく伝える」ことを実現し、ユーザー目線に立った使いやすいものとするために、海外安全ホームページのリニューアルを念頭に置いた新規ページデザイン及びその設計図の企画競争入札を行った。

３　海外安全対策啓発として、３日間で延べ 19 万人以上が来場した国内最大の旅行業展示会「ツーリズム EXPO ジャパン 2017」に外務省領事局ブースを出展し、海外における安全対策の推進を目的として「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」、「たびレジ」広報冊子の配布等、各種広報を実施した。また、旅行ガイドブック及び機内誌を含む誌面媒体等に海外安全情報に関する寄稿及び広告を掲載した。ゴルゴ 13 の安全対策マニュアルについては、「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」や羽田空港における「夏休み海外安全対策キャンペーン」等を通じ、電子版及び冊子

版を国内外に幅広く展開した。

平成30年度目標

1　海外で緊急事態が発生した際にメールやショートメッセージサービス（SMS）等を活用し、邦人への安全情報の提供や安否確認をより迅速に実施できるよう、体制やシステムの強化を図る。また、近年新設された在外公館を中心に、閉館時緊急電話対応業務委嘱の新規導入を図るなど、24 時間対応体制を強化・継続する。

2　今後も海外安全ホームページを不断に見直し、「見やすさ・わかりやすさ・使いやすさ」に向けた改善・強化のため、引き続き、システム改修・掲載内容の改善を図る。

3　海外安全対策啓発については、在外邦人の安全対策強化を目的とし、引き続き、海外安全ホームページや外務省海外旅行登録「たびレジ」、「海外安全アプリ」の一層の認知度向上・利用促進等を図り、民間からの協力を得つつ「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」も活用し、各種広報に取り組む。

施策の進捗状況・実績

1　緊急事態発生時のメールやショートメッセージサービス（SMS）による安否確認において、従来の対象者は在留届及び「たびレジ」登録者に限られていたが、「安全状況等確認システム」を平成30年度に改修したことで、在留届や「たびレジ」に登録していなくとも、メールを送信することができる邦人であれば安否情報を同システムのデータベースに統合できるようになった。また、平成 29 年度に続き、台湾、カンボジア及びベトナムで同システムを利用した安否確認訓練を実施した。

　さらに、閉館時緊急電話対応業務委嘱をアフリカ・南米の計３公館に追加導入し、在外公館による閉館時対応体制を拡充した（導入済み公館は計 175 公館となった。）。

2　海外安全ホームページのデザインを全面的にリニューアルし、ユーザーにとって見やすい内容へと改修した。

3　３日間で延べ約 20 万人が来場した国内最大の旅行業展示会「ツーリズム EXPO ジャパン 2018」において、吉本興業（株）の協力により海外安全対策への注意を促すイベントを実施したほか、外務省領事局がブースを出展し、広報冊子の配布や相談対応を行うなど、海外安全対策の啓発活動を実施した。また、「たびレジ」の登録促進のためケンドーコバヤシ氏に「夏休み『たびレジ』登録推進書記官」を委嘱し、精力的な広報活動を実施した。その様子は各種メディアで広く取り上げられ、キャンペーン期間中（７月３日～８月 31 日）の「たびレジ」登録者数及び SNS での関連リアクション等の合計が 50 万を超えた。このように、民間企業との連携や SNS の活用により「たびレジ」やキャンペーンなどの海外安全対策に向けた取組が拡散され、高い広報効果が認められた。これを受け、10 月には吉本興業（株）及びケンドーコバヤシ氏に外務大臣感謝状を贈呈するとともに、同氏には「たびレジ」登録推進大使を約１年間委嘱し、海外安全対策において同社と協力することを報道発表した。

　さらに、「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」の動画版を日本航空及び全日本空輸国際線の機内エンターテイメントで放映し、海外渡航者へ広くアピールした。

　これらの取組を、「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」や「外務省・トラベルエージェンシー連絡会」、当省公式 SNS、羽田空港における「夏休み海外安全対策キャンペーン」等を通じ幅広く展開した。

令和元年度目標

1　在外公館による緊急事態邦人保護対処訓練の着実な実施等を通じ、在外公館の危機管理体制の強化を図る。

2　今後も海外安全ホームページの改善に努め、ユーザーにとって「見やすい・わかりやすい・使いやすい」内容とすべく、システム改修・掲載内容の改善を図る。また、同ホームページを通じて、海外渡航の際に有益な安全情報（危険レベル、安全対策基礎データ等）を適切に発信する。

3　海外安全対策啓発においては、引き続き、海外安全情報の発信の基盤となる海外安全ホームページ、外務省海外旅行登録「たびレジ」及び「海外安全アプリ」の一層の認知度向上・利用促進等を図る。その際、「ケンドーコバヤシ『たびレジ』登録推進大使」を始めとした吉本興業（株）とのコラボレーションなど、民間との連携を活用し、啓発を強化する。

　また、令和元年度当初予算で実施するデジタル広告では、検索エンジンの広告を最大限活用した形で効果的な啓発を図る。

施策の進捗状況・実績

1　在外公館の危機管理体制を強化するため、基本的に全ての公館で緊急事態邦人保護対処訓練の実施

や「安全の手引き」作成等に取り組んだ。
2　海外安全ホームページのデザインや機能を改修し、安全情報（危険情報、感染症危険情報、スポット情報、広域情報、安全対策基礎データ、テロ・誘拐情勢等）の閲覧や印刷の利便性を向上させた。
3　海外安全対策の啓発を官民連携の取組を活用して実施した。例えば、日系航空会社の機内アナウンスで「たびレジ」を紹介したほか、大阪での「ツーリズム EXPO ジャパン 2019」に外務省領事局として出展し、約２千名の幅広い年齢層や職業の渡航者に対し「たびレジ」広報を実施した。また、「たびレジ」登録推進大使に委嘱したケンドーコバヤシ氏は、夏の海外安全キャンペーンの一環として、外務省「こども霞が関見学デー」で安全対策及び「たびレジ」の啓蒙活動を行い、多数のメディアに取り上げられ、「たびレジ」登録者数が増加した（委嘱前 14 か月比で約 1.38 倍に増加）。その他、日本在外企業協会の協力で作成した「海外安全クイズ」を海外安全ホームページに掲載し、海外渡航者に参加型の安全対策広報ツールを提供した。
　デジタル広告では、Yahoo!バナーでの広告のほか、Google の検索エンジン機能を活用し、ユーチューブでの啓蒙を実施した（夏休み期間に吉本興業（株）の所属芸人による「たびレジ」宣伝動画を配信し、広告表示回数 153 万回のうち 45 万回が視聴された。冬休み期間には「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル（動画版）」を配信し、広告表示回数 55 万回のうち 17 万回が視聴された）。
　その他、テレビ番組や首相官邸のソーシャルメディアを通じて政府広報を実施した。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標２－２　在外邦人保護のための緊急事態対応　＊

中期目標（--年度）

大規模緊急事態における迅速な対応のため体制等を整備・強化する。

平成 29 年度目標

引き続き、大規模緊急事態発生時における邦人援護に対する迅速な対応について体制等を更に整備・強化するため、以下を実施する。
1　無線機については、現地通信インフラの整備状況、治安状況を勘案し、邦人援護活動に必要な台数、機種の適正配備を実施する。
2　邦人短期渡航者用緊急備蓄品については、引き続き、緊急事態発生の蓋然性が高い途上国・地域に対し、邦人の年間渡航者数も考慮した上で、効率的な配備に努める。
3　大規模自然災害や反政府勢力による騒擾など緊急事態発生時に、在留邦人・邦人渡航者に対して、迅速な情報提供及び安否確認ができるショートメッセージサービス（SMS）システムを随時改修し、安定した運用が可能となるよう努める。
4　引き続き、海外緊急展開チーム（ERT）指名者の一部を自衛隊在外邦人等輸送訓練へ参加させるなど、海外での緊急事態発生時における速やかな対応に向けた体制を強化する。
5　官民合同実地訓練については、ダッカ襲撃テロ事件等も踏まえ、緊急事態発生時における対処方法を習得するとともに、官民の連携の強化を促進する。
6　テロ・誘拐事件体制強化については、テロ・誘拐事件対応に実績を有する危機管理会社から、緊急事態対応に係る専門的な助言・情報や各国の誘拐情勢に関する情報を得て、各国情勢の把握に一層努めるとともに、緊急事態への対応力を強化する。
7　新型インフルエンザ、国際的に脅威となる感染症への対応に係る取組を進める。

施策の進捗状況・実績

1　大規模緊急事態に備えた無線機の整備として、アジア・欧州地域の在外公館を中心に約 200 台の機器の買換え・新規配備等を行った。
2　邦人短期渡航者用緊急備蓄品については、大規模自然災害発生等の蓋然性の高い国・地域を中心に計 94 公館（新規配備の４公館を含む）に購送し、効率的な配備に努めた。
3　在留邦人や邦人渡航者に対する情報提供及び安否確認等のための SMS システム運用を平成 30 年２月にカンボジアでも開始し、計 17 か国・地域で導入した（平成 30 年２月現在）。また、SMS 到達率向上のためのシステム改修等、運用安定化のための各種施策を実施した。
4　海外緊急展開チーム（ERT）強化の一環として、海外の緊急事態発生時における対応能力強化のため、ERT の一部を誘拐・被害者家族支援研修、テロ・誘拐対策官民合同実地訓練及び国内外で実施される防衛省・自衛隊による在外邦人等保護措置訓練へ参加させた。

5　官民合同実地訓練について、危機管理会社が実施するフィールド型の実地訓練（官民合同テロ・誘拐対策実地訓練）に官民合同で参加した（海外（英国）で３回実施。外務省職員及び企業関係者計 22 名が参加）。
6　危機管理会社から提供される海外のテロ等の脅威情報を、海外における邦人の安全対策強化のために活用した。
7　５月にコンゴ民主共和国で発生したエボラ出血熱等に対して、感染症スポット情報発出等の注意喚起を速やかに実施した。

平成 30 年度目標
1　無線機については、現地通信インフラの整備状況、治安状況を勘案し、邦人援護活動に必要な台数、機種の適正配備を実施する。
2　邦人短期渡航者用緊急備蓄品については、引き続き、緊急事態発生の蓋然性が高い国・地域に対し、邦人の年間渡航者数も考慮した上で、効率的な配備に努める。
3　大規模自然災害や反政府勢力による騒擾など緊急事態発生時に、在留邦人・邦人渡航者に対して、迅速な情報提供及び安否確認ができるショートメッセージサービス（SMS）システムを随時改修し、安定した運用が可能となるよう努める。
4　引き続き、海外緊急展開チーム（ERT）指名者の一部等を国内外で実施される防衛省・自衛隊による在外邦人等保護措置訓練等へ参加させるなど、海外での緊急事態発生時における対応能力向上に向けた体制を強化する。
5　官民合同実地訓練については、欧米・アジアへのテロの拡散等海外における邦人を取り巻く環境が厳しさを増す中、緊急事態発生時における対処方法を習得するとともに官民の連携の強化を促進する。
6　テロ・誘拐事件体制強化については、テロ・誘拐事件対応に実績を有する危機管理会社から、緊急事態対応に係る専門的な助言・情報や各国のテロ・誘拐情勢に関する情報を得て、各国情勢の把握に一層努めるとともに、緊急事態への対応力を強化する。
7　新型インフルエンザ及び国際的に脅威となる感染症の予防のための注意喚起や感染時の対応への取組を進める。

施策の進捗状況・実績
1　従来の無線機器類を配備しつつ、現地事情に適した機器の導入を検討するなど、時宜にかなった無線環境を整備した。
2　邦人短期渡航者用の緊急備蓄品を、大規模自然災害発生等の蓋然性が高い国・地域を中心に計 49 公館（新規配備の２公館を含む）に購送し、効率的な配備に努めた。
3　在留邦人や邦人渡航者に対する情報提供及び安否確認等のためのショートメッセージサービス（SMS）システムの運用を引き続き 17 か国・地域で実施（平成 31 年３月現在）した。また、ベトナムにおける電話番号桁数の変更に伴いシステムを改修するなど、SMS 到達率向上及び運用安定化のための各種改善を実施した。
4　海外緊急展開チーム（ERT）強化の一環として、海外の緊急事態発生時における対応能力強化のため、ERT の一部を誘拐・被害者家族支援研修、テロ・誘拐対策官民合同実地訓練及び国内外で実施される防衛省・自衛隊による在外邦人等保護措置訓練へ参加させた。
5　官民合同テロ・誘拐対策実地訓練の簡易版（短時間）を交通至便な都内において、参加費を当省が補助するなど企業による参加を容易にした形で初めて開催した。外務省からは領事局及び国際協力局の安全対策担当９名、企業関係者からは 115 名が参加し、官民連携を強化した。参加者からは、本件取組が企業にとり有益であり、今後の継続を希望する旨の評価が多数寄せられた。
　国外訓練の従来の主な参加者は ERT 要員を始めとする領事担当であったが、平成 30 年度は新たに在外公館の総括担当（次席館員）等も参加した。
6　危機管理会社から提供される海外のテロ等の脅威情報を、海外における邦人の安全対策強化のために活用した。
7　コンゴ民主共和国において発生したエボラ出血熱の流行に対して、速やかに感染症危険情報を発出するなど、適時適切な情報発信を行った。

令和元年度目標
1　緊急時邦人保護用の無線機については、現地の通信インフラ環境、情勢、在留邦人数等を総合的に勘案し、適切に配備する。
2　邦人短期渡航者用緊急備蓄品については、引き続き、各国・地域における緊急事態発生の蓋然性及

び邦人の年間渡航者数を考慮した上で、効率的な配備に努める。
3　大規模自然災害や反政府勢力による騒擾など緊急事態発生時に、在留邦人・邦人渡航者に対して、迅速な情報提供及び安否確認ができるよう、ショートメッセージサービス（SMS）システムを現地事情に合わせて随時改修し、安定した運用を図る。
4　海外緊急展開チーム（ERT）指名者の一部等を国内外で実施される防衛省・自衛隊による在外邦人等保護措置訓練等へ参加させるなど、海外での緊急事態発生時における対応能力向上に向けた体制を強化する。
5　官民合同テロ・誘拐対策実地訓練を国内外で実施する際は、参加経験のない省員を参加させることで当省の体制をより一層強化するとともに、可能な限り多くの企業参加者を募ることで官民連携の更なる強化を図る。
6　新型インフルエンザ及び国際的に脅威となる感染症への対応に係る取組を進める。

施策の進捗状況・実績
1　現地通信インフラの整備状況や治安状況を勘案し、必要な台数の無線機を配備した。また、IP 無線機の導入に着手した。
2　邦人短期渡航者用の緊急備蓄品を、大規模自然災害発生等の蓋然性が高い国・地域を中心とする計 49 公館に購送し、効率的な配備に努めた。
3　緊急事態発生時に在留邦人や邦人渡航者に対し、情報提供及び安否確認等を行うためのショートメッセージサービス（SMS）システムを、17 か国・地域において運用した（令和２年３月現在）。また、マカオの在留邦人にも SMS を送付可能となるようシステムを改修し、SMS 到達率の向上や運用安定化に努めた。
4　海外の緊急事態発生時における対応能力強化のため、海外緊急展開チーム（ERT）の一部を誘拐・被害者家族支援研修、官民合同テロ・誘拐対策実地訓練及び国内外で実施される防衛省・自衛隊による在外邦人等保護措置訓練に参加させた。
5　官民合同テロ・誘拐対策実地訓練を都内で２回実施し、外務省の安全対策担当約 25 名（領事局、国際協力局及び経済局（G20 サミット事務局））、企業関係者約 130 名が参加した。また、国外訓練を英国で２回実施し、外務省の領事担当や在外公館の総括担当等が計 10 名、企業等関係者計 14 名が参加した。
6　新型コロナウイルス感染症の発生及び世界的な流行を受け、在留邦人や海外渡航者に適時適切な情報発信を行った。また、関係省庁と連携し「エボラ出血熱等流行地からの邦人輸送ガイダンス」の改訂作業を行った。
7　新型コロナウイルス感染症の発生に際し、中国・武漢にチャーター機計５便を運航し、計 828 名（うち邦人 720 名）の帰国を実現させた。これにより、湖北省に在留し、帰国を希望する全邦人の帰国が実現した。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標２－３　在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携　＊

中期目標（--年度）

海外安全情報の収集・発信を強化する。危機管理意識を向上させる。海外安全に係る官民協力を強化する。

平成 29 年度目標
1　海外安全情報収集のための委嘱契約については、引き続き中東・アフリカ等、危険度が高まった国や地域における情報提供者の積極的な発掘を進めるほか、治安コンサルタント等への調査委託により、邦人の安全確保に資する情報を収集する。
2　引き続き海外安全官民協力会議、「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」など官民協力の会合を本省及び在外公館において定期的に開催し、海外安全対策に関する民間企業のニーズを聴取する場として大いに活用するとともに、官民間の危機管理意識等の共有を図る。また、「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」を同ネットワーク等を通じて全国展開する。
3　国際ニュースモニタリングサービスについては、24 時間 365 日体制でモニタリングし、邦人に関わり得る事件の迅速な把握、また、緊急事態発生時における迅速な初動体制の構築と邦人保護の的確かつ迅速な対応に努める。
4　国内安全対策セミナーについては、その内容を拡充するとともに、引き続き民間団体等と連携して、

継続的に実施することにより、海外に渡航・滞在する邦人の危機管理意識を効果的に向上させ、安全対策の強化を図る。
5　在外安全対策セミナーについては、中東・北アフリカ地域のみならず欧米諸国の主要都市などでも実施し、在留邦人の危機管理意識の向上や安全対策の強化を図る。

施策の進捗状況・実績
1　海外の情報提供者との治安・安全情報の収集契約につき、6件の新規契約を行い、邦人犯罪被害者支援に関する調査委託をドイツにて実施した。また、右情報を邦人の安全確保のため海外安全情報や領事メール等で活用した。
2　「海外安全官民協力会議」（国内で開催）本会合を1回、幹事会を3回それぞれ実施し、最近のテロ情勢を含む各国治安情勢や感染症問題、短期渡航者を含む在外邦人の安全対策等について議論した。
　「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」に、外務省からの呼び掛けに応じて新たに8組織が参加し、計29組織に拡大した。また、本会合及び幹事会をそれぞれ1回開催した。
　「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」は、平成30年3月時点で特設ページに190万件を超えるアクセスがあったほか、上記ネットワーク等を通じて冊子版を国内外に広く展開した（制作した11万部の大部分を平成29年度中に配布済み）。
　在外公館で民間企業や在外邦人との間で「安全対策連絡協議会」を実施し、上記「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」も活用しつつ、邦人の海外安全対策に関する意見交換や情報収集、危機管理意識の喚起等を行った。
　短期渡航者の安全対策強化のために、（社）日本旅行業界等と共催し、添乗員に対するセミナーを東京及び大阪で計6回開催した。また、留学生に対しても全国各地の高校・大学における計38回の安全対策講演会や意見交換会を実施し、学生及び学校関係者の安全意識の向上を図った。
3　主要海外通信社（AP,ロイター等）の外電や欧米主要国の渡航情報を24時間365日体制でモニタリングし、緊急事態発生時の迅速な初動体制構築及び在留邦人等への注意喚起に活用するなど、邦人保護業務の的確かつ迅速な対応に努めた。
4　国内では、海外進出企業や教育機関を対象に、最新のテロ情勢、危機管理・安全対策等を内容とする「国内安全対策セミナー」（旧：官民安全対策セミナー）を、地方自治体、経済団体及び関係省庁等の協力を得て、東京、大阪、名古屋、岐阜、四日市及び那覇の6都市において延べ8回実施した（延べ約900人が参加）。
　企業関係者を対象としたセミナーについては、開催場所を岐阜、四日市及び那覇などの地方の中核都市にも拡大。また、四日市におけるセミナーでは、共催の（独）中小企業基盤整備機構のアドバイザーを講師に迎え、ビジネスリスクマネージメントに関する講演を実施することで、より幅広いニーズに合わせた講演内容となるよう努めた。
　教育機関を対象としたセミナーについては、文部科学省から正式に後援を受けて、同省と協力しながら実施に向けた調整を行うとともに、講演内容についても受講者のニーズに沿った内容にするよう努めた。
5　在留邦人等に対して「在外安全対策セミナー」をアフリカ、南西アジア、米国、中東、東南アジア、欧州の20か国の主要都市で開催した。また、同セミナーの一環として、現地専門家による講演（1都市）も実施し、在留邦人の危機管理意識の向上や安全対策の強化を図った。

平成30年度目標
1　海外安全情報収集のための委嘱契約については、引き続き、中東・アフリカ等、危険度が高まった国や地域における情報提供者の積極的な発掘を進めるほか、治安コンサルタント等への調査委託により、邦人の安全確保に資する情報を収集する。
2　引き続き「海外安全官民協力会議」、「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」、「安全対策連絡協議会」など、官民協力の会合を本省及び在外公館において定期的に開催し、海外安全対策に関する民間企業のニーズを聴取する場として大いに活用するとともに、官民間の危機管理意識等の共有を図る。また、中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク等を通じて「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」を展開し、安全対策に対する意識を喚起する。
3　国際ニュースモニタリングサービスについては、24時間365日体制でモニタリングし、邦人に関わり得る事件を迅速に把握し、また、緊急事態発生時における迅速な初動体制の構築と邦人保護の的確かつ迅速な対応に努める。
4　国内安全対策セミナーについては、その内容を不断に見直すとともに、引き続き、地方自治体、経済団体、関係省庁等と連携して、継続的に実施することにより、海外に渡航・滞在する邦人の危機管

理意識を効果的に向上させ、安全対策の強化を図る。
　在外安全対策セミナーについては、これまで実施してきた地域にとらわれず、開催国を広げることで、在留邦人の危機管理意識の向上や安全対策強化を図る。
5　政府は令和２（2020）年までに邦人留学生数を平成27（2015）年から倍増することを閣議決定しているところ、安全対策講演会の開催等により、留学生及び教育機関の安全意識の向上を図る。
　また、短期渡航者の安全対策強化のために添乗員に対する安全対策セミナーを継続する。

施策の進捗状況・実績

1　海外安全情報収集のための委嘱契約をベネズエラ、ラマッラ及び南スーダンを含む19公館、20地域において実施し、在外公館ホームページや安全対策連絡協議会等を通じて発信し、邦人の安全対策向上に努めた。
2　「海外安全官民協力会議」の本会合を１回、幹事会を４回開催した。最近のテロ情勢を含む各国治安情勢や感染症対策、短期渡航者を含む在外邦人の安全対策等について議論したほか、企業側が各種課題への対応方法を発表し、官民相互の取組に関する理解を深めた。
　在外公館において民間企業や在外邦人との間で「安全対策連絡協議会」を全世界で460回以上（平成31年２月時点）実施した。
　企業から要望のあった「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」動画版を新たに作成し、企業内研修に供したほか、中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク等を通じてインターネット上での動画の拡散を図るなど（再生回数は40万回超）、更なる啓発を実施した。
3　主要海外通信社（AP、ロイター等）の外電や欧米主要国の渡航情報に加え、ラマダン期間中にはアラビア語のニュースソースを24時間365日体制でモニターし、これを海外における緊急事態発生時の迅速な初動体制の構築や、邦人への迅速な情報発信に積極的に活用したことにより、邦人保護業務を的確かつ迅速に遂行した。
4　国内では、最新のテロ情勢、危機管理・安全対策等を内容とする「国内安全対策セミナー」（旧：官民安全対策セミナー）を、海外進出企業及び教育機関を対象に、東京、大阪、名古屋、札幌、仙台、新潟、浜松、広島及び福岡の９都市において延べ11回実施した（延べ約730人が参加）。
　セミナー集客の向上及び参加者の裾野の拡大のため、開催場所を地方の中核都市に拡大し、外務省海外安全ホームページ、フェイスブック、ツイッター、また、関係省庁、地方公共団体及び経済団体などのネットワークを通じて周知し、講演内容を拡充した。従来のセミナー内容である「政府の取組」、「机上演習を交えた事案対応」の２本柱に加え、企業の海外展開に欠かせないビジネス上のノウハウ等について、日本貿易振興機構、中小企業基盤整備機構等の専門家による講演を実施した。これにより、海外安全対策まで関心の及ばない企業関係者の参加を促し、より幅広いニーズに対応するよう努めた。
　海外では、在留邦人等に対して「在外安全対策セミナー」を中南米、北東アジア、中東、東南アジア、南西アジア及びアフリカの16か国の主要都市で開催した。ナイロビでは、襲撃テロ事件に邦人が居合わせたことから在留邦人の間の危機管理意識が高まったことにより、開催希望を受けて緊急開催した。また、同セミナーの一環として、現地専門家による講演（１都市）も実施し、在留邦人の危機管理意識の向上や安全対策の強化を図った。
5　全国各地の高校・大学等の教育機関等において、計28回の講演会を実施し、一般的な治安対策の説明に加え、学生が被害に巻き込まれた状況を想定したシミュレーションを実施するとともに、危機管理対応に係るアドバイスを行った。なお、添乗員に対する安全対策セミナーは、関係団体の日程調整がつかなかったことから実施を見送った。

令和元年度目標

1　多数の邦人が滞在・渡航する危険地域に関する情報の収集を現地専門家に委嘱し、邦人の海外安全に資する情報を迅速に発信する。
2　「海外安全官民協力会議」、「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」、「安全対策連絡協議会」など、官民協力の会合を本省及び在外公館において定期的に開催し、海外安全対策に関する民間企業のニーズを聴取するとともに、官民間の危機管理意識等の共有を図る。
3　国際ニュースモニタリングを24時間365日体制で実施し、邦人に影響が及ぶ事件の把握、緊急事態発生時における初動体制の構築及び邦人への情報発信を迅速に行い、邦人保護の的確かつ迅速な実施に努める。
4　国内安全対策セミナーの内容を不断に見直すとともに、引き続き、地方自治体、経済団体、関係省庁等と連携して、継続的に実施する。それにより、海外に渡航・滞在する邦人の危機管理意識を効果的に向上させ、安全対策の強化を図る。

在外安全対策セミナーは、現地のニーズに合わせて実施地域を拡大し、在留邦人の危機管理意識の向上や安全対策強化を図る。

5　大学等の教育機関において安全対策講演会を開催し、留学生及び教職員の安全対策意識の向上を図る。

施策の進捗状況・実績

1　16 か国における安全情報の収集を現地の専門家に委嘱し、邦人の海外安全に資する情報を海外安全ホームページや在外公館の安全対策連絡協議会を通じて迅速に発信した。

2　外務省にて「海外安全官民協力会議」の本会合を１回、幹事会を３回実施し、外務省より最近のテロ情勢を含む各国治安情勢や感染症問題、短期渡航者を含む在外邦人の安全対策等について情報提供したほか、幹事会では企業側が様々な課題に係る取組を発表し、官民で活発な意見交換を行った。

「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」の本会合及び幹事会をそれぞれ１回開催した。新たに１組織が参加し、ネットワークの加盟組織が 30 に拡大したほか、参加者からの要望を受け、外務省による情報発信の充実を図った。

在外公館において民間企業や在外邦人との間で「安全対策連絡協議会」を全世界で 400 回以上実施した。

3　主要海外通信社（AP、ロイター等）の外電や欧米主要国の渡航情報に加え、ラマダン期間中にはアラビア語のニュースソースを 24 時間 365 日体制でモニターした。これを海外における緊急事態発生時の初動体制の構築や、邦人への情報発信に積極的に活用することにより、邦人保護業務を的確かつ迅速に遂行した。

4　国内安全対策セミナーの実施に際し、最新の安全情報の提供に加え、演習を交えた事案対応を紹介し、個別事案への相談の機会を設け、参加型のセミナーを実施する等の試みを行うなど、内容面での向上を図った上で、企業を対象に札幌、東京、仙台、高松、名古屋、大阪、広島、沖縄及び福岡の９都市で実施した。

在外安全対策セミナーを、アジア、アフリカ、欧州、北米及び中南米の主要 11 都市（韓国（ソウル及び釜山）、インド（チェンナイ及びニューデリー）、スリランカ（コロンボ（計２回））、ケニア（ナイロビ）、アイルランド（ダブリン）、パキスタン（イスラマバード）、フィリピン（マニラ（計２回））、ブラジル（サンパウロ）及び米国（ニューヨーク（計２回））） で計 14 回開催し、在留邦人の危機管理意識の向上や安全対策の強化を図った（なお、令和２年３月に予定していたベルギー（ブリュッセル）でのセミナーは、新型コロナウイルスの世界的な感染流行を受けて中止した）。

教育機関関係者向けの国内安全対策セミナーについては、大阪（令和２年２月）及び東京（令和２年３月）での開催を予定し、両日定員を超える申込みがあったものの、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止した。

5　全国各地の高校・大学等の教育機関等において、計 40 回の安全対策講演会を実施し、一般的な治安対策を紹介するとともに、学生が被害に巻き込まれた状況を想定したシミュレーションを実施し、危機管理対応に係るアドバイスを行った。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標２－４　困窮邦人等の援護

注：本測定指標は、平成 29 年度をもって設定を終了し、平成 30 年度から外部人材を通じた援護件数を参考指標とした。

中期目標（--年度）

年々多様化する邦人援護に対応するため体制を構築する。

平成 29 年度目標

兼轄国及び遠隔地等においても援護を必要とする邦人への迅速な支援を行う。

施策の進捗状況・実績

1　兼轄国及び遠隔地においても、交通事故に巻き込まれた邦人の安否確認や病死した邦人に係る諸手続における外部の協力者による支援を予定していたが、該当事案は発生しなかった。

2　精神科顧問医を活用したカウンセリング等、延べ 111 件（第３四半期分まで）の援護を実施した。

平成 29 年度目標の達成状況：ｂ

参考指標：外部人材を通じた邦人援護件数（単位：取扱い件数）（毎年度、第３四半期分まで）				
（出典：外務省調べ）	実績値			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
			110	111

評価結果（個別分野２）
施策の分析

【測定指標２－１　在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備】

1　閉館時の緊急電話対応業務の外部委嘱を、必要とする全ての在外公館（令和２年３月時点で 163 公館）に拡充したことにより、領事が緊急の邦人保護業務に専念できる環境が整い、領事体制の強化につながった。

　さらに、在外公館における緊急事態邦人保護対処訓練の実施や「安全の手引き」作成等を通じ、危機管理体制が強化された。

2　海外安全ホームページを通じて国民の安全対策に役立つ情報を適時適切に発信することを目標に、脆弱性対策（動的コンテンツの静的化作業）、デザインや機能の改修、「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」の掲載を始めとする内容の充実化に取り組んだことにより、安全情報（危険情報、感染症危険情報、スポット情報、広域情報、安全対策基礎データ及びテロ・誘拐情勢）の閲覧や印刷物の利便性が向上したほか、同ホームページへのアクセス数が増加した（平成 29 年度 46,967,035 件、平成 30 年度 85,280,755 件。）

3　海外安全に係る広報で、民間企業との連携や SNS の活用によって、メディアに取り上げられ、幅広い国民の関心を喚起できた点でより高い効果を挙げた。

　また、Yahoo のバナー広告や Google 検索エンジン、ユーチューブ等のデジタル広告を活用し、吉本興業（株）の所属芸人による「たびレジ」宣伝動画や、「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル（動画版）」等の充実したコンテンツを通じて、海外安全に係る啓発を行ったことは、広報対象者の大幅な拡大につながった。（平成 29・30・令和元年度：在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備等（達成手段①）、在外邦人の安全対策に関する情報収集と官民連携（達成手段③））

【測定指標２－２　在外邦人保護のための緊急事態対応　＊】

1　邦人短期渡航者用の緊急備蓄品を、大規模自然災害発生等の蓋然性の高い国・地域を中心とする在外公館に必要数を購送し、安定的な配備に努めたことにより、大規模緊急事態において在外公館が迅速に対応するための体制が強化された。

2　平成 29 年度にカンボジアで、令和元年度にマカオでそれぞれショートメッセージサービス（SMS）システムの運用を開始し対象国を拡大したこと、SMS 到達率向上のためのシステム改修や運用安定化のための各種施策を実施したことにより、邦人安否確認の実効性が高まった。

3　海外緊急展開チーム（ERT）の一部を誘拐・被害者家族支援研修、官民合同テロ・誘拐対策実地訓練及び国内外で実施される防衛省・自衛隊による在外邦人等保護措置訓練へ参加させたことにより、海外の緊急事態発生時における対応能力が強化された。

4　官民合同テロ･誘拐対策実地訓練に企業関係者の参加者数を増やしたほか､外務省の参加者層を ERT 以外の危機管理担当者や領事担当者に広げたことにより、安全対策における官民連携の強化及び当省の体制強化に寄与した。

5　令和２年の新型コロナウイルス感染症の発生及び世界的な流行に際し、感染症危険情報の発出・更新、領事メール等による在留邦人や邦人渡航者への注意喚起、渡航中止の呼び掛けを行ったことにより、国際的に猛威を振るう新型コロナウイルスの邦人への感染を未然に防ぐとともに、感染症対策に係る当省取組の推進・拡充に寄与した。

6　令和２年の新型コロナウイルス感染症の発生に際し、中国・武漢にチャーター機計５便を派遣したことにより、湖北省に在留し帰国を希望する全ての在外邦人の帰国を実現できたことは、緊急事態における大規模な邦人退避オペレーションの実施体制の整備を行う上で有益な情報を得ることにつながった。（平成 29・30・令和元年度：在外邦人保護のための緊急事態対応（達成手段②）、緊急事態対応研修（平成 29・令和元年度達成手段⑤、平成 30 年度達成手段④））

【測定指標２－３　在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携　＊】

1　有益な情報を入手・報告し得る情報提供者の新規開拓に努めたほか、得られた情報を海外安全ホー

ムページや在外公館ホームページ、領事メール、在外公館の安全対策連絡協議会等で発信したことにより、危険地域における在外邦人の安全対策が向上したほか、邦人の意識向上全般につながった。

２　安全対策に関する各種会議等の開催及び広報を充実させることにより、官民間の危機管理意識の共有及び連携の強化、海外安全対策に関する民間企業の意識向上、企業間の知識の共有等、多くの成果が得られた。

３　主要海外通信社（AP,ロイター等）の外電、欧米主要国の渡航情報、ラマダン期間中にはアラビア語のニュースソースを 24 時間 365 日体制でモニターし、関係要所へ速やかに伝達する等の対応をしたことにより、緊急事態発生時における初動体制の構築や、在留邦人等への注意喚起を迅速に行うことが可能となった。

４　「国内安全対策セミナー」の開催場所を地方の中核都市にも拡大し、事前広報を海外安全ホームページや SNS、関係機関のネットワークを通じて行うなど、集客向上と参加者の裾野拡大に努めた。また、講演内容としては、最新のテロ情勢、危機管理、安全対策等の情報を提供したほか、受講者から要望のあったテーマを扱う専門家を講師に迎え、企業の幅広いニーズに合うものとした。

留学生及び学校関係者に対する安全対策講演会の際に、講義に加え意見交換、危機管理シミュレーション及び助言を行ったことにより、学生及び学校関係者の安全意識の更なる向上が図られた。

「在外安全対策セミナー」の実施に際しては、ニーズの高い都市を選定し、専門家を講師に迎えるなど、より効果的な実施によって在外邦人の危機管理意識を向上させるよう努めた。（平成 29・30・令和元年度：在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備等（達成手段①）、在外邦人の安全対策に関する情報収集と官民連携（達成手段③）、領事業務啓発に係る経費（平成 30 年度達成手段⑤、令和元年度達成手段⑥））

【測定指標２－４　困窮邦人等の援護】

年々多様化する在外邦人の援護業務を効率的に行うため、兼轄国及び遠隔地で事件・事故に遭った在外邦人の安否確認や諸手続を、外部の協力者に委嘱する体制を確保したことにより、外部専門家の知見を活用した効率的な援護業務の体制整備につながった。（平成 29・令和元年度：困窮邦人等の援護（達成手段④））

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**

外務省設置法に規定されているように、海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全の確保に取り組むことは、外務省の最重要任務の一つであり、国会における総理大臣の施政方針演説や外務大臣の外交演説においても繰り返し言及されてきている。特に、平成 25 年１月に発生したアルジェリアにおける日本人などに対するテロ事件を教訓として、海外に在住する日本人や海外の日本企業の安全対策を強化してきた。さらに、平成 28 年にダッカ襲撃テロ事件で邦人８名が被害に遭ったことを受けて「『在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム』の提言」の点検報告書が出され、今後、国民の安全対策意識の向上と対応能力強化、国民への適時適切かつ効果的な情報伝達に取り組む必要があることが確認された。

その後も、平成 28 年のニース（フランス）における車両突入テロ、平成 29 年のロンドン（英国）における車両突入・襲撃事件、平成 30 年のスラバヤ（インドネシア）のキリスト教会における同時多発自爆テロ事件、ストラスブール（フランス）のクリスマスマーケット付近における銃撃事件などが発生し、平成 31 年のスリランカ同時爆破テロ事件、アフガニスタン邦人襲撃事件では、それぞれ邦人１名が被害に遭った。テロの脅威はイスラム過激派組織の拠点がある中東・アフリカのみならず、日本人が数多く渡航・滞在する欧米やアジアにも拡大している。

さらに、令和元年度に日本人が犠牲となった殺害事件が、米国、フィリピン、ブラジル、スリランカ、オランダ、アフガニスタンなどで発生している。

以上のとおり、現在の施策目標は、海外における邦人の生命・身体を保護する上で必要であり、今後も同目標を維持し、その達成に向け着実に施策を実施していく必要がある。

【測定指標】

２－１　在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備

平成 28 年のダッカ襲撃テロ事件後も、欧州・東南アジアでテロ事件が発生しており、今後も「『在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム』の提言」の点検報告書のフォローアップを実施していく。また、在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備を更に進めるため、従来の取組を継続するとともに、体制拡充に向けた施策の推進、海外安全ホームページ等を通じた情報発信や啓発の強化を目指す。さらに、令和２年の新型コロナウイルスの発生及び世界的な流行の教訓を踏まえ、国際的な脅威となる感染

症関連情報の適時適切な発信等に努める。

２－２　在外邦人保護のための緊急事態対応　＊

緊急事態発生時における邦人保護を迅速かつ機動的に行うための施策を継続・強化する。引き続き、在外公館に無線機や緊急備蓄品を適正かつ安定的に配備するとともに、在外邦人への情報提供及び安否確認のためのショートメッセージサービス（SMS）システムの運用性を高める。また、国内外で実施する官民合同テロ・誘拐対策実地訓練への参加者層の拡大、官民連携の強化を図り、緊急事態発生時の対応能力を強化する。

２－３　在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携　＊

在外邦人の安全対策の強化に向け、情報収集と官民連携を強化する。外部専門家を活用して危険地域の安全情報を収集し、国際ニュースのモニタリングを行うことにより、在外邦人の安全に関わる情報の把握、緊急時の初動体制の構築及び邦人への情報発信を迅速に行う。また、在外邦人の海外安全対策強化に向けた各種官民会議の開催、企業や教育機関向けの国内外における安全対策セミナーの実施を通じ、邦人の安全対策意識の向上及び安全対策の強化を図る。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省海外安全ホームページ
（https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html）
同スマートフォン版サイト
（https://www.anzen.mofa.go.jp/sp/index.html）
日本企業支援（安全対策）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page25_000820.html）
医療・健康関連情報
（https://www.anzen.mofa.go.jp/info/search/pcinfectioninfo.html）
海外安全関連会議の紹介
（https:/www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/kaigikanren.html）
「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」
（https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html）

個別分野３　外国人問題への取組

施策の概要

１　ビザの審査・発給

出入国管理上問題ないと見られる外国人に対して迅速なビザ発給を行う一方、我が国の治安維持のため、厳格にビザ審査を行う。また、ビザ審査を効率的に行うため、査証（ビザ）事務支援システムの充実化を図る。

２　観光立国推進及び人的交流促進のためのビザ緩和への取組

観光立国推進及び人的交流促進のために、アジア諸国を始め、各国の事情等を踏まえつつ、戦略的にビザ緩和に取り組む。

３　在日外国人に係る問題解決への取組

（１）国際ワークショップの開催、外国人集住都市会議への出席、二国間協議を通じた出身国の関係当局との情報共有・連携により、問題解決に取り組むとともに、災害時対応について在京外交団向け防災セミナーを開催し、ネットワーク構築を図る。

（２）新たな在留資格「特定技能」の円滑な運用に向け、二国間文書の作成等を進める。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・未来投資戦略 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）
　第２　Ⅰ．〔４〕４．（３）ｉ）② コ）ビザの戦略的緩和
・明日の日本を支える観光ビジョン（平成 28 年３月 30 日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）
・観光ビジョン実現プログラム 2018－世界が訪れたくなる日本を目指して－（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム 2018）（平成 30 年６月　観光立国推進閣僚会議）
・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）
　第２章５．（４）② 観光立国の実現
・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成 30 年 12 月 25 日　関係閣僚会議了承）
・特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（平成 30 年 12 月 25 日　閣議決定）

測定指標３－１　出入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和　＊

中期目標（--年度）

人的交流の促進、観光立国の推進及び出入国管理等の厳格化に係る要請に対応する。

平成 29 年度目標

ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を促進する。

１　対象国を精査した上で、各対象国に応じたビザ発給要件の緩和を実施する。

２　ビザ審査体制の強化のため、在外公館のビザ業務の増加や適正な審査の遂行に見合った十分なビザ担当職員の追加配置、査証事務支援システムの充実化、特にビザを大量に発給している公館における業務合理化に取り組む。また、次世代査証システムの開発事業者の調達を実施し、具体的な要件を確定する。

施策の進捗状況・実績

１　一般旅券所持者に対する短期滞在ビザの発給緩和措置等を以下のとおり実施した。

５月

中国人について、十分な経済力を有する者に対する数次ビザの発給開始、東北三県数次ビザの六県への拡大、相当の高所得者に対する数次ビザの発給要件の緩和、個人観光一次ビザの申請手続簡素化、及び中国国外居住者に対する中国国内と同じ要件での観光目的数次ビザ発給の開始（４月の岸田外務大臣による青森・北海道訪問の際に発表）

６月～平成 30 年１月（順次）

CIS 諸国人及びジョージア人に対し、商用数次ビザの発給要件の緩和及び自己支弁による渡航の場合の身元保証廃止

７月

アラブ首長国連邦国民に対する旅券の事前登録制ビザ免除の導入

平成 30 年１月

インド人に対する数次ビザの申請書類の簡素化及び発給対象者の拡大（９月の安倍総理大臣インド

訪問の際に決定）
２（１）平成 29 年のビザ発給数は、約 587 万件（前年比約 9.1％増）となり、訪日外国人旅行者数は過去最高の 2,869 万１千人（前年比 19.3％増、推計値）を記録した。
（２）ビザ審査体制の強化のため、在外公館の業務の繁忙度に応じ、査証業務に従事する職員を増員した。また、平成 27 年度に導入した新査証事務支援システムの軽微な修正等を実施し、安定稼働を確保したほか、特に、ビザを大量に発給している在外公館において、システムへの情報入力作業を省力化する取組を開始した。電子査証や電子申請の実現を念頭に、次世代査証発給・渡航認証管理システムの開発事業者の調達を実施し、開発を開始した。

平成 30 年度目標
ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を促進する。
１　対象国を精査した上で、各対象国に応じたビザ発給要件の緩和を実施する。
２　ビザ審査体制の強化のため、在外公館の関連業務の状況に応じ、職員の追加配置及び査証事務支援システムの充実化を図るほか、次世代査証発給・渡航認証管理システムの開発を確実に進めていく。

施策の進捗状況・実績
１　一般旅券所持者に対する短期滞在ビザの発給要件の緩和措置を以下のとおり実施した。
８月
・サウジアラビア人に対する商用目的、文化人・知識人向け数次ビザ発給対象者の拡大とビザの有効期間５年への延長
・フィリピン人に対する商用目的、文化人・知識人向け数次ビザ発給対象者の拡大とビザの有効期間 10 年への延長
・太平洋島嶼国 12 か国（パラオ、サモア、バヌアツ、ミクロネシア、フィジー、キリバス、ツバル、ナウル、ソロモン諸島、パプアニューギニア、マーシャル及びトンガ）の国民に対する数次ビザの導入
10 月
・ロシア人に対する団体観光パッケージツアー参加者用短期滞在一次ビザの導入
・アゼルバイジャン人、アルメニア人及びジョージア人に対する数次ビザの導入
・セントビンセント人及びエクアドル人に対する商用目的、文化人・知識人向け数次ビザ発給対象者の拡大とビザの有効期間５年への延長
平成 31 年１月
・中国人に対する一部大学生・卒業生等の個人観光一次ビザ申請手続き簡素化の対象校の拡大及び数次ビザの発給対象者の拡大
・インド人に対する数次ビザ発給対象者の拡大及び数次ビザ申請書類の簡素化
・香港 DI（Document of Identity for Visa Purposes）所持者及びマカオ旅行証所持者に対する数次ビザ（①一般短期、②親族訪問、③商用目的、文化人・知識人）の導入
・セントクリストファー・ネーヴィス人に対する商用目的、文化人・知識人向け数次ビザ発給対象の拡大とビザの有効期間５年への延長
平成 31 年２月
・コロンビア人に対する一般数次ビザの導入及び商用目的、文化人・知識人向け数次ビザ発給対象者の拡大とビザの有効期間５年への延長
２（１）訪日外国人旅行者数は初めて 3,000 万人を突破して過去最高の 3,119 万人（対前年比 8.7％増）を記録し、ビザ発給数は対前年比 18％増の約 695 万件（暫定値）となった。
（２）ビザ審査体制の強化のため、在外公館の事務の繁忙度に応じ、査証業務に従事する職員を増員した。また、平成 28 年度に導入した新査証事務支援システムの軽微な修正等を実施し、安定稼働を確保したほか、引き続き、次世代査証発給・渡航認証管理システムの開発を進めている。

令和元年度目標
ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を推進する。
１　対象国を精査した上で、各対象国に応じたビザ発給要件の緩和を実施する。
２　ビザ審査体制の強化のため、在外公館の関連業務の状況に応じ、職員の追加配置及び査証事務支援システムの充実化を図るほか、次世代査証発給・渡航認証管理システムの開発を確実に進める。

施策の進捗状況・実績
１　一般旅券所持者に対する短期滞在ビザの発給要件緩和を以下のとおり実施した。

４月
・カタール人に対する数次ビザの有効期限５年への延長及び、商用目的、文化人・知識人向け数次ビザ発給対象者の拡大とビザの有効期限５年への延長。
８月
・ラオス人に対する商用目的、文化人・知識人向け数次ビザ発給対象者の拡大とビザの有効期限５年への延長。
９月
・ロシア人に対する８項目の「協力プラン」に関与するロシア企業等の常勤者等に対する数次ビザの導入及び、大学生等に対する一次ビザ申請手続きの簡素化。

２（１）令和元（2019）年の訪日外国人旅行者数は過去最高の 3,188 万人（対前年比 2.2%増）を記録し、ビザ発給件数は対前年比 19%増の約 827 万件（暫定値）となった。

（２）ビザ審査体制強化のため、在外公館の事務の繁忙度に応じ、査証業務に従事する職員を増員した（前年度より４名増員（定員ベース））。また、令和２年度に導入予定の電子ビザ及び渡航認証システムの開発を進めるとともに、電子ビザについては、在中国の一部の在外公館において、オンライン申請のみを試験的に導入し、申請者の利便性の向上と在外公館のビザ審査の効率化を図った。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標３－２　在日外国人問題への取組　＊

中期目標（--年度）

在日外国人に係る問題の解決を促進する。

平成 29 年度目標

１　在日外国人に係る諸問題の認識及び解決の一助のため、国際ワークショップを開催する。

２　多文化共生や外国人住民に関わる諸問題を議論する外国人集住都市会議に出席する。また、在日外国人問題について、必要に応じて二国間協議の場で取り上げ、出身国の関係当局と情報共有・連携強化を図る。

３　災害時の外国人への対応について在京外交団向け防災セミナーを開催し、災害対応のネットワーク構築を図る。

施策の進捗状況・実績

１　国際ワークショップの開催

平成 30 年３月、外務省と国際移住機関（IOM）との共催により、「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」を「外国人と進める地域の活性化」のテーマで開催。200 名が参加。地方の特色をいかした外国人の受入れや地域の活性化について議論を行い、その成果を提言にまとめた。

２　外国人集住都市会議への出席等

11 月、「外国人集住都市会議津会議 2017」（外国人集住都市会議主催）に出席。日系人を中心とする外国人住民が多数居住する地方自治体や関係府省庁により、外国人住民が地域社会で活躍するための雇用環境の整備や日本語学習機会の保証、また、地方創生の観点から、受入れ後の社会統合政策がより効果的に進められるような体制の整備について議論が行われた。

平成 30 年３月、法務省とともに、日系四世受入れ制度の説明会を在京ブラジル大使館に対して開催し、制度を周知するとともに、関心事項について協議を行った。また、平成 30 年３月、ブラジルにおいて日伯領事当局間協議を行い、在日ブラジル人に係る問題を含む領事業務に関し意見交換を行った。

３　在京大使館等向け防災施策説明会

６月、外務省は東京都と共催で、全ての外交団を対象として、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を視野に置きつつ、外国人の安全・安心をテーマとする防災施策説明会を開催し、災害発生時の関係機関における体制や役割の説明等を実施した。

平成 30 年度目標

１　在日外国人に係る諸問題の認識及び解決の一助のため、国際ワークショップを開催する。

２　多文化共生や外国人住民に関わる諸問題を議論する外国人集住都市会議に出席する。また、在日外国人問題について、必要に応じて二国間協議の場で取り上げ、出身国の関係当局と情報共有・連携強化を図る。

３　災害時の外国人への対応について在京外交団向け防災セミナーを開催し、災害対応のネットワーク構築を図る。

施策の進捗状況・実績

１　国際ワークショップの開催

平成 30 年度については、平成 31 年２月の開催を目指して鋭意取り組んできたが、平成 31 年度から開始される「特定技能」外国人材の受入れに関する業務への対応のため、ワークショップ運営に携わる職員の確保に支障を来すこととなったこと、同人材受入れに関する制度の詳細が確定していない中、同ワークショップを開催することにより情報の混乱を来すおそれがあったことから、やむなく令和元年度に開催を延期した。

なお、次回のワークショップにおいては、「地域社会における外国人の円滑な受入れ（仮）」をテーマとして議論することとしている。

２　平成 31 年１月 29 日に群馬県太田市で開催された「外国人集住都市会議 2018」に出席。同会議では、新たな外国人材の受入れを念頭に、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に示された施策を始めとした外国人材の受入れ施策の在り方などが議論された。

３　在京大使館等向け防災施策説明会

６月、外務省は東京都と共催で、全ての在京外交団等を対象として、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を視野に入れつつ、関係機関の取組を説明するとともに、在京大使館等とのネットワークを構築した。

４　外務省外国人課のフェイスブックアカウントで、西日本豪雨（７月）、北海道胆振東部地震（９月）、台風 21 号及び 24 号（９月）、熊本地震（平成 31 年１月）、北海道胆振地方地震（平成 31 年２月）等の災害関連情報や災害情報アプリの紹介及び東京都の外国人向け防災訓練の広報等、計 16 回の情報発信を実施した。

５　６月、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」が閣議決定され、外国人材受入れに係る新たな在留資格「特定技能」の創設が決定された。外務省は、「特定技能」外国人材の受入れに関し、主要送り出し国９か国との間で、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組み構築を内容とする二国間文書作成に取り組むとともに、在外公館等を通じて啓発・広報を行った。平成 31 年３月末までに４か国（フィリピン、ネパール、カンボジア及びミャンマー）との間で二国間文書の署名が行われたほか、在外公館ホームページを通じた効果的な広報の実施のためのコンテンツの企画・制作、新制度に係るパンフレットの制作、広報用動画の作成等を行った。

令和元年度目標

１　新たな在留資格「特定技能」に係る二国間文書の作成等を進める。

２　在日外国人に係る諸問題の認識及び解決の一助のため、国際ワークショップを開催する。

３　多文化共生や外国人住民に関わる諸問題を議論する外国人集住都市会議に出席する。また、在日外国人問題について、必要に応じて二国間協議の場で取り上げ、出身国の関係当局と情報共有・連携強化を図る。

４　災害発生時の外国人への対応について在京外交団向け防災セミナーを開催し、一層の連携強化を図る。

施策の進捗状況・実績

１　在留資格「特定技能」に係る二国間文書の作成

モンゴル、スリランカ、インドネシア、ベトナム、バングラデシュ、ウズベキスタン、パキスタン及びタイとの間で協力覚書を作成した。

２　国際ワークショップの開催

国際ワークショップについては、令和元年度から実際の開催形態に合わせ「フォーラム」と名称を変更し、10 月 31 日、「地域社会における外国人の円滑な受入れ」をテーマとして開催し、パネルディスカッションでは、外国人の受入れに対する地域社会の理解を深める取組に係る好事例と課題について活発な議論が交わされた。

３　12 月 27 日に長野県上田市で開催された「外国人集住都市会議 2019」に出席。同会議では、外国人子女に対する日本語教育の在り方などが議論された。

４　在京大使館等向け防災施策説明会の開催

７月９日、東京都との共催により、全ての在京外交団等を対象として防災施策説明会を開催、過去最高の 90 公館 124 名が参加した。この説明会では、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を視野に入れつつ、関係機関の取組を説明するとともに、在京外交団等とのネットワー

クを構築した。
５　外務省外国人課のフェイスブックアカウントで、台風 19 号等の災害関連情報、観光庁の災害情報アプリ「safty tips」、日本政府観光局（JNTO）のツイッターアカウント「Japan Safe Travel」の紹介や東京都の外国人向け防災訓練の広報等に関する情報発信を定期的に実施した。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

参考指標１：訪日外国人数　（単位：万人）（暦年）				
（出典：政府観光局（JNTO）統計）	実績値			
	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
	2,404	2,869	3,119	3,188

参考指標２：外国人不法残留者数（１月１日時点の数）（暦年）				
（出典：法務省統計）	実績値			
	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
	65,270	65,270	66,498	74,167

参考指標３：来日外国人の犯罪の総検挙件数（暦年） ※本指標に掲載している統計については、平成 30 年をもってホームページによる公表がなくなったことから、令和元年度をもって終了することとした。				
（出典：警察庁統計）	実績値			
	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
	14,133	17,006	16,235	－

評価結果（個別分野３）

施策の分析

【測定指標３－１　出入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和　＊】

各年度において実施したビザ緩和の結果、令和元年の訪日外国人旅行者数は、過去最高の 3,188 万人を記録し、ビザ発給件数は、約 827 万件（暫定値）となった。政府目標である令和２（2020）年の訪日外国人旅行者数 4,000 万人の達成に資するよう、今後も重点５か国（中国、フィリピン、ベトナム、インド及びロシア）を中心にビザ緩和を実施していく必要がある。（平成 29・30・令和元年度：査証関連業務（達成手段①））

【測定指標３－２　在日外国人問題への取組　＊】

在日外国人問題への取組については、多数の在京外交団、地方自治体職員及び一般の参加の下「外国人の受入れと社会統合のための国際フォーラム」を開催し、外国人住民との共生に係る諸問題及び好事例を共有することができた。また、防災説明会においても、過去最高の出席者数の下、開催することができ、改めて、在京外交団等とのネットワークの確認ができたことから、これらの取組については一定の効果があったものと考えられる。（平成 29・30・令和元年度：在日外国人社会統合外交政策経費（達成手段②））、令和元年度：特定技能に係る取組（達成手段③））

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**

令和２（2020）年に訪日外国人旅行者数4,000万人（平成28年の1.7倍）を目指すとする政府目標の下、訪日外国人旅行者数は増加しており、在外公館におけるビザ業務も急増しているため、在外公館のビザ担当者増員など更なるビザ審査体制の強化が喫緊の課題である。

ビザ政策においては、入国管理上問題ないと思われる外国人に対する迅速なビザ発給、数次ビザやビザ免除の拡大が求められる一方、我が国の利益を害するおそれがある外国人の入国を阻止するため、水際対策の観点から厳格なビザ審査の実施も重要。これら施策を実施しつつ、必要な体制の強化を図る。

平成 20 年のリーマンショックを契機に、日本に長期滞在する外国人数は、一時的に減少傾向にあったが、平成 24 年を境に増加傾向に転じている。「成長戦略フォローアップ」（令和元年６月 21 日閣議決定）では、第４次産業革命の下での国際的な人材獲得競争の激化や、国内の人口減少及び高齢化の進行

に伴う地域経済を支える人手不足が深刻化する中、高度な知識・技能を有する外国人材を受け入れ、日本経済の生産性、イノベーションを加速させるとともに、外国人が円滑に共生できる社会を作っていくとされており、今後益々、日本に滞在する外国人が増えていくことが予想されることから、外国人の社会統合（多文化共生）について、関係各府省や地方自治体等と連携し、各種施策に取り組んでいくことが一層重要となる。

【測定指標】

３－１　出入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和　＊

人的交流の促進、観光立国の推進及び出入国管理等の厳格化に係る要請に対応するとの中期目標に向けた過去３年度の目標（ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を促進する。）は、適切な目標であったと考えており、我が国の観光立国推進の実現に向け、引き続き関係省庁と連携の上、更なる検討を進める。

上記「施策の分析」のとおり、ビザ発給要件の緩和等は、訪日外国人旅行者数の増大に寄与した一因であると考えられ、今後とも中期目標の達成に向け、可能な範囲で緩和等に取り組む。同時に、我が国の利益を害するおそれのある外国人の入国を阻止し、「世界一安全な日本」を実現するため、水際対策の観点から、迅速かつ厳正なビザ審査を行う。また、査証発給数の増加に対応しつつ、適正な審査を行うため、ビザ審査体制の更なる強化を図る。

３－２　在日外国人問題への取組　＊

今般、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の策定や在留資格「特定技能」による外国人労働者の受入れ開始により、多文化共生に対する機運が高まっていることから、令和元年度に開催したフォーラム以上の参加者数となるよう取り組んでいくことが重要となる。

また、在京外国人向け防災説明会についても、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により多数の外国人の来日が予想され、在京外交団の我が国の防災対策に対する関心も高まっていると思われることから、令和元年度に開催した説明会以上の参加者数となるよう取り組んでいくことが重要となる。

外務省外国人課のフェイスブックアカウントにおいては、災害情報について外務省独自の情報を持ち合わせているものではないことから、特に関係省庁等の持つ様々なツールの案内や、ホームページ等の紹介を積極的に発信していく必要がある。

外国人集住都市会議についても、引き続き出席し（テーマによっては登壇の必要もあり）、地方自治体との意見交換の機会を維持していく必要がある。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・日本政府観光局ホームページ
訪日外客・出国日本人数データ
（http://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor_trends/index.html）
・法務省ホームページ
本邦における不法在留者数について
（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00084.html）
・国土交通省ホームページ
観光ビジョン実現プログラム 2019（令和元年６月）
（https://www.mlit.go.jp/common/001293516.pdf）
・官邸ホームページ
明日の日本を支える観光ビジョン(平成 28 年３月 30 日)
（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kanko_vision/dai2/siryou1.pdf）
未来投資戦略 2018　（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）
（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018_zentai.pdf）

基本目標Ⅴ　外交実施体制の整備･強化

施策Ｖ－１　外交実施体制の整備･強化

令和２年度政策評価書

（外務省１－Ｖ－１）

施策名	外交実施体制の整備・強化
施策目標	激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化する。
施策の概要	１　国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構を整備することにより外交実施体制を整備・強化する。 ２　我が国の外交活動の基盤であり、邦人保護の最後の「砦」である在外公館等の警備体制を強化することにより、在外公館及び館員等の安全を確保し、外交実施体制の整備・強化を図る。 ３　情報防護に関する省内横断的な政策立案・実施を行うため体制強化を図り、具体的対策の拡充・拡大を行い、省内の全体的な情報防護能力の強化を図るとともに、各種取組についても、現状の具体的脅威の反映や取組ごとの優先順位付け等を通じ、効果的・効率的に実施する。 ４　オールジャパンでの総合的な外交力を強化するため、国際的な取組を進める地方自治体等との連携を強化し積極的に支援する。
関連する内閣の重要政策	・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日） 外交活動を支える足腰の強化
施策の予算額・執行額等	本施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下では計上されていない。

評価結果（注１）	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 相当程度進展あり（Ｂ）	（判断根拠） 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。	
	測定指標の平成 29・30・令和元年度目標の達成状況（注２）	＊１　外務省の人員、機構の更なる整備		b
		＊２　在外公館の警備体制の強化		b
		＊３　外交を支える情報防護体制の強化		b
		＊４　地方連携の推進		a

（注１）評価結果については、以下の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

（注２）「測定指標の平成 29･30･令和元年度目標の達成状況」欄には、測定指標の名称及び平成 29･30･令和元年度目標の達成状況を列挙した。「＊」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	（外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見） ・外務省人員・機構の更なる整備においては、外交目標の達成、邦人の安全や円滑な活動の保護のため、一層の整備・拡充が必要である。厳しい財政事情を鑑み、民間からの人材登用や人事交流の拡充など、更に柔軟な人的リソースの活用が模索されるべきである。 ・測定指標４に関し、オリンピック・パラリンピック以降も継続的な取組となることができるよう期待する。 ・在外公館の充実や定員増は歓迎すべき。一方で、最も人的資源を必要とするのは本省ではないか。蔓延する異常な労働過多を是正し、日本外交（の人的資源）を持続的にマネージするために、本省定員の一層の増加を引き続き求めるべき。 ・地方創生に資する特に食関係のイベントが多く、それはそれで継続すべきと考える。並行して、地方に眠る観光資源、特に外交に資する歴史的モニュメントのリストアップと活用という次元を少しずつ付加するのが理想だと考える。

担当部局名	大臣官房	政策評価実施時期	令和２年９月

測定指標１　外務省の人員、機構の更なる整備　＊

中期目標（--年度）

外務省全体の定員及び機構面での更なる増強を推進する。

適切かつ持続可能なペースで在外公館の新設を行うとともに、外交活動の質の強化を進めるべく、在外公館及び本省の人員増強に取り組む。

平成 29 年度目標

定員の大幅増員を実現するとともに、適切かつ持続可能なペースで在外公館の新設を行うことを含めた機構改編を実施する。

施策の進捗状況・実績

定員 83 名を純増した。３在外公館（１大使館：在キプロス大使館、１総領事館：在レシフェ総領事館及び１代表部：アフリカ連合代表部）の新設を行った。また、在外公館の一部である事務所等については、在バヌアツ兼勤駐在官事務所及び在シェムリアップ領事事務所を開設した。（平成 29 年度末：在外公館数 223、定員数 6,065 名）

平成 30 年度目標

定員の大幅増員を実現するとともに、適切かつ持続可能なペースで在外公館の新設を行うことを含めた機構改編を実施する。

施策の進捗状況・実績

定員 88 名を純増した。３在外公館（１大使館：在ベラルーシ大使館、１総領事館：在ダバオ総領事館及び１代表部：国際民間航空機関代表部）の新設を行ったほか、兼館として北大西洋条約機構代表部を設置した。また、在外公館の一部である事務所等については、在ベリーズ兼勤駐在官事務所及び在セーシェル兼勤駐在官事務所を設置した。（平成 30 年度末：在外公館数 226、定員数 6,153 名）

令和元年度目標

定員の大幅増員を実現するとともに、在外公館について量と質の増強を持続可能な形で進めることを含めた機構改編を実施する。

施策の進捗状況・実績

定員 85 名を純増した。１在外公館（在バヌアツ大使館）の新設を行った。また、在外公館の一部である事務所等については、在コソボ兼勤駐在官事務所及び在ダナン領事事務所を設置した。（令和元年度末：在外公館数 227、定員数 6,238 名）

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標２　在外公館の警備体制の強化　＊

中期目標（--年度）

在外公館及び館員等に対する事件の防止及び事件発生時の被害の極小化を図る。

平成 29 年度目標

イスラム過激派組織 ISIL（イラク・レバントのイスラム国）は、イラク・シリア国内での占領地を喪失しつつあり、イラク・シリア国外でのテロ活動に重点を置く戦略に転換していることから、一層のテロ活動の拡散と凶悪化が継続すると予想される。平成 28 年７月にダッカにおける襲撃事件で邦人７名が殺害される事件は、我が国が明確なテロ対象国となっていることを示している。５月にはカブールで我が国大使館及び館員も被害を受ける大規模爆弾事件が発生したが、これはイスラム過激派が外交施設をターゲットとしていることを示している。以上の認識のもと以下の施策を実施していく。

１　従来からテロ等の脅威が高かった国に所在する在外公館はもとより全ての在外公館の人的･物的警備体制の維持・強化を引き続き図っていく。

２　職員対象の研修において実践的な講義を増やし、その知見を在外公館警備のみならず、在外邦人の安全対策にも活用できるものとする。

３　在外公館においてその時々の脅威に応じた実践的な警備訓練を実施していく。

施策の進捗状況・実績

1　従来からテロ等の脅威が高い中東・アフリカ地域の在外公館の警備体制の維持・強化及びアジア地域、欧州及び中央アジア地域の在外公館のテロ対策の強化を実施した。また、在外公館ごとの脅威に応じて、警備員の増員又は臨時配置や、警備機器の新規配備等の追加的な警備対策上の措置を実施した。

2　外務省職員の赴任前研修（年間 17 回実施、合計 397 名参加）、警備対策官研修（平成 29 年度１回、平成 30 年１月初旬から２月下旬、新規に赴任する警備対策官 79 名参加）を実施するとともに、在外公館に勤務する警備対策官を対象とした危機管理研修（平成 29 年度４回、合計 43 名参加）を実施し、在外公館の危機管理能力を高め、警備対策官が研修で得た知見を活用した在外邦人への安全指導を実施し、在外邦人の安全対策に寄与した。

3　全在外公館において、在外公館所在地の脅威に応じた実践的な緊急事態対処警備訓練を実施した。

平成 30 年度目標

1　テロ等の脅威が高い国に所在する在外公館はもとより、各国における治安情勢に応じ、全ての在外公館の人的・物的警備体制の維持・強化を引き続き図っていく。

2　職員対象の研修においてより実践的な講義を実施し、その知見を在外公館警備のみならず、在外邦人の安全対策にも活用できるものとする。

3　在外公館においてその時々の脅威に応じた実践的な警備訓練を実施していく。

施策の進捗状況・実績

1　テロ等の脅威が高い中東・アフリカの在外公館の警備体制の維持・強化を継続して実施し、さらにテロの脅威が低い地域の在外公館についても、警備の現状を検証し、一般犯罪や抗議デモ等の脅威の形態やレベルに応じて、警備員の増員又は臨時配置や、警備機器の新規配備等の追加的な警備対策上の措置を実施した。

2　外務省職員の赴任前研修（年間 18 回実施、合計 418 名参加）及び警備対策官研修（平成 30 年度１回、平成 31 年１月初旬から２月下旬、平成 31 年度に赴任する警備対策官 84 名参加）を実施した。また、警備対策官を対象としたテロへの対応を想定した安全対策・危機管理研修（平成 30 年度２回、合計 24 名参加）を実施し、在外公館の危機管理能力を高め、警備対策官が研修で得た知見を活用した在外邦人への安全指導を実施し、在外邦人の安全対策に寄与した。

3　全在外公館において、各在外公館の脅威に応じた警備訓練及び緊急連絡訓練を実施した。

令和元年度目標

1　テロ等の脅威が高い地域の在外公館はもとより、全ての在外公館の人的・物的警備体制の維持・強化を引き続き図っていく。

2　外務省職員対象の研修でより実践的な講義を実施するとともに、警備対策官に対してはテロ等の緊急事態に特化した研修を実施し、その知見を在外公館警備のみならず、在外邦人の安全対策にも活用できるものとする。

3　在外公館においてその時々の脅威に応じた実践的な警備訓練を実施していく。

施策の進捗状況・実績

1　テロ等の脅威が高い中東やアフリカ公館の警備体制の維持・強化を継続して実施するとともに、特に重点的に防弾車の配備や同運転手に対する訓練を行い、移動時の安全対策強化を実施した。さらに、欧州や北米公館についても、一般犯罪や抗議デモ等の脅威に応じて、警備員の増員や警備機器の新規配備等の追加的な警備措置を実施した。

2　外務省職員の赴任前研修（年間 19 回実施、合計 354 名参加）及び警備対策官研修（令和元年度１回、令和２年１月初旬から２月上旬、令和２年度に赴任する警備対策官 77 名参加）を実施した。また、警備対策官を対象としたテロや緊急事態への対応を想定した安全対策・危機管理研修（令和元年度１回、合計 17 名参加）を実施し、在外公館の危機管理能力を高めた。

3　全在外公館において、各在外公館の脅威に応じた警備訓練及び緊急連絡訓練を実施（合計 403 回）した。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標３　外交を支える情報防護体制の強化　＊

中期目標（--年度）

情報漏えい防止のための取組を推進する。

平成 29 年度目標

１　政府における情報保全に関する検討委員会における決定事項のフォローアップを行う。
２　省内横断的な政策立案・実施を行うための体制強化を図り、具体的対策の拡大・充実を行う。
３　各種情報防護対策を実施する上で、基礎的資料の改定や、効果的・効率的な情報防護対策の検討及び環境整備、情報保全体制の点検計画の策定、実施等に取り組む。
４　対象者の特性や最新の課題に応じた研修を実施するとともに、各々の職域・職務等に応じたきめの細かい研修内容を検討・実施する。
５　より効果的な秘密保全検査のための取組を検討・実施する。

施策の進捗状況・実績

１　「政府における情報保全に関する検討委員会」における決定事項のフォローアップとして関係省庁と連携しながら秘密保全に関する意識の啓発を行い、情報保護に必要な知識の習得のための教育を実施した。
２　省内横断的な政策立案・実施を更に強化するため、情報の適切な取扱い強化等の検討において関係部署との連携を深め、携帯機器類の取扱いに係る対策等、具体的対策の拡充を行い、これらの対策の周知・徹底のための注意喚起や指導を実施した。
３　情報防護対策実施に係る基礎資料を改定するとともに、内外にて調査・収集した情報防護関連情報から、本省内及び在外公館における業務の中で情報漏えいに結びつく可能性の高い脅威について、引き続き注意喚起や改善策の指導を行うとともに、各部署の情報防護上の状況等を考慮した上で、情報保全体制の点検計画を策定し、同計画に基づく点検を実施した。
４　本省及び在外公館職員に対する一般的な研修に加え、赴任地や職域・職務等、対象者の特性に応じた研修を実施するとともに、視聴覚教材も追加活用の上、具体例の紹介を含むきめの細かい研修を実施し、自習形式の研修方法として導入したｅラーニング教材を改定し、秘密保全啓発として活用した。
５　より効果的な秘密保全検査を実施するため、定期的に実施する全本省課室及び在外公館における秘密保全に関する自己点検のほかに、本省にて対象課室を選定した上で、立入検査を実施した。

平成 30 年度目標

１　政府における情報保全に関する検討委員会における決定事項に基づき、秘密の管理状況を定期的に検査し、管理の徹底を図る。
２　省内横断的な政策立案・実施を行うための体制強化を図り、本省及び在外公館の執務室における秘密保全対策強化の具体的対策の拡大・充実を行う。
３　秘密保全の管理責任体制及び職員の役割・責任につき、より一層の周知を図ることで、重要な情報や職員等を確実に保護する。
４　各種情報防護対策を実施する上での基礎的資料の改定や、効果的・効率的な情報防護対策のための調査・検討、情報保全体制の点検計画の策定、実施等に取り組む。
５　対象者の特性（職域・職務等）や最新の課題に応じたきめの細かい研修内容を検討・実施し、個別具体的な注意喚起等を実施することで、秘密保全の意識を啓発する。

施策の進捗状況・実績

１　「政府における情報保全に関する検討委員会」における決定事項のフォローアップとして、関係省庁と連携しながら、職員に対する秘密保全に関する意識の啓発を行い、情報保護に必要な知識の習得のための教育を実施した。さらには、秘密の適切な管理を徹底するため、全本省課室及び在外公館において秘密保全に関する点検を実施したほか、本省にて対象課室を選定した上で立入検査を実施した。
２　省内横断的な政策立案・実施を強化するため、定期的に関係部署間で、職員に対するより効果的な意識啓発の在り方や情報の適切な取扱い強化に向けた取組等の検討を行うとともに、秘密保全強化のための具体的対策として、本省及び在外公館の執務室における関連物品・設備の拡充を行った。
３　重要な情報等が確実に保護されるよう、本省及び在外公館職員に対する研修や注意喚起の機会等を利用して、本省及び在外公館の秘密保全体制や各職員の職域・職務等に応じた秘密保全上の役割を周知した。
４　情報防護対策実施に係る基礎資料を改定するとともに、国内外にて調査・収集した情報防護関連情

報から、本省及び在外公館における業務の中で情報漏えいに結びつく可能性の高い脅威について、引き続き注意喚起や改善策の指導を行うとともに、各部署の情報防護上の状況等を考慮した上で、情報保全体制の点検計画を策定し、同計画に基づく点検を実施した。
5　本省及び在外公館職員に対する研修に加え、赴任地や職域・職務等、対象者の特性に応じた研修を実施するとともに、視聴覚教材も活用の上、具体例の紹介を含むきめの細かい研修を実施し、自習形式の研修方法として導入したｅラーニング教材を改定し、秘密保全意識の啓発のために活用した。

令和元年度目標
1　政府における情報保全に関する検討委員会における決定事項に基づき、秘密の管理状況を定期的に検査し、管理の徹底を図る。
2　省内横断的な政策立案・実施を行うための体制強化を図り、本省及び在外公館の執務室における秘密保全対策強化の具体的対策の拡大・充実を行う。
3　秘密保全の管理責任体制及び職員の役割・責任につき、より一層の周知を図ることで、重要な情報や職員等を確実に保護する。
4　各種情報防護対策を実施する上での基礎的資料の改定や、効果的・効率的な情報防護対策のための調査・検討、情報保全体制の点検計画の策定、実施等に取り組む。
5　より効果的な秘密保全意識の啓発のため、受講者の特性（職域・職務等）や最新の課題に応じたきめの細かい研修内容を検討・実施し、個別具体的な注意喚起等を実施する。

施策の進捗状況・実績
1　「政府における情報保全に関する検討委員会」における決定事項のフォローアップとして、関係省庁と連携しつつ、職員に対する秘密保全を含む情報防護に関する意識の啓発を行い、情報防護に必要な知識の習得のための教育を実施した。さらに、秘密情報の適切な管理を徹底するため、全本省課室及び在外公館において秘密保全に関する点検を実施したほか、本省にて対象課室を選定した上で立入検査を実施した。
2　職員に対する意識啓発をより効果的に実施することを目的として、文書管理・秘密保全の関係部署が連携して、特定の期間に集中的に意識啓発を行う取組を実施した。
3　入省時、在外公館赴任時等、様々な機会における職員に対する秘密保全を含む情報防護に係る研修機会の拡充を通して、本省及び在外公館の秘密保全体制や各職員の職域・職務等に応じた秘密保全上の役割につき一層の周知を図った。
4　我が国の直面する情報防護上の脅威に係る現状を把握することを目的として、関連情報収集のための取組を一層強化し、国内外で関連情報の収集を進め、情報防護上の脅威を分析・評価するための基礎資料の改定を行うとともに、そうした脅威に対処するための具体的な対策の立案を行った。
5　本省及び在外公館職員に対して、赴任地や職域・職務等、対象者の特性に応じた研修を実施するために、視聴覚教材も活用の上、具体例の紹介を含む分かりやすくかつきめの細かい研修内容の充実を図ったほか、全省員共通の秘密保全を含む情報防護意識の啓発のために、自習形式の研修方法であるｅラーニングを実施した。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標４　地方連携の推進　＊

中期目標（--年度）
オールジャパンでの総合的外交力の強化を目指す。

平成 29 年度目標
1　国際的取組を進める地方自治体等との連携を強化するため、以下を効果的に実施する。
（1）地方自治体と共催で駐日外交団等に対して、日本の地方の魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」を２件、また「地方視察ツアー」を複数回実施し、来場者に対するPRに加え、報道、SNS等を通じた発信を行う。
（2）在外公館施設を活用した「地方の魅力発信プロジェクト」により、海外で日本の地方自治体が実施するPR事業を支援する。
2　東日本大震災後、外国・地域から被災地等に課されている輸入規制の撤廃・緩和の働きかけと併せ、地方創生の一環として地方の魅力を発信する「地域の魅力海外発信支援事業」を海外の複数の都市で２件実施し、来場者に対するPRはもとより、内外報道、SNSを通じた発信により、風評払拭のための

土壌づくりを行う。
3　国内において、駐日外交団等に対して、地方創生支援のため飯倉公館を活用し、外務大臣及び自治体首長との共催レセプションを４回程度開催し、来場者に対するPRはもとより、報道、SNSを通じた発信を行うことにより、地方の魅力を内外に発信する。

施策の進捗状況・実績

1　国際的取組を進める地方や地域との連携を強化するため、以下の取組を実施した。

（1）駐日外交団等に対して、日本の地方の魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」を２件（６月（群馬県、三重県伊勢志摩地域、神奈川県横浜市、新潟県燕三条地域との共催、計156名参加）及び12月（宮崎県祖母傾山系地域、（一社）秋田犬ツーリズム、和歌山県和歌山市、鹿児島県鹿児島市との共催、計132名参加））実施した。

「地方視察ツアー」を６件（５月（秋田県北部、計23名参加）、７月（宮崎県、計19名参加）、９月（群馬県、計23名参加）、11月（三重県伊勢志摩地域、計19名参加）、平成30年１月（富山県高岡市・石川県金沢市、計21名参加）、平成30年２月（東京都台東区、計28名参加））実施した。共催自治体にとっては、「自然、豊かな食、神話にまつわる歴史・文化などをPRできたほか、中学校訪問などを通して国際交流も図られ、大変有意義だった」、「今回の経験を生かし、更に広く魅力を発信していきたい」といった反応があった。

これに加え、岸田外務大臣始め外務省のハイレベルが、自ら駐日外交団とともに日本の地方を訪れ、地方の魅力を世界に発信し、地域の更なる活性化を目指す取組である「地方を世界へ」プロジェクトを平成28年度に引き続き実施した。４月には青森県・北海道、６月には石川県、７月には香川県・兵庫県を訪問、駐日外交団が計24名参加した。

これら事業の主な報道振りとしては、NHK、東京新聞、日本経済新聞、読売新聞、中日新聞等で取り上げられたほか、参加外交団やユーチューバー等にSNSを通じて自ら発信してもらうことにより、参加者以外にも事業の内容を広く発信することができた。

（2）ベトナム、米国、中国等の在外公館施設を活用した「地方の魅力発信プロジェクト」を10件実施した。例えば、６月に山形県が在サンフランシスコ総領事館と共催したPRレセプションでは、米等の県産品の試食試飲を行い、食産業関係者、メディア等計70名が参加した。同イベント終了後、県側に多くの問合せがあり、サンフランシスコの老舗スーパーで新たに山形県産米の販売が始まるなど、今後の県産品の輸出拡大に大きな手応えが感じられたとのことである。

2　東日本大震災後、外国・地域から被災地等に課されている輸入規制の撤廃・緩和の働きかけと併せ、地方創生の一環として地方の魅力を発信する「地域の魅力海外発信支援事業」を複数の自治体と連携して、北京・上海及びモスクワで計２件実施した。

平成30年１月から２月にかけて、北京及び上海で日本産米を使用した日本料理フェアを行い、日本の自治体と連携した日本産品の展示、試食会、料理教室等を実施し、発信力のある現地の主要なオピニオン・リーダーに参加してもらい積極的に情報を発信してもらった。また、現地のＥコマース（EC）サイトや上海にあるECのアンテナショップ等と連携し、日本産品の消費拡大とともに地域の魅力を広く発信するための広報PR等を実施した（宮城県、福島県等計23自治体が参加）。中国ではウェブメディアを中心に110の媒体、日本国内でも新聞・テレビ等の主要メディアで報道された。SNSでは1,800万回以上の閲覧数を記録した。

平成30年３月、モスクワで「ロシアにおける日本年」の一環として、地方自治体の産品や文化を通じて日本の魅力をロシア国内で発信するためのPRイベントを開催した。これは、各地方の工芸品及び食品の消費拡大のほか、ロシアへの輸入が規制されている農水産品等への規制緩和に向けた土壌作り等を目的としたもので、堀井学外務大臣政務官がスペシャルセレモニーに登壇した（山形県、新潟県等６道県が参加）。会場には２日間で約１万４千人が来場し、特設ステージでの文化パフォーマンス、手作りワークショップや試食等の日本食イベント、ヴァーチャルリアリティ・コーナーでの観光資源のアピール等を行った。本事業実施直後に、７県の水産物の輸入停止措置が撤廃及び緩和され、同措置が公表された。

3　国内においては、駐日外交団等に対して、飯倉公館を活用し、「地方創生支援 飯倉公館活用対外発信事業」を岸田外務大臣と福岡県知事及び岡山県知事、河野外務大臣と高知県知事及び北海道知事との共催で計４件実施した。駐日外交団のほか、観光・航空業関係者、外国企業、内外プレス等海外への発信力があり、観光誘致や海外販路拡大に影響力がある招待者に対して、地域の伝統文化や最先端技術等に関するセミナー、自治体の魅力をPRする様々なブース、ステージパフォーマンス等を実施・展示した。各回約300名が参加し、影響力のある招待客への直接のPRを行ったほか、内外の新聞、テレビ等のメディア報道、参加者によるSNSでの発信等で広く紹介された。

平成30年度目標

1　国際的取組を進める地方自治体等との連携を強化するため、以下の施策を引き続き効果的に実施する。

（1）地方自治体と共催で駐日外交団等に対して、日本の地方の魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」を２件、また、「地方視察ツアー」を複数回実施し、地方の多様な魅力発信と地域の活性化に取り組む地方自治体を支援することにより、総合的な日本の魅力発信につなげる。

（2）在外公館施設を活用した「地方の魅力発信プロジェクト」により海外で日本の地方自治体が実施するPR事業を複数回共催することにより、その取組を支援する。

2　東日本大震災後、外国・地域から被災地等に課されている輸入規制の撤廃・緩和の働きかけと併せ、地方創生の一環として地方の魅力を発信する「地域の魅力海外発信支援事業」を輸入規制を課している国・地域で２件実施し、風評払拭のための土壌づくりとして、日本の多様な魅力発信を引き続き効果的に実施する。

3　国内において、駐日外交団等を対象に、地方創生支援のため飯倉公館を活用し、外務大臣及び自治体首長との共催レセプションを４回程度開催し、日本の多様な魅力の発信、海外展開のための人脈形成、地域の活性化を促進する場として効果的に活用する。

施策の進捗状況・実績

1（1）駐日外交団、駐日外国商工会議所、企業関係者等に対して、各地域の食、産業、観光資源、投資や企業誘致等に係る特徴や魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」を２件（６月（山口県萩市、新潟県、長崎県五島列島（五島市・新上五島町）及び兵庫県養父市との共催、約170名参加）及び12月（茨城県、栃木県、神奈川県及び静岡ツーリズムビューローとの共催、約130名参加））実施した。参加した外交団等からは、東京に居ながらにして地方の魅力を直接体験できる貴重な機会であるとして好評を得た。

　また、駐日外交団を対象とした「地方視察ツアー」を５件（５月（新潟県燕三条地域、計19名参加）、11月（静岡県、計６名参加）、11月（北海道、計６名参加）、平成31年１月（福島県、計24名参加）、平成31年２月（茨城県、計18名参加））実施した。参加した外交団からは「日本の職人技と伝統を学ぶ素晴らしい機会だった」等の声が聞かれた。

　これら事業については、各地元プレスで取り上げられたほか、外務省地方連携推進室や参加者によるSNS等での発信も行われた。

　このほか、在外公館長が一時帰国する機会を利用して地方訪問を計63件実施し、愛媛大学、九州大学、流通経済大学、香川大学等で、講演の開催や有識者との意見交換を行うなど、地方の有識者とも連携している。

（2）「地方の魅力発信プロジェクト」を中国、米国、フランス、インドネシア等において計19件実施した。７月に山梨県が在インドネシア大使館において実施した事業では、山梨県産の農産品やワインのプロモーション及び観光誘致が行われ、多数の現地メディアによる報道が行われた。また、平成31年２月に宮崎県、鹿児島県、大分県、佐賀県の焼酎の蔵元が在ニューヨーク総領事館で実施した事業では、米国系のバーテンダーによる参加や蒸留酒業界の関係者による講演を組み合わせた。

2　東日本大震災後、外国・地域から被災地等に課されている輸入規制の撤廃・緩和の働きかけと併せ、地方創生の一環としての地方の魅力発信を目的に、複数の地方自治体と連携して「地域の魅力海外発信支援事業」を以下のとおり実施した。

（1）平成31年１月、北京・上海市内の日本料理店（計16店舗）において、計15の地方自治体と連携し、日本産米を使用した日本料理フェアを開催し、日本産品の展示、試食会、料理教室等のプロモーションなどを実施した。

（2）平成31年３月、モスクワ市内の商業施設において、計５の地方自治体と連携し、特産品及び食品の消費拡大、ロシアへの輸入が規制されている日本産食品等についての規制緩和に向けた土壌づくりを目的に、特設ブースの出展やステージパフォーマンスを実施した。

3　地方創生支援のため、駐日外交団等を対象に、外務大臣及び自治体首長との共催レセプションを飯倉公館において４件（12月（福島県）、平成31年１月（鹿児島県）、平成31年２月（愛媛県）、平成31年３月（長崎県））実施した。各回に、駐日外交団、駐日外国商工会議所、内外プレス等、海外への発信力のある招待者約230～300名の参加を得て、観光誘致や海外販路拡大を目的として、各地の伝統芸能、食材、伝統工芸品、観光資源等の魅力を発信した。また、福島県との共催レセプションでは、知事が復興の取組についてプレゼンを行った。これら事業内容が内外の新聞等のメディア報道、外務省地方連携推進室や参加者によるSNSでの発信等で広く紹介された。

令和元年度目標

１　国際的取組を進める地方自治体等との連携を強化するため、以下の施策を引き続き効果的に実施する。

（１）地方自治体と共催で駐日外交団等に対して、日本の地方の魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」を１件、また、「地方視察ツアー」を４回程度実施し、地方の多様な魅力発信と地域の活性化に取り組む地方自治体を支援することにより、総合的な日本の魅力発信につなげる。これらの機会や在外公館長の地方訪問の機会を活用し、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン提携や更なる交流の推進に努める。

（２）在外公館施設を活用した「地方の魅力発信プロジェクト」により、海外で日本の地方自治体の PR 事業を複数回共催し、日本産品のプロモーションや観光客のインバウンド誘致の取組を支援する。

２　東日本大震災後の被災地産品への輸入規制の撤廃･緩和の働きかけと併せ、地方創生の一環として、海外の国・地域に地方の魅力を発信する「地域の魅力海外発信支援事業」を輸入規制実施国・地域で１件実施し、風評払拭のための土壌づくりとして、日本の多様な魅力発信を行う。

３　地方創生支援のため駐日外交団等を対象に、外務大臣及び自治体首長との共催レセプションを飯倉公館において２回程度開催し、日本の多様な魅力の発信、海外展開のための人脈形成、地域の活性化を促進する場として活用する。

施策の進捗状況・実績

１（１）駐日外交団、駐日外国商工会議所、企業関係者等に対して、各地域の食、産業、観光資源、投資や企業誘致等に係る特徴や魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」を１件（６月（埼玉県秩父市、大阪府堺市、京都府京丹後市、富山県立山町との共催、約 150 名参加）実施した。参加した外交団等からは、東京に居ながらにして地方の魅力を直接体験できる貴重な機会であるとして好評を得た。

　また、駐日外交団を対象とした「地方視察ツアー」を４件（４月（福岡県飯塚市、計 16 名参加)、７月（千葉県千葉市、計 35 名参加)、９月（山口県萩市、計 18 名参加)、11 月（鹿児島県、計 21 名参加)）実施し、各地域が誇る景勝地や文化・産業施設、教育の現場等に直接足を運び、各地にあふれる地域の魅力や取組を紹介した。

　これらの事業については、各地元プレスで取り上げられたほか、外務省地方連携推進室や参加者により、HP や SNS 等での発信も行われた。

　このほか、在外公館長が一時帰国する機会を利用して、地方訪問を計 39 件（令和２年１月末現在）実施し、常葉大学、日本経済大学、九州大学、広島大学等での講演、有識者との意見交換や、在京外国大使館と地方自治体による協力プロジェクトに関する意見の聴取や、姉妹都市提携に係る草の根交流について地方自治体への支援や意見交換等を行った。

（２）「地方の魅力発信プロジェクト」をフィリピン、上海等において計８件実施した。７月に在ホノルル総領事公邸で実施された広島市とホノルル市の姉妹都市提携 60 周年記念レセプションにおいては、牡蠣フライ等を提供し、広島の食文化を紹介したほか、工芸品の展示も行った。また、９月に在上海総領事館多目的ホール・図書スペースにおいて、「山陰山陽」エリアの認知度、来訪意欲向上に向けたファンミーティングを開催（鳥取県の和紙紙漉き体験、島根県の和菓子作り体験、岡山県の備前焼体験、広島県のお好み焼き体験、山口県の金魚ちょうちん作り体験を紹介）し、参加者から好評を得た。

２　「地域の魅力海外発信支援事業」を 11 月１日から 12 月 27 日までの間、地方自治体や関係団体と協力のもと、中国各地（北京、天津、上海、成都、広州、大連、ハルビン等）において、計 11 の地方自治体と連携し、日本各地の食に係る魅力ある産品（日本米、日本酒、魚介類、食器・調理器具等）等のプロモーションなどを実施した。

３　地方創生支援のため、駐日外交団等を対象に、外務大臣及び自治体首長との共催レセプションを飯倉公館において３件（11 月（宮崎県)、12 月（奈良県)、令和２年２月（岩手県)）実施した。各回に、駐日外交団、駐日外国商工会議所、内外プレス等、海外への発信力のある招待者約 220～250 名の参加を得て、観光誘致や海外販路拡大を目的として、各地の伝統芸能、食材、伝統工芸品、観光資源等の魅力を発信した。また、岩手県との共催レセプションでは、知事が復興の取組についてプレゼンを行った。これら事業内容が内外の新聞等のメディア報道、外務省地方連携推進室や参加者による SNS での発信等で広く紹介された。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：a

評価結果
施策の分析

【測定指標１　外務省の人員、機構の更なる整備　＊】

定員は、政府全体で国家公務員総人件費削減の方針がある中、平成 29・30・令和元年度合わせて 256 名純増（障害者定員除く）を実現した。また、在外公館新設数は、平成 29・30・令和元年度合わせて７公館であり、適切かつ持続可能なペースで在外公館の新設を行うとの目標を踏まえ、過去と比して緩やかな増となった一方（平成 27 年度は８公館、平成 28 年度は５公館を新設。）、厳しい財政状況の中、適切かつ持続可能なペースで在外公館の新設をしつつ、外交活動の質の強化を進めるため、在外公館及び本省の人員増強に取り組んだことにより、外交実施体制の拡充の上で効果が見られた。（平成 29・30・令和元年度：外務省の人員、機構の更なる整備（達成手段①））

一方、依然として他の主要国と比較して人員・在外公館数は十分とは言えず、引き続き日本の国力・外交方針に合致した体制の構築を目指すための取組を実施していく必要がある。

【測定指標２　在外公館の警備体制の強化　＊】

テロ等の脅威の高い在外公館を中心に警備強化を実施した。また、テロ、大規模な暴動や抗議デモ等により治安が悪化した在外公館に対し、状況に応じて、警備員の増員配置、施設及び警備機器の強化を実施し、警備強化を図った。外務省職員及び警備対策官への研修においては、具体的な事案を想定した研修を実施したことから、警備に係る知見及び意識の向上につながった。また、その成果を在外邦人への安全対策指導にも活用することにより、在外邦人の安全対策の向上に寄与する効果があった。さらに、脅威に応じた実践的な警備訓練を実施したことにより、館員及び現地職員の緊急事態発生時における対応要領の確認や、警備意識の向上につながった。（平成 29・30・令和元年度：在外公館警備体制の強化（達成手段②））

一方で、治安状況や警備状況等を総合的に判断し、在外公館の警備強化や研修を図ったが、予算制約等により、十分な研修や警備強化が行えなかった在外公館もあることから、引き続き、在外公館の警備体制の強化を進めていく必要がある。

【測定指標３　外交を支える情報防護体制の強化　＊】

省内の文書管理や秘密保全の関係部署とも連携の上、職員に対する情報防護に関する意識啓発や注意喚起を集中的に実施する取組を平成 29・30・令和元年度にかけて実施した。また、省内研修については、情報防護関連の情報収集及び分析の結果を反映することにより、研修内容を充実させるとともに、研修機会を拡充したことで研修受講者総数を平成 29・30・令和元年度と年々増加してきている。これらの施策は、省内全体の情報防護体制の強化及び意識向上に向けて一定の効果を上げたと考える。しかしながら、国際情勢の複雑化及び情報通信ネットワークの高度化に伴い、情報の重要性及び情報防護上の脅威が増大している現状を踏まえれば、情報防護体制強化のための取組を引き続き推進していく必要がある。（平成 29・30・令和元年度：外交を支える情報防護体制の強化（達成手段③））

【測定指標４　地方連携の推進　＊】

1　地域の魅力発信セミナー（以下、「セミナー」という。）及び駐日外交団の地方視察ツアー（以下、「ツアー」という。）については、新潟県燕三条地域が平成 29 年６月のセミナーに出展し、駐日外交団や外国商工会議所を始めとする参加者の関心を高めた後に、翌年度の平成 30 年５月に同地域（新潟県三条市）へのツアーを実施することで、地方の魅力の効果的な PR や地方自治体と駐日外交団等との関係構築につなげることができた。具体的な成果の一例としては、ツアーに参加した駐日コソボ大使が三条市長との面会を経て、コソボが同市の 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンに登録されたことが挙げられる。

また、平成 29 年６月のセミナーに参加した外国人ユーチューバーが同セミナーに出展した三重県伊勢志摩地域の PR 動画を２本制作し、それぞれ４～６万回の再生を記録したこと、平成 29 年５月に実施した秋田県へのツアーをきっかけにシンガポールとの結びつきが生まれ、シンガポール TV 番組のロケ地に選定されたこと、令和元年のセミナーでは来場した企業関係者から出展した地方自治体に対し、旅行ツアーや食の魅力発信に係る取組、海外展出展時の現地事業者紹介の提案がされるなど具体的成果を確認できた。

さらに、在外公館長の一時帰国時の地方訪問を通じて、地方自治体と諸外国とのつなぎの役割を果たし、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン登録・交流の推進につながる事例も確認できた。

こうした成果を得ることで、総合的な日本の魅力発信、ホストタウン提携や交流を推進することが

できた。
2　地域の魅力海外発信支援事業については、本件事業を開催した期間の開催国における東日本大震災後の日本産食品等に対する輸入の規制撤廃・緩和の動きとして、平成30年３月及び11月に７県（岩手、宮城、山形、福島、茨城、千葉及び新潟）の産品についてロシアへの輸入停止措置が解除されたほか、11月には新潟県産米の中国への輸入停止措置が解除されるなど具体的成果を確認できた。
3　地方創生支援、飯倉公館活用対外発信事業については、事業実施後に複数の駐日大使が共催県を訪問し、知事との意見交換や県主催夕食会の実現につながったこと、令和元年度に開催されたラグビーワールドカップの事前合宿に７か国のチームを県内３市町村に誘致することができたことなど具体的な成果を確認できた。
4　上記のとおり、国際的取組を進める地方自治体との連携強化については、全ての事業で目標が達成されたと認められ、地方の魅力発信や東京大会を契機としたホストタウン交流の推進する成果を確認できたと考えている。（平成29・30・令和元年度：地方連携の推進（達成手段④））

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**
1　我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増し、国際社会におけるパワーバランスの変化が加速化・複雑化する中で、テロその他の脅威から在外邦人や国内を守る安全対策も急務となっている等、外交課題はますます難しく多様化しつつある。こうした中、「地球儀を俯瞰する外交」を更に前に進めるため、「包容力と力強さを兼ね備えた外交」を展開し、我が国の国益を増進するため、外交の基盤となる外交実施体制を一層拡充する必要がある。
　外務省は、定員・機構の増強に努めており、平成29・30・令和元年度において着実な成果を得ることができた。しかし、人的体制に関し、令和元年度末の我が国の外務省定員数は、6,238名（障害者定員除く）であり、中国の約9,000名、米国の28,917名を始めとする主要国と比べて格段に少ないのが現状である。また、令和２年１月の我が国大使館、総領事館(実館)設置数は、大使館152公館、総領事館65公館であり、中国の171大使館、100総領事館、米国の171大使館、87総領事館、フランスの162大使館、88総領事館等、他の主要国と比べて引き続き少ない状況にある。海外における我が国の拠点として重要な役割を担う各在外公館については、安全保障や戦略的対外発信、資源獲得を含む経済上の利益、日本企業支援、テロ対策及び邦人保護、国際社会における我が国への支持獲得等を始め、期待される役割・業務量が増加している。他方、多くの在外公館はその規模が小さく、これらの期待される役割について効果的な機能が果たせるよう、十分な人員を配置する等、引き続き質・量の増強を持続可能な形で進めていく必要がある。
2　過去の在ペルー日本大使公邸占拠事件(平成８年)、イラクにおける外務省職員殺害事件(平成15年)のような大規模な事件は発生していないものの、在外公館及び館員が標的あるいは巻き込まれる事案は引き続き発生している。在外公館に対する脅威は、凶悪化が進むテロリストの攻撃を始め、大規模な暴動や抗議デモなどその形態も多様化してきており、これらの脅威に対し適切な対策を講じるため警備体制の強化を絶えず図っていく必要がある。
　在外公館は邦人保護の最後の「砦」であり、在外公館及び館員の安全の確保は邦人保護の大前提となる。治安状況が悪化しても在外公館の業務が可能な限り継続できるよう、適切な在外公館の警備体制の構築・強化が不可欠であり、そのためには、幅広いネットワークを通じて得られた関連情報をいかしつつ、情勢に応じた警備対策を企画・立案して体制整備を図ることが重要である。また、研修や訓練を通じて、外務省職員や警備対策官に対して、多様化する治安上の脅威への対応に必要な知識を付与し、警備意識の向上を図ることも重要である。
3　国際情勢の複雑化及び情報通信ネットワークの高度化に伴い、情報の重要性及び情報防護上の脅威が増大している現状に鑑み、日々の外交活動を円滑に実施するとともに、関係国との情報交換等を通じて外交力を強化し、もって国と国民の安全確保に資するため、施策を推進していく必要がある。
4　外務省は、オールジャパンでの総合的な外交力の強化を目指すとともに、内閣の最重要課題の一つである地方創生支援に省を挙げて取り組んでいくため、引き続き、地方と連携しつつ、省内の様々なアセットやツールを活用して、国内外での施策を推進していく必要がある。そのためにも、国内においては、国際的取組を進める地方自治体と共催し、各地域の魅力を発信するセミナーや地方の視察ツアーの実施、地方創生支援として飯倉公館を活用した対外発信事業を実施し、海外においては、東日本大震災後の風評被害対策に加え、地方創生の一環として地域の魅力を発信する総合的なPR事業である「地域の魅力海外発信支援事業」を引き続き実施していく。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン交流で培った地方自治体と相手国・地域との関係が将来にわたって継続されるよう、既存のスキーム等をフル活用して、地方との連携を図る。

【測定指標】

１　外務省の人員、機構の更なる整備　＊

上記の施策の分析のとおり、平成29・30・令和元年度において中期目標の達成に向け着実に進展してきているが、外務省定員数及び在外公館数は主要国と比べて少なく、また、各在外公館の人員体制も十分とは言えない点もあることから、今後も、適切かつ持続可能なペースで主要国並みの外交実施体制を目指すとともに、質・量ともに充実した体制となるよう、定員・機構の増強を継続する。

２　在外公館の警備体制の強化　＊

中期目標を達成すべく、在外公館の警備体制の強化に努めているが、テロの脅威が世界的に拡散している状況下において、テロの脅威のみならず、各地で発生する大規模な暴動や抗議デモの脅威に対応するため、現在の警備体制を維持するだけでなく、脅威に応じた施設や警備機器の更新・強化を進め、各種脅威に適切に対応できる警備体制の構築を一層進めていく。

３　外交を支える情報防護体制の強化　＊

上記の「施策の分析」のとおり、中期目標に向けて着実な進展が見られるが、情報防護上の脅威が増大している現状に鑑み、更なる情報防護体制強化のため、引き続き関連の取組を推進・強化していく。

４　地方連携の推進　＊

上記の「施策の分析」のとおり、過去３か年度において目標に向け着実に進展してきているが、今後とも中期目標の達成に向け地方との連携強化の取組を継続する。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会後も地方自治体と諸外国との末長い関係が継続するよう、特にホストタウンに焦点を当てた事業を実施して成果を得ることが課題であるため、各事業の実施に際しては本件について特に意識しつつ、目標達成に努める。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・令和元年度版外交青書　第４章第３節　国民の支持を得て進める外交　２　外交実施体制の強化
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2019/pdf/pdfs/4_3.pdf)
・外務省ホームページ・グローカル外交ネット
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/local/index.html)

施策Ｖ－２　外交情報通信基盤の整備･拡充

令和２年度政策評価書

（外務省１－Ｖ－２）

施策名	外交情報通信基盤の整備・拡充
施策目標	ITによる行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進するとともに、外交通信の安定運用のため、一層のセキュリティ強化を図る。
施策の概要	体制整備・システムの強化を行い、サイバーセキュリティ強化を図る。また、新たなシステムや機器を導入し、業務合理化に向けた環境整備を行う。
関連する内閣の重要政策	・サイバーセキュリティ戦略（平成30年７月27日　閣議決定） ・サイバーセキュリティ2018（平成30年７月25日　サイバーセキュリティ戦略本部決定） ・人事給与業務効率化に向けた改善計画（平成27年３月27日　人事給与業務効率化推進会議決定） ・働き方改革実行計画（平成29年３月28日　働き方改革実現会議決定）
施策の予算額・執行額等	本施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下では計上されていない。

評価結果（注１）	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 相当程度進展あり（Ｂ）	（判断根拠） 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。	
	測定指標の平成29・30・令和元年度目標の達成状況（注２）	＊１　ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画の目標達成に向けた取組（注３）		b
		＊２　サイバーセキュリティ強化		b
		＊３　働き方改革及び業務合理化に向けたモバイルワーク環境等の整備・導入（注４）		b

（注１）評価結果については、以下の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

（注２）「測定指標の平成29･30･令和元年度目標の達成状況」欄には、測定指標の名称及び平成29･30･令和元年度目標の達成状況を列挙した。「＊」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

（注３）本指標は、平成29年度をもって設定を終了したため、右欄の達成状況は平成29年度のみを対象としたもの。

（注４）本指標は、令和元年度から設定したため、右欄の達成状況は令和元年度のみを対象としたもの。

学識経験を有する者の知見の活用	（外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見） ・測定指標２（サイバーセキュリティ強化）の観点は、とりわけ測定指標３（働き方改革及び業務合理化に向けたモバイルワーク環境等の整備・導入）に表される施策の推進において、喫緊性を有すると思われる（釈迦に説法ですが、モバイル環境においてはセキュリティが脆弱な場合が多い）。 ・内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）と更なる連携を図り、情報セキュリティに万全を期してほしい。また、令和２年度以降はコロナ禍によるテレワークの拡充など、新たな情報セキュリティへのリスクを踏まえた上で、職員の勤務環境の改善とセキュリティ対策を両立させてほしい。 ・「測定指標３　働き方改革及び業務合理化に向けたモバイルワーク環境等の整備・導入」については、新型コロナウイルス感染症に関連し、在宅勤務の取組が進められたとのことであるが、これを契機とし、より積極的に、霞が関標準以上の取組が実現できるような定量的な指標を設定してはどうか。 ・「測定指標２　サイバーセキュリティ強化」において、「令和元年度においては、G20大阪サミット、第７回アフリカ開発会議、即位礼正殿の儀といった諸外国の要人が多数参加する大規模行事が行われたが、各行事において重大な情報セキュリティ・インシデントの発生は確認されなかった。」とされているが、このことについては高く評価されるべき。 ・すでに着手済みのモバイル勤務は加速すべきと考える。

担当部局名	大臣官房	政策評価実施時期	令和２年９月

測定指標１　ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画の目標達成に向けた取組　＊
注：本測定指標は、平成 29 年度をもって設定を終了した。

中期目標（--年度）

人給共通システム導入により、業務処理時間を1,500時間削減する。
（人給共通システム導入が完了した時点で上記効果が発現する。）

平成 29 年度目標

人事給与業務効率化推進会議の「人事給与業務効率化に向けた改善計画」に基づき、人給共通システムへの全面移行か部分機能活用かを含め、内閣官房及び人事院と早急に協議を実施する。

施策の進捗状況・実績

内閣官房及び人事院からの依頼に基づき、在外公館における人給共通システムの動作検証を行い、また、同システム導入府省との比較のため、外務省における異動情報（転入・転出、赴任・帰朝）に関する資料を作成し、検証した。検証結果を踏まえ、内閣官房及び人事院と協議を実施した結果、府省全体の人給共通システムへの移行は困難との認識で一致した。また、今後は、人給共通システムとどのように連携していくか協議を継続することとし、「人事給与業務効率化に向けた改善計画」から外務省は除かれることとなった。

平成 29 年度目標の達成状況：ｂ

測定指標２　サイバーセキュリティ強化　＊

中期目標（--年度）

技術面及び人的側面の両面において情報セキュリティ対策の強化を推進する。

平成 29 年度目標

内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）等からの注意喚起や情報提供、公開情報等を基に現行監視ルールの見直し及びルールの追加を適時・適切に行うとともに、監視対象の拡大を図る。

情報セキュリティに関するｅラーニングのコンテンツの作成、専門家による情報セキュリティ集合研修、情報セキュリティポリシー改正に伴う啓発資料の更新、標的型メール攻撃に対する訓練等を実施し、省内における情報セキュリティ啓発活動を効果的に実施する。

施策の進捗状況・実績

NISC、セキュリティベンダー等から提供のあった情報及び公開情報から、最新の脅威動向を抽出し、既存の監視対象及びルールの評価を実施した上で、監視対象の拡大及びルールの追加を行うとともに、経路上での対策により、感染被害を防止した。

また、情報セキュリティ対策資料に基づいた全職員向けｅラーニングのコンテンツを作成し、実施した。新たな脅威への対応策に係る注意喚起の発出、外部専門家による情報セキュリティ集合研修（計３回）、標的型メール攻撃への対処訓練（計２回）も継続的に実施した。「情報セキュリティ対策の自己点検」については、より効果的かつ教育的な設問内容とするため、大幅な見直しを行い、設問内容及び回答群を一新して実施した。

平成 30 年度目標

１　幹部を含む全職員向けに、情報セキュリティ対策の自己点検、最新の脅威情報に基づく注意喚起、各種研修機会の提供、標的型メール攻撃訓練等の教育啓発施策に引き続き取り組む。さらに、各課室の情報セキュリティ責任者向けに特化した教育機会を創設することにより、同責任者を通じた職員への指導・監督機能を強化する。

２　平成 30 年度においても、現状の監視ルール定義が新たな脅威の出現や攻撃手法の変化等により常に適切な状態とは限らないとの認識の下、不断の見直しを実施するとともに、多層的な防御策を講じていく。

施策の進捗状況・実績

１（１）内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）等から提供された情報や注意喚起を基に、全職員に向けて注意喚起を行った。

（２）NISC が開催する研修や、外部機関が開催するシンポジウム等への参加の機会を提供するとともに、引き続き、外部専門家による情報セキュリティ集合研修（計２回）を行った。
（３）標的型メール攻撃への対処訓練（計２回）については、より効果的な訓練となるよう、実施方法を改善した上で実施した。
（４）各課室の情報セキュリティ責任者に向けては、情報セキュリティポリシーの改正に合わせ、教育コンテンツを作成した。
（５）情報セキュリティ対策の自己点検は、より効果的かつ効率的なものとなるよう改善を進め、一部において開始し、翌年度に継続して実施することとした。
２（１）標的型攻撃による組織内部への侵入を低減する対策（入口対策）を強化した。
（２）内部に侵入した攻撃を早期検知して対処する対策（内部対策）を強化した。
（３）監視対象の拡大及び監視ルールを追加した。

令和元年度目標
１　平成 30 年度に引き続き、幹部を含む全職員向けに、最新の脅威情報に基づく注意喚起、各種研修機会の提供、標的型メール攻撃訓練等の教育啓発施策に取り組む。また、情報セキュリティ責任者向けのみならず、一般職員等に向けた教育コンテンツを作成するなどし、教育機会を創設する。さらに、情報セキュリティ対策の自己点検は、より効果的・効率的な点検となるよう、実施方法や実施時期について見直しを行う。
２　令和元年度には日本において天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う儀式が予定されているほか、G20 首脳会合、アフリカ開発会議等大型国際行事が開催される予定であり、これら大規模イベントがサイバー攻撃の標的とされる可能性があることも念頭に置き、引き続き監視ルールの見直しや多層的防御策を講じていく。

施策の進捗状況・実績
１（１）全職員に対し、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）等から提供された情報や注意喚起を基に、注意喚起を行った。
（２）情報セキュリティを担当する職員に対し、NISC が開催する研修や、外部機関が開催するシンポジウム等への参加の機会を提供するとともに、引き続き、全職員を対象として、外部専門家による情報セキュリティ集合研修（計２回）を行った。
（３）標的型メール攻撃への対処訓練（計２回）については、全職員を対象として、より効果的な訓練となるよう、訓練メールを一斉ではなく複数日に分けて発出したり、訓練メールの内容を報告することの意義を理解させるものにしたりするなど、実施方法を改善し実施した。
（４）全職員に向けて、パソコンやスマートホンを利用する上で、最低限知っておくべきセキュリティ対策に関する教育コンテンツを作成した。
（５）情報セキュリティ対策の自己点検は、より効果的かつ効率的なものとなるよう、在外公館の現地採用職員においても、情報システム上で点検ができるよう改善を進め、一部において開始し、令和２年度に継続して実施することとした。また、実施時期については、平成 30 年と同様に、年度末の実施とした。
２　不正プログラムを検知する内部対策、不正通信を遮断する出口対策等の不正プログラムの侵入を前提とした多層防御によるセキュリティ強化策及び監視ルールの見直しを実施した。

平成 29･30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標３　働き方改革及び業務合理化に向けたモバイルワーク環境等の整備・導入　＊
注：本測定指標は、令和元年度から設定した。

中期目標（--年度）
デジタル技術を最大限活用し、テレワークとオフィスワークを融合し、時間・場所にとらわれない働き方の実現及び業務合理化のための環境整備を行う。

令和元年度目標
１　公用モバイルパソコンを必要な職員に配付する。また、新たなコミュニケーションツールとしてチャットやテレビ会議等のサービスを提供し、職員が時間や場所を問わず機動的に外出先でも業務が遂行できる環境を整備し、テレワーク普及を促進する。
２　条約やステートメント、スピーチ等の日英・英日訳作業への AI 導入を目指す。

施策の進捗状況・実績

1　職員が、時間や場所を問わず機動的に外出先でも業務が遂行でき、テレワーク等多様な働き方を促進するため、テレワーク用モバイルパソコン（25台）に加え、大型ロジ用のモバイルパソコン（850台）の活用も視野に入れつつ、テレワーク環境を整えた。新たなコミュニケーションツールの導入は、予算要求の状況、当省が保有する他のシステムとの機能重複や情報防護等の観点から、令和２年度末に予定している次期情報ネットワーク・LANシステムでの導入を目指すこととした。

　また、より一層のデジタル技術を活用すべく、本省庁舎内の国際会議室、共用会議室、公共スペース等の合計27か所に無線LANのWi-Fi環境を構築し、ペーパーレス会議等を促進する環境を整備した。

2　AI 翻訳の導入は、当初クラウドサービスの利用を検討してきたが、具体的な導入の検討を進める中で、翻訳対象となる文書の内容を精査した結果、オンプレミスでの構築が最適であるとの判断に至った。また、導入する機械翻訳エンジンについては、費用対効果の観点から、情報通信研究機構（NICT）が開発した翻訳エンジンを使用することで、安価で合理的にシステム構築を進めることが可能であると判断し、令和２年度中に、翻訳業務を支援する基本的な機能及び翻訳エンジン（日、英）の整備を目指すこととした。

令和元年度目標の達成状況：b

評価結果

施策の分析

【測定指標１　ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画の目標達成に向けた取組＊】

人給共通システムを導入することで、業務処理時間1,500時間削減を中期目標にしていたが、人事院及び内閣官房IT総合戦略室と導入検討を続けた結果、当省が既存システムから人給共通システムに移行するために要する改修一時経費が多額になることにより、費用対効果が低いことが判明した。

また、特別法（在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律）の適用を受ける在外公館勤務職員が本省職員より多く、さらに、本省と在外公館の間で人事異動が年間を通じて不定期にあることから、既存システムと人給共通システム間のデータ交換・登録が煩雑になり、かえって同業務処理時間が増加することが判明した。

これらの理由により、平成29年度末において、政府CIO（内閣情報通信政策監）の承認の下、人給共通システムの機能等のうち、共通化できるものを利用することに加え、人給共通システムが実装している電子交付等機能を当省の既存システムに実装することで、人事院及び内閣官房IT総合戦略室と連携して、引き続き更なる業務効率化を目指して取り組んでいくこととした。（平成29年度：内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築（達成手段①））

【測定指標２　サイバーセキュリティ強化　＊】

1　標的型メール攻撃への対処訓練（計２回）については、実施方法について、従来のテスト形式ではなく、報告することの意義を理解させるよう訓練メールの内容を改善し実施した結果、訓練メールの報告率が、２回目は１回目に対し10%以上増加し、一定の効果がみられたと思われる。その一方で、情報セキュリティ対策の自己点検は、スケジュール調整に苦慮したため、令和元年度内は一部の実施にとどまり、令和２年度に継続して実施することとなったことから、今後は、早い段階から計画的に実施する必要がある。（平成29・30・令和元年度：サイバーセキュリティ強化（達成手段②））

2　令和元年度においては、G20大阪サミット、第７回アフリカ開発会議、即位礼正殿の儀といった諸外国の要人が多数参加する大規模行事が行われたが、各行事において重大な情報セキュリティ・インシデントの発生は確認されなかった。これは関係省庁との連携の下、これまで継続的に取り組んできた各種対策が奏功したものと思われる。（平成29・30・令和元年度：サイバーセキュリティ強化（達成手段②））

【測定指標３　働き方改革及び業務合理化に向けたモバイルワーク環境等の整備・導入　＊】

公用モバイルパソコンを利用したモバイルワーク環境の整備により、職員の育児休暇などテレワーク勤務を必要とする者にパソコンを貸与することで、必要な者が必要な時にテレワーク勤務を行うことができ、一定の効果があった。また、令和２年２月末より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に

係る対策として、時差出勤・テレワークの積極的な活用が勧奨され、職員のより一層のテレワーク活用の必要性が急速に高まったため、テレワーク用モバイルパソコン（25 台）及び大型ロジ用のモバイルパソコン（850 台）をフル活用し、より高い効果を得ることができた。さらに、モバイルワーク環境下においても、セキュリティを十分に踏まえる必要があることから、省内と同等な業務を行える環境を確保するため、機密性の高い情報の送受信が可能となるよう専用のソフトウェアを利用し、扱う情報の秘匿度に応じたやりとりを徹底させた。加えて、セキュリティの技術的な面においては、端末の暗号化や専用のソフトウェアを利用してのメールや共有ドライブへの接続等、情報漏えい対策を行い、職員の利便性やセキュリティ面の向上を図った。（令和元年度：働き方改革及び業務合理化に向けたモバイルワーク環境等の整備・導入（達成手段③））

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**

1　サイバー攻撃をシステム上で 100%ブロックすることは困難であるため、エンドポイントである各職員の情報セキュリティに対する意識を向上させることが、情報セキュリティ対策として非常に有効である。

2　政府機関を標的としたサイバー攻撃が巧妙化し、情報の漏えい・改ざん・破壊といった脅威が増大している中、情報資産を安全に保護し、安定的な情報システムの運用を確保するために、着実に情報セキュリティ対策の強化を進めるとともに、インシデント・レスポンス能力の向上を図る必要がある。

3　働き方改革及び業務合理化に向けたモバイルワーク環境等の整備・導入については、令和元年６月 14 日に閣議決定した「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の中で、「国家公務員については、令和２年度までに、①必要な者が必要な時にテレワーク勤務を本格的に活用でき、②リモートアクセス機能の全府省での導入を実現するため、計画的な環境整備を行う。これに合わせて、各府省庁は、テレワークを行っている職員であっても、その他の職員と遜色なく業務を遂行できるよう、府省内で行われる会議への遠隔参加（Web 会議）が可能となる環境を順次整備する。」と決められており、引き続き導入を推進していく必要がある。

【測定指標】

1　サイバーセキュリティ強化　＊

1　より巧妙化するサイバー攻撃に対応するため、全職員向けの情報セキュリティ啓発活動を強化していく。具体的には、より実態に即した標的型メール攻撃に対する訓練の実施や教育コンテンツによるｅラーニング講座での啓発活動を積極的に展開していく。また、更なるモバイルワーク環境の整備に当たり、セキュリティ面も一体として検討・導入を図り、相反する利便性とセキュリティ面のより一層の向上を図る必要がある。

2　高度化するサイバー攻撃に対応するため、既に実施している対策についてもよりリスクを低減できるよう改善を図っていく。

2　働き方改革及び業務合理化に向けたモバイルワーク環境等の整備・導入　＊

働き方改革及び業務合理化に向けたモバイルワーク環境等を整備・導入した初年度は、モバイルパソコンの一定数の整備、新たなコミュニケーションツールや AI 翻訳の導入の方針を決めたことにより、一定の成果を上げることができたが、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」に規定されている必要な機能の導入の全ては完了していないため、引き続き、更なる計画的環境整備を進め、モバイルワーク環境時のセキュリティ強化も併せて実施していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）ホームページ
　サイバーセキュリティ戦略本部
　（https://www.nisc.go.jp/conference/cs/）
・首相官邸ホームページ
　世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画
　（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20190614/siryou1.pdf）

基本目標Ⅶ　分担金･拠出金

施策Ⅶ－１　国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献

令和２年度政策評価書

（外務省１－Ⅶ－１）

施策名	**国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献** 本施策評価は、政務及び安全保障分野の国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するものであり、**「分担金・拠出金を通じ政治・安全保障分野を所掌する国際機関の活動を推進し、連携を強化するとともに、国際社会の平和と安定を確保する」**ことを施策目標としている。本施策の達成手段となっている分担金・拠出金の拠出対象となる国際機関等の活動は多岐にわたっており、対象となる政務及び安全保障分野の分担金・拠出金のうち、主要な分担金・拠出金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。今次は、**親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金**の評価を実施する。 なお、本施策の目標を達成するための、同拠出金以外の分担金・拠出金は「令和元年度外務省政策評価事前分析表」の「達成手段」欄に記載した。これら分担金・拠出金は、基本目標Ⅰ～Ⅵの関連する施策（同「達成手段」欄の「達成手段名」欄に施策番号を記入）の実施に資する達成手段ともなっているところ、これら施策の評価も併せて参照願いたい。
評価対象分担金・拠出金名（注）	**親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金**
施策目標	アジア大洋州、北米、欧州、中南米の各国・地域に係る国際機関等に対して本拠出金を拠出することにより、我が国と当該各国・地域との間で、対外発信力を有し、将来を担う人材を海外から招へい又は日本から派遣し、政治、経済、社会、文化、歴史、外交政策等に関する対日理解の促進を図る。また、この取組を通じ、親日派・知日派を発掘し、我が国の外交姿勢や魅力等について被招へい者・被派遣者自らが積極的に発信することで対外発信を強化し、我が国の外交基盤を拡充する。
施策の概要	アジア大洋州、北米、欧州、中南米の各国・地域に係る国際機関等に対して本拠出金を拠出することにより、我が国と当該各国・地域との間で、10 日間程度の招へい・派遣事業を推進する。招へいは高校生から社会人等、派遣は高校生から大学院生等で、対外発信力を有し、将来を担う人材を対象とし、対日理解を促進するプログラムを実施する（招へいについては、我が国の概要等についての講義の聴講、政府機関等への表敬、テーマ別の視察及び関係者等との意見交換や交流、我が国の優れた技術等を体験できる展示、施設、企業等の視察、ホームステイや伝統文化等の体験型行事を含む日本各地への訪問を行う。また、派遣については、ODA サイト、日系企業、教育・研究機関等の訪問・視察及び視察先での関係者等との意見交換やワークショップ等の交流行事、ホームステイ／ホームビジットや伝統芸能等の体験型行事等を行う。）。招へい・派遣事業の参加者は、本事業参加中及び帰国後、我が国の魅力等について SNS 等を通じて対外発信を行う。
関連する内閣の重要政策	・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日） 親日派・知日派の発掘及び育成

施策の予算額・執行額等	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	2,761	2,621	2,353	1,847
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	2,761	2,621	2,353	
	執行額(百万円)		2,761	2,621	2,353	

（注）本欄以下の記載欄は評価対象分担金・拠出金に係るものであり、施策全体に係る「施策の予算額・執行額等」は、「作成にあたって使用した資料その他の情報」欄に記載した。

評価結果（注			
	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 相当程度進展あり（B）	（判断根拠） 設定した測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。
	測定指標の平成 30･令	＊１　招へい・派遣事業を通じた対外発信の実施促進	b

	和元年度目標の達成状況(注２)	＊２　招へい・派遣事業の参加者による帰国後の活動（「アクション・プラン」）の実施促進	b

(注１)評価結果については、以下の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注２)「測定指標の平成30･令和元年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び平成30･令和元年度目標の達成状況を列挙した。「＊」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見) ・測定指標１、２とも「定性的測定指標」としての設定が行われているが、評価書の記述においては定量指標が用いられており、これらの定量指標は客観的な評価を行い、また評価書の記述を理解するうえで有益でもある。ついてはこれらの定量情報を参考指標として掲示を行うことが望ましい。 ・招へい・派遣事業の規模が拡大し、実施体制、広報体制、帰国後のフォローアップが強化されていることは、対日理解を増進するために重要な施策である。今後は、有望な若手リーダーをさらに戦略的に招へい・派遣することが望ましい。またコロナ禍で出入国制限が続く中で、いかなる交流が可能か、オンラインイベントなどを含めて創造的なアイデアで企画立案してほしい。 ・「令和２年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、本事業の再開の時期については、不確実性が高く例年と同じレベルの事業を実施できるのか予断できない」とあるが、この点については個別施策の問題とするのみならず、外務省全体の課題のなかで考えていく必要があるものと思われる。 ・この評価方法には問題があり、是正すべきだと考える。一番問題なのは、どこに拠出しているのか不明な点である。また、いかなる意味で、政務及び安全保障にかかわっているのか、良くは見えない。親日派や知日派の育成はそれ自体大事だが、それは安全保障に直結する話ではなく、むしろ文化・人的交流と括るほうが自然。政務・安保への寄与をうたうのならば、よりFine－tuningな活動があるだろうと考える。

担当部局名	外務報道官・広報文化組織	政策評価実施時期	令和２年９月

測定指標１　招へい・派遣事業を通じた対外発信の実施促進　＊

中期目標（令和元年度）

招へい・派遣事業の参加者が対日理解を深め、SNS 等を通じて本招へい・派遣事業の参加経験や日本の魅力等に関する積極的な対外発信を実施することにより、関係国・地域におけるアウトリーチ効果の高い広報活動を強化する。

平成 30 年度目標

１　招へい･派遣事業の参加者が、本事業参加中の経験や所感、日本の魅力等をフェイスブック等の SNS やブログ等のツールを活用し、１人当たり３件以上の対外発信を行う。

２　国内外において、外務省（本省及び在外公館）が、事業ごとにプレスリリースを発出し、本事業１事業当たり１件以上のメディア掲載・報道が行われるよう取り組む。

施策の進捗状況・実績

１　平成 30 年度招へい・派遣事業には 6,227 名（招へい：5,255 名、派遣：972 名）が参加し、フェイスブック等の SNS やブログ等のツールを活用し、日本での経験や日本の文化・技術等を積極的かつ肯定的に発信した。合計で 54,779 件（招へい：43,101 件、派遣：11,678 件）の対外発信が行われた。また、一人当たりの対外発信件数の平均は 8.8 件となった。

２　国内外における報道等は、154 件の事業件数に対し、548 件（招へい：461 件、派遣：87 件）あった。また、全事業について、それぞれ１件以上の報道が行われた。

令和元年度目標

１　招へい･派遣事業の参加者が、本事業参加中の経験や所感、日本の魅力等をフェイスブック等の SNS やブログ等のツールを活用し、１人当たり４件以上の対外発信を行う。

２　国内外において、外務省（本省及び在外公館）が、事業ごとにプレスリリースを発出し、本事業１事業当たり２件以上のメディア掲載・報道が行われるよう取り組む。

施策の進捗状況・実績

１　新型コロナウイルス感染症の影響により、第４四半期の事業実施が困難となったが、令和元年度招へい・派遣事業には 3,869 名が参加（招へい：3,372 名、派遣：497 名）し、フェイスブック等の SNS やブログ等のツールを活用し、日本での経験や日本の文化・技術等を積極的かつ肯定的に発信した。合計で 45,135 件の対外発信（招へい：37,864 件、派遣：7,271 件）が行われた。また、一人当たりの対外発信件数の平均は 11 件以上となった。

２　国内外における報道等は、127 件の事業件数に対し、485 件（招へい：444 件、派遣：41 件）あった。また、１事業当たりおおむね３件以上の報道が行われた。

平成 30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標２　招へい・派遣事業の参加者による帰国後の活動（「アクション・プラン」）の実施促進　＊

中期目標（令和元年度）

招へい・派遣事業の参加者に、帰国前に、「アクション・プラン」（本事業への参加経験を踏まえた帰国後の活動計画）を表明する機会を設け、帰国後、「アクション・プラン」を実行するよう、関係国・地域の将来を担う人材による親日派・知日派としての活動を後押しする。

平成 30 年度目標

招へい・派遣事業の参加者が、本事業による招へい・派遣期間中に、グループごとに各々の訪日成果を共有し、帰国後に１グループ当たり１件以上実施することを前提に「アクション・プラン」を検討し、グループごとに発表する機会を設けるとともに、その実施を促す。

施策の進捗状況・実績

平成 30 年度の招へい・派遣事業の全参加者（322 グループ（招へい：280 グループ、派遣：42 グループ ）で構成）が、帰国後の日本の情報及び魅力の紹介、友好親善のための行事の開催等、プログラム経験をいかした「アクション・プラン」について、帰国前の報告会でそれぞれグループごとに１件ずつ発表を行った。また、帰国後、参加者は、各々の居住地域や所属先等において、多様な分野での日本事

情、日本での留学や職業訓練の魅力の説明会や展示会、日本文化の体験行事等、320件のアクション・プランを実施し、対日理解の促進に貢献した。

令和元年度目標

招へい・派遣事業の参加者が、本事業による招へい・派遣期間中に、グループごとに各々の訪日成果を共有し、帰国後に１グループ当たり１件以上実施することを前提に「アクション・プラン」を検討し、グループごとに発表する機会を設けるとともに、その実施を促す。

施策の進捗状況・実績

新型コロナウイルス感染症の影響により、第４四半期の事業実施が困難となったが、令和元年度の招へい・派遣事業の全参加者（296グループ（招へい：240グループ、派遣：56グループ ）で構成）が、帰国後の日本の情報及び魅力の紹介、友好親善のための行事の開催等、プログラム経験をいかした「アクション・プラン」について、帰国前の報告会でそれぞれグループごとに帰国後の活動計画を発表（注）。帰国後、参加者は各々の所属機関や学校、地域等において日本での経験を報告、多様な分野での日本事情及び日本の魅力について新聞に寄稿、ワークショップや展示会を開催する等、276グループがアクション・プランを実施し、対日理解の促進に貢献している。端的な事例として、ドミニカ共和国からの参加者が帰国後に地元のテレビ番組で複数回にわたり日本紹介を実施、対日理解促進交流プログラムMIRAI（Mutual－understanding Intellectual Relations and Academic Exchange Initiative）で来日した参加者が帰国後に日本映画の上映会と日本文化を共有するワークショップを開催する等、現地で日本に関する情報発信を積極的に行ったことなどが挙げられる。また、日本の紹介だけでなく、参加者が日本との継続的な関係を構築する事例が多数確認されており、カケハシ・プロジェクトで訪日した米国高校生が、進学後 JET プログラムに参加、本事業で訪問した沖縄の高校で外国語指導助手（ALT）として勤務中であることなどが挙げられる。

平成30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

評価結果

施策の分析

【測定指標１　招へい・派遣事業を通じた対外発信の実施促進　＊】

招へい・派遣事業を通じた対外発信の実施促進については、当省から、事業実施団体に対し、参加者が自身の経験を振り返り対日理解を深めるとともに、関係国・地域におけるアウトリーチ効果の高い広報活動を強化するため、フェイスブック等の SNS やブログ等のツールを活用した参加者の積極的な対外発信が重要であることを説明し、報告会など参加者が発信活動を行う環境整備を依頼したことで、下記の実績につながる一定の効果があったと考えられる。

平成30年度の実績値は、54,779件となり目標値の18,681件を上回り、前年度（平成29年度）の実績値(52,503件)を上回った。一人当たりの対外発信件数の平均も8.8件と目標を大きく上回った。また、全事業について、それぞれ１件以上の報道が行われた。

令和元年度の実績値は、45,135件、一人当たり平均数は11件以上となり、いずれも目標値を大きく上回った。また、１事業当たりおおむね３件の報道が行われた。令和元年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、第４四半期の事業実施が困難となったことから、発信の絶対数は、平成30年度に比し減少してはいるが、一人当たりの発信数及び１事業当たりの報道数は共に増加している。これは、令和元年度に、即位の礼、Ｇ20 大阪会合等世界的に注目を集めた大型事案が続いたことに加え、東京オリンピック・パラリンピックに向けた日本に対する関心の高まりを受けての参加者の発信が、より大きな訴求力を持ったためと考えられる。

このような状況を背景に、被招へい者・被派遣者の積極的な対外発信は、より対日理解の促進に大きく貢献するとともに、関係国・地域に対する高いアウトリーチ効果をもたらす広報活動となった。これらは、我が国の対外発信の強化及び我が国の外交基盤拡充の観点から極めて意義が大きい。実際、本事業では、参加者は、出身国と日本との関係の概要や日本の外交政策（例えば自由で開かれたインド太平洋に向けた取組、開発協力への取組、気候変動問題への取組、女性が輝く世界への取組等）の説明を受け、更にこれらを題材にしてディスカッションを行うなどの経験を得る。これらを通じ、参加者は対日理解を深め、中身のある膨大な量の我が国に係る情報発信が行われてきた。

外交関係は、人的関係に拠るところも大きく、日本外交の中長期的な将来を見据えつつ、本事業を通じてなされる親日派・知日派の発掘・育成が、国際社会における日本支持の基盤を拡充し、日本と各国

との関係強化、我が国の安全保障の強化に資することが期待される。

【測定指標２　招へい・派遣事業の参加者による帰国後の活動（「アクション・プラン」）の実施促進＊】

招へい・派遣事業の参加者に、帰国前の報告会で、グループごとに「アクション・プラン」（本事業への参加経験を踏まえた帰国後の活動計画）を表明する機会を設け、帰国後、「アクション・プラン」をスムーズに実行するよう、関係国・地域の将来を担う人材による親日派・知日派としての活動を後押しした。

その結果、帰国後、参加者は、各々の所属機関や学校,地域等において、訪日経験や多様な分野での日本に関する情報について共有する報告会、ワークショップ、展示会等の実施、地元テレビや月刊誌、新聞等に経験や日本に関する情報を寄稿、日本を紹介するプロモーションビデオを作成・配信する等、アクション・プランをより効果的に実施することができ、対日理解の促進に資する効果的な取組につながった。また、現地での日本に関する情報発信を積極的に行うことだけではなく、参加者が日本との継続的な関係を構築する事例も多数確認されており、一例として、JENESYS 2018日ASEAN学生会議のエネルギー分科会のマレーシア参加者から、帰国後、会議で話し合ったアイデアを実行に移したいという提案があり、受入協力団体となったNPO法人MIS、現地大学、NGOと連携しながら、日本の財団への申請を行った結果、助成金を得ることができたといった報告が上げられている。これらの取組は、対日理解の促進を図るとともに、本事業参加者に限らず多くの全世界における親日派・知日派の形成、ひいては我が国外交政策に対する多くの賛同者を得るという観点からも有益だった。

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**

親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金による、対日理解促進交流プログラムは、平成 27 年度から開始された。これまで、招へい・派遣事業を通じた対外発信や同事業の参加者が帰国後の活動（「アクション・プラン」）を行うことで、日本とアジア大洋州、北米、欧州及び中南米の各国・地域との間で、対日理解の促進を図り、併せて未来の親日派・知日派が発掘されている。加えて、被招へい者・被派遣者に日本の外交姿勢や魅力等について SNS 等を通じて積極的に発信してもらうことで我が国の対外発信を強化し、我が国の外交基盤の拡充に大きく貢献してきた。このことから、上記の施策目標の設定は適切であり、今後も現行の施策目標を維持する。なお、本施策は、施策Ⅲ-１に組み込むものとする。（本評価記入の時点において、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国は、様々な方面において深刻な影響を受けている状況にある。本対日理解促進交流プログラムの本来的な施策の目標に変更はないが、本事業を実施することによる波及的な結果として、大きく後退した訪日外国人数の回復及び経済への好影響についても本事業の効果として念頭に入れておく必要がある。）

【測定指標】

令和２年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、本事業の再開の時期については、不確実性が高く例年と同じレベルの事業を実施できるのか予断できないが、以下１及び２のとおり、これまでの良好な実績を踏まえつつ、可能な限り従来の方向性を継続する。

１　招へい・派遣事業を通じた対外発信の実施促進　＊

招へい・派遣事業を通じた対外発信の実施促進にかかる目標については、これまでの実績を踏まえ、十分な成果を上げているところ、今後についても引き続きこれを維持し測定指標として設定していくこととする。今後も日本の外交姿勢や魅力等について被招へい者・被派遣者に SNS 等を通じて積極的に発信してもらうことで、対外発信を強化し、海外における対日理解の促進、親日感の醸成及び我が国の外交基盤を拡充していく。引き続き、目的達成のため、対外発信実施状況をフォローしつつ、更なる対外発信の強化・促進に資する取組を継続していく。

２　招へい・派遣事業の参加者による帰国後の活動（「アクション・プラン」）の実施促進　＊

招へい・派遣事業の参加者による帰国後の活動（「アクション・プラン」）の実施促進にかかる目標については、これまでの実績を見ても、十分な成果を上げてきており、今後についても引き続きこれを維持し測定指標として設定していくこととする。今後も日本の外交姿勢や魅力等について、被招へい者・被派遣者にそれぞれの国・地域の事情及び特徴に応じた「アクション・プラン」等を通じて積極的に発信してもらうことで対外発信を強化し、我が国の外交基盤を拡充し対日理解の促進を図っていくことは必要不可欠であり、各国国民の対日理解を促進し、親日家の醸成を図る上においても引き続き着実に取組を続けていく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
対日理解促進交流プログラム
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/p_pd/ep/page23_001476.html）
行政事業レビューシート（事業番号 0214）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/fa/page23_003084.html）

（参考）本施策全体の予算額・執行額等は、次のとおりである。

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
予算の状況（百万円）	当初予算(a)	92,124	95,051	86,313	90,406
	補正予算(b)	36,491	23,701	24,962	
	繰越し等(c)	0	0	0	
	合計(a＋b＋c)	128,615	118,752	111,275	
執行額(百万円)		126,902	117,459	111,096	

（項）国際分担金其他諸費のうち、（事項）経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費、（事項）エネルギー対策に係る国際機関を通じた政務及び安全保障分野に必要な経費、（事項）国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費の合計である。

施策Ⅶ－２　国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献

令和２年度政策評価書

（外務省１－Ⅶ－２）

施策名	**国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献** 本施策評価は、経済及び社会分野の国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するものであり、「**分担金・拠出金を通じ経済・社会分野を所掌する国際機関の活動を推進し、連携を強化するとともに、我が国の経済・社会分野における国益を保護・増進する**」ことを施策目標としている。本施策の達成手段となっている分担金・拠出金の拠出対象となる国際機関の活動は多岐にわたっており、対象となる経済及び社会分野の分担金・拠出金のうち、主要な分担金・拠出金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。今次は、**経済協力開発機構（OECD）分担金**及び**日・OECD 協力拠出金**の評価を実施する。 なお、本施策の目標を達成するための、同分担金・拠出金以外の分担金・拠出金は「令和元年度外務省政策評価事前分析表」の「達成手段」欄に記載した。これら分担金・拠出金は、基本目標Ⅰ～Ⅵの関連する施策（同「達成手段」欄の「達成手段名」欄に施策番号を記入）の実施に資する達成手段ともなっているところ、これら施策の評価も併せて参照願いたい。
評価対象分担金・拠出金名（注）	**経済協力開発機構（OECD）分担金** **日・OECD 協力拠出金**
施策目標	加盟国の経済成長、途上国経済の発展、自由貿易の拡大といった活動目的の達成に寄与するために OECD の議論に積極的に参加し、また、議論をリードすることにより、国際経済秩序形成に参画する。また、OECD と東南アジアの関係強化を通じて、東南アジア外交を推進する。
施策の概要	昭和 39 年の OECD 加盟以来、日本は、OECD 条約第 20 条に基づき、加盟国の義務である分担金の拠出を行い、OECD の諸活動を支えている。 OECD は、この分担金により、経済・金融政策、貿易、投資、環境、持続可能な開発、教育、規制改革、税制、企業統治等の多岐にわたる分野において、先進的なルールづくり、分析・調査、政策の相互審査（ピア・レビュー）、情報・ノウハウの交換（ピア・ラーニング）、非加盟国・地域との協力等の諸活動を実施している。また、Ｇ７、Ｇ20 等に対しても質の高い分析等により貢献している。特に、Ｇ20 を通じて、BEPS（税源浸食及び利益移転）や鉄鋼の過剰生産能力問題等の世界経済が直面する課題への対処に貢献している。さらに、OECD は隔年で「対日経済審査報告書」を公表（最近では平成 31 年４月公表）、アベノミクスに対する評価や支持及び更なる構造改革の実施を提言する等、我が国の政策に対する有益なインプットも行っている。 また、分担金に加えて、日本が関心を有する OECD の主要プロジェクトの支援、日本と OECD の間の人物交流や各種セミナーの開催などの事業を行うことを目的として、日・OECD 協力拠出金を拠出している。本拠出金は、OECD 非加盟国へのアウトリーチ活動、貿易を始めとする経済・社会分野に関する分析等の取組、OECD の活動の日本国内における広報等に活用されている。例えば、OECD 非加盟国へのアウトリーチ活動支援は、非加盟国・地域（中国・東南アジア、中東・北アフリカ（MENA）及びアフリカ等）の貿易・投資、開発に関する重要な経済政策、また、贈賄防止等のための国内改革に、OECD の幅広い分野における知見や経験を活用し、OECD の質の高いスタンダードの普及を推進するものであり、これらの非加盟国・地域に進出する日本企業の公平な競争条件の確保に資するほか、我が国とこれらの非加盟国・地域との関係強化にもつながる。
関連する内閣の重要政策	・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日） 積極的な経済外交の推進

施策の予算額・執行額等（OECD 分担金）

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
予算の状況（百万円）	当初予算(a)	3,533	3,261	3,186	3,051
	補正予算(b)	0	0	0	
	繰越し等(c)	0	0	0	
	合計(a＋b＋c)	3,533	3,261	3,186	
執行額(百万円)		3,533	3,261	3,186	

同（日・OECD協力拠出金）	区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	55	55	35	33
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	55	55	35	
	執行額(百万円)		55	55	35	

（注）本欄以下の記載欄は評価対象分担金・拠出金に係るものであり、施策全体に係る「施策の予算額・執行額等」は、「作成にあたって使用した資料その他の情報」欄に記載した。

評価結果（注１）	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）相当程度進展あり（Ｂ）	（判断根拠）主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。
	測定指標の平成30･令和元年度目標の達成状況(注２)	＊１　OECDを通じた経済外交の推進	b
		＊２　OECDと東南アジアとの関係強化	b
		３　日本人職員増強（専門職以上における日本人職員の割合）	b

(注１)評価結果については、以下の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注２)「測定指標の平成30･令和元年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び平成30･令和元年度目標の達成状況を列挙した。「＊」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	（外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見） ・測定指標３（日本人職員増強）の「次期目標等への反映の方向性」において、令和２年度の到達目標を「直近過去５年間の最高の水準」として「4.64%」としているが、これは令和元年度の実績値である。測定指標が「日本人職員増強」であり、評価書においても「日本人職員（専門職以上）の割合を着実に増加させる」としているからには、さらには目標値の原則（ambitiousであること）に基づけば、目標値を現状維持の水準ではなく、実現可能なレベルの上方に（目標値の原則：achievable）設定した方が望ましい。 ・「３　日本人職員増強（専門職以上における日本人職員の割合）」について、「全職員数に占める日本人職員（専門職以上）の割合を着実に増加させる。」とあるが、具体的にどのような方策をとりうるのかという点が重要であると思われる。 ・「経済及び社会分野の国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価」するにあたり、多岐にわたる活動があるなかOECDに絞って評価すること自体に異議はない。その評価の際、ルール形成、東南アジアとの関係、日本人職員数にまたがり評価することにもそれなりの妥当性があると考える。しかし、多岐にわたる全体におけるOECD関連活動の位置づけが不明で、結果として（経済及び社会分野の）全体への手がかりが持てない中での評価を強いられているのは問題である。 ・併せて、数年かけてどの程度全体像に迫れるのか、（評価対象ローテなどの）予定が書きこまれていると、当該（年の）評価対象が恣意的でなく体系的な見通しの中で選ばれているのが分かるだろう（この最後の点は、Ⅶ－１、３にも当てはまる）。

担当部局名	経済局	政策評価実施時期	令和２年９月

測定指標１　OECD を通じた経済外交の推進　＊

中期目標（--年度）

OECD の各分野の委員会や事業に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジアを始めとする非加盟国との関係強化などの分野において、我が国の考えを反映させ、国際経済・社会分野でのルール策定を主導する。

平成 30 年度目標

平成 30 年度 OECD 閣僚理事会（「多国間主義」について議論）において、質の高いインフラの国際スタンダード化に向けた作業の推進や、公平な競争条件の確保（WTO を中核とする多角的貿易体制の維持・強化、鉄鋼・アルミ・造船の過剰生産能力問題、輸出信用・国有企業の規律等）等の分野において、日本にとって有効な提言・結論が出るよう議論を積極的に主導する。

施策の進捗状況・実績

平成 30 年度 OECD 閣僚理事会において、日本から主に以下の点について強調した。同理事会の成果文書として、これらの日本の主張がしっかりと反映された「議長声明」が発出された。

・（貿易・投資）保護主義との闘い。自由で開かれた経済の維持・強化の重要性。
・（公平な競争条件の確保）貿易をめぐる緊張の背景にある、不公平な競争条件への対応の重要性。特に鉄鋼・造船等の過剰生産能力問題の根本原因である、政府・国有企業による市場歪曲的措置への対応の必要性。
・（質の高いインフラ）「開かれ、誰もが公平に利用可能な、質の高いインフラ」が包摂的かつ持続可能な成長に果たす役割。質の高いインフラの国際スタンダード化の重要性。

令和元年度目標

日本が議長国を務めるＧ20 プロセスも踏まえつつ、OECD 閣僚理事会（「デジタル化」が主たるテーマ）において、データ・ガバナンス、貿易、質の高いインフラ等の分野において、日本にとって有効な提言・結論が出るよう議論を積極的に主導する。

施策の進捗状況・実績

令和元年度 OECD 閣僚理事会に河野外務大臣ほかが出席し、日本から、データの自由な流通の促進、質の高いインフラ投資の国際スタンダード化、自由で公平な貿易の維持・強化、その前提となる公平な競争条件の確保・市場歪曲的措置の除去等の重要性、ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化のための WTO 改革に関する問題意識・立場等を主張した。これらの日本の主張の多くが、同理事会後に発出された「議長声明」に反映された。

これらデジタル化やイノベーション、貿易、開発等は、日本が議長国を務めるＧ20 の優先課題であり、その後に続くＧ20 貿易・デジタル経済大臣会合、Ｇ20 大阪サミットに向けて、これらの課題に関する日本の考え・立場を高いレベルで発信し、弾みをつけることができた。

平成 30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標２　OECD と東南アジアとの関係強化　＊

中期目標（--年度）

OECD の知見を活用し、我が国が強い結びつきを有する東南アジアの国内改革や地域統合を後押しし、東南アジアが OECD の質の高い基準を満たすことを通じ、同地域からの将来的な OECD 加盟申請を促す。

平成 30 年度目標

１　OECD の知見を活用し、我が国が強い結びつきを有する東南アジアの国内改革や地域統合を後押しすることも望ましい国際経済社会の形成に大きく寄与するところ、東南アジア地域プログラム（SEARP）を推進していく。具体的には、SEARP 前共同議長、また、平成 30 年３月の SEARP 閣僚会合で立ち上げたビューロー（共同議長の補佐役）のメンバーとして、新共同議長（韓国及びタイ）をサポートし、SEARP の更なる活性化を促進する。
２　SEARP やタイ国別プログラム等の支援を通じ、東南アジアの国々に対して将来的な OECD 加盟への関心を喚起する。
３　上記取組を通じて、東南アジアが加入する OECD 法的文書（legal instruments）の件数を平成 29

年末の 50 から 55 以上に増加させる。

施策の進捗状況・実績

1　SEARP 前共同議長及びビューローのメンバーとして、日本として重視している OECD における東南アジアへのアウトリーチに係る議論を主導した。SEARP において、租税、投資、教育・スキル、中小企業、規制改革、貿易等の分野で、東南アジア諸国との政策対話を進められ、日本も関連会合の参加や財政面の支援等を通じて強力に後押しした。東南アジア諸国の間においても、インドネシアやタイといった地域の主要国を中心に、OECD との協力を通じた国内改革、市場環境の改善等に対する関心が高まり、協力の機運が生まれた。日本としては、東南アジア諸国の将来的な OECD 加盟も視野に、OECD と東南アジアの関係強化のモメンタムを戦略的に活用し、支援を行った。

2　平成 31 年３月の SEARP 地域フォーラム（於：パリ）に山田外務大臣政務官が出席し、東南アジアの連結性に関し、OECD による質の高い政策提言や勧告、政策対話の場の提供といった支援の重要性や、「質の高いインフラ」の促進を含む日本のこれまでの取組を発信した。地域フォーラムへの東南アジア諸国側の出席者も、フォーラム立ち上げ当初は副大臣級が１～２名であったが、今次フォーラムでは５～６名と、関心の高まりが看取された。「ASEAN 経済共同体（AEC）ブループリント 2025」にも見られるとおり、ASEAN として OECD を戦略的協力機関と位置づけ、統合プロセスにおける知見及び専門知識の共有への期待を表明しており、OECD としても、SEARP や国別プログラム等のテイラーメイドの支援を通じ、「OECD スタンダード」の普及を図ることにより、東南アジア地域の経済発展に貢献した。特に、平成 30 年に国別プログラムが開始されたタイでは、将来的な OECD 加盟審査時に加入が求められる３つの OECD 法的文書に沿って国内改革が進められている。同国は、次回地域フォーラムを閣僚級で自国開催することにも意欲を示す等、将来的な加盟も見据えて OECD との関係を強化している。また、現在、ベトナムの国別プログラムの開始も検討されている。

3　東南アジアが加入する OECD 法的文書は、平成 30 年末時点で 50 であり、平成 29 年末から増加はなかった。

令和元年度目標

1　SEARP 前共同議長、また、平成 30 年３月の SEARP 閣僚会合で立ち上げたビューロー（共同議長の補佐役）のメンバーとして、現共同議長（韓国及びタイ）をサポートし、SEARP の推進及び更なる活性化を促進する。

2　SEARP や国別プログラム等の支援を通じ、東南アジアの国々に対して将来的な OECD 加盟への関心を喚起する。

3　上記取組を通じて、東南アジアが加入する OECD 法的文書（legal instruments）の件数を平成 30 年末の 50 から 55 以上に増加させる。

施策の進捗状況・実績

1　SEARP 前共同議長及びビューローのメンバーとして、日本として重視している OECD における東南アジアとの関係強化に係る議論を引き続き主導した。令和元年度 OECD 閣僚理事会においても、河野外務大臣から、東南アジア諸国の将来的な OECD 加盟を見据えた、関係強化の重要性について発信した。

　SEARP では、租税、投資、教育・スキル、中小企業、規制改革、持続可能なインフラ、貿易等の分野で、東南アジア諸国との政策対話が継続して行われており、日本も関連会合への参加や財政面の支援等を通じて、対話を強力に後押しした。東南アジア諸国の側でも、インドネシアやタイといった地域の主要国を中心に、国内改革の推進や市場環境の改善等における OECD の知見の活用が進みつつある。

2　「ASEAN 経済共同体（AEC）ブループリント 2025」にも見られるとおり、ASEAN として OECD を戦略的協力機関と位置づけ、統合プロセスにおける知見及び専門知識の共有への期待を表明しており、OECD としても、SEARP や国別プログラム等のテイラーメイドの支援を通じ、「OECD スタンダード」の普及を図ることによる、東南アジア地域の経済発展に貢献した。平成 30 年に開始されたタイの国別プログラムは順調に進捗している。また、ベトナムを次期国別プログラムの候補国とすることが決定された。次回地域フォーラムは令和２年７月に開催予定であり、タイが自国開催に向けて OECD 事務局及び加盟国と調整を行っている。

3　東南アジアが加入する OECD 法的文書は、令和元年末時点で 54 であり、平成 30 年末から着実に増加した。

平成 30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標３　日本人職員増強（専門職以上における日本人職員の割合）					
中期目標値	平成 30 年度		令和元年度		平成 30・令和元年度目標達成状況
--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
－	4.62%	4.34%	4.62%	4.64%	b

評価結果

施策の分析

【測定指標１　OECD を通じた経済外交の推進　＊】

OECD の各分野の委員会での議論や事業に積極的に参加するとともに、OECD の重要課題・政策について議論する OECD の最重要会議である OECD 閣僚理事会において、我が国として重視する貿易・投資、公平な競争条件の確保、質の高いインフラ等について我が国の考えを発信し、会議の成果物にしっかりと反映させることができた。なお、OECD は教育、雇用、環境等、幅広い経済・社会的課題を扱っているため、こうした成果を得たことは、日頃からの関係府省庁との密接なコミュニケーション・連携によるところが大きかったと考える。

また、世界経済の成長センターとしての東南アジアの重要性の高まりを受け、加盟国 37 か国のうち 26 か国が欧州という欧州中心の性格が強い OECD において、東南アジアとの関係強化や東南アジアの将来的な OECD 加盟の重要性を継続的に主張し、責任ある加盟国としてリーダーシップを発揮したことは、東南アジアを始めとする非加盟国との関係強化だけでなく、OECD における我が国のプレゼンス強化の面でも効果があった。

さらに、近年 OECD はＧ20 との連携を強化しているが、特に令和元年は、日本が議長国を務めたＧ20 大阪サミットに向けて OECD との協力が強化され、日本が重視するデータ流通を含むデジタル経済、質の高いインフラ投資、自由で開かれた貿易等の分野で、OECD から有意義なインプットが得られたことは、OECD を通じた経済外交推進の観点から大きな意義があった。

【測定指標２　OECD と東南アジアとの関係強化　＊】

平成 26 年に日本が主導する形で設立された OECD 東南アジア地域プログラム（SEARP）に、初代共同議長国及びビューローのメンバーとして継続的にコミットし、関連会合への参加や財政面の支援等を通じて OECD と東南アジアとの関係強化に貢献した。タイの国別プログラム開始、ベトナムの次期国別プログラム候補国の決定、東南アジアが加入する OECD 法的文書の増加等に見られるように、東南アジアの将来的な OECD 加盟を見据えたアウトリーチが着実に強化され、右を通じて同地域の経済統合や国内改革を後押ししたことは、OECD の活動目的の達成への寄与や、望ましい国際経済秩序形成の観点から有意義であった。

【測定指標３　日本人職員増強（専門職以上における日本人職員の割合）】

平成 30 年度の実績は、目標値に僅かに届かなかったものの、令和元年度の実績は 4.64%（JPO を含む）であり、目標値（4.62%）を達成した。右は、OECD における日本のプレゼンス向上の観点から有意義であった。なお、こうした成果を得たことは、日本人職員増強の必要性について政務レベルから累次の機会に OECD 側に協力を要請したこと、OECD 事務局から人事担当者が訪日した際に政府関係者との意見交換やキャリアセミナー等を外務省との協力の下、実施したこと等によるところが大きかったと考える。

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**

OECD は、政治・軍事を除く経済・社会の極めて広範な分野を扱う「世界最大のシンクタンク」として政策提言を行っているほか、各種委員会等で行われる議論を通じて、国際的な規範を形成している。
経済政策、規制、貿易・投資、環境・持続可能な開発等に加え、近年はデジタル化や質の高いインフラ等、世界各国が共通に抱えることが見通される新たな諸課題についても情報交換・政策調整が行われており、新たなルールに我が国の意向を反映させる場として積極的に活用することが重要である。我が国としては、OECD への拠出により、加盟国の経済成長、途上国経済の発展、自由貿易の拡大といった OECD の活動を支援するとともに、OECD の議論に積極的に参加し、また、議論をリードすることにより、国際経済秩序形成に参画し、我が国の考えを反映させることが重要である。

また、経済分野におけるアジアの存在感が増す中、日本の主導により立ち上げられた東南アジア地域プログラム（SEARP）等の推進を通じて、同地域における OECD の活動を強化することは、経済環境の改善を通じて我が国企業の活動支援にもつながるとの観点から重要である。

以上より、上記の施策目的の設定は適切であり、今後も現行の施策目標を維持する。なお、本施策は、施策 II-２に組み込むものとする。

【測定指標】

１　OECD を通じた経済外交の推進　＊

OECD の各分野の委員会や事業に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジアを始めとする非加盟国との関係強化などの分野において、我が国の考えを反映させ、国際経済・社会分野でのルール策定を主導する。令和２年 OECD 閣僚理事会（持続可能な成長のための統合政策アプローチが主たるテーマ）においては、デジタル化、貿易・投資、環境、質の高いインフラ等の分野に関し、日本にとって有効な提言・結論が出るよう、副議長国として議論を積極的に主導する。

２ OECD と東南アジアとの関係強化　＊

OECD の知見を活用し、我が国が強い結びつきを有する東南アジアの国内改革や地域統合を後押しすることも、望ましい国際経済社会の形成に大きく寄与するところ、東南アジア地域プログラム（SEARP）を引き続き推進していく。また、SEARP や国別プログラム等の支援を通じ、東南アジアの国々に対して将来的な OECD 加盟への関心を喚起する。

３　日本人職員増強（専門職以上における日本人職員の割合）

上記の目的を達成するためには、OECD における日本のプレゼンス向上が必要であり、日本人職員増強はそのための一つの有効な手段であるため、OECD における日本人職員の採用拡大に向けた取組（日本人職員増強の必要性について機会を捉えて様々なレベルから OECD 側に協力を要請することや、キャリアセミナーの実施等）を実施し、全職員数に占める日本人職員（専門職以上）の割合を着実に増加させる。なお、令和２年度については、全職員数に占める日本人職員（専門職以上）の割合の到達目標を、直近過去５年間の最高の水準（4.64%、JPO を含む）とする。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
経済協力開発機構（OECD）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page2_000009.html）

（参考）本施策全体の予算額・執行額等は、次のとおりである。

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
予算の状況（百万円）	当初予算(a)	11,518	10,664	10,511	9,550
	補正予算(b)	0	0	0	
	繰越し等(c)	0	0	0	
	合計(a＋b＋c)	11,518	10,664	10,511	
執行額(百万円)		11,435	10,578	10,502	

（項）国際分担金其他諸費のうち、（事項）経済協力に係る国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費、（事項）国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費の合計である。

施策Ⅶ-３　国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

令和２年度政策評価書

（外務省１－Ⅶ－３）

施策名	**国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献** 本施策評価は、地球規模の諸問題に係る国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するものであり、「**分担金・拠出金を通じ地球規模の諸問題を所掌する国際機関の活動を推進することにより、我が国がグローバル化に即応したルール作りと地球規模の諸問題の解決に向けたリーダーシップを発揮する**」ことを施策目標としている。本施策の達成手段となっている分担金・拠出金の拠出対象となる国際機関の活動は多岐にわたっており、対象となる地球規模の諸問題に係る分担金・拠出金のうち、主要な国際機関への分担金・拠出金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。今次は、**国際移住機関（IOM）分担金、IOM 拠出金及び IOM 拠出金（人身取引被害者の帰国支援事業）**の評価を実施する。 なお、本施策の目標を達成するための、同分担金・拠出金以外の分担金・拠出金は「令和元年度外務省政策評価事前分析表」の「達成手段」欄に記載した。これら分担金・拠出金は、基本目標Ⅰ～Ⅵの関連する施策（同「達成手段」欄の「達成手段名」欄に施策番号を記入）の実施に資する達成手段ともなっているところ、これら施策の評価も併せて参照願いたい。
評価対象分担金・拠出金名（注）	**国際移住機関（IOM）分担金、IOM 拠出金、IOM 拠出金（人身取引被害者の帰国支援事業）**
施策目標	**国際移住機関（IOM）を通じた女性支援も含めた移民、難民、国内避難民、被災者、人身取引被害者等に対する人道支援により、我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標(SDGs)の達成を促進する。**
施策の概要	世界的な人の移動（移住）を専門に扱う唯一の国連関係機関である IOM は、「正規のルートを通して、人としての権利と尊厳を保障する形で行われる人の移動は、移民と社会の双方に利益をもたらす」という基本理念に基づき、主に紛争・自然災害への対応（難民・国内避難民等への支援）、出入国・国境管理能力の強化、海外在住専門家の帰国支援、移住に関する調査・研究等を行っている。我が国は、IOM に対する拠出及び IOM の主要意思決定機関である IOM 総会への積極的な参画等により、移民・難民等に対する人道支援という地球規模の諸問題の解決に向けた取組に貢献する。
関連する内閣の重要政策	・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日） 地球規模課題の解決への一層積極的な貢献 ・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年６月 15 日） 第２章７．（１）①外交

施策の予算額・執行額等（IOM 分担金）

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
予算の状況（百万円）	当初予算(a)	598	603	615	527
	補正予算(b)	0	0	0	
	繰越し等(c)	0	0	0	
	合計(a＋b＋c)	598	603	615	
執行額(百万円)		598	603	615	

同（IOM 拠出金）

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
予算の状況（百万円）	当初予算(a)	0	0	0	0
	補正予算(b)	3,350	3,021	2,501	
	繰越し等(c)	0	0	0	
	合計(a＋b＋c)	3,350	3,021	2,501	
執行額(百万円)		3,350	3,021	2,501	

同（IOM 拠出金）（人身取引被害者の帰国支援事業））

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
予算の状況（百万円）	当初予算(a)	23	23	15	13
	補正予算(b)	0	0	0	
	繰越し等(c)	0	0	0	
	合計(a＋b＋c)	23	23	15	
執行額(百万円)		23	23	15	

（注）本欄以下の記載欄は評価対象分担金・拠出金にかかるものであり、施策全体にかかる「施策の予算

額・執行額等」は、「作成にあたって使用した資料その他の情報」欄に記載した。

評価結果（注１）	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 相当程度進展あり（B）	（判断根拠） 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。	
	測定指標の平成 30･令和元年度目標の達成状況（注２）	＊１　IOM への拠出を通じた人の移動の問題改善の促進		b
		＊２　日・IOM 間のパートナーシップ強化		b
		＊３　人身取引の撲滅に向けた国際協力の推進		b
		４　日本人職員増強（専門職以上における日本人職員の割合及び日本人職員数）		b

（注１）評価結果については、以下の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

（注２）「測定指標の平成 30･令和元年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び平成 30･令和元年度目標の達成状況を列挙した。「＊」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	（外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見） ・「４　日本人職員増強（専門職以上における日本人職員の割合及び日本人職員数）」について、「IOM の日本人職員数及び幹部ポストの日本人職員数を増加させるべく、今後も引き続き、IOM と協力しつつ、有能な人材の発掘・育成に向けた取組を継続していく。」とあるが、具体的にどのような方策をとりうるのかという点が重要であると思われる。 ・地球規模の諸問題に係る国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価」するにあたり、多岐にわたる活動があるなか IOM に絞って評価すること自体に異議はない。その評価の際、ルール形成、東南アジアとの関係、日本人職員数にまたがり評価することにもそれなりの妥当性があると考える。しかし、多岐にわたる全体における IOM 関連活動の位置づけが不明で、結果として（地球規模の諸問題）全体への手がかりが持てない中での評価を強いられているのは問題である。

担当部局名	国際協力局、総合外交政策局	政策評価実施時期	令和２年９月

測定指標１　IOMへの拠出を通じた人の移動の問題改善の促進　＊

中期目標（--年度）

国際的な目標である持続可能な開発目標（SDGs）の目標５「ジェンダー平等を実現しよう」(5.2：人身取引や性的搾取等の排除)、目標８「働きがいも経済成長も」(8.7：強制労働の根絶、人身取引及び児童労働の撲滅)、目標10「人や国の不平等をなくそう」(10.7：よく管理された移住政策の実施)、目標16「平和と公正をすべての人に」(16.2：子どもに対する虐待、搾取、取引等の撲滅)、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」(17.17：官・民・市民社会のパートナーシップを奨励・推進）等に寄与するIOMの取組を通じ、地球規模の諸問題の解決に向けた国際社会の取組に貢献する。

平成30年度目標

IOMを通じた中東やアフリカを始めとする深刻な人道危機が発生している地域における脆弱な難民・国内避難民の保護支援、国境管理強化支援、難民・国内避難民のホストコミュニティ安定化支援等の実施により、難民・国内避難民等の深刻な人道状況の改善を促進する。

施策の進捗状況・実績

IOMは平成30年中、164か国において約3,000万人を対象に、避難民支援、元戦闘員の社会復帰支援、コミュニティ支援、第三国定住・帰還・緊急帰国などの移送支援、移民に対する健康診断支援などの人道支援を実施した。平成30年度当初予算編成時には予見不可能だった緊急性を要する事案に対しては、平成30年度補正予算による拠出を通じて、中東・北アフリカ、サブサハラ・アフリカ及びアジアの、特に治安上の問題等から我が国の援助機関による活動が限定的な国・地域（アフガニスタン、イエメン、トルコ、イラク、コートジボワール、ガンビア、ニジェール、モーリタニア、ベナン、南スーダン、ウガンダ、ケニア、マリ、ブルンジ、レソト、ソマリア、エチオピア及びバングラデシュ）で、干ばつ等の自然災害の被災者への緊急人道支援、保健支援、大規模な人の移動への対応としての国境管理支援、人身売買撲滅・不法移民対策支援、若者や女性の避難民や帰還民に対する職業訓練を通じた雇用促進を通じた生計向上等の支援、避難民を受け入れているホストコミュニティ支援等、社会安定化を図る事業を実施した。我が国は、IOMが平成30年中に実施したSDGsに貢献する1,200件以上の案件（案件総額は約15億ドル）のうち、27件（約4,000万ドル）を支援し、例えばケニアでは、SDGsの目標１、４、５、８、10、16及び17に該当する国境管理支援やコミュニティ安定化支援、トルコでは、SDGsの目標８、10及び11に該当するコミュニティ安定化支援や生計支援等を実施し、中期目標に掲げるSDGsの目標5.2、8.7、10.7、16.2、17.17等の着実な実施を進めた。

IOMはSDGs推進のため、「2030開発アジェンダ：実施のためのガイド」を作成し、ワークショップ（７月の「アラブ地域における移住とSDGs：能力向上のためのワークショップ」（於：エジプト）及び10月の「プエブラ・プロセス参加国の2030開発アジェンダにおける移住の主流化ワークショップ」(於：パナマ)）で参加国に共有しつつ、移住と開発、人材育成等におけるSDGsの進め方や、政策目標におけるSDGsについての指標設定等についての研修や議論を行った。エジプトでのワークショップにはアラブ地域13か国、パナマでのワークショップには、中南米・カリブ海地域等の９か国の政府関係者が参加し、各国の移住に関する施策をSDGsの取組に統合することについての理解を深めた。

またIOMは国連開発計画（UNDP）とともに、2030開発アジェンダやSDGsの実施について、107か国に対して各国の開発計画における移住課題の主流化を支援する事業を実施した。例えばエクアドル、ガーナ、エチオピア等では、政府による人の移動に関する計画策定や法制度の整備、関連データの収集や事業の達成状況のモニタリング・評価についての研修を支援した。

普遍的に保健分野の支援を広めるためのユニバーサル・ヘルス・カバレッジの分野では、ブルガリア、クロアチア、キプロス、ギリシャ、イタリア、スロベニア及びセルビアの７か国で、欧州への移民の電子健康記録を通じて、それまでの移民の治療記録や診断記録、予防接種、投薬治療の記録が、移民の受入地域にも共有され、受入地域での対応の円滑化を図るための支援が実施された。

さらにIOMは、SDGsの目標8.7（強制労働の根絶、人身取引及び児童労働の撲滅）の実現に向けて、国連児童基金（UNICEF）及び国際労働機関（ILO）と共に立ち上げたAlliance8.7において、移住アクショングループの共同議長をUNICEFと務め、11月には、同アクショングループの初会合となるAlliance8.7戦略計画ワークショップをUNICEFと共催し、活動計画の策定や優先課題を整理するなど、SDGs推進のための支援を積極的に進めた。

令和元年度目標

IOMを通じた中東やアフリカを始めとする深刻な人道危機が発生している地域における脆弱な難民・国内避難民の保護支援、国境管理強化支援、難民・国内避難民のホストコミュニティ安定化支援等の実施により、難民・国内避難民等の深刻な人道状況の改善を促進する。

施策の進捗状況・実績

IOM は令和元年中、約 1,530 万人を対象に人道支援を実施した。具体的には 21 か国で 280 万人の国内避難民・難民・移民に対する難民キャンプの調整・運営、23 か国で 560 万人に対する水・衛生支援、44 か国で 410 万人に対する仮設住宅や非食料品の提供、38 か国で 280 万人に対する緊急医療支援等を実施した。また国内避難民・難民・移民を受け入れたコミュニティの住民に対しては病院施設におけるリハビリ及び性的暴力の被害者対策支援を実施した。

令和元年度当初予算編成時には予見不可能だった緊急性を要する事案に対しては、令和元年度補正予算による我が国拠出を通じて、中東・北アフリカ、サブサハラ・アフリカ及びアジア、特に治安上の問題等から我が国の援助機関による活動が限定的な国・地域（アフガニスタン、イエメン、イラク、ウガンダ、エジプト、ガンビア、ギニア、ケニア、コートジボワール、ジブチ、シリア、ジンバブエ、スーダン、ソマリア、タンザニア、チャド、トルコ、バングラデシュ、ブルキナファソ、ブルンジ、マダガスカル、マリ、南スーダン、モーリタニア、モザンビーク、モロッコ、ヨルダン、リビア、ルワンダ、レソト及びレバノン）で、テロ対策の一環として適切な入国審査を行うための国境管理支援、エボラ出血熱や新型コロナウィルス等の感染症の予防・対策を行うための入国時の検疫や健康管理を行う保健分野での国境管理支援、人身取引や性的暴力の被害者に対する支援、避難民等に対する医療支援、自然災害の被災者への支援、避難民とホストコミュニティとの関係構築支援等、国や社会の安定を図る事業を実施した。我が国は、IOM が令和元年に実施した持続可能な開発目標（SDGs）達成に寄与する事業のうち、約 2,200 万ドルを支援し、例えばルワンダでは、SDGs の目標３、６及び 10 に該当するエボラ出血熱及び新型コロナウィルスに対する予防と準備のための支援、レソトでは SDGs の目標５、８、10、16 に該当する人身売買被害者への支援等を実施し、中期目標に掲げる SDGs の目標 8.7、10.7、17.17 等の着実な実施を進めた。

IOM は SDGs 推進のために作成した「2030 開発アジェンダ：実施のためのガイド」を踏まえ、４月にタンザニアで国家統計院、財務計画省等の政府関係者に対し、移住への対応と SDGs の推進についてのワークショップを実施。移住への対応と SDG s をどのように結びつけ、それをモニタリングし、報告していくかについての研修を行った。

また 11 月には、SDGs の目標 8.7（強制労働の根絶、人身取引及び児童労働の撲滅）の実現に向けて、国連児童基金（UNICEF）及び国際労働機関（ILO）と共に立ち上げた Alliance8.7 の下で ILO、OECD 及び UNICEF と共にグローバル・サプライ・チェーンにおける人身取引と児童労働について国連で初めてとなる報告書を発表した。この報告書では、人身取引と児童労働をなくすために政府の果たすべき役割や広範囲な予防のアプローチなどにも触れられたものとなっており、これまでの Alliance8.7 の活動の集大成となっている。

平成 30･令和元年度目標の達成状況： b

測定指標２　日・IOM 間のパートナーシップ強化　＊

中期目標（--年度）

我が国が重視する人道支援、女性支援の取組等を推進するとともに、SDGs の達成に貢献するため、IOM との連携・協力を強化する。

平成 30 年度目標

IOM を通じたグローバルな人道危機の問題の解決に貢献するため、以下の取組等により IOM との連携強化を図る。

１　IOM 幹部の訪日を通じたハイレベルでの協議の実施
２　国連移住グローバル・コンパクトを始めとする国際会議における協力
３　日本企業や日本の NGO との連携促進

施策の進捗状況・実績

１　平成 30 年度中は、IOM 事務局長選挙及び新事務局長就任後の内部の組織再編が行われたこともあり、IOM 幹部の訪日はなかったが、12 月に鈴木外務大臣政務官が「国連移住グローバル・コンパクト採択会合」出席のためモロッコを訪問した際、10 月に就任したヴィトリーノ事務局長と意見交換を実施し、同事務局長の下での新体制においても、人道支援において引き続き日・IOM で緊密に連携していくことを確認した。

２　「国連移住グローバル・コンパクト」は、世界中で大規模に発生している移住・移民に関する課題

解決のための国際的協力枠組みを初めて策定するものであり、移住・移民への対応等をめぐり各国で意見が対立したが、日本は、平成 30 年度中に６回開催された移住グローバル・コンパクトに関する政府間交渉に参加し、日本のみならず多くの国が受入れ可能な文言にするよう要請するなど、同コンパクト策定のための議論に貢献した。同コンパクトには、日本が提案した文言の修正が反映され、12 月に採択された。こうした策定プロセス全般において、IOM は、国連で同コンパクトを主導している国際移住担当事務総長特別代表や国連諸機関と連携し、移住に関する専門的知見を提供し、政府間交渉の議題設定や、各国政府の要請を踏まえた案文調整等に協力した。

また、日本は、平成 31 年１月からの同コンパクトの実施・フォローアップにおいて IOM が中心的な役割を果たすことを支持した。その働きかけもあり、国際移住担当事務総長特別代表は、同コンパクトの実施・フォローアップを行うために設置された国連移住ネットワークの調整役を IOM が務め、IOM 事務局長が同ネットワークのコーディネーターとなるとの決定をした。

３　IOM は６月に外務省主催「国連ビジネス・セミナー」に参加した。IOM は日系企業との官民連携を積極的に進めており、平成 30 年２月までに、ケニア、ソマリア、シエラレオネ、エチオピア、モーリタニア、ルワンダ、イラク等で農業、漁業、医療・衛生、生活向上支援、国境管理支援などにおいて日系企業７社と協力していたが、平成 31 年３月までにこれらに加え、バングラデシュでの協力も開始され、また、エネルギー及び二輪自動車の分野で２社との協力が新たに開始されたことにより９社と協力することになった。また、平成 30 年２月までに、ヨルダン、ケニア及びチャドで日本の３NGO 団体と協力して支援事業を実施していたが、平成 31 年３月までに、これらに加えてウクライナでも協力が行われることになり、３NGO 団体と４か国で協力が行われることになった。

令和元年度目標

IOM を通じたグローバルな人道危機の問題の解決に貢献するため、以下の取組等により IOM との連携強化を図る。

１　IOM 幹部の訪日を通じたハイレベルでの協議の実施
２　日本への外国人受入れも含めた IOM との協力
３　日本企業や日本の NGO との連携促進

施策の進捗状況・実績

１　令和元年度においては、５月にヴィトリーノ事務局長が訪日、河野外務大臣を表敬訪問し、人道危機への対応において引き続き日・IOM で協力を強化していくことを確認した。また、12 月に鈴木外務副大臣が「グローバル難民フォーラム」出席のためジュネーブを訪問した際、ヴィトリーノ事務局長と意見交換を実施し、移民や移住及びその支援に関する世銀や IMF 等の国際金融機関との協力について意見交換を行うとともに、今後の難民や避難民の支援に向けて一層協力していくことで一致したほか、令和２年２月に尾身外務大臣政務官が「第 43 回人権理事会ハイレベル・セグメント」等に出席のためジュネーブを訪問した際、ヴィトリーノ事務局長と意見交換を実施し、引き続き IOM と緊密に連携していくことを確認した。

２　平成 17 年以降毎年、外務省と IOM との共催で「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」を実施してきたが、令和元年は 10 月に「外国人の受入れと社会統合のための国際フォーラム」（名称変更）を開催した。

また、近年、我が国においては、外国生まれの結核患者数が増加傾向にあり、主要先進国の多くは IOM との協力の下で結核の高蔓延国からの入国者に対する入国前のスクリーニングを実施していることを踏まえ、今後の日本での入国前結核スクリーニングの実施の検討について、IOM との意見交換を進めた。

３　８月の第７回アフリカ開発会議（TICAD７）においては、日本と IOM は人道と開発と平和の連携、アフリカの人材育成等の共通の課題への取組の促進に協力して取り組んだ。具体例として、IOM は TICAD７の際にサイドイベント「シンポジウム：人の移動と開発支援：IOM と日本企業及び移民コミュニティの連携～シエラレオネにおける活動～」において、日本の拠出によりシエラレオネにおいて実施中の人の移動が社会・経済発展にもたらす貢献のグッドプラクティスとしてシンポジウム形式でのプレゼンテーションを実施し、同事業における日本企業との連携についても紹介した。

４　日系企業との官民連携は確実に増加しており、平成 31 年３月までに、ケニア、ソマリア、シエラレオネ、エチオピア、モーリタニア、ルワンダ、イラク及びバングラデシュで日系企業９社と協力していたが、令和２年３月までにこれらの国でエネルギー及び教育の分野で２社との協力が新たに開始されたほか、ラオスで通信分野１社との協力が開始され、これまでに 12 社と協力している。また、シエラレオネでは日本貿易振興機構（JETRO）と協力し、移民による農業分野投資を促進するため日本企業との協力を進めた。さらに平成 31 年３月までにヨルダン、ケニア、チャド及びウクライナの

４か国で３NGO 団体との協力が行われていたが、令和２年３月までに、４か国で４NGO 団体と協力が行われた。

平成 30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標３　人身取引の撲滅に向けた国際協力の推進　＊
（本指標による評価対象は、「人身取引被害者の帰国支援事業」。）

中期目標（--年度）

人身取引被害者の適切な保護及び社会復帰支援を行うことを通じ、人身取引問題に対する啓発を図り、特に我が国及び周辺国における再被害を防止する。また、人身取引に関連する国際的な協力枠組みに積極的に参画する。

平成 30 年度目標

１　内閣総理大臣が主宰する犯罪対策閣僚会議において策定された「人身取引対策行動計画 2014」に基づき、我が国で人身取引被害に遭い、日本政府により保護された外国人被害者のうち、支援を希望する被害者全員に対する、母国への帰国支援及び帰国後の社会復帰支援を、政府関係機関や市民団体等と連携し円滑に実施し、被害者の迅速な被害回復及び経済的自立等を実現する。
２　密入国･人身取引及び関連する国境を越える犯罪に関するアジア太平洋の協力枠組みである「バリ・プロセス」（IOM が事務局）のウェブサイトの管理運営に対する支援実施により、同プロセスが策定する実務者向けガイドラインや、ワークショップの実施等に係る迅速な情報共有を行い、アジア太平洋地域の関係国の実務家の能力向上に貢献する。

施策の進捗状況・実績

１　政府関係機関や駐日各国大使館、市民団体及び IOM 各国事務所等が連携し、５人の外国人被害者を母国に帰国させ、帰国後も一時避難場所や法律支援の提供のほか、医療、教育、職業訓練等の支援を実施した。
２　本事業に関する拠出金のうちの１万ドルが､バリ･プロセスのウェブサイト管理費として活用され、同ウェブサイトを通じ、同プロセスのメンバー国・地域に対する実務者向けガイドラインの策定（平成 31 年３月）や、ワークショップの実施（５月、於：タイ）等に係る迅速な情報共有を行い、アジア太平洋地域の関係国の実務家の能力向上に貢献した。

令和元年度目標

１　「人身取引対策行動計画 2014」に基づき、我が国で人身取引被害に遭い、日本政府により保護された外国人被害者のうち、支援を希望する被害者全員に対する、母国への帰国支援及び帰国後の社会復帰支援を、政府関係機関や市民団体等と連携し円滑に実施し、被害者の迅速な被害回復及び経済的自立等を実現する。
２　「バリ・プロセス」（IOM が事務局）のウェブサイトの管理運営に対する支援実施により、同プロセスが策定する実務者向けガイドラインや、ワークショップの実施等に係る迅速な情報共有を行い、アジア太平洋地域の関係国の実務者の能力向上に貢献する。

施策の進捗状況・実績

１　政府関係機関や IOM 駐日事務所が、IOM 当該国事務所、当該駐日大使館、市民団体等と連携し、14 人の外国人被害者を母国に帰国させ、帰国後も一時避難のほか、医療やビジネス支援等の提供を実施した。
２　本事業に関する拠出金のうちの１万ドルが､バリ･プロセスのウェブサイト管理費として活用され、同ウェブサイトを通じ、同プロセスのメンバー国・地域・機関の高級実務者会合（７月、於：ベトナム）の結果報告（平成 30 年８月に開催された第７回地域閣僚会議の活動目標に沿った活動報告及び令和２年度中に開催が目指されている第８回地域閣僚会議に向けた活動方針の策定）や、移民の密入国ブローカーのネットワーク及び人身取引ネットワークに係る情報共有や対策に向けた協力等に関するメンバー国・機関による共同ワークショップの活動報告（12 月、於：タイ）等について、迅速な情報共有を行い、アジア太平洋地域の関係国の実務家の能力向上等に貢献した。

平成 30･令和元年度目標の達成状況：ｂ

測定指標４　日本人職員増強（専門職以上における日本人職員の割合及び日本人職員数）						
①日本人職員の割合 ②日本人職員数 （注）②は令和元年度から目標設定。	中期目標値	平成 30 年度		令和元年度		平成30･令和元年度目標達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	b
	－	①1.9%	①1.7% ②30 名	①1.8% ②32 名	①1.8% ②37 名	

評価結果

施策の分析

【測定指標１　IOM への拠出を通じた人の移動の問題改善の促進　＊】

1　我が国拠出により、アジア、アフリカ及び中東地域において、平成 30 年及び令和元年で 120 万人以上の国内避難民・難民・移民に対して、13 か国で、水・衛生支援、仮設住宅や非食料品の提供及び緊急医療支援を実施し、国内避難民・難民・移民等、自らの意志に反して移住を余儀なくされた脆弱な人々の置かれている状況改善を促進する成果が得られたと考えられる。

2　また我が国拠出により、難民や移民の入国に対応する国々の入国管理及び検疫分野での入国管理支援、人身取引や性的暴力の被害者に対する支援、避難民とホストコミュニティとの関係構築支援等を実施し、29 か国の国や社会の安定化に貢献した。これらの多分野にわたる人の移動の問題改善への取組は、我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標（SDGs）の達成、人道と開発と平和の連携を促進するとの目標を達成する上で効果があった。

3　IOM が発表したグローバル・サプライ・チェーンにおける人身取引と児童労働についての報告書は、SDGs の目標 8.7（強制労働の根絶、人身取引及び児童労働の撲滅）の実現に向けて、国連児童基金（UNICEF）及び国際労働機関（ILO）と共に立ち上げた Alliance8.7 のこれまでの活動の集大成となっており、この取組も、我が国が重要外交指針としている持続可能な開発目標（SDGs）を達成する上で効果があった。

【測定指標２　日・IOM 間のパートナーシップ強化　＊】

1　ヴィトリーノ事務局長の訪日を始めとするハイレベルでの要人往来は、日本と IOM の間で人道支援、SDGs の達成に向けた取組、女性支援等の重点課題についての意思疎通を向上させ、IOM を通じた日本の施策のより効果的な実施につながった。また、TICAD７への参加は、日本の民間企業等日本の政府以外のパートナーとの新たな連携の促進という観点から成果があり、日・IOM 間のパートナーシップ強化は相当程度の進展と判定した。

2　ヴィトリーノ事務局長訪日時の河野外務大臣との意見交換など、ハイレベルの要人往来の際に、日本が重視する難民・国内避難民支援や人道と開発の連携、IOM と我が国との連携強化、日本の民間企業との連携等について協議を行ったことは、具体的な事業の計画・実施への我が国外交政策の繁栄を促進する上で効果があった。

3　我が国が IOM との共催で「外国人の受入れと社会統合のための国際フォーラム」（10 月）を開催したこと、IOM との間で入国前結核スクリーニングについての意見交換を行ったことにより、我が国の外国人受入れにおいても IOM との間のパートナーシップを強化することができた。

4　IOM と日系企業や NGO との協力も積極的に進められており、人の移動に係る IOM の他分野での支援活動を踏まえ、教育、医療、エネルギー、通信及び農業と幅広い分野で日系企業との連携が進められた。日系企業は、グローバルなネットワークの下で活動を行う IOM との協力を進めることで、更に多くの国とのネットワークを構築することができるため、日系企業と IOM との連携が進められることにより、今後更に多くの国での日系企業が活動するための足掛かりが構築された意義は大きい。

【測定指標３　人身取引の撲滅に向けた国際協力の推進　＊】

1　我が国による拠出事業「人身取引被害者のための帰国・社会復帰支援プログラム」における平成 30 年度及び令和元年度の支援内容は、次のとおりである。平成 30 年度中、IOM を通じた支援により母国への帰国を望む５人（タイ国籍１人及びフィリピン国籍４人）が無事に帰国し、このうち２人に対し一時避難場所、１人に対し医療支援、１人に対し法的支援、５人に対し帰国後の社会復帰支援（例：家族統合、小売業経営、美容院経営等の初期投資及びノウハウの供与）が、それぞれ提供された。令和元年度中には、かかる IOM を通じた支援によって、母国への帰国を望む 14 人（全員フィリピン国籍）が無事に帰国し、このうち８人に対し一時避難場所、11 人に対し帰国後の社会復帰支援（例：家族統

合のほか、ビジネス支援として、畜産業経営、小売業経営、運送業経営等の初期投資及びノウハウの供与）の提供が行われた。

２ IOM駐日事務所は、平成30年３月に我が国政府と連携して実施している「人身取引被害者のための帰国・社会復帰支援プログラム」（平成17年から継続的に実施）において、駐日事務所が実施する支援の効果を測定し、課題を明らかにすることを目的として、帰国した支援対象者の心理社会的、社会的、及び経済的な観点から実施した追跡調査の結果等をまとめた報告書「人身取引被害を受けたフィリピン人被害者の出身国における社会復帰状況に関する追跡調査」を二言語（日英）で公表した。同調査は、平成29年から平成30年にかけて、本事業の裨益者（調査時点で合計307人）のうち約44%を占めるフィリピン人裨益者に質問票を送付して得られた回答（有効回答率88%）に加え、さらに回答者の中から抽出した６人に面接調査を実施して聴取した内容に基づき作成された。その結果、社会復帰支援については、同支援期間（１年間）終了後のサービスや他団体への支援委託、本人以外の家族に対するサポートを求める声もあったが、帰国支援については 90%以上の回答者によって有益であったとの評価を得た。この結果は、我が国とIOM駐日事務所等による支援事業が円滑かつ質の高い内容で実施されていることを裏付けるものであると言える。我が国及びIOMは、本報告書を通じて国内外の関係者に我が国の取組を広く周知した。こうした取組により、我が国が人身取引被害者の適切な保護及び社会復帰支援を行い、また、人身取引問題に対する啓発を図り、我が国及び周辺国における再被害を防止することにも貢献している。このように、現下の人身取引被害者の適切な保護・ケアを実施するに当たり、我が国として、専門性を有するIOMの取組を積極的に支援・連携したことは、非常に効果的かつ有益であった。

３　バリ・プロセス（IOMが事務局）のウェブサイトの管理運営に対する支援については、平成30年８月に開催された第７回地域閣僚級会議（我が国政府代表も出席）及び同会議にて決定された官民それぞれの行動計画や議長声明等が迅速に同ウェブサイトに掲載されたほか、そのフォローアップとしての取組として各メンバー国・機関・企業等が実施しているワークショップやその他活動成果等についても掲載され、密入国・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に関するアジア太平洋地域の関係国の実務家への迅速な情報共有が行われた。バリ・プロセスは、世界で人身取引事案件数が最も多いアジア地域において人身取引対策に特化した最大の国際枠組みであり、我が国の支援は、関連する実務家の能力向上やネットワーキング強化に資するものであり、人身取引に関連する国際的な協力枠組みを維持・強化する上で効果があった。

【測定指標４　日本人職員増強（専門職以上における日本人職員の割合及び日本人職員数）】

１　IOMでは平成21年から令和元年の10年で日本人職員は３倍以上となり、日本人職員増強の成果を上げている。こうした成果を得たことは、外務省が積極的に働きかけを続けてきたこと、また我が国がJPOを積極的にIOMに派遣したことにより、定着率（JPOのその後の国際機関での正規採用の割合）が100%に近く、IOMでは日本人職員数を増加させるために高い効果が得られた（IOMの我が国JPOの定着率は94.7%、国際機関における平均定着率は75.6%）。

２　こうした中、平成30年の実際の日本人職員数は30名、令和元年は目標達成人数が32名であったのに対し実際の職員数は37名となった。また日本人職員の割合も、IOMの専門職の全体数が平成30年の1,769名から令和元年には2,006名に増加したにもかかわらず、平成30年は1.7%、令和元年は1.8%となり、人数、割合共に確実な進展があったと判定した。

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)**】**

国連の中で唯一世界的な人の移動（移住）を専門的に扱う人道支援機関であるIOMは、「正規のルートを通して、人としての権利と尊厳を保証する形で行われる人の移動は、移民と社会の双方に利益をもたらす」という基本理念に基づき、主に紛争・自然災害への対応（難民・国内避難民等への支援）、出入国・国境管理能力の強化、海外在住専門家の帰国支援、移住に関する調査・研究等を行っている。

国境を越えて移住する人は世界の全人口の3.5%に相当する2億7,200人、難民の数は2,590万人、国内避難民の数は4,130万人と高い水準で推移しており、人々が尊厳を持ち、秩序ある安全な移住を行うために世界的に環境や制度を整備することが世界各国の喫緊の課題となっている。IOMの活動は、テロ対策等の実現に資するものであり、SDGsの達成にも資するものであるほか、深刻さを増す難民・国内避難民等の問題解決にも貢献することから、我が国としてもIOMと連携した支援の実施により、国際社会の一員として主要な責任を果たす必要がある。これらのことから、上述の施策目標の設定は適切であり、今後も現行の施策目標を維持する。

今後の我が国としてのIOMを通じた国際貢献に係る長期的な方向性として、SDGsで設定された17の開発指標のうち、特に目標５「ジェンダー平等を実現しよう」(5.2：人身取引や性的搾取等の排除)、目

標８「働きがいも経済成長も」(8.7：強制労働の根絶、人身取引及び児童労働の撲滅)、目標 10「人や国の不平等をなくそう」(10.7：よく管理された移住政策の実施)、目標 16「平和と公正をすべての人に」(16.2：子どもに対する虐待、搾取、取引等の撲滅)、目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」(17.17：官・民・市民社会のパートナーシップを奨励・推進) 等に寄与する IOM の取組を通じ、地球規模の諸問題の解決に向けた国際社会の取組に貢献する。

なお、本施策は、施策Ⅱ－１及び施策Ⅵ－１に組み込むものとする。

【測定指標】

１　IOM への拠出を通じた人の移動の問題改善の促進

上記の施策の分析のとおり、IOM を通じた、難民・国内避難民等の深刻な人道状況の改善を促進するための取組は、我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び実現可能な開発目標(SDGs)の達成を促進する上で極めて有効であり、今後とも IOM と連携し、深刻な人道危機が発生している地域における脆弱な難民・国内避難民の保護支援、国境管理強化支援、難民・国内避難民のホストコミュニティ安定化支援等の実施により、国家や社会の安定を強化していく。

２　日・IOM 間のパートナーシップ強化

上記の施策の分析のとおり、日・IOM 間のパートナーシップは、平成 30 年度及び令和元年度において目標に向け進展し、日本企業と IOM の間で、TICAD７においてもその重要性が指摘されるなど、IOM との間で政府のみならず日本の民間セクターとの協力強化も図られた。令和２年度はこの成果を踏まえ、日本が重視する人道支援、女性支援、防災分野等の取組を推進するとともに、SDGs の達成に貢献するため、日本の幅広いパートナーとの連携を更に拡充に取り組んでいく。

３　人身取引の撲滅に向けた国際協力の推進

上記の施策の分析のとおり、我が国の人身取引の撲滅に向けた国際協力の推進に係る取組において、同分野に知見を有する IOM との連携は不可欠であり、我が国の「人身取引行動計画 2014」及び国際約束である人身取引議定書を履行する上で非常に重要である。人身取引被害者（とりわけ外国人被害者）の適切な保護・ケア、そして再被害に遭うことなく安全に母国で社会復帰する支援の実施に当たっては専門性が必要であり、今後とも IOM と連携し、我が国内で認知された外国人人身取引被害者の保護・支援事業を通じて、被害者の人権の保護及び人身取引の再被害防止に向けた取組を継続していく。

４　日本人職員増強（専門職以上における日本人職員の割合及び日本人職員数）

上記の施策の分析のとおり、日本人職員増強に向けた取組は着実に進展している。IOM の日本人職員数及び幹部ポストの日本人職員数を増加させるべく、今後も引き続き、IOM と協力しつつ、有能な人材の発掘・育成に向けた取組を継続していく。具体的には、令和２年度の IOM の日本人職員数の目標を 41 名に設定する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
ヴィトリーノ国際移住機関事務局長による河野外務大臣表敬（令和元年５月 28 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007463.html)
鈴木外務副大臣のグローバル難民フォーラム出席（令和元年 12 月 25 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ha_er/page6_000468.html)
尾身外務大臣政務官のスイス訪問（結果）（令和２年２月 27 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page3_002815.html)
TICAD７公式サイドイベント
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/ticad7/pdf/program_ja.pdf?fbclid=IwAR2yvKZB8zJHvKPtaQsBqAPQtGKjJB2Io0BF43VOQJBHdBWXnlUFGveeA-0)
・IOM 駐日事務所ホームページ
(https://japan.iom.int/ja)
IOM 駐日事務所フェイスブック
(https://www.facebook.com/IOMJapan/posts/2430226273922806/)
・バリ・プロセスホームページ
(https://www.baliprocess.net/)

（参考）本施策全体の予算額・執行額等は、次のとおりである。

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
予算の状況（百万円）	当初予算(a)	35,721	32,098	30,516	37,309
	補正予算(b)	97,625	101,821	97,337	
	繰越し等(c)	0	0	9,946	
	合計(a＋b＋c)	133,346	133,919	137,799	
執行額(百万円)		133,307	133,813	137,752	

（項）国際分担金其他諸費のうち、（事項）経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費、（事項）国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費の合計である。